

東京都台東区地域防災計画

令和6年度 修正

〔本 編〕

東京都台東区防災会議

目次

| | | |
|--------------|---------------------------------|----------|
| 第 1 部 | 総 則 | 1 |
| 第 1 編 | 計画の方針 | 3 |
| 第 1 章 | 計画の目的及び前提 | 3 |
| 1 | 計画の目的 | 3 |
| 2 | 計画の前提 | 3 |
| 第 2 章 | 計画の構成 | 4 |
| 第 3 章 | 計画の習熟 | 4 |
| 第 4 章 | 計画の修正 | 4 |
| 第 2 編 | 台東区の概要 | 5 |
| 第 1 章 | 地勢等の概況 | 5 |
| 1 | 地勢 | 5 |
| 2 | 河川 | 5 |
| 第 2 章 | 世帯数と人口 | 6 |
| 1 | 住民基本台帳法に基づく台東区の世帯数と人口 | 6 |
| 第 3 章 | 地域危険度 | 6 |
| 1 | 調査の趣旨 | 6 |
| 2 | 危険度 | 6 |
| 3 | 台東区地域危険度（令和 4 年度に公表した第 9 回調査結果） | 7 |
| 第 4 章 | 液状化予想区域 | 7 |
| 第 5 章 | 浸水予想区域 | 7 |
| 第 6 章 | 土砂災害（特別）警戒区域 | 8 |
| 第 3 編 | 被害想定 | 9 |
| 第 1 章 | 基本的な考え方 | 9 |
| 第 2 章 | 台東区の被害想定 | 9 |
| 1 | 東京都の被害想定の方針 | 9 |
| 2 | 台東区の特徴 | 12 |
| 3 | 台東区の被害想定 | 13 |
| 第 4 編 | 修正の概要 | 15 |
| 第 5 編 | 減災目標 | 17 |
| 第 1 章 | 東京都における 10 年間の主な取組状況や社会環境の変化等 | 17 |
| 1 | 課題の抽出 | 17 |
| 2 | 今後の防災対策の充実強化に向けた基本認識 | 24 |
| 3 | 基本認識に基づく今後の取組の方向性 | 24 |
| 第 2 章 | 減災目標の設定 | 25 |
| 第 3 章 | 減災目標の達成に向けた取組 | 26 |

| | |
|----------------------------------|----|
| 第6編 複合災害への対応 | 29 |
| 第1章 はじめに | 29 |
| 第2章 複合災害に備え留意すべき事項 | 30 |
| | |
| 第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画） | 31 |
| 第1編 区等の基本的責務と役割 | 33 |
| 第1章 基本理念及び基本的責務 | 33 |
| 1 基本理念 | 33 |
| 2 基本的責務 | 33 |
| 第2章 区及び防災機関の役割 | 35 |
| 1 台東区 | 35 |
| 2 東京都 | 40 |
| 3 自衛隊 | 41 |
| 4 指定公共機関 | 41 |
| 5 指定地方公共機関 | 42 |
| 6 公共的団体 | 42 |
| 第2編 区民と地域の防災力向上 | 43 |
| 第1章 現在の到達状況 | 43 |
| 1 自助による区民の防災力向上 | 43 |
| 2 地域における共助の推進 | 43 |
| 3 マンション防災における自助・共助の構築 | 44 |
| 4 消防団の活動体制の充実 | 44 |
| 5 事業所による自助・共助の強化 | 44 |
| 6 ボランティア活動への支援 | 44 |
| 第2章 課題 | 45 |
| 1 自助による区民の防災力向上 | 45 |
| 2 地域における共助の推進 | 45 |
| 3 マンション防災における自助・共助の構築 | 45 |
| 4 消防団の活動体制の充実 | 46 |
| 5 事業所による自助・共助の強化 | 46 |
| 6 ボランティア活動への支援 | 46 |
| 第3章 対策の方向性 | 47 |
| 1 自助による区民の防災力向上 | 47 |
| 2 地域における共助の推進 | 47 |
| 3 マンション防災における自助・共助の構築 | 47 |
| 4 消防団の活動体制の充実 | 47 |
| 5 事業所による自助・共助の強化 | 48 |

| | | |
|------------|---------------------|-----------|
| 6 | ボランティア活動との連携体制 | 48 |
| 第4章 | 到達目標 | 49 |
| 1 | 自助による区民の防災力向上 | 49 |
| 2 | 地域における共助の推進 | 49 |
| 3 | マンション防災における自助・共助の構築 | 49 |
| 4 | 消防団の活動体制の充実 | 49 |
| 5 | 事業所による自助・共助の強化 | 49 |
| 6 | ボランティアの活動との連携体制 | 49 |
| 第5章 | 具体的な取組 | 50 |
| | 【予防対策】 | 50 |
| 1 | 自助による区民の防災力向上 | 50 |
| 1-1 | 区民による自助の備え | 50 |
| 1-2 | 防災意識の啓発 | 50 |
| 1-3 | 防災教育の充実 | 54 |
| 1-4 | 防災知識の普及・啓発（外国人支援対策） | 56 |
| 1-5 | 防災訓練の充実 | 56 |
| 2 | 地域による共助の推進 | 58 |
| 3 | マンション防災における自助・共助の構築 | 60 |
| 4 | 消防団の活動体制の充実 | 61 |
| 5 | 事業所による自助・共助の強化 | 62 |
| 6 | ボランティア活動との連携 | 65 |
| 7 | 区民・行政・事業所等の連携 | 68 |
| | 【応急対策】 | 70 |
| 1 | 自助による応急対策の実施 | 70 |
| 1-1 | 区民自身による応急対策 | 70 |
| 1-2 | 外国人の情報収集等に係るサポート | 70 |
| 2 | 地域による応急対策の実施 | 72 |
| 3 | マンション防災における応急対策の実施 | 73 |
| 4 | 消防団による応急対策の実施 | 74 |
| 5 | 事業所による応急対策の実施 | 75 |
| 6 | ボランティアとの連携 | 76 |
| 第3編 | 安全な都市づくりの実現 | 79 |
| 第1章 | 現在の到達状況 | 79 |
| 1 | 木造住宅密集地域の不燃化 | 79 |
| 2 | 建築物等の耐震化及び安全対策の促進 | 79 |
| 3 | 出火・延焼等の防止 | 80 |
| 第2章 | 課題 | 81 |
| 1 | 木造住宅密集地域の不燃化 | 81 |

| | | |
|------------|----------------------------|------------|
| 2 | 建築物等の耐震化及び安全対策 | 81 |
| 3 | 出火・延焼等の防止 | 82 |
| 第3章 | 対策の方向性 | 82 |
| 1 | 木造住宅密集地域の不燃化促進 | 82 |
| 2 | 建築物等の耐震化及び安全対策の促進 | 82 |
| 3 | 出火・延焼等の防止 | 82 |
| 第4章 | 到達目標 | 83 |
| 1 | 木造住宅密集地域の不燃化促進 | 83 |
| 2 | 建築物の耐震化及び安全対策の促進 | 83 |
| 3 | 出火・延焼等の防止 | 83 |
| 第5章 | 具体的な取組 | 84 |
| | 【予防対策】 | 84 |
| 1 | 安全に暮らせる都市づくり | 84 |
| 1-1 | 地域特性に応じた防災都市づくり | 84 |
| 1-2 | 河川の整備 | 87 |
| 1-3 | 高層建築物等及び地下街等における安全対策 | 88 |
| 1-4 | 急傾斜地、がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止 | 90 |
| 2 | 建築物の耐震化及び安全対策の促進 | 91 |
| 2-1 | 建築物の耐震化の促進 | 91 |
| 2-2 | エレベーター対策 | 95 |
| 2-3 | 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止 | 96 |
| 2-4 | 文化財施設の安全対策 | 98 |
| 3 | 液状化、長周期地震動への対策の強化 | 99 |
| 3-1 | 液状化対策の強化 | 99 |
| 3-2 | 長周期地震動対策の強化 | 99 |
| 4 | 出火、延焼等の防止 | 100 |
| 4-1 | 火災の防止 | 100 |
| 4-2 | 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化 | 105 |
| 4-3 | 危険物等の輸送の安全化 | 108 |
| | 【応急対策】 | 110 |
| 1 | 消火・救助・救急活動 | 110 |
| 2 | 河川や公共施設等の応急対策等による二次被害防止 | 110 |
| 2-1 | 河川施設等の応急対策 | 110 |
| 2-2 | 社会公共施設等の応急対策 | 110 |
| 3 | 危険物等の応急措置による危険防止 | 113 |
| 3-1 | 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置 | 113 |
| 3-1-1 | 石油類等危険物施設 | 113 |
| 3-1-2 | 火薬類保管施設の応急措置 | 114 |

| | | |
|-------|------------------------------------|------------|
| 3-1-3 | 放射線等使用施設の応急措置 | 114 |
| 3-1-4 | 高圧ガス保管施設の応急措置 | 114 |
| 3-1-5 | 毒物・劇物取扱施設の応急措置 | 115 |
| 3-1-6 | 化学物質関連施設の応急措置 | 117 |
| 3-2 | 危険物輸送車両等の応急対策 | 118 |
| 3-3 | 核燃料物質輸送車両等の応急対策 | 119 |
| 3-4 | 危険動物の逸走時対策 | 119 |
| | 【復旧対策】 | 120 |
| 1 | 公共の安全確保、施設の本来機能の回復 | 120 |
| 1-1 | 河川等の復旧 | 120 |
| 1-2 | 社会公共施設等の復旧 | 120 |
| | 第4編 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 | 121 |
| | 第1章 現在の到達状況 | 121 |
| 1 | 交通関連施設の安全確保 | 121 |
| 2 | ライフライン等の確保 | 121 |
| 3 | エネルギーの確保 | 121 |
| | 第2章 課題 | 122 |
| 1 | 交通関連施設の安全確保 | 122 |
| 2 | ライフライン等の確保 | 122 |
| 3 | エネルギーの確保 | 122 |
| | 第3章 対策の方向性 | 122 |
| 1 | 交通関連施設の安全確保 | 122 |
| 2 | ライフライン等の確保 | 123 |
| 3 | エネルギーの確保 | 123 |
| | 第4章 到達目標 | 123 |
| 1 | 交通関連施設の安全確保 | 123 |
| 2 | ライフライン等の確保 | 123 |
| 3 | エネルギーの確保 | 123 |
| | 第5章 具体的な取組 | 124 |
| | 【予防対策】 | 124 |
| 1 | 道路・橋りょう | 124 |
| 2 | 鉄道施設 | 126 |
| 3 | 河川 | 134 |
| 4 | 水道 | 134 |
| 5 | 下水道 | 135 |
| 6 | 電気・ガス・通信など | 137 |
| 7 | 緊急輸送ネットワーク | 140 |
| 8 | エネルギーの確保 | 141 |

| | |
|------------------------------|------------|
| 【応急対策】 | 143 |
| 1 道路・橋りょう | 143 |
| 2 鉄道施設 | 146 |
| 3 河川 | 152 |
| 4 水道 | 153 |
| 5 下水道 | 154 |
| 6 電気・ガス・通信など | 155 |
| 7 エネルギーの確保 | 162 |
| 【復旧対策】 | 163 |
| 1 道路・橋りょう | 163 |
| 2 鉄道施設 | 163 |
| 3 河川 | 164 |
| 4 水道 | 164 |
| 5 下水道 | 166 |
| 6 電気・ガス・通信など | 167 |
| 第5編 物流・備蓄対策等の推進 | 169 |
| 第1章 現在の到達状況 | 169 |
| 1 食料・水・生活必需品等の確保 | 169 |
| 2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 | 169 |
| 3 輸送体制の整備 | 170 |
| 第2章 課題 | 170 |
| 1 食料・水・生活必需品等の確保 | 170 |
| 2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 | 170 |
| 3 輸送体制の整備 | 170 |
| 第3章 対策の方向性 | 171 |
| 1 食料・水・生活必需品等の確保 | 171 |
| 2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 | 171 |
| 3 輸送体制の整備 | 171 |
| 第4章 到達目標 | 171 |
| 第5章 具体的な取組 | 172 |
| 【予防対策】 | 172 |
| 1 食料及び生活必需品等の確保 | 172 |
| 2 飲料水及び生活用水の確保 | 173 |
| 3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 | 175 |
| 4 輸送体制の整備 | 177 |
| 5 輸送車両等の確保 | 177 |
| 6 燃料の確保 | 178 |
| 【応急対策】 | 179 |

| | | |
|-----|--|------------|
| 1 | 備蓄物資の供給 | 179 |
| 2 | 飲料水の供給 | 181 |
| 3 | 物資の調達要請 | 184 |
| 4 | 支援物資の受入れ・配分 | 185 |
| 5 | 義援物資の取扱い | 185 |
| 6 | 輸送車両の確保 | 185 |
| 7 | 燃料の確保 | 186 |
| | 【復旧対策】 | 187 |
| 1 | 多様なニーズへの対応 | 187 |
| 2 | 炊き出し | 187 |
| 3 | 水の安全確保 | 188 |
| 4 | 生活用水の確保 | 188 |
| 5 | 物資の輸送 | 189 |
| | 第6編 医療救護・保健等対策 | 191 |
| | 第1章 現在の到達状況 | 191 |
| 1 | 初動医療体制の確立 | 191 |
| 2 | 医薬品・医療資器材の確保 | 191 |
| 3 | 医療施設等の基盤整備 | 191 |
| | 第2章 課題 | 191 |
| 1 | 初動医療体制等の確立 | 191 |
| 2 | 医薬品・医療資器材の確保 | 192 |
| | 第3章 対策の方向性 | 192 |
| 1 | 初動医療体制等の確立 | 192 |
| 2 | 医薬品・医療資器材の確保 | 192 |
| | 第4章 到達目標 | 193 |
| 1 | 区災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を強化 | 193 |
| 2 | 医薬品等の確保に向けて、区災害薬事コーディネーターを中心とした供給体制の強化 | 193 |
| | 第5章 具体的な取組 | 194 |
| | 【予防対策】 | 194 |
| 1 | 初動医療体制等の整備 | 194 |
| 1-1 | 情報連絡体制等の確保 | 194 |
| 1-2 | 医療救護活動等の確保 | 195 |
| 1-3 | 負傷者等の搬送体制の確保 | 196 |
| 1-4 | 防疫体制の整備 | 197 |
| 2 | 医薬品・医療資器材の確保 | 197 |
| | 【応急対策】 | 199 |
| 1 | 初動医療体制等 | 200 |

| | | |
|------------|-------------------------|------------|
| 1-1 | 情報連絡体制等の確保 | 200 |
| 1-2 | 初動医療体制 | 203 |
| 1-3 | 地区医師会等の医療救護体制 | 208 |
| 1-4 | 負傷者等の搬送体制 | 209 |
| 1-5 | 保健衛生体制 | 210 |
| 2 | 医薬品・医療資器材の供給 | 213 |
| 3 | 医療施設の確保 | 217 |
| | 【復旧対策】 | 218 |
| 1 | 防疫体制の確立 | 218 |
| 第7編 | 応急対応力の強化 | 223 |
| 第1章 | 現在の到達状況 | 223 |
| 1 | 区の初動対応 | 223 |
| 2 | 行政等の業務継続体制 | 223 |
| 3 | 相互支援体制 | 223 |
| 第2章 | 課題 | 223 |
| 1 | 区の初動対応 | 224 |
| 2 | 行政等の業務継続体制 | 224 |
| 3 | 相互支援体制 | 224 |
| 第3章 | 対策の方向性 | 224 |
| 1 | 初動対応体制の構築 | 224 |
| 2 | 行政における業務継続体制の充実 | 224 |
| 3 | 広域支援の強化 | 224 |
| 第4章 | 到達目標 | 224 |
| 第5章 | 具体的な取組 | 225 |
| | 【予防対策】 | 225 |
| 1 | 初動対応体制の整備 | 225 |
| 2 | 業務継続体制の確保 | 229 |
| 3 | 消火・救助・救急活動体制の整備 | 230 |
| 4 | 広域連携体制の構築 | 231 |
| 5 | 応急活動拠点の整備 | 233 |
| | 【応急対策】 | 236 |
| 1 | 初動対応体制 | 236 |
| 2 | 消火・救助・救急活動 | 246 |
| 3 | 応援協力・派遣要請 | 251 |
| 第8編 | 情報通信の確保 | 259 |
| 第1章 | 現在の到達状況 | 259 |
| 1 | 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制 | 259 |
| 2 | 住民への多様な手段による情報提供 | 259 |

| | | |
|------------|-------------------------|------------|
| 3 | 区民相互による情報収集・確認等 | 259 |
| 第2章 | 課題 | 260 |
| 1 | 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制 | 260 |
| 2 | 住民への多様な手段による情報提供 | 260 |
| 3 | 住民相互の情報収集・確認等 | 260 |
| 第3章 | 対策の方向性 | 261 |
| 1 | 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制 | 261 |
| 2 | 住民への情報提供 | 261 |
| 3 | 区民相互による情報収集・確認等 | 261 |
| 第4章 | 到達目標 | 261 |
| 第5章 | 具体的な取組 | 262 |
| | 【予防対策】 | 262 |
| 1 | 情報通信連絡体制の整備 | 262 |
| 2 | 情報提供体制の整備 | 268 |
| 3 | 情報の収集・確認等の環境整備 | 269 |
| | 【応急対策】 | 270 |
| 1 | 情報通信連絡体制（警報及び注意報等の第一報） | 270 |
| 2 | 情報通信連絡体制（被害状況等） | 271 |
| 3 | 広報・広聴等 | 275 |
| 第9編 | 避難対策 | 279 |
| 第1章 | 現在の到達状況 | 279 |
| 1 | 避難体制の整備 | 279 |
| 2 | 避難所等の指定・安全化 | 279 |
| 3 | 避難所の管理運営体制の整備 | 279 |
| 第2章 | 課題 | 279 |
| 1 | 避難体制の整備 | 280 |
| 2 | 避難所等の指定・安全化 | 280 |
| 3 | 避難所の管理運営体制の整備 | 280 |
| 4 | 被災者の受入れ体制 | 280 |
| 第3章 | 対策の方向性 | 280 |
| 1 | 避難体制の整備 | 280 |
| 2 | 避難所等の指定・安全化 | 280 |
| 3 | 避難所の管理運営体制の整備 | 280 |
| 4 | 被災者の受入れ体制 | 280 |
| 第4章 | 到達目標 | 281 |
| 1 | 避難体制の整備 | 281 |
| 2 | 避難所の管理運営体制の整備 | 281 |
| 第5章 | 具体的な取組 | 282 |

| | |
|---------------------------------|------------|
| 【予防対策】 | 282 |
| 1 避難体制の整備（要配慮者対策を含む） | 282 |
| 2 避難所等の指定・安全化 | 288 |
| 3 避難所の管理運営体制の整備 | 290 |
| 4 車中泊 | 292 |
| 【応急対策】 | 294 |
| 1 避難誘導 | 294 |
| 2 避難所の開設・運営 | 303 |
| 3 車中泊 | 313 |
| 4 愛護動物管理 | 313 |
| 5 ボランティアの受入れ | 315 |
| 6 被災者の他都市への移送 | 316 |
| 7 被災者の受入れ | 319 |
| 第10編 帰宅困難者対策 | 321 |
| 第1章 現在の到達状況 | 321 |
| 第2章 課題 | 321 |
| 1 「東京都帰宅困難者対策条例」に基づく取組の周知 | 321 |
| 2 一時滞在施設等の確保 | 322 |
| 3 帰宅困難者への情報通信体制整備 | 322 |
| 4 帰宅支援のための対策 | 322 |
| 第3章 対策の方向性 | 322 |
| 1 「東京都帰宅困難者対策条例」に基づく取組の周知 | 322 |
| 2 一時滞在施設等の確保 | 322 |
| 3 帰宅困難者への情報通信体制整備 | 323 |
| 4 帰宅支援のための対策 | 323 |
| 第4章 到達目標 | 323 |
| 第5章 具体的な取組 | 324 |
| 【予防対策】 | 324 |
| 1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知 | 324 |
| 2 一時滞在施設の確保 | 331 |
| 3 帰宅困難者への情報通信体制整備 | 336 |
| 4 徒歩帰宅支援のための体制整備 | 337 |
| 【応急対策】 | 340 |
| 1 駅周辺での混乱防止 | 340 |
| 1-1 駅周辺の混乱防止 | 340 |
| 1-2 集客施設及び駅等における利用者保護 | 341 |
| 1-3 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ | 344 |
| 2 事業所等における帰宅困難者対策 | 345 |

| | |
|---------------------------------|------------|
| 3 駅周辺の混乱防止 | 349 |
| 【復旧対策】 | 353 |
| 1 徒歩帰宅者の代替輸送 | 353 |
| 2 徒歩帰宅者の支援 | 356 |
| 第11編 放射性物質対策 | 361 |
| 第1章 現在の到達状況 | 361 |
| 1 区有施設等における放射線測定・放射性物質検査等 | 361 |
| 2 区民への正確な情報提供等 | 361 |
| 第2章 課題 | 361 |
| 第3章 対策の方向性 | 361 |
| 第4章 到達目標 | 361 |
| 第5章 具体的な取組 | 362 |
| 【予防対策】 | 362 |
| 1 情報伝達体制の整備 | 362 |
| 2 区民への情報提供等 | 362 |
| 【応急対策】 | 363 |
| 1 情報連絡体制 | 363 |
| 2 区民への情報提供等 | 363 |
| 3 放射線等使用施設の応急措置 | 364 |
| 4 核燃料物質輸送車両等の応急対策 | 364 |
| 【復旧対策】 | 365 |
| 1 保健医療活動 | 365 |
| 2 放射性物質への対応 | 365 |
| 第12編 津波等対策 | 367 |
| 第1章 現在の到達状況 | 367 |
| 第2章 課題 | 367 |
| 第3章 対策の方向性 | 367 |
| 第4章 具体的な取組 | 368 |
| 【予防・応急・復旧対策】 | 368 |
| 第13編 住民の生活の早期再建 | 371 |
| 第1章 現在の到達状況 | 371 |
| 1 遺体の取扱い | 371 |
| 2 被災者の生活再建対策 | 371 |
| 3 し尿処理及び災害用トイレの備蓄 | 371 |
| 4 ごみ処理、災害廃棄物処理 | 371 |
| 第2章 課題 | 372 |
| 1 遺体の取扱い | 372 |
| 2 被災者の生活再建対策 | 372 |

| | | |
|------------|-----------------------------------|------------|
| 3 | し尿処理及び災害用トイレの備蓄 | 372 |
| 4 | ごみ処理、災害廃棄物処理 | 372 |
| 第3章 | 対策の方向性 | 372 |
| 1 | 遺体の取扱い | 372 |
| 2 | 被災者の生活再建対策 | 373 |
| 3 | し尿処理及び災害用トイレの備蓄 | 373 |
| 4 | ごみ処理、災害廃棄物処理 | 373 |
| 第4章 | 到達目標 | 373 |
| 1 | 遺体の取扱い | 373 |
| 2 | 被災者の生活再建対策 | 373 |
| 3 | し尿処理及び災害用トイレの備蓄 | 373 |
| 4 | ごみ処理、災害廃棄物処理 | 373 |
| 第5章 | 具体的な取組 | 374 |
| | 【予防対策】 | 374 |
| 1 | 遺体の取扱い | 374 |
| 2 | 生活再建のための事前準備 | 375 |
| 3 | トイレの確保及びし尿処理 | 376 |
| 4 | ごみ処理（被災した区民の排出する生活ごみ・避難所ごみ） | 378 |
| 5 | 災害廃棄物処理（片付けごみ・災害がれき） | 379 |
| 6 | 災害救助法等 | 379 |
| | 【応急対策】 | 382 |
| 1 | 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等 | 382 |
| 2 | 被災住宅等の応急危険度判定 | 388 |
| 3 | 被災宅地の危険度判定 | 389 |
| 4 | 家屋被害状況調査等 | 389 |
| 5 | 罹災証明書の交付準備 | 389 |
| 6 | 義援金の募集・受付 | 391 |
| 7 | トイレの確保及びし尿処理 | 391 |
| 8 | ごみ処理（被災した区民の排出する生活ごみ・避難所ごみ） | 394 |
| 9 | 災害廃棄物処理（片付けごみ・災害がれき） | 398 |
| 10 | 災害救助法等の適用 | 401 |
| 11 | 激甚災害の指定 | 404 |
| | 【復旧対策】 | 407 |
| 1 | 罹災証明書の交付 | 407 |
| 2 | 火葬 | 409 |
| 3 | 被災住宅の応急修理 | 411 |
| 4 | 応急仮設住宅の供与 | 411 |
| 5 | 被災者の生活相談等の支援 | 413 |

| | | |
|--------------|-----------------------------|------------|
| 6 | 義援金の募集・受付・配分 | 415 |
| 7 | 被災者の生活再建資金援助等 | 417 |
| 8 | 職業のあっせん | 420 |
| 9 | 区税等の徴収猶予及び減免等 | 421 |
| 10 | 中小企業への融資 | 423 |
| 11 | 労働力の確保 | 424 |
| 12 | 応急教育 | 425 |
| 13 | 応急保育 | 427 |
| 14 | 災害廃棄物処理の実施 | 429 |
| 第 3 部 | 震災復興計画..... | 433 |
| 第 1 編 | 復興の基本的な考え方 | 435 |
| 第 1 章 | 基本的な考え方 | 435 |
| 第 2 章 | 区・区民・事業者の責務 | 435 |
| 第 3 章 | 復興体制 | 435 |
| 1 | 台東区災害復興本部の設置 | 439 |
| 2 | 区復興本部の組織・運営 | 440 |
| 第 4 章 | 復興計画の策定 | 441 |
| 1 | 災害復興基本方針の策定 | 441 |
| 2 | 災害復興計画の策定 | 441 |
| 第 2 編 | 都市の復興 | 443 |
| 第 1 章 | 都市の復興 | 443 |
| 1 | 被害の把握 | 443 |
| 2 | 復興基本方針の策定 | 443 |
| 3 | 建築制限の実施 | 443 |
| 4 | 時限的市街地づくり | 443 |
| 5 | 復興対象地区の指定 | 443 |
| 6 | 都市復興基本計画の策定 | 444 |
| 7 | 都市復興事業の推進 | 445 |
| 8 | まちづくりについての合意形成、区民参加 | 445 |
| 第 3 編 | 生活の復興 | 447 |
| 第 1 章 | 生活の復興 | 447 |
| 1 | 住宅 | 447 |
| 2 | 教育 | 447 |
| 3 | 消費生活 | 448 |
| 4 | 産業経済 | 448 |
| 第 4 部 | 南海トラフ地震等に伴う対応措置..... | 451 |
| 第 1 編 | 対策の考え方 | 453 |

| | | |
|------|--|-----|
| 第2編 | 対応方針 | 455 |
| 第3編 | 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応 | 457 |
| 第4編 | 東海地震事前対策 | 459 |
| 第1章 | 策定の趣旨 | 459 |
| 第2章 | 基本的な考え方 | 460 |
| 第3章 | 前提条件 | 461 |
| 第4章 | 防災機関の業務大綱 | 462 |
| 第5章 | 事前の備え | 465 |
| 第6章 | 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置 | 474 |
| 第7章 | 警戒宣言時の対応措置 | 481 |
| 第8章 | 区民等のとるべき措置 | 506 |
| | | |
| 第5部 | 風水害予防計画 | 511 |
| 第1編 | 風水害予防対策 | 513 |
| 第1章 | 豪雨対策 | 513 |
| 1 | 東京都豪雨対策基本方針（26年6月改定） | 514 |
| 2 | 神田川流域豪雨対策計画（改定） | 515 |
| 3 | 流域対策の推進 | 516 |
| 4 | 河川の整備 | 516 |
| 5 | 下水道の整備 | 517 |
| 6 | 高台まちづくり（高台・建物群）による浸水対策 | 518 |
| 7 | 浸水想定区域の指定及び水深の公表 | 518 |
| 8 | 浸水想定区域における避難体制の整備 | 518 |
| 9 | 地下空間への浸水被害対策 | 520 |
| 10 | 水害ハザードマップの作成・公表 | 521 |
| 11 | 避難体制等の整備・確立 | 522 |
| 12 | 広報・啓発 | 522 |
| 13 | 要配慮者の避難確保計画 | 522 |
| 第2章 | 高潮対策 | 523 |
| 1 | 高潮浸水想定区域図及び高潮特別警戒水位 | 523 |
| 2 | 高潮防災総合情報システム | 523 |
| 3 | 内水排除 | 523 |
| 第3章 | 津波等対策 | 524 |
| 第4章 | がけ崩れ対策 | 524 |
| 1 | がけ・擁壁等の安全化 | 524 |
| 第5章 | 土砂災害に関するソフト対策 | 525 |

| | | |
|------------|-----------------------|------------|
| 1 | 土砂災害防止法 | 525 |
| 2 | 土砂災害警戒区域等の指定 | 525 |
| 3 | 土砂災害警戒情報の提供 | 526 |
| 4 | 避難体制等の整備・確立 | 527 |
| 5 | 要配慮者の避難確保計画 | 527 |
| 第2編 | 都市施設対策 | 529 |
| 第1章 | ライフライン施設 | 529 |
| 1 | 水道施設 | 529 |
| 2 | 下水道施設 | 529 |
| 3 | 電気施設 | 529 |
| 4 | ガス施設 | 529 |
| 5 | 通信施設 | 530 |
| 第2章 | 道路及び交通施設等 | 531 |
| 1 | 道路 | 531 |
| 2 | 交通施設の安全対策 | 531 |
| 第3章 | 文化財等 | 533 |
| 1 | 文化財 | 533 |
| 2 | 社会福祉施設等の安全対策 | 533 |
| 第3編 | 応急活動拠点等の整備 | 535 |
| 第1章 | 活動庁舎等の整備 | 535 |
| 第2章 | 応急活動拠点の整備 | 535 |
| 第4編 | 地域防災力の向上 | 537 |
| 第1章 | 自助による区民の防災力向上 | 537 |
| 第2章 | 地域による共助の推進 | 538 |
| 第3章 | 事業所による自助・共助の強化 | 538 |
| 第4章 | 区民・行政・事業所等の連携 | 538 |
| 第5編 | ボランティア等との連携・協働 | 539 |
| 第1章 | ボランティア活動との連携 | 539 |
| 第2章 | 応急対策 | 539 |
| 第6編 | 防災運動の推進 | 541 |
| 第1章 | 防災意識の啓発 | 541 |
| 1 | 防災意識の啓発 | 541 |
| 2 | 防災広報の充実 | 541 |
| 3 | 防災教育 | 542 |
| 第2章 | 防災訓練の充実 | 543 |
| 1 | 水防訓練 | 543 |
| 2 | 洪水予報伝達演習訓練 | 543 |

| | | |
|--------------|----------------------------|------------|
| 第 6 部 | 風水害応急対策計画 | 545 |
| 第 1 編 | 初動態勢 | 549 |
| 第 1 章 | 水防本部の設置・運営 | 550 |
| 1 | 水防組織 | 550 |
| 2 | 台東区風水害対応方針 | 554 |
| 第 2 章 | 水防情報連絡会議の設置・運営 | 555 |
| 1 | 水防情報連絡会議 | 555 |
| 2 | タイムラインの活用 | 555 |
| 第 3 章 | 台東区災害対策本部の組織・運営 | 556 |
| 1 | 台東区災害対策本部の組織・運営 | 556 |
| 2 | 災害地調査 | 556 |
| 第 4 章 | 防災会議の招集 | 556 |
| 第 5 章 | 民間との協力 | 556 |
| 第 6 章 | 救出・救助対策 | 557 |
| 1 | 救助・救急活動体制等 | 557 |
| 2 | 大規模救出救助活動拠点等の確保・使用調整 | 557 |
| 第 7 章 | 応援協力・派遣要請 | 557 |
| 第 8 章 | 各防災機関の活動体制 | 558 |
| 第 2 編 | 情報の収集・伝達 | 559 |
| 第 1 章 | 情報通信連絡体制 | 559 |
| 第 2 章 | 災害予警報等の伝達 | 559 |
| 1 | 情報収集・伝達体制 | 559 |
| 2 | 気象情報の早期収集 | 560 |
| 3 | 東京都との情報共有 | 561 |
| 4 | 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報共有 | 562 |
| 5 | 特別警報が発表された時の情報の共有 | 564 |
| 6 | 津波警報・注意報等の伝達体制 | 564 |
| 7 | 大型台風等の伝達体制 | 565 |
| 第 3 章 | 被害状況等の報告体制 | 566 |
| 第 4 章 | 広報・広聴等 | 567 |
| 第 3 編 | 風水害対策 | 569 |
| 第 1 章 | 水防情報 | 570 |
| 1 | 気象情報 | 570 |
| 2 | 洪水予報 | 572 |
| 3 | 土砂災害警戒情報 | 575 |
| 4 | 高潮に関する主な情報 | 576 |
| 第 2 章 | 水防機関の活動 | 577 |
| 1 | 河川等の監視及び警戒 | 577 |

| | | |
|------------|------------------------------|------------|
| 2 | 水防器具、資材及び設備 | 577 |
| 3 | 水防作業 | 577 |
| 4 | 準備・出動・応援・援助 | 578 |
| 5 | 警戒区域の設定 | 578 |
| 6 | 決壊時の措置 | 579 |
| 7 | 公用負担 | 579 |
| 第3章 | 消防機関が実施する水防活動計画 | 581 |
| 1 | 活動方針 | 581 |
| 2 | 事前対策 | 581 |
| 3 | 水防態勢及び水防非常配備態勢 | 581 |
| 4 | 水防活動 | 582 |
| 第4編 | 警備・交通規制 | 583 |
| 第1章 | 警備活動 | 583 |
| 1 | 警備態勢 | 583 |
| 2 | 災害に関する情報の収集及び活動 | 583 |
| 3 | その他 | 583 |
| 第2章 | 交通規制 | 584 |
| 1 | 交通情報の収集と交通統制 | 584 |
| 2 | 交通規制 | 584 |
| 3 | 車両検問 | 584 |
| 4 | その他 | 584 |
| 第5編 | 医療救護・保健等対策 | 585 |
| 第1章 | 初動医療体制 | 585 |
| 第2章 | 医薬品・医療資器材の供給 | 585 |
| 第3章 | 医療施設の確保 | 586 |
| 第4章 | 防疫体制 | 586 |
| 第6編 | 避難対策 | 587 |
| 第1章 | 避難体制の整備 | 587 |
| 第2章 | 避難情報の判断・伝達 | 589 |
| 1 | 避難指示等 | 589 |
| 2 | 避難情報の伝達 | 593 |
| 3 | 区長による勧告・指示 | 594 |
| 4 | 警察署による勧告・指示 | 594 |
| 第3章 | 避難誘導 | 595 |
| 1 | 区 | 596 |
| 2 | 警察署 | 597 |
| 3 | 消防署 | 597 |
| 第4章 | 避難場所等の開設・管理運営 | 598 |

| | | |
|-------------|-------------------------------|------------|
| 1 | 避難場所等の開設・管理運営の考え方 | 598 |
| 2 | 自主避難場所の開設 | 598 |
| 3 | 緊急避難場所の開設 | 598 |
| 4 | 緊急滞在施設の開設 | 599 |
| 5 | 避難所の開設 | 599 |
| 第5章 | 被災者の他都市等への移送 | 599 |
| 第6章 | 要配慮者の安全確保 | 599 |
| 1 | 避難行動要支援者名簿の作成 | 599 |
| 2 | 避難行動要支援者の避難支援体制の構築 | 599 |
| 3 | 避難行動要支援者の避難 | 600 |
| 4 | 避難生活の支援 | 600 |
| 第7章 | 広域避難 | 601 |
| 1 | 広域避難体制の整備 | 601 |
| 2 | 大規模水害時に使用可能な避難所の確保 | 602 |
| 3 | 避難誘導 | 603 |
| 4 | 避難所の開設・運営 | 606 |
| 第7編 | 物流・備蓄対策の推進 | 609 |
| 第1章 | 備蓄物資の供給 | 609 |
| 第2章 | 飲料水の供給 | 609 |
| 第3章 | 物資の調達要請 | 609 |
| 第4章 | 支援物資の受入れ・配分 | 609 |
| 第5章 | 義援物資の取扱い | 609 |
| 第6章 | 輸送車両の確保 | 610 |
| 第7章 | 燃料の確保 | 610 |
| 第8章 | 多様なニーズへの対応 | 610 |
| 第9章 | 物資の輸送 | 610 |
| 第8編 | ごみ処理・トイレ及びし尿処理・災害廃棄物処理 | 611 |
| 第1章 | ごみ処理 | 611 |
| 第2章 | トイレの確保及びし尿処理 | 611 |
| 第3章 | 災害廃棄物処理 | 611 |
| 第9編 | ライフライン施設の応急・復旧対策 | 613 |
| 第1章 | 水道施設 | 613 |
| 第2章 | 下水道施設 | 614 |
| 第3章 | 電気施設 | 614 |
| 第4章 | ガス施設 | 614 |
| 第5章 | 通信施設 | 615 |
| 第10編 | 公共施設等の応急・復旧対策 | 617 |
| 第1章 | 公共土木施設等 | 617 |

| | | |
|-------------|-------------------------|------------|
| 1 | 道路・橋りょう | 617 |
| 2 | 河川及び内水排除施設 | 617 |
| 3 | 急傾斜地等 | 618 |
| 第2章 | 鉄道施設 | 618 |
| 1 | 地下公共通路等 | 618 |
| 2 | J R東日本 | 618 |
| 3 | 東武鉄道 | 618 |
| 4 | 京成電鉄 | 618 |
| 5 | 東京地下鉄 | 619 |
| 6 | 都営地下鉄 | 619 |
| 7 | 首都圏新都市鉄道 | 621 |
| 第3章 | 社会公共施設等の応急対策 | 621 |
| 第11編 | 応急生活対策 | 623 |
| 第1章 | 遺体の取扱い | 623 |
| 1 | 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等 | 623 |
| 2 | 火葬 | 623 |
| 第2章 | 被災宅地の危険度判定 | 623 |
| 第3章 | 家屋被害状況調査等 | 623 |
| 第4章 | 罹災証明書交付 | 623 |
| 第5章 | 被災住宅の応急修理 | 623 |
| 第6章 | 応急仮設住宅の供給 | 623 |
| 第7章 | 被災者の生活確保 | 623 |
| 1 | 被災者の生活相談等の支援 | 623 |
| 2 | 被災者の生活再建資金援助等 | 623 |
| 3 | 職業のあっせん | 624 |
| 4 | 区税の徴収猶予及び減免等 | 624 |
| 5 | 労働力の確保 | 624 |
| 6 | 応急教育 | 624 |
| 7 | 応急保育 | 624 |
| 第8章 | 中小企業への融資 | 624 |
| 第9章 | 義援金の取扱い | 624 |
| 第12編 | 災害救助法の適用 | 625 |
| 第1章 | 災害救助法の適用 | 625 |
| 第2章 | 災害対策基金 | 625 |
| 第13編 | 激甚災害の指定 | 625 |
| 第1章 | 激甚災害の指定 | 625 |

| | | |
|-------|--------------|-----|
| 第 7 部 | 火山対策計画 | 627 |
| 第 1 編 | 火山対策の方針 | 629 |
| 第 1 章 | 火山対策の目的 | 629 |
| 第 2 章 | 火山対策の構成 | 629 |
| 第 2 編 | 島しょ地域の火山対策 | 631 |
| 第 1 章 | 島外避難者の受入 | 631 |
| 第 2 章 | 東京都の火山島分布 | 631 |
| 第 3 編 | 富士山噴火降灰対策 | 633 |
| 第 1 章 | 富士山の現況等 | 633 |
| 1 | 富士山の概要 | 633 |
| 2 | 富士山の活動史 | 634 |
| 3 | 富士山における噴火の特徴 | 635 |
| 4 | 国による検討 | 635 |
| 5 | 噴火による被害想定 | 636 |
| 第 2 章 | 予防計画 | 638 |
| 第 3 章 | 災害応急・復旧対策計画 | 640 |

第 1 部 総 則

第1編 計画の方針

第1章 計画の目的及び前提

1 計画の目的

- この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、東京都台東区防災会議（以下、「防災会議」という。）が策定する計画である。
- その目的は、区、都及び防災機関が、その有する全機能を有効に発揮して、区の区域において地震災害や風水害の予防対策、復旧対策及び復興対策を実施することにより、区民の生命、身体及び財産を保護し、「災害に強い台東区の実現」を図ることにある。
- 平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、国連加盟国が平成28年から令和12年までの15年間で達成を目指す国際目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が位置づけられた。SDGsでは17の目標と169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っている。

この計画は、上記の通り、様々な災害から区民の生命、身体及び財産を保護するため、予防対策、復旧対策及び復興対策を実施するものであり、SDGsの目標9、目標11及び目標13と深く関連する。

SDGsの目標9「インフラ、産業化、イノベーション」では、「強靱（レジリエント）なインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」、目標11「住み続けられるまちづくりを」では、「包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」とし、目標13「気候変動に具体的な対策を」では、「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」としている。

区においても、これらの目標の達成に向けて、本計画の着実な推進を図る。

2 計画の前提

- この計画は、第1部第3編に掲げる「首都直下地震等による東京の被害想定」、東日本大震災などの大規模地震などから得られた教訓や、更には都市型水害と言われている浸水被害など、近年の社会経済情勢の変化、及び区民・区議会などの提言を可能な限り反映し、策定した。
- 災害対策基本法の改正趣旨等を踏まえ、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場において、男女共同参画・多様性の視点を踏まえた防災対策を推進する。

第2章 計画の構成

この計画には、区及び防災機関が行うべき防災対策を予防、応急復旧の各段階に応じて具体的に記載している。

構成と主な内容は次のとおりである。

| 構成 | 主 な 内 容 |
|-------------------------------|--|
| 第1部 総則 | ○ 区の概要、首都直下地震の被害想定、減災目標 等 |
| 第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧計画） | ○ 区及び防災機関等が行う予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置等 ○ 地震発生後に区及び防災機関等がとるべき応急復旧対策、災害救助法の適用 等 |
| 第3部 震災復興計画 | ○ 被災者の生活再建や都市復興を図るための対策 等 |
| 第4部 南海トラフ地震等に伴う対応措置 | ○ 南海トラフ地震等災害対策、警戒宣言時の応急活動体制 等 |
| 第5部 風水害予防計画 | ○ 区及び防災機関が行うべき予防対策、区民及び事業者等が行うべき措置 等 |
| 第6部 風水害応急対策計画 | ○ 風水害発生後に区及び防災機関がとるべき応急復旧対策、災害救助法の適用 等 |
| 第7部 火山対策計画 | ○ 伊豆諸島・小笠原諸島の島外避難時の応援協力及び富士山降灰対策について、区及び防災機関が行う措置 等 |

第3章 計画の習熟

区及び各防災機関は、平素から危機管理の一環として、災害対策を推進する必要がある。このため、災害に関する施策、事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、災害に関する調査・研究に努め、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して本計画を習熟し、災害への対応能力を高める。

第4章 計画の修正

- この計画は、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。
- 修正にあたっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を台東区防災会議に提出する。

第2編 台東区の概要

第1章 地勢等の概況

1 地勢

台東区は、北西部から武蔵野台地に連なる上野台が延び、台地上に谷中の寺院、墓地や上野公園が立地し、南側は神田川、東側は隅田川に臨む沖積低地となる。

上野台は、西側の湯島地域の本郷台と相対し、標高は約20mである。上野台と本郷台にはさまれた谷間の上野台南西端部分には、不忍池がある。

低地部は駒形付近が4mと最も高く、浅草寺付近が3m、蔵前から千束三丁目までが2mでゆるやかな微高地となっている。

東は隅田川を隔てて墨田区に接し、西は文京区、南は千代田区と中央区、北は荒川区に接している。

上野、浅草は、東京を代表する繁華街の一つで、JRや私鉄の駅を中心に商店街、繁華街を形成している。浅草通り沿いの東上野、元浅草には神仏具、西浅草（合羽橋）付近には食器具、調理用品、ウインドケース、浅草橋、蔵前付近には人形、玩具、また、浅草六から七丁目には皮革靴などの専門的問屋等が集積している。

また、本区は都内有数の観光地でもあり、区内には数多くの寺社、史跡等が散在し、これらには貴重な文化財が保存されている。

なお、過去において大規模な都市災害が発生する度に、江戸時代には広小路や火除地の設定、あるいは防災上の組織の充実が図られ、特に近代になってからは、関東大震災、戦災等を契機に区画整理事業等による道路整備等が行われ、災害への対応力を増す努力が積み重ねられてきた。

2 河川

東京の河川は、おおむね西部から源を発して東京湾へ流下する河状を呈している。

本区は、荒川流域内にあり、荒川は、源を埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳に発し、同県内でいくつかの支川を集めて東京都内に入り、北区赤羽で隅田川を分派し、江東区砂町地先で東京湾に注ぐ流域面積2,940k㎡の一級河川である。

荒川から分派した隅田川は、同地点で新河岸川を合流し、途中、石神井川、神田川等の支川を併せて東京湾に注いでいる一級河川である。

第2章 世帯数と人口

1 住民基本台帳法に基づく台東区の世帯数と人口

【男女別人口】

(令和5年4月1日現在)

| | 男 | 女 | 総数 |
|----------|----------|----------|----------|
| 住民基本台帳人口 | 106,368人 | 102,456人 | 208,824人 |
| うち日本人 | 98,121人 | 94,352人 | 192,473人 |
| うち外国人 | 8,247人 | 8,104人 | 16,351人 |

【世帯数】

(令和5年4月1日現在)

| | 世帯数 |
|----------|-----------|
| 住民基本台帳世帯 | 130,123世帯 |
| 日本人のみの世帯 | 117,016世帯 |
| 外国人のみ世帯 | 11,158世帯 |
| 混合世帯 | 1,949世帯 |

第3章 地域危険度

1 調査の趣旨

- 都は、東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）第12条第1項に基づき、次の用に資するためおおむね5年ごとに調査を実施している。
 - (1) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
 - (2) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。
- 本調査は、市街化区域を対象として、地震に対する危険性の度合い（被害の受けやすさ）を町丁目ごとに5段階のランクで相対評価したものである。

2 危険度

(1) 建物倒壊危険度

地震の揺れによって建物が壊れたり傾いたりする危険性の度合いを測定したもので、建物の構造、建築年次や地盤特性などを考慮し測定したものである。

(2) 火災危険度

地震の揺れで発生した火災の延焼により、被害を受ける危険性の度合いを町丁目毎に測定したもので、東京消防庁が測定した、火気器具、電気関係等の出火率や使用状況などに基づく出火の危険性と、延焼シミュレーションによる延焼面積、焼失面積などに基づく延焼の危険性とにより測定したものである。

(3) 災害時活動困難係数

災害時活動困難係数は、災害時の活動に必要な空間の多さや、道路ネットワーク密度の高さといった道路基盤などの整備状況から評価している。

(4) 総合危険度

上記三つの危険度を一つの指標にまとめ、総合的な危険性を表したものである。

3 台東区の地域危険度（令和4年度に公表した第9回調査結果）**(1) 建物倒壊危険度**

台東区で建物倒壊危険度のランクが5の地域は、次のとおりである。

| | | | |
|---------|--------|--------|---------|
| 浅草 3丁目 | 浅草 4丁目 | 浅草 5丁目 | 浅草橋 2丁目 |
| 清川 1丁目 | 小島 1丁目 | 千束 2丁目 | 千束 3丁目 |
| 千束 4丁目 | 台東 3丁目 | 鳥越 1丁目 | 日本堤 1丁目 |
| 日本堤 2丁目 | 橋場 1丁目 | 橋場 2丁目 | 東浅草 2丁目 |
| 東上野 3丁目 | 竜泉 3丁目 | | |

(2) 火災危険度

台東区で火災危険度のランクが5の地域は、次のとおりである。

| | | |
|---------|---------|--------|
| 日本堤 1丁目 | 日本堤 2丁目 | 根岸 4丁目 |
|---------|---------|--------|

(3) 災害時活動困難係数

台東区で災害時活動困難係数が0.4を上回る地域は、存在しない。

(4) 総合危険度

台東区で総合危険度のランクが5の地域は、次のとおりである。

| |
|--------|
| 根岸 4丁目 |
|--------|

第4章 液状化予想区域

都は、学識経験者を含む「東京の液状化予測図見直しに関する専門アドバイザー委員会」の議論を踏まえ、東京都土木技術支援・人材育成センターを中心に、「東京の液状化予測図」の見直しを行い、令和4年3月に公表した。なお、「東京の液状化予測図」については、東京都土木技術支援・人材育成センターホームページで公開している。

（資料第85「東京の液状化予測図（令和5年度改訂版）」資料編P337）

第5章 浸水予想区域

- 水防法により、河川管理者は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について、氾濫した場合の浸水が想定される区域及び想定される浸水深を示した「浸水想定区域図」を公表し、平成27年の水防法改正により、これまでの「河川整備において基本となる降雨」から「想定しうる最大規模の降雨」を前提としている。

第2編 台東区の概要

第6章 土砂災害（特別）警戒区域

- 区は、「荒川水系荒川浸水想定区域図（平成 28 年 5 月：国土交通省関東地方整備局）」の区域内にあり、その想定降雨は、荒川流域の 72 時間総雨量 632 ミリである。
- 区は「神田川流域浸水想定区域図(改定)（平成 30 年 3 月 30 日：東京都建設局）」の区域内にあり、想定した降雨は、総雨量 690 ミリ・時間雨量 153 ミリ（想定し得る最大規模の降雨）である。
- 区は「東京都高潮浸水想定区域図（平成 30 年 3 月 30 日：東京都港湾局、建設局）」の浸水が想定される区域内にあり、想定した高潮は、上陸時中心気圧 910hPa、最大旋衝風速半径 75 km、移動速度 73 km/h の台風によるものである。
- 区は、洪水予報等の伝達方法や避難所の確保等、円滑かつ迅速な避難のための措置を、本地域防災計画に定めるとともに、住民への周知手段として、「水害ハザードマップ」を作成・公表している。

（資料第 8 7 「台東区荒川水害ハザードマップ」資料編 P 340）

（資料第 8 8 「台東区神田川水害ハザードマップ」資料編 P 342）

（資料第 8 9 「台東区高潮水害ハザードマップ」資料編 P 344）

（資料第 8 6 「台東区内水氾濫ハザードマップ」資料編 P 338）

第6章 土砂災害（特別）警戒区域

- 土砂災害防止法により、東京都は、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地滑り）が想定される区域を土砂災害（特別）警戒区域として指定した。
- 区は、土砂災害警戒情報の伝達方法や避難所の確保等、円滑かつ迅速な避難のための措置を、本地域防災計画に定めるとともに、住民への周知手段として、「土砂災害ハザードマップ」を作成・公表している。

（資料第 9 0 「台東区土砂災害ハザードマップ」資料編 P 346）

第3編 被害想定

第1章 基本的な考え方

東京都防災会議は、平成3年には関東地震の再来を想定した被害想定を、平成9年には、阪神・淡路大震災を踏まえ、直下地震による被害想定を、平成18年5月には、都市構造の変化や中央防災会議の被害想定を踏まえて、「首都直下地震による東京の被害想定報告書」を公表してきた。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を踏まえ、東京都防災会議は、被害定の見直しを行い、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。

更に、東京都においては、前回被害想定から約10年が経過するなか、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、取り巻く環境が変化している。このため、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害定の見直しを行い、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害定」を決定した。

第2章 台東区の被害想定

1 東京都の被害定の考え方

区では、東京都の被害定に基づく対策を行っている。

東京都被害定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして新たに示している。また、現状において想定し得る被害量だけではなく、耐震化や初期消火対策等、今後の取組により見込まれる被害縮減の効果も初めて推計している。

想定する地震は、以下のとおり。

| 項目 | 内容 | | | |
|-------|-------------------------------|----------|--------------------------------------|-------------------|
| 想定地震 | 都心南部直下地震 | 多摩東部直下地震 | 大正関東地震 | 立川断層帯地震 |
| 規模 | マグニチュード（以下「M」と表記する。）7.3 | | M8クラス | M7.4 |
| 震源 | 東京都23区南部 | 東京都多摩地域 | 神奈川県西部 | 東京都多摩地域 |
| 震源の深さ | 約49km | 約45km | 約11km | 約17km |
| 発生確率 | 今後30年以内70%（南関東地域におけるM7クラスの確率） | | 今後30年以内 0~6% （180年から590年の発生間隔） | 今後30年以内 0.5~2% |

今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、東京の地勢や地域特性による特有の状況等を踏まえ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示している。

なお、本被害の様相は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際には首都直下地震等が発生した場合に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。

《インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き》

発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれがある。

《救出救助機関等による応急対策活動の展開》

建物倒壊などにより至るところで道路が閉塞し、救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難を極め、消火・救助活動や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれがある。また、隣接県でも甚大な被害が発生し、都外からの応援が十分得られない可能性がある。

《避難所での避難生活》

避難所では、発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱するだけでなく、物資の不足やトイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブルなど様々な課題が発生する可能性がある。

《住み慣れた自宅等での避難生活》

建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が、転倒・移動し、下敷きになったり、人に衝突する可能性がある。また、排水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間に渡り使用できなくなる可能性がある。ただし、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄など必要な備えを行えば、プライバシーが確保され、住み慣れた自宅に留まることは有効である。

《帰宅困難者を取り巻く状況》

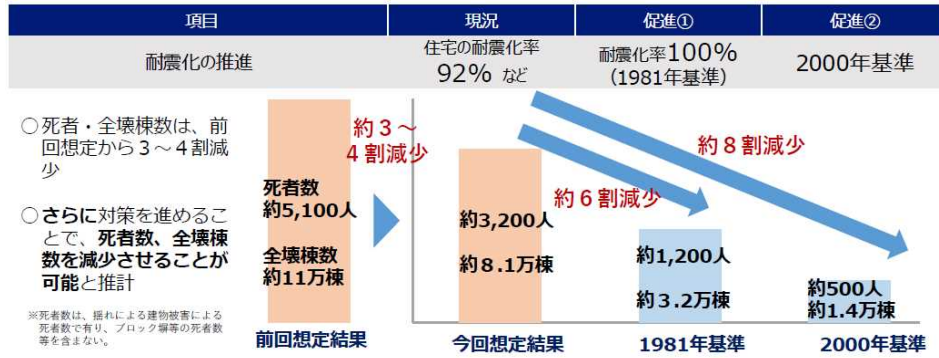
携帯電話の不通などにより、家族の安全が確認できず、多くの人が自宅などに帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生し、帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が生じる可能性がある。

● 被害軽減効果の推計

今回の被害想定では、以下の項目等について、防災・減災対策が強化された場合の被害軽減効果を推計した。

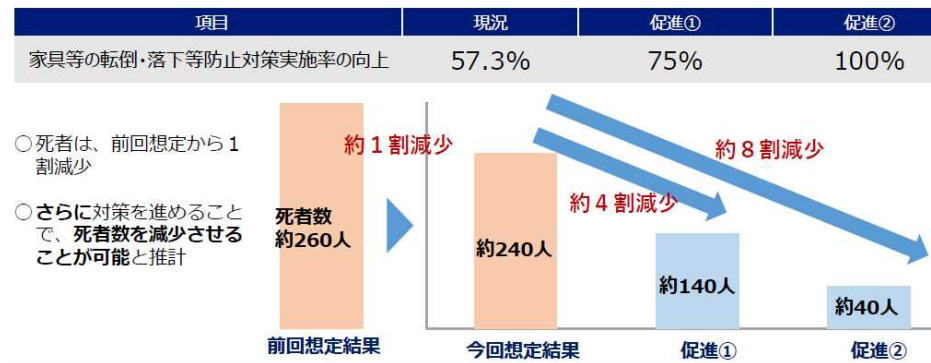
- ・耐震化率の向上による、揺れによる建物被害や人的被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が6～8割程度減少



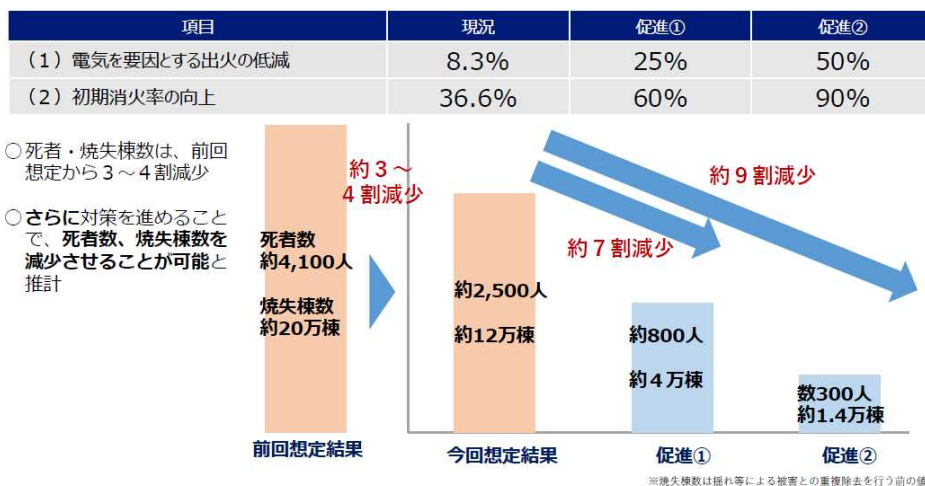
- ・家具等の転倒・落下防止対策実施率の向上による、屋内収容物の移動・転倒による人的被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が4～8割程度減少



- ・出火抑制対策による、火災被害の軽減効果

今後の対策の進展により、被害が7～9割程度減少



2 台東区の特徴

- 都心南部直下地震が、台東区にとって最も大きな被害をもたらす地震となり、区内の4割弱の地域で震度6強の揺れが発生する。
- 死者及び負傷者の発生要因のほとんどが、揺れ等による建物被害を原因とするものである。
- 建物被害は火災による被害よりも、揺れによる被害のほうが大きい。
- ライフライン被害は、停電率、固定電話不通率、断水、下水道管きよの被害が拡大する。
- 10万人を超える帰宅困難者が発生する。
- 30万人を超える都内滞留者が発生する。
- 都心南部直下地震では、がれき等の災害廃棄物が、72万トン発生する。
- 区においては、津波にともなう建物被害はないと想定されている。

3 台東区の被害想定

| | | | | | | | | |
|--------|-------------------|-------------------------------|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|
| 条件 | 地震名 | 都心南部直下地震 | | | | | | |
| | 震源 | 東京都 23 区南部 | | | | | | |
| | 規模 | マグニチュード 7.3 | | | | | | |
| | 震源の深さ | 約 49 km | | | | | | |
| | 人口 | 昼間人口：303,931 人 夜間人口：211,444 人 | | | | | | |
| | 時期・時刻 | 冬・早朝 | | 冬・昼 | | 冬・夕方 | | |
| | 風速 | 4m/秒 | 8m/秒 | 4m/秒 | 8m/秒 | 4m/秒 | 8m/秒 | |
| 人的被害 | 死者 | 146 人 | 146 人 | 83 人 | 83 人 | 105 人 | 106 人 | |
| | 原因別 | 揺れ・建物被害 | 143 人 | 143 人 | 77 人 | 77 人 | 94 人 | 94 人 |
| | | 屋内収容物 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| | | ブロック塀等 | 0 人 | 0 人 | 1 人 | 1 人 | 4 人 | 4 人 |
| | | 屋外落下物 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| | | 地震火災 | 1 人 | 1 人 | 3 人 | 3 人 | 5 人 | 5 人 |
| | 負傷者 | 1,659 人 | 1,659 人 | 1,898 人 | 1,898 人 | 1,862 人 | 1,862 人 | |
| | (うち重傷者) | 196 人 | 196 人 | 215 人 | 215 人 | 247 人 | 247 人 | |
| | 原因別 | 揺れ・建物被害 | 1,586 人 | 1,586 人 | 1,752 人 | 1,752 人 | 1,614 人 | 1,614 人 |
| | | 屋内収容物 | 67 人 | 67 人 | 96 人 | 96 人 | 81 人 | 81 人 |
| | | 急傾斜地崩壊 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| | | ブロック塀等 | 2 人 | 2 人 | 36 人 | 36 人 | 142 人 | 142 人 |
| | | 屋外落下物 | 0 人 | 0 人 | 3 人 | 3 人 | 10 人 | 10 人 |
| | | 地震火災 | 4 人 | 4 人 | 12 人 | 12 人 | 15 人 | 15 人 |
| | 物的被害 | 建物被害(全壊) | 2,330 棟 | 2,330 棟 | 2,330 棟 | 2,330 棟 | 2,330 棟 | 2,330 棟 |
| | | 原因別 | 揺れ | 2,286 棟 | 2,286 棟 | 2,286 棟 | 2,286 棟 | 2,286 棟 |
| 液状化 | | | 44 棟 | 44 棟 | 44 棟 | 44 棟 | 44 棟 | 44 棟 |
| 急傾斜地崩壊 | | | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 | 0 棟 |
| 火災(出火) | | 4 件 | 4 件 | 8 件 | 8 件 | 11 件 | 11 件 | |
| 焼失棟数 | | 倒壊建物を含む | 57 棟 | 59 棟 | 95 棟 | 98 棟 | 187 棟 | 192 棟 |
| | | 含まない | 54 棟 | 55 棟 | 90 棟 | 92 棟 | 176 棟 | 180 棟 |
| ライフライン | | 電力施設(停電率) | 21.2% | 21.2% | 21.2% | 21.2% | 21.5% | 21.5% |
| | | 通信施設(不通率) | 0.9% | 0.9% | 1.0% | 1.0% | 1.3% | 1.4% |
| | | ガス施設 | 供給停止率 0.0% | | | | | |
| | 上水道施設 | 断水率 46.6% | | | | | | |
| | 下水道施設 | 管きよ被害率 4.6% | | | | | | |
| その他 | 帰宅困難者の発生 | - | - | 108,428 人 | 108,428 人 | 108,428 人 | 108,428 人 | |
| | 避難者数 (ピーク：4日目) | 64,880 人 | 64,886 人 | 65,046 人 | 65,056 人 | 65,450 人 | 65,468 人 | |
| | 避難所避難者数 (同上) | 43,253 人 | 43,257 人 | 43,364 人 | 43,371 人 | 43,633 人 | 43,646 人 | |
| | 都内滞留者数 | - | - | 315,496 人 | 315,496 人 | 315,496 人 | 315,496 人 | |
| | エレベーター閉じ込め台数 | 1,413 台 | 1,413 台 | 1,415 台 | 1,415 台 | 1,419 台 | 1,419 台 | |
| | 要配慮者死者数 | 70 人 | 70 人 | 40 人 | 40 人 | 50 人 | 50 人 | |
| | 自力脱出困難者 | 737 人 | 737 人 | 747 人 | 747 人 | 707 人 | 707 人 | |
| | 災害廃棄物 | 72 万 t | 72 万 t | 72 万 t | 72 万 t | 72 万 t | 72 万 t | |

※ 小数点以下の四捨五入により、合計は合わないことがある。

※ 火災による焼失棟数は、倒壊建物を含む。

※ 「首都直下地震等による東京の被害想定(令和4年5月公表)」より

第4編 修正の概要

- 東日本大震災は、東北地方から関東地方にかけて甚大な被害をもたらす大災害となり、区においても震度5弱を観測し、大きな被害はなかったものの、帰宅困難者の発生などの混乱が生じた。
- これまでも、計画に基づき防災対策を進めてきたが、区職員の初動体制や帰宅困難者への対応など、東日本大震災を通して明らかになった課題もある。更に、この震災を契機に「自助」・「共助」・「公助」の防災に対する基本的な考え方を改めて認識することとなった。
- その教訓を踏まえつつ、「自助」・「共助」・「公助」の防災力・連携の強化を図るため、区は、「区の災害本部体制の強化」、「帰宅困難者対策の見直し」、「地域防災力のさらなる向上」などの8項目からなる「台東区地域防災計画修正方針」を取りまとめた。
- また、平成24年4月に、都は、客観的なデータや科学的な裏付けに基づき、より実態に即した新たな被害想定「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表した。
- 平成25年7月に、東日本大震災における教訓や修正方針、被害想定で明らかになった区の防災上の課題を踏まえ、台東区地域防災計画（震災編）を修正した。
- 平成26年度修正では、区の水防体制の見直し等を踏まえて、台東区地域防災計画（風水害編）の体系整理を行った。また、平成26年7月に修正した東京都地域防災計画や、各種法令の改正、区や各防災機関などの防災対策の進捗を踏まえた修正を行った。
- 平成28年度修正では、「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ定めた、「台東区における風水害時の避難勧告等判断・伝達マニュアル」に基づく修正の他、各種法令の改正やこれまでの区における災害対策の取組みを踏まえた修正を行った。
- 令和2年度の修正では、令和元年7月に修正した東京都地域防災計画 震災編や各種法令の改正、区や防災機関などの防災対策を踏まえ修正を行った。
- 令和3年度の修正では、令和3年1月に修正した東京都地域防災計画 風水害編や各種法令の改正、区や防災機関などの防災対策を踏まえ修正を行った。
- 令和6年の修正では、被害想定を更新を踏まえて令和5年5月に修正された東京都地域防災計画 震災編や各種法令の改正、区や防災機関などの防災対策を踏まえ修正を行った。

第5編 減災目標

- 都は、令和4年12月「強靱化された首都東京」の実現を目指し、TOKYO強靱化プロジェクトを策定し、2040年代の目指すべき東京の姿とその実現に向けた道筋を示している。また、都の総合計画である「未来の東京戦略」においても、目指す2040年代の姿とその実現に向けた2030年への戦略を示している。
- 都は、令和5年の東京都地域防災計画修正において、三つの視点に、分野横断的な視点も加え、2040年代までの概ね中間地点となる2030年度までに達成すべき減災目標を定めている。
- 区においても、東京都の目標を踏まえて減災目標を定め、目標達成に向けて、都及び区民、事業者と協力して、対策を推進していく。

第1章 東京都における10年間の主な取組状況や社会環境の変化等

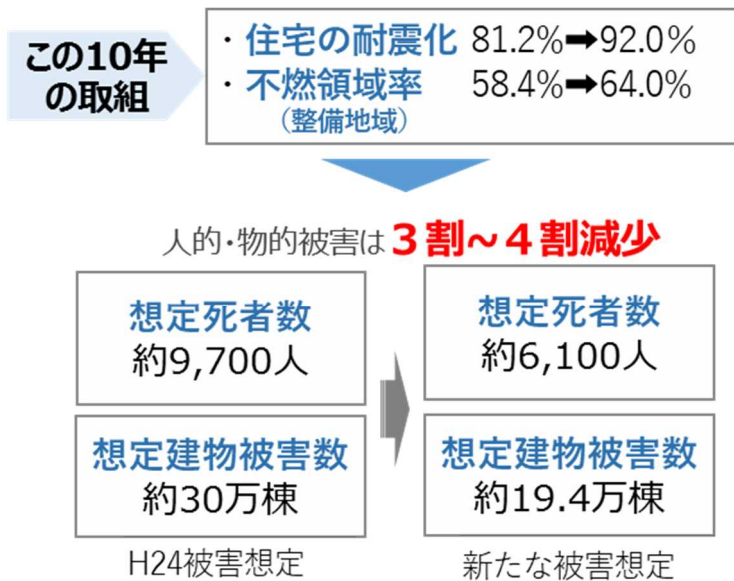
1 課題の抽出

前回の減災目標の設定から10年が経過しており、この間の住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や、高齢化や単身世帯の増加に伴う都内人口構造の変化など、東京を取り巻く環境の変化等を踏まえた課題は、以下のとおりである。

【これまでの取組状況や社会環境の変化等①】

耐震化・不燃化等の取組の着実な進展により、被害は一定程度減少したが、なおも阪神・淡路大震災と同規模である6千人以上の死者が発生する見込み

◆ 耐震化・不燃化の取組と被害想定の変化



・耐震改修の助成等により耐震化を促進するとともに、老朽建築物の除却助成や都税の減免措置等による不燃化の取組を着実に進めるなど、災害に強い都市づくりを着実に進めてきたことなどにより、前回の被害想定と比べ、人的・物的被害が3割から4割程度減少することとなった。

◆ 戦後の我が国の自然災害における死者・行方不明者数の比較

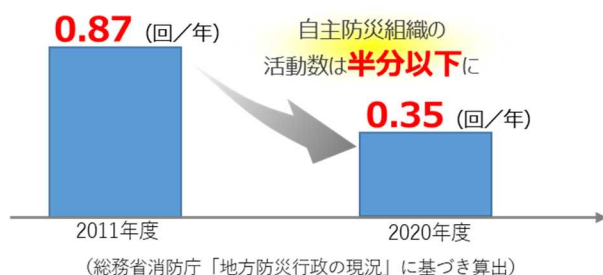


- ・災害に強い都市づくりの進展により、着実に被害は減少する一方で、都内で最大の被害をもたらす都心南部直下地震では、いまだ、6千人を超える死者数が想定されており、阪神淡路大震災と同規模である。
- ・これは、戦後の日本における自然災害と比べても、3位相当の甚大な被害が想定されている。

【これまでの取組状況や社会環境の変化等②】

東日本大震災から10年が経過し、自助・共助を支える家庭での防災行動や地域での防災活動は鈍化傾向も、テレワークの普及により働く世代の地域定着が期待

◆ 都内における自主防災組織1団体における活動数（防災訓練）



・都内における自主防災組織の1団体当たりの活動回数は、例えば、平常時の任務としている防災訓練の実施状況が、この10年で半分以下となるなど、地域での防災行動が鈍化傾向になっている。

・また、地域防災の重要な役割を担う消防団員も減少傾向が続いている。

◆ 消防団員数

消防団の入団についても消火活動や救助活動など地域防災の重要な役割を担う消防団員は減少

2.4万人 → 2.2万人

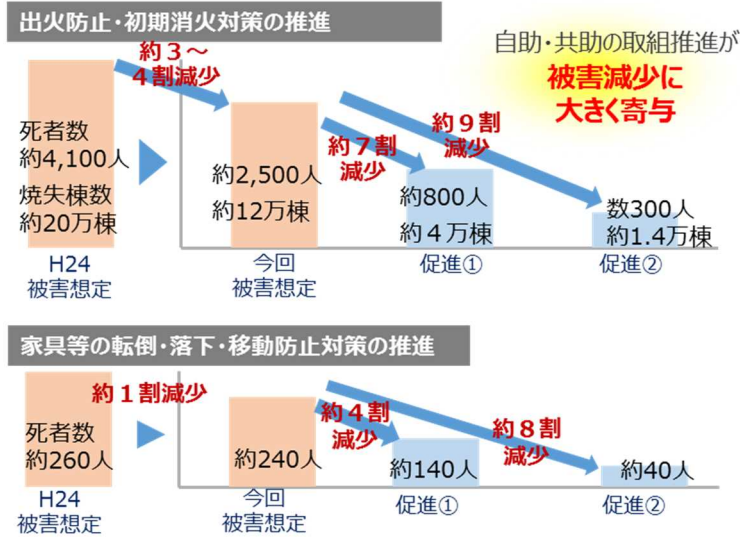
◆ テレワークの導入状況

コロナ禍等で企業のテレワークは大きく進展

14.8% → 64.3%

・一方で、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、テレワークを導入している企業が増えており、働く世代の地域定着が期待される。

◆ 自助・共助の取組促進による被害軽減効果の事例



・この10年間の不燃化の促進等により、人的・物的被害の想定が3割から4割程度減少している。

・一方、未だ甚大な被害が想定されるため、今後、感震ブレーカー設置などの出火防止対策や、消火器設置・消火訓練実施などの初期消火対策を推進することで、火災による人的・物的被害が7割から9割程度減少すると推計されている。

・また、家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進することで、4割から8割程度減少すると推計されるなど、家庭や地域における自助・共助の取組推進が、被害減少に大きく寄与することが期待される。

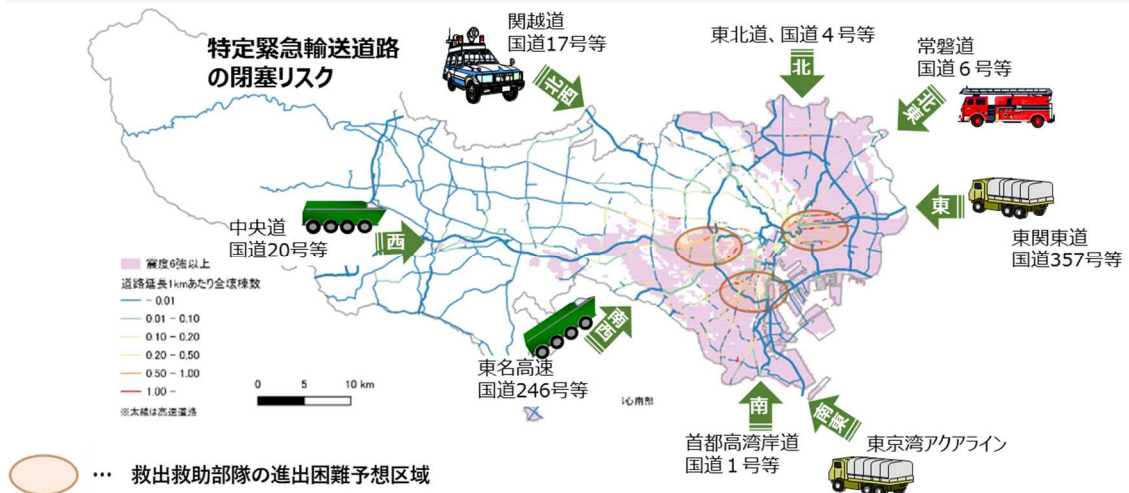
【これまでの取組状況や社会環境の変化等③】

首都中枢機能を支える行政施設や主要道路沿道建築物等の耐震化は一定程度進展も、すべての応急対策の「生命線」となる緊急輸送道路には、なお閉塞リスクの高い地域が存在している

◆ 緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化・被害想定における閉塞リスク

| 主な項目 | 概ね10年前の状況 | 現在の達成状況 |
|--------------------|-----------|---------|
| 防災上重要な公共建築物の耐震化率 | 90.3% | 98.5% |
| 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率 | 79.1% | 87.4% |

建物の倒壊等による道路閉塞等に伴い、救出救助部隊が**被災地域に進出できない**おそれ



◆ 過去の大規模災害における閉塞事例

【阪神淡路大震災】

阪神高速道路の倒壊により、並走する国道も長期にわたり寸断し、救援救急活動に大きな制約。

全線復旧まで1年8か月超



- ・ 防災上重要な公共建築物の耐震化はこの10年で大きく進展している。
- ・ 一方、特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化も着実に進展しているものの道半ばであり、新たな被害想定では、特定沿道の全壊棟数は最大81棟と見込まれており、緊急輸送ルートが確保できず、救出救助部隊が被災地域に進出できないおそれも想定される。
- ・ 阪神淡路大震災では、高速道路の倒壊等により、並走する国道も長期にわたり寸断し、救援救急活動に大きな制約が生じた。

【これまでの取組状況や社会環境の変化等④】

ライフラインは、管路等の耐震化が進展したものの、基幹施設の被災などによる復旧日数の長期化が懸念

◆ 既往大震災におけるライフラインの復旧状況

過去の大規模災害では、完全復旧までには時間を要している

| 災害名 | 電気 | 水道 | ガス |
|--------------------|------------------------|------------------------|-----------|
| 東日本大震災 (H23) | 3日後に約80% 約3か月で復旧完了 | 1週間で約57% 約6か月半で復旧完了 | 約2か月で復旧完了 |
| 熊本地震 (H28) | 約5日後に復旧完了 | 1週間で約9割 約3か月半で復旧完了 | 15日間で復旧完了 |
| 北海道胆振東 部地震(H30) | 1日半後に約99% 約1か月で復旧完了 | 1週間で約92% 約1か月で復旧完了 | 被害なし |

農林水産省「近年の主な自然災害によるインフラへの被害状況」

・過去の大規模災害においても、各ライフラインの復旧完了までに、長期間を要した事例もある。

【これまでの取組状況や社会環境の変化等⑤】

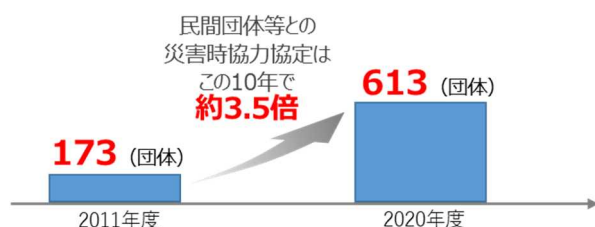
災害の教訓を踏まえた備蓄物資の拡充や、民間事業者との協定拡充による被災者支援体制の充実強化、区市町村への被災者生活再建支援システムの導入促進など、早期復旧を支える基盤の整備が一定程度進展

◆ これまで追加してきた主な備蓄物資

| 過去の災害の教訓 | 主な追加備蓄品目 | 備考 |
|-----------------|---------------------|-------------------|
| 阪神淡路大震災・東日本大震災等 | 紙おむつ 生理用品 | 乳幼児・要介護者 女性 |
| 熊本地震等 | 米粉クッキー | 食物アレルギー対応 |
| | ストーマ装具 | オストメイト |
| | 液体ミルク | 乳児 |
| 令和元年台風15・19号等 | 段ボール製簡易ベッド 屋内テント | 避難生活環境向上 感染症対策 |
| | ブルーシート | 被災家屋の応急対応 |

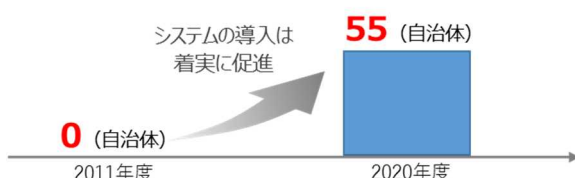
・過去の災害の教訓等も踏まえ、被災者の多様なニーズに的確に対応するため、都の備蓄物資の品目を随時追加するなど、被災者の生活環境のQOLの向上に努めてきた。

◆ 民間応援協定締結数



・災害時における各種応急・復旧業務の協力を依頼する民間団体等との協定締結は大幅に増加している。

◆ 被災者生活再建支援システムの導入状況

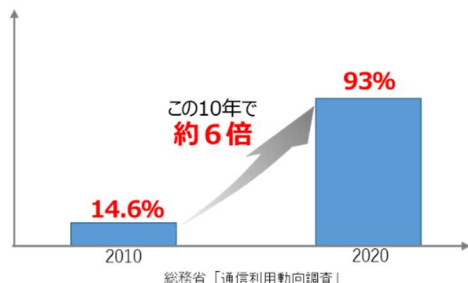


・区市町村が住家被害認定調査や罹災証明書交付が効率的に実施できるよう導入した被災者生活再建支援システムについても、導入自治体が大きく増加している。

【これまでの取組状況や社会環境の変化等⑥】

通信依存の増大やマンション居住者の更なる増加など、都民の居住形態やライフスタイルの大きな変化、感染症対策など複合的な事象も想定した対応が必要

◆ スマートフォン保有世帯率



・災害時の情報収集のツールとしても欠かせないスマートフォンを保有する世帯率は、都内において、この10年で約6倍増加している。

◆ キャッシュレス決済の利用状況

キャッシュレス決済比率 14.1% ➡ 32.5%

・電子マネー利用額が倍増するなど、消費支出のキャッシュレス決済が増加している。

◆ 在宅避難が可能な耐震性能の高いマンションの増加



・都内におけるタワーマンション等の超高層建築物は約4割増加している。
・耐震性が高く、自宅に留まることができる住民が増える一方、エレベーターの停止等により陸の孤島化のおそれ。

◆ 複合災害の事例

- ・平成28年の熊本地震では、震度7の地震が立て続けに発生し、余震への不安などから避難生活が長期化したことなどにより、災害関連死が直接死のおよそ4倍にのぼった。
- ・令和2年7月に発生した熊本県での豪雨では、災害発生後の3週目から感染者が急増。

2 今後の防災対策の充実強化に向けた基本認識

これまでの取組が着実に効果を挙げる一方、社会環境等の変化等により、顕在化した課題等を踏まえ、以下の基本認識の下、今後の防災対策の充実強化を図っていく。

| |
|---|
| ① ハード対策の加速化はもとより、家庭や地域における防災・減災対策の推進が重要 |
| ② 都民の生命と我が国の首都機能を守る応急体制のさらなる強化が必要 |
| ③ すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活を確実に確保する必要 |

3 基本認識に基づく今後の取組の方向性

基本認識を踏まえ、東京都地域防災計画令和5年修正では、以下の3つの視点と分野横断的な視点に基づき、防災対策の具体化を図っている。

【3つの視点】

| | |
|---------------------------------------|---|
| 視点1 家庭や地域における防災・減災対策の推進 | 一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めていく |
| 視点2 都民の生命と我が国の首都機能を守る応急体制の強化 | 都や区市町村等の業務継続体制の確実な確保や都市基盤の早期回復などにより、都民の生命と首都機能を守り抜く |
| 視点3 すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復 | 居住形態の変化等も踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、都民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す |

【分野横断的な視点】

| 分野横断的な視点 | 視点の考え方 |
|----------|--|
| ハード対策 | すべての防災・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」の加速化 |
| 多様な視点に配慮 | 被災経験や被災地支援の教訓を活かし、女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映 |
| 防災DXの推進 | 防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災DX」を積極的に推進 |
| 人口構造 | 若い世代の減少や「高齢者の高齢化」など、今後の人口構造の変化も踏まえた対策を推進 |

- また、これらの視点に基づき、区市町村や関係機関など、各主体との一層の連携強化により、各防災施策の重層化を図っている。

第2章 減災目標の設定

【区の減災目標】

東京都地域防災計画震災編（令和5年修正）「第3節 減災目標の設定」の内容を踏まえ、下記の減災目標を定める。

令和12年度までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。

都心南部直下地震のケースで、揺れや火災による死者・負傷者、避難者、倒壊や焼失による建築物の全壊棟数をそれぞれ減少させる。

目標1 死者・負傷者数を概ね半減

建物の倒壊や火災による死者を約70人減

被害想定で、建物全壊や地震火災等を原因とする最大死者数146人を概ね半減の70人にする。

建物の倒壊や火災による負傷者を約950人減

被害想定で、建物全壊や地震火災等を原因とする最大負傷者数1,898人を概ね半減の950人にする。

目標2 避難者を概ね半減

住宅の倒壊や火災による避難者を約3万人減

被害想定で、建物全壊や地震火災等を原因とする最大避難者数約6.5万人を概ね半減の3.2万人にする。

目標3 建築物の全壊・焼失棟数を概ね半減

揺れ・液状化による建物全壊や地震火災による焼失を約1,250棟減

被害想定で、揺れ・液状化による建物全壊や地震火災による焼失最大2,500棟を概ね半減の1,250棟にする。

第5編 減災目標

第3章 減災目標の達成に向けた取組

第3章 減災目標の達成に向けた取組

減災目標の確実な達成に向けた今後具体化を図るべき重点事項は以下のとおりである。

【重点事項一覧】

| 項目 |
|--|
| 区民と地域の防災力向上（第2部第2編） |
| 関東大震災100年を契機として、都や国、各防災機関とも連携し、訓練やセミナー、各種普及啓発等を継続的に実施し、区民による自助・共助の強化 |
| セミナーやシンポジウムなど防災に関心のある人の知識を高める「プル型」の普及啓発に加え、防災に関心のない人にも防災を「我が事」として感じてもらえる「プッシュ型」の普及啓発策を実施 |
| 自主防災組織の活動支援やマンション住民の防災、避難所生活環境の改善など、地域の実情に応じた取組を実施 |
| 被害想定で明らかになったライフライン停止の長期化リスク等を踏まえ、家庭内備蓄の充実に向けた普及啓発を実施 |
| 発災直後の初動対応の担い手として期待される自主防災組織等について、活動への支援等を通じて、災害対応力を強化 |
| 町会等の避難所運営を担う人材が減少・高齢化している現状を踏まえ、女性や要配慮者など多様な視点から避難所運営を行える地域人材を育成する方策を検討するとともに、避難所運営の支援策を実施 |
| 単身高齢者が増加していることなども踏まえ、地域やマンションコミュニティによる共助の推進の支援策を実施 |
| 家具類の転倒やエレベーター・水道・トイレ等の長期停止、コミュニティの希薄化など、在宅避難を行う上でのマンション特有の課題の解決に向けた普及啓発策を推進 |
| 安全な都市づくりの実現（第2部第3編） |
| 耐震化率100%の早期実現に向けた施策を実施 |
| 区のハード・ソフト施策の取組による複合的な効果をわかりやすく発信 |
| 発災時のエレベーターへの閉じ込めを抑制するため、地震に強いエレベーターへの更新等を促す方策を実施 |
| 安全な交通ネットワークおよびライフライン等の確保（第2部第4編） |
| いつ起こるともしれない大規模地震に備え、ライフライン施設等の耐震化を一層推進 |
| 発災後のよりシビアな状況を踏まえ、全国のライフライン事業者間や関係行政機関とのより現実的な相互応援体制の構築など、各種ライフラインの早期復旧に向けた態勢づくりを推進 |
| 発災時の大規模停電や通信途絶による、キャッシュレス決済等への影響を踏まえた対応策を検討 |

| |
|--|
| 被害想定で浮き彫りになった道路閉塞が及ぼす救出救助活動への影響等も考慮し、緊急輸送道路沿道で道路閉塞リスクの高い区間の早期解消に向けた、沿道建築物の耐震化を促進 |
| 道路整備のさらなる推進による緊急輸送ネットワークの強化や、道路閉塞など陸路による輸送等が困難な状況を見据え、水上ルートの活用も含めた緊急輸送ルート確保を具体化 |
| 限られた人員・資器材で同時に道路啓開作業が必要な場合における優先的に啓開を行う路線の選定など、様々な事態にも対応できる、柔軟かつ円滑な道路啓開体制を強化 |
| 都市防災機能の強化等を目的とし、無電柱化を実施 |
| 甚大な被害により災害対策本部に十分な要員が参集できない状況も見据えた災害対応体制を構築 |
| 救出救助活動や被災地への物資供給が遅滞することがないように、被害想定で明らかになった道路閉塞リスクなども踏まえ、被災地へのラストマイル等における道路啓開の実効性を向上 |
| 被災のエリアや規模によっては、陸路からの傷病者搬送が困難となるケースも想定し、水上ルート等を活用した搬送体制についても、一層検討を推進 |
| 物流・備蓄対策の推進（第2部第5編） |
| 備蓄量や品目など、行政の備蓄のあり方を検証するとともに、時間の経過とともに多様化する被災者ニーズに対し、より一層きめ細かに対応できるような物資調達体制を構築 |
| 医療救護・保健等対策（第2部第6編） |
| 道路閉塞やライフラインの機能支障、医療人材自身の被災など、新たな被害想定で示された様々な事態が発生しても、災害拠点病院や災害拠点連携病院等が確実に医療を提供できる体制を強化 |
| 広域医療搬送体制の実効性向上に向けた検討を推進 |
| 感染症まん延下における災害発生を見据えた、区の防疫活動体制の強化 |
| 遺体の搬送、収容所の確保・運営、検視・検案、火葬など、一連の遺体の取扱い等についての検討 |
| 応急対応力の強化（第2部第7編） |
| 受援体制の強化 |
| 発災直後の救出救助からライフライン復旧、災害廃棄物の仮置など、時々刻々と変化する状況に応じた応急対策活動を円滑に行うため、区内の限られたオープンスペースを有効に活用 |
| 情報通信の確保（第2部第8編） |
| 発災後のよりシビアな状況を踏まえ、全国のライフライン事業者間や関係行政機関とのより現実的な相互応援体制の構築など、各種ライフラインの早期復旧に向けた態勢づくりを推進（再掲） |

| 避難対策（第2部第9編） | |
|---------------------|--|
| | 避難所となっている施設について、災害時の地域との円滑な連携を図るため、地域防災活動への参画や協力を積極的に実施 |
| | 子供や高齢者、障害者、外国人等の要配慮者など、多様な視点に立った避難所運営、避難者対策を行う支援体制を充実・強化 |
| | 避難所の衛生環境や被災者のストレス等による既往症の悪化などに伴う震災関連死を抑止するため、被災者の生活環境を改善 |
| | 新たな被害想定を踏まえた、ペットの同行避難などの取組の実効性を向上 |
| | 避難所の衛生環境や被災者の既往症の悪化等に伴う震災関連死を抑止するため、医療・福祉との連携など公衆衛生の観点から、避難所や在宅避難への巡回診療体制や、被災生活環境の改善等に向けた支援の実施 |
| 帰宅困難者対策（第2部第10編） | |
| | 帰宅困難者が住民向け避難所に殺到し、避難所の収容力超過や備蓄物資の早期枯渇を招く可能性なども踏まえ、DXなどを活用した迅速かつ適切な情報提供等の方策を具体化 |
| | 通信が途絶し、帰宅困難者による情報収集が困難となった場合等も想定し、平素より一時滞在施設を表示する制度を構築するなど、通信途絶時においても発災時に帰宅困難者が自律的に安全な場所に避難できる仕組みを検討 |
| | 一時滞在施設の確保目標の早期達成に向け、目標達成を加速化するための具体的方策を検討 |
| 住民の生活の早期再建（第2部第13編） | |
| | 罹災証明書の早期交付のため、被害想定結果に基づき、首都直下地震発生時の住家被害認定調査や罹災証明交付に必要となる人員を推計し、それに対応する体制や資機材の確保策を具体化 |
| | トイレが長期間使用できないことを踏まえ、携帯トイレ等の家庭内備蓄の促進に加え、避難者数等を見据えた災害用トイレの確保など、ハード・ソフト両面による取組を加速化 |
| | 発災時に、被災者が自らに適した支援制度を把握し、有効に活用して生活再建に取り組むことができるよう環境を整備 |
| | 各地域における災害廃棄物発生量と一次仮置場の候補地のバランスを考慮し、地域間での連携や民間事業者等との協力体制のもと、初動期における現実的な処理体制を整備 |
| | 復旧・復興を見据えた、災害廃棄物の広域的な処理体制を充実強化 |
| | 平時から、都や国等と連携した訓練等の充実強化により、災害廃棄物処理計画の実効性を高める |

第6編 複合災害への対応

第1章 はじめに

- 東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。
- また、新たな被害想定においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理した。

【被害想定で想定する主な複合災害】

| | |
|------|--|
| 風水害 | <ul style="list-style-type: none"> ・地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 ・梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生 |
| 火山噴火 | <ul style="list-style-type: none"> ・数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 ・火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化 |
| 感染拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 ・救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性 |

- こうした、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

第2章 複合災害に備え留意すべき事項

- 先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、第2部で掲げる各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

(留意事項)

- 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進する
- 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化
- 様々なシナリオを想定したBCPを策定し、訓練を繰り返し実施して検証を行う
- 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
- 夏季発災時における熱中症対策

(大規模自然災害+大規模自然災害)

- 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化
- 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応

(感染拡大+大規模自然災害)

- 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応

第 2 部 施策ごとの具体的計画 (予防・応急・復旧計画)

第1編 区等の基本的責務と役割

第1章 基本理念及び基本的責務

1 基本理念

- 地震による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、まず第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に他人を助けることのできる区民の地域における助け合いによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、この二つの理念に立つ区民と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で、連携を図っていくことが欠かせない。
- 震災対策の推進にあたっては、区が基礎的自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。その上で、広域的役割を担う都と連携し、区民や台東区に集う多くの人々の生命及び財産を守るとともに、日本の政治、経済、文化等の中枢機能が集中している首都東京を構成する自治体として、東京の機能を維持するため、全力をあげて取り組んでいかなければならない。

2 基本的責務

(1) 区長の基本的責務

- 区長は、震災対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を震災から保護し、その安全を確保するとともに、震災後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大限の努力を払わなければならない。
- 区長は、震災時における避難並びに救出及び救助を円滑に行うため必要な体制の確立及び資器材の整備に努めなければならない。
- 区長は、震災により重大な被害を受けた場合で、速やかに計画的な都市の復興等を図るため必要と認めるときは、東京都台東区災害対策本部条例(昭和38年台東区条例第11号)に基づく体制をとる。

(2) 区民の基本的責務

- 区民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 区民は、次に掲げる事項について、自ら震災に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - ① 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - ② 家具類の転倒・落下・移動の防止
 - ③ 出火の防止
 - ④ 初期消火に必要な用具の準備
 - ⑤ 飲料水及び食料の確保
 - ⑥ 避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路についての確認

- 区民は、震災後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、震災後においては、相互に協力し、事業者、ボランティア及び区その他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。
- 区民は、区その他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に寄与するよう努めなければならない。

(3) 事業者の基本的責務

- 事業者は、区その他の行政機関が実施する震災対策事業及び区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動にあたっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して震災時の被害を防止するため、事業所に来所する顧客、従業者等及び事業所の周辺住民並びにその管理する施設及び設備について、その安全の確保に努めなければならない。
- 事業者は、東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号 平成25年4月施行）に基づき、震災時には、施設の安全等を確認した上で、従業者を事業所内に待機させるなど、一斉帰宅の抑制に努めなければならない。
そのため、あらかじめ、従業者の3日分の飲料水及び食料等を備蓄するよう努めなければならない。
- 事業者はあらかじめ、従業者との連絡手段の確保に努めるとともに、従業者に対して、家族等との連絡手段を確保すること、避難の経路、場所及び方法並びに徒歩による帰宅経路の確認等の周知に努めなければならない。
- 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における震災を最小限にとどめるため、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。
- 事業者は、その事業活動に関して震災を防止するため、区が作成する防災計画を基準として、事業所単位の防災計画を作成しなければならない。

第2章 区及び防災機関の役割

区及び各防災機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

1 台東区

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|--|--|
| 災対危機管理室（危機管理室） | 1 本部長室との連絡に関する事。 2 本部情報及び災害情報の総括に関する事。 3 東京都災害対策本部及び関係防災機関との連絡に関する事。 4 災対各部の情報及び連絡調整並びに災害対策の指示に関する事。 5 備蓄資材及び物資の配分計画に関する事。 6 本部の指令、要請及び通報の発議に関する事。 7 地区本部に関する事。 8 部内及び他部への応援に関する事。 |
| 災対総務部（総務部、国際・都市交流推進室、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査事務局） | 1 災害に係る広報及び広聴に関する事。 2 報道機関との連絡に関する事。 3 災害資料の収集及び編さんに関する事。 4 本部長室及び本部の庶務に関する事。 5 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関する事。 6 所管施設の保安全管理及び被害状況等の調査の総括に関する事。 7 本庁舎の保安全管理及び被害状況等の調査の総括に関する事。 8 本庁舎の利用者の安全確保に関する事。 9 庁有車の管理及び配車に関する事。 10 外国人への情報提供に関する事。 11 部所属職員の動員に関する事。 12 部内及び他部との連絡調整に関する事。 13 国又は他の地方公共団体からの災害派遣職員に関する事。 14 職員の動員、サービス、給与及び公務災害に関する事。 15 職員の給食に関する事。 16 物資、資材、器材等の調達に関する事。 17 車両及び舟艇の調達及び配置に関する事。 18 労働者の雇上げに関する事。 19 本庁舎等区有施設の応急危険度判定に関する事。 20 本庁舎等区有施設の応急復旧及び修繕に関する事。 21 災害対策に必要な現金及び有価証券出納保管に関する事。 22 災害対策に必要な収支命令の審査及び執行並びに現金の支払に関する事。 23 災害対策に必要な用品及び物品の出納保管に関する事。 24 所管施設の保安全管理及び被害状況等の調査に関する事。 25 部内及び他部への応援に関する事。 |
| 災対企画財政部（企画財政部） | 1 本部長室との連絡に関する事。 2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関する事。 3 特命事項に関する事（危機・災害対策課との協力）。 4 部所属職員の動員に関する事 5 部内及び他部との連絡調整に関する事。 6 災害対策関係の予算に関する事。 7 電子計算組織の維持管理及び保全に関する事。 |

第1編 区等の基本的責務と役割
第2章 区及び防災機関の役割

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|---|---|
| | 8 災害に関するデジタル技術の利活用に係る支援に関すること。 9 部内及び他部への応援に関すること。 |
| 災対区民部 (区民部) | 1 本部長室との連絡に関すること。 2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関すること。 3 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査の総括に関すること。 4 所管施設の利用者の安全確保に関すること。 5 帰宅困難者支援施設に関すること。 6 住家の被害状況等の調査に関すること。 7 罹災証明の発行に関すること。 8 災害相談に関すること。 9 義援金の受領及び配分に関すること。 10 地区本部に関すること。(危機・災害対策課との協力)。 11 部所属職員の動員に関すること。 12 部内及び他部との連絡調整に関すること。 13 避難場所の状況確認及び避難誘導に関すること。 14 避難所の開設及び管理運営に関すること。 15 避難所での救援物資の供給に関すること。 16 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査に関すること。 17 部内及び他部への応援に関すること。 |
| 災対文化産業 観光部 (文化産業観 光部、産業振興 担当) | 1 本部長室との連絡に関すること。 2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関すること。 3 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査の総括に関すること。 4 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査に関すること。 5 所管施設の利用者の安全確保に関すること。 6 帰宅困難者対策に関すること。 7 部所属職員の動員に関すること。 8 部内及び他部との連絡調整に関すること。 9 救援物資等の輸送に関すること。 10 避難所での救援物資の供給に関すること(避難所運営課との協力)。 11 物資集積所の管理に関すること。 12 部内及び他部への応援に関すること。 |
| 災対福祉部 (福祉部) | 1 本部長室との連絡に関すること。 2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関すること。 3 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査の総括に関すること。 4 避難行動要支援者対策の総合調整に関すること。 5 災害時のボランティアの活用に係る社会福祉協議会との連携及び支援に関すること。 6 社会福祉協議会への災害ボランティアセンター設置の要請に関すること。 7 行方不明者の調査、遺体の収容等に関すること。 8 被災者に対する資金貸付けに関すること。 9 部所属職員の動員に関すること。 10 部内及び他部との連絡調整に関すること。 11 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査に関すること。 12 所管施設の利用者の安全確保に関すること。 13 所管する避難行動要支援者対策に関すること。 |

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|--------------------|---|
| | 14 二次避難所の開設及び管理運営に関すること。 15 生活困窮者に対する保護及び支援に関すること。 16 部内及び他部への応援に関すること。 |
| 災対健康部 (健康部) | 1 本部長室との連絡に関すること。 2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関すること。 3 所管施設の保安全管理及び被害状況等の調査の総括に関すること。 4 医療機関の被害状況等の調査及び総括に関すること。 5 地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会との連絡調整に関すること。 6 医療救護班の派遣要請及び編成に関すること。 7 各医療救護班等との連絡調整及び連携に関すること。 8 災害医療コーディネーターに関すること。 9 緊急医療救護所及び避難所医療救護所の開設及び管理運営に関すること。 10 医薬品及び医療資器材の確保及び供給に関すること。 11 負傷者の搬送に関すること。 12 部所属職員の動員に関すること。 13 部内及び他部との連絡調整に関すること。 14 感染症予防に関すること。 15 被災地の防疫活動に関すること。 16 被災地の消毒に関すること。 17 消毒に必要な薬剤及び資機材の確保に関すること。 18 ねずみ・衛生害虫防除に関すること。 19 環境衛生及び食品衛生の監視及び指導に関すること。 20 公衆浴場等の衛生確保に関すること。 21 被災動物の保護及び愛護動物管理に関すること。 22 所管施設の保安全管理及び被害状況等の調査に関すること。 23 所管施設の利用者の安全確保に関すること。 24 台東保健所の保安全管理及び被害状況等の調査に関すること。 25 台東保健所の利用者の安全確保に関すること。 26 医療機関の被害状況等の調査に関すること。 27 防疫班の編成に関すること。 28 所管する避難行動要支援者対策に関すること。 29 保健指導に関すること。 30 被災者の栄養指導及び栄養調査に関すること。(教育委員会の栄養士との連携) 31 災害時における保健師業務の調整に関すること。 32 部内及び他部への応援に関すること。 |
| 災対環境清掃部 (環境清掃部) | 1 本部長室との連絡に関すること。 2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関すること。 3 所管施設の保安全管理及び被害状況等の調査の総括に関すること。 4 所管施設の利用者の安全確保に関すること。 5 帰宅困難者支援施設に関すること。 6 部所属職員の動員に関すること。 7 部内及び他部との連絡調整に関すること。 8 所管施設の保安全管理及び被害状況等の調査に関すること。 9 がれき処理に関すること。 |

第1編 区等の基本的責務と役割
 第2章 区及び防災機関の役割

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|---------------------------|---|
| | 10 ごみ及びし尿の処理に関する事。 11 東京都及び東京二十三区清掃一部事務組合との連絡調整に関する事。 12 被災建築物等からの石綿飛散防止に関する事。 13 部内及び他部への応援に関する事。 |
| 災対都市づくり部 (都市づくり部、土木担当) | 1 本部長室との連絡に関する事。道路、橋りょう、河川等の復旧計画に関する事。 2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関する事。 3 所管施設の保安全管理及び被害状況等の調査の総括に関する事。 4 災害時における部内建築職業務及び土木職業務の調整に関する事。 5 がれき処理の支援に関する事。 6 部所属職員の動員に関する事。 7 部内及び他部との連絡調整に関する事。 8 被災建築物応急危険度判定に関する事。 9 被災宅地危険度判定に関する事。 10 被災住宅の応急修理に関する事。 11 住家の被害状況等の調査の支援に関する事。 12 被災建築物の復旧相談及び技術指導に関する事。 13 崖、急傾斜地等の災害予防及び応急復旧の技術的指導に関する事。 14 所管住宅の保安全管理及び被害状況等の調査に関する事。 15 応急仮設住宅用地の選定及び応急仮設住宅の建設に関する事。 16 応急仮設住宅の入居者の募集及び選定に関する事。 17 応急仮設住宅の管理に関する事。 18 道路、河川、橋りょう等の被害状況等調査の総括に関する事。 19 道路等の障害物除去等災害復旧の計画策定に関する事。 20 他道路管理者との連絡調整に関する事。 21 防災船着場の運用に関する事。 22 水防活動の総括に関する事。 23 帰宅困難者支援施設に関する事。 24 道路、河川、橋りょう等の被害状況等調査に関する事。 25 道路等の障害物除去等の災害復旧に関する事。 26 道路、河川、橋りょう等に関する資器材及び労力の確保に関する事。 27 道路、河川、橋りょう等に関する危険箇所の警戒監視に関する事。 28 水防活動に関する資器材の確保及び被害状況等の調査に関する事。 29 応急給水に関する事。 30 公園施設の被害状況等の調査及び災害復旧に関する事。 31 水防活動に関する事。 32 部内及び他部への応援に関する事。 |
| 災対教育委員会事務局 (教育委員会事務局) | 1 本部長室との連絡に関する事。 2 所管業務に関する災害情報及び応急対策の総括に関する事。 3 所管施設の保安全管理及び被害状況等の調査の総括に関する事。 4 東京都並びに台東区教育委員会及び教育機関との連絡調整に関する事。 5 学校施設の応急補修等に関する事。 6 避難所の開設及び管理運営に関する事。(避難所運営課との協力) 7 部所属職員の動員に関する事。 8 部内及び他部との連絡調整に関する事。 |

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|--------------------------|---|
| | 9 所管施設の保全管理及び被害状況等の調査に関する事。 10 乳幼児の安全確保及び保護者との連絡に関する事。 11 被災児童生徒の学用品の支給に関する事。 12 被災学校の保健衛生及び給食実施の調整に関する事。 13 応急保育の実施に関する事。 14 施設運営の再開に関する事。 15 応急教育実施場所の選定及び確保に関する事。 16 応急教育実施の指導に関する事。 17 児童生徒の被災状況の把握の総括に関する事。 18 被災幼児及び児童生徒の生活指導の総括に関する事。 19 学校の教育運営に関する支援に関する事。 20 教職員の動員、サービス管理等の総括に関する事。 21 応急教育の実施に関する事。 22 幼児及び児童生徒の安全確保並びに保護者との連絡に関する事。 23 被災幼児及び児童生徒の生活指導に関する事。 24 施設及び設備の被害状況等の調査及び報告に関する事。 25 学校教育の早期再開の実施に関する事。 26 所管施設の利用者の安全確保に関する事。 27 文化財の被害状況等の調査に関する事。 28 帰宅困難者支援施設に関する事。 29 子供に関する災害対策に係る他部との調整に関する事。 30 部内及び他部への応援に関する事。 |
| 災対区議会 事務局 (区議会事務局) | 1 本部長室との連絡に関する事。 2 台東区議会との連絡調整に関する事。 3 部所属職員の動員に関する事。 4 他部への応援に関する事。 |

※ なお、災害復興事業実施時における業務の大綱は、第3部「震災復興計画」に記載のとおりである。

2 東京都

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|---|--|
| 警 視 庁 (第六方面本部、 上野警察署、 下谷警察署、 浅草警察署、 蔵前警察署) | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災実態の把握及び各種情報の収集に関すること。 2 被災者の救出救助及び避難誘導に関すること。 3 行方不明者等の捜索及び調査に関すること。 4 遺体の調査等及び検視に関すること。 5 交通規制に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。 |
| 東京消防庁 (第六消防方面 本部、上野消 防署、浅草消 防署、日本堤 消防署) | <ol style="list-style-type: none"> 1 火災その他の災害の予防、警戒及び防ぎよに関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前三号に掲げるもののほか、消防に関すること。 |
| 水 道 局 (中央支所) (文京営業所) | <ol style="list-style-type: none"> 1 応急給水に関すること。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 |
| 下 水 道 局 (北部下水道事 務所) (台東出張所) | <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること。 |
| 建 設 局 (第六建設事務 所、東部公園 緑地事務所) | <ol style="list-style-type: none"> 1 河川、道路及び橋りょうの保全及び復旧に関すること。 2 水防に関すること。 3 河川、道路等における障害物の除去に関すること。 4 都立公園、都立霊園の保全及び震災時の利用に関すること。 |
| 交 通 局 (都営地下鉄) | <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の保全に関すること。 2 電車等による輸送協力に関すること。 |
| 消 防 団 (上野消防団、 浅草消防団、 日本堤消防団) | <ol style="list-style-type: none"> 1 火災・水災その他災害の警戒及び防ぎよに関すること。 2 人命の救助及び応急救護に関すること。 3 地域住民の防災指導に関すること。 |

3 自衛隊

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|------------------|---|
| 陸上自衛隊 第一普通科連隊 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 2 災害派遣の実施に関すること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人命または財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援または応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与 |

4 指定公共機関

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|---------------------------|--|
| 日本郵便 (上野郵便局、 浅草郵便局) | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地あて寄附金を内容とする郵便物の料金免除 2 地方公共団体または当該機関が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供 3 当該機関が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供 4 避難所における臨時の郵便差出箱の設置 5 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項 |
| J R 東日本 (区内各駅) | <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の工事計画及びこれらの施設等の保全に関すること。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関すること。 3 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 |
| N T T 東日本 | <ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の建設、及び保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。 |
| 東京電力パワーグリッド (上野支社) | <ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。 |

| | |
|-------------------|--|
| 首都高速道路 (東京西局) | <ol style="list-style-type: none"> 1 首都高速道路の保全に関する事。 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事。 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事。 |
| 東京ガス(東部 導管事業部) | <ol style="list-style-type: none"> 1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関する事。 2 ガスの供給に関する事。 |

5 指定地方公共機関

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|--------------|---|
| 東武鉄道 | 1 鉄道施設等の安全保安に関する事。 |
| 京成電鉄 | 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事。 |
| 東京地下鉄 | 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。 |
| 首都圏新都市 鉄道 | 4 計画運休に関する事。 |

6 公共的団体

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|-------------------------------------|---|
| 医師会 (下谷医師会 ・浅草医師会) | <ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び助産活動に関する事。 2 防疫の協力に関する事。 3 遺体の検案の協力に関する事。 |
| 歯科医師会 (台東区歯科医 師会・浅草歯 科医師会) | <ol style="list-style-type: none"> 1 歯科医療活動に関する事。 2 検視・検案に際しての法歯学上の協力に関する事。 |
| 薬剤師会 (下谷薬剤師 会・浅草薬剤 師会) | 1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関する事。 |
| 柔道整復師会 (東京都柔道整復 師会台東支部) | 1 応急救護活動の協力に関する事。 |
| 獣医師会 (台東区獣医師 会) | 1 動物の医療救護活動に関する事。 |

第2編 区民と地域の防災力向上

本編では、自助・共助の担い手となる区民、地域、事業所、ボランティアの他、消防団による取組を定めている。

これらの主体は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念とし、災害に対する不断の備えを進めるとともに、各主体間の相互連携、相互支援を強め、自助、共助による区民及び地域の防災力の向上を推進していく。

第1章 現在の到達状況

1 自助による区民の防災力向上

防災対策では、区民一人ひとりによる自助の取組みが重要であることから、区は「たいとう区安全・安心ハンドブック」を作成、全戸配布の実施をはじめ、様々な媒体を通じた広報の実施により、自助の必要性に係る意識啓発を行っている。

また、自助の備えとしての各家庭における家具類の転倒・落下・移動防止対策の実施、区民の防災訓練への参加や救命講習の受講及び防災教育などを推進し、自助による区民の防災力向上を図っている。

- 防災に係る意識啓発・・・「防災地図（地震編）」「ハザードマップ（水害・土砂災害）」「たいとう区安全・安心ハンドブック」の全戸配布の実施、様々な媒体を通じた広報の実施による自助の必要性に係る意識啓発
- 1年間の防災訓練参加者数 約6,600人（令和4年度）
- 避難所単位の防災訓練件数 26回（令和4年度）
- 自主防災組織（防災団）等単位の防災訓練件数 73回（令和4年度）
- 小中学校版防災教育補助教材による、実践的な防災教育の推進
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策の推進

2 地域における共助の推進

現在、区内には193の自主防災組織（防災団）があり、各地域において防災訓練などの自主的な取組みが進められている。区は、自主防災組織の育成・支援を行っている。

都においては、「東京防災隣組」の認定やその活動内容をホームページ等で紹介してきた。また、防災の専門家を防災市民組織等へ派遣し、地域で想定される災害を学ぶ機会等を提供し、地域防災力の向上を図っている。

- 区内の自主防災組織（防災団）数 193団体 結成率97%（令和5年4月現在）
- 区内の「東京防災隣組」認定団体数・・・3団体（令和5年4月現在）
- 自主防災組織への助成制度

3 マンション防災における自助・共助の構築

この10年間に都内のマンション戸数（6階建以上の共同住宅）は約45万戸増加し、約201万戸となり、そのうち、11階建以上の高層マンションは約24万戸増加し、約94万戸となった。区内のマンション戸数は、約6万8千戸、そのうち、11階建以上の高層マンションは約3万8千戸である。高層マンションの増加により、長周期地震動の問題やエレベーター停止、トイレ使用不可などマンション防災における問題点が顕在化している。特に、1棟あたりの居住者が多く、エレベーターの不通時、高層階との行き来が困難となる20階以上のいわゆるタワーマンションが増加している。

- 都内のマンション戸数 2,017,400戸
- うち高層マンション戸数 940,200戸
- 区内のマンション戸数 68,110戸
- うち高層マンション戸数 38,300戸（以上平成30年住宅・土地統計調査）
- 災害時の対応マニュアルを作成しているマンションの割合 31%
- 定期的に防災訓練を実施しているマンションの割合 45%
- 防災用品や医療品・医薬品を備蓄しているマンションの割合 38%
- 非常食や飲料水を備蓄しているマンションの割合 19%（以上令和4年3月「東京都住宅マスタープラン」）

4 消防団の活動体制の充実

災害時に、消火活動、救出・救助活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割は極めて重要である。

区内には、459人の消防団員が所属しており、各消防署では、消防団員の確保など、消防の活動支援を行っている。

- 区内の消防団員数 459人（定員550人） 充足率83.5%（令和5年4月現在）

5 事業所による自助・共助の強化

災害時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、区は、総合防災訓練等の訓練を通じ、災害時における町会や事業所など地域の連携を図る取組みを推進し、地域における防災力向上を図っている。

- 町会等と事業所との応援協定締結 延べ40件（令和3年9月現在）
- 事業所防災計画の届け出の推進

6 ボランティア活動への支援

救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、避難所運営など、災害時において多岐にわたるボランティア活動が期待される。区は、総合防災訓練の実施に合わせ、ボランティア活動支援に係る訓練を実施するなど、ボランティアが災害時に円滑に活動できる体制づくりを推進している。

第2章 課題

被害想定（都心南部直下地震）

| 被害項目 | 想定される被害 |
|---------|----------------------------|
| 建物倒壊棟数 | 全壊最大 2,330棟 |
| 火災焼失棟数 | 最大 192棟（建物倒壊を含む。） |
| 死者数 | 最大 146人 |
| 負傷者 | 最大 1,898人 |
| 自力脱出困難者 | 最大 747人 |
| 避難者 | 最大 65,468人（避難所避難者数43,646人） |

1 自助による区民の防災力向上

被害想定では、建物倒壊棟数、死傷者数ともに減少しているものの、被害をより抑制するために、区民等は自らの生命は自らが守るという観点に立ち、一人ひとりの自助の備えを推進していく必要がある。

また、断水や停電などライフラインの被害も想定されており、発災後の生活を継続するための食料等の備蓄や、家族や友人の安否情報を集める方法の準備などに取り組む必要がある。

過去の災害から、女性の視点等を意識した避難所運営などの重要性が再認識されており、避難所での着替えや授乳の問題など、女性に配慮した対策が必要である。

2 地域における共助の推進

被害想定では、死者、負傷者数、自力脱出困難者数は減少しているが、発災時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮することから、区民一人ひとりの共助の取組みへの参画や自主防災組織等の活動の活性化を一層推進していくことが必要である。

避難所などで多様化する被災者のニーズによりきめ細かく対応していくためには、女性の力が防災分野においても発揮されるよう女性の防災人材育成に取り組んでいくことが必要である。

3 マンション防災における自助・共助の構築

タワーマンションをはじめとしたマンションの増加は、マンション防災の必要性を高めている。躯体を耐震化している建物が多く、被害が軽微であれば在宅避難が可能となる。しかし、早期のエレベーター復旧や水道の利用再開が困難、排水管等の修理が終了していない場合はトイレ使用不可、住民同士のつながりが稀薄、などの諸問題によって、在宅避難が困難となり、多数のマンションの居住者が避難所に避難することが想定される。

4 消防団の活動体制の充実

火災による建物の焼失等の被害が発生すると想定されており、初期消火等の消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要がある。区内の消防団員は定員 550 人に対して 459 人であり、定員充足や施設・資器材等の充実など、消防団の活動体制を整えることが必要である。

5 事業所による自助・共助の強化

災害時において事業所は、地域の一員としての救助活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支えるなど地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割を求められている。

被害想定では、最大約 6 万 5 千人の避難者や約 11 万人の帰宅困難者の発生といった大きな被害が想定されており、各事業所での防災計画の策定を推進していくなど、災害時における事業所の役割を踏まえて、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

6 ボランティア活動への支援

発災時において、ボランティアは、避難所の運営支援や炊き出し、災害廃棄物撤去といった様々な役割を果たすことが期待されている。東日本大震災の際には、甚大な被害の影響から、ボランティアが十分に活動できなかった事例もあった。

発生時にボランティアが円滑に活動することができるよう支援体制を整備するとともに、市民活動団体等と連携体制の構築を図る必要がある。

第3章 対策の方向性

1 自助による区民の防災力向上

区民一人ひとりが「自らの生命は自らが守る」という自覚を高め、家具類の転倒・落下・移動防止や水・食料等の備蓄などの防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、防災行動力の向上を図るため、初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

また、区民、事業所、児童・生徒等への防災教育の推進により、「自助」「共助」の防災意識を高めていく。

2 地域における共助の推進

防災訓練、防災資器材の取扱い、マニュアル策定などの支援を行う防災普及指導員を活用し、自主防災組織が行う地域における防災行動力の向上を図る取組みを推進していく。

更に、「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の啓発や、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

学校教育における「自らの危険を予測し、回避できる能力を高める」、「支援者としての視点から安全で安心な社会づくりに貢献しようとする意識を高める」防災教育を推進し、将来の地域防災の人材育成等を含めて地域の防災力の向上を図っていく。

3 マンション防災における自助・共助の構築

マンションの居住者であっても、地域の一員にほかならず、一般的に、住んでいる住居で区別すべきでないが、防災対策の観点からは、その被害の特殊性に鑑み、それに応じた特別の対策が必要である。ただし、対策を進めるにあたっては戸建て住宅等の住民との均衡に配慮が必要である。

発災時には、自助・共助の考えに基づき、初期消火や安否確認を行い、安全が確認できるとどまることが可能であれば在宅避難となるため、そのための居住者等への普及啓発、役割分担等を行うことが不可欠である。

日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、居住者やマンションの自主防災組織、管理組合等を対象としたセミナーを実施するほか、資器材等の支援を推進する。また、防災対策や自主防災組織の立ち上げ方法、結成後の活動内容などを紹介した「集合住宅防災ハンドブック」を作成し、マンションにおける防災対策の促進を図る。

マンション防災には、区はもとより、都、不動産会社、管理会社などマンションに関わる団体、企業が連携してマンション防災に取り組むことが重要である。

4 消防団の活動体制の充実

初期消火や救出・救助活動などの活動を災害時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の募集活動や地域住民、消防署隊等と連携した訓練及び資器材等の整備を推進し、消防団の活動体制の充実を図っていく。

5 事業所による自助・共助の強化

行政や地域との協定締結や、事業所におけるBCPの策定支援、事業所防災計画の作成促進等により、災害時において事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進していく。

6 ボランティア活動との連携体制

災害時において円滑にボランティア活動が展開されるよう、社会福祉協議会、都との連携を強化するとともに、平常時から市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築するなど、ボランティア活動の支援体制づくりを検討していく。

第4章 到達目標

1 自助による区民の防災力向上

各主体に対する様々な防災訓練や防災教育の実施により、区民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図る。

2 地域における共助の推進

自主防災組織による防災行動マニュアル作成の支援や訓練時の防災普及指導員の派遣など、自主防災組織の活性化の促進等を図り、地域防災力の向上を実現する。

3 マンション防災における自助・共助の構築

マンション防災の必要性を区民が認識し、自助・共助の体制を構築する。そのため、マンション管理組合の活動を支援し、マンションを含めた地域の防災活動の活性化を図り、平時の備えや発災時の適切な防災活動が行われるようにする。また、マンション居住者以外の住民との相互連携による共助も踏まえ、地域コミュニティが一体となった災害活動の推進を図る。

4 消防団の活動体制の充実

消防団の定員充足率の向上等による体制の充実や災害時における地域住民・消防署隊等との連携による円滑な災害活動の推進等を図る。

5 事業所による自助・共助の強化

地震に係る自衛消防活動の充実・強化を図るとともに、消防計画の実効性を確保し、自主防災組織等との災害時応援協定の締結を促進することにより、地域全体の自助・共助体制を強化する。

また、各消防署による事業所防災計画の作成促進を目的とした冊子を配布し、事業所防災計画の作成指導の継続的な実施等を通じ、防災に関する意識の向上を図るなど、実効性の高い地震対策を推進する。

6 ボランティアの活動との連携体制

災害時において円滑にボランティア活動が展開されるよう、社会福祉協議会、災害ボランティアセンターの運営支援等が期待される市民活動団体、都と連携し、ボランティア活動の支援体制づくりを構築する。

第5章 具体的な取組

【予防対策】

| | |
|-----------------------|------------------|
| 1 自助による区民の防災力向上 | 5 事業所による自助・共助の強化 |
| 2 地域による共助の推進 | 6 ボランティア活動との連携 |
| 3 マンション防災における自助・共助の構築 | 7 区民・行政・事業所等の連携 |
| 4 消防団の活動体制の充実 | |

1 自助による区民の防災力向上

1-1 区民による自助の備え

(1) 取組内容

区民は、「自らの生命は自らが守る」という観点に立ち、平常時から次の事項に努める。

- 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- 日頃からの出火の防止
- 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止
- ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- 水(1日一人3ℓ目安)、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備
- 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- 買い物や片付けなど日ごろの暮らしの中でできる災害への備え
- 自転車を安全利用するための、適切な点検整備
- 在宅避難に向けた食品や生活用品を備える日常備蓄の実施(最低3日間分、推奨1週間分)
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- 都や区が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- 町会・自主防災組織などが行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- 避難行動要支援者がいる家庭における、個別避難計画の作成や「避難行動要支援者名簿」「個別避難計画」情報の避難支援等関係者への事前提供についての同意等の円滑かつ迅速な避難への備え
- 災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認
- 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

1-2 防災意識の啓発

(1) 対策内容と役割分担

平常時から区及び防災関係機関が緊密な連絡をとり、共同または単独で、各種の広報媒体を活用して防災に対する区民の理解と協力を求める。また、区民の防災意識の啓発、防災行動力

の向上を図り、効果的な広報に努めるものとする。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災パンフレット、ポスター等の配布 <ul style="list-style-type: none"> ・「たいとう区安全・安心ハンドブック」 ・「防災地図（地震編）」、「ハザードマップ（水害・土砂災害）」、「東京マイ・タイムライン」、「防災ステッカー」 ○ 災害対策や防災情報のホームページ等への掲載 ○ 防災出前講座、講習会、防災フェア等の開催 ○ 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施 ○ 防災普及指導員の活用 ○ 地震体験車の活用 |
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 予防として都民等のとるべき措置等に係る広報の実施 ○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 災害対策、生活安全情報、事件事故情報、交通情報や各種相談窓口等のホームページ等への掲載 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「地震に対する10の備え」や「地震 その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導及びホームページ・SNS・消防アプリ等による広報の実施 ○ 要配慮者については、「地震から命を守る『7つの問いかけ』」を活用した意識啓発 ○ 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 ○ 消防団、災害時支援ボランティア、消防少年団等の活動及び加入促進 ○ 東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 ○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 |

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-----------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防災訓練車両を積極的に活用した指導 ○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した区民の防災意識の普及啓発 ○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発 |
| 都 (水道局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震発生に際しての水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係る広報の実施 |
| 首都高速道路 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難対応などの情報を周知するパンフレットの配布 ○ 災害時において、お客さま等が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などを、ホームページにて紹介 |
| NTT東日本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)の利用体験、防災パンフレット等の配布 ○ 災害用伝言ダイヤル171等の利用方法等について紹介 ○ 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援 ○ 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動 |
| 東京ガスグループ | <ul style="list-style-type: none"> ○ マイコンメーターの復帰操作やガスの供給・復旧状況を掲載する“復旧マイマップ”等のホームページへの掲載 ○ 地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発 ○ 防災・安全対策に関する取り組み紹介 |
| 東京電力 パワーグリッド | <ul style="list-style-type: none"> ○ パンフレットの発行 ○ 停電・復旧情報等をホームページ、携帯サイトで提供 ○ ホームページ上で具体的な防災対策を紹介 |

(2) 取組内容

① 区の取組

ア 啓発内容

- 台東区地域防災計画及びこれに基づく区の防災体制
- 災害時の心得、出火防止及び避難方法、過去の事例
- 災害に対する警戒方法及び対策事項
- 自主防災組織の結成及び活動の方法
- 自宅が安全であり、生活することができれば在宅避難を行うこと

イ 方法

- 防災出前講座、講習会、防災フェア等の開催
- 「たいとう区安全・安心ハンドブック」、「防災地図（地震編）」、「ハザードマップ（水害・土砂災害）」、「東京マイ・タイムライン」、「防災ステッカー」など、パンフレット、ポスター等の活用
- 集合住宅向けハンドブック「集合住宅防災ハンドブック」の活用
- 区のホームページやCATVの活用

ウ 防災普及指導員の活用

防災出前講座、防災訓練、各種防災資器材の取扱い講習、防災マニュアルの策定支援などを専門に行う防災普及指導員を活用し、区民の防災意識の高揚を図る。

エ 地震体験車の活用

区では、東日本大震災など過去に発生した巨大地震の再現ができる地震体験車を保有しており、各種防災訓練等に地震体験車を積極的に活用し、区民の防災意識の高揚を図る。

② 事業所の取組

ア 首都高速道路株式会社の取組

震災時において、お客さま等が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などの情報を周知するため、首都高ホームページでの紹介、各種の防災関連行事でパンフレットの配布などの広報を実施する。

イ NTT東日本の取組

防災フェア及び防災訓練時に、NTTの防災パンフレットを配布するとともに、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)のPRを行い、災害発生時における安否確認のための知識の普及を図る。

ウ 東京ガスの取組

- マイコンメーターの復帰操作等やガスの供給・復旧状況を掲載する“復旧マイマップ”等の記載したパンフレット、チラシの配布及びホームページへの掲載
- 地震や台風などの自然災害時の安全対策等の啓発
- 防災・安全対策に関する取り組み紹介

エ 東京電力パワーグリッドの取組

(ア) 感電事故防止の広報

a 広報の内容

災害による断線、電柱の倒壊・折損による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、次の事項を中心として広報活動を行う。

- 無断昇柱・無断工事をしない。
- 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下などの設備異常を発見した場合は、東京電力パワーグリッドに連絡する。
- 断線・垂下している電線には絶対にさわらない。
- 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線や電気器具は危険なため使用しない。

- 屋外に避難する場合は安全器やブレーカーを必ず切る。
- 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認する。
- その他事故防止のため留意すべき事項
- b 広報の方法

テレビ・ラジオ・新聞などの報道機関やインターネットを利用して行うほか、チラシやパンフレットを作成し、配布する。
- c 自家用発電設備設置の勧奨

病院などの重要施設については、災害時の長時間停電による二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を勧奨する。

1-3 防災教育の充実

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-----------|--|
| 区 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区民に対する防災教育 ○ 児童・生徒に対する防災教育 ○ 事業所に対する防災教育 ○ 職員に対する防災教育 |

(2) 取組内容

① 区民に対する防災教育

- 区は、広報紙やホームページを積極的に活用して、防災関連記事を掲載し、防災知識の普及を図り、防災に対する区民の意識を高める。
- 区は、ちらし、パンフレットの発行に努めるほか、区が発行する他の刊行物等を利用し、多角的に防災知識の普及、防災意識の高揚に努める。
- 区は、定期的及び臨時に、防災関連番組を作成・放映し、映像による効果的な防災知識の普及を図る。
- 区は、防災普及指導員の活用や、関係機関の協力を得て、講演会、講習会等を開催し、防災知識の普及、防災意識の高揚に努める。更に、揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動するとともに、避難等により自宅を離れる前には、電気ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めて避難することを周知徹底する。
- 区が実施する各種防災訓練への参加を積極的に呼びかける。
- 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練を推進する。
- 防災週間（8月30日～9月5日）、火災予防運動（11月9日～11月15日及び3月1日～3月7日）、防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）に、「防災指導者講習会」等で展示を実施し、防災知識の普及及び防災意識の高揚に努める。
- 東日本大震災がおきた3月に防災フェアを開催し、展示・参加型訓練により防災知識の普及及び防災意識の高揚に努める。
- 区が実施する「消費生活展」・「寿作品展」において、地震の際のとりべき行動の掲示や

防災関連用品の展示など、防災知識の普及を図る。

- 都民防災教育センター（本所・池袋・立川各防災館）及び消防防災資料センター等における各種体験学習等により、防災知識の普及及び防災行動力の向上に努める。
- 防災広場「初音の森」と谷中防災コミュニティセンターを活用し、区民の防災知識の普及及び防災行動力の向上を図る。
- 防災知識の普及等を推進する際には、性別・年齢による視点の違いに配慮し、女性の参画促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。また、区民、自主防災組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。

② 児童・生徒に対する防災教育

ア 地域の実態に即した総合防災教育の推進

地域の実態や危険性を踏まえた幼児期から教育機関と連携した体系的総合防災教育を推進し、ハザードマップ、地域危険度、延焼危険度測定結果、防災マップ作り等の具体的な地域の危険性のデータを活用した指導を図る。

イ 身の安全を図ることを重点とした指導の徹底

震災時の安全確保については、「地震 その時 10 のポイント」を活用した指導を行うとともに、屋内における家具類の転倒・落下・移動防止対策の重要性、屋外での火災や水災から身を守るための知識、東京マイ・タイムラインの活用、高台や大規模な耐火建築物への避難、一時避難場所の目的、空地などの活用について指導する。

ウ 地域防災教育普及事業

各消防署、消防団の協力を得ながら、区立の小・中学校を対象に、地域防災教育普及事業を実施し、将来の地域防災を担う人材の育成を図る。

エ 中学生における共助の取組

中学生は地域と協力し、地域の人たちと救助活動等をする人材として期待されていることから、災害時における避難所でのボランティア活動やD級可搬ポンプ等の消火資器材を活用した消火訓練等に参加させるよう努める。

③ 事業所に対する防災教育

- 法令に基づく防火・防災管理者講習や危険物取扱者講習の受講及び自衛消防技術試験の受験を促進するほか、防災イベント、防火の集い、研究会、講習会等の随時実施、消防署、出張所における消防相談所の開設により防災知識の向上を図る。
- 各事業所が実施する自衛消防訓練を、都民防災教育センターを活用して実施することで、事業所の防災担当者、防火管理者、自衛消防隊のリーダーに対し防災に関する知識や消火・応急救護技術など、実践的な行動力を身に付けさせる。
- 各事業所の普通救命講習、応急救護訓練等の機会を利用し、応急救護知識及び技術の習得と普及を図るとともに、受講者を事業所における応急手当の指導的立場の従業員とすることで、自主救護能力の向上を図る。

④ 職員に対する防災教育

- 毎年実施する各種防災訓練を通じて、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図る。

1-4 防災知識の普及・啓発（外国人支援対策）

(1) 対策内容と役割分担

言語、生活習慣が異なり、地震の体験や知識がない外国人が、災害発生時に適切な行動をとれるよう、防災知識の普及を図る。

| 各機関 | 対策内容 |
|------------------|--|
| 区 | ○ ホームページ等による防災知識の普及 |
| 都 (生活文化スポーツ局) | ○ 在住外国人のための防災訓練や区市町村及び国際交流協会の職員等に対する災害時の外国人支援等に係る研修の実施 ○ 外国人旅行者対応研修の実施 ○ 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用した外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練及び東京都防災（語学）ボランティアに対する研修や訓練の実施都産業労働局 |

(2) 取組内容

① 防災知識の普及・啓発

- ホームページ等により多言語（日本語、英語、中国語、韓国語等）で災害対策や防災情報を提供している。

② 語学ボランティア等の活用

- 都は、語学力を有する都民を防災（語学）ボランティアとして募集・選考・登録し、研修を実施する。
- 東京都防災（語学）ボランティアは、震災等の大規模な災害が発生した場合、区の要請に基づき、外国人災害時情報センターを通じて区へ派遣する（応急対策参照）。

③ 外国語案内板の活用

- 震災時において誰もが迅速にかつ安全に避難できることは、区民及び来街者の生命を守る上で重要なことである。このため、区は、外国語を併記した案内板を整備し、避難場所を掲載している。

1-5 防災訓練の充実

(1) 対策内容と役割分担

災害が発生し、または発生するおそれがある場合、被害を未然に防止し、または被害を最小限度に止めるため、各防災関係機関相互及び区民との協力体制の確立に重点を置く総合防災訓練、避難所単位防災訓練及び本計画の各応急対策計画に習熟するための個別防災訓練を実施する。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|--------|---|
| 区 | ○ 総合防災訓練 ○ 避難所単位防災訓練 ○ 職員参集初動対応訓練 |
| 関係防災機関 | ○ 総合防災訓練 |
| 自主防災組織 | ○ 避難所単位防災訓練 ○ 自主防災組織の訓練 |
| 消防団 | ○ 消防訓練 |

(2) 取組内容

① 総合防災訓練

- 地震被害の軽減を図るため、台東区内の防災機関及び住民が一体となって総合防災訓練を実施することにより、地域防災計画の習熟と検証並びに、区及び関係防災機関相互の協力及び連携体制の確立を図る。
- 訓練は被害規模を想定し、「台東区総合防災訓練実施要領」を定めて実施し、訓練実施後、検討会を開催する。
- 令和3年度から当面の間、避難所、災害応急対策本部、地区本部を同時開設し、消防や警察との情報共有を行うなど、初動体制及び連携体制の強化を目的として実施する。
- 主な訓練内容
 - ・ 災害対策本部設置・運営訓練 ・ 被害状況調査及び情報伝達訓練
 - ・ 避難所初動対応訓練 ・ 医療救護訓練
 - ・ 道路啓開訓練 ・ 救援物資の緊急輸送、配分訓練 ・ 給水・給食訓練
 - ・ 電源確保訓練 ・ ガス漏えい復旧訓練
 - ・ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置訓練 ・ 帰宅困難者に対する対応訓練
 - ・ 災害ボランティアセンター設置訓練 等

② 避難所単位防災訓練

- 災害時における避難所の円滑な運営を図るため、自主防災組織（防災団）を中心として、避難所の開設・運営等に関する訓練を実施する。
- 避難所単位防災訓練は、原則として土、日曜日または祝日に実施するものとする。
- 訓練は被害規模を想定し、「避難所単位防災訓練実施要領」を定めて実施し、訓練実施後、検討会を開催する。
- 主な訓練内容
 - ・ 災害対策本部及び地区災害対策本部設置・運営訓練 ・ 初動対応訓練
 - ・ 避難誘導訓練（要配慮者を参加させたものを含む。）
 - ・ 初期消火訓練 ・ 応急救護訓練 ・ 避難所解錠訓練
 - ・ 避難者名簿作成訓練 ・ 避難所運営組織結成訓練 ・ 物資配分訓練
 - ・ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置訓練 ・ 応急給食 ・ 給水訓練

- ・宿泊体験訓練 ・震度体験訓練（緊急地震速報対応訓練を含む。）
- ・救出・救助訓練 ・仮設トイレ設置訓練 ・マンホールトイレ設置訓練 等

③ 自主防災組織・事業所等の訓練

ア 自主防災組織の訓練

地震等による被害を軽減するため、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」という自助・共助の考え方のもと、地域の中で防火防災という目的を持って結成されているのが自主防災組織である。

(ア) 自主防災組織（防災団）

各町会をベースに地域の人々が、協力しあって災害に立ち向かうことを目的に結成された組織である。

(イ) 女性防火組織

防火防災に関する知識及び技術を身に付け、地域住民に対する防火防災思想の普及に寄与することを目的としている。

(ウ) 主な訓練内容

- ・出火防止訓練 ・情報収集・伝達訓練 ・初期消火訓練
- ・避難誘導訓練 ・救助・救出訓練 ・応急救護訓練
- ・D級可搬ポンプ取扱放水訓練 ・震度体験訓練 ・その他の訓練

イ 事業所の訓練

消防法第8条及び消防法第36条に基づき、火災が発生した場合に消防隊が到着するまでの間、自衛消防隊及び自衛防災組織が消火設備等を使用して種々の火災現場に対応した措置を迅速的確に行動できるように月間訓練、年間計画を樹立し訓練を行う。また、東京都震災対策条例第10条に基づく事業所防災計画に従って次の訓練を行う。

- ・消火訓練 ・通報訓練 ・避難訓練 ・総合訓練 ・救出・救護訓練
- ・その他の訓練

ウ 防災関係機関の協力

自主防災組織から訓練に関する指導協力の要請を受けたときは、各防災関係機関は積極的にこれに協力するものとする。

2 地域による共助の推進

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区 | ○ 自主防災組織の育成 ○ 自主防災組織に対する助成 |
| 各警察署 | ○ テロ対策のために全警察署（102署）に展開している地域版パートナーシップを震災対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組み、地域特性に応じたモデル地区の選定、強化の推進 |
| 各消防署 | ○ 防災意識の啓発（再掲） |

| | |
|--------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災教育・防災訓練の充実（再掲） ○ D級可搬ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、自主防災組織等における初期消火体制の強化を推進 ○ 初期消火マニュアルを活用し、自主防災組織等への指導を実施 ○ 自主防災組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催 ○ 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発（再掲） |
| 自主防災組織 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 活動計画の立案 ○ 防災意識の普及啓発 ○ 各種訓練の実施等 |

（2）取組内容

① 自主防災組織（防災団）

- 自主防災組織（防災団）は、災害の予防及び震災時の二次的被害の防止を図るため、町会（自治会）を単位として区民が自主的に結成した組織である。
- 自主防災組織（防災団）は、「自分たちのまちは自分たちで守る」という観点に立ち、次の措置をとる。
 - ・ 組織の役割分担を明確にする。
 - ・ 防災知識の普及や出火防止の徹底及び初期消火能力の向上を図る。
 - ・ 組織の活動訓練や教育、講習を実施する。
 - ・ 防災資器材の整備・保守を図る。
 - ・ 地区内の危険箇所（崖、ブロック塀等）を把握する。
 - ・ 情報の伝達体制を確立する。
 - ・ 区との連携・協力について検討する。
 - ・ 地域の避難行動要支援者の把握に努める。

（資料第9-1「自主防災組織の主な構成と役割」資料編P350）

ア 育成計画

区及び関係機関は、東京都震災対策条例の規定に基づき、より効果的な防災対策を推進するため、自主防災組織（防災団）の結成及び育成に努めるものとする。

イ 自主防災組織（防災団）に対する助成

区は、地域の自主防災組織（防災団）の育成を図ることを目的とし、台東区自主防災組織助成要綱に基づき、結成時には結成助成金を、結成後には原則1年に1回、活動助成金を交付している。

（資料第9-2「自主防災組織結成状況一覧」資料編P351）

② 東京防災隣組

- 都は、地域において意欲的な防災活動を継続している自主防災組織等を「東京防災隣組」として認定し、その活動内容をホームページ等で紹介してきた。

- 区内においては、「柳橋防災団」、「谷中まちづくり協議会防災対策部会」、「アサヒ商店街振興組合」が東京防災隣組として認定されている。

③ 地区防災計画

地区防災計画とは、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する内容を、地区防災計画として位置付けられたものである。

- 地区居住者等は、共同して行う防災活動に関する地区防災計画を作成し、区防災会議に対して台東区地域防災計画に定めるよう提案することができる。
- 区防災会議は、提案があった場合、必要があると認められるときは、台東区地域防災計画に位置付けることができる。

3 マンション防災における自助・共助の構築

(1) マンション居住者による自助の備え

マンション居住者は、本章第5節の予防対策「1-1 区民による自助の備え」及び「2 地域による共助の推進」に掲げる対策を推進するとともに、マンション特有の課題に対応するため、次に掲げる対策を行う。

- ・エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施
- ・排水管等の修理が終了していない場合はトイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備

(2) 防災意識の啓発

①対策内容と役割分担

行政等は、本章第5節の予防対策「1-2 防災意識の啓発」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、次のとおり啓発を行う。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------------|---|
| 区 | ○ 「集合住宅防災ハンドブック」の作成、配布 |
| 都 (総務局) | ○ マンション防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 |
| 都住宅政策 本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をマンションポータルサイトで発信するとともに、パンフレットを作成し、管理組合へ郵送やメールで送付 ○ ガイドブック等を活用し、災害への備えとして管理組合が取り組むことが望ましい事項等について普及啓発 ○ 在宅避難の必要性とそれに向けた取組について居住者の声を交えマンションポータルサイト等で発信し「東京とどまるマンション」制度を周知 |

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|------------|--|
| 不動産会社等 | ○ マンションを販売した際に、購入者に対する、(賃貸の場合は、賃借人に対する、) 災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。 |
| マンション管理組合等 | ○ マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、(自治会があれば自治会と連携し、) 防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。 |
| マンション管理会社等 | ○ マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、(自治会があれば自治会と連携し、) 防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。 |

(3) 防災教育・防災訓練の充実

①対策内容と役割分担

行政等は、本章第5節の予防対策「1-3 防災教育・防災訓練の充実」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう、次のとおり防災教育を実施していく。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|------------|---|
| 区 | ○ マンション防災セミナーの開催 |
| 都 (総務局) | ○ マンション防災セミナーの開催 ○ マンション管理組合等へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化 |
| 都住宅政策本部 | ○ 防災対策に取り組む意欲のあるマンションに対してマンション管理士を派遣し、自主防災組織の設立に関する手続支援や円滑な合意形成に向けた助言等を実施 |
| 不動産会社等 | ○ マンション購入者(賃貸の場合は賃借人)に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。 |
| マンション管理組合等 | ○ マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。 |
| マンション管理会社等 | ○ マンション居住者に対する、都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。 |

(4) 様々な取組と関連させたマンション防災力の向上

①対策内容と役割分担

行政は、様々な取組の連携による相乗効果を発揮させながら、マンション防災を戦略的に推進していくため、次のとおり対策を実施していく。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区 | ○ 集合住宅防災資器材購入補助による防災資器材への助成 ○ マンション耐震改修工事等助成制度 |

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|----------------------|---|
| | ○ マンション耐震改修利子補給制度 |
| 都 (総務局) | ○ 住民や管理組合等を対象とした各種セミナーの実施(再掲) ○ リーフレットを防災ブックとともに全戸配布 ○ 関東大震災100年を契機としたシンポジウム、出前講座の実施 |
| 都 (生活文化 スポーツ局) | ○ 地域の様々な課題解決に向けた支援を通じた防災にも寄与する町会・自治会活動の活性化(再掲) ○ マンションにおける自治会活動や地域コミュニティとのつながりを強化 |
| 都住宅政策 本部 | ○ 「東京とどまるマンション」のPR(再掲) ○ 登録マンション管理組合に対する防災備蓄資器材の購入支援 ○ 「マンション管理ガイドブック」による地域コミュニティとの連携促進 |

4 消防団の活動体制の充実

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区 | ○ 消防団活動への助成 |
| 各消防署 | ○ 消防団員の確保 ○ 消防団員の教育訓練 ○ 地域等と連携した防災対策の推進 |

(2) 取組内容

- 消防団は、震災時には消防署隊と連携し消防活動に当たるとともに、平常時には地域住民等への訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っている。
- 各消防署は、震災時の消防団活動体制の充実強化と住民の防災行動力の向上を図るため、次のような取組みを行う。
 - ・ 各種資器材やマニュアル等を活用し地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力の向上を図る。
 - ・ 住民等に対する防火防災訓練を通じて連携を強化し、地域の防災力の向上を図る。
 - ・ 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、区では、大規模災害団員などの制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築等を進める。
 - ・ 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。
 - ・ 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。
 - ・ 新たに配備される装備資器材の性能について習熟を図り、消防団点検等の機会を捉え、各種資器材を活用した活動訓練を実施するとともに、地域住民と一体となった災害活動

能力及び安全管理能力の向上を図る。

- 消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法により、団員の仕事や家庭との両立を図る。
- 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できる訓練を推進する。また、消防団に対し機能別団員制度の周知を図る。
- 消防団員への訓練にeラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。

(資料第93「区内消防団の現況」資料編P359)

5 事業所による自助・共助の強化

(1) 対策内容と役割分担

各機関は、地域との協定締結の促進や事業所防災計画の作成促進等により、事業所の防災力を向上させる。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所相互間の協力体制及び事業所と自主防災組織との連携を強めるなど、地域との協力体制づくりを推進 ○ 区内中小企業のBCPの策定を支援 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所自衛消防隊の活動能力の充実、強化 ○ 消防計画、事業所防災計画の作成指導 ○ 危険物施設等の防災組織に対し、消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導 |

(2) 取組内容

① 事業所の取組

事業所は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておく必要がある。

- 社屋内外の安全化、事業所防災計画や災害時対応マニュアル等の整備
- 防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分を目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、事業のバックアップのシステムやオフィスの災害に即応した要因の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進
- 組織力を活用した地域活動への参加、自主防災組織との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
- 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

- 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成

② 事業所防災体制の充実

事業所は、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画を作成し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。

ア 防火管理者の選任を要する事業所

次の事項について消防計画に定めるように指導する。

- 震災に備えての事前計画
- 震災時の活動計画
- 施設再開までの復旧計画

イ 防災管理者の選任を要する事業所

東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める前記、アで示した事項について、事業所の実態に応じて必要な事項を防災管理に関する消防計画に定めるように指導する。

ウ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

小規模事業所に対して、事業所防災計画の作成資料「事業所防災計画表」を活用し、作成するよう指導する。

エ 防災対策上重要な施設の事業所防災計画

都市ガス、電気、鉄道、地下鉄、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、前記、アのほか次の事項について事業所防災計画に規定するよう指導する。

- 震災予防計画
- 震災応急活動計画

オ 自衛消防組織

(ア) 自衛消防組織の設置義務のある事業所

消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務付けられている。

(イ) 防災管理者の選任を要する事業所

消防法第36条により防災に関する消防計画に基づく自衛消防隊の編成、避難訓練などが規定されている。

(ウ) 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

ホテル、旅館、百貨店など多数の収容人員を有する一定規模以上の事業所は、東京都火災予防条例第55条の5により、自衛消防技術認定証を有する者のうちから、自衛消防活動の中核となる要員（自衛消防活動中核要員）を配置することが義務付けられている。震災時には、自衛消防活動の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が中心となって活動することが有効である。このことから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練の指導を推進する。

(エ) 危険物施設の防災組織

災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいこともあり、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

(オ) 事業所防災訓練の指導

事業所の自衛消防隊が、地震時において、迅速、的確な活動を行うため、消防計画または事業所防災計画に基づく各種防災訓練の指導を推進する。

(カ) 発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の要請等を推進する。

③ 事業所のBCP策定支援

- 区は、区内事業所のBCP策定を推進していくため、情報提供やセミナー等の支援を実施する。

6 ボランティア活動との連携

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 活 動 内 容 |
|----------------------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 社会福祉協議会等との連携による、台東区災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 ○ 平常時から市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築する。 ○ 行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。 ○ 応急危険度判定員協議会の設置 ○ 応急危険度判定員の訓練・研修 |
| 都 (生活文化スポーツ局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施する。 ○ 平常時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築 ○ 災害時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保 |
| 各消防署 (東京消防庁災害時支援ボランティア) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 応急救護活動 ○ 講習・訓練を通じた災害時支援ボランティアの知識・技術の向上 ○ リーダー講習、コーディネーター講習の実施 |

| | |
|------------------------|--|
| 各警察署 (交通規制支援ボランティア) | ○ 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬入及び活動等を行う。 |
|------------------------|--|

(2) 取組内容

① 台東区の取組

ア ボランティア・NPO等との連携

- 大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動を実現するため、平時よりボランティアやNPO等との連携を図る。
- 区は、都と平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、更に効果的な連携のための体制づくりを推進する。

イ 福祉ボランティア

- 避難所や二次避難所（福祉避難所）等において、高齢者や障害者など自立して、避難生活を営むことが困難な要配慮者に対する介護等の支援に当たる者を福祉ボランティアとする。
- 区は、区社会福祉協議会及び区社会福祉事業団と共同して、福祉ボランティアに関し必要な事項を定めておく。

ウ 保健医療ボランティア

- 医師、看護師など医療に関する専門知識を有し、災害時に医療救護所等において、医療救護、保健衛生等の活動を行うものを保健医療ボランティアとする。

エ 一般ボランティア

- 専門の知識、技能、資格等を特に必要としないボランティアとし、情報の収集・伝達、避難所の運営、仮設トイレの設置・管理、物資の整理・配分、ごみ処理等の業務の支援に当たる。
- 区及び都は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

② 東京都防災ボランティア

都は、平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用している。

【東京都防災ボランティア等の概要】

| 機 関 名 | 要 件 | 活 動 内 容 |
|------------------|--|---------------------------------|
| 都 (生活文化スポーツ局) | 《防災（語学）ボランティア》 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上の都内在住、在勤、在学者) | 大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援 |

| 機 関 名 | 要 件 | 活 動 内 容 |
|--------------|--|--|
| 都 (都市整備局) | 《応急危険度判定員》 建築士法(昭和25年法律第202号)第2条に規定する1級建築士、2級建築士、木造建築士または知事が特に必要と認められた者であって都内在住または在勤者 | 余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定 |
| 都 (都市整備局) | 《被災宅地危険度判定士》 宅地造成等規制法施行令第17条に規定する土木または建築技術者 | 災害対策本部が設置される規模の地震または降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施 |
| 都 (建設局) | 《建設防災ボランティア》 公共土木施設の整備・管理等の経験により、同施設等の被災状況について一定の把握ができる知識を有する者 | 建設局所管施設の被災状況の点検業務支援、都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援、参集途上における公共土木施設等の被災状況の把握 |

- 都及び区は、平常時からネットワークを築き、ボランティア等に関する情報を交換し、更に効果的な連携のための体制づくりを推進する。
- 災害時、区はボランティア等への直接的な支援を行い、都は広域的な立場による活動の調整及び補完を行う。
- 語学ボランティアの募集、登録を行い、研修や訓練を実施する。

③ 東京消防庁災害時支援ボランティアとの連携

東京消防庁は、平成7年7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」を編成し、育成指導を行っている。

ア 要件

原則として、東京消防庁管轄区域内に居住する者または管轄区域内に勤務若しくは通学する者であり、かつ震災時等において東京消防庁の支援を行う意志がある15歳（中学生を除く。）以上の者で次のいずれかの要件を満たす者

- 応急救護に関する知識を有する者
- 過去に消防職員、消防団員、消防少年団として1年以上の経験を有する者
- 元東京消防庁職員
- 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術を有する者

イ 業務内容

- 災害時
災害時には、東京消防庁管内の消防署に参集し、チームを編成後、消防職員の指導と助言により、消防署内での後方支援活動や、応急救護活動などを実施。
- 平常時

消防署が都民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。
 チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施。

④ 交通規制支援ボランティアとの連携

警視庁は、大震災等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

ア 要件

警察署の管轄区域内に居住し、または活動拠点を有している者で、大震災等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行う者

イ 活動内容

- 大震災の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器材の搬送及び設置を行う活動
- 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、大震災等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動
- その他大震災等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

7 区民・行政・事業所等の連携

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域、事業所、ボランティア間相互の連携・協力体制の推進 ○ 地域コミュニティの活性化推進 ○ 合同防災訓練の実施 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区民及び事業所等との協働による応急手当の普及促進 |

(2) 取組内容

① 横に連携した地域社会づくり

従来の区、町会、区民、事業所、ボランティア等が個別に実施していた災害対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携し協力しあう災害に強い地域社会の実現に向けた取組みを進めていく。

② 地域における防災連携体制の確立

- 災害による被害拡大を防止するためには、区民、事業所、ボランティア等が連携して各地域の実情に応じた応急活動を実施する必要がある。
- 応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボランティア

ア等と協働した救命講習等の実施を推進する。

- 区及び各関係防災機関は、区民、事業所、ボランティア等の防災連携体制の確立を図るため、町会等の地域コミュニティの活性化対策を講じ、区及び自主防災組織による防災訓練への積極的な参加を区民に呼びかけ、地域における防災行動力の強化を図る。

③ 地域における相互支援ネットワークづくり

災害時における迅速な応急活動を目的として、町会、事業所、ボランティア等の、地域で活動している各団体が相互に連携し、協力しあう体制が必要となる。

区は、「たいとう区安心・安全ハンドブック」やホームページ等を活用して、自助・共助のあり方について、普及啓発に努めるとともに、地域で行われる防災訓練や防災指導者への講習会や防災啓発のイベント等を通じて、積極的に地域とのネットワークを構築していく。

また、災害時に活動が円滑に行われるよう、平常時から社会福祉協議会・市民活動団体等とのネットワーク形成を推進していく。

【応急対策】

| | |
|----------------------|-----------------|
| 1 自助による応急対策の実施 | 4 消防団による応急対策の実施 |
| 2 地域による応急対策の実施 | 5 事業所による応急対策の実施 |
| 3 マンション防災における応急対策の実施 | 6 ボランティアとの連携 |

1 自助による応急対策の実施

1-1 区民自身による応急対策

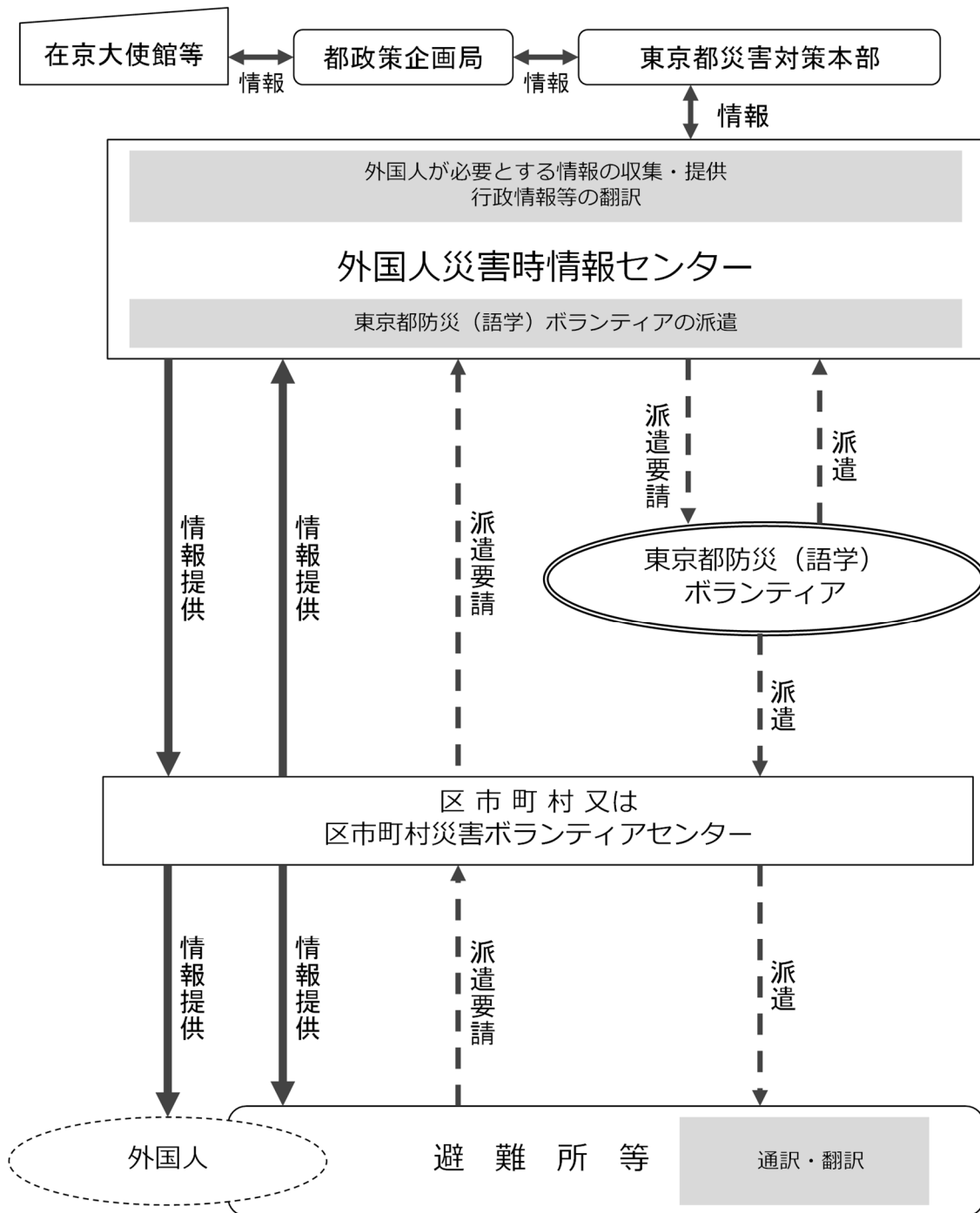
- 災害時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- 地震発生後数日間、水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた生活必需品（非常用品）を活用する。

1-2 外国人の情報収集等に係るサポート

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|----------------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 在住外国人への情報提供 ○ 外国人災害時情報センターとの情報交換 |
| 都 (生活文化 スポーツ局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、都庁に外国人災害時情報センターを設置し、(一財)東京都つながり創生財団と連携して、次の業務を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等 ・ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・ 東京都防災(語学)ボランティアシステムを活用した、東京都防災(語学)ボランティアの派遣 ○ (一財)東京都つながり創生財団と連携して、他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施 |

(2) 業務手順



第2編
第2部

2 地域による応急対策の実施

(1) 対策内容と役割分担

自らの身の安全をはかるとともに、自助、共助の精神により、初動における救護活動、初期消火等を実施する。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|--------|--|
| 自主防災組織 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の被害の実態把握の実施 ○ 二次災害の防止 ○ 障害物の除去 ○ 初期消火活動 ○ 簡易救助資器材を活用した救出・救護活動 ○ 避難行動要支援者等への支援 ○ 消防隊等への情報提供 ○ 避難所等における炊き出し |

(2) 取組内容

① 自主防災組織の活動

自主防災組織は、発災直後から、共助による救出・救助活動等を実施する。火災が発生した場合は、自主防災組織が協力して、消火器、スタンドパイプ等を活用した初期消火を実施する。

ただし、地域で行う初期消火活動は、あくまでも火災の延焼防止を目的とし、決して無理をしない。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

② 自主防災組織の応急活動

- 出火防止、初期消火活動
- 情報の収集、伝達、広報活動
- 応急救護に対する協力
- 避難活動
- 炊き出しに対する協力
- 救助物資の配分に対する協力
- 被害状況の調査に対する協力
- 要配慮者に対する救出、救助等の協力
- 避難所の運営

③ 活動能力の向上

ア 救出活動技術の普及・啓発

各消防署は、自主防災組織の救出救護班員及び一般市民に対する救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を積極的に推進する。

イ 応急救護知識の普及及び技術の向上

各消防署は、積極的に区民に対して応急救護に必要な知識及び技術を普及し、自主救護能力の向上を図る。

応急手当普及用資器材の整備・充実を図るとともに、公益財団法人東京防災救急協会と連携し、効果的な啓発活動を展開する。

救命講習を受講した区民に対し、その技能を認定することにより、区民の応急救護に関する技能の向上と意識の高揚を図る。

ウ 消火・救出・救助資器材の配備

区は、地域に消火資器材や救出・救助資器材を配備し、各消防署と連携し、救出・救助能力の向上を図る。

3 マンション防災における応急対策の実施

(1) 対策内容と役割分担

マンション管理組合等は、本章第5節の応急対策「2 地域による応急対策の実施」に掲げる対策のほか、次のとおり応急対策を実施する。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|--------------------------|---|
| 管理組合・マンションに係る自治会・自主防災組織等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ マンション居住者の安否確認 ○ マンション共有の資器材を用いた救出活動支援 ○ 集会室等を利用した避難所運営 ○ 建物被害調査と二次被害防止 ○ ライフライン復旧状況の確認 ○ 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援 ○ マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配 |

4 消防団による応急対策の実施

(1) 対策内容と役割分担

各消防団は、地域に密着した消防機関として地域住民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施するとともに、火災その他の災害発生時には、消防署隊との連携、地域住民との協働により、資器材を有効に活用した消防活動に当たる。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 消防団 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止 ○ 情報の収集 ○ 消火活動 ○ 消防部隊への応援 ○ 救出・救護 ○ 避難場所の防護等 |

※ 各消防署の取組みについては、（第2部第7編「応急対応力の強化」P248）参照

(2) 取組内容

① 出火防止

発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。

② 情報の収集

災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

③ 消火活動

同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、若しくは消防署隊と連携して行う。

④ 消防部隊への応援

所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。

⑤ 救出・救護

救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

⑥ 避難場所の防護等

避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連

絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

5 事業所による応急対策の実施

- 来訪者や従業員等の安全を確保し、救助活動、救護活動を行う。
- 出火防止措置を実施する。
- 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。
- 正確な情報を収集、来訪者や従業員等に伝達する。
- 施設の安全を確認した上で、従業員の一斉帰宅を抑制する。
- 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。
- 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

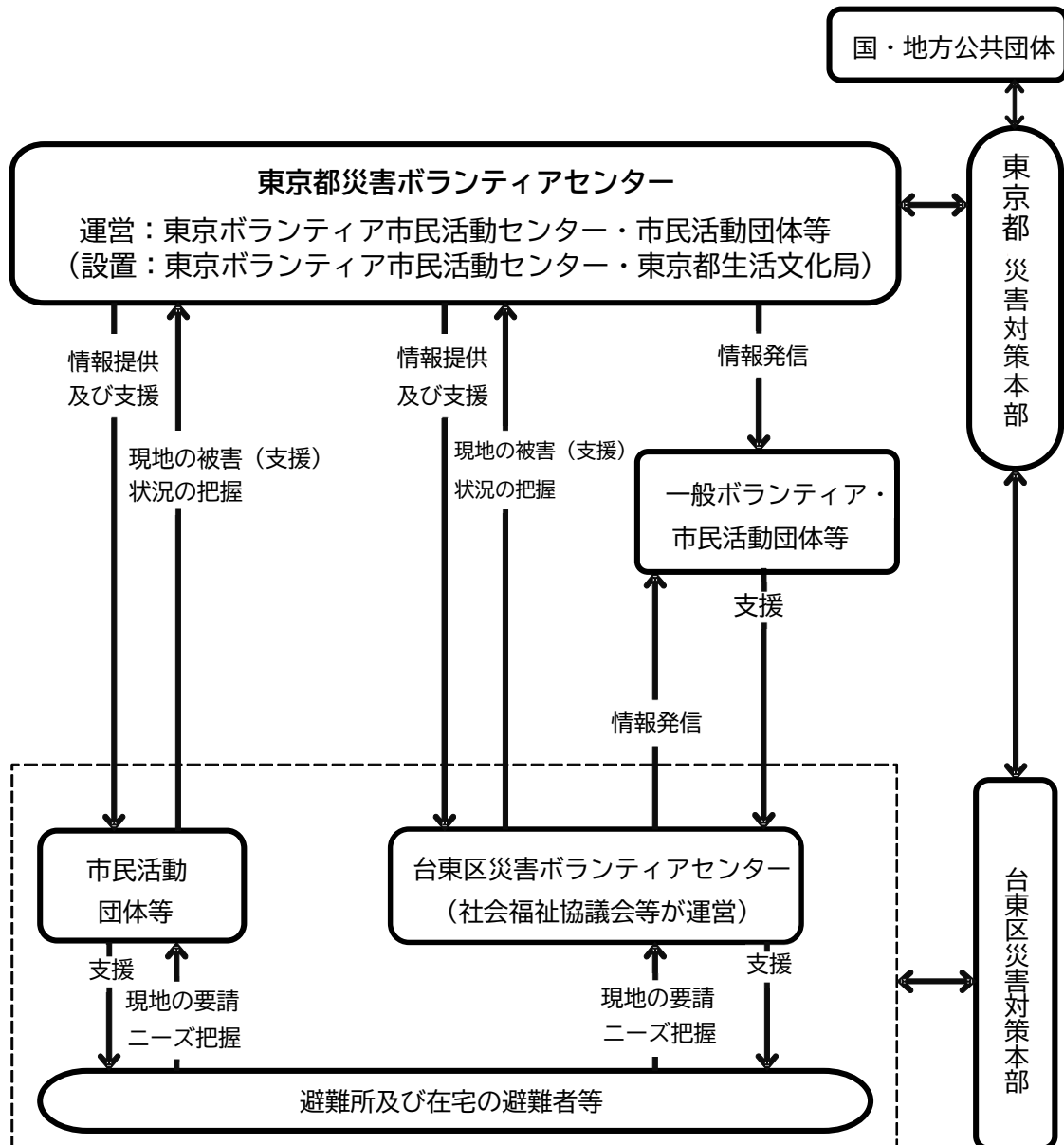
6 ボランティアとの連携

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|---------------------|---|
| 区 (台東区社会福祉協議会含む) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 台東区災害ボランティアセンターの設置 ○ ボランティア活動拠点の運営 ○ 災害ボランティアコーディネーターの要請及び活用 ○ 被災状況やボランティアニーズ等の情報を区と相互に共有する ○ 必要な情報や資器材等、活動環境を整備し、ボランティア等を直接的に支援 |
| 都 (生活文化スポーツ局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、女性や子供のほか、高齢者、障害者、外国人など要配慮者等の視点も踏まえながら、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○ 都内の被災状況の情報収集 ○ 国・道府県・区市町村等との支援調整 ○ ボランティアの受入れ状況等の情報提供 |
| 東京ボランティア・市民活動センター | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都との協働により東京都災害ボランティアセンターを設置、市民活動団体と協働で東京都災害ボランティアセンターを運営し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援 ○ 災害ボランティアコーディネーターの区市町村災害ボランティアセンターへの派遣 ○ 区市町村災害ボランティアセンターの立上げ・運営支援 ○ 被災区市町村のボランティアニーズ等の収集及びボランティアの受入れ状況等の情報提供 ○ 資器材やボランティア等の区市町村間の需給調整 ○ ボランティア支援団体の全国的なネットワーク組織との連携 |
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制支援ボランティアへの支援要請 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京消防庁災害時支援ボランティアへの活動要請 |

※ 区は、東京都から事務の委任を受けた場合において、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置・運営する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(2) 業務手順



第2編
第2部

(3) 取組内容

① 区災害ボランティアセンターでの取組

ア 要請

- 福祉ボランティア及び一般ボランティア要請窓口として、社会福祉協議会に台東区災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアを必要とする業務、人数、従事場所・期間等を集約して、区内外の関係機関等にボランティアの派遣を要請する。
- 保健医療ボランティア、応急危険度判定員や専門ボランティアで、独自の機構を通じて派遣要請することができるボランティアについては、関係部署が、直接、区内外の関係機関等に派遣を要請する。
- 区及び社会福祉協議会が実施している「災害ボランティア養成講座」の受講者については、その活用に努める。

イ 受入れ

- 福祉ボランティア及び一般ボランティア並びに語学ボランティアについては、台東区災害ボランティアセンターが受入れを行う。
- 保健医療ボランティア、応急危険度判定員や専門ボランティアについては、派遣要請した部署が受入れを行う。
- ボランティアの受入れに際し、担当課と台東区災害ボランティアセンターは相互に情報連携をとり、それぞれボランティアの支援を必要としている部署に引継ぐ。

ウ 活動拠点

- 台東区災害ボランティアセンターの設置拠点は社会福祉協議会に置くものとし、ボランティア活動を円滑化するため、必要に応じて東京都災害ボランティアセンターに災害ボランティアコーディネーターを要請し、活用を図る。

エ 区との連携

- ボランティア活動を円滑化するため、台東区災害ボランティアセンターは、担当課との連携のもと、被災状況やボランティアニーズ等の情報を相互に共有するものとする。

オ 都との連携

- 都は、東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置・運営し、区市町村災害ボランティアセンターを支援する。
- 東京都災害ボランティアセンターは、区市町村災害ボランティアセンターの設置・運営支援、災害ボランティアコーディネーターの派遣など、区市町村災害ボランティアセンターの支援を行う。

② 東京消防庁災害時支援ボランティア（上野・浅草・日本堤消防ボランティア）との連携

- 東京消防庁災害時支援ボランティアは、東京消防庁管轄区域内に震度6弱以上の地震や大規模な自然災害やその他の大規模災害が発生した場合、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動等を実施する。

第3編 安全な都市づくりの実現

震災発生時、建造物等の被害を最小限に食い止めるには、出火防止や初期消火に努めるとともに、建造物自体の耐震性の強化や不燃化を積極的に進めることが必要である。本編では、台東区を真に災害に強いまちにしていくために、まち全体を燃えにくく壊れにくい構造に変えていくための安全な都市づくりについて定める。

第1章 現在の到達状況

1 木造住宅密集地域の不燃化

区は震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域である谷中地区及び浅草北部地域において、不燃化を進めている。谷中地区においては、密集住宅市街地整備促進事業を実施し、道路・公園の整備と合わせて防災性の高い建築物への建替えを図るとともに、「新たな防火規制」を導入し、さらなる不燃化建替えを促進している。また、浅草北部地域では不燃化促進事業を実施し、防災性の高い建築物への建替えを促進している。

谷中地域（令和4年度現在）

| 実施事業 | 密集住宅市街地整備促進 |
|-----------|------------------------|
| 不燃領域率 | 51.7% |
| 道路整備 | 約 380 m ² |
| 広場・公園整備 | 約 6,850 m ² |
| 建替え促進 | 3件（50戸） |
| 不燃化建替え助成 | 33件 |
| 老朽建築物除却助成 | 20件 |

浅草北部地域（令和4年度現在）

| 実施事業 | 不燃化促進 |
|----------|-------|
| 不燃領域率 | 53.6% |
| 不燃化建替え助成 | 21件 |

2 建築物等の耐震化及び安全対策の促進

発災時に重要となる施設を中心に耐震化を進め、安全な都市づくりを促進している。また、建築物の安全対策を促進している。

- 住宅の耐震化率 92.6%（令和2年度時点）
- 防災上重要な区有建築物の耐震化率 99.0%（令和2年度時点）
- 民間特定建築物の耐震化率 90.6%（令和2年度時点）
- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率 83.9%（令和2年度時点）

第3編 安全な都市づくりの実現
第1章 現在の到達状況

- 一般緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率 77.5%（令和2年度時点）
- 空き家対策の推進
- 外壁等の落下防止対策
- がけ・擁壁、ブロック塀の安全対策
- エレベーターの安全対策
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策

3 出火・延焼等の防止

（1）都市防災不燃化促進事業

- 吉野通り・橋場通り、蔵前二丁目、不忍通り池之端、土手通り・地方橋通りの各地区において事業終了。

（2）出火・延焼等の防止

- 区は、街路消火器やスタンドパイプ等を整備し、初期消火体制の強化に努めている。また、各消防署においては、消防水利等を整備している。
- 大規模な地震時、発生した火災の過半数が電気を起因とする火災であることから、被害の抑制方策として、密集市街地のほか、新たな防災規制区域、浅草北部地域を対象に感震ブレーカーの設置助成及び簡易型装置の配布を行い、被害の減少及び防災力の向上を図っている。
- 平成24年6月に、東京消防庁と都水道局の間で消火栓と同様の構造を持つ排水栓を消火活動に活用するため、「上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書」を締結し、出火・延焼等の防止に努めている。

第2章 課題

被害想定（都心南部直下地震）

| 被害項目 | | 想定される被害 |
|-----------------------|-----------------------|---------|
| 建物倒壊棟数（全壊・焼失） | | 2,510 棟 |
| | うちゆれ | 2,286 棟 |
| | うち液状化 | 44 棟 |
| | うち急傾斜地崩壊 | 0 棟 |
| | うち建物焼失棟数 | 180 棟 |
| 死者数 | | 146 人 |
| | うちゆれ建物被害 | 143 人 |
| | うち火災 | 1 人 |
| | うち急傾斜地崩壊・屋外落下物・ブロック塀等 | 0 人 |
| | うち屋内収容物 | 2 人 |
| 負傷者数 | | 1,898 人 |
| | うちゆれ建物被害 | 1,752 人 |
| | うち地震火災 | 12 人 |
| | うち急傾斜地崩壊・屋外落下物・ブロック塀等 | 39 人 |
| | うち屋内収容物 | 96 人 |
| 閉じ込めにつながりうるエレベーター停止台数 | | 1,419 台 |

1 木造住宅密集地域の不燃化

老朽化した木造住宅が密集し、道路や広場等が未整備のため、震災時に多大な被害を受けると予想される地域において、大規模市街地火災などによる延焼を防ぐため、建築物の不燃化を促進していく必要がある。

木造住宅密集地域では、居住者の高齢化による建替え意欲の低下、狭小敷地等による建替えの困難さ、権利関係が複雑で合意形成に時間を要することなどから、改善が進みにくい状況となっている。また、密集市街地が抱える、地震による建物倒壊や火災焼失等の危険性を喚起し、事業の必要性について住民に意識啓発を図っていく必要がある。

2 建築物等の耐震化及び安全対策

建築物全般において耐震化の促進が停滞している状況にあることから、引き続き、台東区耐震改修促進化計画に定める目標に向けて、更に施策を講じていく必要がある。また、強い揺れに備え、落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止等の建築物の安全対策が必要である。

更に、所有者の転居などで使用されずに適正に管理されていない老朽危険建築物についても、対策を講じる必要がある。

3 出火・延焼等の防止

首都直下地震の際、同時多発火災や大規模市街地火災が発生する可能性が高いことから、避難場所へ避難する区民の生命や安全を確保するため、沿道の建築物の不燃化を促進し、延焼遮断帯を形成する必要がある。また、消火資器材等の整備により、地域における初期消火体制の強化を図る必要がある。

第3章 対策の方向性

1 木造住宅密集地域の不燃化促進

谷中2・3・5丁目地区において実施している密集住宅市街地整備促進事業については、事業期間を令和7年度までとし、引き続き建築物の不燃化の促進、道路・公園などの整備及び事業の普及啓発を図る。

浅草北部地域（日本堤1・2丁目、東浅草2丁目、橋場2丁目）において実施している不燃化促進事業については、事業期間を令和7年度までとし、引き続き建築物の不燃化の促進及び事業の普及啓発を図る。

2 建築物等の耐震化及び安全対策の促進

台東区耐震改修促進計画に基づき、住宅をはじめ、地震発生時に閉塞を防ぐべき道路である緊急輸送道路の沿道建築物、住宅、公共建築物及び特定建築物等の耐震診断、耐震改修を促進する。このため、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、相談体制の整備や情報提供などを通じて技術的支援を行うとともに、自助・共助の意識を高めるために普及啓発などの取組を行う。また、耐震改修が必要な住宅、マンション及び緊急輸送道路沿道建築物に対し、耐震診断等への助成及び積極的な意識啓発を行うことにより耐震化を促進する。

総合的な安全対策として、空き家対策、外壁等の落下防止対策、がけ・擁壁・ブロック塀の安全対策、エレベーターの安全対策、家具の転倒防止対策等の重要性について普及啓発を図る。

老朽危険建築物対策については、耐震診断の結果等により倒壊の危険性が高いと判断された建築物等について、除去工事費用の一部を助成する事業の実施を推進する。また、空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）及び東京都台東区空き家等の適正管理に関する条例（平成26年条例第1号）に基づき、管理不全な状態にある空き家の所有者等に対して必要な措置を促すとともに、空き家所有者向けに多様な相談を受けることが可能な相談窓口の開設により、空き家対策に関する施策の総合的な推進を図っていく。

3 出火・延焼等の防止

大規模地震時に発生する火災の6割以上が電気に起因する火災といわれていることから、電気火災の発生予防に効果のある「感震ブレーカー」の普及による出火の防止や、各避難所等へ配備しているD級可搬ポンプ及びスタンドパイプを活用した防災訓練を推進し、地域における初期消火体制の強化を図る。

第4章 到達目標

1 木造住宅密集地域の不燃化促進

密集住宅市街地整備促進事業実施地区における不燃領域率を令和7年度までに57.8%にする。

- 谷中地区 57.8%（令和7年度）

不燃化促進事業実施地区における不燃領域率を令和7年度までに70%にする。

- 浅草北部地域 70%（令和7年度）

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

以下のとおり目標耐震化率を設定する。

- 住宅 耐震性が不十分な住宅をおおむね解消（令和8年度）
- 防災上重要な区有建築物 100%（令和8年度）
- 特定緊急輸送道路沿道建築物 95%かつIs値0.3未満相当の建築物を解消（令和8年度）
- 一般緊急輸送道路沿道建築物 90%（令和8年度）
- 民間特定建築物 95%（令和8年度）

3 出火・延焼等の防止

スタンドパイプ等の消火資器材の整備と訓練の実施により、地域の初期消火体制の強化と防災行動力の向上を図る。

第5章 具体的な取組

【予防対策】

| | |
|--------------------|---------------------|
| 1 安全に暮らせる都市づくり | 3 液状化、長周期地震動への対策の強化 |
| 2 建築物の耐震化及び安全対策の促進 | 4 出火、延焼等の防止 |

1 安全に暮らせる都市づくり

1-1 地域特性に応じた防災都市づくり

(1) 対策内容と役割分担

「逃げないですむまち、安全で安心して住めるまち」の実現に向けて、計画的な土地利用の誘導、建築物の更新（不燃化、共同化）、都市基盤施設の整備、避難場所等の確保、地域における防災活動拠点の整備等により、地域特性に応じた防災都市づくりを推進する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地の再開発等 ○ 建築物の不燃化 ○ オープンスペースの確保 |
| 都 (建設局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 河川等の整備 |

(2) 取組内容

① 防災まちづくり事業

ア 市街地再開発

低層の木造建築物が密集し、土地の利用状況が著しく不健全で災害の危険性がある市街地について細分化された土地を統合し不燃化・中高層化した共同建築物を建築し、併せて道路、公園などの公共施設を整備し、安全で快適な市街地の形成を目指す。

イ 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）

(ア) 事業概要

密集住宅市街地において、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅等の建替えや老朽建築物の除却を支援し、公共施設の整備等を行う。

(イ) 事業地区

谷中2・3・5丁目地区 (28.7ha)

(ウ) 事業期間

平成15年2月～令和8年3月

(エ) 事業計画

| | |
|-----------|------------------------|
| 実施事業 | 密集住宅市街地整備促進 |
| 不燃領域率（目標） | 57.8% |
| 道路整備 | 約 1,723 m ² |
| 広場・公園整備 | 約 7,450 m ² |
| 建替え促進 | 17 件 |
| 不燃化建替え助成 | 83 件 |
| 老朽建築物除去助成 | 67 件 |

ウ 不燃化促進事業

(ア) 事業概要

浅草北部地域の内部市街地において、不燃領域率の低い地区を対象に建替え支援事業を実施し、木造建築物から耐火建築物等又は準耐火建築物等への建替えを促進する。

(イ) 事業地区

日本堤1・2丁目、東浅草2丁目、橋場2丁目

(ウ) 事業期間

平成29年4月～令和8年3月

(エ) 事業計画

| | |
|-----------|-------|
| 実施事業 | 不燃化促進 |
| 不燃領域率（目標） | 70% |
| 不燃化建替え助成 | 56 件 |

エ 特定整備路線の整備推進

震災時に特に甚大な被害が想定される整備地域を対象に、災害時の延焼遮断や避難路、緊急車両の通行路となるなど、地域の防災性向上に大きな効果が見込まれる都市計画道路を「特定整備路線」として平成24年度に選定した。整備に当たっては、民間事業者のノウハウを活用した相談窓口の設置や関係機関との連携による移転先の確保など、関係権利者の生活再建をきめ細かに支援することで、丁寧な対応をしながら用地取得を進めるとともに、用地が確保できた箇所から順次工事を実施し、整備を推進する。併せて、不燃化特区制度の取組などによる市街地の不燃化も一体的に進めることで、より高い施策効果の発現を目指す。

オ デジタルツインの活用

現実空間のデータを仮想空間に3Dで再現し、様々な分析・シミュレーションが可能となるデジタルツインについて、市内データを連携するための基盤を構築し、行政データを活用できる環境を整え、迅速な意思決定や政策立案の実現を後押しする。

地形などを三次元で表現するために必要な点群データを取得・整備し、デジタルツインの高度化を図り、防災事業での活用を進めていく。

防災DX等の早期実現を支えるデジタルツインの基盤高度化に向け、都内全域で都市の

3Dデジタルマップの整備を進める。

② 防火規制

現況

防火地域：764ha 準防火地域：211.3ha が指定されている。

密集住宅市街地整備事業実施地区の準防火地域において、東京都建築安全条例第7条の3に基づく「新たな防火規制」区域が指定されている。

③ 建築物の不燃化

ア 不燃領域率の向上

不燃領域率が低く、建物への延焼の危険性の高い地区では、建築物の不燃化とともに細街路の整備、空地の確保等により、不燃領域率の向上を図る。

イ 建物の共同化の推進

道路が狭く、狭小な敷地に建物が密集している地域では、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業、都心共同住宅供給事業及び区独自の事業である住まいの共同化と安心建替え支援制度により、共同化を推進し不燃化や空地の確保を図る。

④ 都市空間の確保

ア 公園、児童遊園等の整備

- 公園、児童遊園は、自主防災組織の活動場所、避難場所、一時集合場所など、防災活動拠点の役割を持つとともに、防災上重要なオープンスペースとなっている。
- 区は、避難場所や一時集合場所等に指定されている既設の公園、児童遊園において、避難した区民や帰宅困難者のための災害用トイレ、かまどベンチ、防災用井戸（深井戸）、非常用照明などの防災設備を整備し、防災機能を向上させてきた。
- 今後、公園、児童遊園については、公園本来の機能を維持しながら、災害や停電時においても主要公園施設の機能を維持するために必要な設備を整備し、防災機能の向上を図っていく。

(資料第94「防災広場・防災関連施設等が整備された公園・児童遊園一覧」資料編P360)

イ 防災機能を有する広場の整備

- 災害時は防災活動拠点として、平常時は地域住民の防災訓練及び日常の交流の場として活用するため、区内に2か所の防災広場「初音の森」と「根岸の里」を整備している。
- 広場には、活動拠点として有効に活用するため、災害用トイレ、防災用井戸（深井戸）、防災設備倉庫などの防災施設を整備している。また、防災上重要なオープンスペースとなっている。
- 被害想定を踏まえ、区全体を視野に入れた防災力の強化を図る観点から、新たな防災機能を有する広場の整備を検討していく。

ウ オープンスペースの確保

(ア) オープンスペースの確保

- オープンスペースは、災害時における避難者の安全確保や火災の延焼防止に役立つだけでなく、がれき処理や物資の配給等の応急復旧活動時の様々な対策を円滑に行うためにも重要な役割を果たす。
- 区内においてオープンスペースを確保することは、困難であるがきわめて重要であることから、区は、今後も、可能な限りオープンスペースの確保に努める。
- なお、個々のオープンスペースについては、空地の適時適切な有効活用の見地に立ち、利用目的を限定、特化することなく時系列的、多目的に捉えることが重要である。

(イ) 時系列で見たオープンスペースの利用

- 発災直後から一定期間
 - ・ 避難場所、一時集合場所
 - ・ 救出・救助の活動拠点
 - ・ 災害時ヘリ緊急離着陸候補地、後方医療施設との連携場所
 - ・ ボランティア活動拠点
 - ・ 生活物資等の集積・輸送拠点
 - ・ ライフライン復旧工事のために必要な資器材置き場、工事事務所、宿舎
 - ・ がれき置き場（応急集積所：道路等障害物除去がれき等）
 - ・ 一時の遺体安置場所
 - ・ その他所管事業に係る空地、施設建物等
- 震災後数日後以降（復旧期以降）
 - ・ がれき置き場（一次仮置場：積替え用地、二次仮置場へ排出するまでの間保管）
 - ・ 応急仮設住宅の建設用地
 - ・ 公営住宅等の建設用地
 - ・ 庁舎建設用地
 - ・ 復興事業の用地
 - ・ その他所管事業に係る空地、施設建物等

1-2 河川の整備

- 本区に関係する河川には、隅田川、神田川の二河川があるが、このうち隅田川については、A. P. +6.3mの防潮堤工事が完成し、伊勢湾台風級の高潮にも対処できている。
- 現在、隅田川において、耐震性及び親水性の向上を目的としたスーパー堤防やテラスの整備が進められている。なお、大雨等による増水に際しても、上流の岩淵水門の操作により流量を調整するため、洪水の危険もほとんどなくなっている。
- 神田川については、日本橋川に分流する地点を境に、下流部では伊勢湾台風級の高潮に対処できるA. P. +5.5mの防潮堤を整備している。

- 神田川の上流部では、近年、流域の急激な市街化による流出量の増大、洪水到達時間の短縮など、河川への雨水流出形態の大幅な変化に伴い、いわゆる「都市型水害」の危険性が高まっている。この対策として1時間あたり75ミリ規模の降雨に対応できるよう、河道拡幅、護岸整備、調節池の整備などの工事が進められている。
- 河川等の耐震性を向上させ、浸水被害等を防ぐとともに、大規模地震発生時には、船舶による救援物資、応急復旧用資器材及び被災者、帰宅困難者の水上輸送などの活用を検討する。

1-3 高層建築物等及び地下街等における安全対策

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | ○ 建築基準法に基づく完了検査や特殊建築物等の定期報告制度等を通じた高層建築物及び地下街の安全性の確保 |
| 各警察署 | ○ 高層建築物、地下街における避難誘導、救出救助活動等の適正化 |
| 各消防署 | 関係事業所に対して、以下の対策について指導を行う。 ○ 火災予防対策 ○ 避難対策（混乱防止対策・歩行困難者等に係る対策） ○ 防火・防災管理対策 ○ 消防活動対策 |

(2) 取組内容

① 対象となる建築物

ア 高層建築物

高層建築物とは、明確な定義はないが、消防法では高さ31mを超える建築物と規定されており、関係法令に基づき建築の設計段階から安全確保が厳しく規制されている。

しかし、構造上の特殊性から、地震時における避難や消防活動などの対応は、極めて困難になると予想される。区内における高層建築物の数は、以下のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

| 高さ 管轄消防署 | 31m～ | 35m～ | 40m～ | 45m～ | 50m～ | 100m～ | 計 |
|-------------|------|------|------|------|------|-------|-------|
| 上野 | 238 | 212 | 155 | 29 | 24 | 6 | 664 |
| 浅草 | 262 | 193 | 152 | 24 | 12 | 0 | 643 |
| 日本堤 | 110 | 120 | 65 | 12 | 2 | 2 | 311 |
| 計 | 610 | 525 | 372 | 65 | 38 | 8 | 1,618 |

イ 地下街

地下街は、建築物の地階部分または地下工作物に設けられた店舗その他これに類する施設で、連続してまたは一団として地下道に面し設けられたもの及びこれらの施設の面する

地下道を一体としてとらえたものをいう。

地下街は、その空間の特殊性から、高層建築物と同様に災害時の対応には困難が予想されるが、地下街の建設については、関係法令等に基づく指導のほか、関係機関による地下街連絡協議会を通じて、安全強化を図っている。

② 安全対策

ア 火災予防対策

- 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進
- 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒落下防止措置
- 内装材料、家具調度品、装飾物品の不燃化
- 防災設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

イ 避難対策(混乱防止対策)

- 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保
- ビルの防災センター等からの適切な情報伝達体制の整備
- ショーケース、看板等の転倒、落下、移動防止及び窓ガラス等の飛散防止
- 避難誘導員の事前指定や訓練指導者の育成
- 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- 警報設備、避難設備の機能確保による避難対策の推進

ウ 防火管理対策

- 防火管理に係る消防計画の作成
- 消火、通報及び避難訓練の実施
- 消防の用に供する設備等、消防用水または消火活動上必要な施設の点検及び整備
- 火気の使用または取扱いに関する監督
- 避難または防火上必要な構造及び設備の維持管理
- 収容人員の管理

エ 防災管理対策

- 防災管理に係る消防計画の作成
- 自衛消防組織の設置
- 防災管理上必要な教育
- 避難訓練その他防災管理上必要な訓練の実施
- 防災管理についての関係機関との連絡
- 震災に備えての対策を講じる業務
- 災害等の発生時に伴う自衛消防隊の対策及び活動業務

オ 消防活動対策

- 活動上必要な施設、設備等の機能維持
- 消防隊と連携した訓練の推進

1-4 急傾斜地、がけ・擁壁、ブロック塀等の崩壊の防止

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 急傾斜地、がけ・擁壁等の安全化 ○ ブロック塀の安全化 |

(2) 取組内容

① 急傾斜地、がけ・擁壁等の安全化

- 区内に点在する急傾斜地やがけ・擁壁などは、道路や住宅等に隣接しているとともに築造後相当の年数を経過しており、かなり劣化したものが多数見受けられる。これらは、地震、大雨などにより崩落し、被害をもたらすおそれがある。
- がけ・擁壁の安全化については、おおむね高さ 1.5m 以上のがけ・擁壁について、区では個別の構造、劣化度等の調査を実施した。その結果に基づき、随時の見回りと安全化指導を行い、崩壊の防止に努めている。
- がけ・擁壁の安全化のための改修工事については、平成 13 年度より助成制度を設けている。
- 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等に指定されている地域では、土砂災害警戒情報が区に伝達されたとき、速やかに避難情報を発令し住民等の安全を図る。

② ブロック塀等の安全化

- 昭和 53 年に発生した宮城県沖地震では、ブロック塀や石塀が倒壊し多数の犠牲者を出した。このように、建築基準法に定める技術基準を満たさないブロック塀などは地震の際に倒壊しやすいため、区では、平成 18 年度から平成 22 年度までブロック塀実態調査を行った。
- 平成 30 年に発生した大阪北部地震では、小学校のブロック塀が倒壊し登校中の児童が巻き込まれる事故が発生した。これを受けて、区では平成 30 年度に区立小学校の通学路沿道のブロック塀等について建築基準法等への適合性調査を行っている。
- 危険性のあるものについて、その結果に基づき補強や生垣等に転換させるなど助言または指導を行い、令和 8 年度までにおおむね解消することを目指す。また、ブロック塀等の安全化のための改善工事については、助成制度を設けている。
- 都は、令和 2 年 3 月に一部改定した東京都耐震改修促進計画において、特定緊急輸送道路に接する建物に附属する組積造の塀のうち、一定規模以上の塀に耐震診断を義務付けており、令和 7 年度末までに耐震性が不十分な塀をおおむね解消することを目指し取組を進める。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

2-1 建築物の耐震化の促進

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 耐震改修促進計画に基づく、住宅、建築物の耐震化促進 ○ 公共建築物等の耐震化 |

(2) 取組内容

① 建築物の現況

ア 現況

区内の建築物の棟数及び用途別の防火対象物は次のとおりである。

(ア) 建築物棟数 (平成28年度土地利用現況調査より)

| 総 数 | 耐 火 造 | 準 耐 火 造 | 防 火 造 | 木 造 |
|----------|---------------------|--------------------|---------------------|-------------------|
| 38,424 棟 | 16,347 棟 (42.5%) | 5,619 棟 (14.6%) | 14,601 棟 (38.0%) | 1,857 棟 (4.8%) |

(イ) 用途別防火対象物

(令和4年3月末現在)

| 項目 | 所管署 | | 上野 | 浅草 | 日本堤 | 計 | 項目 | 所管署 | | 上野 | 浅草 | 日本堤 | 計 |
|----|-----|-------------------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|-------------|-----------|-------|-------|--------|
| | 用途 | | | | | | | 用途 | | | | | |
| 1 | イ | 劇場・映画館等 | 3 | - | 4 | 7 | 7 | | 学 校 各種学校 | 39 | 21 | 7 | 67 |
| | ロ | 公会堂 集会場 | 4 | - | 1 | 5 | | | 図書館 博物館 | 27 | - | - | 27 |
| 2 | イ | キャバレー カフェ等 | 6 | - | 1 | 7 | 9 | イ | 蒸気浴場 | 2 | - | 125 | 127 |
| | ロ | 遊技場 ダンスホール | 12 | - | 8 | 20 | | ロ | 公衆浴場 | 7 | 2 | 4 | 13 |
| | ハ | 風俗関連 営業施設 | - | - | - | - | 10 | | 停車場・ 発着場 | 15 | 8 | 3 | 26 |
| | ニ | カラオケホッ クス等 | 5 | - | 2 | 7 | | | | | | | |
| 3 | イ | 待合・ 料理店 | 1 | 1 | 3 | 5 | 11 | | 神社等 | 147 | 74 | 57 | 278 |
| | ロ | 飲食店 | 212 | 72 | 117 | 401 | | 12 | イ | 工場 作業場 | 24 | 25 | 24 |
| 4 | | 百貨店 マーケット | 165 | 61 | 54 | 280 | | ロ | スタジオ 等 | - | - | - | - |
| | | | | | | | 13 | イ | 駐車場 | 44 | 38 | 19 | 101 |
| 5 | イ | 旅 館 ホテル | 242 | 124 | 246 | 612 | | ロ | 航空機等 格納庫 | - | - | - | - |
| | ロ | 共同住宅 | 1,227 | 914 | 738 | 2,879 | 14 | | 倉 庫 | 43 | 50 | 53 | 146 |
| 6 | イ | 病院・ 診療所 | 9 | 8 | 10 | 27 | 15 | | 事務所 | 804 | 547 | 171 | 1,522 |
| | ロ | 老人短期 入居施設 等 | 3 | 3 | 13 | 19 | | 16 | イ | 特定複合 | 1,044 | 634 | 591 |
| | ハ | 老人デイ サービス等 | 22 | 17 | 16 | 55 | | ロ | 非特複合 | 762 | 795 | 429 | 1,986 |
| | ニ | 幼稚園等 | 3 | 2 | 3 | 8 | | 2 | 地下街 | - | - | 1 | 1 |
| | | | | | | | | 3 | 準地下街 | - | - | - | - |
| | | | | | | | 17 | | 文化財 | 32 | - | 5 | 37 |
| | | | | | | | 合 計 | | | 4,904 | 3,396 | 2,705 | 11,005 |

(第74回東京消防庁統計書(令和3年)第7表 消防署、用途別政令対象物数 より抜粋)

近年の市街地再開発に伴い、区内では建物の高層化が更に進んでいるが、一方、地域によっては大部分が木造・防火木造の建物で占められているところもある。

イ 予防計画

- 建築基準法施行後の建築物については、防災構造化が要求されており、関係法令に基づく防災設備（避難設備、防水・排水設備、消防用設備、防火設備等）の設置、維持及び管理について指導を行う。
- 火災危険度が高い地区については、密集住宅市街地整備の促進により、建築物の不燃化の促進を図る。
- 住宅における火災を早期に感知し、警報音を発する機能を持った住宅用火災警報器の設置を進める。なお、本区では、高齢者のみの世帯や障害者のいる世帯で、区民税非課税世帯に対して、煙式火災警報器を寝室等に設置する事業を実施している。
- 立入検査等を通じて、防火・防災面の不備事項について関係者に対する指導を行う。
- 防火対象物の管理権限者または防火管理者に対しては、消火・通報・避難等の任務を組み入れた自衛消防組織を編成するよう指導し、地震による火災等に対処する自主防災体制を確立する。また、小規模事業所についても、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画を作成し、自主防災組織等の一員として活動するよう指導する。

② 建築物の耐震化

- 台東区耐震改修促進計画に基づき、住宅、民間建築物で多数の人が利用する建築物（特定建築物）、及び防災上重要な区有建築物等の耐震診断・耐震改修を促進する。

【住宅・民間特定建築物・防災上重要な区有建築物の耐震化の現状と目標】

| 建築物の種類 | 耐震化率 | |
|---------------|---------|-----------------------------|
| | 現状 | 目標 |
| | 令和2年度 | 令和8年度 |
| 住宅 | 92.6% | 耐震性が不十分な住宅をおおむね解消 |
| 民間特定建築物 | 90.6% | 95% |
| 防災上重要な区有建築物 | 99.0% | 100% |
| 特定緊急輸送道路沿道建築物 | 83.9% ※ | 95% かつ Is値0.3未満相当の建築物を解消 |
| 一般緊急輸送道路沿道建築物 | 77.5% | 90% |

※ 東京都の調査データを基に推計

③ 民間建築物の耐震診断・耐震改修

ア 住宅等の耐震化（戸建て住宅・共同住宅）

- 令和8年度までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消する。
- 昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象とした耐震診断・耐震改修工事費用の一部助成制度を積極的に周知し耐震化促進に努める。

- 昭和56年5月31日以前に建築されたマンション(共同住宅)については、耐震化へのアドバイザー派遣、耐震診断・実施設計・耐震改修工事に要する費用の一部を助成することにより耐震化の促進に取り組むものとする。

イ マンションの耐震化等

- 耐震化の必要性や耐震化の事例、支援制度等の情報をホームページで発信するとともに、パンフレットを作成し、管理組合への郵送やメールによる送付を通じて啓発を進める。
- 都は、令和7年度末までに過大な改修費、困難な合意形成等により、耐震化にすぐには取り組めないマンションに対し、大規模な地震で被害が大きくなる傾向のあるピロティ階の対策を支援する。

ウ 緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

- 特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化率を令和8年度までに95%とし、かつIs値0.3未満相当の建築物を解消する。
- 一般緊急輸送道路の沿道建築物について、助成制度の拡充や耐震化アドバイザーの活用などにより、関係団体と連携しながら令和7年度末までに耐震化率90%を目指す。
- 区は、緊急輸送道路の重要な役割(災害時に避難、救助活動、緊急物資の輸送等)を建物所有者等に周知し、耐震化への理解に努める。また、積極的に耐震化への助成制度の周知に努め、耐震化の促進に取り組む。

エ 戸建住宅等の耐震化

- 地域危険度が高く、老朽化した木造建築物が特に密集するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される「整備地域」内の戸建住宅等について、平成18年度から、重点的に耐震化を促進している。
- 都は、昭和56年(1981年)6月1日から平成12年(2000年)5月31日までに工事に着手した2階建以下の在来軸組工法の木造住宅について、所有者自らの安全点検を推奨するとともに、所有者への積極的な働き掛け等実施する区市町村に対して、耐震診断や耐震改修等の補助を行う。

オ 民間特定建築物の耐震化

- 民間特定建築物の耐震化を令和8年度までに95%とする。
- 積極的に耐震化への助成制度の周知に努め、耐震化の促進に取り組む。

カ 普及啓発

区は建築物の所有者等に対し、自らの生命・財産と建築物の地震に対する安全性を確保することの重要性を認識してもらうなど、区民の建築物の耐震化に対する意識の向上を図るため、意識啓発や知識の普及を行う。

キ 耐震化を促進するための環境整備

建築物の所有者等が耐震化に取り組みやすいように、相談への対応体制を充実するとともに、耐震診断を行う技術者の育成等、自主防災組織との連携などの環境整備を進めていく。

④ 防災上重要な区有建築物の耐震化

防災上重要な区有建築物については、耐震化率を令和8年度までに100%とする。

⑤ 公共的施設

ア 公共施設の耐震耐火構造化

昭和56年以前の旧耐震基準で建築された区有施設については、耐震診断を実施し、その結果や地域の実情を考慮して耐震補強等を行う。

イ 消防用設備等の設置

- 可能な限り消防用貯水槽及び、学校のプールに導水設備を設ける。
- 公共施設を新築・改築する際には、雨水貯留施設・設備の導入を検討する。

ウ 消火設備等の整備

各施設管理者は、公共施設に設ける火災報知設備、屋内消火栓その他の消火設備等の維持保全に努める。

2-2 エレベーター対策

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|----------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区有施設におけるエレベーターの閉じ込め防止機能の向上 ○ エレベーター改修方法を示したリーフレットによる普及啓発 ○ 救出体制の構築 |
| 都 (都市整備局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ エレベーター改修方法を示したリーフレットによる普及啓発 ○ 都内エレベーターの閉じ込め等の情報を収集する体制の構築 |
| 日本エレベーター 協会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間施設における閉じ込め防止対策の実施を誘導 ○ 都と連携したエレベーター閉じ込め救出体制の構築 ○ 協会加盟各社による全国からの応援体制の構築 |

(2) 取組内容

震災時におけるエレベーター閉じ込めの防止及び早期救出の体制を確立するために、以下の対策を実施する。

① エレベーターの閉じ込め防止機能の向上

ア 区有施設

災害時の避難施設、福祉施設及び多数の人が利用する大規模施設について優先的にエレベーターの閉じ込め防止装置の設置を推進し、安全性を向上する。

イ 民間施設

区は都と連携して、エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例を示したリーフレットを、所有者などに配布して閉じ込め防止対策を促し、普及啓発していく。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

| 装置名 | 機能 |
|----------------|---|
| リスタート運転機能 | 地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認し、エレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能 |
| 停電時自動着床装置 | 停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置 |
| P波感知型地震時管制運転装置 | 主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄階に着床させドアを開放する装置 |

② 救出体制の構築

区は都と連携して、エレベーター関連団体及びエレベーター保守管理会社へ、救出体制を構築するように要請する。

③ 早期復旧体制の構築

ア 「1ビル1台」ルールの徹底

地震発生時にエレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られているので、早期復旧を図るために、都が策定した1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを普及啓発する。

イ 自動診断仮復旧システムの採用

地震管制運転で停止したエレベーターについて、リスタート運転機能装置を取り付けることにより、保守要員による点検を行わなくても、自動診断を行い運転を再開できるため、普及啓発する。

ウ 復旧体制の充実

日本エレベーター協会加盟各社は、全国的な応援体制の構築を支援するとともに、迅速な復旧に向けて、体制の強化を図る。

2-3 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

(1) 対策内容と役割分担

| 機関名 | 対策内容 |
|------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外壁等落下物の安全化 ○ 屋外広告物に対する規制 ○ 自動販売機の転倒防止 ○ 家具等の転倒・落下・移動防止対策 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家具類の転倒・落下・移動防止対策に係る普及啓発用資料の作成及び普及啓発イベント講習会の実施等による普及・啓発 ○ 関係機関、関係団体等と連携した家具類の転倒・落下・移動防止対策の周知 |

(2) 取組内容

① 外壁等落下物の安全化

3階建て以上の建築物の窓ガラス、タイル・石・モルタル等の建築外装材や、屋外広告物・高架水槽・室外機などの工作物は、台風や地震などの災害時に脱落や倒壊等により歩行者に被害をもたらすおそれがある。

このため、区では平成12年に避難道路、通学路に面した建築物約4,000棟について調査を実施し、落下のおそれのある建築物に対して改善指導を行った。また、安全上の効果が認められる改修工事については、改善工事助成を行っている。

② 屋外広告物に対する規制

- 地震の際、看板や広告塔などの屋外広告物が落下するなどし、被害をもたらすことのないよう、東京都屋外広告物条例に基づき、指導・監察を行う。
- 高さが4mを超える広告塔など、一定規模以上の屋外広告については、屋外広告物管理者を設置させ、適切な管理を行わせる。

③ 自動販売機の転倒防止

- 道路に設置する自動販売機は、道路の有効幅員を狭め、消防活動や通行などの阻害要因となるため、道路上への設置を認めていない。今後も、違法に占用されたものについては、設置者に速やかに撤去するよう指導していく。
- 自動販売機の転倒防止については、国において、昭和54年に日本工業規格として制定された「自動販売機の据置基準」の周知・徹底を図るため、毎年10月を自販機月間として、パンフレット、ポスター等の作成、説明会・講習会の開催等により、自動販売機業界等に対して、指導を行っている。

④ 家具等の転倒・落下・移動防止対策

阪神・淡路大震災の被災地域では、室内において、揺れのため家具が転倒したり、ガラスが飛び散るなどして、深刻な人的被害が生じた。特に、高層階ほど揺れは大きく、家具転倒等による被害は大きかった。

国、都、区市町村等は、この教訓を踏まえて、住民が家具の転倒等により、被害を被ることがないように、次のような対策を講じている。

| 機関名 | 対 策 の 内 容 |
|------|--|
| 区 | ○ 在宅の高齢者世帯または高齢者がいる住民税非課税世帯に対し、1世帯1回を限度として家具転倒防止器具を3点まで給付し、取り付ける事業を実施している。 |
| 各消防署 | ○ 効果的な転倒・落下・移動防止対策について、関係機関、関連業界団体等と検討を行った結果をとりまとめた「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」を、防災指導や消防計画等に活用し、転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。 |

| 機関名 | 対 策 の 内 容 |
|------------------------|---|
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下防止対策の実施状況調査を行い、その結果を公表するなど、家具類転倒・落下防止対策を推進する。 ○ 関係機関・事業団体等に家具転倒・落下防止対策の協力を要請する。 ○ 都民・事業者に対する転倒防止対策の普及・啓発を行う。 ○ 超高層ビル（60m超）におけるオフィス家具類の転倒・落下防止対策の実施状況を把握し、その結果を踏まえ、対策の実施を要請する。 ○ 落下のおそれのある大規模空間の天井、外壁、タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく、定期報告制度等の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。 |
| 国土交通省 総務省 都市再生機構 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門技術者向けの「家具転倒防止等の手引き」と住民啓発用パンフレット「地震による家具の転倒を防ぐには」を作成し、この普及に努めている。 |

2-4 文化財施設の安全対策

(1) 対策内容と役割分担

震災時には、多くの文化財に被害が生じるおそれがあり、被災後に放置されれば、損傷や劣化が拡大・進行することが懸念される。このため、文化財の所有者または管理者及び区は、以下のように災害予防対策の充実を図るとともに、速やかな復旧を図る。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------------------------|--|
| 所有者 管理者 (区：所有または管理含む) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期的な防災訓練の実施 ○ 消防用設備及び防災設備等の点検・整備 ○ 文化財防災点検表の作成 |
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財所在リストの整備 |

(2) 取組内容

- 区は、区内の文化財について、所在リストを整備する。
- 文化財の所有者または管理者は、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の防災訓練を実施する。
- 文化財の所有者または管理者は、消防用設備及び防災設備等の点検・整備を行う。
- 文化財の所有者または管理者は、文化財防災点検表を作成する。点検内容（主要項目）は以下のとおりである。
 - ・ 文化財周辺の整備・点検
 - 文化財の定期的な見回り・点検、文化財周辺環境の整理・整頓

- ・ 防火体制の整備
 防災計画の作成、巡視規則や要項の作成等
- ・ 防災知識の啓発
 国や都道府県等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加、ポスターの掲示、
 防災訓練への参加の呼び掛け
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災設備の整備と点検
 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
- ・ 緊急時の体制整備
 消防機関への円滑な通報体制の確立、隣者の応援体制、文化財防災点検表による定期的な自主点検を行う

(資料第96「文化財の現況」資料編P364)

3 液状化、長周期地震動への対策の強化

3-1 液状化対策の強化

(1) 液状化のおそれのある地域での建築物等の安全化

- 「東京の液状化予測図（令和3年度改訂版）」（令和3年3月：東京都土木技術・人材育成センター）を受け、区は、建築確認審査時における指導内容を検討するとともに、区民への情報提供等、普及啓発に努める。
- 区は、民間建築物への指導について、建築確認審査等を通じて基礎やくいの形式での液状化対策を行う等の助言・指導等を行うほか、東京都液状化対策アドバイザー制度を必要に応じて活用していくなど、安全化の充実・強化を図る。
- 公共建築物に対する液状化対策を行う。

(2) インフラ施設等の液状化対策

都下水道局は、液状化の危険性が高い地域の下水道機能及び交通機能を確保するため、避難所や災害復旧拠点などから排水を受ける下水道管や緊急輸送道路などの下にある下水道管を対象にマンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。都下水道局は、液状化危険度や耐震継手化の進捗等を踏まえ、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に水道管路を耐震継手管に取り替えるなどの液状化対策を進める。

3-2 長周期地震動対策の強化

- 超高層建築物等における長周期地震動対策については、国から平成28年6月24日付で「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動への対策について」が公表された。
- 区は、東京管区气象台や関係機関と協力し、長周期地震動の影響を受けやすい高層ビルの管理者や住民等をターゲットとして、長周期地震動に関する情報の普及・啓発活動の取組を推進し、長周期地震動や取るべき防災行動の理解促進、長周期地震動階級の周知、利活

用方法の検証等を行う。

- 区は、超高層建築物等の安全性を確保していくため、普及啓発用リーフレットを活用した対策の周知を含め、建物の所有者等が必要な対策を講じていくことができるように、国や都と連携し、躯体の補強方法や家具・什器の転倒・落下移動防止対策などについて、普及啓発を行っていく。

4 出火、延焼等の防止

4-1 火災の防止

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------|---|
| 区 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 出火の防止 ○ 初期消火体制の強化 ○ 火災の拡大防止 |

(2) 取組内容

① 出火の防止

ア 火気使用設備、器具等の安全化

各消防署は地震時の火気使用設備・器具等からの出火を防止するために、次のことを実施している。

- 火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び火気使用設備の固定等
- 各種の安全装置を含めた火気使用設備・器具の点検・整備についての指導の徹底
- その他各種の安全対策の推進

イ 電気設備等の安全化

(ア) 電気設備等の安全対策の強化

変電設備や自家発電設備などの電気設備は、火災予防条例により出火防止、延焼防止のための規制がなされ、維持管理についても熟練者による点検・整備を義務付けている。

また、耐震化及び不燃化を強力に指導するとともに、安全対策基準の作成に積極的に関与し、出火防止等の安全対策の強化を図っている。

(イ) 電気器具からの出火防止

電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。

ウ その他出火防止のための指導

- 地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場・作業場等に対して立入検査を実施し、火気設備・器具等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下・移動防止措置、災害時における従業員の対応要領等について指導する。
- その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じて同様の指導を行うとともに、地震後の出火防止を徹底するため、安全確保要領について指導を行

う。

- 給油取扱所(営業用)及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査を実施し、これらの施設を保有する事業所に対して適正な貯蔵取扱い及び出火危険排除のための安全対策についての指導を強化する。
- 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。
- 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、区民等への指導を行っていく。

エ 住民指導の強化

- 各家庭における地震時の出火防止等の徹底を図るため、防災教育を推進するとともに、防災訓練車両等の指導資器材を活用した実践的な防災訓練を通じて住民の防災行動力の向上を図る。
- 各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

【出火防止等に関する備えの主な指導事項】

- 住宅用火災警報器の設置・維持管理の促進
- 消火器の設置、風呂水の汲み置きやバケツの備えなど消火準備の徹底
- 対震自動消火装置付火気器具の点検・整備、空だき防止装置付きガステーブル及びガス漏れ警報機、漏電しゃ断器など出火を防ぐための安全な機器の使用普及
- 感震ブレーカー装置の促進
- 家具類の転倒・落下・移動防止対策の徹底
- 火を使う設置器具の周囲の不燃化及び整理整頓の徹底
- カーテン・寝具などへの防災製品の使用普及
- 灯油など危険物の貯蔵取扱い時の安全管理の徹底
- 防災訓練への参加促進

【出火防止等に関する教育・訓練の主な指導事項】

- 地震体験車を活用した「身体防護・出火防止体験訓練」の推進
- 揺れを感じたり、緊急地震速報を受けた時は、身の安全を最優先に行動し、丈夫なテーブルの下などの安全な場所に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子を見ることの徹底
- 落ち着いて火の元確認、初期消火(①揺れがおさまってから、あわてずに火の始末②出火した時は、落ち着いて消火)の徹底
- 感震ブレーカー未設置の住宅には、避難等により自宅を離れる場合、電気ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めて避難することの徹底
- ライフラインの機能停止に伴う、火気使用形態の変化に対応した出火防止の徹底
- ライフラインの復旧時における電気・ガス器具等からの出火防止の徹底

② 初期消火体制の強化

ア 消防用設備等の適正化指導

消防用設備等は定期的に点検を行い、地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、耐震措置の指導を進めるとともに、特に、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等が地震時にも機能するよう指導を強化する。

イ 初期消火資器材の普及

家庭や事業所における初期消火を確実にを行うために用途に合った資器材の普及を図る。

ウ 区民、事業所の自主防災体制の強化

- 区民一般を対象とした基礎訓練、都民防災教育センター（防災館）の体験コーナー等を活用した訓練体験の推進、自主防災組織等を対象とした高度で実践的な訓練の推進、要配慮者への支援を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図る。
- 全ての事業所に対する事業所防災計画の作成の指導、各種訓練や指導等を通じた自衛消防隊の活動能力の充実・強化、事業所相互間の協力体制の強化、自主防災組織等との連携強化、保有資器材を整備した地域との協力体制づくりの推進を図る。

エ 街路消火器の整備

- 区は、震災時の車両火災や延焼火災を防止し避難道路を確保することを目的として、街頭と主要道路に原則として、100m間隔に1本消火器を設置している。
- 区は、消防署のポンプ車による消火活動が困難な地域を中心に、大型消火器を配置している。
- 区では、沿道消火器や大型消火器、各町会で管理している消火器のリストを地図化し、町会へ配布している。

オ スタンドパイプ等の整備

- 区は、震災時における初期消火体制の充実や通常火災の防止対策、併せて地域の防災行動力の向上を図ることを目的に、避難所等にスタンドパイプを整備している。
- 区は、今後も、震災時に発生する火災への早期対応や延焼拡大防止を目的に、木造住宅密集地域や災害時に建物倒壊並びに火災危険度性の高い地域等に、住民、自主防災組織等が使用するスタンドパイプなどの整備を図っていく。

（資料第97「消火資器材の設置状況」資料編P371）

カ 住宅用火災警報器の設置・維持管理の促進

住宅火災を早期に感知し、警報音を発する機能を持った住宅用火災警報器の設置は義務となっている。各消防署や区では、設置・維持管理を促進するため、防災訓練やハンドブック等を通じて普及啓発を図っている。

③ 火災の拡大防止

ア 消防活動体制の強化

- 平常の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の震災消防計画を策定し、有事即応体制の確立を図っている。
- 地震等により多発する救助活動や消火活動に迅速に対応するため、消防署に救助用資

器材を配置している。

イ 消防水利の整備

- 各消防署では、震災時の同時多発火災に対処するため、耐震性を有する防火水槽等の整備事業を推進する。
- 震災時の初期消火対策としての自主防災組織等の活動強化として、D級可搬ポンプの水源として容易にできるための防火水槽鉄蓋を親子蓋に改修を図っている。
- 木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、自主防災組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。
- 公共機関等が行う集合住宅の建設や民間の開発事業等に際して、防火水槽等を確保するように働きかけるとともに、都市基盤整備に併せて、都市河川や洪水調整池の有効活用を図るなど、関係機関と連携して多角的な消防水利の確保を推進している。
- 防火水槽が設置されている所有地の売却時には、既存の防火水槽の存置や代替水利の確保を図っていく。
- 民間の建設工事にあわせて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付することにより、消防水利の整備促進を図る。

(資料第98「消防水利の現況」資料編P372)

ウ 消防団体制の強化

消防団は、震災時には消防署隊と連携し消防活動に当たるとともに、平常時には地域住民への訓練指導を行うなど、地域防災の中核として重要な役割を担っていることから、消防団の活動体制の強化を、次により図る。

- 消防団員の確保
- 消防団員の教育訓練
- 地域等と連携した防災対策の推進

エ 消防活動路等の確保

震災時には、道路周辺の建物や塀、電柱等工作物の倒壊、更には道路の陥没などにより、消防車両等が通行不能になることが予想される。このため、次の対策を推進し消防活動路の確保を図る。

- 民間から借り上げた特殊車両等の運行技能者の養成の推進を図る。
- 消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭あいな道路の広幅員化、道路側溝等の暗きょ化、無電柱化、コーナー部分の隅きり整備などを関係機関と検討する。
- 震災消防活動が効果的に行えるよう交通規制等について警察署と協議するなど、消防活動路の確保に努める。

オ 消火活動が困難な地域の解消

震災時には、道路の狭あいに加え、路面の損壊や道路周辺建物等の倒壊あるいは断水、延焼拡大等により消火活動が著しく阻害される区域が発生することが予想される。

- 道路狭あいや木造住宅密集等による震災時の消火活動が困難な地域があり、これを解消するため、下表を考慮し、道路の拡幅、消防水利の充実、消防団体制の充実などをすすめる。

【参考】震災時の消火活動困難度(1～5)の各ランクの地域が市街地部分に占める比率
 (令和2年3月現在)

| 区 分 | 1 ランク (低い) | 2 ランク | 3 ランク | 4 ランク | 5 ランク (高い) |
|------|---------------|-------|-------|-------|---------------|
| 区内全域 | 96% | 4% | 0% | 0% | 0% |

(「第10回 東京都の地震時における地域別延焼危険度測定」より)

- 消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、防災都市づくり事業等に対して消防活動の立場から意見反映を図り、消火活動が困難な地域の解消に努めていく。

カ 地域防災力の向上

大地震時には火災や救助・救急事象が同時多発し、また様々な障害が発生し、円滑な消火活動が実施できなくなることが予想されることから、地域の防災力を向上させる必要がある。

そのために、消防署、消防団、災害時支援ボランティア、自主防災組織等が組織間の連携促進を目的とした防災訓練に活用できる施設や資器材格納庫等の整備の推進を図る。

4-2 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の安全化

(1) 対策内容と役割分担

危険物、火薬類、放射性物質、高圧ガス等の保管施設については、地震、火災等から住民の生命、身体及び財産を守るため、これらの保管施設への立入検査を実施し、危険物等を取扱う者に対して該当物件の取扱い指導、訓練等を行うことにより災害の予防を図る。

更に、各事業所に対して震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 各事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所防災計画の作成 ○ 危険物施設の安全化 ○ 火薬類保管施設の安全化 ○ 放射線使用施設の安全化 ○ 高圧ガス保管施設の安全化 ○ 毒物・劇物取扱施設の安全化 ○ 化学物質関連施設の安全化 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物施設の安全化 ○ 火薬類保管施設の安全化 ○ 放射線使用施設の安全化 ○ 高圧ガス保管施設の安全化 ○ 毒物・劇物取扱施設の安全化 ○ 化学物質関連施設の安全化 |

(2) 取組内容

① 石油类等危険物施設

ア 法令等による規制

- 消防法及び危険物の規制に関する政令、規則並びに東京都火災予防条例において、危険物施設等の保安基準として施設全体の位置規制、施設そのものの構造上の規制、設備の保安対策が規定されている。また、自主防災管理として危険物の種類や施設等取扱規模等により、予防規程の作成等が義務づけられている。
- 震災対策としては、法規制上、タンクの耐震性、配管の緩衝装置、防油堤の設置等の面で配慮されているほか、平素においては自主防災体制の指導強化をするとともに、立入検査等を通して法令基準の適合を図る。また、当該施設に対し、予防対策として以下の指導、調査を実施する。
 - ・ 地下に埋設された地下貯蔵タンク等で、埋設部分での流出事故が増加していることから、老朽化した地下貯蔵タンクからの流出事故を防ぐため、埋設年数や塗覆装の種類等により、必要な流出防止措置を講じるよう指導する。
 - ・ 地震時以外であっても、危険物流出等の事故で火災の発生するおそれのあったもの

について、事故原因の調査を実施する。

イ 火災予防意識の普及等

各事業主及び危険物取扱者による講習会等を行い、火災予防意識の普及と危険物の貯蔵、取扱い技術の習熟を図る。

ウ 危険物取扱者の養成

各事業所においては、必ず危険物取扱いの有資格者に危険物を取扱わせるよう、有資格者の養成に努める。

【危険物製造・貯蔵・取扱所の現況】

(令和4年3月末現在)

| | | 上野消防署管内 | 浅草消防署管内 | 日本堤消防署管内 | 計 | |
|-----|-----------|---------|---------|----------|-----|----|
| 製造所 | | - | - | - | - | |
| 貯蔵所 | 屋内貯蔵所 | 6 | 6 | - | 12 | |
| | 屋外タンク貯蔵所 | - | - | - | - | |
| | 屋内タンク貯蔵所 | 10 | 5 | 9 | 24 | |
| | 地下タンク貯蔵所 | 16 | 8 | 6 | 30 | |
| | 簡易タンク貯蔵所 | - | - | - | - | |
| | 移動タンク貯蔵所 | 4 | - | - | 4 | |
| | 屋外貯蔵所 | - | - | - | - | |
| 取扱所 | 給油 取扱所 | 営業用 | 8 | 5 | 3 | 16 |
| | | 自家用 | 1 | 1 | - | 2 |
| | 販売取扱所 | 5 | 9 | 19 | 33 | |
| | 一般取扱所 | 8 | 4 | 7 | 19 | |
| 合計 | | 58 | 38 | 44 | 140 | |

(第74回東京消防庁統計書(令和3年)第12表 消防署別危険物製造所等及び少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱所の施設数(設置許可施設・届出施設)より抜粋)

② 火薬類保管施設

- 火薬類関係の届け出事項については、全て提出させ、これらに基づき確認を行い、災害の予防に努める。
- 施設の立入検査を実施し、防災指導に当たるとともに、防火管理者等による自主保安体制を確立させ、防火訓練の徹底を図る。

③ 放射線使用施設

ア 災害の予防

放射線関係の消防活動上必要な事項について届け出をさせ、これに基づき施設の実態把握を行い、関係者に防災上の不備欠陥事項の是正を促すことにより、災害の予防を図る。

イ 予防活動の推進

施設の実態を把握することにより、防災対策について検討し、教養訓練の徹底を図り、災害予防活動を推進する。

ウ 自主保安体制の確立

施設の立入検査を実施し、防災設備の維持管理等について関係者に対し指導を行い、防災措置を講じさせるとともに、防火管理者等による自主保安体制の確立を推進する。

エ 資料の収集

放射線使用関係施設における火災等については、その原因を調査し、防災上必要な資料の収集を行い、防災対策を行うための資料とする。

④ 高圧ガス保管施設

ア 災害の予防

高圧ガス関係の消防上必要な事項について届け出をさせ、これに基づき施設の実態把握を行い、関係者に防災上の不備欠陥事項の是正を促すことにより、災害の予防を図る。

イ 予防活動の推進

施設の実態を把握することにより、防災対策について検討し、教養訓練の徹底を図り、災害予防活動を推進する。

ウ 自主保安体制の確立

施設の立入検査を実施し、防災設備の維持管理等について関係者に対し指導を行い、防災措置を講じさせるとともに、防火管理者等による自主保安体制の確立を推進する。

エ 資料の収集

高圧ガス関係施設における火災等については、その原因を調査し、防災上必要な資料の収集を行い、防災対策を行うための資料とする。

オ 事業所との連携の強化

高圧ガス取扱事業所等との連携を強化（防災訓練の充実、緊急収納容器の配備、業務用MCA無線機を配備）する。さらに業務用MCA無線機については、定期的に自主的な訓練を実施する。

⑤ 毒物・劇物取扱施設

ア 災害の予防

毒物、劇物関係の消防上必要な事項について届け出をさせ、これに基づき実態を把握し、防災上の不備欠陥事項について関係者に指導するとともに、施設に対する防災対策を検討し、災害の予防を図る。

イ 自主保安体制の確立

施設の立入検査を実施し、毒物、劇物の適正な貯蔵取扱いについて関係者に指導するとともに、自主保安体制の確立を推進する。

ウ 営業者及び毒物劇物取扱責任者等に対する指導

- 営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- 営業者に毒物劇物によって住民の生命及び保健衛生に危害を生ずるおそれのあるときは、直ちに、保健所、警察署または消防機関に届け出るとともに、危害防止のための応急処置を講ずるよう指導する。
- 届け出に基づく関係機関の連絡を強化し、防災上適切な措置を講ずるよう指導する。

エ 毒物劇物使用者に対する指導

- 毒物劇物を大量に使用する業態の現況把握に努め、これらに対する指導体制の確立を図る。
- 毒物、劇物を業務上使用する者のうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態に対し、特に重点的な指導を実施する。

【毒物、劇物営業者及び業務上取扱者の現況】 (令和4年3月末日現在)

| 営業者 | | | 特定毒物 研究・使用 | 要届出業者 | | |
|-----|-----|-----|---------------|--------|-----|-----|
| 製造業 | 輸入業 | 販売業 | | 電気めっき業 | 金属業 | 運送業 |
| 4 | 22 | 244 | 1 | 26 | 0 | 0 |

(東京都地域防災計画震災編(令和5年修正)別冊1資料第2-3-17より抜粋)

⑥ 化学物質関連施設

≪都環境局≫

- 化学物質を取り扱う全ての事業者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)で規定している化学物質適正管理指針に基づいて、震災対策を講じる。更に、同条例で適正管理化学物質取扱事業者に作成義務を課している化学物質管理方法書に震災対策を盛り込み記載する。加えて、「化学物質を取り扱う事業者のための震災対策マニュアル」により対策の周知を徹底する。
また、化学物質取扱事業所で発生する震災時の事故に的確に対応できるよう、適正管理化学物質に関する情報を消防機関等と共有する。
- PCBの流出、拡散防止の観点から、PCB廃棄物を判別するためのステッカーなどによる表示を行う。また、現在把握しているPCB機器の使用、保管状況について情報共有を図る。

⑦ 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止体制の構築

≪都環境局≫

- 災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、住民等へ周知する。
更に、災害時に区民、作業員、ボランティア等へ配布する周知用チラシを準備する。

4-3 危険物等の輸送の安全化

(1) 対策内容と役割分担

| 機関名 | 対策内容 |
|-------------------|--|
| 区 都 (保健医療局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 法令基準に適合するよう指導取締りの実施 ○ 関係機関との連絡通報体制の確立 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ タンクローリー等による危険物輸送の指導、安全対策の実施 ○ イエローカードの車両積載の確認及び活用推進 |

| | |
|------|---|
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険物等運搬車両の通行路線の検討 ○ 危険物等運搬車両の路上点検、指導取締りの推進 ○ 関係機関等の連絡通報体制の確立 |
|------|---|

(2) 取組内容

《都保健医療局、区》

- 毒物、劇物運搬車両の路上点検及び集積する場所での監視を行い、法令基準に適合するように指導取締りを行う。
- 要届出毒物・劇物運搬業者の所有する毒物・劇物運搬車両の検査の徹底に努めるとともに、関係機関との連絡通報体制を確立する。

《各警察署》

- 危険物等運搬車両の通行路線を検討する。また、路上点検を行い、指導取締りを推進するとともに関係期間等の連絡通報体制を確立する。

《各消防署》

- 危険物等を大量に輸送する場合、走行車両は、転倒、転落防止義務、警戒標識の表示義務、消火器等防災資材、器具等の携行義務など種々の規制が行われているが、今後とも、常置場所や路上において定期的に点検を実施する。
- 輸送車両の事故を想定した訓練を実施し保安意識の高揚に努めている。安全対策は、次のとおりである。
 - ・ タンクローリーについては、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合するよう指導を強化する。
 - ・ 危険物運搬車両についても、タンクローリーと同様に適宜、立入検査を実施し、安全対策を実施する。
 - ・ 「危険物の運搬または移送中における事故時の措置・連絡用資料(イエローカード)」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

【応急対策】

| | |
|---------------------------|--------------------|
| 1 消火・救助・救急活動 | 3 危険物等の応急措置による危険防止 |
| 2 河川や公共施設等の応急対策等による二次被害防止 | |

1 消火・救助・救急活動

災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施する。

(第2部第2編「区民と地域の防災力向上」P73 参照)

(第2部第7編「応急対応力の強化」P246 参照)

2 河川や公共施設等の応急対策等による二次被害防止

2-1 河川施設等の応急対策

- 区内にある河川（隅田川・神田川）の堤防や船着場等が、地震・津波等により被害を受けるおそれがあるときは、水害を警戒・防御する。被害を受けたときは、速やかに応急対策を行い、二次被害を防止する。
- 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。堤防、護岸の崩壊による災害の発生防止のため、また崩壊の拡大防止のため緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を行う。

2-2 社会公共施設等の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

① 社会公共施設等の応急危険度判定

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|----------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区立の公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ○ 応急危険度判定技術者が不足する場合、他団体（他行政庁、民間団体）への協力要請 ○ 社会公共施設の管理者から判定実施の支援要請があった場合、公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施 |
| 社会公共施設の 管理者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施 ○ 判定が困難な場合、区または都に判定実施の支援要請 |

(2) 取組内容

① 社会公共施設等の応急危険度判定

ア 区立の公共建築物が被災した場合

- 区は、庁舎、区民事務所、地区センター等各公共建築物の綿密な改修計画を作成し、関係機関との調整を図り、応急対策に万全を図る。
- 区は、自衛防災計画により、それぞれの分担に基づいて行動するとともに、緊急の場合には関係機関へ連絡し、臨機応変の措置をとる。
- 区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
- 区は、台東区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、避難所等の開設に対応するため、令和4年5月18日に「災害時における避難所等の建築物安全点検に関する協定」を締結している一般社団法人台東区建築設計事務所協会の協力を得て、応急危険度判定及び被害状況調査を行う。
- 区は、台東区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、避難所等の開設に対応するため、令和4年5月18日に「災害時における避難所等の電気設備安全点検に関する協定」を締結している台東区電設防災協力会の協力を得て、電気設備安全点検を行う。
- 区は、台東区内で震度6弱以上の地震が発生した場合には、避難所等の開設に対応するため、令和4年5月18日に「災害時における避難所等の機会設備安全点検に関する協定」を締結している台東区機械設備防災協力会の協力を得て、機械設備安全点検を行う。
- 区は、次の場合に区有の公共施設の緊急措置に対応するため、平成10年7月に「非常時における区有施設の緊急措置に関する協定」を締結している台東建設防災協力会・台東区電設防災協力会・台東区機械設備防災協力会及び、一般社団法人台東区建築設計事務所協会の協力を得て、緊急措置を行う。
 - ・ 区有施設が被災したとき、または被災が予想されるとき。
 - ・ 区有施設が、他に災害を及ぼすおそれのあるとき。
 - ・ 区有施設が、防災計画に基づく緊急の改補修を必要とするとき。

イ その他の社会公共施設が被災した場合

- 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。
- 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設の判定が困難な場合、都または区に判定実施の支援を要請する。

② 社会公共施設等の応急対策

ア 区立病院

(オ) 停電時の措置

自家発電装置に切り替え、手術等緊急に必要な電源を確保する。

(オ) 給水不能時の措置

緊急時、受水槽の水を給水するが、なお不足するときは、都保健医療局を通し、都水道局に連絡し、緊急給水(給水車等)を要請する。

(ウ) 一般回線不通時の措置

無線等の通信機器を活用して、音声通信、データ通信等による情報収集を行う。

(エ) 患者の避難措置

- 常時、担架送者と独歩可能者を把握し、震災時において必要がある場合、担架送者を優先的に避難させるとともに、独歩可能者を安全な場所に誘導する。
- 避難場所はあらかじめ選定しておく。

(オ) 重要器材等の保管措置

- 手術用器材その他緊急必要器材については、常時、安全保管及び緊急持ち出しの体制を確保する。
- 放射性同位元素(R I)使用施設については、災害の状況に応じて立入禁止等危険防止の措置を講ずる。

イ 各医療機関

- 事業継続計画(BCP)等あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。
- 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

ウ 社会福祉施設等

- 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。
- 業務継続計画(BCP)等あらかじめ策定した計画に基づき、利用者の安否確認や安全確保、サービスの継続を行う。
- 施設独自の復旧が困難である場合は、区の関係機関に連絡し援助を要請する。
- 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

エ 学校施設

- 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。
- 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。
- 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講ずる。
- 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。
- 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

オ 文化財施設

- 文化財に被害が発生した場合には、その所有者または管理者は、直ちに各消防署に通報するとともに被害の拡大防止に努める。
- 文化財に被害が発生した場合には、その所有者または管理者は、被災状況を速やかに

調査し、区及び都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告する。

- 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講ずる。

カ 区立文化施設・社会教育施設

- 区立文化施設・社会教育施設の管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導にあたっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。
- 災害状況に即した対応ができるよう区教育委員会等関係機関との緊急連絡体制を確立する。

キ 応急仮設住宅となりうる公的住宅等

- 各住宅の管理者は、発災後速やかに被害の概況を調査し、必要に応じて応急措置を講じる。

3 危険物等の応急措置による危険防止

都、区又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

3-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

3-1-1 石油类等危険物施設

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対し、当該危険物施設の実態に応じた措置を講ずるよう指導 ○ 必要に応じて、応急措置命令等を実施 |
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施 |
| 事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置 |

(2) 取組内容

《各消防署》

- 関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講ずるよう指導する。また必要に応じて、応急措置命令等を実施する。
 - ・ 危険物の流出または爆発等のおそれのある作業及び移送の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置
 - ・ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
 - ・ 危険物による災害発生時の活動要領に基づく自主防災活動組織による応急対策
 - ・ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施及び防災機関との連携活動

3-1-2 火薬類保管施設の応急措置

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|-----------------------------------|
| 各消防署 | ○ 延焼の拡大を阻止するための消防活動 ○ 施設内の救助活動 |
| 区 | ○ 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施 |
| 事業者等 | ○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置 |

(2) 取組内容

各消防署は、必要に応じ、第2部第7編「応急対応力の強化」による「震災消防活動」により災害応急活動を行う。

3-1-3 放射線等使用施設の応急措置

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------------|---|
| 各消防署 | ○ 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に次の各措置が取れるよう要請する。 ・ 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 ・ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置 ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。 |
| 都 (保健医療局) | ○ R I 使用医療施設での被害が発生した場合、R I 管理測定班を編成し、必要な措置を実施 |
| 区 | ○ 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施 |

3-1-4 高圧ガス保管施設の応急措置

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 各警察署 | ○ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ○ 区長からの要求等により、避難を指示 ○ 避難区域内への車両の交通規制 ○ 避難路の確保及び避難誘導 |

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第 50 条に掲げる避難指示及びその後の区へのその内容の通報 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制 ○ 災害応急対策の実施 |
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施 |
| 事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置 |

(2) 取組内容

- 各消防署は、地震による火災に際しては、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼拡大阻止を主眼とする。また、関係機関との連携を密にし、被災者の救出、救護及び避難誘導を実施する。
- 各消防署が、大地震時における高圧ガスの漏えい等の事故発生時にとるべき措置は、次のとおりである。
 - ・ ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときの避難指示を行う。
 - ・ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。
 - ・ 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。
 - ・ 高圧ガス保管施設に対する災害応急対策については、第7編第5章応急対策2に記載の「震災消防活動」により対処する。

3-1-5 毒物・劇物取扱施設の応急措置

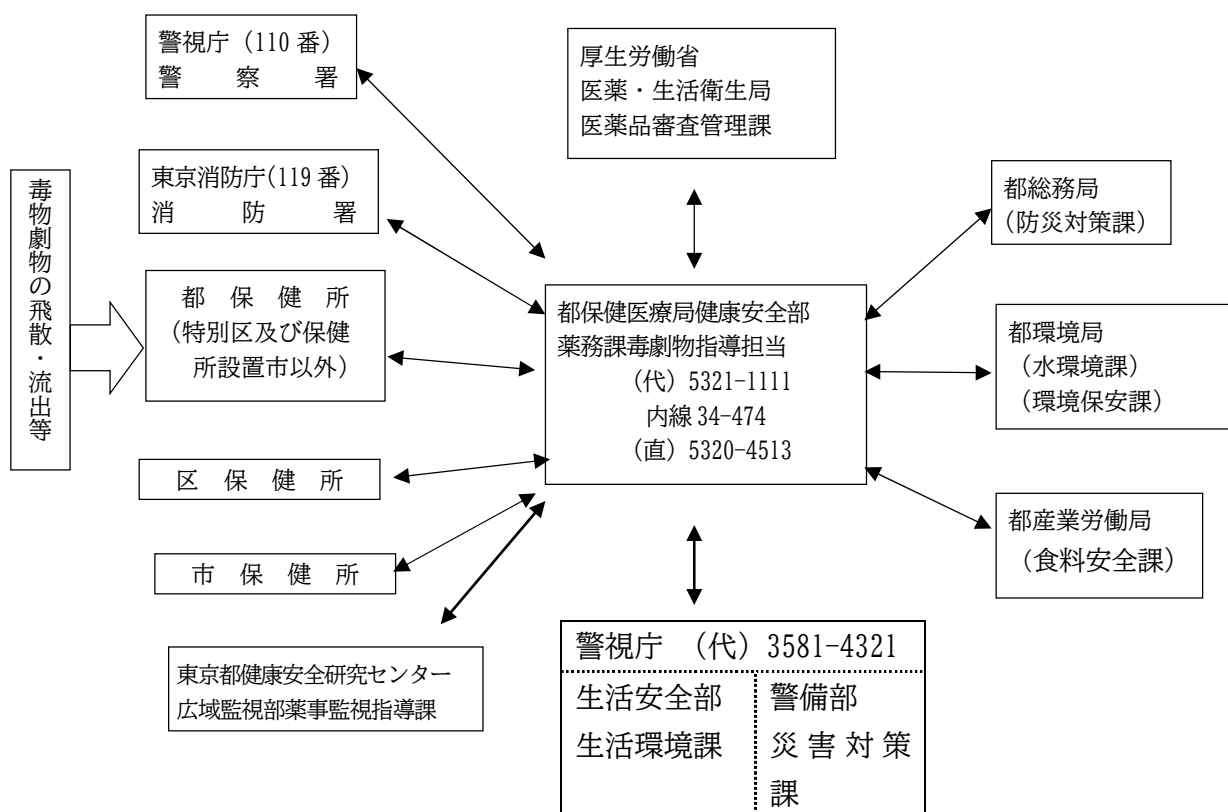
(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物・劇物取扱事業者に対して、応急措置を指示 ○ 毒物・劇物の飛散等に対し、除毒作業を事業者に指示 ○ 災害情報の収集、伝達 ○ 必要に応じ、住民に対する避難指示等の措置を実施 |
| 都 (下水道局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共下水道への流出事故発生の際は、排出防止の応急措置を指示 ○ 災害情報の収集、伝達 |
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報 ○ 区長からの要求等により、避難を指示 ○ 避難区域内への車両の交通規制 ○ 避難路の確保及び避難誘導 |

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報 ○ 事故時の広報活動及び警戒区域による規制 ○ 災害応急対策の実施 |
| 事業者等 | ○ 危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置 |

(2) 取組内容

【機関別対応措置】



《区》

- 区保健所は、毒物・劇物取扱事業者に対して、毒物・劇物の飛散、漏えい、浸透、及び火災等による有毒ガスの発生を防止するための応急措置を講ずるよう指示する。
- 区保健所は、毒物・劇物が飛散、漏えいした場合には、中和剤等による除毒作業を毒物・劇物取扱事業者に対し指示する。
- 区保健所は関係機関との連絡を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努める。
- 区は、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ・ 住民に対する避難指示
- ・ 住民の避難誘導
- ・ 避難所の開設
- ・ 情報提供、関係機関との連絡

《各警察署》

- 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。
- 区長が避難の指示を行うことができないと認めたとき、または区長から要求があったときは、避難の指示を行う。
- 避難区域内への車両の交通規制を行う。
- 避難路の確保及び避難誘導を行う。

《各消防署》

- 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報
- 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合の関係機関と連携した避難指示及び区へのその内容の通報
- 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制
- 関係機関との間に情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、第7編第5章応急対策2に記載の「震災消防活動」により対処する。

《事業者等》

発災により施設が被害を受けた場合や事故が発生した場合、または危険が予想される場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、応急措置を実施する。

3-1-6 化学物質関連施設の応急措置

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|--|
| 区 | ○ 必要に応じ、事業者に応急措置を指示 |
| 都 (環境局) | ○ 化学物質対策 区と連絡調整、必要に応じて関係機関に情報提供 ○ PCB対策 区との連絡調整により、PCB保管事業者に関する情報収集を行うとともに、環境省環境再生・資源循環局へ報告 |
| 事業者等 | ○ 危険が想定される場合等は、区及び関係機関に連絡、応急措置を実施 |

3-1-7 石綿含有建築物の応急措置

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都の協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施 ○ 住民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 ○ 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援・実施 |
| 都 (環境局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都民、作業員、ボランティア等への石綿ばく露防止の注意喚起 ○ 協定締結団体等と連携して、石綿飛散防止対策を実施 ○ 建築物等からの飛散・ばく露防止の応急措置の支援 |
| 建築物所有者等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物等の倒壊・損壊に伴う飛散・ばく露防止の応急措置を実施 |

(2) 取組内容

《区》

- 住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。
- 都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。
- 建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行い、必要に応じて応急措置を実施する。

《都環境局》

- 区民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。
- 協定締結団体及び区と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。
- 区と連携し、建築物所有者等が実施する応急措置の支援を行う。

《建築物所有者等》

- アスベストの露出等が確認された場合は、速やかに飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

3-2 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の状況把握及び都民等に対する広報 ○ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関と密接な情報連絡を行う。 ○ 災害応急対策の実施 |
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じ、住民に対する避難指示等措置を実施 |

3-3 核燃料物質輸送車両等の応急対策

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の状況把握及び都民等に対する広報 ○ 施設管理者等に対し、被害拡大等防止の応急措置を指示 ○ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等の措置 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施 ○ 関係機関と密接な情報連絡を行う。 |
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難指示等措置を実施 |

3-4 危険動物の逸走時対策

(1) 対策内容と役割分担

住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他、ひとに危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、関係各局の協力のもと、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------------|---|
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置(警察官職務執行法) |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送 |
| 都 (建設局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 上野動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置 |
| 都 (保健医療局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関連局(庁)との連絡調整 |
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民に対する避難指示等 ・ 住民の避難誘導 ・ 避難所の開設、避難住民の保護 ・ 情報提供、関係機関との連絡 |

【復旧対策】

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

1-1 河川等の復旧

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するため、速やかに施設の復旧に努める。

1-2 社会公共施設等の復旧

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------------|---------------------|
| 区 各施設管理者 | ○ 施設の被害状況を調査し、復旧を実施 |

(2) 取組内容

区は、被災施設の復旧にあたり、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うことが望ましい。

① 学校施設

- 学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、当該教育委員会は、学校長及び都教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

② 文化財施設

- 被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、区教育委員会、都教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

③ 区立文化施設・社会教育施設

- 区は、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。
- 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て本格的な復旧を行う。

第4編 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

道路や鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っており、人命救助や消火活動、物資輸送等を円滑に行い、区民の生命を守るため、発災時においてもその機能を確保する必要がある。また、発災後の区民の暮らしを支え、都市機能を維持するためには、上下水道をはじめとした各種ライフラインの機能の確保が必要である。

第1章 現在の到達状況

1 交通関連施設の安全確保

各道路管理者は、道路施設について、災害に強い構造とするなど、安全性の確保を図っている。区は、消防活動が十分行えるよう、狭あい道路拡幅整備などの事業を進めている。また、緊急輸送道路については、沿道建築物の耐震化を促進している。各鉄道事業者は、施設の耐震化等の安全対策を講じている。

2 ライフライン等の確保

ライフラインについては、水道管路の耐震継手化、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策、水再生センター・ポンプ所等の耐震化が実施されている。また、電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取組みが進められている。

緊急輸送道路などの交通機能を確保するため、1,314 kmについてマンホールの浮上抑制対策を完了（令和4年3月）し、更に、無電柱化している道路や区が指定している緊急道路障害物除去路線などに対象を拡大し、対策を推進している。

地区内残留地区において下水道機能と交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を面的に実施し、7,491haを完了した。（令和4年3月）

水再生センター・ポンプ所等において、最低限の下水道機能（揚水、沈殿及び消毒機能）を1系統で確保する耐震対策が令和元年度末に完了。現在は、最低限の下水道機能に加え、水処理施設の流入きよ、導水きよなどを対象とするほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を推進している。

3 エネルギーの確保

都市機能を支えるエネルギー（電力）については、都はこれまで、浄水場、水再生センター、学校等を活用して太陽光発電を導入するほか、水再生センター等で非常用発電設備の整備などの取組を進めるとともに、民間事業者及び区市町村が再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステムを導入する際の支援を実施している。

また、非常用発電に必要となる燃料の安定供給に向けて、石油関係団体との間で協定を締結するほか、都災害対策用車両への燃料給油を目的とした指定給油所を整備し、一定量の燃料の備蓄を行っている。

第2章 課題

被害想定（都心南部直下地震）

| 被害項目 | 想定される被害 |
|------|---|
| 水道 | 断水率 46.6% |
| 下水道 | 管きよ被害率 4.6% |
| 電力 | 停電率 最大 21.5% |
| ガス | 供給停止率 0.0% |
| 通信 | 固定電話不通率 最大 1.4% 携帯電話については、区部北部を中心に不通率が高まる。 |

1 交通関連施設の安全確保

緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊により道路が閉塞するほか、細街路においても同様の事態が発生し、応急復旧対策への支障となる可能性がある。また、橋りょうが甚大な被害を受けると、人命にかかわる直接的な事故につながるため、着実に適切な対策を講じる必要がある。

2 ライフライン等の確保

水道については、大規模地震が発生した場合においても、被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するために、効果的に水道管路の耐震継手化を推進していく必要がある。また、耐震化の取組みを進めてきているが、一部にバックアップ機能が十分でないため、断水して耐震化の工事を行うことができない施設や管路が存在している。

下水道については、震災時の下水道機能及び交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策の取組みとともに水再生センター・ポンプ所等の耐震化を更に強化していく必要がある。

電気、ガス、通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、バックアップ機能の強化など、引き続き、こうした事業者による取組みを着実に進める必要がある。

3 エネルギーの確保

エネルギーは都市の機能を支える上で不可欠なものであり、特に防災上重要な建築物やライフライン施設等については、発災後もその機能を維持できるよう、自立電源の確保が重要となる。

また、非常用発電機用の燃料確保についても、既存の協定の実効性を一層高めるための取組を推進するとともに、国や石油関係団体との連携を強化する必要がある。

第3章 対策の方向性

1 交通関連施設の安全確保

震災時の避難・消火活動、輸送の機能を確保するため、都と連携し、特定緊急輸送道路の沿道建築物を100%耐震化する。また、狭あい道路の拡幅整備を推進する。

2 ライフライン等の確保

水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

3 エネルギーの確保

自立・分散型電源の導入促進により、発災後も都市の機能を維持する。

第4章 到達目標

1 交通関連施設の安全確保

震災時の避難・消火活動、輸送の機能を確保するため、都と連携し、特定緊急輸送道路の沿道建築物を100%耐震化する。また、狭あい道路の拡幅整備を推進する。鉄道については、事業者等による耐震化等の取組みを継続する。

また、環状七号線の内側エリアや、多摩地域及び周辺区部の第一次緊急輸送道路の計画幅員で完成した都道における無電柱化を推進し、令和17年度の完了を目指す。第一次緊急輸送道路のうち、震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状七号線の無電柱化を令和6年度末までに完了する。

2 ライフライン等の確保

震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化を推進するとともに、管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。あわせて、液状化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域においても、優先的に耐震継手化を推進する。

下水道施設については、震災時の下水道機能及び交通機能を確保するため水再生センターやポンプ所等の耐震化を推進するとともに、震災時に人が集まる避難所などの施設や災害復旧拠点からの排水を受入れる下水道管を対象に、マンホールとの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制を実施している。引き続き、一時滞在施設や災害拠点病院等、対象を追加しながら対策を推進していく。

電気、ガス、通信については、事業者による耐震化等の取組みを継続する。

施設の耐震化に加え、災害時にも供給を途絶させないバックアップ体制を整備する取組を継続する。

これらの取組みにより、ライフライン機能を維持・早期復旧する供給網を確保する。

3 エネルギーの確保

上下水道や物流拠点など都市機能を維持するために不可欠な重要施設への自立・分散型電源導入や機能維持に必要となる燃料供給及び連携体制等を確立する。

第5章 具体的な取組

【予防対策】

| | |
|-----------|-----------------|
| 1 道路・橋りょう | 5 下水道 |
| 2 鉄道施設 | 6 電気・ガス・通信など |
| 3 河川 | 7 緊急輸送ネットワークの整備 |
| 4 水道 | 8 エネルギーの確保 |

1 道路・橋りょう

(1) 対策内容と役割分担

道路や橋りょうは、震災時においては、避難道路や救援物資等の輸送路となるなど防災上の重要な役割を有している。

これら施設が、震災等で大きな被害を受けた場合、直接人命にかかわる事故の発生する可能性が高まり、応急対策・復旧対策の支障になるばかりでなく、都市機能のマヒにつながる。

東北地方太平洋沖地震等においても、路面の亀裂や段差などの損壊により、応急対策・復旧対策に支障が生じた。この教訓を活かし、被害の軽減を図るため、道路等の安全対策を積極的に推進する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|----------|-----------------|
| 区 | ○ 道路の安全対策 |
| 国・都（建設局） | ○ 橋りょうの安全対策 |
| | ○ 分かりやすい標識整備等 |
| 首都高速道路 | ○ 道路構造物等の安全性の向上 |

(2) 取組内容

① 道路

ア 一般道路

(ア) 道路の現況

区内の道路延長及び面積

| 区分 | 延長 (m) | 面積 (㎡) | 備考 |
|-------|---------|-----------|--------|
| 区道 | 228,557 | 1,787,531 | R5.4.1 |
| 都道 | 21,319 | 547,862 | R4.4.1 |
| 国道 | 6,548 | 251,841 | R4.4.1 |
| 認定外道路 | 3,783 | 7,997 | R5.4.1 |

出典：台東区行政資料集 令和5年度版

(イ) 道路の安全対策

道路の構造物については、「橋、高架の道路等の技術指針について」（国土交通省道路局長、都市・地域整備局長通知）及び「道路橋示方書・同解説」（公益社団法人日本道路協会）に準拠した構造とするなど、安全性の確保を進めていく。

また、消防活動が十分行えるよう、狭あい道路拡幅整備などを促進する。

イ 首都高速道路

(ア) 現況

a 道路の現況

令和5年4月1日現在

| 名称 | 区内延長 | 入口 | 出口 | 非常電話 | 非常口 |
|------------------------|--------|---------------|---------------|----------------|----------------|
| 高速1号上野線 (都道首都高速1号線) | 2.1 km | 〔上り〕 入谷、上野 | 〔下り〕 上野、入谷 | 上り5か所 下り5か所 | 上り3か所 下り3か所 |

b 耐震性と施設の安全対策

首都高速道路では、兵庫県南部地震規模の大地震を想定した地震防災対策として橋脚耐震補強、長大橋耐震補強を平成8年度以降継続して推進しており、落橋・倒壊等の致命的な損傷を防ぐ対策を平成24年度に完了している。

(イ) 事業計画

a 事業計画の概要

- 首都高速道路は、阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を完了している。現在は、被災後に損傷が限定的なものに留まり、緊急輸送路として速やかに機能を回復するための地震防災対策を実施している。そのほか、お客様の安全対策など、地震防災対策のより一層の向上・充実を図ることとする。
- 災害に備え、道路構造物等について定期点検を行う。

b 実施計画の内容

- 兵庫県南部地震規模の大地震を想定した地震防災対策として 橋脚耐震補強、長大橋耐震補強を平成8年度以降継続して推進しており、落橋・倒壊等の致命的な損傷を防ぐ対策を平成24年度に完了している。
- 平成28年に発生した熊本地震を踏まえ、ロッキング橋脚等を有する橋梁の耐震補強を推進している。
- 道路構造物、管理施設等の定期点検
- 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の定期点検
- お客さま等の安全を確保するため、次の対策を講ずる。
 - (a) 避難、誘導施設の整備
 - (b) お客さまの対処方法についての十分な広報等

② 橋りょう

台東区は、東は隅田川、南は神田川に面している。このため、これら河川に架かる橋りょうが、甚大な被害を受けると、人命にかかわる直接的な事故につながる。また、道路や鉄道線路上に架かる橋についても、同様の危険性がある。

このため、各管理者は、より一層の安全化を推進する。

ア 橋りょうの安全対策

各管理者は、橋りょうの耐震性について検証するとともに、安全性の確保に努める。

(資料第99「橋りょうの現況」資料編P373)

(資料第100「陸橋を含む橋りょうの現況(歩道橋のみ)」資料編P375)

2 鉄道施設

(1) 対策内容と役割分担

鉄道などの交通施設は、多くの乗客・物資を輸送する重要な輸送手段である。これらが地震等により被害を受けた場合、多くの人命にかかわる大事故になるだけでなく、応急対策・復旧対策に大きな支障をもたらす。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------|---|
| 各鉄道事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道駅や駅間施設の耐震化を促進 ○ 内部での情報連絡のほか、運行再開に当たって、国や各鉄道事業者等と再開時刻等必要な調整をするための通信手段を確保 ○ 気象庁から配信される「緊急地震速報」を活用し、大きな揺れが到達する前に列車無線で乗務員に通報し、列車を停止 ○ エレベーターの安全対策の推進 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導 |

(2) 取組内容

① 地下公共通路等

ア 災害予防体制

災害を未然に防止し、火災・地震、その他の災害の予防と人命の安全と輸送を確保し、被害を最小限にとどめるため、JR上野駅、東京地下鉄・京成・アトレ、その他事業所地区等地下公共通路等総合防火管理協議会会則に基づき、災害発生に対しては共同で災害防止に当たるものとする。

イ 自衛消防

地下公共通路等総合防火管理協議会会則に基づき、発災地の管理事業所が主体となり対応する。また、被害が拡大するおそれがあるときは対策本部を設置するものとする。

発災地の管理事業所は、被害が拡大するおそれがあるとき、協議会会長の要請で、他事業所の自衛消防隊に応援を求めることができる。

協議会会長は、応援要請に基づき各事業所自衛消防隊の出動を命ずる。なお、出動した自衛消防隊は、現地対策本部長の指揮下に入り活動するものとする。

ウ 首都直下地震発生時の対応

首都直下地震発生時については、各事業所の消防計画により必要な措置を行うとともに、地下公共通路等総合防火管理協議会会則に基づき行動するものとする。

エ 防災教育・訓練

各事業所は、それぞれの消防計画に基づき、防災教育を実施するとともに、本会の趣旨、通報・連絡体制等必要事項を教育するものとする。

総合防災訓練を年1回以上実施するものとする。なお、各事業所はそれぞれの消防計画に基づき消防署の指導を仰ぎ防災訓練を実施するものとする。

オ その他

必要事項は、地下公共通路等総合防火管理協議会会則に基づき、具体的に定めるものとする。

② JR東日本

台東区内のJR駅は、上野・鶯谷・御徒町・浅草橋の4駅である。

上野駅の防災計画は次のとおりで、他の駅もこれに準ずるものとする。

ア 目的及び適用範囲

消防法第8条第1項に基づき、上野駅における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害防止を図ることを目的とする。なお、この計画は、上野駅に勤務する者、及び営業で出入りする全ての事業者の従事員並びに上野駅構内に入出入りする全ての者に適用する。

イ 消防用設備等の法令点検及び検査

建物、消防用設備、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等の点検・検査は会社の指定する業者に委託し、法令に基づき、年2回以上点検・検査を行うとともに平素においては、火元責任者等が自主点検を行うものとする。

ウ 自衛消防活動

地震等発生の場合は、消防計画に基づき、自衛消防隊長の指揮の下、消火班・救護班・通報連絡班・避難誘導班等の班長は班員を指揮し、被害を最小限に防止するように行動する。

エ 現地対策本部の設置及び非常参集等

- 東京支社計画に基づき、地震、火災、その他の災害の規模、状況に応じて対策本部を設置し、防災上の指揮命令・連絡体制の確立を図るとともに被害状況の把握に努め、関係箇所への報告を行うものとする。また、災害の復旧にあたっては、本社、東京支社の災害復旧実施基本方針に基づき早急な応急工事及び本復旧工事計画をもって実施に当たる。なお、災害対策本部組織は、東京支社計画によるものとする。
- 首都直下地震等により震度6弱以上の地震が発生し、テレビ・ラジオ等でこれを確認した場合、全社員は自律的に勤務箇所または、所属する最寄りの駅へ非常参集し、各箇所長の指揮下に入り復旧活動・救護活動を行う。この場合、家族及び自宅損壊等緊急事態発生の際は、情報拠点へ連絡（所在確認のため）し、非常参集を除外することができる。
- 地震等発災のため、多数の負傷者がある場合、救護所を開設し関係機関（消防・警察署）及び医療機関へ応援を要請する。また、応援要請医療機関一覧表は消防計画に明記しておくものとする。なお、駅構内での救護所開設及び広域避難場所への移動時の駅構内への一時避難が困難と認められるときは、他の安全な場所を選定しこれに代えるものとする。
- 地震等発生に備え、必要な品目を関係箇所に備蓄しておくものとする。

オ 防災教育・訓練

- 上野駅消防計画に基づき、総合訓練・部分訓練、共同防火協会との合同訓練等を実施するものとする。なお、訓練実施時には消防署の指導・協力を得るものとする。

- 関係自治体・警察署・消防署等が実施する総合防災訓練に積極的に参加する。

カ その他

必要事項については、東京支社計画を参考に上野駅消防計画に具体的に策定しておく。

③ 東武鉄道

ア 防災体制の整備

- 日頃から防災上必要な事項を検討し、防災体制を整備する。
- 事故・災害等の発生時に備えて復旧用資器材の整備等を行う。
- レッカー車等、特殊車両の手配方法について連絡先、契約等を整備する。

イ 防災のための点検整備

- 災害発生に備え、諸設備を点検して常時使用可能な状態にしておく。
- 鉄道構造物、設備等を定期的に点検整備する。
- 所属員の連絡網及び連絡手段について定める。
- 非常用品等の整備及び備蓄を行う。
- 旅客救護に必要な用品類を整備する。

ウ 防災教育訓練

全職員に対し、事故・災害等の発生時の初動措置について、計画的に教育及び訓練を行い、災害等発生時に協力を得られるよう、日頃から、警察、消防、自治体等と緊密な連携をとり、協力関係を築き、それらが実施する防災訓練に積極的に参加する。

エ その他

必要により、事故・災害等発生時の対応や予防措置について警察、消防、自治体等と協議する。

④ 京成電鉄

ア 計画方針

地震、風水害の災害に関し、その予防措置と応急対策を定め、被害の軽減、早期の復旧及び迅速な救援を図る。

イ 総合対策

- 計画方針遂行に当たっては、災害対策規則に基づき、本社（鉄道本部）が中心となって相互の連絡体制を確立する。
- 鉄道による異常時輸送の計画と訓練及び災害時の動員体制を確立する。
- 各駅または各区・各職場に対して、随時、防災教育及び防災訓練を実施する。

ウ 事業計画

- 建築物及び工作物等の保守点検
- 駅舎、軌道、架線等の各施設の保守点検は、それぞれの検査規定及び検査基準、その他関係法令に基づいて保守点検を定期的、または自主的に行う。
- 建築物及び工作物等の整備
- 駅舎、軌道、架線等の整備については、輸送力増強計画に基づき、道床厚増加等の強化、電線路支持物改良等電気施設の改良、停車場改良工事等により整備を行う。また、既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置については、国土交通省の通達に基づき

工事を実施する。

エ 動員計画

災害が発生した場合及び災害の発生が予測される場合は、関係各部は災害対策規則に定める第1種から第4種までの動員体制をとる。

オ 防災設備の現況

京成上野駅（駐車場を含む）の防災設備は下記のとおりである。

- 避難設備 非常用照明設備、通路誘導灯、避難口誘導灯
- 防火設備 消火器、屋内消火栓、泡消火器、ハロゲンガス消火設備、防火戸、防煙扉、火災報知機、消防隊用送水口及び放水口、連結散水設備、水噴霧消火設備
- 排煙設備 排煙設備、水膜設備
- 通信設備 非常用電話機、トランシーバー、消防用無線
- その他 防災監視盤

⑤ 東京地下鉄

ア 計画方針

災害等による被害の軽減を図るため、被害想定を考慮した防災教育訓練を行うことにより、人命の安全確保・施設の保護及び輸送の円滑を図る。

イ 施設の現況

台東区には、3路線、10駅がある。

- 銀座線（浅草、田原町、稲荷町、上野、上野広小路）
- 日比谷線（三ノ輪、入谷、上野、仲御徒町）
- 千代田線（湯島）

ウ 防災教育

- 災害予測、応急対策、復旧対策に関する教育の実施
- 災害事故を想定した初動措置、応急措置及び復旧訓練の実施

エ 防災体制

（ア）予防体制

台風・大雨等による異常気象で被害が発生するおそれがある場合、警戒非常体制に入る。

（イ）初動体制

- 社員は勤務ごとに定められた初動体制状況に応じて自らの判断により、人命救助、二次災害の防止、重要な財産の確保、連絡・通報を重点に最良と思われる方法で行動する。
- 大きな地震や災害が発生した場合には、最寄り駅へ出勤または職場へ連絡する。
- 非常時に備えた連絡網、連絡手段、非常用品等を整備する。

（ウ）救護体制

災害発生時には、駅務員・乗務員が救急救護活動に当たるとともに、社内の規程類に基づき、現地対策本部で救護班を編成し救護活動に当たる。状況により警察・消防関係者及び利用者にも協力を呼びかけ避難誘導や救護に当たる。

（エ）防災設備

a 通報設備

- 関係行政区、気象庁、防災関係機関との緊急連絡並びに東京地下鉄内相互の情報収集・伝達のため、必要な通信設備を整備する。

b 火災対策設備

- 防災管理室、自動火災報知設備、通信連絡設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、防煙設備、建造物の不燃化、駅換気排煙設備、排煙ダクト及び連結送水管を整備する。また車両は運輸省の規則に基づいた不燃構造とし、各車両には消火器を備え付ける。

c 停電対策設備

- 非常用照明設備、誘導灯設備、非常用発電機、バッテリー設備及び車両の客室照明等を整備する。

d 地震対策設備

- 地震発生時には、東京メトロ沿線6か所に設置してある地震計から、総合指令所の情報表示装置に地震警報装置が表示され、直ちに地震の大きさに応じた電車の運転規制を行う。
- 一定以上の揺れを検知した場合は、全路線の電車に対し緊急停止の警報を流し、乗務員は停止させる。更に33か所に設置しているエリア地震計の表示に応じて点検を行い、安全が確認できた区間から運転を再開できるようにしている。
- また、気象庁から発信される緊急地震速報を活用した早期地震警報システムの運用を行っており、既存の地震警報装置と併用している。

e 浸水対策設備

- 局地的大雨による水害が多く発生していることから、より精度の高い情報を短時間で入手するため気象情報オンラインシステムを導入している。また浸水に備え駅の出入口には止水板及び防水扉を整備している。路上にある換気口では、雨量を感知する機能を備えた浸水防止設備を設置しており、大雨の情報を受けた時は、遠隔操作で事前に換気口を閉鎖して浸水を防止している。
- 万トンネル内へ浸水した場合、ポンプで排水できるようにしている。

オ 対策本部の設置

社内規程の定めにより本社対策本部を設置する。また、災害等の発生場所に直ちに現地対策本部を設置し、状況に応じて次のように対応する。

(ア) 本社対策本部

- 事故・災害等の未然防止、応急措置及び復旧
- 事故現場への指令、指示並びに支援及び助言
- 復旧に必要な資器材、重機、人員等の手配及び復旧に携わる職員の衣・食・住の応援並びに手配
- 事故情報の集約、記録及び関係する本社の部等、付属機関並びに現業との連絡調整
- 関係省庁等への状況報告
- 報道機関への対応
- 死傷者が発生した場合の収容先及び負傷程度の確認並びに見舞い等
- 警戒に必要な要員等の手配

- 社員及び社員の家族の安否確認並びに必要な支援
- その他必要と認める事項

(イ) 現地対策本部

- 利用者の安全確保及び救護並びに避難誘導
- 被害状況の把握、初期調査及び総合指令所への報告
- 二次災害の防止、応急措置及び復旧作業にかかる調査並びに指揮
- 報道機関への対応
- 実地検証への対応
- その他必要と認められる事項

⑥ 都営地下鉄

ア 目的

大規模地震発生等により、都営地下鉄線内において、駅施設に被害が生じた場合の緊急点検及び応急活動を、迅速かつ的確に実施するための体制をつくり、利用者及び職員の安全確保、駅施設の効率的な復旧と一刻も早い営業再開を図ることを目的とする。

イ 計画と訓練

この目的を達成するため、計画を立てるとともに、責任分担をあきらかにし、編成表により適時訓練を実施する。訓練項目は次のとおりである。

(ア) 避難誘導訓練

災害発生を想定し放送機器・救急用具等を活用し、ホームまたはホールの利用者及び停車中の列車内の乗客等に事態を知らせるとともに災害箇所付近の出入口を避け他の安全な出入口に誘導し、速やかに退避させる。

(イ) 消火訓練及び防災設備取扱い訓練

駅構内及び列車の火災発生を想定し、駅に設置してある、消火器及び消火栓を使用した、消火訓練を行う。また、防火扉等の防災設備取扱い訓練を実施する。(防災監視盤取扱いも含む)

(ウ) 止水板取扱い訓練

地下構造の特殊性のため大雨・降雪・高波等を予測し、各出入口に設置してある、止水板について実技訓練を実施する。

(エ) 連絡通報訓練

連絡の徹底、迅速かつ確実な通報を行うため、災害時優先電話（NTT電話機）のほか、運転指令・構内・鉄道・非常電話等各種電話による訓練を実施する。

ウ 防災設備と点検・整備

- 各駅毎に諸設備と非常用具を配備し、常時使用可能な状態にしておくため、定期的に点検を行う。
- 設備・非常用具は下記のとおりである。

| | |
|---------|---|
| 設備関係 | 屋内消火栓・消火器・放送装置・通信機器・各種動力監視装置・防火戸・止水板 |
| 防災・災害用品 | 担架・救急箱・トラロープ・ヘルメット・手笛・ランタン・ハンマー・ポリタンク（飲料水用）・バール・電気メガホン・ヘッ |

| | |
|--|-------------------------------|
| | ドランプ・探検灯・空気呼吸器・非常梯子・簡易土嚢（水のう） |
|--|-------------------------------|

⑦ 首都圏新都市鉄道

ア 目的及び適用範囲

消防法第8条第1項に基づき、新御徒町駅、浅草駅における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災、その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害防止を図ることを目的とする。なお、この計画は、新御徒町駅、浅草駅に勤務する者、及び営業で出入りする全ての事業者の従事員並びに新御徒町駅、浅草駅構内に入出入りする全ての者に適用する。

イ 施設の現況

台東区内の駅2駅（新御徒町、浅草）

ウ 消防用設備等の法令点検及び検査

建物、消防用設備、火気使用設備器具、電気設備、危険物施設等の点検・検査は会社の指定する業者に委託し、法令に基づき、年2回以上点検・検査を行うとともに平素においては、火元責任者等が自主点検を行うものとする。

エ 自衛消防活動

火災及び地震等の災害発生の場合は、消防計画に基づき、自衛消防隊長の指揮の下、自衛消防隊各班（消火班・救護班・通報連絡班・避難誘導班等）の班長は班員を指揮し、被害を最小限に防止するように行動する。

オ 防災体制

（ア）予防体制

台風接近や大雪等現地が特定できず、なおかつ予報的な場合は、「現地本部」の名称に拘らず、「異常気象対策室」等の名称を使用することも可能とし、この場合の組織については「現地本部」の組織を準用する。

（イ）救護体制

- 負傷者の救出については旅客（医師、看護師等）の協力を求める。
- 付近に病院等がある場合には、その医師に依頼する。
- 救急車依頼等、医師の手当てを受ける手配をする。
- 多数の負傷者が発生した場合は、安全な場所に臨時救護所の設置を考慮する。

（ウ）防災設備

台風、異常気象等に備え、風速計を8か所（都内は隅田川橋りょう、荒川橋りょう）、雨量計を3か所（都内は北千住駅）水位計を1か所、地震計5か所（都内は秋葉原駅、北千住駅）、レール温度計を2か所（都内は北千住駅）、大気温度計を2か所（都内は北千住駅）設置している。

カ 対策本部の設置

事故・災害等対策規程の定めにより本社対策本部を設置する。また、災害等の発生場所に直ちに現地対策本部を設置し、状況に応じて次のように対応する。

（ア）本社対策本部

- 地震警報がもたらされた場合の災害等の未然防止

- 現地本部への指令、指示、支援等
- 死傷者が発生した場合の後方支援（収容先・負傷の程度の確認、家族への連絡、見舞い等）
- 復旧に必要な資器材、備品、人員等の手配並びに復旧要員の衣食住の手配
- 事故・災害等の情報の収集、記録及び関係部署との連絡調整
- 関係省庁等への状況報告及び報道機関対応
- その他必要な事項

(イ) 現地対策本部

- 旅客の救護、避難誘導及び旅客の安全確保措置
- 負傷者が発生した場合の収容先及び負傷の程度等の確認
- 事故・災害等の状況把握及び関係現業機関との調整
- 二次災害の防止措置並びに復旧作業にかかる調査及び指揮
- 報道機関の取材整理、実施検証等への対応
- 証拠物件等の保全
- その他必要な事項
- 本社対策本部への報告及び連絡

キ 防災教育・訓練

駅消防計画に基づき、防災教育（災害予防、応急復旧対策等）を定期的を実施するとともに、災害等発生時に迅速かつ的確に所定の行動ができるように、訓練（消火訓練、通報訓練、避難訓練、総合訓練及び図上訓練等）その他必要な訓練を実施する。

3 河川

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------------|-----------------------------|
| 区 第六建設事務所 | ○ 河川管理施設の安全対策 ○ 水防資器材の確保 |

(2) 取組内容

河川管理施設を適切に維持管理するとともに、耐震化を進め、浸水被害等を防ぐ。また、水防活動を十分に行えるよう、水防用資器材の備蓄等に努める。

4 水道

(1) 対策内容と役割分担

水道施設の耐震化や管路の耐震継手化の推進を図るとともに、バックアップ機能強化等を推進する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|--|
| 都 (水道局) | ○ 水道施設の耐震化の着実な推進 ○ 管路の効果的な耐震継手化の推進 ○ バックアップ機能の更なる強化 ○ 自家用発電設備の増強整備による電力の自立化 |

(2) 取組内容

- 震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化について、浄水処理の系列ごとに工事を進め、施設の能力低下を可能な限り抑制するほか、隣接する給水所の同時施工を避けるなど、計画的に進めていく。また、その他の水道施設についても耐震化を一層推進する。
- 管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院等への供給ルートの耐震継手化を推進し、令和元年度までにおおむね完了した。また、液状化危険度や想定地震動、耐震継手化の進捗等を考慮し、被害が大きいと想定される地域においても、優先的に耐震継手化を推進する。
- 震災などで個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送配水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてのバックアップ機能を強化する。
- 大規模停電時や電力使用が厳しく制限された場合においても、安定的に給水を確保できるよう浄水場等に自家発電設備を新設・増強し運用に必要な電力を確保する。
- 中央防災会議等における年超過確率 1/200 の降雨量での浸水被害想定に基づき、浸水被害のおそれのある水道施設については、施設の機能維持を図るため、出入口等に止水堰(せき)の設置、施設のかさ上げ等の浸水対策を実施している。主要な浄水場等については、対策を完了しており、引き続き、多摩地域における浄水所等の施設についても対策を実施していく。

- 土砂災害警戒区域等内の浄水所、配水所等については、断水被害想定を踏まえ、ハード対策としてバックアップルートの確保や、ソフト対策として応急給水体制の確保等を順次実施していく。
- 震災時における材料の調達は、迅速・確実に確保する観点から、局が保有または直接民間事業者から調達して、復旧活動に従事する請負者に支給する方式（支給材方式）で行う。（局は、民間事業者から迅速に調達していくため、関係団体と協定を締結している。）
- 医療施設等への応急給水については、人命に関わることから、応急給水を迅速に行うことを目的に、緊急給水車の拡充を行った。

5 下水道

(1) 対策内容と役割分担

下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホール浮上抑制対策、水再生センター・ポンプ所等の耐震化の推進を図るとともに、施設のバックアップ機能を強化する。

| 機関名 | 対策内容 |
|-------------|--|
| 都 (下水道局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道管とマンホールの接続部の耐震化について、対象を拡大し、対策を推進 ○ マンホール浮上抑制対策について、対象を拡大し、対策を推進 ○ 地区内残留地区において下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進 ○ 水再生センター、ポンプ所等の耐震化を推進 ○ 停電時などの非常時においても下水道機能を維持 ○ ネットワーク化の推進 ○ 大都市間の相互応援体制の構築 ○ 災害時トイレ機能の確保に向けた区との連携 ○ 応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体との連携 ○ 災害復旧資機材の整備 |

(2) 取組内容

① 施設の現況

区内の下水は、三河島水再生センターで処理され、隅田川へ放流されている。

【管きょ延長】

(令和5年3月末現在)

| 事業所名 | 幹線 | 枝線 | 計 |
|----------|---------|----------|----------|
| 北部下水道事務所 | 44,947m | 331,365m | 376,312m |

【ポンプ所及び水再生センター】

(令和5年3月末現在)

| 施設名 | 計画排水量 (m ³ /sec) | 汚水ポンプ 能力 (m ³ /sec) | 雨水ポンプ 能力 (m ³ /sec) | 備考 |
|------------|---|--------------------------------------|--------------------------------------|--|
| 山谷ポンプ所 | 3.64 | — | 4.75 | 電動ポンプ 1.08m ³ /sec/台×1台 1.83m ³ /sec/台×1台 ディーゼルポンプ 1.83m ³ /sec/台×1台 |
| 日本堤ポンプ所 | 36.94 | — | 42.33 | ガスタービンポンプ 8.33m ³ /sec/台×2台 電動ポンプ 7.5m ³ /sec/台×2台 5.33m ³ /sec/台×2台 ガスタービン発電機 3,200kw×1台 |
| 蔵前水再生センター | 87.19 | 1.33 | 76.00 | 電動ポンプ 9.50m ³ /sec/台×8台 ガスタービン発電機 20,000kw×2台 |
| 三河島水再生センター | [処理水量] 現有 665,000 m ³ /日 | 35.10 | 93.50 | 電動ポンプ 6.58m ³ /sec/台×4台 6.83m ³ /sec/台×3台 6.67m ³ /sec/台×7台 ガスタービン発電設備 20,000kw×2台 |

② 詳細な取組内容

- トイレを使用できる機能を確保するため、避難所など震災時に人が集まる施設や災害復旧拠点から排水を受け入れる下水道管を対象に、マンホールとの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策を実施してきた。
 今後も一時滞在施設など新たに追加された施設から排水を受け入れる下水道管や地区内残留地区において耐震化を推進する。
- 交通機能を確保するため、液状化の危険性の高い地域の緊急輸送道路などを対象に、マンホールの浮上抑制対策を実施してきた。
 今後も、区が指定している緊急道路障害物除去路線などを対象道路に追加し、耐震化を推進する。
- 想定される最大級の地震動に対し、震災後においても必ず確保すべき下水道機能（揚水、沈殿及び消毒機能）を維持するため、必要最低限の施設能力を確保する耐震対策を実施する。
- 停電時などの非常時においても下水道機能の維持に必要な電力を確保するため、非常用発電設備を全ての施設に設置したが、一部の施設では必要な電力が確保できていないため、非常用発電設備を更に整備する。また、太陽光発電設備などの未利用・再生可能エ

エネルギーの導入など電源の多様化を更に進めていく。

- 断水時でも運転可能な無注水ポンプの設置を推進する。
- 震災に強い下水道光ファイバーケーブルを活用した情報通信網の整備を促進する。
- 区と連携し、仮設トイレやマンホールトイレを設置可能なマンホールの指定拡大や、区が収集・運搬するし尿の受入体制の円滑な運用に向けた訓練を実施する。
- 迅速に応急措置活動を実施するため、水再生センター及びポンプ所に災害復旧用資機材を備蓄するとともに、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資機材の提供について協力を求める。

6 電気・ガス・通信など

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------------|--|
| 区 | ○ 各事業者の防災知識の普及・啓発 |
| 東京電力 パワーグリッド | ○ 「被災しにくい設備づくり」「被災時の影響軽減」「被災設備の早期復旧」を基本方針として実施 |
| 東京ガス | ○ 供給停止ブロックの細分化○ 移動式ガス発生設備による臨時供給の実施 |
| NTT東日本 | ○ 電気通信設備の高信頼化を促進 |
| 各通信事業者 | ○ 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策を実施 |

(2) 取組内容

① 再生可能エネルギー等の活用

《都環境局》《都産業労働局》

- 災害時に非常用電源としても有効な再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、産業用・家庭用燃料電池等の導入を支援する。また、新築中小住宅等を対象にした「建築物環境報告書制度」を令和7年4月より運用し、再生可能エネルギー発電設備等の導入を促進する。あわせて当該整備が非常時にも利用できることや活用法などについて、ホームページ等を通じて普及啓発を行う。
- 災害時に避難所機能等を担う区有施設等に対して、非常用電源としても有効な太陽光発電設備を優先的に設置する。

《都総務局》《都各局》

- ZEV 及び外部給電器を活用し、災害時に事業所等への給電を行う。

《都総務局》《東京電力グループ》

- 都は災害時に停電が発生し、復旧が長引くおそれがあるときに、東京電力グループに対し円滑に電源車の派遣を要請できるよう、災害対策上重要な施設に関する情報をリスト化し、平時から共有するとともに、所管消防署への危険物取扱に関する事前申請を行う。

② 電気施設

ア 施設の現況

電気施設には、電力を供給するための送電線、変電所、配電線などの電力流通施設がある。

イ 耐震対策

(ア) 耐震設計

電力施設は、次の耐震設計基準に基づき設置されており、軟弱地盤の地域など、特に大地震により支障の起きる可能性の高い箇所については、きめ細かい設計を行い施工している。

| 設備名 | | 耐震設計基準 |
|-----|-----|---|
| 変電 | | 変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行っている。 |
| 送電 | 架空線 | 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。 |
| | 地中線 | 終端接続箱、給油装置については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行っている。洞道は、「トンネル標準仕方書（土木学会）」等に基づき設計を行っている。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計としている。 |
| 配電 | 架空線 | 電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行っている。 |
| | 地中線 | 地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計としている。 |
| 通信 | | 変電、送電、配電設備に準じて設計を行っている。 |

(イ) 電力系統の連系強化

電力系統は、発電所から延びる放射線状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一端受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。地震等の災害時においても系統の切替等により早期に停電が解消できるよう、系統連系の強化に努める。

(ウ) 整備計画

電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切替等により、早期に停電が解消できるよう系統連携の強化に努める。

③ ガス施設

ア 施設の機能の確保

ガス設備については、既存の予防措置を活用しつつ、以下のとおり施設の機能確保に努める。

(ア) 系統の多重化・拠点の分散

ガス供給のため、系統の多重化、拠点の分散などに努める。

(イ)代替施設の整備

臨時供給のための移動式ガス設備などの整備に努める。

イ ガスの安定的な供給等

ガスを安定的かつ適切に供給するために以下のとおり措置を講ずる。

(ア)ガス製造設備

消防関係法令、ガス事業法等に基づき所要の対策を講ずるとともに、防消火設備の整備・点検・火気取締等の実施により火災防止を図る。

浸水のおそれのある設備には、防水壁、防水扉、排水ポンプ等の設置および機器類・物品類のかさあげによる流出防止措置等、必要な措置を講ずる。また、風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めるところにより巡回点検する。

(イ)ガス供給設備

大規模なガス漏えい等を防止するため、ガス工作物の技術上の基準等に基づきガス遮断装置の設置、導管防護措置、他工事に係わる導管事故防止措置等を行う。また、需要家の建物内でのガス漏えいを防止するため、感震遮断機能を有するガスメーター(マイコンメーター)または緊急遮断装置の設置を推進する。風水害の発生が予想される場合は、あらかじめ定めた主要供給路線、橋梁架管および浸水のおそれのある地下マンホール内の整圧器等を巡回点検する。

ウ 非常用設備の整備

(ア)連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うとともに、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の通信設備を整備する。

(イ)コンピューター設備

災害に備え、バックアップする体制を整備する。

(ウ)自家発電設備など

常用電力の停止時において防災業務設備の機能を維持するため必要に応じて自家発電設備などを整備する。

(エ)防災中枢拠点設備

災害対策本部の機能を果たす施設については、通信設備の充実や代替施設の確保等の措置を講ずる。

エ ガス工作物の巡視・点検・検査等

ガス工作物を常に法令に定めるガス工作物の技術上の基準に適合するように維持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的にガス工作物の巡視点検を行い、ガス事故の防止を図る。また、被害の発生が予想される場合にはあらかじめ定めるところにより巡回点検する。

④ 通信施設

ア 電気通信設備等の高信頼化

- 豪雨、洪水、高潮または津波等のおそれがある地域は耐水構造化を行う。
- 暴風または豪雪のおそれのある地域は耐風または耐雪構造化を行う。
- 地震または火災に備えて、耐震及び耐火構造化を行う。

イ 電気通信システムの高信頼化

- 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。
- 主要な中継交換機を分散設置する。
- とう道（共同溝を含む）網を構築し、通信ケーブルの地中化を推進する。
- 主要な電気通信設備について、必要な予備電源（移動電源車配備、燃料確保/供給オペレーション等）を確保する。
- 重要機関の通信における信頼性確保のため、当該機関との協議により2ルート化を推進する。

ウ 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

- 電気通信設備に関する重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時の滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器へ保管する。

エ 災害時措置計画

- 災害時において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

7 緊急輸送ネットワークの整備

震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークが整備されている。

【緊急輸送ネットワークの分類】

| 分類 | 目的 | 説明 |
|-------------------|--------------------------------------|--|
| 第一次 緊急輸送ネットワーク | 都と区市町村本部及び都と他県との連携を図る。 | 応急対策の中枢を担う都本庁舎、立川地域防犯センター、各区市町村庁舎、輸送路管理機関及び重要港湾、空港等を連絡する輸送路 |
| 第二次 緊急輸送ネットワーク | 第一次緊急輸送と救助、医療、消火等を行う主要初動対応機関との連携を図る。 | 第一次緊急輸送と放送機関、自衛隊や警察・消防・医療機関等の主要初動対応機関、ライフライン機関、ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等を連絡する輸送路 |
| 第三次 緊急輸送ネットワーク | 主に緊急物資輸送拠点間の連携を図る。 | トラックターミナルや駅等の広域輸送拠点、備蓄倉庫と区市町村の地域内輸送拠点等を連絡する輸送路 |

(資料第101「台東区内における緊急輸送ネットワーク指定拠点」資料編P376)

8 エネルギーの確保

(1) 対策内容と役割分担

都、区及び災害応急対策に係る機関は、都市機能の維持に向けたエネルギーの確保を推進するため、発電設備を備えた防災拠点の整備、公共施設や拠点施設の機能を維持するための自立・分散型電源の整備などにより電力の確保を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努めるとともに、コージェネレーションの導入やLP ガスの活用を促進するなど、民間事業者との連携を推進する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------------------|---|
| 区 | ○ 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置 |
| 都各局 | ○ ライフライン及び応急・復旧活動の拠点となる施設等における自立・分散型電源設置の促進 ○ 燃料の安定調達 |
| 都 (環境局) (産業労働局) | ○ 再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、コージェネレーションシステムなどの自立・分散型電源の確保を促進 ○ 災害時におけるLP ガスの活用の促進 |
| 都住宅政策本部 | ○ 東京とどまるマンションの普及・推進 |
| 都 (水道局) | ○ 自家用発電設備の増強整備による電力の自立化 |
| 都 (下水道局) | ○ 非常用発電設備の整備などによる停電や電力不足に対応する自己電源の増強 |
| 警視庁 | ○ 防災対応型信号機と信号機用非常用電源設備の整備推進 |
| 東京ガス グループ ガス事業者 | ○ ガス設備の耐震化と供給継続性向上 ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給 ○ 災害時におけるLP ガスの活用を促進 |

(2) 取組内容

《区》

- 災害対策本部が設置される庁舎の機能維持を図るため、非常用電源の整備等を促進する。
- 避難所等、災害時の拠点となる施設等における自立・分散型電源の設置

《都各局》

- 災害発生時には、非常用発電設備用の燃料など各種の燃料油の調達が極めて困難な状況となることが予測される。このため、事業者と災害時における各種燃料油の優先供給に関する協定の締結などを行うとともに、各施設においては電力を供給する設備の優先順位を定めておく。
- 大規模救出救助活動拠点や避難場所に指定されている都立公園等に非常用発電設備等を設置し、応急・復旧活動の拠点や避難場所としての機能を強化する。

《都財務局》

- 都庁舎では、非常用発電設備を増強するとともに、電力事業者からの電力供給に加えて地域冷暖房センターからも電力供給を受け、外部電源を二元化するなどにより、防災拠点としての機能を向上させる。

《都総務局》《都各局》

- ZEV 及び外部給電器を活用し、災害時に事業所等への給電を行う。

《都環境局》《都産業労働局》

- 都市開発と連動したコージェネレーションシステム等の導入など、自立・分散型電源の確保を促進する。
- 災害時に避難所機能等を担う民間施設に対して、コージェネレーションシステムなど、自立・分散型電源の導入を支援する。
- 災害時に都市ガス等のエネルギー供給が停止した場合など、災害時のエネルギー源としての LP ガスの活用について、ガス事業者との協定締結等の方策により促進する。
- 災害時に非常用電源としても有効な再生可能エネルギー発電設備、蓄電池、産業用・家庭用燃料電池等の導入を支援する。また、新築中小住宅等を対象にした「建築物環境報告書制度」を令和7年4月より運用し、再生可能エネルギー発電設備等の導入を促進する。あわせて当該整備が非常時にも利用できることや活用法などについて、ホームページ等を通じて普及啓発を行う。
- 住宅用ソーラーパネルの非常用電源としての活用法について、ホームページ等を通じて普及啓発を行う。
- 災害時に避難所機能等を担う都有施設等に対して、非常用電源としても有効な太陽光発電設備を優先的に設置する。
- ZEV 等の導入を促進し、外部給電器などと併せた非常用電源としての活用方法について普及啓発を行う。

【応急対策】

| | |
|-----------|--------------|
| 1 道路・橋りょう | 5 下水道 |
| 2 鉄道施設 | 6 電気・ガス・通信など |
| 3 河川 | 7 エネルギーの確保 |
| 4 水道 | |

1 道路・橋りょう

(1) 対策内容と役割分担

発災後、道路や橋りょう等に段差が生じるほか、倒壊した建築物や電柱、落下した看板などの障害物が道路上に散乱することが予想されるため、被災者の救援・救護活動や物資の輸送に支障が生じる恐れがある。

このため区は、関係機関や公共施設が面した重要性の高い道路の区間を選定して、緊急車両の通行に必要な車線を確保し、障害物（車両等を含む）を路端に寄せるほか、応急的な補修を行う。

なお、各道路管理者は、災害対策基本法に基づく道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、必要に応じて緊急車両の通行の妨げとなる車両の運転手等に対し、当該車両の移動を命令するほか、自らが移動する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------------|--|
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路交通規制 ○ 緊急輸送車両への対応 ○ 緊急通行車両等の確認 |
| 区 都 (建設局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災状況の把握、緊急点検 ○ 道路の障害物除去 ○ ライフライン関係機関への通報 ○ 緊急道路啓開 ○ 災害時の広報 |
| 首都高速道路 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時における通行止め等の措置など通行者の安全対策を講じる。 ○ パトロール等を兼ねた広報を実施 ○ 被災道路、橋梁についての応急措置及び応急復旧対策を実施 |

(2) 取組内容

① 道路交通規制

ア 第一次道路交通規制（災害発生直後）

- 環状七号線から都心方面への流入のする車両の通行を禁止する。
- 環状七号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状八号線で都心方向への青信号の時間を短縮し、流入を抑制する。
- 緊急自動車専用指定予定路線を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

注1 緊急自動車専用路指定予定路線

| | |
|------------------------------------|---------------------|
| 国道4号ほか（日光街道ほか） | 国道17号ほか（中山道、白山通りほか） |
| 国道20号（甲州街道ほか） | 国道246号（青山通りほか） |
| 都道8号ほか（目白通り） | 都道405号ほか（外堀通りほか） |
| 都道8号（新目白通り） | |
| 首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道 | |

注2 自転車、路線バス

環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急自動車専用路」上は通行禁止

イ 第二次道路交通規制

前記緊急自動車専用路指定予定路線を「緊急交通路」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。

注1 緊急交通路指定予定路線

| | | | |
|-----------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|
| 国道1号（永代通り） | 国道6号 （水戸街道ほか） | 国道14号 （京葉道路） | 国道15号 （第一京浜ほか） |
| 国道1号 （第二京浜ほか） | | | |
| 国道17号 （新大宮バイパス） | 国道122号 （北本通りほか） | 国道254号 （川越街道ほか） | 国道357号 （湾岸道路） |
| 都道2号 （中原街道） | 都道4号ほか （青梅街道ほか） | 都道7号ほか （井の頭通りほか） | 都道312号 （目黒通り） |
| | | 都道7号（睦橋通り） | |
| 国道315号ほか （蔵前橋通りほか） | 国道16号 （東京環状ほか） | 国道20号 （日野バイパスほか） | 国道139号 （旧青梅街道） |
| | 国道16号 （東京環状） | | |
| | 国道16号 （大和バイパスほか） | | |
| 国道246号 （大和厚木バイパス） | 都道9号 （稲城大橋通りほか） | 都道14号 （東八道路） | 都道15号ほか （小金井街道） |
| 都道17号ほか （府中街道ほか） | 都道18号ほか （鎌倉街道ほか） | 都道20号ほか （川崎街道） | 都道29号ほか （新奥多摩街道ほか） |
| 都道43号ほか （芋窪街道ほか） | 都道47号ほか （町田街道） | 都道51号 （町田厚木線） | 都道59号 （八王子武蔵村山線） |

| | | | |
|--------------------|-------------------------|------------------------------|-------------------------|
| 都道 121 号 (三鷹通り) | 都道 153 号ほか (中央南北線ほか) | 都道 158 号 (多摩ニュータウン 通り) | 都道 169 号ほか (新滝山街道ほか) |
| 都道 173 号 (北野街道) | 都道 248 号ほか (新小金井街道) | 都道 256 号 (甲州街道) | |

注2 自転車、路線バス

環状七号線から都心方向への車両流入禁止の対象車両から除外。ただし、「緊急交通路」上は通行禁止

② 一般道路

震災発生時は、消火や救急救助その他の応急活動を行うため、道路の通行機能確保は必要である。

特に国及び都が指定する緊急道路障害物除去路線は重要となるため、区では、台東土木防災協力会と協力して、被害状況を速やかに把握し、これら緊急道路障害物除去路線と避難所、防災備蓄倉庫等の災害対策用施設や災害拠点病院等を結ぶ道路の障害物除去を優先的に行う。

(資料第104「台東区緊急道路障害物除去路線図」資料編P380)

また、上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設に被害が生じた場合は、当該施設または道路の管理者に通報する。

③ 首都高速道路

ア 災害時における体制

地震による災害が発生したときは、災害の種類、程度に応じて、警戒態勢、緊急態勢または非常態勢をとり、役員及び社員を非常参集させるとともに、社内において災害対策本部を設置し、情報収集連絡体制を確立して必要な措置を速やかに講ずる。

イ 災害応急対策

地震による災害が発生したときは、お客さまの安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。

- 大地震が発生したときは、首都高速道路は、消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等をお客さま等に広報する。
- お客さまの被災状況を速やかに把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
- 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講ずる。

ウ 災害時の広報

お客さま等が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、被害の状況、応急対策の措置状況等災害に関する正確な情報を、また、安全で円滑な道路交通確保のため、道路の通行危険箇所、交通規制状況あるいは迂回路などの道路交通情報を、各種の道路情報提供設

備を用いるほか、ラジオ等各種のメディアを最大限活用して、正確かつ迅速にお客さま等に提供する。

エ 緊急道路啓開

残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、関係機関等と協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

2 鉄道施設

(1) 対策内容と役割分担

鉄道などの交通施設は、多くの乗客・物資を輸送する重要な輸送手段であり、地震災害により被害を被った場合、多くの人命にかかわる大事故となる。そのため、これら交通施設に関して災害時の対処を定め、被害を軽減し、早期の復旧を行うものとする。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 各鉄道機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害応急体制の確立 ○ 災害対策本部の設置 ○ 負傷者の救出・救護 ○ 避難誘導 ○ 情報伝達 |

(2) 取組内容

① 地下公共通路等

ア 災害時の活動体制

災害時における活動体制は、地下公共通路等総合防火管理協議会構成員により、JR上野駅、東京地下鉄、京成、その他地区の災害発生に対して協同で災害防止に当たるものとする。なお、その行動計画については、会則及び消防計画に具体的に定めておくものとする。

イ 災害対策本部の設置

- 震災、火災等で被害が拡大するおそれがあるときは、当該災害発生地を管轄する事業所に対策本部を設置し対応するものとし、更に被害が拡大するおそれがあるときは、協議会の会長に他地区の事業所の自衛消防隊の応援を求められることができる。
- 防煙、防火の処置にあたり、煙の流れや怪我人の搬出等地下通路内の状況を的確に把握し避難誘導を行い、避難完了を確認後防火シャッター、防火扉を操作し延焼拡大防止を図る。

ウ その他

必要事項は、地下公共通路等総合防火管理協議会会則に基づき具体的に定めるものとする。

② JR東日本

ア 災害応急対策体制の確立

首都直下地震で震度6弱以上の場合、東京支社計画に基づき情報拠点・救助中継基地機能を活用し、情報収集及び救助に当たる。なお、新宿本社に対策本部を設置し、各支社が

ら可能な限りの人員・資器材を投入して人命の救助及び施設の復旧に当たる。

イ 地震防災等現地対策本部の設置

- 東京支社計画に基づき、地震、火災、その他の災害の規模、状況に応じて現地対策本部を設置（上野駅の消防計画）し、防災上の指揮命令・連絡体制の確立を図るとともに被害状況の把握に努め、関係箇所への報告を行うものとする。また、災害の復旧にあたっては、本社、東京支社の災害復旧実施基本方針に基づき早急な応急工事及び本復旧工事計画をもって実施に当たる。なお、災害対策本部組織は、東京支社計画によるものとする。
- 各支社等から非常参集した者は、各駅区所長の指揮下に入り救助及び復旧に当たる。

ウ その他

被害が甚大で現場では対応困難の場合、災害応急・災害復旧体制の確立は東京支社防災業務実施計画に基づく指揮命令の下、速やかに復旧体制を構築するものとする。

③ 東武鉄道

ア 災害応急対策体制の確保

災害発生の場合は、「災害対策規程」及び「鉄道事業本部事故・災害等対策規程」並びに「鉄道事業部門防災規程」に基づき設置される災害対策本部との連携を保ち、情報収集に当たるとともに、利用者の生命、財産と安全を確保する。また、被害の拡大防止を図り、その状況に応じ可能な限りの要員の応援を求め、復旧に当たる。

イ 駅構内施設の安全確保

駅構内を点検するとともに、その被害状況に対応して、安全な場所の確保と被害の拡大及び火災発生を防止する。

また、災害対策本部の方針に基づき、復旧の実施に当たる。

ウ 負傷者の救出、救護

利用者の動揺防止に努め、駅構内または車内に負傷者が発生した場合は、関係機関に出動を要請するとともに、自衛組織を有効に活用し、救出、救護等臨機の処置をとる。

エ 避難誘導

利用者の安全確保を第一とし、適切な旅客誘導を図り指定避難場所へ誘導する。

また、近接の鉄道事業者・駅ビル・構内店舗等との連絡を密にし、混乱による事故防止を図る。

オ 情報伝達

情報の収集を図り、必要事項は速やかに告知し、二次災害に備えるとともに、代替輸送方法、救援手配、救援物資の調達、確保を図る。

④ 京成電鉄

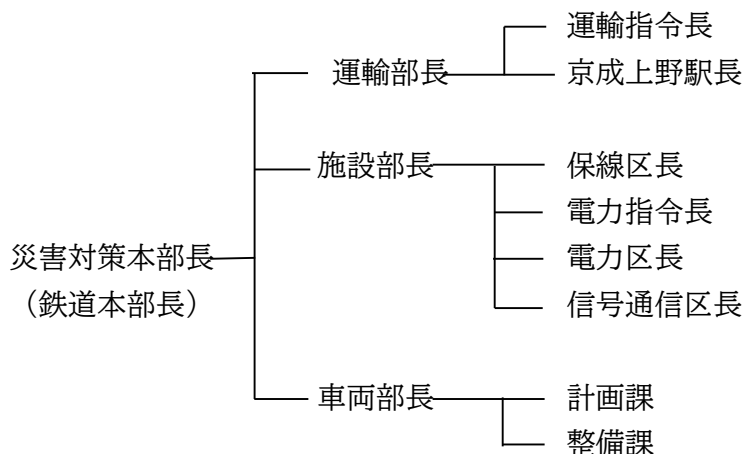
ア 活動方針

火災・地震等に起因する非常災害に際しては、人命尊重、安全確保を第一とし、その被害を最小限にとどめ、輸送を確保することがもっとも必要なことである。

したがって、各職場では平素から災害発生時の旅客の誘導並びに運転取扱い方の訓練の実施はもちろん、災害発生の場合の応急対策を事前に確立して関係者に周知徹底させる。

イ 通信情報系統

災害時の通信情報系統は下記のとおりである。



ウ 応急復旧対策

災害発生の場合には「災害対策規則」に基づき、災害対策本部を設置する。また、状況に応じて現地対策本部を設け、速やかに救護措置及び復旧に当たる。

その体制は、次のとおりである。

(ア) 通信連絡体制

- 本社～各駅は常備の鉄道専用電話を利用し連絡を密にするとともに、駅構内各部署の情報連絡はインターホンを活用する。
- 運輸指令室と各駅は指令用電話により連絡を行う。
- 運輸指令室と各列車は誘導式列車無線電話により連絡を行う。
- 各地点には必要に応じ連絡用電話を架設する。また、携帯電話機なども使用する。
- 状況により無線自動車を災害現場に派遣し、対策本部と無線による通信連絡を行う。

(イ) 避難誘導體制

- 駅における避難誘導
- 利用者に混乱防止の案内放送を行い、駅周辺の被害状況を勘案し、あらかじめ定めた広域避難場所に誘導する。
- 列車における避難誘導
- 乗客に混乱防止の案内放送を行い、周辺・他列車の状況等を把握し、安全な場所または最寄り駅まで駅長と連絡の上、誘導する。

(ウ) 救護活動体制

災害発生時には、駅務員・乗務員が救急救護活動に当たるとともに、災害対策規則に基づき、事故対策本部に被災者対応班を編成、救護活動に当たる。必要により警察・消防署等関係各所の出動、救護の要請を行い、利用者の安全を図る。

⑤ 東京地下鉄

第5章予防対策P129に準ずる。

⑥ 都営地下鉄

ア 目的

大規模地震発生等により、都営地下鉄線内において、駅施設に被害が生じた場合の緊急点検及び応急活動を、迅速かつ的確に実施するための体制をつくり、利用者及び職員の安全確保、駅施設の効率的な復旧と一刻も早い営業再開を図ることを目的とする。

イ 地震発生時における初期活動

係員は、地震の発生を感知したときは、次の事項に基づく初期活動により、災害を最小限に食い止めることに努めるものとする。

- 居室内の電熱器・電気ストーブ等は、コンセントからプラグを引き抜き、出火防止に努める。
- 駅長は、総合指令からの震度及び運転中止等の通報により、駅構内の点検及び負傷者の有無等状況の把握に努め、総合指令に報告する。なお、通信途絶の場合は、ラジオ・テレビ等により情報を収集し、警察署及び消防署への連絡体制をとる。
- 非常放送装置・ハンドマイク等を使用し、適切な案内放送を行い利用者の動揺防止に努める。

ウ 地震対策

(ア) 点検箇所の指定

駅長並びに保守担当の各管理所長及び車両検修場長（以下、「所長」という。）は、地震発生時における線路の緊急巡視箇所または注意を要する施設及び構造物についてあらかじめ指定する。

(イ) 地震発生時における運転規制

都営地下鉄線内に地震計を設置し、以下の運転規制を行う。

- a 震度3以下の場合
特に運転規制は行わない。
- b 震度4の場合
 - 直ちに全列車に対して毎時 25 km/h 以下の徐行運転を指示し、駅務管理所長（以下「駅長」という。）、保守担当の各管理所長及び検修場長（以下「所長」という。）に施設点検を依頼する。
 - 駅長からの駅構内施設点検完了報告及び全区間にわたる列車徐行運転完了後、地上部 45 km/h 以下・地下部 55 km/h 以下（大江戸線は 50 km/h 以下）の運転に規制を緩和する。
 - 所長からの施設点検完了の報告に基づいて、運転規制を解除する。
- c 震度「5弱」の場合
 - 直ちに全列車に対して運転中止を指示し、駅長及び所長に施設点検を依頼する。
 - 駅長からの駅構内施設点検完了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とし、毎時 15 km/h 以下の注意運転を指示する。
 - 試運転列車が全区間にわたり走行を完了したときは、全列車に対して毎時 25 km/h 以下の徐行運転を指示する。
 - 列車が毎時 25 km/h 以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了したときは、地上部 45 km/h 以下・地下部 55 km/h 以下（大江戸線は 50 km/h 以下）の運転に

規制を緩和する。

- 所長からの施設点検完了の報告に基づいて、運転規制を解除する。

d 震度「5強」の場合

- 直ちに全列車に対して運転中止を指示し、駅長及び所長に施設点検を依頼する。
- 駅長及び所長からの施設点検完了(ゾーン地震計に「5強」と表示された区間)の報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とし毎時 15 km/h 以下の注意運転を指示する。
- 試運転列車が全区間にわたって走行を完了したときは、全列車に対して毎時 25 km/h 以下の徐行運転を指示する。
- 列車が毎時 25 km/h 以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了したときは、地上部 45 km/h 以下・地下部 55 km/h 以下(大江戸線は 50 km/h 以下)の運転に規制を緩和する。
- 所長からの施設点検完了の報告に基づいて、運転規制を解除する。

e 震度「6弱」以上の場合

ゾーン地震計が6弱以上の場合の運転規制は上記項目に準じ、施設点検については緊急点検を実施する。

(ウ) 早期地震警報システムによる運転規制

早期地震警報システムが動作し、緊急地震警報(震度4)を受信した場合は、駅間であっても直ちに停止する。ただし、開口部付近を運転中の場合は、側壁の崩れ、落下物などのおそれがあるため、停車は極力避ける。

総合指令所長はその後の運転再開に当たっては、駅長及び所長からの震度に応じた点検報告に基づき安全を確認した後、運転規制を解除する。

なお、発生した地震が震度3以下の場合は運転規制を行わない。震度4から震度5強の場合は前述による。震度6弱以上の地震後の再開に当たっては、本部長の指示による。

(エ) 駅長の運転規制及び利用者の扱い

駅長は、地震を感知し、列車を運転することが危険と認めた場合または運転中止の規制が実施された場合は、列車の出発を見合わせるとともに、状況により利用者の安全誘導に努める。

(オ) 乗務員の取扱い

乗務員は、列車または車両を運転中に強い地震を感知し、運転することが危険と認められた場合または列車無線により運転中止の指令を受けた場合は次により対応する。

- 駅に停車中のときは、出発を見合わせて駅長の指示を受ける。
- 走行中のときは、前途の支障の有無に注意して、速度を節制の上、次駅まで走行に努める。
- やむを得ず、駅間に停止したときは、状況を判断して旅客の安全確保に努める。

Ⅱ 負傷者等の対応

地震発生に伴い、負傷者等が発生した場合には次により対応する。

- 負傷者等は、駅長室または最も安全と思われる場所に受入れ、応急措置を施すとともに、救急隊の出動を要請する。
- 利用者の救護にあたっては、特に障害のある人、老人、子供を最優先する。

- 状況により、警察・消防関係及び利用者に協力を呼びかけ、避難・誘導に最善を尽くす。

⑦ 首都圏新都市鉄道

ア 活動方針

旅客の安全と地震による二次災害を防止し、運転の安全確保と早期復旧を図る。

イ 応急対策

(ア) 災害対策本部の設置

事故・災害対策規程に基づき非常体制が発令された場合、非常時の対応要員を確保するための召集を行い、災害対策本部及び現地対策本部を設置し、速やかに旅客の安全確保、被災状況の把握及び復旧手配を行う。

(イ) 列車の取扱い

地震における取扱いは、予測震度4以上の警報発信で全列車一旦停止、その後は沿線地震計の震度による。

- 震度4以下（計測震度3.5以上4.5未満）通常運転を再開する。
- 震度5弱（計測震度4.5以上5.0未満）35km/h以下の注意運転とする。
- 震度5強以上（計測震度5.0以上）全列車運転停止、安全確認まで運転を見合わせる。

(ウ) 駅の取扱い

- 強い地震を感知し、列車の運転に支障が生じると判断したときは、直ちに列車の発車を見合わせる処置を行う。
- 駅の施設に異常が生じ、旅客を避難させる必要があるときは、安全と認められる場所へ誘導する。
- 停電、線路支障等で駅間に停止している列車の旅客の救援を行う。
- 電熱器等、火災の要因となるものの電源等を遮断する。

3 河川

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 水防活動の実施 ○ 管理施設等の重点的な巡視 ○ 災害発生箇所における都への報告及び応急措置 ○ 防災船着場の運用 |
| 都 (建設局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生箇所における応急措置 ○ 舟航河川における障害物の除去しゅんせつ ○ 防災船着場の運用 |

(2) 取組内容

① 応急措置

- 第6部第1編及び3編に基づく水防活動と並行し、神田川及び隅田川を重点的に警戒し、災害発生箇所は直ちに必要な応急措置を行うものとする。

② 防災船着場の運用

- 都が管理する防災船着場についての発災時の運用は、統一的な運用の観点から、東京都地域防災計画に次のとおり定められている。

【防災船着場の運用】

| 機関名 | 都・区災害対策本部等設置期間中 | 都・区災害対策本部等立ち上げ時 |
|------------------|--|---|
| 都 災 害 対 策 本 部 | 運用指示主体 (都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。) | 都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になったことを防災機関に周知する。 |
| 都 (建設局) | 運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修) | 損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引継ぐ。 |
| 都 (港湾局) | 運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修) | 損傷の有無の点検を行い、安全を確認する。 |
| 区 | 運用主体 (一切の運用管理権限を掌握) | 都建設局の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。 |

4 水道

(1) 対策内容と役割分担

水道施設に被害が生じ、平常給水が不可能となった場合に、応急対策諸活動を迅速・的確に実施できる体制を作り、一刻も早い平常給水への回復を図る。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|---|
| 都 (水道局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管施設の被害状況の把握 ○ 復旧方針に関する具体的な計画の策定 ○ 本部関係各班及び関係機関との調整 ○ 関係応急対策部所との指揮調整 |

(2) 取組内容

① 活動方針

- 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。
- 浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。
- 上述の被害を除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、あらかじめ定める復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

② 活動内容

水道局震災応急対策計画に基づき、浄水施設復旧班、配水施設復旧班、大規模施設復旧班を設置し、水道施設の応急復旧を行う。

ア 基本的な活動内容

- 所管施設の被害状況の把握
- 復旧方針に関する具体的な計画の策定
- 本部関係各班及び関係機関との調整
- 関係応急対策部所との指揮調整

イ 施設被害情報の収集・分析

- 復旧優先順位の決定
水道施設の被害についての情報の収集・分析を通して、適切な復旧方針を決定し、可能な限り都民への給水を確保するため、配水調整により断水区域の減少に努める。

5 下水道

(1) 対策内容と役割分担

下水道局災害対策本部を設置し、下水道局施設の調査、点検を行い、被害状況を把握する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------------|--|
| 都 (下水道局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の調査、点検等を実施し、被害情報の収集及び連絡を徹底 ○ 復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合、被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施 ○ 水再生センター・ポンプ所等におけるポンプ及び諸機械の運転を継続 |

(2) 取組内容

- 下水道管の緊急調査、水再生センター・ポンプ所等の被害状況調査、工事現場の点検等を行う。
- 各施設の点検を行い、施設の被害に対して、箇所、程度に応じた応急措置を実施する。
- 応急復旧に当たっては、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体と連携して対処する。
- 速やかに震災復旧活動の拠点となる災害対策本部を設置し、必要な態勢を確保するとともに復旧活動を進める。
- 被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入れに対応する。

① 下水道管等

- 緊急交通路などを地上巡視し、下水道施設が起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。
- 下水道管の被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

② 水再生センター・ポンプ所等

- 各施設の点検を行い、施設の被害に対しては、箇所、程度に応じて応急措置を実施する。
- 万一機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図る。
- 水再生センター・ポンプ所等において、停電のためポンプ機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。
- 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、東京都石油業協同組合及び東京都石油商業組合との優先供給協定により、確保に努める。

③ 工事現場

- 工事中の箇所においては、受注者との緊密な連携の下、速やかに被災状況を把握し、被害を最小限に抑えるとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。また、避難路等での工事箇所については、道路管理者並びに交通管理者の指示に従い応急措置等を行う。
- 発災後の緊急措置や応急復旧を迅速に実施するために、現場要員や資機材の現状把握に努めるとともに、必要に応じて他の現場への支援にも備える。

6 電気・ガス・通信など

(1) 対策内容と役割分担

情報収集、点検、危険予防措置、資器材等の調達、広報活動等を行う。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------------|--|
| 区 | ○ 各事業所からの被害情報等の広報活動を必要に応じて実施 |
| 東京電力 パワーグリッド | ○ 資材の調達・輸送 ○ 震災時における危険防止措置、応急工事 ○ 災害時における電力の融通 |
| 東京ガスグループ | ○ 事業所設備等の点検 ○ ガス導管網の地域ブロック化及び被害状況に応じた供給停止措置 ○ 被害推定に基づく応急措置 ○ 遠隔再稼働による速やかなガス供給再開 |
| NTT東日本(各通信事業者) | ○ 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ○ 自治体への通信障害・復旧状況等の情報共有、及び自治体要望・活動状況の情報収集 ○ 重要通信の確保による応急復旧対策、広報活動等 ○ 災害対策用機材、車両等の確保 ○ 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策 |

(2) 取組内容

① 東京電力パワーグリッド

ア 震災時の活動体制

地震が発生したとき、東京電力パワーグリッドは非常体制を発令するとともに、次に掲げる非常体制を編成し、非常災害対策活動等を行う。

(ア) 非常体制の組織

非常体制の組織は、本社、総支社及び支社、並びに本社・総支社が指定する事業所（以下、「第一線機関等」という。）を単位として、次表のとおり編成する。

| 事業所 | 非常体制の組織 | 機 能 |
|-----|--------------|--|
| 本社 | 非常災害 対策本部 | ○ 本社における非常災害対策活動の実施 ○ 全事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮 |

第4編 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
 第5章 具体的な取組【応急対策】

| 事業所 | 非常体制の組織 | 機能 |
|--------|-------------|--|
| 総支社 | 非常災害対策事業所本部 | ○ 自事業所における非常災害対策活動の実施 ○ 自事業所に所属する事業所において実施される非常災害対策活動の総括・指揮 |
| 第一線機関等 | 非常災害対策支部 | ○ 自事業所における非常災害対策活動の実施 |

非常体制の組織は、非常体制の発令に基づき設置する。ただし、供給区域内で震度6弱以上の地震が発生した場合については、自動的に非常体制に入る。

(イ) 非常体制の発令

【非常体制の発令体制】

| 区分 | 情勢 | 発令者 | |
|--------|--|---|-------------|
| | | 本社 | 総支社及び第一線機関等 |
| 第1非常体制 | ○ 災害の発生が予想される場合 ○ 災害が発生した場合 ○ 電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ○ サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合 | 防災担当部(室)長 | それぞれの長 |
| 第2非常体制 | ○ 大規模な災害の発生が予想される場合 ○ 大規模な災害が発生した場合 ○ 電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ※ 東海地震注意情報が発せられた場合 ※ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合 | 社長 ただし、左記※の情勢の場合は、総務・法務室長(防災担当部(室)長) | それぞれの長 |
| 第3非常体制 | ○ 大規模な災害が発生し、復旧に長期化が予想される場合 ○ 電力供給区域あるいは事業所のある都・県内で震度6弱以上の地震が発生した場合 ※ 警戒宣言が発せられた場合 ※ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合 | 社長 ただし、左記※の情勢の場合は、総務・法務室長(防災担当部(室)長) | それぞれの長 |

(ウ) 要員の確保

- 非常体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する非常災害対策本(支)

部に参集する。

- なお、供給区域内において、震度6弱以上の地震が発生し、自動的に非常体制に入る場合は、社員はあらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に参集する。また、交通の途絶等により、所属する事業所に参集できない社員は、最寄りの事業所に参集し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(エ) 非常災害対策活動

非常体制が発令された場合、若しくは、供給区域内で震度6弱以上の地震の発生により、対策本（支）部が設置された場合には、非常災害対策活動に関する一切の業務は、対策本（支）部のもで行う。

(オ) 情報連絡活動

災害が発生した場合は、総支社及び第一線機関の本（支）部長は、次に掲げる各号の情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級本（支）部に報告する。

- 一般的被害情報等
- 当社被害情報等

イ 応急対策

(ア) 資材の調達

- 第一線機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫品等を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。
 - ・ 第一線機関相互の流用
 - ・ 本社対策本部に対する応急資材の請求
- 災害地及び当該事業所との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、本社対策本部で復旧資材所要数を想定し、当該店所あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

(イ) 資器材の輸送

非常災害対策用の資器材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている業者の車両、船艇、ヘリコプター等により行うが、なお輸送力が不足する場合には、他の業者及び他電力会社、電源開発株式会社からの車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行って、輸送力の確保を図る。

(ウ) 資器材置場等の確保

災害時において、復旧資器材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、台東区災害対策本部及び関係機関との連絡調整により迅速な確保を図る。

(エ) 震災時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等からの要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(オ) 災害時における応援の組織・運営

本社本部及び総支社本部は、被害が多大な被災地の総支社本部及び現業機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合は、他総支社本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害・復旧状況を勘案した上、必要な応援隊を出動させる。

(カ) 応急工事

応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。

(キ) 災害時における電力の融通

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認められた場合、本社対策本部は、各電力会社と締結した「全国融通電力需給契約」及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて実施する。

(ク) その他

被害が極めて大きく、受持区域内の工事力に余裕のない場合、または工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。
なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。

ウ 復旧対策

復旧工事の実施にあたっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所等を優先するなど、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

② 東京ガスグループ

震災時には被害の規模が大きい地域のガス供給を遠隔操作で速やかに停止し、二次災害の発生を防止する。その後、ガス供給を継続している地区の安全を確保しつつ、ガス供給を停止した地域に対し、社有のシステムで策定する最も効率的な作業計画に基づき、直ちにガスの供給を再開するため復旧作業を行う。

ア 非常動員体制

災害の規模、状況により、非常動員を実施して対処する。

イ 広報活動

報道機関を通じ、また、広報車などにより、ガス栓を閉めるよう利用者に呼びかける。災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地区へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

ウ 応急工事

応急の復旧に当たっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活保護を優先的にを行う。

エ 復旧作業

道路や家屋の被害、火災などの比較的軽いブロックを優先して復旧作業に着手する。ガス供給に大きく影響する上流側（製造段階に近い拠点）から「復旧ブロック形成－調査－修理－供給再開」の順に進め、これを繰り返して復旧する。

被害を受けた製造設備は、復旧計画に基づき速やかに復旧する。

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

(ア) 高・中圧導管の復旧作業

①区間遮断 → ②漏えい調査 → ③漏えい箇所の修理 → ④ガス開通

(イ) 低圧導管の復旧作業

①閉栓作業 → ②復旧ブロック内巡回調査 → ③被災地域の復旧ブロック化 →

④復旧ブロック内の漏えい調査 → ⑤本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理 →

⑥本支管混入空気除去 → ⑦灯内内管の漏えい検査及び修理 → ⑧点火・燃焼試験（給排気設備の点検） → ⑨開栓

オ 復旧支援システム

迅速にガスの供給を再開するため、社有の復旧支援システムを用い、よりの確な復旧計画、方法、要領、手順などの復旧対策を立てる。

カ その他

大地震発生後、ガスの供給停止が発生した場合のガス復旧情報は、東京ガスのホームページ(<https://www.tokyo-gas.co.jp/>)に掲載。

③ NTT東日本

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

地震等による災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、自治体リエゾン派遣による通信障害・復旧状況等の情報共有、自治体活動状況等情報収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、区災害対策本部及び関係機関との連絡調整を行う。

(イ) 動員計画

地震による災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次の内容で動員計画を定めている。

この計画に従い、関連グループ会社等と情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

- 災害対策本部要員の非常招集
- 社員の非常配置
- 社員の非常招集方法
- 事業所相互間の応援

イ 応急対策

(ア) NTTの通信設備が被災した場合

電話をつなぐ交換機などが被災したときは、上部機関から配備される非常用交換機と電力を供給する移動電源車により電話回線の復旧に当たる。

また、NTTビル間をつなぐケーブルが被災したときは、上部機関から応急ケーブルや非常用移動電源車などを配備し、通信を確保する。

| 上部機関から配備される災害対策機器 | |
|-------------------|--------------|
| ①非常用交換機 | ⑤ポータブル衛星車 |
| ②非常用移動無線車 | ⑥ポータブル衛星通信装置 |
| ③移動電源車 | ⑦応急ケーブル |
| ④災害応急復旧用無線電話機 | |

(イ) 災害時に利用できる臨時電話

- 災害救助法が適用された場合（災害救助法の適用が確実と思われる場合も含む）は、区立小・中学校に配備されている災害時用特設公衆電話を開放し、避難者の安否確認等の通信手段として提供する。
- 災害時は、情報提供ステーションに設置した公衆無線LANを無料開放し、帰宅困難者等の情報収集手段として提供する。
- 地震等の災害により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル（171）サービスを速やかに提供する。

(ウ) 電気通信設備等の点検

地震による災害等が発生するおそれがある場合及び発生した場合に、次の設備及び資

器材の点検を行う。

- 電気通信設備の巡回点検並びに防護
- 災害対策用機器及び車両の点検・整備
- 応急対策及び応急復旧に必要な資材及び物資の点検確認並びに輸送手段の確認と手配
- 災害時措置計画及び施設記録等の点検と確認

ウ 復旧対策

震災により被災した電気通信設備の復旧については、次により実施する。

(ア) 災害復旧工事の種類

a 応急復旧工事

- 設備等を応急的に復旧する工事
- 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

b 現状復旧工事

電気通信設備を機能、形態において被災前の状態に復旧する工事

c 本復旧工事

- 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事
- 電気通信設備がまったく消滅した場合に復旧する工事

(イ) 災害復旧工事の計画、実施

設備の被災の程度及び通信に対する社会的要請等を考慮し、サービス回復を優先する応急復旧工事及び現状復旧工事により通信の回復を図る。

(ウ) 復旧の順位

震災等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ順位を定めておき、その順位に従って実施する。

エ 防災業務計画

NTTの災害対策については、防災業務計画（日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの5社連名で作成）を基本とし実施する。

<http://www.ntt.co.jp/saitai/pdf/NTTbousai.pdf>

7 エネルギーの確保

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------------------|---|
| 都各局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用 ○ 重要な施設への燃料油の優先供給 |
| 東京ガス グループ ガス事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 移動式ガス発生設備による臨時供給 ○ 避難所等へのLP ガス供給 |

(2) 取組内容

《都各局》

- 非常用発電設備、コージェネレーションシステム等の活用により、病院や社会福祉施設など都民の生命に関わる施設、上下水道や物流拠点（ふ頭、市場等）など都市機能を維持するために不可欠な施設、被災者受入施設や公園など災害時の拠点となる施設の機能維持を図る。

《東京ガスグループ》《ガス事業者》（再掲）

- 震災により都市ガス施設に被害が生じた場合、都と一般社団法人東京都 LP ガス協会が協力し、避難所等に LP ガスを救援物資として供給するよう努める。

《都総務局》

- 重要施設等からの要請に基づき、予め整備しているリストを活用し、国、石油関係団体へ速やかに燃料供給要請を行う。また、重要施設等の状況や復旧見込に応じ、東京電力グループへの電源車要請や都各局への ZEV による給電依頼等の調整を行う。

【復旧対策】

| | |
|-----------|--------------|
| 1 道路・橋りょう | 4 水道 |
| 2 鉄道施設 | 5 下水道 |
| 3 河川 | 6 電気・ガス・通信など |

1 道路・橋りょう

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------|--|
| 区・都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 復旧道路の順位付け ○ 道路占用施設の復旧との工程調整 ○ 警察との連携 |
| 首都高速道路 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 復旧に向けた現地調査 ○ 復旧計画の作成 |

(2) 取組内容

① 一般道路

- 各道路管理者において、被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。
- 道路の復旧に当たっては、復旧道路の順位付けや道路占用施設の復旧との工程調整、警察との連携に努める。
- 国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下、「特定大規模災害」という。）等を受け、区は、工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、国に対し、大規模災害からの復興に関する法律に基づく支援（工事の権限代行を含む）の要請を行う。

② 首都高速道路

- 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。
- 災害復旧に当たっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。

2 鉄道施設

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じて、交通局・各鉄道事業者の復旧状況等の情報提供を行う。 |
| 各鉄道事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急点検の実施 ○ 施設の被害状況に応じた復旧 |

(2) 取組内容

① 都交通局

- 長期にわたり営業・運転再開が困難で、大規模な復旧工事が必要と考えられる場合、局の災害対策本部で局全体の復旧活動の基本方針を策定する。その基本方針に基づき、施設の管理部が実施計画を策定し、施設の復旧を行う。
- 施設等の安全性に重大な影響は与えず、補修工事等により営業・運転再開が可能な場合、施設の管理部が復旧の実施計画を策定し、施設の復旧を行う。

② 各鉄道事業者

- 鉄道施設は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。
- 各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様な被害を受けないよう、本復旧計画を立て実施する。

3 河川

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|---|
| 区 | ○ 河川管理施設の応急復旧・緊急工事を行う。 |
| 都 (建設局) | ○ 河川管理施設の応急復旧・緊急工事を行うとともに、区の実施する応急復旧・緊急工事を支援する。 |

(2) 取組内容

- 河川管理施設に被害が生じた場合は、関係機関が連携の上、応急復旧、緊急工事を行い、被害の拡大を防ぐ。

4 水道

(1) 対策内容と役割分担

水道施設に被害が生じ、平常給水が不可能となった場合に、応急対策諸活動を迅速・的確に実施できる体制を作り、一刻も早い平常給水への回復を図る。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|--|
| 区 | ○ 災害の状況に応じて、水道の復旧状況等の情報提供を区民へ行う。 |
| 都 (水道局) | ○ 取水・導水施設の復旧対策 ○ 浄水・配水施設の復旧対策 ○ 送・配水管路、給水装置の復旧対策 |

(2) 取組内容

① 活動方針

- 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設は、配水小管の復旧及び通水状況に併せ、機能が回復するよう優先して復旧に当たり、順次その他の給水管について復旧を行う。
- 取水・導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、その復旧は、最優先で行う。
- 浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を行う。
- 上記を除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、あらかじめ定める復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。

② 活動内容

水道局震災応急対策計画に基づき、浄水施設復旧班、配水施設復旧班、大規模施設復旧班を設置し、水道施設の応急復旧を行う。

ア 基本的な活動内容

- 所管施設の被害状況の把握
- 復旧方針に関する具体的な計画の策定
- 本部関係各班及び関係機関との調整
- 関係応急対策部所との指揮調整

イ 復旧計画

(ア) 復旧優先順位の決定

水道施設の被害についての情報の収集・分析を通して、適切な復旧方針を決定し、可能な限り区民への給水を確保するため、配水調整により断水区域の減少に努める。

また、送配水管等の復旧に当たっては、あらかじめ定めている復旧の優先順位に基づき、効率的に作業を進める。優先順位は次のとおり。

a 送配水管

- 首都中枢機関等への供給路線
- 第一次重要路線：送水管及び主要配水本管
- 第二次重要路線：第一次重要路線に準ずる管路及び配水小管の骨格となる路線
- その他給水上特に重要な路線：震災対策用応急給水施設、避難所等に至る管路

b 給水管

- あらかじめ定める首都中枢機関等
- 後方医療機関となる医療施設及び福祉施設
- 避難所、行政機関など地域の復旧の中核となる施設
- その他給水上特に重要な施設

(イ) 関係会社等の協力体制の確保

復旧活動は、水道局工事請負会社等との協力体制の下に実施することとしている。

このため、復旧作業に必要な作業要員、復旧用材料の確保等に関しては、関係会社等にあらかじめ協力要請を行うなど、機動性・実効性を重視した体制の整備を図っている。

5 下水道

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------------|--|
| 区 | ○ 災害の状況に応じて、下水道の復旧状況等の情報提供を区民へ行う。 |
| 都 (下水道局) | ○ 管路の復旧対策の実施 ○ 水再生センター・ポンプ所の復旧対策の実施 |

(2) 取組内容

広域的かつ甚大な被害が発生し、下水道機能に支障をきたした場合は最低限の機能を確保し、その後本復旧を行う。

① 管きよ

- 緊急調査で判明した被害状況を整理し、最低限の機能を確保する。
- より詳細に被害状況を調査し、本来の機能を確保するための復旧を行う。

② 水再生センター及びポンプ所等

- 水再生センター・ポンプ所等は、流下機能の確保と揚水、沈殿及び消毒機能の回復を図り、更に環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。
- 停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。なお、非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。また、最低限の機能確保のための復旧を行う。
- 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、石油会社との優先供給協定により、確保に努める。
- 被害状況に応じ、他の大都市等へ復旧支援を要請し、その受入れに対応する。
- 市町村の要請に応じて、相互支援の調整を行う。また、被害状況に応じ、都下水道局による支援を行うほか、関東ブロック各県等への支援要請を行う。

6 電気・ガス・通信など

復旧効果の大きさ、二次災害防止等の観点から復旧を行う。

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------------|--------------------------------------|
| 区 | ○ 災害の状況に応じて、各関係事業者の復旧状況等の情報提供を区民へ行う。 |
| 東京電力 パワーグリッド | ○ 電力供給上復旧効果の大きいものから実施 |
| 東京ガスグループ | ○ 二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施 |
| NTT東日本 | ○ 応急復旧による通信確保に取り組む |

(2) 取組内容

① 東京電力パワーグリッド

- 災害に伴う応急復旧対策については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
- 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資器材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 主な手順は以下のとおり。
 - ・ 電力施設等の被害状況及び復旧状況や停電による主な影響状況等を迅速、的確に把握する。
 - ・ 供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常体制に入る場合は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。
 - ・ 復旧資材の確保のため、予備品、貯蔵品の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、可及的速やかに確保する。
 - ・ 発電設備については、共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
 - ・ 送電設備については、ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧の標準工法に基づき、迅速に行う。
 - ・ 変電設備については、機器損壊事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
 - ・ 配電設備については、配電線路応急工法による迅速、確実な復旧を行う。
 - ・ 通信設備については、可搬型電源、車載型衛星通信地球局、移動無線機等の活用により通信を確保する。
- 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、電気火災を防止するため、屋外に避難するときは安全器またはブレーカーを必ず切ることなどについても広報する。

② 東京ガスグループ

- ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設または設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
 - ・ 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。なお、被害が甚大な場合、全国のガス会社に復旧応援の要請を行う。
 - ・ 予備品・貯蔵品等の復旧用資器材の在庫量を確認し、調達を必要とする資器材は、速やかに確保する。また、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの停止地域等の情報を HP、SNS を通じて随時広報する。
 - ・ 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じて復旧方法を選び、復旧する地域を分割しながら材料や要員・車両を手配し復旧を進める。必要に応じて、社会的優先度の高い病院や社会福祉施設、避難所には「移動式ガス設備」による臨時供給を行う。
 - ・ 被害の少ない地域については停止したガバナを再稼働することにより早期に復旧する。
 - ・ 被害の大きい地域についてはお客さま宅のメーターガス栓や引込みバルブを閉止し、道路上に埋設されているガス管と分離したうえで、ガス管の健全性を調査し、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。ガス管の健全性が確認できた場合、ガス管内の空気を抜き、ガスを安全に使用できる状態を確認してお客さま宅のメーターガス栓、引込バルブを開け、復旧を完了する。

③ NTT東日本

- 重要通信の確保または被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、自治体・ライフラインの活動状況、及び気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。
- 非常体制が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動するとともに、自治体にリエゾンを派遣し、連絡態勢を構築する。
- 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
- 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- 被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

第5編 物流・備蓄対策等の推進

災害により平常時の市場流通機能が被害を受けた場合でも、避難者の生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者に供給する必要がある。

本編では、物資の備蓄や調達、備蓄倉庫、輸送手段の確保等について対策を示す。

第1章 現在の到達状況

1 食料・水・生活必需品等の確保

区と都は、避難者用に、おかゆ、アルファ化米、クラッカーなどの食料、調製粉乳のほか、毛布、敷物、紙おむつ、簡易トイレ、生理用品、ストーマ器具などの生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するとともに、食料、生活必需品や感染症対策に必要な物資等の調達について、あらかじめ物販事業者や業界団体等に協力を依頼している。

また、区は、区内の店舗と「災害時における応急物資の調達に関する協定」を締結し、食料及び生活必需品等の調達の確保を図るとともに、米飯給食に必要な米穀については米穀小売商業組合台東支部と「災害時における米穀供給協力に関する協定書」を締結している。

飲料水の確保については、都は、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の災害時給水ステーション（給水拠点）を整備している。区においても、居住場所からおおむね1kmの距離内に、浄水設備付震災対策用深井戸（都所有施設1か所含む）（以下、震災対策用深井戸）を整備し、確保を図っている。

- 避難者に対する食料の備蓄として、おかゆ、アルファ化米、クラッカーなど区と都を合わせて、3日分を確保（4日目からは、国・他道府県や物販事業者（小売事業者等）からの調達物資等で対応を想定）している。
- 被災乳幼児（2歳未満）用として調製粉乳等（アレルギー対応用含む）を区と都合わせて、おおむね7日分確保している。
- 耐震性地下貯水槽の設置 4か所（令和5年4月）
- 震災対策用深井戸の設置 11か所（令和5年4月）
- 避難所におけるミネラルウォーターの備蓄
- 毛布、マット、タオル、安全キャンドルなどの生活必需品を備蓄している。

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

区は、災害時、避難所生活を余儀なくされた区民を対象に、食料・生活必需品等を供給するために、地域の拠点となる防災備蓄倉庫9か所を整備するとともに、発災直後に必要となる食料・生活必需品等を、避難所となる小・中学校等への分散備蓄を実施している。

また、区は緊急物資の受入れ、配分の拠点として台東区役所本庁舎を地域内輸送拠点として指定している。

- 区防災備蓄倉庫 9か所
- 災害時に避難所となる小・中学校等への分散備蓄を実施
- 地域内輸送拠点に台東区役所本庁舎を指定している。

- 他の自治体からの支援物資や民間等からの調達物資の集積地を指定している。

3 輸送体制の整備

貨物自動車の調達について、一般社団法人東京都トラック協会台東支部及び赤帽首都圏自動車運送共同組合城東支部との間で協定を締結するとともに、東京都石油商業組合台東・墨田支部との間で石油燃料の安定供給に関する協定を締結している。

第2章 課題

被害想定（都心南部直下地震）

| 被害項目 | 想定される被害 |
|-----------------|-------------|
| 避難者数 | 最大 65,468 人 |
| 避難所へ避難する人 | 最大 43,646 人 |
| 避難所以外のところへ避難する人 | 最大 21,823 人 |

1 食料・水・生活必需品等の確保

被害の程度によっては、物資の途絶が3日以上に及び、備蓄している食料が足りなくなるおそれや、区による物資の供給や都への物資要請を行えなくなる可能性がある。

また、高齢者など要配慮者及び女性の視点、一定数の避難所外避難者分を含めた食料・生活必需品の備蓄や多様なニーズに対応できる調達体制を整備する必要がある。

飲料水については、地震により水道施設が被害を受けた場合、一刻も早く通常の給水を再開するために被害箇所を復旧するとともに、復旧するまでの間、応急給水により必要な飲料水等を確保する必要がある。また、災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応も図る必要がある。

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

物資の保管場所の不足、輸送拠点の運営ノウハウの不足により、発災時の荷捌きの仕組みが機能不全になるおそれがある。

また、発災時に迅速かつ的確に物資を輸送するため、区備蓄倉庫及び物資拠点の地理的配置についても検証する必要がある。

3 輸送体制の整備

物流事業者等と連携を強化するとともに関係者間の情報の共有化や連絡体制を整備し、発災時における円滑な物資輸送を行う必要がある。

第3章 対策の方向性

1 食料・水・生活必需品等の確保

(1) 食料・生活必需品等の確保

区は都と連携して、発災後3日分の食料・生活必需品等(一定数の避難所外避難者分を含む)の確保に努める。そのため、区は備蓄品の増加と調達先の拡大により、災害時に必要な物資を確保できる体制の構築を検討する。また、備蓄にあたっては、高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の確保に努める。

都の備蓄物資は区の要請に基づき放出することになっているが、要請を待ついとまがないと認める場合は、都は区からの要請を待たずに、必要な物資の供給(プッシュ型支援)を行う。

また、都は、国・他道府県等や物販事業者(小売事業者等)との連携強化等により、受入体制の整備や多様なニーズに対応できるよう調達体制の強化に努める。災害時には、物資供給を適正かつ円滑に行われるよう区市町村、国・他道府県及び物販事業者(小売事業者等)との連絡調整を行う。

(2) 水の確保

都水道局は、水道局職員の参集を待たずに、自主防災組織等が円滑な応急給水活動を開始することができるように施設整備等を行う。

また、災害時給水ステーション(給水拠点)が遠い地域等への対応を図るため、消火栓等及び避難所応急給水栓などを活用した仮設給水栓からの応急給水をはじめとする多面的な飲料水及び生活用水確保策について、区は都水道局と連携し、自助・共助による応急給水を実施する。

生活用水についても同様に復旧状況も踏まえ、必要量の確保に努める。

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

備蓄量の充実にとまなう防災備蓄倉庫の確保について検討するとともに、応援物資の保管や輸送拠点となる場所の確保についても検討する。

3 輸送体制の整備

区は都と連携し、発災時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築するとともに、発災時に確実に業務が迅速に遂行できるのか、物流事業者等との訓練を実施するとともに、災害時における確実な履行体制を確保できるよう検討を行う。

第4章 到達目標

- 1 発災後3日分の備蓄(一定数の避難所外避難者分を含む。)の継続確保と要配慮者等に配慮した備蓄を推進する。
- 2 今後も多面的な飲料水確保策について検討し、災害時における飲料水及び生活用水の充実に努める。
- 3 備蓄品の充実に備え、新たな防災備蓄倉庫を整備する。

第5章 具体的な取組

【予防対策】

| | |
|-----------------|------------|
| 1 食料及び生活必需品等の確保 | 4 輸送体制の整備 |
| 2 飲料水及び生活用水の確保 | 5 輸送車両等の確保 |
| 3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備 | 6 燃料の確保 |

1 食料及び生活必需品等の確保

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、生活必需品等の備蓄・調達に努める。 ○ 避難所の生活環境向上のための備蓄品の確保に努める。 |
| 都 (保健医療局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域的な見地から区市町村備蓄物資の保管を補うため、備蓄を推進 |

(2) 取組内容

① 食料及び生活必需品の備蓄

- 区は、区民、事業者による備蓄を推進するため、平時から飲料水、食料、生活必需品を備蓄するよう、「たいとう区 安全・安心ハンドブック」や区ホームページ等を通じて、普及啓発を実施している。
- 避難所またはその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、災害用トイレ、マスク、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。
- 区は、都と連携し、発災後3日分の食料等の確保に努める。
- 区は、都の被害想定における発災から3日目までの最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）等を基準とし、クラッカー、アルファ化米などを備蓄する。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録に努める
- 区は、備蓄品目については、被災者の年齢や身体状況等に配慮する必要があることから、年少者から高齢者まで広範囲に対応できるおかゆ、豚汁や調製粉乳など、被災者の年齢や性別、身体状況等に配慮した食品の備蓄をすすめている。今後も、要配慮者への食料・生活必需品の備蓄を進める。
- 二次避難所（福祉避難所・妊産婦避難所）に指定された施設についても、避難行動要支援者等の食料や生活必需品の備蓄を進める。
- 区は、被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調整粉乳（アレルギー対応含む）を都と合わせて、おおむね7日分確保し、区は災害発生後の最初の3日分を備蓄している。
- 区は、災害時、避難所生活を余儀なくされた区民を対象に、毛布、生活必需品セット、安全キャンドルなどの生活必需品を備蓄している。また、高齢者や障害者のための紙お

むつや車椅子・白杖、衛生用品などを備蓄している。

- 区は、避難者が避難所で健康に過ごせるよう配慮し、生活環境維持・向上のための備蓄品の確保に努める。
- 区は、時間の経過とともに避難者のニーズが変化することを踏まえ、ニーズに対応した物資の確保に努める。

② 食料及び生活必需品の調達

- 区は、備蓄物資のほか、災害時に補給の必要があるときは、あらかじめ調達について協定している業者等から調達補給する。
- 区は、食料及び生活必需品の調達について、株式会社大丸松坂屋百貨店松坂屋上野支店、株式会社松屋浅草支店、株式会社いなげや入谷店、株式会社ぱぱす及び株式会社ココスナカムラと「災害時における応急物資の調達に関する協定」を締結している。
- 区は、特に米飯給食に必要な米穀については、東京都米穀小売商業組合台東支部と「災害時における米穀供給協力に関する協定書」を締結し、調達の確保を図っている。
- 区は、今後、区内にある他の業界団体との協定締結をすすめ、調達先の拡充に努めるものとする。

(資料第105「災害救助物資備蓄状況」資料編P382)

(資料第107「災害応急対策用材料置場・詰所等現状調書」資料編P390)

2 飲料水及び生活水の確保

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|------------|--|
| 区 | ○ 震災対策用深井戸や浅井戸等の整備により、水の確保に努める。 |
| 都 (水道局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時給水ステーション(給水拠点)となる応急給水槽及び浄水場(所)・給水所において、応急給水に必要な資器材等を管理 ○ 災害時給水ステーション(給水拠点)である浄水場(所)・給水所において、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定 ○ 水道局職員の参集を待たずに、自主防災組織等が自ら応急給水活動ができる施設の整備 ○ 区市町が避難所等において、消火栓等からの応急給水ができるよう、スタンドパイプ等の応急給水用資器材を貸与 ○ 区市町が避難所等の敷地内において、応急給水ができるよう、給水管の耐震化及び応急給水栓の設置を実施 |

(2) 取組内容

《区》

- 区は、災害の発生により上水道施設に被害が発生して、上水道の使用が不能または困難になった場合、都水道局による給水活動が行われるまでの間、区民に飲料水を供給するため、

避難所におけるミネラルウォーターの備蓄とともに、耐震性地下貯水槽や、震災対策用深井戸の給水施設の整備を図っている。

- 震災対策用深井戸の設置基準を、都所有施設（1か所）を含み、半径1kmとし、区所有施設（10か所）の設置については、平成19年度に完了している。
- 避難場所に指定されている上野公園及び隅田公園内に都水道局が震災対策用として、応急給水槽を設置しており、区は都と「給水施設の維持管理及び運用に関する協定」を締結し、施設の維持管理及び運用について相互に協力して応急給水を行う。

（資料第81「給水施設の維持管理及び運用に関する協定書」、
「給水施設の維持管理及び運用に関する協定の実施細目」資料編P324）

- 区では、東京都水道局と「消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書」を締結し、各避難所への応急給水資器材の整備を進めるとともに、自主防災組織への訓練を実施し、さらなる飲料水の確保に努める。

（資料第80「消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書」資料編P320）

- 区は、生活水の確保のため、避難所となる学校等へ浅井戸を整備している。
- 災害時に地域住民へ飲料水及び生活水を確保・供給するため、平成13年3月に台東区公衆浴場組合との間に締結した「災害時における公衆浴場所有井戸の使用に関する協定」に基づき、民有井戸の活用を図る。
- 民有井戸で飲用に適さないものについては、生活水として活用する。
- 公共施設等を新築する際に、雨水貯留施設・設備を導入するとともに、民有地においても生活水、防火水として活用できる雨水貯留設備の設置促進を図る。

（資料第108「耐震性地下貯水槽及び震災対策用深井戸設置場所一覧」資料編P391）

（資料第109「浅井戸設置場所一覧」資料編P392）

《都》

- 都は、震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1か所の災害時給水ステーション（給水拠点）の設置を目標とし、浄水場（所）・給水所等の施設を活用するとともに、給水拠点が空白地域の早期解消を図るため、応急給水槽の建設を行ってきた。台東区には2か所の災害時給水ステーション（給水拠点）が整備されており、近隣には5か所が整備されている。
- 都水道局は、浄水場（所）、給水所等に仮設給水栓など応急給水用資器材の計画的な更新を図り、資器材の整備を推進するとともに、これら資器材を収納する倉庫を整備する。また、災害時に迅速かつ的確な給水活動の実施を確保するため、設置場所、地勢及び施設水準などを考慮し、応急給水用設備の改良を行う。
- 都水道局は、自主防災組織等が、水道局員の参集を待たずに応急給水活動ができるよう、浄水場（所）・給水所の災害時給水ステーション（給水拠点）において、施設用地内に応急給水エリアを区画し、給水ユニット式応急給水ポンプ、常設給水栓、照明設備等の整備及び施錠方法の変更を行う。

（資料第110「災害時給水ステーション（給水拠点）における確保水量」資料編P393）

- 都は、災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応については、地域特

性を踏まえた多面的な飲料水及び生活水の確保に向けて、区が確保している受水槽、プール、消火栓等、避難所応急給水栓、災害用井戸等の施設を活用するなど、区と連携して応急給水に万全を期する。

(資料第79「避難所における応急給水栓の設置及び仕様に関する覚書」資料編P316)

- 応急給水槽については、電気設備や自家用発電設備などの老朽化に対応して計画的な更新を図る。
- 防災都市づくり施策として整備してきた地域における防災上の拠点について、発災時に災害時給水ステーション（給水拠点）として活用できるものは、その役割を明確にするとともに、貯水槽などの既存の施設の維持管理・更新を適切に実施し、発災時における機能の確保を図っていく。

《事業所及び家庭》

事業所及び家庭においては、水道の復旧には時間を要するので、平素から水の汲み置き等により生活水の確保に努める。

3 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の拠点となる防災備蓄倉庫の整備及び管理 ○ 避難所となる小・中学校等への分散備蓄の実施 ○ 地域内輸送拠点の確保 ○ 防災船着場の活用 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国や他都道府県等からの支援物資を円滑に受入れるため、あらかじめ受援体制を整える。 ○ 区市町村の地域内輸送拠点を把握する。 |

(2) 取組内容

① 備蓄倉庫等の整備

《区》

- 区は、災害時、避難所生活を余儀なくされた区民を対象に、食料をはじめとする災害対策用物資・資器材を供給するために、地域の拠点となる防災備蓄倉庫9か所を整備している。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努めるものとする。
- 区は、防災備蓄倉庫の他、食料、生活必需品等、発災直後に必要となるものを、避難所となる学校等への分散備蓄を実施している。
- 区は、備蓄品の使用状態を保つため、定期点検を計画的に行う。
- 区は、物資の防湿を図るため、防災備蓄倉庫の定期的な開放・換気に努める。

- 区は、備蓄品の充実による保管場所の不足を解消するため、新たな防災備蓄倉庫の整備を検討する。
- 区は、発災時に迅速かつ的確に物資を輸送するため、区備蓄倉庫及び物資拠点の地理的配置について検証し、倉庫の役割や保管内容の見直しを検討する。
- 区は、避難所等への食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け、一時的保管機能を持つ場所として、台東区役所本庁舎を地域内輸送拠点とし、都総務局に報告する。
- 区は、他の自治体からの緊急物資等の集積地として、区役所本庁舎を含め、6か所の集積地を定めている。また、緊急輸送路となる幹線道路沿いの区有施設やヘリコプターの臨時離着陸場におけるストックヤードの確保に努める。

(第2部第7編「応急対応力の強化」P233参照)

(資料第111「区内災害時臨時離着陸場候補地一覧」資料編P394)

《都》

- 円滑に他の者の応援を受入れるため、あらかじめ、応援部隊の活動拠点、緊急物資の輸送経路、広域輸送基地での物資受入れや輸送車両の待機場所等について明らかにした受援体制を整備する。
- 都は、他県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替・配送等の拠点として、陸上、海上及び航空別に広域輸送基地を定めている。
- 都は、区が指定した地域内輸送拠点を把握する。

【物資拠点】

| | |
|---------|--|
| 広域輸送基地 | 都が設置。国・他道府県等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積替え・配送等の拠点。多摩広域防災倉庫、トラックターミナル、ふ頭、空港、民間倉庫など |
| 地域内輸送拠点 | 区市町村が設置。区市町村の地域における緊急物資等の受入れ、配分、避難所への輸送等の拠点 |

(資料第112「防災備蓄倉庫一覧」資料編P395)

(資料第113「食料・生活必需品等の集積地一覧」資料編P395)

② 防災船着場

- 区は、防災船着場を緊急輸送と地域防災活動を支援するための水上輸送基地として、被災者に対する食料、生活必需品等の緊急物資輸送や疾病者、避難者、帰宅困難者等の搬送に活用する。
- 防災船着場の現況

| 船着場名称 | 所在地 | 備考 |
|----------|---------------|------------|
| 浅草 | 台東区花川戸1丁目1番地先 | 東京都観光汽船(株) |
| 浅草東参道二天門 | 台東区花川戸2丁目1番地先 | 区 |
| 桜橋 | 台東区今戸1丁目地先 | 都(建設局) |

○ 防災船着場の運用

都が管理する防災船着場についての発災時の運用は、統一的な運用の観点から、東京都地域防災計画に下記のとおり定められている。

【防災船着場の運用】再掲

| 機関名 | 都・区災害対策本部等設置期間中 | 都・区災害対策本部等立ち上げ時 |
|------------------|--|---|
| 都 災 害 対 策 本 部 | 運用指示主体 (都全体の災害対策活動の中で調整を行い、必要がある場合、区災害対策本部に運用の指示をする。) | 都災害対策本部は、区災害対策本部が防災船着場の運用主体になり、防災船着場として利用が可能になったことを防災機関に周知する。 |
| 都 (建設局) | 運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修) | 損傷の有無の点検を行い、安全を確認し、区災害対策本部へ引継ぐ。 |
| 都 (港湾局) | 運用支援主体 (損傷等に対する修繕・補修) | 損傷の有無の点検を行い、安全を確認する。 |
| 区 | 運用主体 (一切の運用管理権限を掌握) | 都建設局の安全確認点検後、運用主体として、引継ぎを受け、都災害対策本部に報告する。 |

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」P152参照)

4 輸送体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--------------------------------|
| 区 | ○ 輸送に関する訓練の実施 ○ 協定先との定期的な確認 |

(2) 取組内容

- 区は、総合防災訓練などの際、物流事業者などの関係機関と連携して、実践的な訓練を実施する。
- 区は定期的に、一般社団法人東京都トラック協会台東支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部と締結している協定に基づき、発災時における連絡窓口や対応手続き等を確認する。

5 輸送車両等の確保

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 各警察署 | ○ 緊急通行車両等の確認 |
| 区 | ○ 車両の届け出 ○ 物資の輸送のため必要となる車両について、車両の事前届け出を行う。 |

(2) 取組内容

- 災害が発生した際に、一般車との識別を図り円滑な業務を行うため、応急対策のために緊急通行車両として使用する予定の公用車については、事前に東京都公安委員会に届け出る。
- 協定を締結している業者の車両についても、緊急通行車両としての届け出を行う。

6 燃料の確保

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|--------|----------------|
| 区 都 | ○ 石油燃料の供給体制の整備 |

(2) 取組内容

- 区は、石油燃料の供給に対し、東京都石油商業組合台東・墨田支部と「災害時における石油類等の供給に関する協定」を締結し、対策を進めている。
- 協定の実効性を高めるため、平常時の燃料のストック状況、発災後の連絡体制、燃料の搬送体制、燃料供給を受ける施設の受入れ体制など細部にわたりその内容を検証する。
 (資料第114「災害時に使用可能な車両等一覧」資料編P396)
- さらに、災害時に一般車両が給油所に殺到することを抑制するため、日頃から車両の燃料を満タンにする「満タン運動」を展開し、自家用車等の燃料の日常備蓄を促進していく。
- 都は、石油連盟（製造・卸業）及び東京都石油商業組合（小売）等と「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」を、石油製品販売事業者と「大規模災害時における石油燃料確保のための備蓄等に関する協定」を締結し、対策を進めている。
- 都は、災害時に燃料供給が必要となる施設の情報等を把握し、円滑な燃料供給ができるよう、関係機関の協力を得ながら実践的な訓練を実施し、災害時に最大限の効果が発揮できる体制を整える。

【応急対策】

| | |
|---------------|------------|
| 1 備蓄物資の供給 | 5 義援物資の取扱い |
| 2 飲料水の供給 | 6 輸送車両の確保 |
| 3 物資の調達要請 | 7 燃料の確保 |
| 4 支援物資の受入れ・配分 | |

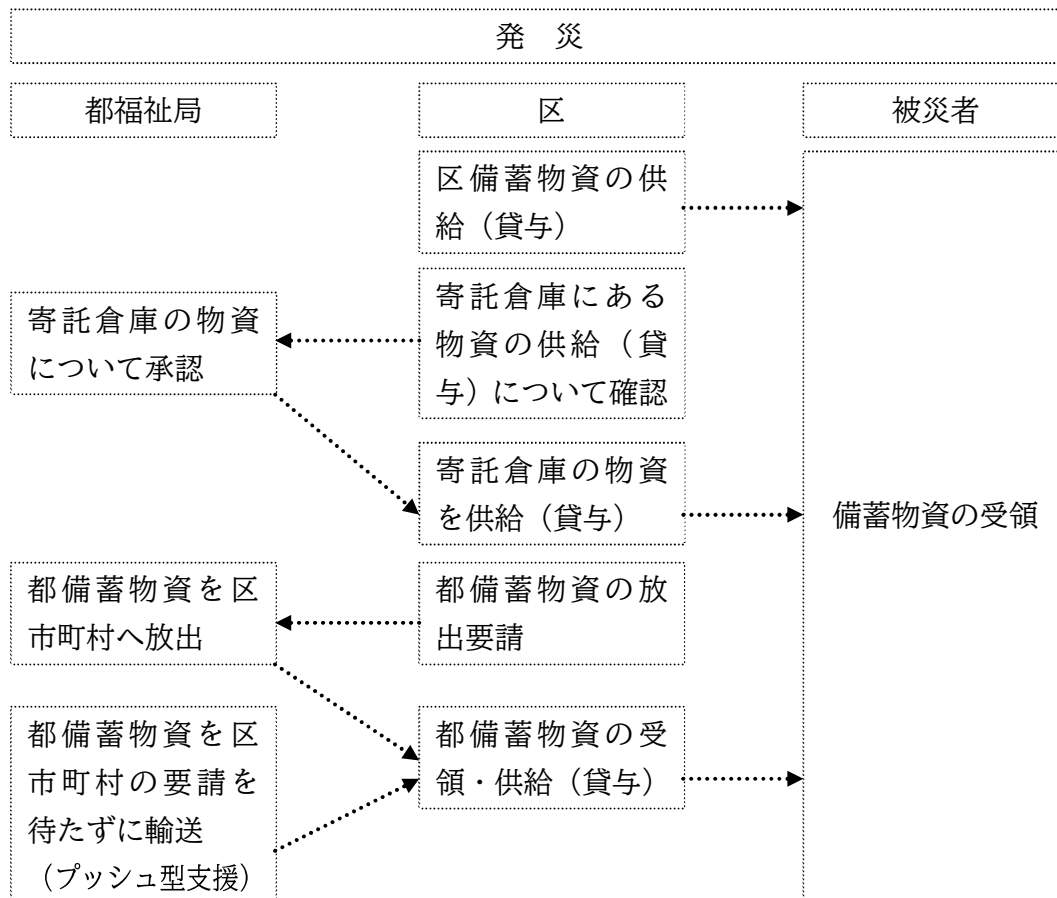
1 備蓄物資の供給

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、生活必需品等の備蓄物資の供給 ○ 都への調達要請 |
| 都 (福祉局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都備蓄物資を区市町村へ放出 ○ 広域輸送基地の開設 ○ 広域輸送基地での受入れ・荷さばき等 ○ 状況により、関係局等に調達を依頼し、直ちに所要量を確保するとともに、都本部を通じて他府県へ応援を要請 |

第5編
第2部

(2) 業務手順



- ※ 炊き出し等の体制が整うまでの間は、区及び都の備蓄または調達する食料等を支給する。
- ※ 道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、原則として米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

<配布基準>

- 配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- ただし、この基準により難しい事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て定める。

(3) 取組内容

≪区≫

① 食料の供給

- 震災時における被災者への食料の供給を実施する。
- 被災者に対する食料の供給は、区が開設する避難所等において、災害救助法の定める基準に従って行う。
- 食料の仕分けや供給にあたっては、健康・栄養的な視点や要配慮者への対応を考慮するため、栄養士等の専門職と連携して行う。
- 被災者に対する食料の供給は、原則として、避難所へ避難した者を対象に実施するが、自宅に残留している被災者にも及ぶよう努め、区が備蓄しているおかゆ、アルファ化米などにより実施する。また、4日目以降は、全ての被災者の多様な食料需要に応えるため、食料の調達体制を整える。
- 備蓄物資(クラッカー等)として都福祉局が区に事前に配置してあるものは、都福祉局長の承認を得て、区が被災者に供給する。ただし、緊急を要する場合は事後に報告する。
- 被災の状況により、食料の供給の実施が困難な場合は、都本部に応援を要請する。
- 必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点(台東区役所本庁舎)で受領する。

② 生活必需品の供給(貸与)

- 震災時における被災世帯に対する生活必需品等の供給(貸与)を実施する。
- 被災者に生活必需品等の供給(貸与)を実施する場合、災害救助法の定める基準に従って、住家の全壊、全焼、半壊、半焼により直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。
- 備蓄物資(毛布、敷物等)として、都福祉局が区市町村に事前に配置してあるものは、都福祉局長の承認を得て区が輸送し被災者に供給(貸与)する。ただし、緊急を要する場

合は事後に報告する。

- 生活必需品の供給（貸与）は、被害の実情に応じ次に掲げる品目をもって行うものとする。
 - ・寝具 ・外衣 ・肌着 ・身廻品 ・炊事用具 ・日用品 ・光熱材料
- 被災の状況により、生活必需品等の供給（貸与）の実施が困難な場合は、都本部に応援を要請する。
- 必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムへの入力等により、都福祉局に備蓄物資の放出を要請し、地域内輸送拠点（台東区役所本庁舎）で受領する。

≪都福祉局≫

- 災害救助法適用後、区長から要請があった場合は、都福祉局が備蓄している物資を放出し、区の指定する地域内輸送拠点に輸送する。
- 主として避難所生活者を対象に食料及び生活必需品を放出する。
- 区の被災状況を鑑みて緊急を要し、区からの要請または要求を待ついとまがないと認められるときは、要請または要求を待たずに、必要な物資の供給など必要な措置（プッシュ型支援）を講ずる。
- 被災地以外の隣接区市町村の避難所に避難した被災者に対しても、当該区長において救援に協力するよう連絡する。
- 区から調製粉乳の調達依頼があった場合は、都福祉局保有の備蓄調製粉乳を放出する。
- 民間事業者と締結した「災害時における物資の調達支援協力に関する協定」に基づき、災害発生時には、乳児用液体ミルクを緊急に調達し提供する。また今後、乳児用液体ミルクの災害時の備蓄についても検討する。
- 子育て世代の方などが乳児用液体ミルクに関して正しく理解し、適切に使用できるよう、普及啓発を進めていく。

2 飲料水の供給

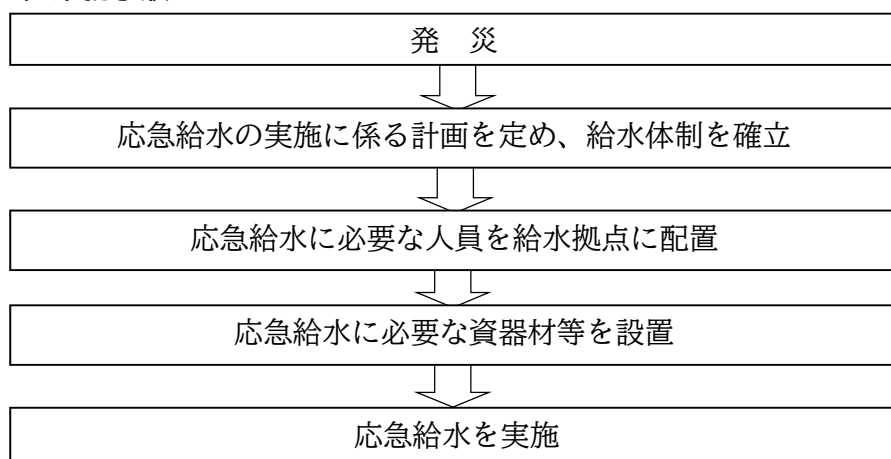
(1) 対策内容と役割分担

給水活動の実施に当たっては、東京都水道局文京営業所と連絡を密にし相互に協力して、給水活動を行う。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）である応急給水槽における応急給水に必要な資器材の設置 ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）（応急給水槽、浄水場（所）及び給水所）での応急給水 ○ 災害時給水ステーション（給水拠点）からおおむね2 km以上離れている避難場所又は都本部を通じ応急給水の要請があった医療施設、福祉施設等での応急給水 ○ 防災協力員の協力による震災対策用深井戸等の稼働 ○ 必要に応じて、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水 |

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|------------|--|
| | ○ 避難所応急給水栓による応急給水 |
| 都 (水道局) | ○ 災害時給水ステーション(給水拠点)からおおむね2 km以上離れている避難場所又は都本部を通じ応急給水の要請があった医療施設、福祉施設等について、車両輸送による応急給水 ○ 必要に応じて、消火栓等からの仮設給水栓による応急給水 ○ 避難所応急給水栓による応急給水 |

(2) 業務手順



(3) 取組内容

① 震災時の応急給水の方法

ア 都水道局の取組

- 震災情報システム等により、迅速かつ的確に災害時給水ステーション(給水拠点)の稼働状況など必要な状況を把握する。
- 応急給水槽及び浄水場(所)・給水所等の災害時給水ステーション(給水拠点)で応急給水を行う。
- 災害時給水ステーション(給水拠点)からの距離がおおむね2 km以上離れている避難場所等で、関係行政機関等から要請があり、必要と認められる場合には、車両輸送による応急給水を行う。給水車の要請が多数の場合は、原則、「病院等」「水を供給できない給水拠点」「避難所」の対応順位で、応急給水を行う。
- 断水地域の状況、水道施設の復旧状況等に応じて、特に必要がある場合に、消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。
- 避難所応急給水栓が設置されている場合は、区が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。

イ 仮設給水栓等による応急給水

応急給水計画上の必要拠点であり、避難所となっている施設等で給水装置が損傷等により使用できない場合、都水道局、区、自主防災組織等は、協力して消火栓等を活用した仮設給水栓及び避難所敷地内に設置した応急給水栓により、住民等への給水を行う。

② 医療施設等への応急給水

医療施設及び重症心身障害児(者)施設等の福祉施設について、その所在する地区の関係行政機関から都本部を通じて緊急要請があった場合は、車両輸送により応急給水を行う。

③ 災害時給水ステーション（給水拠点）での都と区の役割分担

- 応急給水槽においては、区が応急給水に必要な資器材等の設置及び住民等への応急給水を行う。
- 浄水場(所)・給水所等においては、都が応急給水に必要な資器材等を設置し、区が住民等への応急給水を行う。なお、都職員の参集を待たずに応急給水が行えるような施設の改造等を行った災害時給水ステーション（給水拠点）では、区が指定した住民による応急給水も可能である。
- 飲料水を車両輸送する必要がある避難場所においては、都水道局が区により設置された仮設水槽まで飲料水を輸送・補給し、区が住民等への応急給水を行う。
- 消火栓等を活用した応急給水については、応急給水用資器材を都水道局が区に貸与する。発災時、区が通水状況を都水道局に確認した後、区や住民が応急給水用資器材を設置し応急給水を行う。
- 避難所応急給水栓を活用した応急給水については、区が応急給水用資器材を接続して応急給水を行う。

④ 飲料水の給水基準

震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3ℓとする。

⑤ 給水体制

- 震災が発生した場合、都は災害時給水ステーション（給水拠点）の稼働状況など、必要な情報を震災情報システム等により迅速かつ的確に把握する。
- 都水道局は、応急給水の実施に係る計画を定め、給水体制を確立する。
- 浄水場(所)・給水所の災害時給水ステーション（給水拠点）において、都水道局は、災害発生時に参集の上活動する要員をあらかじめ指定しており、震災時にはこれらの要員等と区が連携して、迅速な応急給水を実施する。
- 都水道局は、車両輸送を必要とする医療施設等については、給水タンク等の応急給水用資器材を活用し、都水道局保有車両及び雇上車両などによって輸送する。
- 道路障害物除去が遅れ輸送が困難な場合、給水が可能となるまでの間、区は、避難所におけるミネラルウォーターの備蓄とともに、耐震性地下貯水槽や、震災対策用深井戸の給水施設を利用するなど、あらゆる方法によって飲料水及び生活水の確保に努める。

⑥ 防災協力員の協力

夜間・休日等に大規模災害が発生した場合、区は、防災協力員の協力を得て、震災対策用深井戸及び耐震性地下貯水槽の給水設備を稼働する。

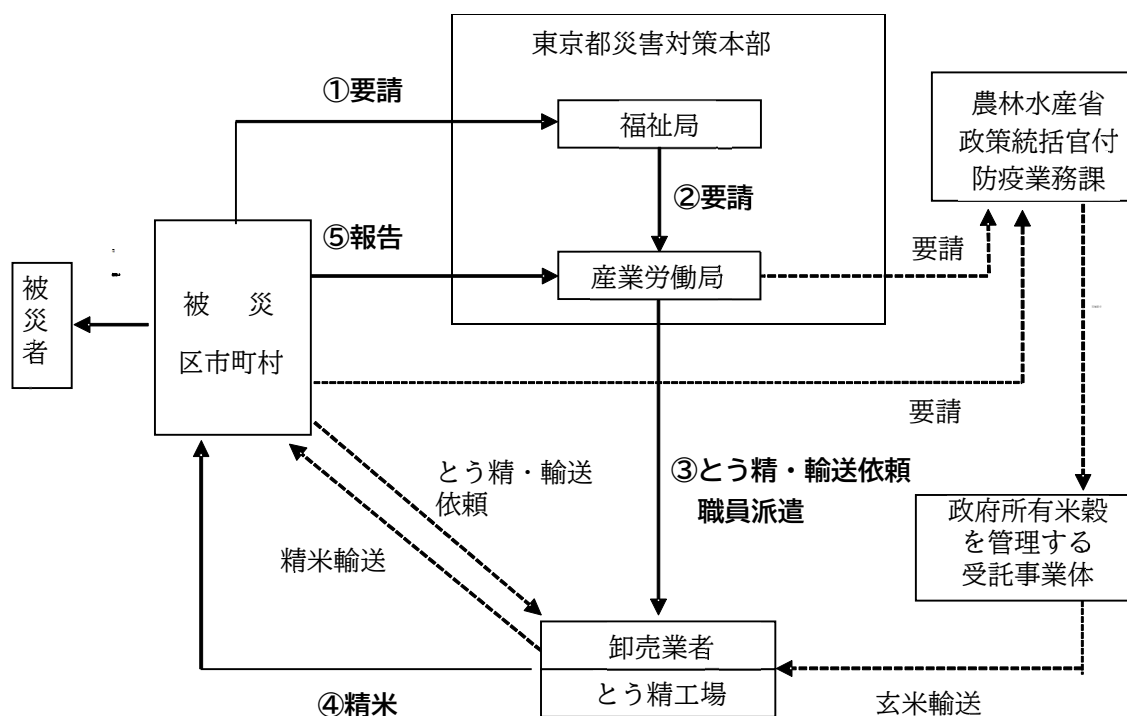
3 物資の調達要請

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要な物資の調達計画を策定 ○ 状況に応じて物資の調達を都福祉局に要請 ○ 現地調達が適当な場合は、現地調達する ○ 協定締結先からの物資の調達 |

(2) 業務手順

【米穀の調達フロー図】



※産業労働局と卸売業者で協定締結

(3) 取組内容

① 食料

- 被災者に対する炊き出しその他による食品の供給のため、調達(備蓄を含む。)計画を策定する。策定にあたっては、栄養士等の専門職と連携する。
- 調達計画は、食品の多様化や高齢者など要配慮者等に配慮した主食及び副食の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

② 生活必需品

- 震災時において実施する被災者に対する生活必需品等の供給(貸与)のため、調達(備蓄

を含む。)計画を策定する。

- 調達計画は、被災世帯を想定して生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。

③ 都への要請

災害救助法適用後、生活必需品等の供給(貸与)の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより都福祉局に要請する。ただし、通信途絶等の被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、現地調達する。

4 支援物資の受入れ・配分

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定締結先への要請 ○ 支援物資の受入れと配分 |

(2) 取組内容

- 区は、相互応援協定に基づき、必要な品目、数量及び受入れ場所等を明らかにして物的支援を要請する。
- 区は、要請に当たっては、受入れ場所までの経路、輸送手段、受領日時等について相手方と調整する。
- 区は、他の自治体からの支援物資や民間からの調達物資をあらかじめ指定している食料・生活必需品等の集積地で受入れる。

5 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

区は、義援物資の取扱いについて、生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問い合わせ先等を広報するなど迅速に対応していく。

6 輸送車両の確保

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 車両の調達・配分 ○ 所要車両が調達できない場合、都本部へ調達のあっせんを要請 |

(2) 取組内容

① 車両の調達

- 貨物自動車についても、区所有の貨物自動車を使用することとし、不足を生ずる場合は協定を締結している一般社団法人東京都トラック協会台東支部及び赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城東支部等から調達する。
- 所要車両が調達できない場合、都財務局へ調達あっせんを要請する。

② 車両の配分

- 区災害対策本部各部のうち、主として災対文化産業観光部及び災対都市づくり部に配車する。
- 負傷者、避難者の搬送や救助物資の輸送等緊急対策上必要とする場合は、関係各部において車両等を確保する。
- 区災対各部は、必要とする車両等の種類、台数及び使用する日時を示して、災害対策本部に対して請求する。
- 災害対策本部は、供給先から車両等を調達し、災対各部へ引き渡す。

7 燃料の確保

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 協定締結先への支援要請 ○ 石油類の燃料保管のための仮貯蔵、仮取扱いの事前申請 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 国との連絡調整 ○ 都内の被災状況及び交通規制の状況等を収集し、石油連盟等へ提供 |

(2) 取組内容

- 給油の必要が生じた場合、給油対象施設の担当者等は、まずは、平時の取引先に給油を依頼する。
- 平時の取引先での給油調達が不可能な場合、区は状況に応じて、東京都石油商業組合台東・墨田支部と締結している「災害時における石油類等の供給に関する協定書」に基づき、緊急車両等の燃料及び区民の生活を確保するための燃料支援を要請する。または、都各局を経由し、都本部へ要請する。
- 都本部は、各局からの要請に基づき、協定締結団体・事業者へ給油を要請する。
- 都本部は、協定締結団体・事業者での給油調達が不可能な場合、国へ要請する。

【復旧対策】

| | |
|--------------|----------|
| 1 多様なニーズへの対応 | 4 生活水の確保 |
| 2 炊き出し | 5 物資の輸送 |
| 3 水の安全確保 | |

1 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化する。また、要配慮者の特性によって必要となる物資は異なる。

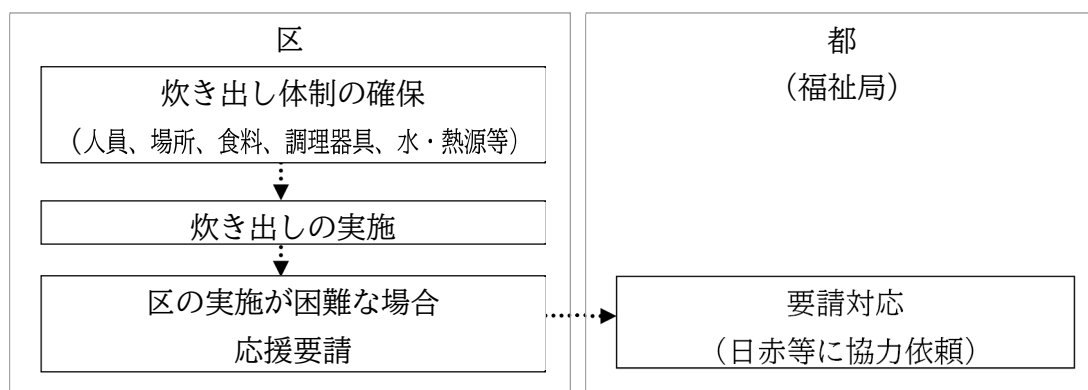
区は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

2 炊き出し

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。 ○ 状況に応じて、都へ炊き出し要請を行う。 |
| 都 (福祉局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村長からの炊き出しの要請に対応する。 |

(2) 業務手順



(3) 取組内容

《区》

- 震災後およそ4日目以降、原則として米飯の炊き出し等により給食する。
- 炊き出しの実施については、備蓄物資のかまどセットや利用可能な小中学校等の給食施設等を利用して行う。

- なお、炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。
- 炊き出し、食料・飲料水の配分については、町会・自主防災組織・日赤奉仕団等民間団体や、ボランティアの協力を得て、各避難所運営委員会が行う。
- 被災状況によって、炊き出しその他による食品等の供給の実施が困難な場合は、都福祉局に応援を要請する。

3 水の安全確保

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区は「環境衛生指導班」を編成し、飲料水の消毒及び消毒効果の確認を行う。 ○ ライフライン復旧後、給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、住民に適正に周知する。 ○ 状況に応じて、都に消毒液等の配布を要請する。 |
| 都 (福祉局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消毒液等の配布 |

(2) 業務手順

《区》

避難所での飲料水の安全を確保するため、「環境衛生指導班」は必要に応じて、飲用に供する水の消毒を行う。それ以後の消毒について、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。

《都福祉局》

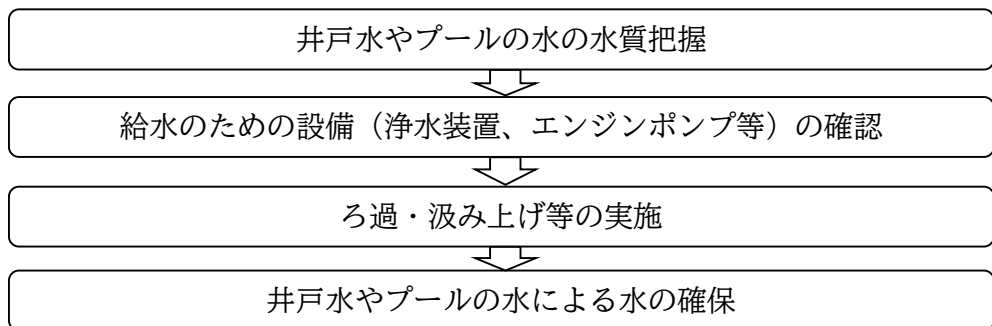
区市町村からの要請に応じ、消毒薬の配布を行う。

4 生活水の確保

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|--------|----------------------|
| 区 | ○ 避難場所・避難所における生活水の確保 |
| 区民・事業所 | ○ 事業所・家庭等における生活水の確保 |

(2) 業務手順



《区》

(避難場所における対応)

- 防災用井戸（深井戸、浅井戸）、雨水貯留槽等によって生活用水を確保する。

(避難所における対応)

- 被災後、断水した場合には、防災用井戸（深井戸、浅井戸）、学校のプール等で確保した水を使用する。

《区民・事業者》

上水道に支障が発生している場合には、汲み置き、防災用井戸（深井戸、浅井戸）によって水を確保する。

5 物資の輸送

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|---|---|
| 区 | ○ 地域内輸送拠点等から避難所等への物資を輸送 |
| 都 (福祉局) | ○ 調達した物資、国・他道府県等から陸上輸送による応援物資等を、区市町村の指定する地域内輸送拠点に輸送 |
| 都 (生活文化 スポーツ局) (産業労働局) (中央卸売市場) | ○ 調達した物資を、広域輸送基地又は区の指定する地域内輸送拠点まで輸送 |

(2) 業務手順

① 調達物資の輸送

- 都は、調達した食料及び生活必需品等は、広域輸送基地又は区市町村が指定する地域内輸送拠点等へ、調達業者等の協力を得て輸送する。
- 都は、応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

② 国・他道府県等からの応援物資の輸送

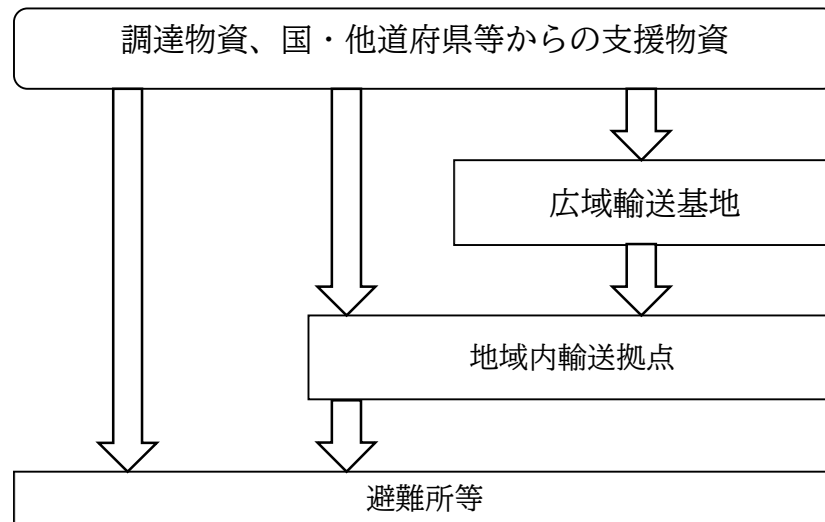
- 他道府県等から陸上輸送による応援物資等は、広域輸送基地または区が指定する地域内輸送拠点等へ、他道府県等の協力を得て輸送する。
- 都は、応援要請時には、原則として、状況に応じた適正な車両規模による単種類積載を依頼する。

③ 海上輸送

- 陸上輸送することが困難な場合、または大量の物資が必要な場合は、被災状況や道路啓閉情報状況を踏まえ、都港湾局が海上輸送基地を決定する。

- ふ頭内での滞留物資は、港湾施設の上屋やヤードで一時保管後、地域内輸送拠点へ輸送する。

【陸上搬送概念図】



(3) 取組内容

- 区は、防災備蓄庫に備蓄している食料、生活必需品等を避難所等へ輸送する。
- 区は、地域内輸送拠点（台東区役所本庁舎）や集積地で受入れた物資を避難所等へ輸送する。
- 調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、応急対策「1 備蓄物資の供給」と同様に行う。

（資料第115「都輸送拠点一覧」資料編P397）

第6編 医療救護・保健等対策

震災時には、家屋やブロック塀の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが想定されるため、災害発生直後から多数の負傷者に対して迅速に医療救護活動を行わなければならない。本編では、発災時における初動医療体制の確立や医薬品・医療資器材の確保等について示す。

第1章 現在の到達状況

1 初動医療体制の確立

地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、柔道整復師会と医療救護活動に関する協定を締結し、災害時における初動医療体制を確立している。また、保健活動班、防疫班、環境衛生指導班及び食品衛生指導班を編成し、避難住民等の健康管理や感染症予防など保健衛生、防疫体制を整備している。

2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品及び医療資器材は、外部からの供給が始まる時期等を踏まえ、おおむね初動期（被災後3日程度）に必要な量を備蓄している。また、災害用医療資材7点セットを緊急医療救護所設置場所付近に、緊急医薬品3点セットを各区民事務所等に備蓄している。

3 医療施設等の基盤整備

区内病院1か所（永寿総合病院）が東京都の災害拠点病院に指定されている。また、区内病院2か所（浅草病院及び区立台東病院）が東京都の災害拠点連携病院に指定されている。（令和5年4月1日現在）

※ 災害拠点病院は主に重症者、災害拠点連携病院は主に中等症者の治療を行う病院

第2章 課題

被害想定（都心南部直下地震）

| 被害項目 | 想定される被害 |
|------|-----------|
| 負傷者数 | 最大 1,898人 |
| 重傷者数 | 最大 215人 |
| 死者数 | 最大 146人 |

1 初動医療体制等の確立

医療機関や救護所の被災状況や収容可否状況などの情報についての的確に把握・集約する必要がある。

また、発災時の医療機能を確保する上で、施設や医療資器材、医薬品等をはじめ、医療人材の

確保が必要であるとともに、医療救護対策本部や医療救護所の有効な配置について検討する必要がある。

2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品や医療資器材の確保及び医薬品等の搬送体制を確立していくことが必要である。また、初動期に必要な医薬品等については、現在、医療救護所とは別の場所に備蓄されているため、医療救護所に備蓄できるよう検討する必要がある。

第3章 対策の方向性

1 初動医療体制等の確立

(1) 区災害医療コーディネーターの設置

災害時における医療救護活動等の統括・調整に対する医学的助言を行う区災害医療コーディネーターを設置する。区災害医療コーディネーターは、災害医療や地域医療の実情に精通した医師から任用する。

さらに、地域の実情に応じて構築している災害時の情報連絡系統や緊急医療救護所の設置場所などが円滑に機能するよう、引き続き体制強化を図っていく。

また、精神科領域の災害時における医療体制の整備を推進するとともに、小児・周産期に係る災害時の情報収集や関係機関との調整機能について体制を構築する。

※ 都は、都全域を統括する東京都災害医療コーディネーター、二次保健医療圏ごとに東京都地域災害医療コーディネーターを設置する。なお、本区は区中央部保健医療圏（千代田、中央、港、文京、台東）に該当する。

(2) 発災後における医療人材の確保

地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会への派遣要請や、東京都（東京都地域災害医療コーディネーター）に都医療救護班等の派遣要請を行い、医療人材を確保する。

(3) 医療救護所の配置の見直し

発災時に限られた医療資源で効率的に医療救護活動を行うため、災害フェーズ区分に応じた医療救護所の設置を行う。

2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品等の搬送のため、マンパワーの確保及び搬送手段の確保を検討する。また、初動期に必要な医薬品・医療資器材を医療救護所に備蓄できるよう検討するとともに、備蓄する医薬品等の内容について定期的な見直しを実施する。

医療救護班が使用する医療資器材の備蓄数量は、外部からの供給が始まる時期等を踏まえ、おおむね3日分の備蓄を図る。

また、区は、災害時の医療救護活動が円滑に行われるように医薬品に関する情報収集や薬剤師班の活動の調整を行う災害薬事コーディネーターを設置する。

区災害薬事コーディネーターは、災害医療や地域医療の実情に精通した薬剤師から任用する。

第4章 到達目標

1 区災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を強化

区災害医療コーディネーターを中心として、情報連絡体制や区の実情を踏まえた医療連携体制を強化する。

2 医薬品等の確保に向けて、区災害薬事コーディネーターを中心とした供給体制の強化

発災後の医薬品や医療資器材の確保に向け、地区薬剤師会と連携した備蓄や供給体制を強化する。

第5章 具体的な取組

【予防対策】

| | |
|--------------|----------------|
| 1 初動医療体制等の整備 | 2 医薬品・医療資器材の確保 |
|--------------|----------------|

1 初動医療体制等の整備

1-1 情報連絡体制等の確保

(1) 対策内容と役割分担

保健医療に関する情報の収集は、都と区で次のように役割分担を行っている。医療救護活動は初期の活動が重要なため、迅速な情報収集に努める。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|--------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none">○ 管内の医療機関及び地区医療救護班等との連絡体制の確立○ 急性期における医療救護所及び医療救護活動拠点の設置○ 区災害医療コーディネーターを中心とした、区域内及び東京都地域災害医療コーディネーターとの情報共有等の情報連絡体制を構築 |
| 都 (保健医療局) | <ul style="list-style-type: none">○ 把握すべき医療機関の被害状況及び活動状況等の事項を事前に整理○ 東京都災害医療コーディネーターを中心とした都全域の情報連絡体制を構築及び東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした圏域内の情報連絡体制を確保し、各コーディネーターによる統括・調整機能の確立 |

(2) 取組内容

区の情報連絡体制

- 平時より区内の災害医療体制を統括・調整するための医学的助言を行う、区災害医療コーディネーターを任命する。
- 区災害医療コーディネーターが区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を構築するとともに、情報通信訓練等を実施する。

【災害医療コーディネーター】

| 名 称 | 説 明 |
|-----------------------|---|
| 東京都災害医療 コーディネーター | 都内全域の医療救護活動等を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師 |
| 東京都地域災害医療 コーディネーター | 二次保健医療圏ごとに医療救護活動等を統括・調整するため、都が指定する医師 |
| 区災害医療 コーディネーター | 区内の医療救護活動等を統括・調整するため、区に対して医学的な助言を行う区が指定する医師 |

【災害時小児周産期リエゾン】

| 名 称 | 説 明 |
|---------------------|---|
| 東京都災害時小児周産期 リエゾン | 都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師 |
| 地域災害時小児周産期リ エゾン | 各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師 |

【都の医療対策拠点等】

| 名 称 | 説 明 |
|-------------------|--|
| 二次保健医療圏 医療対策拠点 | 都が、地域災害拠点中核病院等において、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所 |
| 地域災害医療連携会議 | 都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが召集し、情報共有や災害医療に対する方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議 |

1-2 医療救護活動等の確保

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|--------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 管内の医療機関、区医療救護班、区歯科医療救護班、区薬剤師班等の確保 ○ 緊急医療救護所及び避難所医療救護所の設置場所を確保 ○ 医療救護活動拠点の設置場所を確保 |
| 都 (保健医療局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京DMAT及び東京DPAT隊員を養成 ○ 都医療救護班、都歯科医療救護班、都薬剤師班等の確保 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京消防庁等とともに、救出救助活動と連携した東京DMA Tの活動訓練等を実施 ○ 病院や薬局等医療機関の事業継続計画（BCP）策定を支援 ○ DHEAT構成員の養成 ○ 応援保健医療活動チームの受入体制の整備 ○ 東京都立病院機構との調整 |
|--|---|

(2) 取組内容

医療救護班等の確保

- 区医療救護班、区歯科医療救護班及び区薬剤師班等を編成できるように、地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会等と協定を締結する。
- あらかじめ医療救護所（緊急医療救護所を含む）を設置する場所を定めておく。
- 医療救護活動拠点を設置し、区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うための体制を整備する。

1-3 負傷者等の搬送体制の確保

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|--------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者の搬送方法の検討 ○ 医療救護所（緊急医療救護所を含む）における傷病者の搬送体制の構築 |
| 都 (保健医療局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 ○ 東京都ドクターヘリによる搬送体制の整備 ○ 被災地外への広域搬送を確保するため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）（※）の設置場所を確保 ○ 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保 |

※ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）
 広域搬送拠点に搬送された患者を被災地外へ搬送するにあたり、長時間の搬送に要する処置等を行う臨時医療施設をいう。SCUは、Staging Care Unitの略。

(2) 取組内容

- 医療救護所における傷病者の搬送体制を構築する。
- 搬送手段の拡充を図るため、車両や船舶等を保有する関係機関との協力体制を、整備する。

1-4 防疫体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|--------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定 ○ 都、関係団体等と連携した動物救護体制の整備 |
| 都 (保健医療局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬品等の受入・調達計画を策定 ○ 防疫に関して周知するためのリーフレットを作成 ○ 区市町村、関係団体等と連携した動物救護体制の整備 |

(2) 取組内容

- 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定する。
- 都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。
(第2部第9編「避難対策」P313参照)

2 医薬品・医療資器材の確保

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|--------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護班用及び避難所用の医薬品等を備蓄 ○ 地区薬剤師会と連携し、災害薬事センターの設置場所、運営方法、調達方法等をあらかじめ協議 |
| 地区薬剤師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の情報連絡体制の整備 ○ 薬剤師班の編成体制等を整備 |
| 都 (保健医療局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都医療救護班や医療救護所に医薬品等を供給できるよう、災害用救急医療資器材・単品補充用医薬品を備蓄 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材の備蓄及び医薬品等を確保 ○ 医薬品集積センターの設置場所の要件や運営方法を予め関係機関と協議 ○ 東京DMA T指定病院に災害時医療支援車(東京DMA Tカー)や医療資器材等を配備 |

(2) 取組内容

① 医薬品・医療資器材の備蓄・確保

- 医療救護班が使用する医療資器材の数量は、外部からの供給が始まる時期等を踏まえ、おおむね3日分を備蓄している。

(資料第116「災害時救急医療品一覧」資料編P402)

- 災害時の医療救護用として備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、区において独自に調達するとともに、都に都の備蓄の供出要請を行う。この場合、都が備蓄する医薬品等の搬送は都が対応する。なお、区は、医薬品等の卸売販売業者から円滑に調達が行えるよう、事前に、地区薬剤師会と協力のうえ卸売販売業者と協定を締結している。
- 地区薬剤師会と連携して、災害薬事センターの設置場所や運営方法、納入先及び納入先への搬送方法等、具体的な活動内容について協議する。

【応急対策】

| | |
|----------------|-----------|
| 1 初動医療体制等 | 3 医療施設の確保 |
| 2 医薬品・医療資器材の供給 | |

【医療救護活動におけるフェーズ区分】

| 区 分 | | 想定される状況 |
|-----|---------------------|---|
| 0 | 発災直後 (発災～6時間) | 建物の倒壊や火災等の発生により、傷病者が多数発生し、救出救助活動が開始される状況 |
| 1 | 超急性期 (6～72時間) | 救助された多数の傷病者が医療機関に搬送されるが、ライフラインや交通機関が途絶し、被災地外からの人的・物的支援の受け入れが少ない状況 |
| 2 | 急性期 (72時間～1週間程度) | 被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧し始めて、人的・物的支援の受け入れ体制が確立されている状況 |
| 3 | 亜急性期 (1週間～1か月程度) | 地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復旧している状況 |
| 4 | 慢性期 (1～3か月程度) | 避難生活が長期化しているが、ライフラインがほぼ復旧して、地域の医療機関や薬局が徐々に再開している状況 |
| 5 | 中長期 (3か月以降) | 医療救護所がほぼ閉鎖されて、通常診療がほぼ再開している状況 |

【主な医療救護活動】

| 区 分 | 主な活動内容 |
|--------|---|
| 0 発災直後 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害情報の収集・集約 ○ 東京DMATの活動 ○ 緊急医療救護所の設置、運営 ○ 傷病者等の被災地域外への搬送 |
| 1 超急性期 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害薬事センターの設置 ○ 応援医療チーム等による支援 ○ 避難所等における医療救護所の運営 ○ 医薬品の供給 ○ 医療救護活動拠点の設置 |
| 2 急性期 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者の定点・巡回診療 |
| 3 亜急性期 | |
| 4 慢性期 | |
| 5 中長期 | |

1 初動医療体制等

1-1 情報連絡体制等の確保

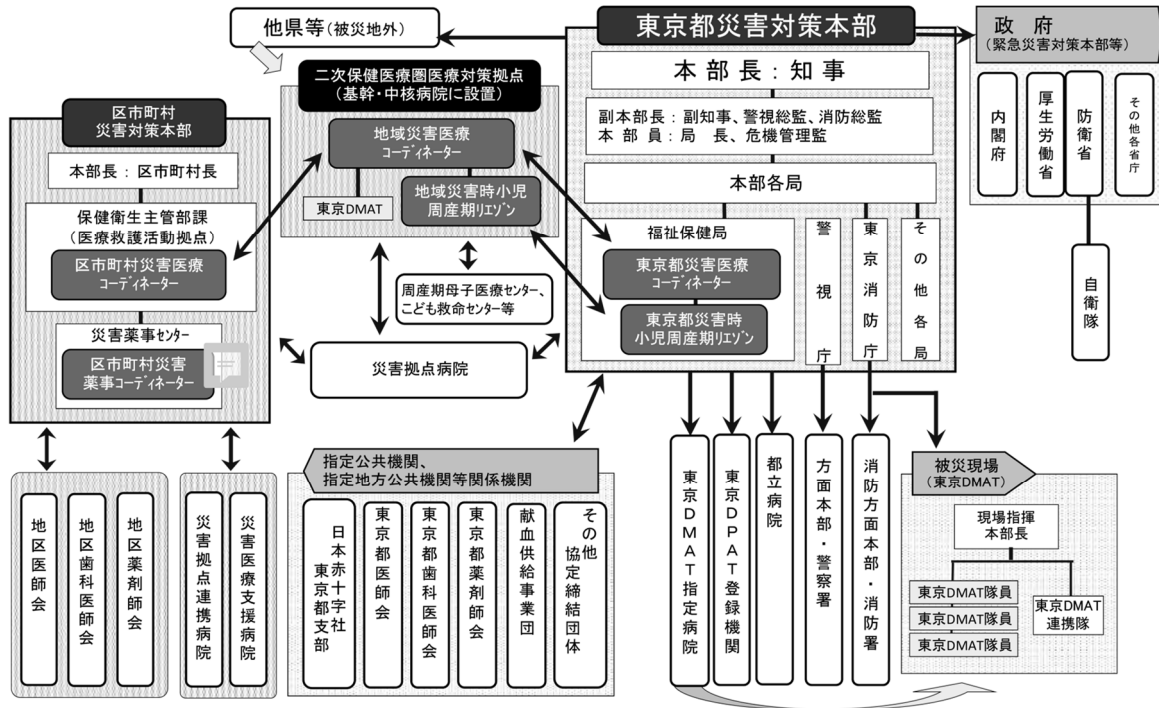
(1) 対策内容と役割分担

区は、被災地内の人的・物的被災状況や医療救護の活動状況を、応急対策本部等の情報を活用し、初動期からの情報収集に努める。また、人的被害及び医療機関の被害状況や活動状況の把握後、都に報告する。

| 機 関 名 | 活 動 内 容 |
|----------------------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区医師会及び区災害医療コーディネーター、区災害薬事コーディネーター等の関係機関と連携して、人的被害及び医療機関（診療所、歯科診療所及び薬局）の被災状況や活動状況等を把握し、圏域内の医療対策拠点に報告 ○ 地域住民に対する相談窓口の設置 |
| 地区医師会 地区歯科医師会 地区薬剤師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況及び活動状況等を把握し、区へ報告 |
| 都 （保健医療局） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健医療局を保健医療調整本部として位置付け、関係各機関と協力し、以下保健医療活動の総合調整を図る。 ○ 区市町村、東京消防庁、都医師会、都歯科医師会及び都薬剤師会など関係機関と連携し、東京都災害医療コーディネーターを中心に被害状況及び活動状況等を収集 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京 DMAT や地域災害時小児周産期リエゾンの支援を受け、各二次保健医療圏内の医療機関の被害状況等を収集し、東京都災害医療コーディネーターと情報を共有 ○ 医療機関の被害状況及び活動状況等を収集し、情報を区市町村などの関係機関と共有 |

(2) 業務手順

【発災直後から急性期までの医療連携体制】



(3) 取組内容

① 初動期<災対本部設置前>における情報収集の体制

- 地区本部[区民事務所等：情報処理・収集班]及び応急対策本部[本庁：情報収集班、情報処理班]においてけが人等に関する情報を集約し、災対健康部へ引継ぐものとする。
- 初動期における医療救護・保健衛生に関する情報は、この集約された情報を最大限に活用することにより把握する。

② 初動期以降<災対本部設置後>における情報収集の体制

- 初動期以降<災対本部設置後>の情報収集体制は、災対本部や医療救護所等において収集、集約された情報を災対健康部にて把握し、部内で共有化する。
- 区(災対健康部)は、災対本部や被災現場等より収集された保健医療情報のセンター機能を果たす。
- 区内8病院の情報は、防災行政無線により把握し、区内診療所、歯科診療所、薬局は、地区医師会等の関係機関と連携して把握する。
- 保健医療に関する情報、例えば「診療可能な診療所等」などの重要な情報は、避難所や区民事務所等に提供するなど、積極的に情報発信を行う。

③ 東京都の収集する医療施設に関する情報

- 災害拠点病院・都立病院は、都保健医療局及び病院経営本部が防災行政無線、広域災害救急医療情報システム(EMIS)により把握する。
- 救急告示医療機関は、東京消防庁が災害救急医療システムにより把握する。

(資料第117「救急告示医療機関一覧」資料編P403)

1-2 初動医療体制

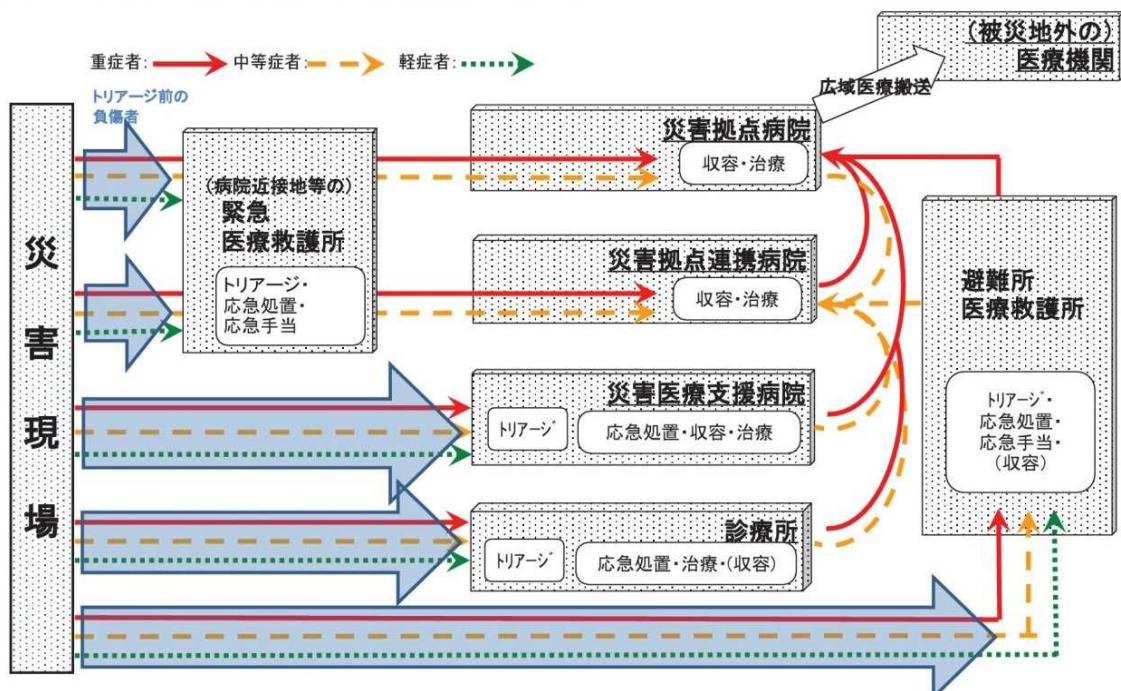
(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|---------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区災害医療コーディネーターの助言を受け、区内の災害医療体制を統括・調整 ○ 災害拠点病院及び災害拠点連携病院の近接地等に緊急医療救護所を設置・運営 ○ 地区医師会、地区歯科医師会及び地区薬剤師会等との協定に基づき、医療救護の実施を要請 ○ 避難所医療救護所を設置・運営 ○ 医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整 ○ 避難所医療救護所において定点・巡回診療を実施 ○ 医療救護体制が不足する場合には、東京都地域災害医療コーディネーターに応援を求める ○ 災害薬事センターを設置して区災害薬事コーディネーターの管理の下、医薬品供給や薬剤師班派遣業を調整 |
| 地区医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区から「災害時における医療救護活動についての協定」に基づく派遣要請があった場合は、医療救護活動に協力する。 |
| 地区歯科医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区から「災害時における歯科医療救護活動についての協定」に基づく派遣要請があった場合は、医療救護活動に協力する。 |
| 地区薬剤師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区から「災害時における薬剤師救護活動についての協定」に基づく派遣要請があった場合は、医療救護活動に協力する。 |
| 柔道整復師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区から「災害時における応急救護活動についての協定」に基づく協力要請があった場合は、医療救護活動に協力する。 |

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">都 (保健医療局)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都災害医療コーディネーターの助言を受け、都内全域の医療救護活動等を統括・調整 ○ 東京都災害時小児周産期リエゾンの助言を受け、都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動等を統括・調整 ○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 ○ 東京DMAT、都医療救護班等を派遣 ○ 災害時の精神科医療ニーズに対応するため、東京DPATを派遣 ○ 相互応援協定等に基づく医療救護班や日本DMAT等医療救護チームの要請・受入れシステムや医療スタッフ等の受入れ体制を確立し、活動拠点等を確保 ○ 基幹災害拠点病院及び地域災害拠点中核病院に二次保健医療圏医療対策拠点を設置 ○ 東京都地域災害医療コーディネーターは、東京DMATの支援を受け、都職員とともに圏域内の医療救護活動等を統括・調整 ○ 地域災害時小児周産期リエゾンは、都職員とともに圏域内の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整 |
| <p style="text-align: center;">各消防署</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京DMATの出場にあつては、東京消防庁との連携によることを原則とし、「東京DMAT運営要綱」に基づき活動する。 |

(2) 業務手順

【災害時医療救護の流れ】



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
 災害医療支援病院（災害拠点病院、災害拠点連携病院以外の病院）は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

(3) 取組内容

① 医療救護班等の派遣要請

- 区本部長（区長）は、避難所が設置され、その他災害による医療（助産）救護及び防疫活動の必要を認めるときは、災対健康部に迅速、的確な措置を講ずるよう指示するとともに、地区医師会等及び都保健医療局に協力を要請する。
- 災対健康部長は、本部長の指令があったとき、また災害の状況により必要と認めるときは医療（助産）救護及び防疫活動体制をとるとともに、医療救護所または災害現場に職員を派遣するものとする。
- 区は、医療救護活動を実施するため、協定に基づき下谷医師会、浅草医師会の両医師会に対し、医療救護所への医療救護班の派遣を、台東区歯科医師会、浅草歯科医師会の両歯科医師会に対し、医療救護所への歯科医療救護班の派遣を要請する。
- 区は、協定に基づき、下谷薬剤師会、浅草薬剤師会の両薬剤師会に対し、医療救護所での調剤、服薬指導及び医薬品管理等を行う薬剤師班の派遣を要請する。
- 区は、協定に基づき、柔道整復師会に対し、医療救護所での医師の指示に基づく応急救護を行う柔道整復師班の派遣を要請する。
- 区は、派遣状況について、都保健医療局に報告する。

② 区災害医療コーディネーターの活動

区災害医療コーディネーターは、区内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、区に対して医学的な助言を行うとともに、東京都地域災害医療コーディネーターに必要な支援を要請する。

③ 災害時小児周産期リエゾンの活動

- 東京都災害時小児周産期リエゾンは、重点的に小児周産期領域に係る医療救護活動を行う地域の選定、多数傷病者を受け入れる二次保健医療圏の設定、等について、東京都災害医療コーディネーターと連携の上、都に対して医学的な助言を行う。
- 地域災害時小児周産期リエゾンは、小児周産期領域に係る二次保健医療圏内の負傷者の状況、医療機関の対応状況等を踏まえ、災害時小児周産期リエゾンと調整する。

④ 医療救護班等の活動

【医療救護班等の活動内容】

| 区 分 | 内 容 |
|-------|--|
| 医療救護班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者に対するトリアージ ○ 傷病者に対する応急処置及び医療 ○ 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び搬送順位の決定 ○ 死亡の確認及び遺体の検案への協力 ○ 助産救護 ○ そのほか、区と協議の上必要と認められる業務 |

| | |
|-------------|--|
| 歯科医療 救護班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 傷病者に対するトリアージの協力 ○ 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置 ○ 災害拠点病院等への転送の要否及び転送順位の決定 ○ 避難所内における転送の困難な患者、軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 ○ 検視・検案に際しての法歯学上の協力 |
| 薬剤師班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医療救護所等における傷病者等に対する調剤、服薬指導 ○ 傷病者に対するトリアージの協力 ○ 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け、管理及び受発注 ○ 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 ○ 避難所の衛生管理・防疫対策への協力 |
| 柔道整復師班 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 負傷者に対する医師の指示に基づく応急救護 ○ 応急救護に関する衛生材料等の提供 |

⑤ 医療救護所の設置

- 医療救護班等の活動場所は、被災直後の超急性期においては、負傷者が多数発生した災害現場または負傷者が殺到する病院の近接地などに設置する「緊急医療救護所」の活動を中心とするが、その後は、「避難所医療救護所」を活動の中心とする。
- 区は、医療救護所を設置した場合は、その状況について都保健医療局に報告する。

ア 「緊急医療救護所」について

- 災害拠点病院などの被災を免れた医療機関には、発災直後から傷病者が殺到することが想定される。しかし、超急性期においては重傷者等に対する治療・収容等が優先されるため、病院の外または近接地の公園等に「緊急医療救護所」を設置する。近隣に病院がない地域は、避難所に避難所医療救護所を早期に設置する。
- 地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、柔道整復師会は、区等からの要請により、医療救護班、歯科医療救護班、薬剤師班及び柔道整復師班を「緊急医療救護所」等へ派遣する。なお、区内で震度6弱以上の地震が発生したときは、区からの要請の有無に関わらず、可能な限り「緊急医療救護所」の設置予定場所に参集し、状況に応じて医療救護所を立ち上げ、トリアージと傷病者の応急救護活動に当たる。

※ トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合に、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。

イ 「避難所医療救護所」について

- 急性期以降の避難所では、慢性疾患治療、被災者の健康管理や公衆衛生的ニーズが高まる。区は、必要に応じ急性期までに「避難所医療救護所」を設置する。なお、近隣に病院がない地域では、発災直後や超急性期の時点から、避難所内に設置し、緊急医療救護所に準じた機能を果たす。

- 区等からの要請により、地区医師会は医療救護班を派遣し、救護所において外傷への対応のほか、内科系やメンタルケア、慢性疾患、不活動症候群等への対応に当たる。
- 地区歯科医師会は、歯科医療救護班を派遣し、救護所において歯科診療等の対応に当たる。地区薬剤師会は、薬剤師班を派遣し、救護所において服薬指導等の対応に当たる。また状況に応じてこの医療救護所を拠点とした巡回診療を実施する。

【医療救護所設置予定場所】

| | |
|---|----------------------------|
| 緊急医療救護所（おおむね超急性期までに設置） | |
| 下谷地区 | 浅草地区 |
| 永寿総合病院前 | 浅草寺病院前 浅草病院前 区立台東病院前 |
| 避難所医療救護所（おおむね超急性期までに近隣に病院がない地域の避難所に設置） | |
| 下谷地区 | 浅草地区 |
| 谷中小学校 | 蔵前小学校 |
| 避難所医療救護所（おおむね急性期以降に設置） | |
| 地区名 | 設置予定場所 |
| 竹町地区 | 平成小学校 |
| 東上野地区 | 東上野区民館 |
| 上野地区 | 忍岡小学校 |
| 入谷地区 | 根岸小学校 |
| 金杉地区 | 東泉小学校 |
| 谷中地区 | 谷中小学校（再掲） |
| 浅草橋地区 | 台東育英小学校 |
| 寿地区 | 蔵前小学校（再掲） |
| 雷門地区 | 田原小学校 |
| 馬道地区 | 千束小学校 |
| 清川地区 | 石浜小学校 |

なお、医療救護所の設置場所については、被災状況や区内各医療機関等の運営状況等により、柔軟に対応する。

⑥ 医療救護活動拠点の設置

- 区は、超急性期以降に医療救護活動拠点を設置して、医療救護所や在宅療養者への医療支援について調整する。
- 医療救護活動拠点の設置場所は台東保健所とする。

⑦ 医療救護に従事する者の識別色

被災現場における混乱と相互認識を図るため、次のとおり医療救護に従事する職種による識別色を定める。

| | | | | | |
|---------|------|-----|----|-----------------|-------|
| 医師・歯科医師 | 看護師等 | 薬剤師 | 事務 | 臨床検査技師 放射線技師 | 柔道整復師 |
| 赤 | 緑 | 青 | 黄色 | 白 | 紺 |

1-3 地区医師会等の医療救護体制

(1) 地区医師会

① 活動指針

災害発生時に被害を最小限にとどめ、医療救護を円滑に行うため、台東区と下谷・浅草両医師会との間で締結した「災害時における医療救護活動についての協定」に基づき、両医師会は可能な限りの協力活動をするために会員に協力要請をする。

一方、隣接医師会、各消防署等と共同して、負傷者に対して速やかに、かつ適切な治療をするため万全の体制と処置を図る。

(資料第17「災害時の医療救護活動についての協定書」資料編P99)

② 医療救護班等の活動

- 医療救護班は下谷・浅草両医師会員を中心に編成する。
- 区の医療救護班要請や医師会医療救護対策本部の設置を待たずに、医療救護班が編成できること、あらかじめ被災直後に地区医師会会員が参集する「医療救護所」を定めるなどを明記した「医療救護活動マニュアル」等を作成し、これらに基づき医療救護に当たる。

(2) 地区歯科医師会

① 活動指針

災害発生時に被害を最小限にとどめ、歯科医療救護を円滑に行うため、台東区と台東区・浅草両歯科医師会との間で締結した「災害時における歯科医療救護活動についての協定」に基づき、歯科救護活動における歯科医師の協力の確保を図る。

(資料第19「災害時の歯科医療救護活動についての協定書」資料編P104)

② 歯科医療救護班の活動

歯科医師会は、区の歯科医療救護班の派遣依頼に速やかに応需できる体制を作る。また、「災害時歯科医療救護マニュアル」等に基づき歯科医療救護班を編成し、医療救護に当たる。

(3) 地区薬剤師会

① 活動指針

災害発生時に被害を最小限にとどめ、医療救護を円滑に行うため、台東区と下谷・浅草両

薬剤師会との間で締結した「災害時における薬剤師救護活動についての協定」に基づき、救護活動における薬剤師の協力の確保を図る。

(資料第20「災害時の薬剤師救護活動についての協定書」資料編P106)

② 薬剤師班の活動

薬剤師会は、「薬剤師会災害医療救護活動組織」に基づき、区の薬剤師班の派遣依頼に速やかに応需できる体制を作る。また、「災害時における薬剤師班活動マニュアル」等を作成し、これらに基づき薬剤師班を編成し、医療救護に当たる。

(4) 柔道整復師会

災害発生時に被害を最小限にとどめ、医療救護を円滑に行うため、区との間に締結した「災害時における応急救護活動についての協定」に基づき、応急救護活動における柔道整復師の協力の確保を図る。

(資料第18「災害時における応急救護活動についての協定書」資料編P102)

1-4 負傷者等の搬送体制

(1) 対応内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災現場から医療救護所まで傷病者を搬送 ○ 医療救護所から災害拠点病院等の医療機関までの搬送は、傷病者の緊急度・重症度に応じた搬送順位に従って、搬送先施設等の受入れ体制を確認し行う。 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災現場等から医療機関への搬送については、重症者を優先し、傷病者の緊急度・重症度に応じた搬送順位に従い、搬送先施設等の受入れ体制を確認し行う。 ○ 負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都保健医療局と連携して行う。 |
| 各警察署 自衛隊 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ヘリコプター等を活用し、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）等へ搬送 |

(2) 業務手順

- 搬送は、原則として被災現場から医療救護所までは区が対応し、医療機関又は医療救護所から災害拠点病院等の病院までは、都及び区が対応する。
- 医療機関や医療救護所に対応できない重症者は、日本DMATなどの医療従事者による医療搬送を中心とする。搬送車両がない場合は、都又は区が調達する。

(3) 取組内容

- 被災現場で救出された傷病者、医療機関や医療救護所で対応できない傷病者は、重症度や緊急度、搬送人数等に応じて救急車、区の庁有車、自家用車（自助）、住民等による担架搬送（共助）等で搬送する。また、区は医療救護所が開設される場所への担架等の分散備蓄を推進する。
- 負傷者等の災害拠点病院等への搬送は、都（保健医療局）及び区が、東京消防庁等の関係機関と連携し、車両・ヘリコプター（東京都ドクターヘリを含む）・船舶等により行う。
- 区が派遣する医療救護班等の医療スタッフの搬送は、原則として区が対応する。

1-5 保健衛生体制

(1) 対策内容と役割分担

避難所等における健康維持及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|--------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 保健活動班を編成し、被災住民に対する健康に関する相談を行う。 ○ 必要に応じ、他の自治体と締結している相互支援協定に基づき、保健活動班の派遣を要請する。 ○ 必要に応じ、都保健医療局に協議の上、保健活動班の派遣を要請する。 ○ 派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。 ○ 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力 |
| 都 (保健医療局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所や保健医療福祉関連施設等の被災状況を把握 ○ D H E A Tに関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 保健活動班に関する総合的な連絡調整を行う。 ○ 区における保健活動班の活動を支援 ○ 区が行う避難者や在宅生活者の健康相談を支援 ○ 関係機関と連携し、被災者に対する適切な保健衛生活動を行う。 ○ 被災区市町村からの応援要請に基づき、避難所での精神保健相談、支援者支援等を行う東京D P A T及び他県D P A Tを派遣 ○ 区と協議の上、必要に応じて応援協定に基づき、他県市に保健活動班の派遣を要請 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 負傷または逸走した被災動物の保護 |

（「動物救援本部」の詳細は、第2部第9編「避難対策」P313参照）

(2) 業務手順

- 災対健康部は、保健衛生全般に関する「情報センター」として被災住民や営業施設等に対し、必要な情報を速やかに提供
- 区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成して避難所等に派遣する。

(3) 取組内容

① 保健活動

ア 健康管理の要支援者の把握（初動期：3日目まで）

- 医療救護班の一員として連携し、避難所、二次避難所（福祉避難所・妊産婦避難所）等の情報を収集し、健康管理を必要とする対象者（透析患者等）を把握する。
- 避難所に避難できない等の理由で在宅生活を送っている者、高齢単身者、障害者等の情報を、避難所責任者、高齢・障害者担当部局等と連携し把握する。
- 情報の分析と活動方針・計画の策定
- 各種収集した情報は、地域全体の健康情報として、関係者間と共有化するとともに、定期的に再収集・分析をし、地域全体の保健活動計画を策定する。
- 早期に医療を必要とする被災者に対し、適切な医療を受けられるよう取り計らう。

イ 健康管理活動の本格実施（4日目以降）

- 避難生活者や在宅生活者を対象に、簡単な健康調査を行うなど、新たな健康管理要支援者を把握する。
- 保健師、栄養士、歯科衛生士等の専門職がチームを組み、避難所や在宅生活者を対象に実施する巡回健康相談等の充実を図り、健康ニーズ把握と保健医療サービスを必要とする人に、適切なサービスを提供するものとする。
- 区は、要配慮者等の栄養・食生活の支援について、東京都栄養士会と連携して実施する。
- 健康相談においては、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のメンタルヘルスに留意し、都精神保健福祉センターや医師会（精神科医）等の協力を得ながら、適切な対応をする。
- 避難所責任者・避難所救護・衛生担当者、保健医療ボランティア等と連携し、情報の共有化や地域の健康ニーズ把握や健康管理活動指針の策定をする。

ウ 長期化する避難所生活に対する健康管理活動

- 引き続き、対象者の把握や健康相談を実施する。
- 被災者自らが健康管理を図れるよう、必要な支援を行う。

エ 都の支援

都保健医療局は区における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。

オ 派遣職員の受入れ

- 区は、派遣職員の受入れ及び搬送体制の確立、並びに活動拠点の確保を図る。
- 都保健医療局は、区と協議の上、必要に応じて応援協定に基づき、他縣市に保健活動班の派遣を要請する。

② 精神医療体制の確保

- 都及び区は、精神科病院・診療所の外来実施状況について、状況の把握・提供ができるよう努める。
- 都及び区は、必要に応じて電話相談窓口や外来相談窓口を設置する。

- 都及び区は、被災住民等の心的外傷後ストレス障害（PTSD）をも視野に入れて、メンタルヘルスケア体制整備を図り、被災の状況に即して活動する。
- 都は、被災した精神科病院の入院患者について、災害拠点精神科病院及び災害拠点精神科連携病院への受け入れを円滑に行う。また、東京精神科病院協会等と連携し、別途受け入れ先を確保する。
- 都は、転院について、東京DPAT及び他県DPATを派遣し、日本DMAT等との連携により行う。
- 東京DPAT及び他県DPATは、派遣された区市町村内の精神科医療機関の機能補完を行う。
- 都は、精神科災害医療体制の状況を把握し、必要に応じて厚生労働省（DPAT事務局）及び他県の精神科病院に転院先の要請を行う。
- 都は、措置患者の緊急受け入れについて、一時的に都立病院で行い、その後、東京都の精神科災害医療体制の中で空床状況を確認し患者を転送する。
- 都は、措置診察体制のため指定医の確保等を行う。

③ 在宅難病患者への対応

- 区は、都及び医療機関、民生委員、介護士等と連携し、在宅難病患者の状況把握、搬送及び救護の体制整備に努める。
- 都は、区からの要請に応じ、医療機関及び他道府県市等と連携し、在宅難病患者の搬送及び救護体制の支援に努める。

④ 在宅人工呼吸器使用者への対応

- 区（「災害時個別支援計画」で定めた安否確認を行う機関）は「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。
- 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。
- 在宅療養の継続や避難等に際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は都へ支援を要請する。
- 都保健医療局は区市町村からの要請に応じ、人工呼吸器使用者の支援について、医療機関及び他県市等と調整に努める。

⑤ 透析患者等への対応

- 区は医師会等の協力を得て、透析可能な施設の情報収集を行う。
- 都は東京都透析医会東京都透析医会及び日本透析医会災害時情報ネットワーク等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供する。

- 被災状況に応じ、水、医薬品等の供給、患者搬送について関係機関と調整する。
- 他縣市への支援要請について、必要な調整を図る。

⑥ 被災動物の保護

- 区は、被災動物の保護に関して、都、関係団体等へ協力する。

2 医薬品・医療資器材の供給

(1) 対策内容と役割分担

区の災害時医薬品供給体制を再検討し、医療物資供給体制を強化する。

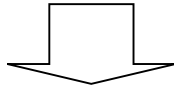
| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|--------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災後速やかに災害薬事センターを設置 ○ 災害発生時には、区が備蓄しているものを使用 ○ 備蓄している医薬品等に不足が生じた場合は、区において独自に調達し、調達が困難な場合には都に要請 |
| 地区薬剤師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地区薬剤師会は、区の要請を受け、災害薬事センターにおける医薬品の仕分け・管理、救護所での調剤、地区薬剤師班の調整等を行う。 |
| 都 (保健医療局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品等の卸売販売業者が早期に機能を復旧できるよう、自衛隊等関係機関の協力を得ながら支援 ○ 区市町村の医薬品・医療資器材が不足する場合に、要請に基づき、都の備蓄品を供給 ○ 医薬品等が不足した場合には、東京医薬品卸業協会等災害時協力協定締結団体から調達 ○ 災害拠点病院等が収容力を臨時的に拡大するために必要な応急用資器材及び医薬品等の確保に努める。 ○ 必要に応じて被災地外に医薬品集積センターを設置し、仕分けた上で区市町村へ提供 |
| 献血供給事業団 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都赤十字血液センター（日赤東京都支部）等と協力して供給を行う。 ○ 都外から血液製剤の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。 |

(2) 業務手順

【区が使用する医薬品等の調達手順】

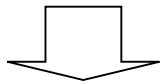
① 区の備蓄品を使用する

災害発生時には区の備蓄を優先的に使用する。備蓄だけで対応ができない場合は、地区薬剤師会へ提供を要請する。



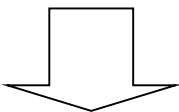
② 都の備蓄品を使用する

区の備蓄が不足する場合に、区は都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。都の備蓄は、都が区へ配送する。(状況に応じて、都への備蓄供出要請前に、③に示す卸からの調達を行う。)



③ 区が卸から調達する

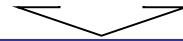
区は卸売販売業者へ医薬品等を発注する。(発注は災害薬事センターが取りまとめて行う)



④ 卸売販売業者が医薬品等を納入

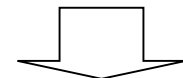
卸売販売業者は、区へ納品する。(原則として、医療救護所で使用する医薬品は各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の災害薬事センターへ納品する)

区での調達が不可能な場合



③ 都が卸から調達する

区は都に対し調達を要請する。都は、災害時協力協定締結団体へ調達を依頼し、団体が会員卸売販売業者へ依頼する。



(3) 取組内容

① 災害薬事センターの設置

- 区は、地区薬剤師会と連携して、医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点となる「災害薬事センター」を設置する。
- 「災害薬事センター」は台東保健所に設置する。

② 区災害薬事コーディネーターの活動

- 区は、平時より地区薬剤師会から以下の業務を行う区災害薬事コーディネーターを任用する。

【区災害薬事コーディネーターの業務】

災害医療コーディネーター及び災害拠点病院薬剤部等に協力し、地域の災害医療が円滑に進むよう薬事に関する調整を行う。

ア 医薬品等の管理に関する調整業務：救護所等で必要になる医薬品等の受給状況の把握、

卸売販売業者への発注、在庫管理等

- イ 薬剤師班に関する調整業務：薬剤師班の差配、支援要請等
- ウ 薬事関係者の調整業務：病院薬剤部、薬局、卸売販売業者等地域の薬事関係者の復旧状況や医薬品過不足状況の把握。薬事関係者の調整等。

③ 備蓄品・医薬品の供給

- ア 区は、医療救護所や避難所等において、発災直後は区の備蓄を優先的に使用する。なお、備蓄だけで対応ができない場合は、地区薬剤師会へ提供を要請する。
- イ 区の備蓄が不足する場合に、区は都に対し、都の備蓄を供出するよう協力を要請する。（状況に応じて、都への備蓄供出要請の前にウに示す卸からの調達を行う。）
- ウ 区は、備蓄及び地区薬剤師会や都からの提供だけでは医薬品等が不足する場合には、地区薬剤師会と協議の上、医薬品等の卸売販売業者に発注し、卸売販売業者が区へ納品する。
- エ 区が自ら調達を行うことが不可能な場合には、区は都保健医療局へ調達を要請する。都は災害時協力協定締結団体へ依頼し、卸売販売業が区へ納品する。災害時に使用する医薬品等の確保は卸売販売業からの購入を基本とするが、都は必要に応じて、国等へ支援を要請し、必要に応じて被災地に設置する医薬品集積センターに受入れ、必要な物資を区市町村へ提供する。
- オ 上記ウ、エのどちらの場合でも発注（または調達要請）方法、及び卸売販売業からの納品方法は以下のとおりとする。

（医療救護所）

発注：区の災害薬事センターで取りまとめて発注（または調達要請）

納品：卸が各医療救護所へ直接納品する。

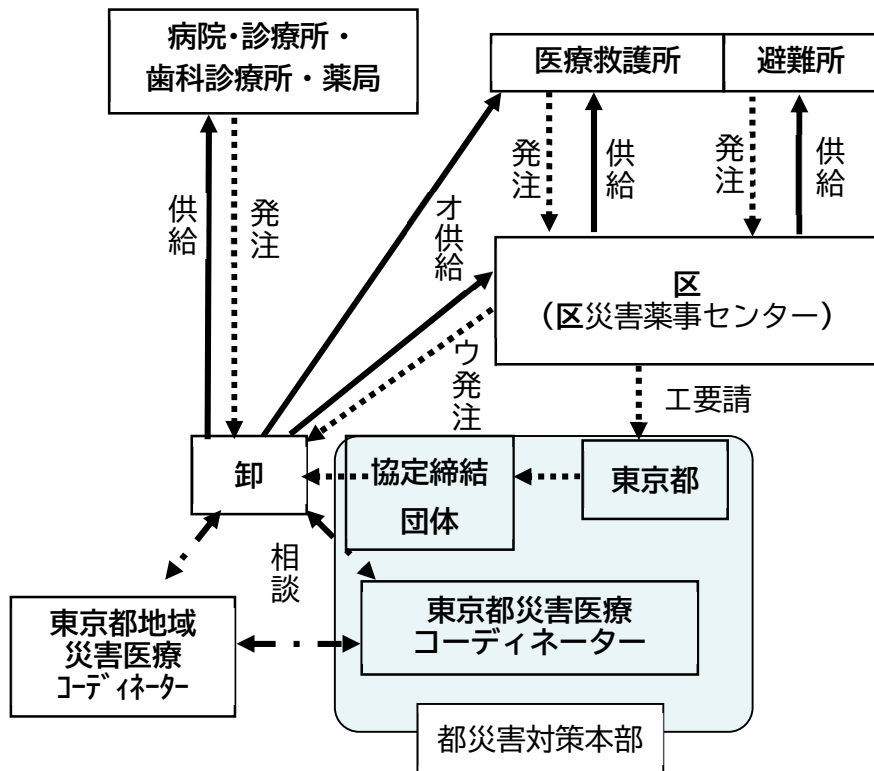
（避難所）

発注：区の災害薬事センターで取りまとめて発注（または調達要請）

納品：卸は区の災害薬事センターへ納品し、災害薬事センターが仕分けた上で各避難所へ配送

- カ 卸売販売業者は、全ての発注に対応できない場合、原則として、災害拠点病院へ優先的に医薬品等を供給する。ただし、東京都災害医療コーディネーターの助言があった場合は、別途対応する。

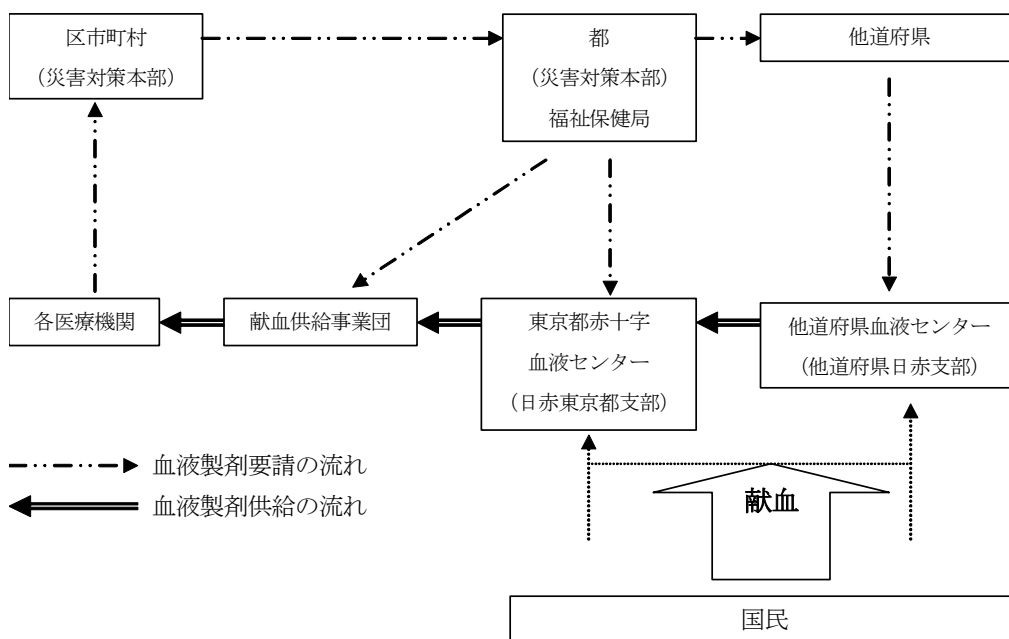
【卸売販売業からの医薬品等調達の流れ】



④ 血液製剤の供給

震災時には、負傷者の治療のため輸血用血液等の血液製剤が大量に必要となる。このため、必要に応じて都に対し血液製剤の要請を行い、都の「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づき日赤東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び献血供給事業団を通して、各医療機関が供給を受けるものとする。

【血液製剤の供給体制】



3 医療施設の確保

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-----------------------|---|
| 区 | ○ 医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 |
| 都 (総務局) (保健医療局) | ○ 都総務局は、災害の規模などにより必要と認める場合、自衛隊へ災害派遣を要請 ○ 都保健医療局は、医療機関の空床利用や収容能力の臨時拡大等を要請 |

(2) 業務手順

- 災害時には、多くの負傷者等に対応するため、災害拠点病院に対し空床利用や収容能力の臨時拡大等を図る。
- 災害拠点病院は、重症患者等の収容力の臨時拡大、ライフラインの機能停止時の応急的な診療機能を確保する。

【災害時の医療機関の位置づけ】

- 災害拠点病院は、主に重症者の収容・治療を行う。
- 災害拠点連携病院は、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う。
- 災害医療支援病院のうち、周産期医療、小児救急医療、精神医療及び透析医療その他専門医療への対応を行う病院は、原則として診療機能を継続する。
- 救急告示を受けた有床診療所、透析や産科の専門的医療を行う診療所は、原則として診療機能を継続し、それ以外の診療所、歯科診療所及び薬局は、原則として区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行い、診療継続に努める。
- 医療救護所では対応できない重症者や特殊な医療を要する者について、災害拠点病院等に搬送して治療を行う。
- 他縣市へ重症患者を搬送することが必要と判断される場合は、災害対策本部を通じて応援縣市に受入れ要請する。
- 医療救護所から搬送要請を受けた際には、搬送する医療機関を選定するとともに、搬送手段を確保し搬送機関に対し必要な指示を行う。
- 被災病院にいる措置入院患者及び隔離・拘束中の患者については、災害拠点精神科病院へ、医療保護入院患者については、災害拠点精神科連携病院へ、それぞれ搬送して治療を行う。

【復旧対策】

1 防疫体制の確立

1 防疫体制の確立

(1) 対策内容と役割分担

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ・衛生害虫等（※）の防除等を行う。 ○ 防疫活動は、必要に応じて、「防疫班」、「消毒班」、「食品衛生指導班」、「環境衛生指導班」及び「愛護動物管理班」を編成し実施 ○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡 ○ 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないと認める場合は、都保健医療局または地区医師会に協力を要請 ○ 都が活動支援や指導、区調整を行う場合、協力する。 ○ 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施 ○ 避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策の実施 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保 ○ 被災動物の保護に関する「動物救援本部」との連携 |
| 都 (保健医療局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村の防疫活動を支援・指導 ○ 都医師会、都薬剤師会等に区市町村の防疫活動に対する協力を要請 ○ 他縣市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請と連絡調整を実施 ○ 被災地や避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○ 感染症の流行状況等を踏まえて区市町村が実施する予防接種に関する指導・調整 ○ 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保について保健所と調整 ○ 区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都保健医療局において調達 ○ 「環境衛生指導班」による生活環境の衛生確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 |

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村の衛生管理対策を支援 ○ 「動物救援本部」との協働による動物救援活動、関係機関との連絡調整 ○ 負傷または逸走した被災動物の保護 |

（「動物救援本部」の詳細は、第2部第9編「避難対策」P313参照）

※ ねずみ・衛生害虫等：感染症を媒介する、ねずみ、蚊等のこと

（2）業務手順

- 区は、所属職員や他自治体の応援職員等の中から、「防疫班」、「移送・消毒班」、「食品衛生指導班」、「環境衛生指導班」及び「愛護動物管理班」等を編成（または担当者を配置）して、防疫活動を実施する。

【班別役割分担】

| 班名 | 構成人員 | 役割 |
|-------------|--|---|
| 防疫班 | 医師1名 保健師2名 事務2名 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康調査及び健康相談 ・ 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 ・ 応急治療 ・ 感染症予防のための広報及び健康指導 |
| 移送・消毒班 | 移送班 事務1名 運転（委託）1名 消毒班 事務1名 消毒（委託）1名 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者の移送 ・ 患者発生時の消毒（指導） ・ 避難所の消毒の実施及び指導 |
| ねずみ・衛生害虫防除班 | 監視員1名 消毒（委託）1名 運転（委託）1名 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所等のねずみ・衛生害虫等（※）の防除 |
| 食品衛生指導班 | 監視員2名 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 ・ 食品集積所の衛生確保 ・ 避難所の食品衛生指導 ・ その他食品に起因する危害発生の防止 ・ 食中毒発生時の対応 ・ 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立 ・ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 ・ 手洗いの励行 ・ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 |

| 班名 | 構成人員 | 役割 |
|---------|---------|---|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 ・ 情報提供 ・ 殺菌、消毒剤の調整 |
| 環境衛生指導班 | 監視員 2 名 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲用水の塩素による消毒の確認 ・ 区民への消毒薬・簡易残留塩素検出紙の配布 ・ 区民への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導 ・ 避難所の過密状況や衛生状態を調査・確認 ・ 室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言・指導 ・ 避難所におけるハエや蚊の防除方法についての助言・指導 |
| 愛護動物管理班 | 監視員 2 名 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所における動物の飼養状況の把握 ・ 動物の飼養場所の確保 ・ 動物の適正飼養の指導 |
| 保健活動班 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ こころのケアを含む健康調査及び健康相談の実施 ・ 広報及び健康指導 |

(3) 取組内容

① 各班の役割

- 防疫班は、医療救護班・保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、感染症患者の早期発見に努め、被災地や避難所の感染症発生状況を把握するとともに、必要に応じて応急治療・感染拡大防止対策等を行う。
- 環境衛生指導班は、避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒を行う。
- 消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒(指導)・避難所の消毒の実施及び指導を行う。
- 保健活動班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、保健所の食品衛生指導班及び環境衛生指導班等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
- 食品衛生指導班は、保健所長の指揮のもとに、食品の安全を確保するとともに、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
- 食品衛生指導班及び環境衛生指導班は、発災後の生活衛生関係施設について、衛生確保に努める。業務内容は以下のとおりである。
 - ・ 公衆浴場、コインランドリー等の開設状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況の把握と衛生管理指導
 - ・ 食品集積所の衛生確保

- ・ 食品関連仮設店舗及び営業再開店舗の衛生管理指導
- ・ 食品関連施設の貯水槽の検査
- ・ 情報提供

② 感染症対策

- 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症が発生した場合や勧告入院中の患者に転院の必要が生じた場合などには、都保健医療局と都保健所、特別区保健所及び政令市保健所が連携して、受入れ先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保を行う。
- 都保健医療局及び区保健所は、被災地や避難所における感染症の発生状況を把握し、評価・分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染拡大防止に向けた注意喚起を実施する。
- 区保健所は、インフルエンザや麻疹などの流行状況等を踏まえ、予防接種を実施する。
- 都保健医療局は、インフルエンザや麻疹などの流行状況等を踏まえ、区に対して予防接種の実施に関する指導・調整を行う。
- 区保健所は、避難所等において感染症の集団発生が確認された際には、防疫班と連携して疫学調査及び感染拡大防止対策を迅速かつ的確に実施する。

③ 被災動物の保護

区は、都保健医療局が関係団体等と協働で設置した「動物救援本部」が行う被災動物の保護活動に協力する。

第7編 応急対応力の強化

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備するとともに、各防災機関は、一体となって効果を発揮しうるような必要な体制を確立し、災害応急対策の実施に万全を期する。

第1章 現在の到達状況

1 区の初動対応

区の地域について災害が発生し、または発生するおそれがあると認めるときは、災害対策活動を実施できるよう台東区災害対策本部を設置する。また、震度5強以上の地震が発生した場合は、台東区災害対策本部を自動的に設置し、職員が参集する体制を整備している。

- 台東区災害対策本部 全庁職員 1,947人体制（令和5年4月）

2 行政等の業務継続体制

- 災害時における災害対策本部の活動及び緊急非常配備体制を明確にし、その実効性を高めるため、台東区災害対策職員行動マニュアル（以下、「職員行動マニュアル」という。）及び「台東区職員防災行動ハンドブック」、「台東区緊急非常配備指定参集職員ハンドブック」を策定している。
- 「台東区業務継続計画（震災編）」を策定し、行政機関が被災することを前提に、応急・復旧業務や中断できない通常業務に優先順位をつけ、応急復旧業務の実効性を高める対策を講じている。
- 谷中防災コミュニティセンターに災害対策本部の代替施設機能を備え、災害対策本部（区役所本庁舎）が被災した場合の代替機能（主に情報通信設備）を確保している。

3 相互支援体制

区は他の区市町村等と、災害時における相互援助等に関わる協定を締結している。

第2章 課題

被害想定（都心南部直下地震）

| 被害項目 | 想定される被害 |
|------------|-----------------|
| 負傷者（うち重傷者） | 最大 1,898人（215人） |
| 建物被害（全壊棟数） | 最大 2,330棟 |
| 自力脱出困難者 | 最大 747人 |

1 区の初動対応

発災直後から迅速円滑な応急活動を実施するためには、必要な施設及び業務の執行体制等を適宜見直す必要がある。

2 行政等の業務継続体制

東日本大震災以降、「職員行動マニュアル」や「台東区震災復興マニュアル」の修正を実施している。引き続き、より実践的な内容とするため、定期的に見直していく必要がある。

3 相互支援体制

広域的な物資調達のほか、帰宅困難者対策や広域避難などについては、自治体の枠を超えた対応が求められる場合もあり、姉妹都市や友好都市等との円滑な連携を図るため、より有効な広域連携体制の構築が必要である。

第3章 対策の方向性

1 初動対応体制の構築

災害時における職員の参集基準を見直し、初動体制の充実を図るとともに、緊急非常配備体制指定参集職員初動対応訓練の実施により職員の防災対応力の向上を図る。

また、本庁舎が被災により使用不能となる場合を想定し、谷中防災コミュニティセンターに災害対策本部の代替機能の確保を図る。

区の区域外において災害が発生し、区においても甚大な影響が想定される場合には災害対策本部やそれに準ずる組織を立ち上げるなど、初動対応の強化を図る。

2 行政における業務継続体制の充実

近年の災害の教訓や、被災地に派遣された職員の経験や訓練での課題を踏まえ、「職員行動マニュアル」等を見直すとともに、「台東区業務継続計画（震災編）」を見直し、発災時における対応力を向上させていく。

3 広域支援の強化

災害時において他の自治体の応援職員に担ってもらう業務の選定を行うなど、受入れ体制の整備を行うとともに、協定を締結している自治体との訓練の実施を検討し、連携体制の強化を図る。

第4章 到達目標

- 1 「職員行動マニュアル」及び「台東区業務継続計画（震災編）」の継続的な見直しを行い、より、実践的な防災訓練等の実施により、職員の防災行動力の向上を図るとともに応急復旧業務の実効性を高めていく。
- 2 「東京都災害時受援応援計画」に基づき、災害時における円滑な受援体制の構築を検討する。

第5章 具体的な取組

【予防対策】

| | |
|-------------------|-------------|
| 1 初動対応体制の整備 | 4 広域連携体制の構築 |
| 2 業務継続体制の確保 | 5 応急活動拠点の整備 |
| 3 消火・救助・救急活動体制の整備 | |

1 初動対応体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するため、必要な施設及び体制等を事前に整備し、維持管理していく。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 活動庁舎等の整備 ○ 防災訓練の実施（台東区総合防災訓練等） ○ 職員行動マニュアル等の整備 |

(2) 取組内容

① 活動庁舎（台東区役所本庁舎）

ア 規模

| 項 目 | | 本 庁 舎 |
|-----|-----|---------------------------|
| 構 造 | | SRC造 |
| | | 地下2階、地上10階 |
| 面 積 | 敷 地 | 3,889,156 m ² |
| | 延 床 | 24,352.881 m ² |

イ 平常時の設備

| 項 目 | | 本 庁 舎 |
|---------|--|---------------------------------|
| 電 気 設 備 | | 一般高圧本線・予備線受電方式、契約電力 547KW |
| | | 高圧変電設備 電気室 1か所 |
| 給水衛生設備 | | 上水受水槽 80 m ³ （有効貯水量） |

ウ 非常時の設備

| | 非常時用の設備 | 備 考 |
|---------|---|---|
| 電 気 設 備 | 非常用発電設備 地下1階 非常用発電機 ※ A重油備蓄量 1,950ℓ | ○ 停電時、庁舎の重要施設へ無給油で 16.95 時間の電力供給が可能。(10階災害対策本部支援室、6階防災警戒待機室、4階区長室・庁議室・放送室、1階・地下1階エレベーター前照明、地下1階駐車場、地下2階電気室・一部機械室へ供給) |
| | 地下2階 非常用発電機 ※ A重油備蓄量 1,950ℓ | ○ 停電時、庁舎の重要施設へ無給油で 14.92 時間の電力供給が可能。(非常用コンセント、エレベーター、消防設備(消火ポンプ、スプリンクラーポンプ等)、8階電話交換機、CVC F設備(無停電電源装置)、直流電源装置(電気室制御用電源及び非常灯用電源)) ※ CVC F設備(無停電電源装置)…停電時、サーバ等に電力を供給することで、システムの破損・データ消失を防ぐ。 |
| | 塔屋上 非常用発電機 ※ A重油備蓄量 490ℓ | ○ 停電時、防災無線機器の電源確保。無給油で、83.05 時間の電源供給が可能。(10階防災無線機器、4階放送室、6階警戒待機室) |
| | 屋上 非常用発電機 ※ 特A重油備蓄量 1,950ℓ | ○ 停電時、庁舎の重要施設へ無給油で 67.47 時間の電力供給が可能。(4階一部の照明) |

| | | |
|--------|--|--|
| | <p>※ 非常用発電機は、起動後約40秒で電圧確立し発電能力の範囲内で順次電力の供給を開始。</p> | <p>及び一般電源コンセント、5階一部の照明及び一般電源コンセント、8階電話交換機電源)</p> <p>※ 供給箇所すべてに電力を送った場合の最大稼働時間を表記。</p> <p>※ 都が石油連盟等と締結している「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」において、災害対策上重要な施設として定めている。</p> |
| 給水衛生設備 | <p>上水受水槽有効貯水量 80 m³</p> <p>高架水槽有効貯水量 15 m³</p> | <p>利用可能日数 おおむね2日 (トイレ洗浄利用時)</p> |

エ 本庁舎における災害対策本部機能の充実

| 整備目的 | 整備内容 |
|---|--|
| <p>災害対策本部支援室を区役所10階に設置し、既存の活動施設である4階庁議室、放送室などと連携を図ることで、災害対策本部機能の充実を図っている。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部支援室（庁舎10階） ・非常用自家発電設備（庁舎地下1階及び屋上） ・災害情報システム ・防災情報収集カメラ（庁舎屋上） ・映像システム機器 ・衛星電話 |

② 谷中防災コミュニティセンター

本庁舎が被災により使用不能となる場合を想定し、谷中防災コミュニティセンターに災害対策本部の代替機能の確保を図る。

ア 施設概要

| | | |
|----|----------------|------------------------|
| 名称 | 谷中防災コミュニティセンター | |
| 構造 | RC造 | |
| | 地上3階 | |
| 面積 | 敷地 | 2186.09 m ² |
| | 延床 | 3314.73 m ² |

イ 災害対策本部代替機能

| 整備目的 | 整備内容 |
|---|---|
| 本庁舎が被災により使用不能となった際に、1階災害対策本部支援室等を活用して、台東区災害対策本部としての機能を維持する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部支援室 ・ 非常用自家発電設備 ・ 災害情報システム ・ 固定系防災行政無線遠隔制御装置 ・ 地域系防災行政無線副統制台 ・ 東京都災害情報システム（D I S） ・ 無線ファクシミリ（東京都） |

ウ 非常時の設備

| | 非常時用の設備 | 備考 |
|--------|--|--|
| 電気設備 | 非常用発電設備 1階発電機室 ※ A重油備蓄量 1,950ℓ | 停電時に施設内の照明・電灯コンセント設備の一部（全体の3割程度）に電源供給。 86.28時間の電力供給が可能。 ※ 供給箇所すべてに電力を送った場合の最大稼働時間を表記。 ※ 都が石油連盟等と締結している「大規模災害時における石油燃料の安定供給に関する協定」において、災害対策上重要な施設として定めている。 |
| 給水衛生設備 | 上水受水槽有効貯水量 3.0 m ³ | |

③ 防災訓練

ア 総合防災訓練

（第2部第2編「区民と地域の防災力向上」P57参照）

イ 指定参集職員初動対応訓練

区役所本庁舎から5km圏内居住の区職員に対し、発災後の初動対応力の向上及び区災害対策本部の活動の習熟を図るため、「緊急非常配備体制指定参集職員初動対応訓練」を毎年実施している。

また、区職員を対象とした「災害対策本部運営訓練」及び「災害対策本部部単位訓練」などを実施し、職員の防災対応力の向上に努める。

ウ 図上訓練

区は、災害対策本部等の図上訓練を実施し、訓練参加者の判断力、行動力の養成、地域防災計画等に基づく応急対応力の成熟を図る。

④ 発災時の受援応援体制の充実

- あらかじめ、受援応援計画を策定し、庁内、都・区間、区・協定締結団体間等の受援・応援に係る調整体制を強化する。
- ボランティア、NPOと区との連絡調整体制等を強化する。
- 災害時における防災関係機関と区災対各部の連携体制を確立するとともに、発災初動期における連携訓練を行うなど、平時からより一層顔の見える関係づくりに努める。
- 区災対各部と協定締結団体との平時から顔の見える関係づくりに努める。

2 業務継続体制の確保

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 台東区業務継続計画(震災編)(BCP)に基づく対策 ○ BCPに基づく迅速な復旧体制の構築 |

(2) 取組内容

- BCPとは、Business Continuity Planの略であり、大規模災害発生時に優先的に取り組むべき重要業務(以下、「非常時優先業務」という。)をあらかじめ特定し、業務を実施するために必要な執行体制や執行環境、継続に必要な資源を確保すること等、大規模災害発生時においても適切な業務遂行を確保するための対応方針を計画として作成するものである。
- 区では台東区業務継続計画(震災編)(台東区BCP)を策定している。
- 業務継続の取組みは、以下の特徴をもっている。
 - ・ 災害後に活用できる資源に制限があると認識し、非常時優先業務を絞り込むこと
 - ・ 非常時優先業務の特定にあたっては、業務の継続に著しい影響を与えかねない最大規模の被害を引き起こす災害を想定し、想定とは異なる災害についても、最大規模の災害を想定した非常時優先業務を基本として、災害の種類や規模に応じた対応ができるよう、実効性の確保に向けた取組を推進していくこと
 - ・ 非常時優先業務は、全ての業務を洗い出し、タイムラインに応じて着手すべき業務を絞り込み、特に発災後1週間以内に着手する業務を非常時優先業務として区分すること
 - ・ 各非常時優先業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること
 - ・ 非常時優先業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素(ボトルネック)を洗い出し、重点的に対処すること
 - ・ BCPに定める主な内容としては、権限の代行、職員の参集体制、代替庁舎の特定、電

気・水・食料等の確保、情報通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の特定、受援応援体制の整備、執行環境の確保など、発災時の業務継続の上で欠かすことのできない要素を含んでいること

- 被害想定や災害規模に応じた非常時優先業務の見直し、近年のテレワークやWeb会議等を踏まえた態勢の構築など、区政を取り巻く状況の変化に応じ柔軟に改善を図っていく。

3 消火・救助・救急活動体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

救助・救急活動体制等を迅速効果的に行うため、必要な体制を整備する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------|---|
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化 ○ 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 ○ 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 ○ 消防団に対する教育訓練の充実 ○ 消防団の救出・救護活動能力の向上 ○ 救出活動技術の普及・啓発 ○ 応急救護知識の普及及び技術の向上 ○ 事業所の救出・救護活動能力の向上 ○ 外国人への救急対応の充実強化 |
| 自衛隊 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害派遣計画等の整備 |
| 関係防災機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災業務計画等について見直しを行い、必要に応じて修正 |

(2) 取組内容

① 各警察署の救出救助体制

- 平素から各種震災対策用資器材の整備を図るとともに、救出救助に関する実践的・効果的訓練を反復・継続して実施する。
- 発災時速やかに救出救助部隊を編成するとともに、管内の地域防災組織及び事業者に対し、救出態勢の確立を要請するものとする。
- 区及び関係機関と協力して、被災者の救出や救護、負傷者、疾病者の応急的救護に努める。
- 発災直後から緊急自動車専用路を速やかに確保するため、継続して交通規制訓練を実施する。

② 各消防署の消防活動体制

- 平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、過去の主な震災における地震被害状況を踏まえた各種の計画等を策定し、有事即応体制を強化する。

- 震災時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助体制の強化を図るとともに、全ての消防署に救助用資器材を配置する。また、協定に基づく災害救助犬との連携を考慮する。
- 救急救護活動を効果的に実施するため、救急救命士等救急隊員を養成するとともに、職員の教育訓練をさらに充実する。
- 傷病者の速やかな搬送及び都民への情報提供を的確に行うため、「広域災害・救急医療情報システム（EMIS）」を活用し、医療情報収集体制の強化を図る。
- 東京都民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。
- 多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を活用し、外国人への救急対応の充実強化を図る。
- 震災時に重機等の特殊な車両やドローン等の資器材の円滑な活用が図れるよう、平時から技術者養成や訓練を継続して行うことで更なる災害対応力の向上に努める。

③ 自衛隊の活動体制

- 近年の災害の教訓等を踏まえ、災害派遣に関する各種計画等を修正する。
- 区、都及び関係防災機関等と連携した実践的な防災訓練の実施、参加により、その連携を強化する。

4 広域連携体制の構築

(1) 対策内容と役割分担

区は、災害時において他の自治体等との円滑な協力が得られるよう協定を締結し、協力体制を構築している。

(2) 取組内容

① 他区市町村等との協力

- 災害時における応急対策に万全を期すため、区は、平素から他区市町村と連携を密にし、協力体制確立に努めるものとする。
- 区が他の区市町村に対し応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ応援の種類、手続き等必要な事項について、一定の要件に基づき職員を派遣できる態勢を整えておくものとする。
- 区が都を通じて他の区市町村等に対し人的応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ受援応援計画を作成し、応援の種類、手続き等必要な事項について、一定の要件に基づき職員を派遣できる態勢を整えておくものとする。
- 区災対総務部に人的支援の受入れに係る総合調整を行う受援班（受援担当）を設置する。また、応援側との連絡調整や区内部の調整等を行うため、各部対策会議を開催できるよう体制を整備する。
- 災対各部に受援業務担当を設置し、各部対策会議を通じた応援要請及び応援職員の受入

を円滑に実施できる体制を整備する。

- 災害対策基本法第 67 条の規定に基づき、区が他の区市町村に応援を求め、または応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ他の区市町村と応援、手続き等の必要な事項についての相互支援協定を締結しておくものとする。

- ・ 東京都墨田区
- ・ 東京都 23 特別区
- ・ 宮城県大崎市
- ・ 長野県諏訪市
- ・ 栃木県日光市
- ・ 福島県南会津町
- ・ 福島県会津美里町
- ・ 大分県豊後大野市
- ・ 山形県村山市
- ・ 北海道鹿追町
- ・ 茨城県筑西市
- ・ 滋賀県長浜市

(資料第 3 6 ~ 4 5 「区と他の自治体との広域的な相互支援協力」資料編 P 168 ~ 186)

- また、平成 26 年 4 月に、東京都 23 特別区との「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を、東日本大震災や被害想定の見直しを踏まえて見直しを行った。

<協定内容>

- ・ 応援職員の派遣、応援職員に対する宿舎等の提供
- ・ 被災区への救援物資の提供
- ・ 被災区のボランティア受け入れ支援
- ・ 被災住民受入れに関する施設提供
- ・ 動物保護に関する資機材、物資等の提供
- ・ 医療救護活動に関する支援
- ・ ごみ処理等に関する資機材、物資等の提供、区間協力
- ・ 被災区への専門職員等の派遣
- ・ 道路の早期復旧に関する資機材の提供
- ・ 支援区の仮設住宅建設用地の確保 等

<主な見直し項目>

- ・ 職員の派遣や被災住民の受入れ等について、大規模水害などを想定し、被災区の区民を広域避難として他区が受け入れるとともに、避難してきた被災区の区民に対して被災区が実施する業務に要する資材や施設の提供を、支援する区に要請することができる。
- ・ 被災住民の受入れに際し、ペットの同行避難に配慮する。

<新規項目>

- ・ 帰宅困難者対策について
- ・ 隣接区における学校避難所の相互利用について
- ・ 児童・生徒の受入れ、応急教育の実施等について

(資料第 3 4 「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」資料編 P 149)

② 都との協力

- 区は、平素から都との連携を密にするとともに、災害時には一層その連携の強化に努め、相互に協力して区内の応急対策の円滑な実施を図るものとする。
- 都及び都内の区市町村は、被災区市町村等に対する職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資器材の提供及びあっせん等の協力を迅速かつ円滑に実施するために、「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定」を令和3年12月に締結した。

(資料第35「東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書」資料編P164)

③ 民間団体等との協力

- 区は、災害時に万全の対策を期するため、各民間協力団体と協力協定を結び、平素から連絡を密にするとともに、協力業務内容や協力方法を定め、協力団体との体制を確立しておくものとする。

④ 応急対策職員派遣制度

- 都は、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を実施することにより、活用方法の習熟や発災時における円滑な活用の促進を図るとともに、都内の被災区市町村が適切に災害マネジメントを行えるよう、総括支援チームの役割、派遣要請の方法等について周知を図る。
- また、研修等を通じて、被災区市町村の災害マネジメントを支援する災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員の確保に努める。

5 応急活動拠点の整備

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ オープンスペースの確保・整備 ○ 大規模救出活動拠点の確保・整備 ○ ヘリコプター活動拠点の確保 ○ ヘリサインの整備 |
| 都 (総務局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ オープンスペースの確保 ○ 大規模救出活動拠点等の確保 ○ ヘリコプター活動拠点の確保 |

(2) 取組内容

① オープンスペースの確保・整備

- 区内には、公園や広場などのオープンスペースが極めて少なく、地震発生時の危険度や応急活動の困難性を高める大きな要因となっている。そこで、応急活動拠点として重要

な役割を担うオープンスペースを確保し、火災の延焼防止や避難場所、地域応急活動環境の確保、また消防活動困難区域の解消などが必要となる。

- 区内には、広場面積 1,000 m²以上の公園が 14 か所、防災活動拠点として防災広場根岸の里、防災広場初音の森の 2 か所、一時集合場所として 52 か所の公園、児童遊園（上記広場面積 1,000 m²以上の公園を含む）が位置づけられているが、今後とも防災機能向上を図るとともに、区有施設等の整備に際しては、オープンスペースの確保を図っていく。
- 都は、都内の利用可能なオープンスペースを国及び区市町村並びに関係機関と協議の上、把握し具体的な使用方法を確立する。

② ヘリコプター活動拠点の確保

- 迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急離着陸場候補地が、都と協議の上、区内 4 か所に指定されている。

（資料第 1 1 1 「区内災害時臨時離着陸場候補地一覧」資料編 P 394）

③ 大規模救出活動拠点等の確保・整備

- 都は、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）、緊急消防援助隊（消防）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペースを国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。
- 広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点である大規模救出救助活動拠点は、区部で大きな被害が想定される地域に近接し、大型ヘリコプターの臨時発着スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして 1.5 ヘクタール以上の活動面積を有する施設が必要である。これらの要件を満たす大規模な都立公園や河川敷など屋外施設 16 か所、車両スペースの確保が可能な清掃工場等屋内施設 21 か所を、候補地としている。

（資料第 1 1 9 「大規模救出救助活動拠点等一覧」資料編 P 405）

④ ヘリサインの整備

- ヘリサインは震災時において、避難所等の災害対策上重要な施設を上空から即時に特定するための応援航空部隊の道しるべとして、重要な役割を果たす。
- 区では平成 26 年度に、区役所本庁舎及び谷中防災コミュニティセンターの 2 施設に新たにヘリサインを整備し、都が実施する以下の取組みに協力している。

<都の取組>

- 震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、迅速・効率的なヘリコプターによる応急対策活動を行うため、ヘリサインは、応援航空部隊の道しるべとして、また、避難所など、災害対策上重要な施設を上空から即時に特定する上で、重要な役割を果たす。
- 都は、都立建築物の屋上へ、ヘリコプターから視認できる施設名を表示する取組みを

- 進める。区市町村においても所有する建築物等の屋上に表示を行う。
- 著名建築物等の既存のランドマークを活用し、視認性を向上させる方策を検討するなど、広域航空部隊の円滑な活動の実現に向け、必要な取組を進めていく。
 - ヘリサインの整備に当たっては、「九都県市首脳会議防災対策委員会による申し合わせ」を基準にする。

(資料第120「ヘリサイン設置施設一覧」資料編P407)

(資料第121「九都県市公共建築物におけるヘリサイン表示に関する申し合わせ事項」
資料編P408)

【応急対策】

| | |
|--------------|-------------|
| 1 初動対応体制 | 3 応援協力・派遣要請 |
| 2 消火・救助・救急活動 | |

1 初動対応体制

(1) 対策内容と役割分担

台東区災害対策本部（以下、「区本部」という。）における分掌事務は、下記のとおり。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本部長室の構成 本部長室は、次の者をもって構成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部長 ・ 災害対策副本部長 ・ 災害対策本部員 ○ 本部長室の所掌事務 本部長室は、次の事項について本部の基本方針を審議策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部の非常配備体制及び廃止に関すること。 ・ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。 ・ 避難指示等に関すること。 ・ 災害救助法の適用の要請に関すること。 ・ 都及び他区との相互応援に関すること。 ・ 災害応急措置の実施及び要請に関すること。 ・ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 ・ 部長会議の招集に関すること。 ・ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。 |

- 各部の災害対応における分掌事務は、第2部第1編のとおり（東京都台東区災害対策本部条例施行規則より）。

(2) 業務手順

【災害対策本部等の初動体制等】

| 機関名 | 発災 | 1 h | 24h | 72h |
|-----------|---|--|-----|-------|
| | 初動体制の確立期 | 即時対応期 | | 復旧対応期 |
| 台東区災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○本部の設置 ○情報収集 ○非常配備体制の発令 ○指定要員等の参集開始 ○本部員等の参集 ○一般職員の参集 | <ul style="list-style-type: none"> ○第1回本部長室会議(以後、適宜開催) ○都及び防災関係諸機関への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○災害救助法の適用申請 ○報道発表(以後、適宜発表) | | |
| 東京都災害対策本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○本部の設置 ○情報収集 ○非常配備体制の発令 ○指定要員等の参集 ○本部員・本部員代理の参集開始 ○一般職員の参集開始 | <ul style="list-style-type: none"> ○第1回本部審議(以後、適宜開催) ○警察災害派遣隊の派遣要請 ○緊急消防援助隊への応援要請 ○自衛隊への災害派遣要請 ○海上保安庁への支援要請 ○報道発表(以後、適宜発表) ○本部派遣員の参集 ○各対策調整会議(以後、適宜開催) ○本部連絡員調整会議(以後、適宜開催) ○他県等への応援要請 ○災害救助法の適用 | | |

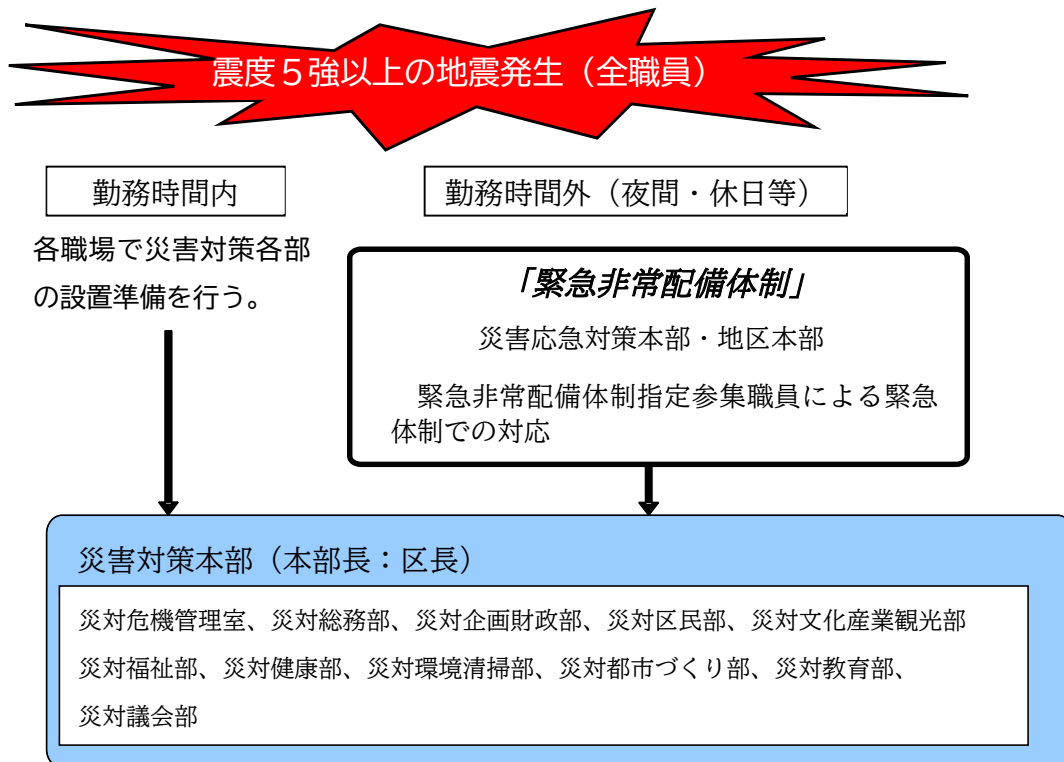
(3) 取組内容

① 区の活動体制

- 区は、当該区の区域に地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、東京都地域防災計画及び台東区地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。
- 区は、上記の責務を遂行するため、必要があるときは区本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 区は、区本部を設置し、または廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。
- 区は、区本部に関する組織を整備し、本部の設置または廃止、非常事態に応ずる配備体制、職員の配置及びサービス等に関する基準を定める。
- 区本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、区本部が設置された場合に準じて処理する。
- 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長（区本部長）は、都知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 区は、夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。

② 職員の参集基準

発災時における職員参集の流れは以下のとおり



③ 災害対策本部の組織及び運営

災害対策本部の組織及び運営は、台東区災害対策本部条例及び同施行規則並びに緊急非常配備体制に関する要綱の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(資料第3「東京都台東区災害対策本部条例」資料編P9)

(資料第4「東京都台東区災害対策本部条例施行規則」資料編P10)

ア 区本部の設置及び廃止

(ア) 区本部の設置

- 区長は、区の区域について災害（地震の場合は震度5強以上）が発生し、または発生するおそれがあると認めるときは、災害対策活動の推進を図るため、区本部を設置する。
- 区本部を構成する部の部長（以下、「部長」という。）の職に充てられている者は、区本部を設置する必要があると認めるときは、危機管理室長に区本部の設置を要請するものとする。
- 危機管理室長は、上記の要請があった場合の他、区の区域外で災害が発生し、区内においても甚大な影響が想定される場合など、区本部を設置する必要があると認めるときは、本部員の職に充てられている者を招集して協議の上、本部の設置を区長に申請しなければならない。

(イ) 区本部の設置の通知等

- 危機管理室長は、区本部が設置されたときは、直ちに次に掲げるものに区本部の設置を通知しなければならない。
 - ・ 都知事
 - ・ 警察、消防その他の関係防災機関の長
 - ・ 本部各部長
- 危機管理室長は、区本部が設置された場合は、報道機関等に発表する。
- 部長は、区本部設置の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底させなければならない。

(ウ) 区本部の標示の掲出

- 区本部が設置された場合は、本庁舎内に〈東京都台東区災害対策本部〉の標示を掲出する。

(エ) 区本部の廃止

- 区長は、区の区域について災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、または災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、区本部を廃止する。
- 区本部の廃止の通知等は、上記区本部の設置の通知等に準じて処理する。
- 本部が廃止されたときは、区本部の各課長は、所管事務を速やかに処理し、台東区役所処務規程事務引継ぎに準じて、行政組織の担当部課に引継ぐものとする。

イ 本部長等の職務

- 本部長（区長）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。
- 副本部長（副区長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職

務を代理する。

- 各部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。
- 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- その他の本部の職員は、各部長の命を受け、部の事務に従事する。

ウ 本部の組織及び分担業務

災害対策本部条例施行規則第6条の規定に基づく「部」及び「課」を設置するとともに、その分掌事務を分担する。

エ 本部の非常配備体制

区本部の非常配備体制は以下のとおりとする。

【区本部の非常配備体制】

| | 対象者 | 指令時期 | 体制 |
|-----------|-----------------------------|---|--|
| 第1次非常配備体制 | ○管理職員 ○指定職員 | ○ おおむね12時間後に災害が発生するおそれがある場合 ○ 局地災害またはその他の状況により、本部長が必要と認めたとき | 水防その他災害発生を防ぎよするための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする体制を構築する。また、局地災害に直ちに対応できる体制 |
| 第2次非常配備体制 | ○第1次非常配備体制職員 ○係長級 ○主任 | ○ 事態が切迫し区内の数地区について災害が発生すると予想される場合 ○ 区内の数地区について災害が発生した場合 ○ その他の状況により、本部長が必要があると認めたとき | 区内の数地区について災害に直ちに対処できる体制 |
| 第3次非常配備体制 | 全職員 | ○ 区内において震度5強以上の地震が発生したとき ○ 災害が拡大し、第2次非常配備体制では対処できない場合 ○ その他の状況により本部長が必要があると認めたとき | 本部の全力をもって対処する体制 |

オ 非常配備体制の特例

本部長は、災害の状況、その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ非常配備体制の指令を発し、または特定の職員に対してのみ種別の異なる非常配備体制の指令を発することができる。

カ 本部長室

(ア) 本部長室の開設

- 本部長室は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、研修室・災害対策本部会議室（台東区役所 10 階）若しくは庁議室（台東区役所本庁舎 4 階）のいずれかに開設する。
- 本部長は、原則として第 2 次非常配備体制を発令したときに、施行規則第 3 条に定める本部長室の構成員を招集する。
- 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、施行規則第 5 条に定める本部員を指名する。

(イ) 本部長室会議の開催

- 本部長室会議に付議する事項は、施行規則第 2 条に定める審議策定事項及び台東区地域防災計画に定める報告事項とする。
- 各部長は、その所管に係る事務について本部長室会議に付議すべき事項が生じたときは、事前に（速報にあっては直ちに）付議しなければならない。
- 各部長は、本部長室会議に付議する事項については、極力必要な資料を提出しなければならない。
- 本部長室会議開設前の付議事項については、災対総務部を經由して処理するものとする。

(ウ) 本部長室における発信事項及び受信事項の処理

- 危機管理室長は、本部長の指示事項及び本部長室の付議事項のうち、必要と認めた事項について各部長及び防災関係機関の連絡員等に発表しなければならない。
- 本部に所属する通信要員は、受信した事項を災害対策部長に報告しなければならない。
- 本部長室における発信事項及び受信事項の処理は、所定の用紙を使用する。

キ 災害対策本部事務局

- 災害情報管理室（台東区役所 10 階）及び会議室等に、災害対策本部事務局（以下、「事務局」という。）を設営する。
- 災対各部は、事務局に本部通信等連絡員を派遣し、本部長室会議での決定事項や事務局からの情報を収集し、各部へ伝達する。
- 事務局では、以下の班を編成し、災害対策業務を実施する。
 - ・ 庶務・情報処理班 ・ 資源管理班
 - ・ 本部会議運営班 ・ 情報収集班
 - ・ 外部調整班 ・ 広報班

ク 部長会議

- 部長会議は、おおむね次の場合に招集する。
 - ・ 本部長室において招集を審議策定したとき。
 - ・ 本部長が招集の必要を認めたとき。
 - ・ その他災害対策に関して連絡調整を図る必要があるとき。

- 本部の各部長は、必要がある場合は、部員を伴って会議に出席することができる。

ケ 本部の財務

- 区本部設置後に災对各部の分掌事務の遂行に要した経費は、災害対策本部の負担とする。
- 本部の予算手続きは、台東区予算事務規則に基づき処理する。各部長は、本部事務の予算に不足を生じるとき、または予算措置がなされていないときは、直ちに災対企画財政部長の指示を受けなければならない。
- 区本部が調達する物資は、台東区予算事務規則及び同契約事務規則に基づき処理するが、各部長はやむを得ずこれに基づかない場合は、台東区予算事務規則にあっては災対企画財政部長の、同契約事務規則にあっては災害対策部長の指示を受けるものとする。事務処理は、契約締結請求書（伺書）の左上に「災」と朱書し、本部組織によって処理する。
- 本部の支払手続きは、台東区会計事務規則に基づき処理する。やむを得ずこれに基づかない場合は、本部会計課長は、本部長室に付議して適切な処置を指示することができる。
- 各部長は、災害終息後、活動に要した諸経費について、本部長に報告しなければならない。
- 各部長は、緊急を要する被災直後の生活支援等に係る財政需要見込み額を災対企画財政部長に報告する。

コ 地区本部

- 事務局は災対区民部と協議し、区民事務所、分室、地区センターに地区本部を設置する。
- ただし、施設が明らかに危険な状態の場合は、地区本部は開設しない。
- 地区本部は、管内の被害状況等を収集し、事務局へ報告する。
- 地区本部における情報収集態勢は応急期とし、原則、3日後以降は、災対区民部に引き継ぎ、地区本部を閉鎖する。

サ 職員の配置及び服务等

(ア) 職員の配置

- 各部長は、あらかじめ本部の分掌事務を遂行するため、施行規則第6条の規定に基づく本部の職員を任命し、必要な名簿を備えておかななければならない。
- 各部長は、あらかじめ非常配備体制別の職員の動員表を作成し、本部長に報告するとともに、所属職員に周知徹底させておかななければならない。
- 各部長は、あらかじめ職員の非常参集方法を定め、所属職員に対し周知徹底させておかななければならない。
- 各部長は、非常配備体制の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応じる次の措置をとらなければならない。
- 動員表に基づき、職員を所定の部署に配置する。
- 職員の参集方法及び交替方法を周知徹底させる。

(イ) 職員の服務

- 全ての本部職員は本部が設置された場合は、次の事項を遵守しなければならない。
 - ・ 常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意する。
 - ・ 不急の行事、会議、出張等を中止する。
 - ・ 正規の勤務時間が終了しても上司の指示があるまでは退庁しない。
 - ・ 勤務場所を離れた場合でも常に所在を明らかにし、進んで上司に連絡する。
 - ・ 非常配備体制が発令されたときは、動員表に従って速やかに参集する。
 - ・ 全ての本部職員は、自らの言動によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、または本部の活動に支障をきたすことのないよう厳に注意しなければならない。

(ウ) 職員の被服

- 本部の業務に従事する本部職員は、災害等が発生し、または発生する恐れがある場合、直ちに災害応急対策に従事できるよう防災服を着用することとする。

(エ) 職員への給食

- 本部の業務に従事する職員が、円滑に災害応急対策に従事できるよう、適切な給食を実施する。

シ 職員行動マニュアル

- 職員が災害時における活動の実効性を高めるため、応急対策活動の基本的な流れと役割等を可能な限り時系列的に定型化して示した職員行動マニュアルを策定している。
- 職員行動マニュアルでは、職員の参集、区本部の設置、避難所の開設・運営などの必要な応急対策業務を抽出し、職員がとるべき標準的な行動を示している。
- 東日本大震災での教訓や被災地に派遣された職員の経験等を踏まえ、平成 25 年度に職員行動マニュアルの見直しを行っている。
- 今後は、より実践的に使いやすいマニュアルとするため、訓練などを通じて、内容を検証するとともに、国や都などの動向等を踏まえ、適時見直していく。
- また、各課においては、職員行動マニュアルの中のそれぞれの役割に基づく、より具体的なマニュアルを定めることとする。

④ 警戒待機体制

- 夜間、休日等勤務時間外の災害発生に備え、迅速かつ的確な防災体制を確保するために、管理職若しくは課長補佐が輪番制で警戒待機室に宿日直する。
- 警戒待機室勤務職員は、緊急非常配備体制が確立するまでの間、次の職務を遂行する。
 - ・ 固定系防災行政無線の開局
 - ・ 区民に対する迅速な広報活動
 - ・ 緊急非常配備体制指定参集職員等の参集状況の把握
 - ・ 災害対策本部の設置の準備
 - ・ 防災関係機関等からの情報の収集及び処理並びに伝達
 - ・ 被災者への対応等必要な対策

【警戒待機室勤務職員の勤務時間】

| 区 分 | 勤 務 時 間 |
|---------------------------|-------------------------|
| 土曜日、日曜日 及び休日 | ○ 午前8時30分から翌日の午前8時30分まで |
| 月曜日から 金曜日まで (休日を除く) | ○ 午後5時15分から翌日の午前8時30分まで |

⑤ 緊急非常配備体制

ア 夜間・休日等における職員の参集基準

夜間・休日等における職員の参集基準を災害条件に応じて、以下のように定める。

| 地震の発生場所 | 災害条件 | 参集職員 |
|-----------------------|-------------------------|--|
| 台東区内 | 震度4 | ○ 危機・災害対策課の職員が登庁し、警戒待機者と協力し対応 |
| | 震度5弱 | ○ 危機・災害対策課の職員及び職員寮・住宅入居職員が登庁し、警戒待機者と協力し対応 ○ 各部・課については、各部・課の基準により参集する。 |
| | 震度5強以上 | ○ 全職員 |
| 都内 (島しょを除く) | 震度5弱以上 | ○ 危機・災害対策課の職員が登庁し、警戒待機者と協力し対応 |
| 区、都以外の地域 (国内) | 震度6弱以上または甚大な被害が発生しているとき | ○ 危機・災害対策課職員が登庁し、警戒待機者と協力し対応 |
| 姉妹・友好 ・連携都市 (※) | 震度5強以上(国内) | ○ 危機・災害対策課の職員が登庁し、警戒待機者と協力し対応 |
| | 甚大な被害があった場合 (国外) | |

※ 国内：墨田区（東京都）、大崎市（宮城県）、諏訪市（長野県）、日光市（栃木県）、南会津町（福島県）、会津美里町（福島県）、豊後大野市（大分県）、村山市（山形県）、鹿追町（北海道）、筑西市（茨城県）、長浜市（滋賀県）

※ 国外：ノーザンビーチ市（オーストラリア）、ウィーン市第1区イネレシュタット（オーストリア）、グラズサックセ市（デンマーク）

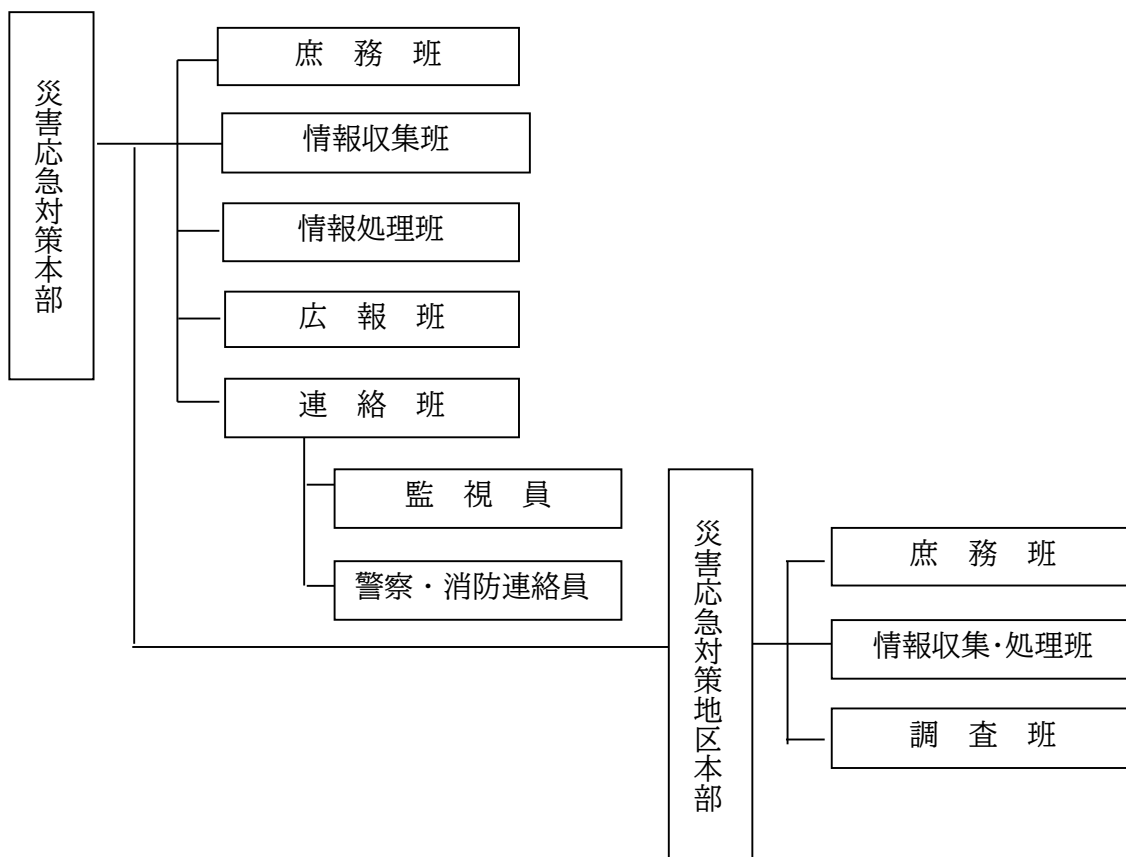
イ 緊急非常配備体制

- 区長は、夜間・休日等の職員の勤務時間外に震度5強以上の地震、若しくは、これに準ずる程度の災害が発生した場合には、災害対策本部が開設されるまでの間の応急対

策活動を迅速に遂行するため、「緊急非常配備体制に関する要綱」に基づき、緊急非常配備体制をとる。

- 緊急非常配備体制は、警戒待機職員及び指定職員(本庁舎から5 km 圏内に居住する職員)並びにその他の参集職員により編成する。
- 本庁舎に参集する指定職員の任務体制は、庶務班、情報収集班、情報処理班、広報班及び連絡班の5班体制とする。
- 連絡班に、高所から区内の被害状況の情報収集を行う監視員と、警察署・消防署に情報収集・伝達のために派遣する警察・消防連絡員を配置する。
- 地域の拠点となる区民事務所、区民事務所分室及び地区センターにも指定職員が参集し、庶務班、情報収集・処理班及び調査班の3班体制をとる。
- 指定職員以外の職員も、震度5強以上の地震、若しくは、これに準ずる程度の災害が発生し、または発生するおそれのあるときは、可能な、あらゆる手段を講じて、自発的に勤務地に参集する。

(資料第15「緊急非常配備体制に関する要綱」資料P85)



⑥ 防災会議の招集

区の区域に災害が発生した場合、必要があると認められる時は、台東区防災会議を開催し、災害復旧に関し関係機関の連絡調整をする。

2 消火・救助・救急活動

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|--------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区は、第一次的防災機関として、都、他の区市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。 ○ 必要があるときは災害対策本部を設置し、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報する。 ○ 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長（本部長）は、知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。 ○ 夜間休日等の勤務時間外の地震発生に備え、情報連絡体制を確保する。 ○ 人命救助活動の円滑化を図るため、都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う。 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 救出・救助活動並びに応急対策に関し、総合防災部・自衛隊・警察庁・東京消防庁・海上保安庁を構成員とする救出救助統括室において調整を図る。 ○ 人命救助活動の円滑化を図るため、区市町村からの情報提供を受け、安否不明者の氏名情報等を公表する。 |
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現場警備本部の設置 ○ 救出・救助活動 ○ 警備活動、交通規制 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を主眼とする震災消防活動を実施する。 ○ 組織的な人命救助・救急活動を実施する。 ○ 災害情報の収集伝達及び関係防災機関との情報交換を行う。 ○ 区本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。 ○ 消防ヘリコプター等を活用し、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。 |
| 関係防災機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管に係る災害応急対策を実施 ○ 災害応急対策に従事する職員の配置 |

(2) 取組内容

① 各警察署の活動体制

【主な機関の応急復旧活動】

| 機関名 | 発災 | 1 h | 24h | 72h |
|-----|--------------|-----|-------|-------|
| | 初動体制の確立期 | | 即時対応期 | 復旧対応期 |
| 警察署 | ○現場警備本部の設置 → | | | |
| | ○救出・救護活動 → | | | |
| | ○警備活動、交通規制 → | | | |

- 災害時における警察署の警備体制は、上級警備本部の指揮の下、事案に応じた「現場警備本部」を設置して警戒に当たる。
- 警察署警備部隊の編成及び活動要領は、各警察署において定める警備実施計画による。
- 警察署長は区長その他区内関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害に関する情報を収集する。
 - ・ 災害の種別
 - ・ 災害の発生した日時、場所
 - ・ 被害の概要及び主要被害の状況
 - ・ 避難者の状況
 - ・ 主要交通機関の被害の状況及び復旧状況
 - ・ 治安状況
- 警察署長は収集した災害情報を必要により、連絡責任者を通じて、関係機関に連絡する。なお、可能な限り、区との間に連絡員を相互に派遣し、情報の一体化を図る。
- 各警察署は、区及び関係機関と協力して、被災者の救出、救護、負傷者、疾病者の応急的救護に努める。
- 災害時における各種犯罪の予防並びに検挙には、特に工夫してこれに当たるとともに、被災地周辺、特に応急物資、食料集積所周辺及び避難場所（上野公園一帯、谷中墓地、隅田公園一帯）の警備の万全を期す。
- 警察署長及び現場警察官は、災害の状況に応じて、所要の交通規制を行う。
- 緊急輸送車両の指定、指定路線等の確認は、警視庁本部関係課、方面本部の指示を受け、警察署長がこれに当たる。

② 各消防署の活動態勢

ア 各消防署の活動態勢

【主な応急復旧活動】

| | | | | |
|-----|----------------------|-----|-------|-------|
| 機関名 | 発災 | 1 h | 24h | 72h |
| | 初動体制の確立期 | | 即時対応期 | 復旧対応期 |
| 消防署 | ○警防本部運用等による消防活動————→ | | | |

【東京消防庁等における初動態勢】

| 項目 | 活動態勢 |
|------------|--|
| 震災第一非常配備態勢 | ○ 東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 5 強の地震が発生した場合、または地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。 |
| 震災第二非常配備態勢 | ○ 東京都 23 区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度 6 弱以上の地震が発生した場合または地震により火災若しくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。 |
| 非常招集 | ○ 震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は直ちに所定の場所に参集する。 ○ 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。 |

- 緊急消防援助隊等の消防活動に関する指揮は消防総監が行う。
- 災害活動組織として、本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設している。

【震災消防活動】

| 項目 | 内 容 |
|---------|--|
| 活動方針 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 ○ 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 ○ 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。 |
| 部隊の運用等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 ○ 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。 |
| 消火活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、既存の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 ○ 延焼火災が拡大または合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。 ○ 道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災市民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。 |
| 救助・救急活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、即応対応部隊及び消防救助機動部隊の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。 ○ 消防ヘリコプターやドローンを活用し、航空隊や即応対応部隊による情報収集、災害規模に応じた航空消防救助機動部隊等の効果的な部隊投入による救助活動等の各種活動を行う。 ○ 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 ○ 警視庁、自衛隊、東京DMAT、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。 |
| 情報収集等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊による情報、参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、ドローンによる上空からの状況確認、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 ○ 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 ○ 関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。 |

イ 消防団の活動

- 各消防団は、地域に密着した消防機関として地域住民に対して出火防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施するとともに、火災その他の災害発生時には、消防署隊との連携、地域住民との協働により、資器材を有効に活用した消防活動に当た

る。

- 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、若しくは消防署隊と連携して行う。
- 所轄消防署（所）の消防署隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。
- 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- 避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら、避難者の安全確保と避難場所の防護活動を行う。

③ 各防災機関の活動体制

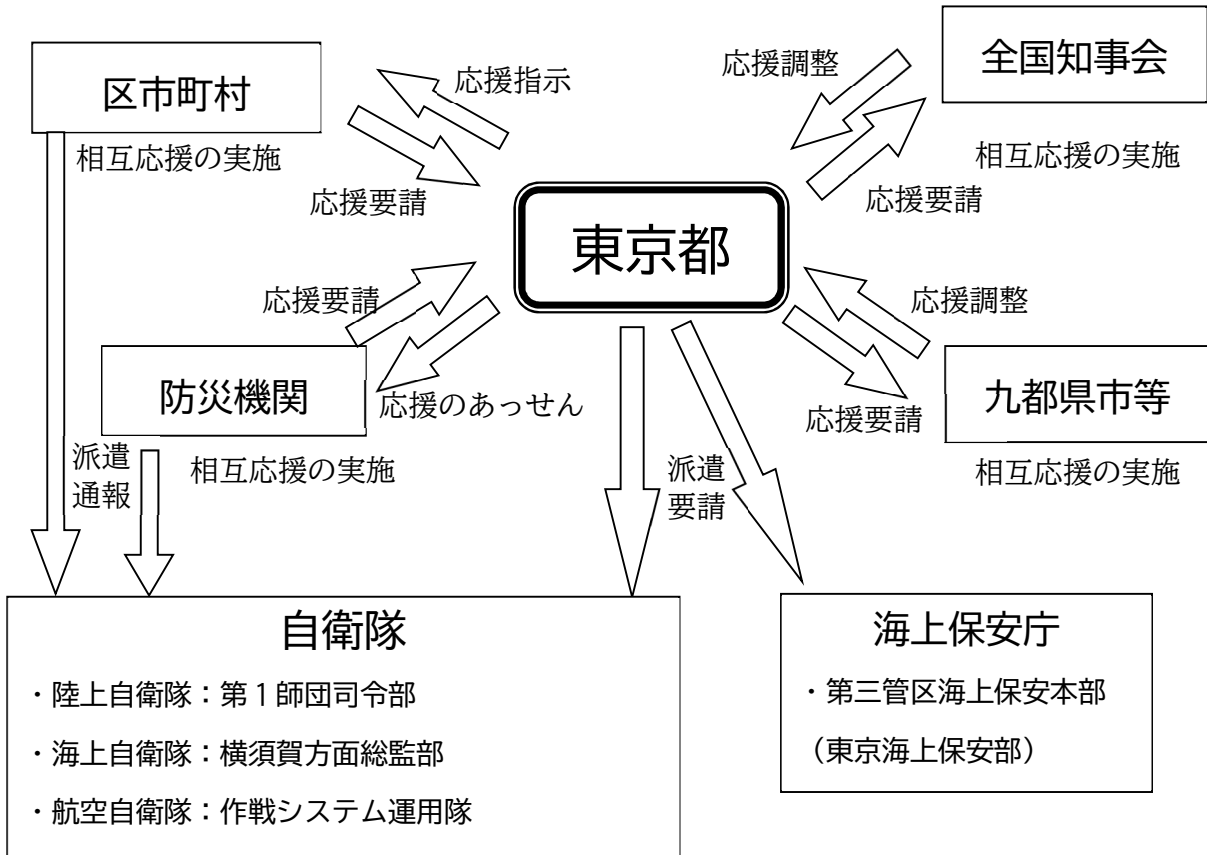
- 地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、区及び都が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

3 応援協力・派遣要請
(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 実 施 内 容 |
|-------|---|
| 区本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事に応援または応援のあつせんを求める。 ○ 区市町村間相互の応援協力について実施 ○ 区域内の応援協力について実施 ○ 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置を実施するため必要があると認めた場合、知事に対して自衛隊への災害派遣を要請 ○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに知事に通知 |
| 都本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、または防災機関の応援をあつせんする。 ○ 他の地方公共団体・九都県市・全国知事会との応援協力について実施 ○ 地震により災害が発生し人命若しくは財産の保護のために必要があると認めた場合、または区市町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対して災害派遣を要請 |
| 自衛隊 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 部隊を派遣した場合は、知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知 |
| 防災機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事に応援または応援のあつせんを求める。 ○ 防災機関相互の応援協力について実施 ○ 災害派遣の対象となる事態が発生し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとする時は、知事に対して依頼 ○ いとまがない場合は、直接関係部隊へ通報し、速やかに所定の手続きを行う。 |

(2) 業務手順

【応援協力・派遣要請のフロー】



(3) 取組内容

① 他自治体への人的応援要請・受入れ

ア 都本部及びカウンターパート団体への要請

- 区は、区の人員のみでは十分な災害対応が困難と見込まれる場合、速やかに都本部（人員調整部門）に対し、応援要請を行う。
- 応援要請を受けた都は、庁内各局及び都内の非被災区市町村と応援に向けた調整を進めるとともに、広域応援協定団体への応援要請を行う。
- 応援要請の実施は、応援要請の内容を可能な限り明確にし、都本部（人員調整部門）に対し、応援要請を行う。

<要請の内容>

- ・ 要請人数
- ・ 期間
- ・ 集合場所
- ・ 活動内容
- ・ 活動場所
- ・ 応援職員に求める要件（職種、資格、経験）
- ・ 必要な資格等
- ただし、大規模災害などで被害状況の把握ができず、具体的な要請内容の記載が困難な場合は、速やかに包括的な応援要請を行う。
- 広域応援協定団体において被災区自治体の支援を担当するカウンターパート団体が

決定した場合、都本部（国・他縣市等広域調整部門）から決定通知がある。

区は、カウンターパート団体決定後の応援職員に関する具体的な調整は、都本部（人員調整部門）と同様の手順により、カウンターパート団体と直接実施する。

イ 協定自治体・交流自治体への要請

- 区が相互応援協定を締結している区市町村に対しては、それぞれ協定に定めるところにより、速やかに応援要請を行う。

ウ 専門性が必要な業務に関する応援要請

- 被災建物の応急危険度判定や応急救護・医療等に携わる応援職員については、専門性を必要とする区の関係部署（都市づくり部、台東区保健所等）において都等への応援要請及び調整を行い、専門性に依拠して必要とされる業務に配属する。

エ 応援受入の流れ

- 災対総務部が設置する受援班（受援担当）は、調整会議等を開催し、応援要請・調整結果の共有、各部の応援ニーズと外部からの応援職員とのマッチング等を調整するものとする。
- 応援職員の受入は、都本部及びカウンターパート団体を通じた応援、協定自治体・交流自治体からの応援は、原則、災対総務部にて受入れを行い、応援を要する災対各部へ配置する。

オ 経費負担

- 他の区市町村等から派遣された職員に対する給与及び経費の負担方法については、所定の方法により区が負担する。

② 都との協力

ア 都との協力

- 区は、「災害救助法」に基づく救助をはじめ、区の区域内で行われる都の応急対策について積極的に協力するものとする。
- 区は、都知事より他の区市町村又は指定行政機関等に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置に支障がない範囲で可能な限り協力するものとする。

イ 応急措置等の要請

- 本部長は、都に対し、他区市町村、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関又は特定公共機関の応援又は応援のあっせんを求める場合には、都本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭または電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
- 都への応援要請又は応急措置の実施の要請
 - ・ 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由）
 - ・ 応援を希望する機関名
 - ・ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ・ 応援を必要とする場所、期間

- ・ 応援を必要とする活動内容
- ・ その他必要な事項
- 災害対策基本法第 30 条・第 68 条 次の事項については、各節参照のこと
 - ・ 「災害救助法」の適用申請：第 2 部第 13 編【応急対策】「災害対策救助法等の適用」を参照
 - ・ 放送各社への放送依頼のあつせんを求める場合：第 8 編第 5 章【応急対策】「広報・広聴等」を参照

③ 自衛隊の災害派遣要請

ア 災害派遣要請

- 区長は、災害が発生し、または発生するおそれがあり、人命または財産の保護のため、必要があると認める場合には、都知事に対し、自衛隊の派遣要請に係る要求を行うものとする。
- 災害派遣の対象となる事態が発生し、区長が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、下記の事項を明らかにし、都総務局に依頼するものとする。
 - ・ 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - ・ 派遣を希望する期間
 - ・ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ・ その他参考となるべき事項
- 区長は、通信等の途絶等により都知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を、直接関係する部隊に通知し、事後、所定の手続を速やかに行うものとする。ただし、災害が発生し、自衛隊の災害派遣に関わる要請ができないときは、災害派遣に関する訓令に基づき、自衛隊は災害救援活動を展開することができる。

イ 災害派遣の範囲

- 災害が発生し、都知事が人命または財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、都知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- 災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- 災害に際し、通信の途絶等により区長が都知事に対する災害派遣要請に係る要求ができない場合に、自衛隊が、区長からの被害状況の通報を受けて自主的に派遣する場合
- 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められて自主的に派遣する場合
- 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救

- 助に関するものであると認められて自主的に派遣する場合
- 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、都知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められて自衛隊が自主的に派遣する場合
 - 庁舎・営舎その他の防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

ウ 災害派遣部隊の活動内容

| 区 分 | 活 動 内 容 | | |
|----------------------------|--|---|-------------------------------------|
| | 部隊名 (駐屯地) | 連絡先 | |
| | | 課業時間内 | 課業時間外 |
| 区 の 区 域 を 担 当 す る 組 織 | 陸上自衛隊 第1師団司令部 (練馬)(都担当) | 第3部長又は防衛班長 03(3933)1161 内線：2750 | 師団司令部当直長 03(3933)1161 内線：2708 |
| | 陸上自衛隊 第1普通科連隊 (練馬)(台東区担当) | 第3科長又は運用訓練 幹部 03(3933)1161 内線：2531 | 部隊当直指令 03(3933)1161 内線：2505 |
| | | | |
| 被 害 状 況 の 把 握 | ○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。 | | |
| 避 難 の 援 助 | ○ 避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。 | | |
| 避 難 者 等 の 捜 索 援 助 | ○ 安否不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。 | | |
| 水 防 活 動 | ○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。 | | |
| 消 防 活 動 | ○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。 | | |
| 道 路 又 は 水 路 の 障 害 物 除 去 | ○ 道路若しくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。 | | |
| 応 急 医 療 、 救 護 及 び 防 疫 | ○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。 | | |
| 人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送 | ○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。 | | |
| 被 災 者 生 活 支 援 | ○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊及び法律相談等の支援を実施する。 | | |

| 区 分 | 活 動 内 容 |
|-----------------------------|---|
| 救 援 物 資 の 無 償 貸 付 ま た は 譲 与 | ○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。 |
| 危 険 物 の 保 安 及 び 除 去 | ○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。 |
| そ の 他 臨 機 の 措 置 等 | ○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官または海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。 |

(資料第122「自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定施設(宿舎)」資料P409)

(注) 収容可能人員は、1人当たり1.5㎡として使用可能面積を除いたものである。

④ 民間との協力

ア 公共的団体との協力体制

- 公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道接骨師会、商工会議所等をいう。
- 区及び各防災機関は、公共的団体に対し、平素から防災知識の普及、災害時の心得、特に地震災害への対応について、機会あるごとに防災意識の高揚に努めるとともに、あらかじめ災害に対する協力業務、協力方法等を協議しておき、積極的な協力が得られるよう体制を整えておくものとする。
- 災害時における優先的な食料・物資等の調達の確保を図るため、同業種組合、商店組合等との協定の締結を進める。
- 災害が発生した場合、公共的団体等の協力業務内容の概要は次のとおりである。
 - ・ 異常現象、災害危険箇所発見等の場合の、区その他関係機関への連絡に関すること。
 - ・ 災害時における広報、広聴活動への協力に関すること。
 - ・ 震災時における出火防止及び初期消火に関し協力すること。
 - ・ 避難誘導、避難所内の被災者の救護等に関すること。
 - ・ 被災者に対する炊き出し、救助物資の輸送及び配分等の協力に関すること。
 - ・ 被害状況の調査の協力に関すること。
 - ・ 被災地域内の秩序維持の協力に関すること。
 - ・ その他の災害応急対策の協力に関すること。

イ 自主防災組織との協力体制

- 自主防災組織とは、町会を主体に結成されている自主防災組織、事業所の自衛消防隊及び自衛防災組織をいう。

- 区及び各防災機関は、総合防災訓練、避難所単位防災訓練等の各種防災訓練を通じて、自主防災組織との協力方法並びに活動等を明確にしておき、積極的に協力を得られるようにしておくものとする。
- 自主防災組織の応急活動としては、次のものがある。
 - ・ 出火防止、初期消火活動
 - ・ 情報の収集、伝達、広報活動
 - ・ 応急救護に対する協力
 - ・ 避難活動
 - ・ 炊き出しに対する協力
 - ・ 救助物資の配分に対する協力
 - ・ 被害状況の調査に対する協力
 - ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対する救出、救助等の協力
 - ・ 避難所の運営

ウ 防災協力員

- 区は、夜間・休日等に災害が発生した場合を想定して、避難所及び災害対策用施設の速やかな開設を図るため、避難所及び災害対策用施設となる施設の近隣に居住する区民の中から、複数の防災協力員を選任している。
- 防災協力員は、平常時は避難所指定施設等の鍵の管理、防災訓練の参加など、区の災害対策に協力するとともに、発災時には、避難所施設の開錠や災害対策施設の開錠や設置・機器の稼働など、災害時における初動対応にも協力する。

第8編 情報通信の確保

被災状況などの災害関連情報は、関係機関による応急対策などの具体的な活動を展開する上で欠かせない。このような必要な情報を伝達するためには、発災時に機能する通信網を確保していく必要がある。更には、行政機関等における通信だけではなく、家族との安否確認のための情報通信も、発災時の混乱を避けるために必要となる。本編では、発災後の情報通信の確保に向け、防災機関等の相互の通信、区民及び外国人を含めた来訪者への情報提供等についての対策を示す。

第1章 現在の到達状況

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

避難所となる学校等をはじめ、地区本部となる区民事務所、警察署、消防署、ライフライン関連機関、交通事業者等に無線移動局を設置し、災害発生時における迅速な情報共有体制を構築している。また、東京都災害情報システム（DIS）、画像伝送システム、無線電話、無線ファクシミリにより、都（東京都防災センター）との通信手段を確保している。

2 住民への多様な手段による情報提供

区内 66 か所に設置されている屋外拡声器を通じて、区災害対策本部から各地域へ災害情報を提供する体制を構築している。また、区ホームページ（台東区防災気象情報）や緊急速報メール、登録制メール（たいとう防災気象情報メール）、スマートフォンアプリ（台東防災）、区公式X、区公式LINEなどにより、情報提供している。

3 区民相互による情報収集・確認等

防災訓練などを通じて、災害用伝言ダイヤルなどの安否確認方法の普及啓発を実施している。

第2章 課題

被害想定（都心南部直下地震）

| 被害項目 | 想定される被害 |
|---------|-----------|
| 固定電話不通率 | 最大で 1.4% |
| 停電率 | 最大で 21.5% |

図表 携帯電話不通分布（都心南部直下地震 冬・夕方 風速8m/s）



1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

震災時に、電話やFAX、インターネット通信網などの情報連絡手段の機能が大きく低下すると、情報連絡や情報収集に支障をきたし、台東区災害情報システムや東京都災害情報システム(DIIS)などを活用した情報の一元化がスムーズに行われなくなるなど被害の全容が把握できず、その後の応急・復旧活動に支障が生じ得る。

2 住民への多様な手段による情報提供

防災行政無線による音声内容が、場所によっては聞き取りにくいなど、確実に情報が伝わらないおそれがある。

また、区ホームページのアクセス集中により、閲覧や更新が困難になるなどの事態が発生し、適切な情報提供ができなくなるおそれがある。

3 住民相互の情報収集・確認等

携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況に関する情報が不足し、帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。また、通信事業者が設定している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていない。

第3章 対策の方向性

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

東京都災害情報システムなど各種通信手段を用いて、行政機関内の情報連絡体制を確保するとともに、防災行政無線、専用電話、衛星電話等の整備により、外部機関との連絡体制を強化する。

2 住民への情報提供

同報系防災行政無線を補完するための登録制メール（たいとう防災気象情報メール）、スマートフォンアプリ（台東防災）等、情報提供ツールを活用するとともに、災害発生時に区ホームページのシステムがダウンした場合に備えて、代替策の構築を検討する。

3 区民相互による情報収集・確認等

通信事業者による安否確認手段の確保等により、帰宅困難者への情報提供を充実するなど、情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。また、安否確認サービスの利用を促進する。

第4章 到達目標

- 1 防災行政無線、衛星電話などによる多様な情報連絡体制の補完手段を確保する。
- 2 ソーシャルメディアなど多様な情報提供ツールを活用した情報提供体制を推進する。
- 3 各種防災訓練などを通じて、災害用伝言ダイヤル（171）などの安否確認手段の周知を図る。

第5章 具体的な取組

【予防対策】

| | |
|---------------|------------------|
| 1 情報通信連絡体制の整備 | 3 情報の収集・確認等の環境整備 |
| 2 情報提供体制の整備 | |

1 情報通信連絡体制の整備

平常時における主要な通信連絡手段である電信電話は、災害時には、不通または輻輳などにより情報連絡体制に大きな混乱を招くおそれがある。また、災害時には、地域住民に正確な情報を迅速かつ円滑に伝達するとともに、区として被害を最小限に抑えるため、初期段階に迅速・的確に行動する連携のとれた総合的な災害応急対策の実施が求められる。

このため区は平常時から、無線通信システムの整備を中心とする災害情報連絡体制の整備充実を図るとともに、台東区災害情報システムによる災害対策本部の活動を支援する体制を計画的に整備するものとする。

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災行政無線の整備 ○ 台東区災害情報システムの整備 ○ 地震計ネットワークの整備 ○ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の利用 ○ 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の利用 ○ Lアラート（災害情報共有システムの利用） ○ 地理空間情報の利用 ○ 訓練による各種通信連絡手段の作動状況の点検・確認 ○ 庁内連絡体制の確立 |

(2) 取組内容

① 防災行政無線の整備

- 区災害対策本部を中心に無線電話を庁内に配置し、本部開設と同時に通信統制ができる設備となっている。
- 東京都災害情報システム（DIS）、画像伝送システム、無線電話、無線ファクシミリを設置し、東京都防災センターと区を無線により通信を確保している。
- 区では、情報を正確に伝達するために、小・中学校、公園、民有地等に固定系防災行政無線の屋外拡声器を設置するとともに、この屋外拡声器の放送内容を確認できるように、区ホームページや、登録制メール（たいとう防災気象情報メール）、スマートフォンアプリ（台東防災）などにより、情報提供している。また、固定系防災行政無線と連携した

防災ラジオを、避難行動要支援者の一部に無償貸与し、災害時における高齢者や障害者などの災害弱者の方々への情報伝達の確保を図っている。

- 区民事務所等、保健所、小・中学校、警察署、消防署、医師会、病院などに相互通信が可能な地域系防災行政無線を配備している。
- 災害時における多様な情報伝達を確保するため、移動系防災行政無線を整備するなど、情報連絡体制の確立に努めている。

(資料第123「台東区防災行政無線通信システム構成図」資料編P410)

ア 固定系防災行政無線

区災害対策本部に親局を置き、小・中学校、公園、民有地等に設置する屋外受信機との間で構成する同報通信方式によるシステムで、拡声器により、災害情報、避難指示等の緊急情報を伝達する。

現在の固定系防災行政無線は、令和2年度にデジタル化更新工事が完了しており、デジタル化に伴い、区ホームページや登録制メール(たいとう防災気象情報メール)、スマートフォンアプリ(台東防災)、防災ラジオ配信システムとデジタル連携が可能なシステムとなっている。

| | | | |
|--------|---------------------------------|----|--------------------|
| 電波型式 | D7W | | |
| 通信方式 | 同報通信方式、複信方式 | | |
| 親局設備 | 区役所4F無線室 | | |
| 子局設備 | 屋外拡声器66か所 | | |
| 送信出力 | 親局 5W | 子局 | 0.2W、0.5W、1W、2W、5W |
| 空中線 | 親局 スリーブ型 | 子局 | 3素子八木型 |
| 予備電源 | 500Ah | | |
| 選択呼出機能 | 一斉放送のほかに、個別呼出、グループ呼出の選択呼出ができる。 | | |
| 免許取得 | 昭和55年2月14日(デジタル親局の追加 令和元年5月15日) | | |

(資料第124「台東区固定系防災行政無線子局設置場所」資料編P411)

イ 地域系防災行政無線

- 区災害対策本部に統制局を置き、相互通信が可能で、避難所となる小・中学校や区民事務所等、警察署、消防署、ライフライン関連機関等に設置し、情報の収集、伝達を行う。
- 機器取扱いの習熟を図るため、定期的に通信訓練を行っている。

| | | |
|--------|---------------------------------|-----------------|
| 電波型式 | 基地局：G7W | 移動局：G1C、G1D、G1F |
| 通信方式 | 複信方式 | |
| 統制局設備 | 区役所4F無線室 | |
| 移動局設備 | 103局(平成31年4月) | |
| 送信出力 | 基地局 10W | 移動局 5W |
| 空中線 | 基地局 コーリニア型 | 移動局 スリーブ型、ホイップ型 |
| 遠隔制御装置 | 5か所(区民課、健康課、都市計画課、教育委員会庶務課、宿直室) | |
| 免許取得 | 平成23年3月17日 | |

(資料第125「台東区地域系防災行政無線子局設置場所」資料編P413)

ウ 移動系防災行政無線

職員が被害状況の調査のため、現場へ行く場合などに使用する無線機で、応急対策の情報収集、伝達を行う。

| | |
|-------|--------------------------|
| 電波形式 | F 3 E |
| 通信方式 | 単信方式 |
| 基地局設備 | 区役所 10F 危機・災害対策課 |
| 移動局設備 | 47 局 |
| 送信出力 | 基地局 1W 移動局 5W |
| 空中線 | 基地局 ブラウン型 移動局 ホイップ型 |
| 免許取得 | 昭和 55 年 2 月 14 日 |

エ 防災ラジオ配信システムの整備

デジタル化された固定系防災行政無線と連携し、固定系防災行政無線での放送内容と同内容の防災ラジオに配信することができる。

また、令和2年度から、テキスト情報により情報伝達が可能な聴覚障害者の方々向けの防災ラジオを新たに貸与している。

オ 地震計ネットワークの整備

区に設置した地震計と、都の地震計ネットワークを連携し、各防災機関に震度情報を提供することによって、災害発生直後の初動活動を迅速に行い、被害を最小限に抑える体制を確立する。また、震度5弱以上の地震が発生した場合は、固定系防災行政無線と連動して、屋外拡声器により災害広報文を自動的に放送する。

カ 通信連絡手段の確保

- 災害時においても有効な通信連絡手段として、区災害対策本部長（区長）及び副本部長（副区長、教育長）並びに災害対応部課長等に携帯電話を配備し、災害時における指揮・命令等の迅速化を確保している。
- 携帯電話も輻輳して使用不能になった場合に備え、衛星電話2台を災害対策本部支援室に配備している。

キ 訓練による各種通信連絡手段の作動状況確認

防災訓練時や都や関係機関が行う通信訓練を通じて、各種通信連絡手段の作動状況を確認し、発災時に円滑に作動できるよう訓練を推進していく。また、災害時におけるデマ情報対策を含む具体的広報文例を作成する。

② 台東区災害情報システム

- 震災や風水害等の災害による被害を最小限に抑えるには、災害情報を迅速・的確に収集、整理、伝達し、本部と関係部署等とで情報を共有し、災害対策本部による迅速な初期初動体制の確立と的確な災害応急対策の実施が不可欠である。
- 区では、情報収集や意思決定支援、避難所支援機能を備えた、台東区災害情報システムを平成18年より運用している。平成26年度から情報処理速度の向上やシステム端末の

利便性の向上、停電時などの非常時においても稼働ができるバックアップ機能を備えた、クラウド型の台東区災害情報システムに移行している。

③ たいとう防災気象情報メール

気象庁が発表する気象情報や区からの緊急情報などの防災気象情報を、あらかじめ登録した区民などにメール配信している。

④ 防災アプリ（台東防災）

- 災害が発生した際に、帰宅困難者に適切な情報提供を行うとともに、地域住民に対しても、避難所開設状況など最新の情報を提供する。
- 災害発生時に、台東区災害対策本部が実際に使用する「台東区災害情報システム」の災害情報とリンク機能を有している。
- オンラインマップとGPS機能により、現在地の把握が可能である。
- オンラインマップで、支援施設の場所を表示する。来街者には帰宅困難者支援施設の、区民には避難所施設の場所と開設状況を提供し、円滑な移動を支援し、電波が途切れた状態でも、オフラインマップにより避難行動を支援する。
- 区で配布している「帰宅困難者向け防災ガイド」や「防災地図（地震編）」、「ハザードマップ（水害・土砂災害）」などの資料を提供するほか、東京都の防災情報にリンクしている。

⑤ 早期情報集約システム

- AI技術の活用により、SNSに投稿された情報の中から、設定条件（台東区、火災、停電等）に該当する情報を抽出する機能を有している。
- AI解析によるフェイク情報判別機能と合わせて、人の目による確認も実施されることから、情報の正確性が確保されている。
- 情報をマップ上に可視化して表示することが可能である。
- 情報の概要を音声で読み上げる機能を有している。

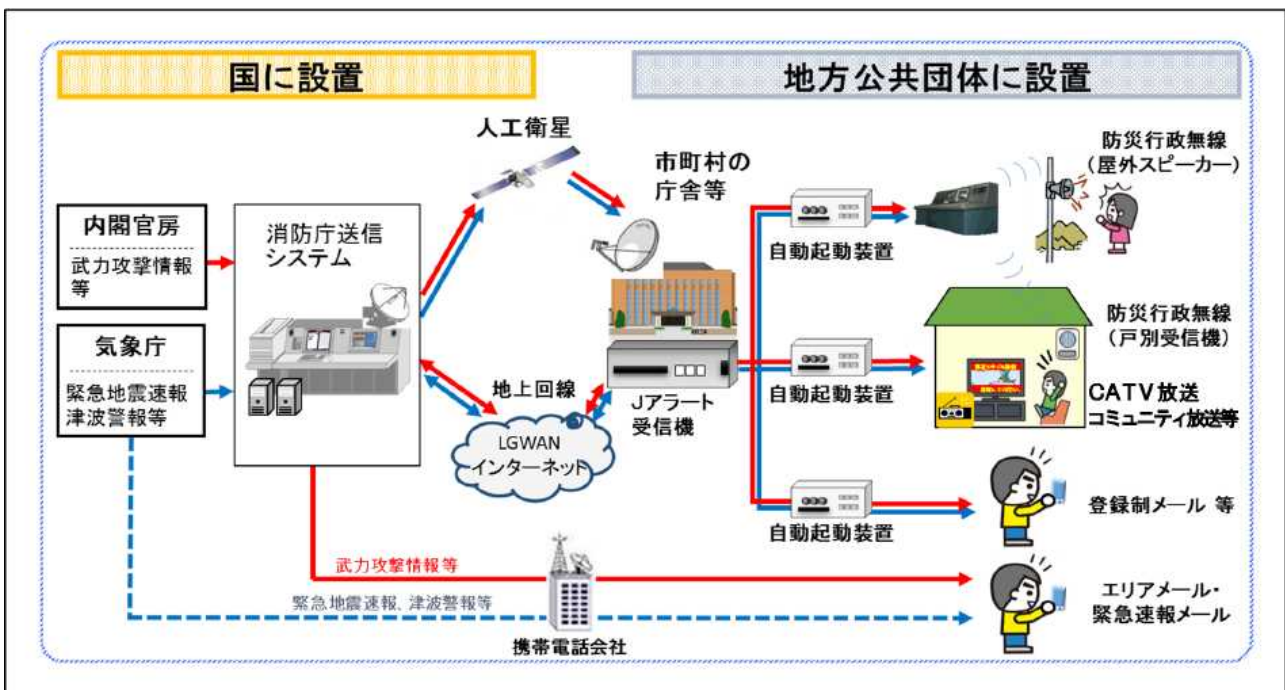
⑥ 無人航空機（ドローン）

- 協定を締結している民間事業者に要請し、無人航空機（ドローン）を活用した災害情報の収集を行う。
- 災害によって道路等の交通インフラが遮断されている場合も、上空から迅速に災害情報を収集することが可能である。
- 当該事業者が対応できない場合を想定し、区においても無人航空機（ドローン）の配備や職員による無人航空機操縦者技能証明書の取得など、区独自で運用できる体制を整える。

⑦ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）

- 気象庁から発信される気象関係情報や、内閣官房から発信される有事関係情報を、人工衛星や地上回線（LGWAN）を經由して地方公共団体が受信し、各自治体の同報系防災行政無線を自動起動するシステムである。
 - 区では、緊急地震速報や特別警報、国民保護情報（弾道ミサイル情報や大規模テロ情報等）について、防災行政無線が自動起動する仕組みになっている。
 - 消防庁は、情報番号、対象地域コード情報等を送信し、全地方公共団体が受信する。地域コードに該当する地方公共団体のみにおいて、情報番号に対応する、あらかじめ録音された放送内容の自動放送を行う。
 - また、携帯電話会社を經由し、個々の携帯電話利用者にメール（エリアメール・緊急速報メール）で伝達するルートも整備されている。
- ※ ただし、緊急地震速報において、地震が発生するまでの時間が短い場合は、発生後に放送されてしまうことから、放送しない仕組みとなっている。

【J-ALERTシステムの構成図】



(参照：平成 29 年版 消防白書)

⑧ 緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）

総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用して、国（官邸）と地方公共団体間で緊急情報の通信（双方向）を行うもので、メッセージを強制的に相手側に送信し、迅速・確実に緊急を要する情報等を伝達する。

この際、配信先へのアラーム等による注意喚起、メッセージの送達確認、添付資料の閲覧確認が可能である。

⑨ Lアラート（災害情報共有システム）

Lアラート（災害情報共有システム）は、安全・安心に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に伝達することを目的とした、情報基盤である。地方自治体やライフライン関係事業者など公的な情報を発信する「情報発信者」と、放送事業者、新聞社、通信関連事業者などその情報を住民に伝える「情報伝達者」とが、この情報基盤を共通に利用することによって、効果的な情報伝達が可能となり、区ではLアラートに提供した避難情報を、区民はデジタル放送、インターネット等の多様なメディアによる情報入手が可能となる。

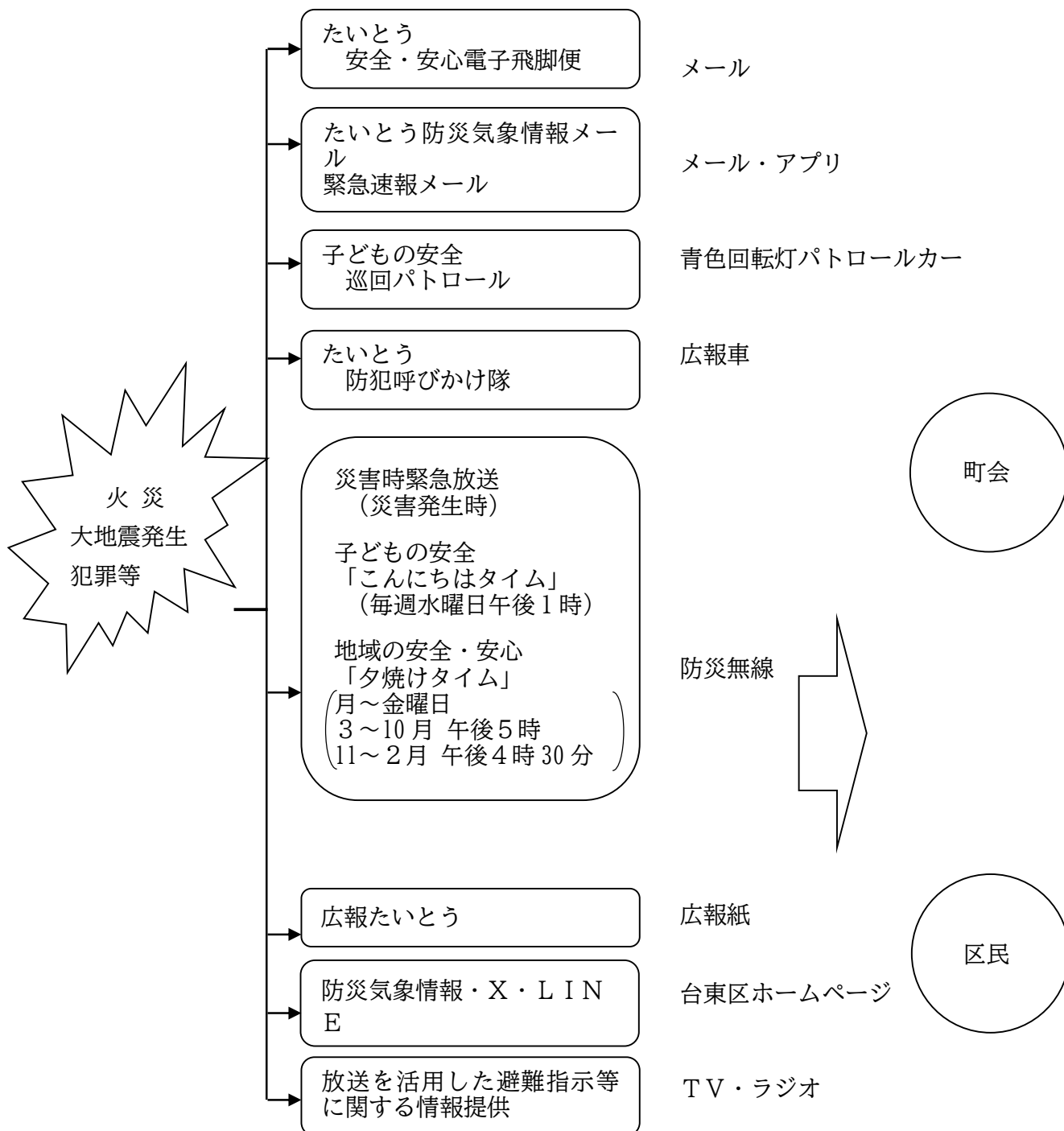
2 情報提供体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時に的確な対応が図れるような情報発信体制を確立 ○ 情報伝達手段の多様化 |

(2) 取組内容

① 区民等への情報伝達体制



3 情報の収集・確認等の環境整備

(1) 対策内容と役割分担

区民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、区民が事前にその方法を熟知する。また、災害情報などの入手方法も確認できる体制を整備する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区 | ○ 地域住民相互間の安否確認手段の周知 |
| 鉄道事業者 | ○ 駅における情報提供体制の整備 ○ ホームページやSNS等を利用した情報提供体制の整備 |

(2) 取組内容

① 台東区の取組

- 区民が日頃から、安否確認など発災時の行動について家族と相談するよう、防災啓発活動の充実を図る。
- 帰宅困難者に対する情報提供のため、一時滞在施設等の通信機能に関する充実・強化を図る。
- SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含めたソーシャルメディアなどの多様な情報提供ツールを活用した情報提供体制の整備を推進する。

② 各鉄道事業者の取組

各鉄道事業者における活動体制は下記の箇所を参照し活動する。

（第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフラインの確保」P126 参照）

【応急対策】

| | |
|------------------------------|--------------------|
| 1 情報通信連絡体制 (警報及び注意報等の第一報) | 2 情報通信連絡体制 (被害状況等) |
| | 3 広報・広聴等 |

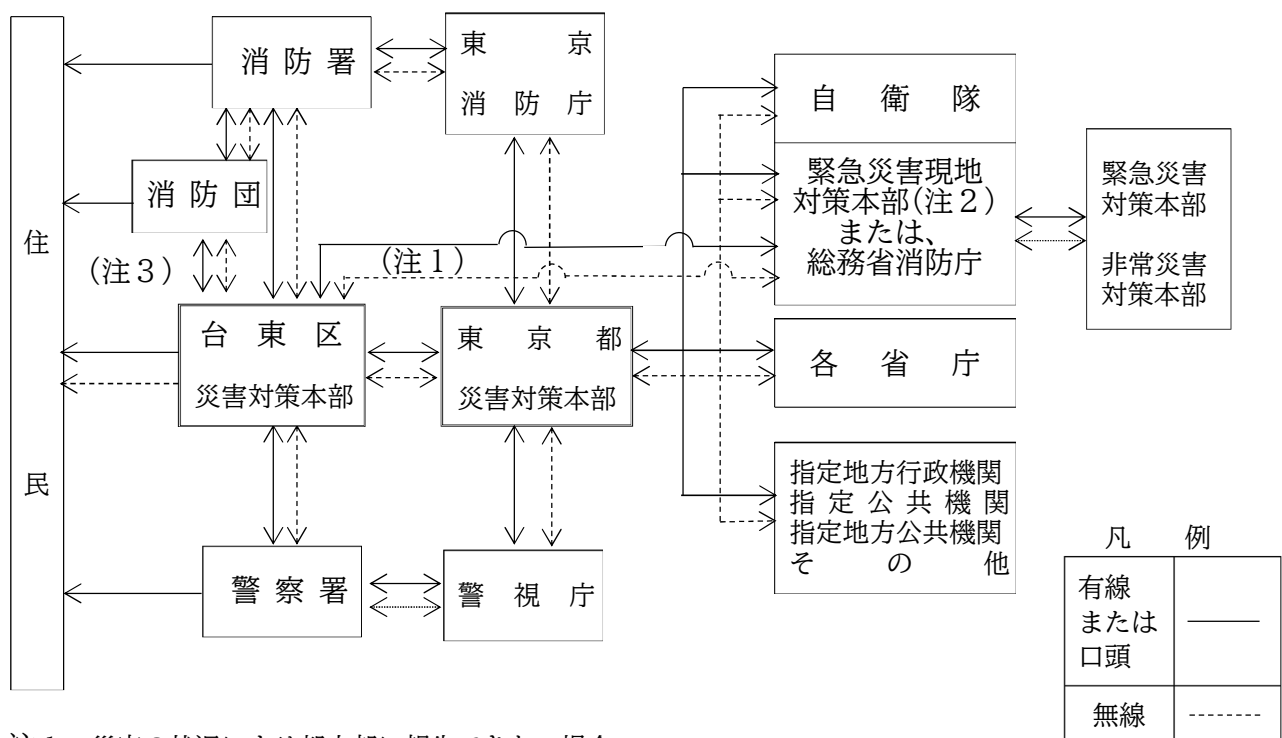
1 情報通信連絡体制 (警報及び注意報等の第一報)

(1) 対策内容と役割分担

区及び各関係防災機関は連携して、被害・措置情報を迅速かつ的確に把握・伝達することにより、被害の拡大を防ぐとともに被害を最小限にとどめるよう努める。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|---------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集・伝達体制の構築 ○ 情報の収集及び伝達 |
| 都 | |
| 各関係防災機関 | |

(2) 業務手順



注1 災害の状況により都本部に報告できない場合

注2 災害の状況により緊急災害現地対策本部が設置された場合

注3 消防団の場合

(3) 取組内容

- 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部、または総務省消防庁に対して直接連絡する。
- 災害が発生するおそれのある現象を確認した場合や通報を受けた場合には、関係防災機関へ連絡する。
- 災害原因に関する重要な情報について、都または関係機関から通報を受けたとき、または通報などにより知ったときは直ちに区域内の公共的団体、その他重要施設の管理者、自主防災組織等の住民の自発的な防災組織及び一般住民等に周知する。

2 情報通信連絡体制（被害状況等）

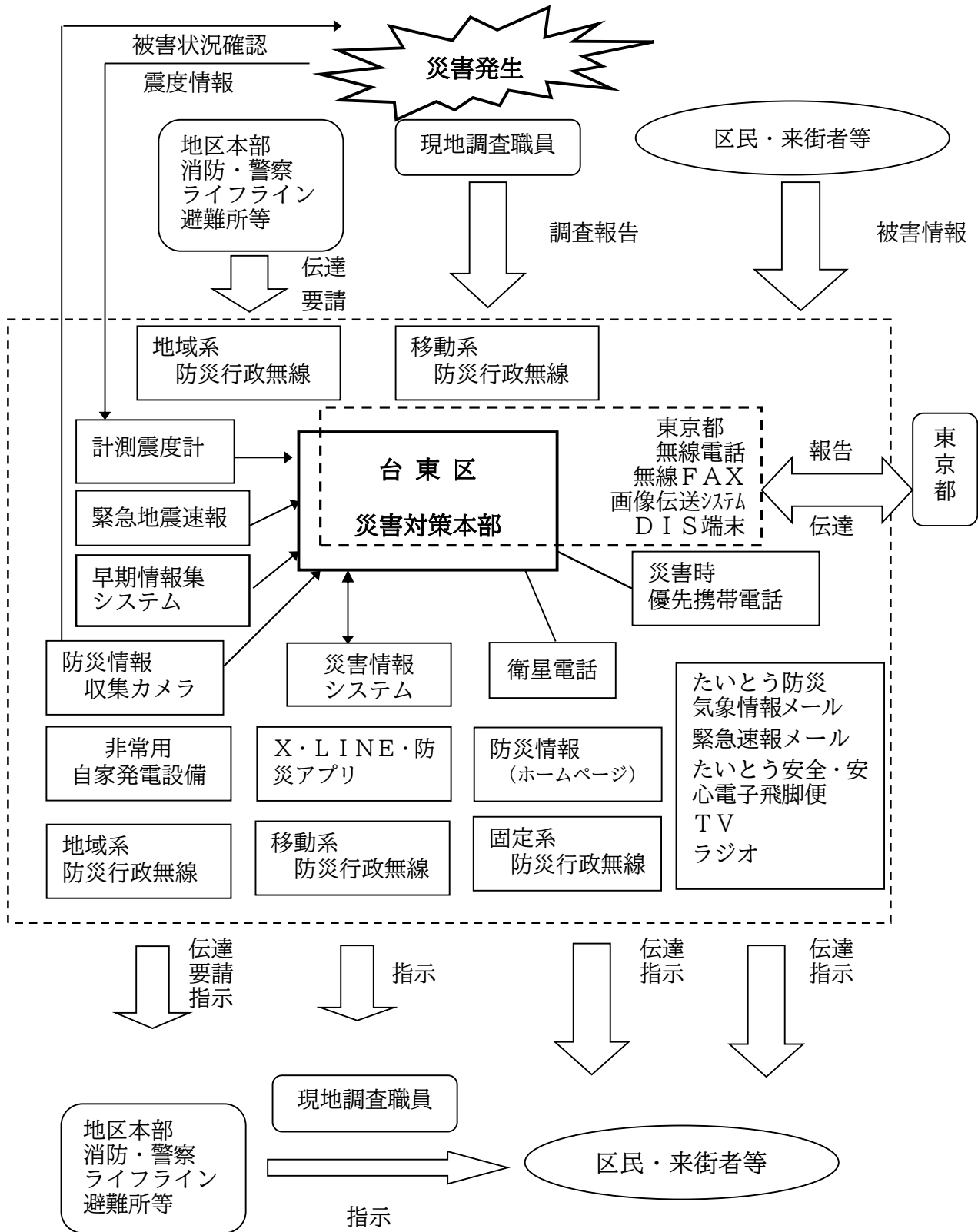
(1) 対策内容と役割分担

台東区災害情報システム等のほか、専用電話、衛星携帯電話、災害時優先電話、無線LAN、Xなど、多様な通信手段を活用した重層的な情報連絡を構築し、被害状況等の把握を行う。

| 機関名 | 対策内容 |
|---------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時から当該災害に関する応急対策が完了するまで都へ報告する。 ○ 台東区災害情報システムによる被害状況等のとりまとめ ○ 都（総務局総合防災部）への報告と他関係防災機関との情報交換 |
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区及び関係機関との情報提供 ○ 安否・被害情報確認システムによる参集途上の職員からの被害状況等の収集 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 管内の被害状況及び各種消防活動の把握 ○ 区及び関係機関との情報交換 |
| 各関係防災機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況等の区への連絡及び情報交換 |

(2) 業務手順

【台東区災害対策本部と情報の流れ】



(3) 取組内容

① 情報の収集・伝達

ア 情報収集・伝達体制

- 災害時の情報の錯綜を避けるため、区、都及び各防災機関等の情報受発信の総括者として、各機関に連絡責任者を置くとともに、災害情報受発信の電話を指定し、窓口の統一を図る。
- 区における情報受発信の総括窓口は、災害対策本部設置前は総務部危機・災害対策課とし、本部設置後は本部長室とともに、庁舎 10 階災害対策本部支援室において、都及び各防災機関並びに各部等からの情報を受信し、または発信する。
- 災害の状況により区本部と直接連絡する必要があるときは、区本部の求めにより各防災機関は区本部長に連絡員を派遣する。
- 区、都及び各防災機関との相互連絡は無線機により行う。
- 携帯電話も輻輳して使用不能になった場合に備え、衛星電話を災害対策本部支援室に配備している。
- 東京都防災行政無線が被災等により使用不可能となった場合に備え、平成20年3月、上野消防署と非常通信の運用に関する協定を締結した。
- 災害対策本部を中心とする連絡系統図に基づき、情報収集・伝達体制を確立する。
- 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部または総務省消防庁等に対して直接連絡する。

イ 情報の収集

- 区は災害応急対策の実施機関として、区民及び関係機関からの災害情報の収集を行うため、対外窓口を設け、平素から区民及び関係機関等に周知徹底しておく。
- 気象等必要とする情報については、気象庁、都災害対策本部等関係機関の伝達系統からの収集のほか、ラジオ、テレビ、インターネット等の利用も図る。
- 災害情報の収集は、次の事項について重点的に行う。
 - ・ 異常現象の発生内容、または災害発生の原因、経過情報
 - ・ 管内の被害に関する情報
 - ・ 各機関等の対応実施状況
- 有線途絶の場合における災害情報の収集は、次により行う。
 - ・ 警察、消防機関等の無線施設の通信協力を得て情報収集に当たる。
 - ・ 区の防災行政無線及び各関係防災機関の通信網の活用を図る。
 - ・ 現地調査職員を派遣し、自ら情報収集に当たる。
- 区は、本庁舎の敷地内に地震計を設置し、都のネットワークを通じて各防災機関に震度情報を提供することにより、地震災害に対する迅速な対応を期している。また、区内では、日本堤消防署に設置している東京消防庁の地震計においても行われている。
- 区は、気象庁が提供する緊急地震速報を利用し、地震発生時における危険回避のための対応力を高める。

ウ 情報の伝達

- 本部長室において収集した情報は、整理集計し、東京都防災行政無線多重回線により都災害対策本部に速やかに通報するとともに、関係各機関等へ伝達する。
- 区民及び関係各機関等に対する重要な伝達事項の伝達は、次により行う。
 - ・ 避難指示が発令された場合は、固定系防災行政無線により伝達するとともに、ホームページやメール、青色回転灯パトロールカー等を通じて区民に周知する。更に、テレビ・ラジオの放送事業者に協力を要請する。
 - ・ 消防署におけるサイレン、消防自動車、消防団員、パトカー、広報車等によって区民に周知する。
- 情報内容を的確に把握するため、収集及び伝達受信用書類の様式を定めておく。

② 都へ報告すべき事項

- 災害の原因
- 災害が発生した日時
- 災害が発生した場所または地域
- 被害状況（「被害程度の認定基準」に基づき認定する。）
- 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
- 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- その他必要な事項

（参考資料4「被害程度の認定基準」資料編P462）

③ 報告の方法

- 原則として、東京都災害情報システム（DIS）への入力による。ただし、システム障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAXなどあらゆる手段により報告する。

【報告の種類・期限等】

| 報告の種類 | | 入力期限 | 入力画面 |
|----------|--------|-----------------|------------------|
| 発災通知 | | 即時 | 被害第1報報告 |
| 被害措置概況速報 | | 即時及び都が通知する期限内 | 被害数値報告 被害箇所報告 |
| 要請通知 | | 即時 | 支援要請 |
| 確定報 | 災害確定報告 | 応急対策を終了した後20日以内 | 被害数値報告 |
| | 各種確定報告 | 同上 | 被害箇所報告 |
| 災害年報 | | 4月20日 | 被害数値報告 |

④ 災害救助法に基づく報告

- 災害救助法に基づく報告については、第2部第13編応急対策「災害救助法等の適用」P399に定めるところによる。

3 広報・広聴等

(1) 対策内容と役割分担

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、区の災害情報発表は区民に安心感を与えるとともに社会秩序の維持を図る上で重要である。このため、災害対策部は情報を統一的に処理するとともに、区で所有する広報媒体を十分に活用して広報活動に当たる。また、二次災害による被害発生を防止するため、予想される災害に関する情報、被害防止に必要な措置等についても同様に区民に周知することに努める。

| 機関名 | 対策内容 |
|------------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署、消防署等と連携した広報活動 ○ 要配慮者に対する広報・広聴 ○ 被災者のための相談所を開設 ○ 広聴内容を関係機関に連絡 |
| 都 (生活文化スポーツ局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを設置し、災害対策本部の発する情報を基に、(一財)東京都つながり創生財団と連携して、外国人が必要とする情報の収集・提供、区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援等を行う。 |

(2) 取組内容

① 広報情報の収集

ア 災害広報情報の収集

災害広報情報は災害対策本部事務局において統一的に収集し、広報課と連携して報道機関へ発表する。このため、区災害対策本部設置とともに本部通信連絡要員を定め、情報について迅速かつ緊密な収集を行い、情報資料について正確かつ迅速に把握する。

イ 報道機関への発表

報道機関に対する情報発表は、定時に行う記者発表を基本とし、発表後は原則資料を掲出する。報道機関関係者の災害対策本部の各部課執務室への入室は原則として禁止し、円滑な広報活動の遂行について、報道機関に協力を求める。

ウ 各防災機関の応援協力体制

各機関においても、広報機能を十分に活用し、区長(災害対策本部長)の要請に基づき、区の行う区民への広報活動に協力して統一的な処理を行う。警察・消防機関は、区災害対策本部設置とともに無線機材と人員を区災害対策本部へ派遣する。

② 区の広報・広聴活動

ア 広報内容

- 災害直後の広報は、区から直接的な広報（呼びかけ）が区民の混乱を防止する上で非常に重要であるため、可能な限り迅速かつ直接的に広報するとともに、多様な手段を用いた広報に努める。
- 区災害対策本部は防災行政無線固定系の屋外スピーカーや防災ラジオを利用し、災害情報、避難指示、救助物資の配分等についての広報を実施する。

イ 広報媒体

- 広報媒体については、生活情報を中心とした災害時用臨時広報紙の発行に努める。また、区CATV、区公式ホームページ、たいとう防災気象情報メール、区公式X、区公式LINE等を適宜活用した広報活動を行う。
- 区公式ホームページは、アクセス集中時にも安定的に情報を提供できる仕組み（CDN：コンテンツ・デリバリー・ネットワーク）を導入している。また、ヤフー株式会社と協定を結び、ヤフーサービス上に区公式ホームページのキャッシュサイトを掲載し、情報を提供している。
- 区は防災行政無線固定系の屋外スピーカーを利用する。
- 広報車は、極力無線を装備して区災害対策本部と緊密な連絡をとり、情勢に適した事項を決定し、効果的な広報活動を展開する。
- 広報車の活動不能な地域、その他特に必要と認められる地域については、職員を派遣して広報活動を行う。
- 災害のおそれのある場合は、危険が予想される地域を重点的に、広報車等を活用して広報活動を行う。
- 区民への情報提供において、避難所等における無線LANの整備、SNS等のインターネットを通じた情報提供、駅周辺における大型ビジョン等の活用を図る。
- 交通・道路等の状況に応じて、警察との連携のもとに青色回転灯パトロールカーの運行による犯罪抑止活動及び各種広報活動を行う。

ウ 報道・広聴活動

- 災害発生時における被害の状況を写真に収め、復旧対策、広報活動の資料等として活用する。
- 被災者のための相談所を設け、要望事項を聴取し、必要に応じて聴取内容を関係機関に連絡するなどして、その解決を図る。

（第2部第13編「住民の生活の早期再建」P411参照）

エ 要配慮者に対する情報提供

要配慮者への情報伝達にあたっては、それぞれの特性に応じた、多様な伝達手段や方法を活用し、確実に情報周知できる体制と環境を整える。

- 視覚障害者に対する情報提供
 - ・ 声の広報により情報を提供する。
 - ・ CATVでは、ナレーションをまじえ分かりやすく情報提供を行う。

- ・ 各避難所にインターネット用パソコンを設置し、音声読上げ機能がある区公式ホームページにより生活情報や福祉サービス等の情報を提供する。
- 聴覚障害者に対する情報提供
 - ・ ボランティア団体の協力を得て、手話通訳者を派遣する。
 - ・ C A T Vでは、生活や福祉サービス情報等をテロップや手話通訳をまじえ繰り返し放送する。
 - ・ 各避難所にインターネット用パソコンを設置し、インターネットによる生活情報や福祉サービス等の情報を提供する。
- 肢体不自由者
 - ・ フリーハンド用機器を備えた携帯電話等の活用について周知する。
- 在宅の高齢者・障害者等に対する情報提供
 - ・ 防災行政無線や広報紙、広報車により、各避難所においてC A T Vやインターネットによる情報提供を行っていることを周知する。
- その他
 - ・ S N S等のインターネットを通じた情報提供
 - ・ やさしい日本語による情報提供
 - ・ 多言語による情報提供

第9編 避難対策

住民の避難に備え、事前に避難場所や避難所を指定し、発災時の避難体制を整備しておく必要がある。本編では、避難者対策として、避難所等の指定・安全化をはじめとする避難体制の整備に係る取組みを定める。

第1章 現在の到達状況

1 避難体制の整備

「防災地図（地震編）」及び「水害ハザードマップ」を全戸に、「土砂災害ハザードマップ」を該当地区に配布し、一時集合場所、避難所、避難場所や避難方法について周知を図っている。

高齢者、障害者などの災害時に自力で避難することが困難な人たちに対し、安否確認などが円滑に行えるよう、避難支援体制の整備や情報伝達体制の整備について基本的な考え方を整理した「台東区避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」を策定し、避難行動要支援者名簿を作成している。

2 避難所等の指定・安全化

区立の小・中学校を中心に45か所の避難所を指定している。また、震災時に発生する延焼火災の危険から住民を守るための避難場所が区内において3か所指定されている。

また、避難所となる区有施設の耐震化を図っている。

3 避難所の管理運営体制の整備

災害時における避難所の管理運営を円滑に行うための「避難所運営マニュアル」を作成している。

第2章 課題

被害想定（都心南部直下地震）

| 被害項目 | 想定される被害 |
|-------------------|----------------|
| 避難者数 | 最大 65,468人 |
| ライフライン被害 (最大値) | 停電率 21.5% |
| | 固定電話不通率 1.4% |
| | ガス供給停止率 0.0% |
| | 上水道断水率 46.4% |
| | 下水道管きよ被害率 4.6% |

1 避難体制の整備

区民へ一時集合場所、避難所、避難場所や避難にかかる方法などについて、周知を十分に行う必要がある。また、昨今の災害を踏まえ、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者のほかに、路上生活者や長期滞在中の外国人等、あらゆる避難者が安全に避難できる体制について、更なる検討が必要である。

2 避難所等の指定・安全化

避難所となる施設についての耐震化を図る必要がある。

3 避難所の管理運営体制の整備

大規模な災害が発生した場合に備え、事前に避難所における役割分担や施設の利用方法を定めるとともに、災害時にあつては避難所運営を円滑に行うために設置する避難所運営委員会を避難所に整備する必要がある。また、避難所ごとのマニュアルの充実を図る必要がある。

避難所運営に当たっては、安全・安心の確保や、女性や要配慮者等のニーズに応える必要がある。

4 被災者の受入れ体制

遠隔地の被災者の受入れ体制について検討する必要がある。

第3章 対策の方向性

1 避難体制の整備

「防災地図（地震編）」や「ハザードマップ（水害・土砂災害）」を区内転居者等へ引き続き配布し、自分の地域の一時集合場所、避難所などを記載できるステッカーを活用し、周知や意識喚起に努める。

避難行動要支援者については、個別支援計画を作成する。

2 避難所等の指定・安全化

避難所となる施設の耐震化を推進する。

3 避難所の管理運営体制の整備

避難所に避難所運営委員会の設置を促進する。また、避難者の特性に合わせ、区が主体的に避難所の管理運営体制の整備を行う。そのため、地域や避難者の実情に合わせた避難所ごとのマニュアルの充実を図る。

避難所運営に当たっては、災害関連死の抑制にも影響する、避難所等における良好な生活環境の確保に向けて、男女共同参画や要配慮者に対する視点を踏まえた施設の利用方法や同行避難してきた愛護動物の飼養場所の確保について検討する。また、災害時用公衆電話（特設公衆電話）の増設など、避難所の防災機能向上に向けた対策を検討するとともに、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者への配慮について定める。

4 被災者の受入れ体制

遠隔地の被災者の受入れに向けた体制の整備を検討する。

第4章 到達目標

1 避難体制の整備

防災訓練や防災講話などを通じて、避難所や避難方法について、区民への周知を図っていく。避難行動要支援者に対する個別支援計画の策定の他、外国人が情報を迅速に収集し、適切な避難行動等をとれる避難体制の整備を図る。

2 避難所の管理運営体制の整備

避難所ごとの避難所運営マニュアルを作成し、そのマニュアルを基に、女性や要配慮者の視点に立った避難所運営体制を確立する。

第5章 具体的な取組

【予防対策】

| | |
|--------------------------|-----------------|
| 1 避難体制の整備 (要配慮者対策を含む) | 2 避難所等の指定・安全化 |
| | 3 避難所の管理運営体制の整備 |

1 避難体制の整備（要配慮者対策を含む）

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時に備えた地域の事情の把握 ○ 避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討 ○ 避難場所使用に関する他の区市町村との調整 ○ 一時集合場所、避難所、避難場所等の周知 ○ 避難指示等の発令基準の整備 ○ 避難行動要支援名簿の更新 ○ 避難行動要支援者に対する個別支援計画の策定 ○ 避難行動要支援者の避難支援体制の構築 ○ 都や消防署と連携した避難行動要支援者に対する震災対策訓練の実施 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域が一体となった協力体制構築の推進 ○ 区と連携した要配慮者に対する防災訓練の実施 ○ 社会福祉施設等と地域の連携を推進 |

(2) 取組内容

① 発災時に備えた地域の事情の把握

地域または町会単位での、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

また、避難指示等の発令区域・タイミング、緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

② 避難指示等を行ういとまがない場合の対応を検討

避難の指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。

③ 一時集合場所、避難所、避難場所等の周知

ア 一時（いつとき）集合場所等の定義

（ア）一時（いつとき）集合場所

火災の延焼などで危険が迫った場合に、集団を形成して、避難所または避難場所へ避難するために一時的に集合する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する公園や学校の校庭等をいう。各町会単位に、町会、警察署と区の協議により選定している。また、一時集合場所は、大震災時においては地域内における初期消火、救出救護活動などの拠点となる。

なお、既に生命の危険が迫っている場合には、一時集合場所に集合せず、避難場所に直接向かうなど、身の安全を守る最善の行動を取る。

（資料第126「町会別一時集合場所・避難所・避難場所一覧」資料編P415）

（イ）避難所

災害により住居が倒壊または焼失するなどの被害を受けた住民または被害を受けるおそれのある住民を受入れ、食料等の提供、医療救護、宿泊等の救援を行うために開設する学校等の建物をいう。区では、区立の小・中学校や都立高等学校などを避難所に指定している。

（資料第127「避難所施設一覧」資料編P420）

なお、都立高等学校とは「避難所施設利用に関する協定」を締結し、災害時における協力体制の強化を図っている。

（資料第24「避難所等施設利用に関する協定書」資料編P115）

（ウ）二次避難所（福祉避難所）

避難所では対応が困難な高齢者等を緊急に受入れるため、特別養護老人ホームや老人保健施設などを二次避難所（福祉避難所）に指定している。

（エ）二次避難所（妊産婦避難所）

避難所では対応が困難な妊産婦等を緊急に受入れるため、（公社）日本助産師会と協定を締結し、日本助産師会館を二次避難所（妊産婦避難所）に指定している。

（オ）避難場所

避難場所は、大震災時に発生する延焼火災の危険から住民の生命を守るために必要な面積を有する大規模な公園や緑地等のオープンスペースで、東京都が指定する。

区内の避難場所は、上野公園一帯、谷中墓地、隅田公園一帯の3か所である。

（資料第128「避難場所と割当区分」資料編P422）

（カ）地区内残留地区

地区の不燃化が進んでおり、地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難をする必要がない地区で、避難場所と同様に東京都が指定する。

（キ）避難道路

避難道路は、大震災時に住民を避難場所に安全に避難させるために必要な道路として、東京都震災対策条例に基づき指定している。区内の避難道路は、昭和通り、言問通り、蔵前橋通り等の国道・都道・区道10路線である。

イ 一時集合場所、避難所、避難場所等の選定

地震による同時多発の火災が延焼拡大し、人命への危険が著しく高まった場合は、区民の生命、身体を災害から保護するため、速やかに安全な場所へ避難させる必要がある。

そのため、区の一時的集合場所、避難所、避難場所や避難方法を記載した「防災地図（地震編）」を配布している。今後も、区内転入者への配布などを引き続き実施し、区民等への周知を図るものとする。

④ 避難指示等発令基準の整備

「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定、内閣府）に基づき、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める。また、当該ガイドラインに記載されている「立退き避難が必要な居住者等に求める行動」（P590）（「近隣の安全な場所への移動」「屋内安全確保」等）について、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

⑤ 避難行動要支援者対策

ア 避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）

- 災害対策基本法における「要配慮者」及び「避難行動要支援者」の定義は以下のとおり。

| | 災害対策基本法における定義 |
|----------|---|
| 要配慮者 | 高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者（第8条第2項15号） |
| 避難行動要支援者 | 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（第49条の10） |

- 区では、災害対策基本法を踏まえ、避難行動要支援者などへの支援を適切かつ円滑に実施するため、「避難行動要支援者名簿」を作成し、避難支援体制や情報伝達体制についての基本的な考え方を定めた、「避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」を策定した。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

大地震などの災害発生時に、ひとり暮らし高齢者や障害者など自力での避難が困難な避難行動要支援者に対し、安否確認、避難誘導などの支援を行う必要がある。このため、下記の対象者とする避難行動要支援者名簿を作成する他、対象者本人の同意が得られた場合においては、関係機関である警察・消防や消防団、民生委員、町会（自主防災組織）が、平常時から避難行動要支援者の所在を把握するとともに、災害発生時に避難支援ができるよう避難行動要支援者名簿（本人同意）を提供する。

（ア）対象者

- 75歳以上のひとり暮らしの方及び75歳以上のみの世帯

- 要介護3・4・5の認定を受けている方
 - 身体障害者手帳の総合等級1・2級かつ下肢機能障害4級以上の方
 - 体幹機能障害3級以上及び移動機能障害3級以上の方
 - 1・2級視覚障害者の方及び2・3級聴覚障害者の方
 - 1・2・3度の愛の手帳所持者
 - 1・2級の精神障害者保健福祉手帳所持者
 - 人工呼吸器使用者
 - その他区長が特に必要と認めた者
- (イ) 避難行動要支援者名簿（本人同意）への 掲載事項
- 氏名（漢字・ふりがな）
 - 生年月日（年齢）
 - 性別
 - 住所又は居住
 - 電話番号その他連絡先
 - 避難支援等を必要とする理由
 - 避難支援等の実施に関し、その他区長が特に必要と認めるもの
- (ウ) 避難行動要支援者名簿（本人同意）の個人情報の収集について
- 名簿に記載されている個人情報のうち、氏名、生年月日、性別、住所又は居住については、区で管理している情報より収集し、電話番号その他連絡先、避難支援等を必要とする事由においては、対象者からの同意に基づいて収集する。
- (エ) 名簿の更新
- 避難行動要支援者の状況は常に変化することから、名簿の更新を定期的（年1回以上）に行うことにより、区は避難行動要支援者の実態の把握に努める。

⑥ 避難行動要支援者等に対する個別支援計画策定の実施

ア 避難行動要支援者に対する個別支援計画の策定

- (ア) 避難行動要支援者個別支援計画の作成
- 令和3年5月に施行された改正後の災害対策基本法において、個別避難計画の作成についても、市町村の努力義務となった。
- 避難支援については、多くのマンパワーが必要とされることや、限られた避難支援等関係者が、より支援を必要とする避難行動要支援者の支援をすることができるよう、実行性のある避難支援体制を構築するため、避難行動要支援者名簿の登載者のうち、特に避難支援を必要とするものであって、個別支援計画の作成及び避難支援等関係者への提供に同意した者について個別支援計画を作成する。
- (イ) 個別支援計画への掲載事項
- 法第49条の10第2項に掲げる事項
 - 第4条各号に掲げる事項
 - 緊急時における家族等の連絡先

- 家族構成（同居状況等を含む。）
- 避難行動要支援者の避難の意向、自力歩行、使用器具その他避難時に必要な情報
- 医療情報
- 食事、排せつ、アレルギーその他避難生活において配慮を必要とする事項
- 避難支援者の氏名、住所、続柄、電話番号その他連絡先
- 利用している福祉サービス事業者名及び所在地
- 住所又は居所を管轄する警察署、消防署及び消防団、民生委員及び町会並びに町会の名簿情報保有に係る協定締結状況
- 一時集合場所、避難所、避難場所及び避難経路
- 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し区長が必要と認める事項

(ウ) 個別支援計画作成に係る個人情報の収集について

名簿に記載されている情報以外に個別支援計画を作成する上で必要とする情報については、対象者又は代理の方の同意に基づいて収集する。また、作成にあたっては、作成対象となる名簿登載者と関係する福祉関係事業所と作成に関する協定を締結し、作成を委託し実施する。

- 介護保険事業者（ケアマネジャー）
- 地域包括支援センター運営事業者
- 相談支援事業所

(エ) 個別支援計画の更新

介護認定や障害等級に変更のあった個別支援計画作成済の要支援者を抽出し、定期的な更新を実施する。また、計画の医療情報欄の医療機器に係る情報又は避難支援者に変更が生じた場合は、避難支援等関係者の申し出による更新を実施する。

イ 人工呼吸器使用者に対する個別支援計画の策定

⑦ 要配慮者の把握

ア 高齢者の把握

- 介護保険の要介護認定を受けている在宅の高齢者及び地域包括支援センターで配慮が必要と認めた高齢者について把握に努める。
- 高齢者在宅サービスセンターにおいては、サービス利用者について把握する。
- その他支援が必要な者については、地域包括支援センターや地域住民が連携し把握に努める。

イ 障害者の把握

- 身体障害（肢体不自由、視覚障害、聴覚障害等）や知的障害、精神障害等、障害の種類によって必要とする支援の内容が異なることから、支援の内容に応じた台帳を整備するとともに、各障害者福祉施設利用者の実態を把握することができるように、各施設において台帳を作成する。

ウ 在宅難病患者の把握

- 在宅の難病患者については、難病医療費助成対象者名簿に基づき実態を把握する。

- 緊急医療患者（人工透析者、小児糖尿病インシュリン対象者、人工呼吸器装着者）についても把握に努め、情報を必要とする部署に提供する。

エ 精神及び結核の通院治療患者の把握

- 精神及び結核の通院治療中の患者については、自立支援医療費申請書受理簿兼処理簿及び結核患者受付処理簿に基づき実態を把握する。災害により服薬中断、それによる悪化が懸念されるため、情報を必要とする部署に提供する。

⑧ 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

ア 避難支援等関係者及び避難支援等関係者の安全確保

(ア) 避難支援等関係者

- 避難行動要支援者名簿は、本人の同意に基づいて、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度において、警察署、消防署、消防団、民生委員、町会（自主防災組織）に提供する。
- 個別支援計画は、本人の同意に基づき、災害の発生に備え、区、福祉関係事業所、避難支援者（直接要支援者を支援する方）と共有し、災害が発生した場合は、上記名簿提供先及び避難所運営委員会へ提供を行う。
- 区は、上記名簿提供先及び個別支援計画提供先に加えて親族やボランティアなどの災害時における避難支援が可能な方が、災害の状況や地域の実情に応じて支援が行えるよう、避難支援等関係者への安全確保に十分配慮する。
- 避難行動要支援者の支援体制の構築や災害発生時における安否確認等に関して、避難支援等関係者が法的な責任や義務を負うものではないことを、避難支援等関係者及び避難行動要支援者の双方に周知する。

(イ) 情報漏えいの防止措置

避難行動要支援者名簿の提供にあたっては、個人情報保護の観点から、提供先と協定を締結するとともに、該当する地域の情報のみを提供する。

イ 地域における安全体制の確保

(ア) 避難支援等関係者との連携

名簿提供先及び個別支援計画提供先においては、平常時には所在の把握に、災害発生時には安否確認や避難誘導、救出、救護活動などの支援体制及び具体的な避難支援体制の構築に努める。

(イ) 地域の町会、自主防災組織等との連携

災害時に自力で安全を確保することが困難な避難行動要支援者の迅速な安全確保のため、町会、自主防災組織やボランティア団体等の協力により、また、障害者についても、地域住民、障害者団体等の協力を得て、災害時の安否確認が可能な体制を構築する。

(ウ) 防災意識の向上

- 民生委員については、日頃から、災害時に担う役割の周知徹底を図るとともに、防災に対する意識の向上に努める。
- 視覚障害、聴覚障害等の障害別に「声の広報」、パンフレットを作成して、対象者に

配布するなど、防災知識の向上に努める。

- 障害のある方などが災害時や日常生活のなかで困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求める「ヘルプカード」を広く周知し活用していく。
- 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、安全な避難方法について、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、周知していく。

(エ) 社会福祉施設等と地域との連携

- 社会福祉施設等においては、地元町会と災害時の協定を締結し、他施設への避難、二次避難所（福祉避難所）として要配慮者等を受入れるための体制の確立に努める。
- 地域での防災訓練への参加その他の地域における交流等を通じて、災害時における近隣町会・企業などとの協力体制の構築に努める。
- 社会福祉施設等の職員については、防災訓練を定期的実施し防災関連施設の周知徹底を図るとともに、「防災の手引き」を作成するなど、防災知識の向上に努める。

(オ) 地域協力体制づくりの推進

- 町会・自治会を中心として、民生委員、町会員等との連携した避難行動要支援者の安否確認や救出救護要領など、地域での協力体制作りを推進する。
- 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・自主防災組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。

⑨ 東京都や消防署と連携した避難行動要支援者に対する震災対策訓練の実施

東京都、各消防署と共同して、総合防災訓練等で自主防災組織を中心とした避難行動要支援者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。

2 避難所等の指定・安全化

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所・指定避難所 ○ 避難所・避難場所等の住民への周知 ○ 避難所・避難場所等の安全性確保 |
| 都 (下水道局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難場所・避難所等からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を推進 ○ 避難場所・避難所等と緊急輸送道路を結ぶ道路について、マンホールの浮上抑制対策を推進 ○ 地区内残留地区において下水道管とマンホールの接続部の耐震化及びマンホールの浮上抑制対策を推進 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防水利の整備 ○ 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認 |

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-----------------|----------------|
| 東京電力 パワーグリッド | ○ 避難道路沿い施設の安全化 |
| 東京ガスグループ | |

(2) 取組内容

① 台東区の対策

ア 東京都への報告

指定した避難所の所在地等については、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに東京都災害情報システム(D I S)への入力等により、都に報告している。

イ 避難所の指定基準

- 避難所は、原則として、町会単位で設置する。
- 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた区立小中学校、都立高等学校、公共施設等を利用する。
- 避難所に受入れる避難者数は、おおむね居室 3.3 ㎡当たり 2 人として算出している。

ウ 避難所の安全性確保

避難所に指定した建物については、耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実に行う等、計画的に安全性を確認・確保するとともに、避難者の性別も踏まえたプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努めている。

エ 二次避難所（福祉避難所）の指定

- 一般の避難所で生活することが難しい高齢者・障害者等の要配慮者に対し、健康管理・相談等可能な範囲での支援を行うため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定しておく。
- 区は、要配慮者への宿泊施設等の提供に関して、東京都ホテル旅館生活衛生同業組合第3ブロックと「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」を締結している。

オ 二次避難所（妊産婦避難所）の指定

- 一般の避難所で生活することが難しい妊産婦等に特化して受入れを行う二次避難所（妊産婦避難所）として、(公社)日本助産師会と協定を締結し、あらかじめ日本助産師会館を二次避難所（妊産婦避難所）に指定している。
- 区は、助産師による妊産婦等に対する心身の健康管理などを実施するため、(公社)東京都助産師会墨田台東地区分会と「二次避難所施設の利用に関する協定」を締結している。

② ライフライン事業者の対策

ア 都下水道局の対策

都下水道局は、避難場所・避難所等の下水道機能を確保するため、これらの施設からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを実施している。

イ 東京電力パワーグリッドの対策

- 避難道路に敷設されている電柱は、火災延焼防止面等からコンクリート柱を使用
- 電線の混触による短絡断線防止対策として、絶縁電線を使用
- 柱上変圧器の落下防止対策として、強度向上を図った工法を採用するとともに開閉器については、高信頼度の真空または気中開閉器を使用
- 避難道路の設備の維持管理強化を図るため、配電設備を中心とした関連設備の巡視・点検を強化

ウ 東京ガスグループの対策

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

3 避難所の管理運営体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none">○ 「避難所運営マニュアル」の作成○ 各避難所に避難所運営委員会の設置○ 食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備○ 避難所の衛生管理対策の促進○ 愛護動物の同行避難の体制整備○ 都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備○ 仮設トイレ等に関するマニュアル作成 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none">○ 避難所の防火安全対策の策定等による区の避難所運営支援 |

(2) 取組内容

① 「避難所運営マニュアル」の作成

- 区は、避難所の管理運営を円滑に行うための標準的な「避難所運営マニュアル」を作成し、地域住民、関係職員等に周知・徹底を図るものとする。
- 標準的なマニュアルを基に、避難所等の実態に応じた個別マニュアルの作成を進めていく。

② 避難所運営に当たっての体制整備

- 各避難所を単位に、避難所の管理運営について協議する「避難所運営委員会」を設置する。
- 避難所運営委員会は、町会等を中心に、区職員、学校教職員、施設管理職員、ボランティア、また学校・地域の実態に応じてPTAの代表などで組織する。
- 避難所内で使用する毛布、シーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性のある製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努める。
- 障害者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、

福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、情報提供及び情報発信体制の整備に努めるものとする。

- 夏季は熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
- 区は、指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- 避難所運営委員会は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。
- 避難所の運営において、避難所運営本部に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアの巡回警備などによる安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 避難所の運営において、ケア等のプライバシーを保護するために個別スペースを用意するなど、要配慮者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 避難所における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- 避難所において障害者や障害特性への理解推進を、ポスターの掲載などを通じて務める。
- 避難所におけるボランティア受入れが円滑に実施できるよう、体制整備を図る。
- 避難所運営組織の中に、警備担当を設置し、避難所の防犯、防火管理対策を促進する。
- 避難所では、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fiアクセスポイント等の整備のほか、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。
- 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用安否確認サービス等の使い方を説明できる体制整備に努める。
- 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
 - ・ 可能な限り多くの避難施設の開設
 - ・ 親戚や知人の家等への避難の周知
 - ・ 自宅療養者等の避難の検討
 - ・ 避難施設及び避難者の衛生対策並びに体調不良者の隔離スペース確保などの周知

③ 食料備蓄や必要な資器材、台帳等の整備

- 避難所における貯水槽、井戸、災害用トイレ、マット、非常用電源、発電機、地域系防

災行政無線等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。更に、テレビ、ラジオ、インターネット専用パソコン、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、その他避難者が情報を入手するための機器の整備を図るものとする。

④ 愛護動物の同行避難の体制整備

- 東京都、都獣医師会等と連携し、愛護動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。
- 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施する。

⑤ 仮設トイレ等に関するマニュアル作成

- 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法に関するマニュアル等を作成する。

4 車中泊

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|---------------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○ 避難所環境の整備促進 |
| 都 (総務局) (福祉局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 |
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発 |

(2) 取組内容

① 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方

- 以下の理由により、都内における車中泊は、原則、認めることは困難であるとされている。

(理由)

- ・ 東京都震災対策条例により車両での避難を禁止していること
- ・ 大震災発生時は、人命救助や消火活動等のため、都内では、警視庁から、新たな自動車の乗り出し自粛依頼や、大規模な交通規制が実施されること
- ・ 緊急自動車専用路（警視庁等の交通規制）の対象以外においても、道路上等における駐車が被災者支援等に致命的な影響を与える可能性が大きいこと
- ・ 都内では、オープンスペースは限定的で、発災時における応急活動等の用途が決定している場所が多く存在すること
- ・ エコノミークラス症候群等、健康問題に対する適切な対応に課題があること

② 車中泊者発生抑制に向けた取組

- 発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページやX、その他媒体等で、予め区民に普及啓発し意識の醸成に努める。

(啓発事項)

- ・ 東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
 - ・ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
 - ・ 緊急輸送道路以外の区道等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
 - ・ 都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
 - ・ 過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在していること
- 区は、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。

【応急対策】

| | |
|-------------|---------------|
| 1 避難誘導 | 5 ボランティアの受入れ |
| 2 避難所の開設・運営 | 6 被災者の他地区への移送 |
| 3 車中泊 | 7 被災者の受入れ |
| 4 愛護動物管理 | |

1 避難誘導

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の指示 ○ 避難誘導 ○ 園児・児童・生徒の避難 ○ 福祉施設等からの避難 ○ 避難行動要支援者の避難 ○ 警戒区域の設定 |
| 都本部 | ○ 避難指示等の対象地域、判断時期等についての助言 |
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ (区長が避難指示できない場合) 警察官による避難指示 ○ 住民の避難誘導 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難の指示等及び区への通報 ○ 被災状況を勘案し、必要な情報を区長及び関係機関へ通報 ○ 避難指示等の伝達 |

(2) 取組内容

① 避難の指示

ア 区長による指示

地震による火災や土砂崩れなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、区長（区災害対策本部設置後は「区災害対策本部長」という。以下同じ。）は管内の警察署長及び消防署長と連絡の上、対象地域、

対象者及び避難先を定めて避難を指示する。この場合、区長は、直ちに都災害対策本部に報告するものとする。

イ 警察署による指示

現地において著しい危険が切迫しており、警察官が緊急避難を必要と認めるときは、直接住民に対して避難を指示する。この場合、当該警察官は、所轄の警察署長を通じ、直ち

に区長に連絡するものとする。

ウ 消防署による指示

消防署長は、火災の延焼拡大またはガスの拡散が迅速で、人命に危険が著しく切迫していると認めるときは、住民に避難の指示を行う。この場合、直ちに区災害対策本部に通報する。

エ 指示の伝達

区長が避難の指示を発したときは、危機管理室長は速やかに関係する防災機関に伝達するとともに、その協力を得て住民に周知するものとする。

オ 避難指示の基準

地震発生時における避難の指示は、原則として次のような場合に発する。

- 火災が拡大するおそれがあるとき
- 爆発のおそれがあるとき
- 地すべり及び崖崩れのおそれがあるとき
- その他人命に著しい危険が切迫しているとき

カ 警戒区域の設定

災害が発生し、または発生しようとしている場合において、住民の生命及び身体を保護するため必要があると認めるときは、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限若しくは禁止し、または退去を命ずるものとする。

キ 避難情報一覧

| | 発令時の状況 | 住民に求める行動 |
|------------|--------------------------------------|---|
| 高齢者等 避難 | 避難指示を発令することが予想される場合 | 避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 |
| 避難指示 | 災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合 | 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始 |
| 緊急安全 確保 | 災害が発生するなど状況が更に悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合 | 自宅・施設等及び近隣でとりうる直ちに身の安全を確保するための行動を開始 |

② 避難誘導

ア 避難方法

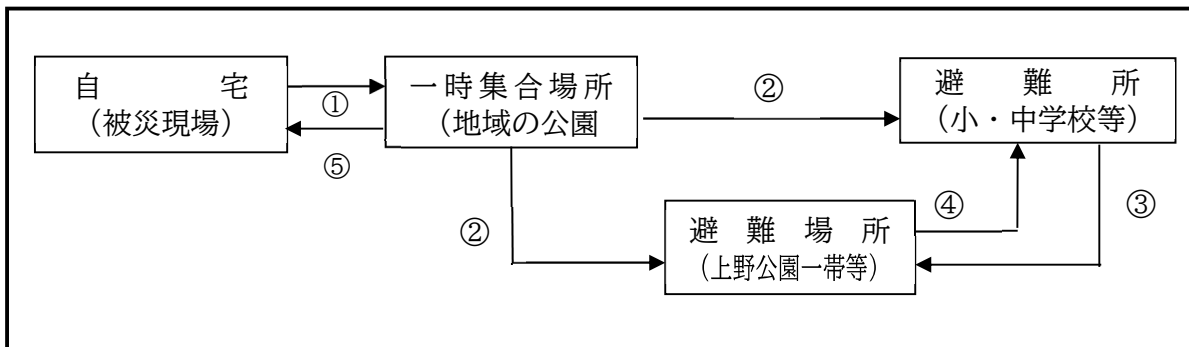
震災時の避難方法は、次のとおりとする。

- ① 自宅（被災現場）からあらかじめ指定された一時集合場所に避難し、町会単位に集まる。
※ 既に生命の危険が迫っている場合には、一時集合場所に集合せず、避難場所に直

接向かうなど、身の安全を守る最善の行動を取る。

- ② 一時集合場所から被災状況により避難所または避難場所に、原則として町会単位で避難する。
- ③ 避難所が延焼火災等の場合は、避難場所（上野公園一帯・谷中墓地・隅田公園一帯）に、原則として町会単位で避難する。
- ④ 地域の延焼火災が鎮静化した後は、区が指示する避難所に、原則として町会単位で避難する。なお、避難に当たっては、各家庭・事業所等で火の始末をし、当面必要となる食料、飲料水、生活必需品等の携行に努めるものとする。
- ⑤ 自宅が安全な場合は、自宅に戻る。

《避難方法》



イ 避難誘導

- 区及び警察署は、避難誘導の経路及び方法等を事前に調査し、その安全性を確認しておくなど、災害時に的確に誘導できるようにしておく。
- 避難指示が出された場合は、警察官は、区と協力してあらかじめ指定された避難所または避難場所に住民を誘導する。
また、避難誘導に当たっては、危険箇所に標示、縄張り等をするほか要所に誘導員を配置する。特に、夜間の場合は、照明資器材を活用して事故の防止に努める。
なお、家財・衣料等財産の保護のため残留している者には、特に留意し、避難の指示に従うよう説得に努め、状況によっては強制措置をとる。
- 避難誘導は、管内の警察署、消防署等関係機関及び避難所責任者と連絡を密にし、迅速かつ正確に行うものとする。
- 避難誘導は、あらかじめ指定してある避難所または避難場所に、原則として町会単位で行う。
- 区、警察署及び消防署は、災害の状況から、高齢者、障害者、乳幼児及び傷病者等を早期に避難させる必要があると認めたときは、高齢者等避難の発令により、あらかじめ指定してある避難所または避難場所等に優先的に避難するよう勧告指導する。
- 区は、避難方法、一時集合場所、避難所、避難場所等の周知徹底に努めるとともに、区等からの避難指示がなくても、災害の状況に応じて、あらかじめ指定された一時集合場所に避難した上で、指定された避難場所に自主避難するよう住民を指導する。
- 消防署長は、避難の指示が出された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、

火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区災害対策本部、警察署長等に通報する。

- 避難の指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。
- 外国人の旅客に対しては、多言語を用いた文字や音声による情報提供を行い、適切な避難誘導を実施する。

③ 幼児・児童・生徒の避難

ア 基本方針

教職員は、地震による災害の発生に備え、校(園)舎内外の施設・設備の整備・点検に当たるとともに、災害時に対応できるように訓練を重ね、幼児・児童・生徒の生命と安全の確保に努めるようにする。

その際、以下の資料を参考に学校(園)の実情に応じた対策を立てるものとする。

【参考資料】

防災教育教材「防災ノート～災害と安全～」等

イ 避難の基本行動

各教員は、幼児・児童・生徒の生命と安全の確保のため適切な指示及び処置を行う。

| | 教 師 | 児童・生徒及び園児 |
|------------------|---|---|
| 授 業 中 | <p>通報の把握 避難内容の把握（状況、行動指示の理解） 安全退避の指示（机の下へ等） 主震後の人員掌握、安全の確保</p> <p>防火措置 避難行動の指示 教室内の確認 一時集合場所への誘導 避難場所での人員把握、報告 本部の指示を受ける</p> <p>幼児・児童は、保護者への引渡し （確認の励行）</p> <p>生徒は安全とグループの確認の上集団下校 引渡し不能な幼児・児童及び下校不能な生徒 の人員、氏名の確認 （防災無線による区教育委員会への報告） 二次避難（状況により学校長が判断）</p> | <p>指示をよく聞く。 自分勝手な行動をしない。 屋上、運動場では、なるべく中央にしゃがむ。 プールは、すぐ上がり、身体を低くする。 防災頭巾をかぶる。</p> <p>指示を確認して行動する。</p> <p>押さない、かけない、しゃべらない。 しゃがんで指示を待つ。 けがや異常のある者を知らせる。</p> <p>家庭での注意を確認する。 教師の許可を受けずに勝手に帰らない。</p> <p>励ましあって、次の指示に従う。</p> |
| 休 憩 中 | <p>分担区域に直行 通報内容の（状況、行動指示）理解 校庭にいる幼児・児童・生徒の掌握と誘導 教室、校庭以外にいる幼児・児童・生徒の掌握と安全確保 教室の防火措置 避難場所での人員掌握と報告 本部の指示を受ける。</p> | <p>室内にいる者は机の下に入る。 廊下にいる者は、落下物のない安全な場所で頭部を守ってしゃがむか、速やかに近くの教室の机の下に入る。 階段にいる者は、その場で腹ばいになり、手すりなどをつかむなどして転落を防止する。 玄関にいる者は、くつ箱から離れ、近くの教室に入る。 学級ごとに集まり、指示に従い行動する。</p> |
| 登 下 校 中 | <p>落下物等に注意させる。 分担して地域に直行する。 建物の破損状況や地面の亀裂発生状況等を把握する。 家か学校のうち近い方へ子供を誘導する。</p> | <p>ランドセルやカバンで頭を守る。 塀から離れる。 安全な場所（公園）、家や学校に避難する。</p> |

ウ 避難体制

(ア) 体制の整備

- 全教職員による防災組織を確立し、各自の分担を明らかにしておく。
- 防災の年間計画にのっとり、毎月訓練を行い、基本的な行動様式を身に付けておく。
- 幼児・児童・生徒の掌握が完全にできる体制をとり、園、学校における残留幼児・児童・生徒の保護の体制を整えておく。
- 心身に障害のある幼児・児童・生徒や問題行動のある児童・生徒について、平常時から全教職員が知り、適切な措置がとれるようにしておく。
- 非常の際の通報や指示系統を確立・徹底させ無用の混乱を避けるようにしておく。

(イ) 組織

- それぞれの学校の実態に応じて、各教職員の役割分担を明確にした組織を編成しておく。
- その際、次のような点に関しても配慮した組織が必要である。
 - ・ 平常の教育活動時における組織
 - ・ 校外における学習（遠足、移動教室等）における組織
 - ・ 勤務時間外における指示系統
 - ・ 登下校における組織

④ 福祉施設等からの避難

| 施設 | 避難誘導等 |
|------------------------|--|
| 保育園 こども園 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は園児の生命と安全確保のため安全な場所に集め、適切な指示及び処置をとる。 ○ 園児をクラスごとにまとめ、負傷者の有無、人数の確認を行う。 ○ 防災ずきんをかぶらせ、身支度を整え、避難の準備を行う。 ○ 園内危険物の除去、火元の確認、ガス漏れ・水漏れ箇所の有無を確認する。 ○ 園児の保護者への引渡しは、あらかじめ決められた方法により行う。 ○ 保護者が引取りにこない園児については、原因の把握に努め、園で保護し、氏名を本部に報告する。 |
| 児童館 子ども家庭支援 センター | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は来館児童等の生命と安全を確保するため、来館者全員をホール等安全な場所に集め、適切な指示及び処置をとる。 ○ 入館票等により来館者の人数、氏名及び負傷者の有無を確認する。 ○ 館内危険物の除去、火元の確認、ガス漏れ・水漏れ箇所の有無を確認する。 |

| 施 設 | 避 難 誘 導 等 |
|------------------------|---|
| こどもクラブ | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は児童の生命と安全を確保するため、児童を安全な場所に集め、適切な指示及び処置をとる。 ○ 児童をまとめ、負傷者の有無、人数の確認を行う。 ○ 防災ずきんをかぶらせ、身支度を整え、避難の準備を行う。 ○ こどもクラブ内の危険物の除去、火元の確認、ガス漏れ・水漏れ箇所の有無を確認する。 ○ 児童の保護者への引渡しは、あらかじめ決められた方法により行う。 ○ 保護者が引取りにこない児童については、原因の把握に努め、こどもクラブで保護し、氏名を本部に報告する。 |
| 特別養護老人ホーム・老人保健施設・ケアハウス | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は集合して役割分担を確認し、直ちに次の行動をとる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者・入居者の状態確認、指示をしながら、被害状況を調査する。 ・ 調査後再度集合し、必要な救出、安全確保を行う。 ・ 建物・設備の被害状況等を勘案し、避難の要否を判断する。 ○ 避難の決定をした場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難先・避難経路を決定する。 ・ 入所者・入居者に指示をしながら、誘導を開始する。 ・ 誘導完了後、入居者の状態を再確認する。 ・ 要緊急医療時は、医療の選定・確保、医療までの初期処置を行う。 ○ 施設内待機の決定をした場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 入所者・入居者の状態を再確認する。 ・ 要緊急医療時は、医療の選定・確保、医療までの初期処置を行う。 |
| 老人福祉センター・老人福祉館 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は、来館者を安全な場所に集め、適切な指示及び処置をとる。 ○ 来館者カード等により氏名、人数の確認をする。 ○ 館内危険物の除去、火元の確認、ガス漏れ・水漏れ箇所の有無を確認する。 ○ 施設利用者の家族が、施設利用者を引取りに来たときは、来館者カード等により確認の上、引き渡す。 ○ 災害の状況に応じ、職員を中心に来館者の安全を確保できるよう、広域避難場所等の避難誘導をする。 |
| 障害者福祉ホーム | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は、災害情報を迅速に収集し、避難か待機かの判断をする。 ○ 入居者へ災害状況を説明し、どのように避難する予定か説明する。 ○ 必要に応じて、待機宿舍の職員、併設施設に応援を要請する。 ○ 災害の程度や入居者の各障害にあわせて避難方法や避難順序を選択し、避難所へ避難する。 ○ 家族との連絡調整を行い、引渡しが可能な入居者は家族へ引き渡す。 |

| 施設 | 避難誘導等 |
|----------------|---|
| 障害児（者） 通所施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 職員は、利用者の生命と安全を確保するため、利用者を安全な場所に集め、適切な指示及び処置をとる。 ○ 利用者をまとめ、負傷者の有無、人数の確認を行う。 ○ 館内危険物の除去、火元の確認、ガス漏れ・水漏れ箇所の有無を確認する。 ○ 建物・設備の被害状況を勘案し、避難の可否を判断する。 ○ 職員を中心に利用者の安全を確保できるよう、一時集合場所等への避難誘導をする。 ○ 各利用者の緊急連絡先へ連絡し、家族や親族に引渡しを行う。 |

⑤ 避難行動要支援者の避難

- 災害時に自力で安全を確保することが困難な避難行動要支援者の避難には、地域全体の協力が不可欠である。災害時に速やかに対応できるように、名簿提供先においては平常時から避難行動要支援者の所在や実態の把握に努める。
- 避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿を活用するとともに、区及び関係機関と協力して、安否確認や避難誘導等の活動を行う。

⑥ 消防署・警察署の避難協力

ア 消防署の避難協力

(ア) 避難協力の基本方針

消防署は、消防活動に支障とならない範囲で避難に協力するものとし、災害予想または発生した被害が著しく大きい時は、特に避難の推進に資するよう、重点的な消防活動に努めるものとする。

(イ) 緊急災害時の避難協力

a 危険時期の通報

- 消防署は、災害の進展等により住民を避難させる必要がある場合は、区災害対策本部及び警察署等に通報する。

b 避難誘導

- 避難の指示がなされた場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区災害対策本部に通報する。
- 避難の指示がなされた場合には、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等により伝達に協力する。
- 特に危険な地域からの救出、避難誘導を重点的に実施する。

c 避難場所等の安全確保

- 避難の指示が出された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。

イ 警察署の避難協力

(ア) 避難・誘導の措置

- 地域住民、事業所等の管理者等に対し、避難が予想される場合は、避難指示を待つことなく、あらかじめ定められた方法で自主的に避難するよう平素から指導する。
- 自主的に避難する場合は、一時集合場所に避難した上で、班長等のリーダーを中心に集団を編成し、指定された避難場所へ避難誘導をする。

(イ) 避難行動要支援者対策

- 避難行動要支援者を優先した避難・誘導を行うため、町会、自治会、防犯協会等のリーダーに対し避難行動要支援者優先の避難・誘導方法を指導する。
- 避難行動要支援者が取残されていないか、行方不明になっていないか、家族、近隣住民、町会役員等を通じ把握し、必要な避難措置をとる。

(ウ) 避難場所における避難者対策

- 避難場所に警戒員を配置し、情報の収集及び広報活動、行方不明者等の把握、関係防災機関との連絡、危険と認めた場合の再避難措置等、避難場所の秩序保持に努める。
- 相談所の開設等による困りごと相談等の受理等により避難者の不安感の解消に努める。

2 避難所の開設・運営
(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-----------------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の開設 ○ 避難所の管理運営 ○ 二次避難所（福祉避難所・妊産婦避難所）の開設 ○ 区災害ボランティアセンターへのボランティア派遣要請 ○ 避難所が不足する場合、野外に受入れ施設を開設 ○ 食料・生活必需品等の供給 ○ 被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の供給の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉局に応援を要請 ○ 避難住民に対する健康相談 ○ 飲料水の安全確保 ○ 食品の安全確保及び避難住民に対する食品の衛生的な取扱指導 ○ 避難所におけるトイレ機能の確保 ○ 公衆浴場の確保及び住民への情報提供 ○ 避難所における防火安全性の確保 ○ 感染症予防についての避難住民への周知、患者発生時の感染拡大防止策 |
| 都 (福祉局) (保健医療局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所及び二次避難所（福祉避難所・妊産婦避難所）の開設状況の把握 ○ 避難所管理及び運営に関する支援 ○ 避難所・二次避難所（福祉避難所・妊産婦避難所）・社会福祉施設等への福祉専門職派遣による運営支援 ○ 保健医療福祉調整本部としての位置づけの下、保険医療福祉活動の総合調整を図る。 ○ 野外受入れ施設設置に必要な資材に関する連絡調整 ○ 区の避難住民に対する健康相談支援 ○ 「環境衛生指導班」による飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 「食品衛生指導班」による食品の安全確保 ○ 区の衛生管理対策支援 ○ 生活必需品等の配分について区市町村から要請があった場合、都福祉局は、都総務局等に応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して東京都赤十字救護ボランティア等の応援要請等の措置を講じる。 |
| 都（教育庁） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力の支援 |
| 日赤東京都支部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 日赤各地区からの申請により、避難住民に対して災害救援物資を配分 |

(2) 取組内容

① 避難所の開設

- 震度6弱以上の地震が発生したとき、または地震により被害が発生したときは、避難所施設の安全確認の上、避難所を開設する。
- 避難所施設の解錠は、平日の昼間の場合は学校教職員が行い、平日の夜間及び休日の場合は、避難所の近隣に居住する住民の中から選任されている防災協力員が行う。
- 防災協力員には、避難所の鍵・カードの管理等を委任している。
- 避難所を開設したときは、避難所責任者を置く。避難所責任者は管轄警察署長と連絡をとり、避難者数等を別に定める様式により区災害対策本部へ報告する。
- ボランティアや職能団体等、専門性を有した外部支援者等の協力を得られるよう努めるとともに、必要に応じて、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。
- 区長（区本部設置後は区本部長）は、避難所を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を速やかに都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に連絡する。なお、都福祉局への連絡は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力により行う。
- 区は、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、区公式ホームページやスマートフォンアプリ（台東防災）等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。
- 避難所の開設期間は、災害発生から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を受ける。
- 二次避難所（福祉避難所・妊産婦避難所）等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の二次避難所（福祉避難所・妊産婦避難所）等への派遣調整を行う。
- 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

② 避難所の管理運営

ア 避難所運営の基本的考え方

- 避難所は「避難所運営委員会」が管理運営することを基本とする。
- 食料や物資等の受入れ・配布、炊き出し、清掃等の避難所業務は避難者が自主的に行うものとする。
- 被災者（避難所へ避難できない方）への支援を行うものとする。

イ 避難所における関係者の役割

(ア) 町会等

- その組織力を生かし、避難所運営の中心となっている各種活動を行う。

- 特に、避難所の組織である「避難所運営委員会」立ち上げ当初については、委員会の中心メンバーとして活動する。

(イ) 避難者

- 委員会と連携して、避難所運営の各種活動を積極的に行う。
- 避難所が長期化する場合など、避難所運営の時間経過とともに、避難所運営の中心的役割を担うとともに、最終的に避難者による自主運営を行う。

(ウ) 区職員

- 委員会、避難者、施設管理者等と連携しながら、避難所運営の全般に携わる。
- 特に、区災害対策本部との情報伝達により、避難所内の課題解決に向けた要請や調整を行う。

(エ) 施設管理者・職員

- 避難者の居住スペースや共有スペースの設置の調整など、避難所の施設利用に関することを中心に、避難所運営の各種活動に携わる。

(オ) 学校（園）教職員

- 災害発生直後は、児童生徒の安全を確保するとともに、避難誘導、施設の火災発生の防止・消火活動を実施する。
- 災害発生後数日間は、校（園）長は施設管理者として、避難所の施設利用に関することを中心に、避難所運営の各種活動に携わる。
- 学校（園）教職員は、校（園）長の指示により、避難所運営活動に当たるものとする。
- 学校（園）教職員の避難所運営活動は、本来の役割である教育活動の再開やそのための準備が必要であるため、早期に学校（園）教職員以外の避難所運営委員会委員等に避難所運営事務を移行させていく。

(カ) P T A

- 避難所運営活動及び教育活動の再開に必要な協力を行うこととする。

(キ) ボランティア

- 避難所運営委員会のもと、自主運営を支援する活動の支援を行うものとする。

ウ 避難所の管理運営組織

(ア) 避難所運営委員会

- 町会等を中心に、区職員、学校又は施設管理職員、ボランティア、また学校・地域の実態に応じてP T Aの代表などで組織する。
- 避難所運営委員会に各業務担当及びその責任者を置く。

(イ) 避難所運営本部

- 避難所内での方針やルール決定、変更など、避難所の管理運営の最高意思決定機関として、避難所運営委員会内に「避難所運営本部」を設置する。
- 町会等の代表から避難所運営本部長を選出する。

(ウ) 担当責任者・担当

- 避難所の業務は避難者全員で行うことが基本であるが、①総務・情報、②避難者援護、

③給食・物資、④救護・衛生の業務ごとに担当責任者を1名、各担当を4～5名選出し、中心的存在となってそれぞれの業務を分掌して行うものとする。

(エ) 避難者グループリーダー

各担当の活動を補助するとともに、情報の収集・伝達、物資配布等のまとめ役として、町会ごとに避難者グループリーダーを選出する。

(オ) 避難所運営会議

避難者が安心して生活を送ることができるように、避難所運営本部は、定期的に、または必要に応じて、避難所運営会議を開催して避難者同士の意思の疎通を図る。

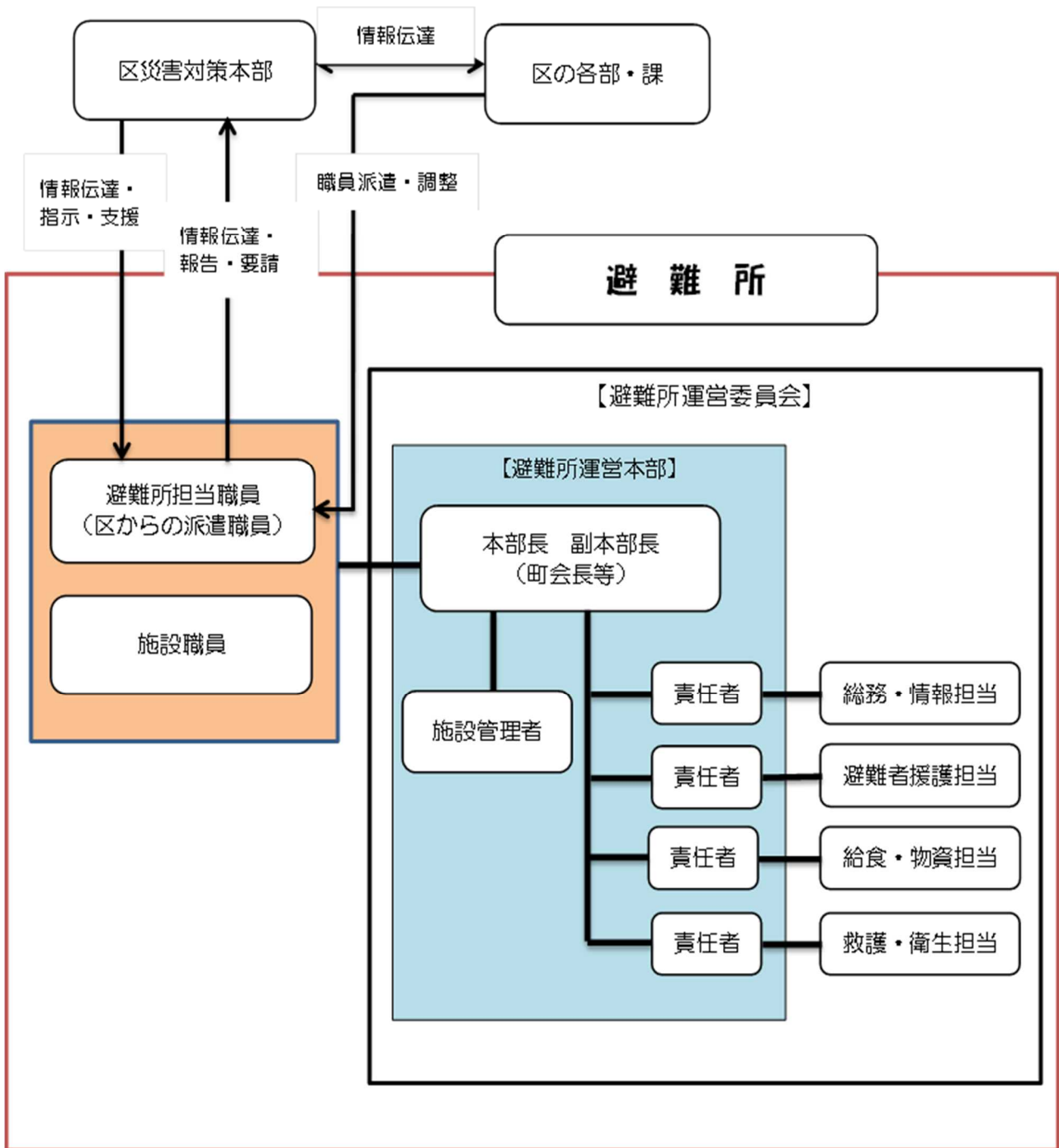
(カ) 避難者への情報提供

区は、避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報紙の発行、インターネット、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、ファクシミリ等の整備を行うものとする。

【避難所の業務分掌の例】

| 担 当 | 業 務 分 掌 | 業 務 内 容 |
|-------------|--|---|
| 総務・情報 担当 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者の把握 ○ 避難所のルール、防火・防犯 ○ 各種情報の受発信 ○ その他調整 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者数の把握 ・ 避難者名簿の作成 ・ 避難者の入・退所の管理 ・ 避難所ルールの掲示、避難者への周知徹底 ・ 当直者や見回りの割振り（防火・防犯） ・ 区災害対策本部への報告要請、情報発信 ・ 区災害対策本部からの災害や支援に関する情報の避難者への伝達 ・ 避難所への安否確認の窓口 ・ 避難者への郵送物の取次ぎ ・ 運営本部会議開催の調整、会議録の作成 ・ 在宅被災者（避難所へ避難できない方）への支援などの対応 |
| 避難者救護 担当 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難所の空間配置 ○ ボランティアとの協力 ○ 要配慮者への対応 ○ ペット連れ避難者への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の居住・共有スペースの設置 ・ 避難所の状況に応じたレイアウトの変更や他の施設の活用などの検討 ・ ボランティアの要請、受入れ、活動の調整 ・ 高齢者や障害者、妊産婦や乳幼児、外国人など、避難所で手助けが必要な方への支援 ・ ペットスペースの確保 ・ ペット連れ避難者へのルールの周知及び飼育状況の確認 |
| 給食・物資 担当 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 食料・物資に関すること ○ 水の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食料、物資の必要数の把握 ・ 食料、物資の要請などによる調達 ・ 食料、物資の管理と配布 ・ 炊き出しの実施 ・ 飲料水、生活水の確保 |
| 救護・衛生 担当 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 救護・支援に関すること ○ 避難所トイレの確保 ○ 衛生環境の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ けが人への応急手当や緊急時の応急要請 ・ 医療救護所の設置・活動への協力（※ 医療救護所を設置する避難所） ・ 避難所トイレの確認・確保 ・ トイレ、ごみ等衛生管理 ・ 衛生環境の整備 |

【避難所運営委員会モデル】



エ 避難所の管理運営等

- 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- 立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙(分煙)区域を設定する。
- 避難者の生活環境上必要な物品を確保するとともに、自宅に残留している被災者の物品の確保にも努める。
- 要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。

- 区は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- 区が、避難者の二次避難所（福祉避難所・妊産婦避難所）への入所を決定した場合は、避難者の移送手段について協力を行う。
- 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- 避難所運営本部長は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
- ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難者への衛生管理上の留意事項を周知する。
- 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の感染症対策として、次の事項を配慮した避難所運営を実施する。

| 対策 | 配慮する事項 |
|-------------------------|--|
| 体調不良の避難者の把握及び適切な対応 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者自身により、避難所受入れ時及び毎朝健康管理チェックを実施し、健康管理する。 ○ 感染が疑われる方が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離したうえで避難所から区に連絡し、検査等の調整をする。 |
| 避難者自身の感染予防・拡大防止措置の理解と協力 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 手洗い・消毒及びマスク着用を避難者に徹底する。 ○ 避難所内ではマスク着用とする（特に、通路や炊事場等の複数の避難者が使用するスペースにおいて）。 ○ 避難所内、特に居住スペースについては十分な換気に努める。 ○ 消毒液、ウェットティッシュ、ゴム手袋といった衛生用品を積極的に活用する。 ○ 消毒液は必ず受付及びトイレ前に設置する。 ○ こまめに手洗い・消毒をする。特に食事前、トイレ使用後は徹底する。 |
| 避難所の過密状態防止 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者の居住スペースについては、可能な範囲で十分なスペースを確保する。 |

③ 要配慮者への避難生活支援

ア 被災状況等の把握

- 区は、災対福祉部に避難行動要支援者対応組織を設置し、被災情報を集約する。
- 災対福祉部は、町会、避難所運営委員会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター、高齢者在宅サービスセンター、消防署、警察署等と連携し、要配慮者の被災情報等を把握する。
- 災対福祉部は、要配慮者向けの相談窓口を設置する。

イ 食生活支援

- 乳幼児・食物アレルギーのある者、糖尿病や高血圧、腎臓病等慢性疾患患者、咀嚼が困難な高齢者など、食事に配慮が必要な者へ適切な食事が提供されるよう支援する。
- 避難者の状況に応じた栄養補助食品や各種サプリメント等の要請や適切な使用方法、相談等に応じる体制を整備する。
- 特殊栄養食品ステーションを設置し、東京都栄養士会と連携する。

ウ 避難所における配慮

- 避難所で生活する要配慮者については、避難所内での滞在場所、情報の伝達方法、健康管理、食事内容等において特に配慮するものとし、これらの措置については、他の避難者の理解と協力を得るように努める。

エ 二次避難所（福祉避難所）の整備

- 区では、対応が困難な要配慮者等を緊急に受入れるため、特別養護老人ホームや老人保健施設などを二次避難所（福祉避難所）に指定している。

オ 二次避難所（福祉避難所）への入所

- 二次避難所（福祉避難所）への入所の要否は、災対福祉部が判断することとし、避難所から二次避難所（福祉避難所）への移送は、避難所運営本部の協力を得て行うものとする。
- 避難所での生活が困難と思われる要配慮者等については、二次避難所（福祉避難所）への移送を検討し、本人の意向や二次避難所（福祉避難所）の開設状況等により入所を決定する。
- 二次避難所（福祉避難所）以外に宿泊施設等が必要な場合は、「災害時における宿泊施設等の提供に関する協定」に基づき、東京都ホテル旅館生活衛生同業組合第3ブロックに、宿泊施設の確保を要請する。

◎二次避難所（福祉避難所）指定施設（社会福祉施設等）

| 施設名 | 所在地 | 運営主体 |
|-----------------|------------|-----------------------|
| 特別養護老人ホーム台東 | 台東1-25-5 | 社会福祉法人 健修会 |
| 特別養護老人ホーム浅草 | 浅草4-26-2 | 社会福祉法人 フレスコ会 |
| 特別養護老人ホーム谷中 | 谷中2-17-20 | 社会福祉法人 台東区社会福祉事業団 |
| 特別養護老人ホーム三ノ輪 | 三ノ輪1-27-11 | // |
| 特別養護老人ホーム蔵前 | 蔵前2-11-7 | 社会福祉法人 東京援護協会 |
| ケアハウス松が谷 | 松が谷4-4-3 | // |
| 特別養護老人ホーム千束 | 千束3-28-13 | 社会福祉法人 台東区社会福祉事業団 |
| 特別養護老人ホーム浅草ほうらい | 清川2-14-7 | 社会福祉法人 清峰会 |
| 老人保健施設千束 | 千束3-20-5 | 公益社団法人 地域医療振興協会 |
| 松が谷福祉会館 | 松が谷1-4-12 | 台東区 |
| 特別養護老人ホームフレスコ浅草 | 浅草5-33-7 | 社会福祉法人 フレスコ会 |
| 特別養護老人ホーム橋場すみれ園 | 橋場1-1-10 | 社会福祉法人 すみれ福祉会 |
| やすらぎ入谷 | 竜泉1-19-7 | 株式会社 global life care |

カ 二次避難所（妊産婦避難所）の整備

- 区では、避難所での生活が困難と思われる妊産婦等を緊急に受け入れるため、二次避難所（妊産婦避難所）を指定している。

キ 二次避難所（妊産婦避難所）への入所

- 二次避難所（妊産婦避難所）への入所の可否は、災対健康部が判断することとし、避難所から二次避難所（妊産婦避難所）への移送は、避難所運営本部の協力を得て行うものとする。
- 避難所での生活が困難と思われる妊産婦等については、二次避難所（妊産婦避難所）への移送を検討し、本人の意向や二次避難所（妊産婦避難所）の開設状況等により入所を決定する。
- 「災害時における妊産婦等支援活動に関する協定」に基づき、（公社）東京都助産師会墨田台東地区分会に、助産師を派遣し、妊産婦等に対して心身の健康管理を行うなど、必要な支援を実施するよう要請する。

◎二次避難所（妊産婦避難所）指定施設

| 施設名 | 所在地 | 運営主体 |
|--------|----------|--------------|
| 日本助産師会 | 鳥越2-12-2 | 公益社団法人日本助産師会 |

④ ボランティア派遣要請

- 避難所の運営に当たって、ボランティアの協力が必要な場合、区災害ボランティアセンターにボランティア派遣を要請する。

⑤ 避難所が不足する場合、野外に受入れ施設を開設

- 避難所が不足する場合には、一時的に避難者を受入れるため、野外に受入れ施設を開設する。
- 野外に受入れ施設を開設した場合の都福祉局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- 野外受入れ施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉局に調達を依頼する。
- 野外受入れ施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間または応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

⑥ 食料・生活必需品等の供給

- 被災者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、区が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- 炊き出し等の体制が整うまでの間は、区及び都の備蓄または調達する食料等を支給する。
- 被災者に対する炊き出しその他による食品の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- ただし、この基準により難しい事情がある場合(期間の延長、特別基準の設定)は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を得て定める。
- 被災者に対する炊き出しその他食品・生活必需品等の供給の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉局に応援を要請する。

⑦ 飲料水の安全確保

- 区は環境衛生指導班を編成し、飲料水の消毒及び消毒効果の確認などの指導を行う。

⑧ 食品の安全確保及び避難住民に対する食品の衛生的な取扱い指導

- 区及び都は、必要に応じて食品衛生指導班を編成し、食品の安全を確保する。
- 区及び都は連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。

⑨ 避難所におけるトイレ機能の確保

- 被災後、断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。
- 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
- 避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区が組立てトイレ等を備蓄により確保する。
- 備蓄分が不足した場合には、区は都本部に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

⑩ 公衆浴場の確保及び住民への情報提供

- 区は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

⑪ 避難所の閉鎖

ア 避難所の整理縮小

- 避難所開設後2週間を目途に、応急仮設住宅の整備スケジュールや近隣地域での確保量等の情報を避難者に伝達するとともに、区災害対策本部と協議し、避難所の整理縮小を行う。

イ 学校教育の再開

- 学校（園）教職員は、避難所の縮小にあわせ、授業再開に必要な教室等の安全点検等を行い、学校再開の準備を進める。

ウ 避難所の閉鎖

- 区災害対策本部と協議の上、避難者数の減少及び学校の再開等にあわせて、避難所を閉鎖する。

3 在宅避難者への支援

- 避難所や二次避難所（福祉避難所・妊産婦避難所）で生活する避難者だけでなく、在宅避難者も支援の対象とする。
- 食料や支援物資の配給場所は、在宅避難者の便宜を考慮し、避難所を拠点とする。
- 災対福祉部は、援護を要する高齢者・障害者が在宅避難を行う場合については、必要に応じて安否を確認し、情報提供を行うとともに、災対各部と連携しながら必要な支援を行う。
- 障害等により最寄りの避難所まで食料や支援物資を受け取りに行けない在宅避難者に対しては、避難所運営委員会や町会、民生委員等の協力を得て、自宅への配給を行う。
- 在宅避難者への支援体制の充実のため、福祉関係事業者等との連携強化を図る。

4 車中泊

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○ 避難所環境の整備促進 ○ 車中泊者等の状況把握及び都福祉局への報告 ○ 避難所に来訪できない車中泊者への必要に応じた支援（エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等） |
| 都本部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○ 車中泊者等に関する区市町村への情報提供 ○ 必要な避難所確保のための区市町村支援（再掲） |

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|------------|---|
| 都 (福祉局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 車中泊者発生抑制に向けた普及啓発 ○ 車中泊者等の情報収集（区市町村） ○ 避難所管理運営に関する支援（再掲） |
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼に係る普及啓発 |

(2) 取組内容

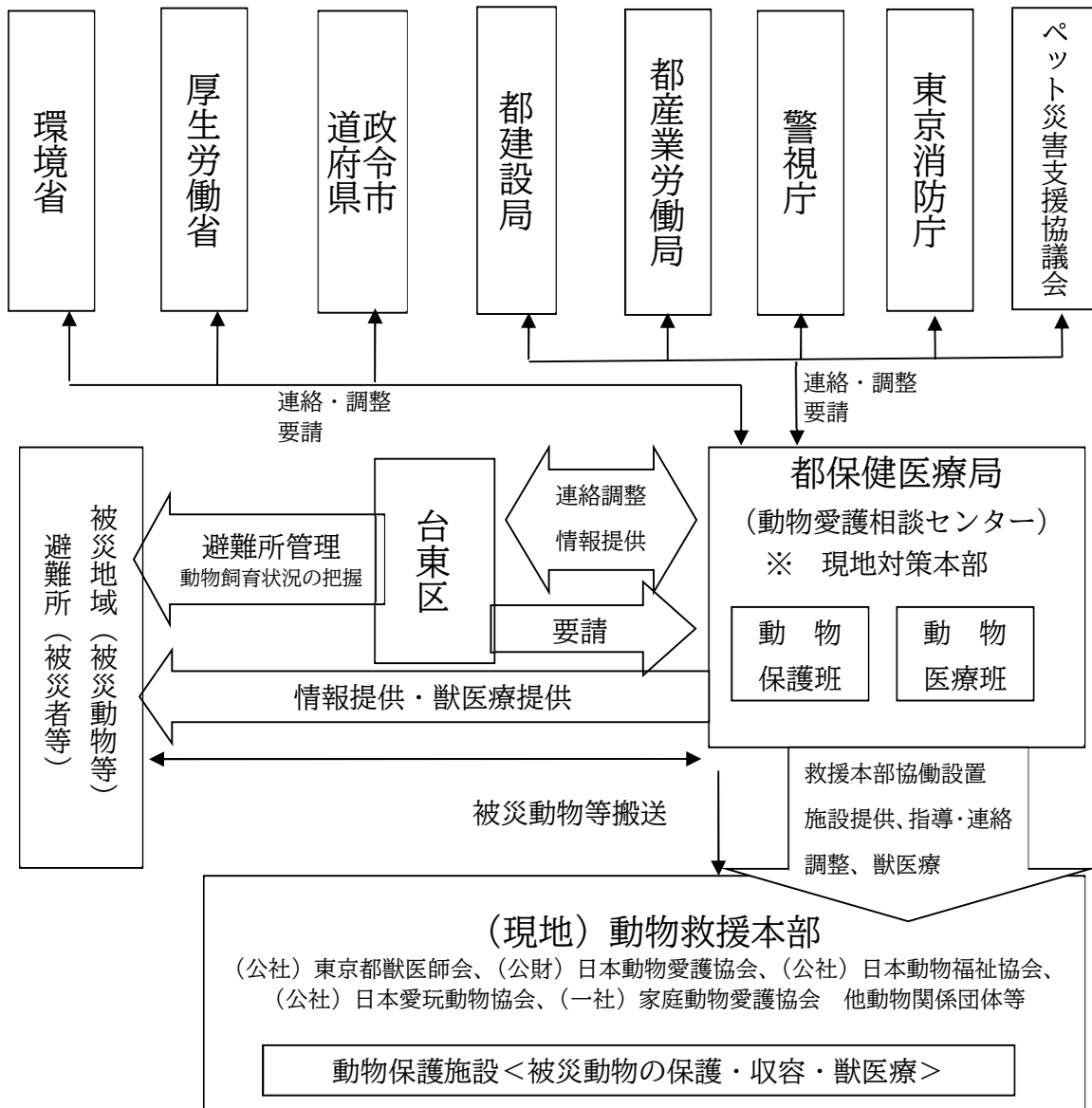
- 都における震災時の車中泊に係る基本的考え方に基づき、啓発事項について、発災後にも積極的な呼び掛け等を行い、混乱を防止する。
- 在宅避難ができない被災者に対しては、避難所に避難するよう呼び掛ける。
- 区は、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者等を含めた避難者等に係る情報の早期把握に努める。
- 健康面等についての相談・支援などは、区において現行で想定されている体制の中で、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。併せて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。

5 愛護動物管理

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|--------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 同行避難動物の飼養場所等の確保 ○ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等 |
| 都 (保健医療局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災動物の保護 ○ 関係団体との連絡調整 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等 |

(2) 業務手順



第9編
第2部

図 災害時における動物救護体制

(3) 取組内容

① 愛護動物管理及び動物衛生の確保

- 区は、危害防止及び愛護動物管理の観点から、負傷または逸走した動物の保護に関して、都へ協力するとともに、都や都獣医師会等の関係団体及び動物愛護ボランティア等と協力し、飼い主とともに避難した動物の適正飼養の指導を行う。

② 愛護動物管理班

ア 愛護動物管理班の設置

| 班名 | 構成人員 | |
|---------|------|---|
| | 監視員 | 計 |
| 愛護動物管理班 | 2 | 2 |

イ 業務内容

- 負傷または逸走した被災動物に対し、都保健医療局及び台東区獣医師会への保護、救護要請
- 避難所における動物の飼養場所の確保または避難所内に同行避難動物の飼養場所を確保することが困難な場合は、近接した飼養可能な場所へ誘導
- 避難所等における動物の適正飼養の指導
- 都保健医療局等が協働設置する「動物救援本部」が行う動物救護活動への協力

6 ボランティアの受入れ

(1) 対策内容と役割分担

避難所の運営におけるボランティアの受入れについて、必要な流れを示す。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|--------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区災害ボランティアセンターにおいて、必要なボランティアの派遣を行う。 ○ 「避難所運営マニュアル」に基づいた業務手順によるボランティア派遣要請及び受入れ ○ 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・市民活動団体等との連携を図る |
| 都（生活文化スポーツ局） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等を支援。 ○ 東京都防災（語学）ボランティアを派遣 |
| 都（福祉局） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉関係団体の協力によるボランティア派遣については、区市町村に対する広域的支援 |

(2) 取組内容

<区>

- 必要に応じ、区災害ボランティアセンターを通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。
- 「避難所運営マニュアル」に基づいた業務手順により、ボランティアを受入れる。
- 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・市民活動団体等との連携を図る。

<都生活文化スポーツ局>

- 東京ボランティア・市民活動センターと協働で東京都災害ボランティアセンターを設置し、区市町村災害ボランティアセンターや市民活動団体等の支援を行う。
- 区市町村の要請に基づき、避難所における外国人を支援するための防災（語学）ボランティアを派遣する。

<都福祉局>

- 福祉関連のボランティア派遣については、区市町村からの支援要請に基づき、福祉関係団体等の協力により広域的な支援を実施する。
- 福祉関連のボランティア派遣に際しては、区市町村の要請内容、避難所の状況を把握し、ニーズに適切に対応する。

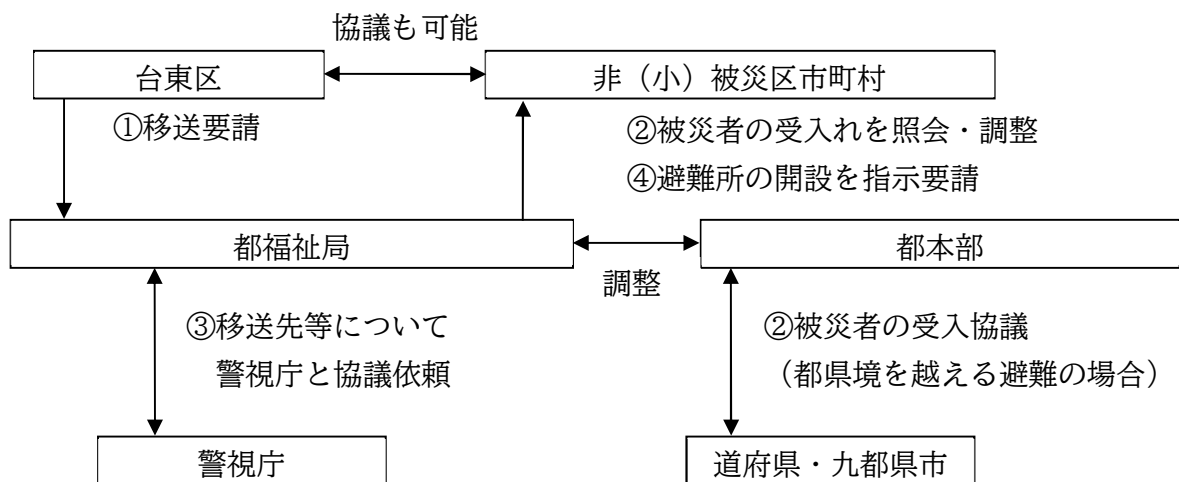
7 被災者の他地区への移送

(1) 対策内容と役割分担

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|------------|--|
| 区 | (移送元) ○ 移送について知事(都福祉局)に要請 ○ 職員を移送先へ派遣 ○ 移送の際の添乗 ○ 移送後の避難所運営 (受入れ側) ○ 受入れ体制を整備 ○ 移送後の避難所運営への協力 |
| 都 (福祉局) | ○ 被災者の移送先の決定 ○ 移送先の区市町村との調整 ○ 被災者の移送方法を決定、移送手段の確保 ○ 区市町村による要配慮者等の移送支援 |

(2) 業務手順

① 移送先の決定



(3) 取組内容

① 被災者の他地区等への移送

ア 区における対策

- 区の避難所に被災者を受入れることが困難なときは、区長は被災者の他の区市町村（近隣の非被災都市若しくは小被災地または隣接県）への移送について、都知事（都福祉局）に要請する。
- この場合、区は、職員の中から移送先における避難所の管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに、移送に当たっては引率者を移送車両に添乗させるものとする。

る。

- 都知事から被災者の受入れを指示された場合、区長は直ちに避難所を開設し、受入れ体制を整備するものとする。
- 他の区市町村から移送された被災者の避難所の運営は原則として区が行い、移送元の区市町村は避難所の運営に積極的に協力する。
- 被災者を移送する必要が生じた場合、都福祉局に被災者の移送に関する要請を行う。

イ 都（福祉局）における対策

- 都は、移送先決定後、移送先の区市町村長に対し被災者の受入れ体制を整備させる。被災者の移送方法については、区と協議の上、被災地の状況を勘案して決定し、都財務局調達のバス等を中心に、区、都交通局、警視庁、東京消防庁の協力を得て実施する。
- 要配慮者、透析患者の移送手段については、区による調達が困難な場合に、都福祉局が都財務局、及び関係機関の協力を得て調達する。

8 被災者の受入れ

前記6「被災者の他地区への移送」における対応が困難な場合を想定し、遠隔地の被災者の受入れ体制の整備について検討する。

第10編 帰宅困難者対策

大規模な震災が発生した場合、多くの帰宅困難者が発生し、駅前のターミナルや大規模集客施設などにおいて混乱が想定される。一方、帰宅困難者による混乱が最も懸念される発災直後から3日間程度は、行政や救出救助機関等の「公助」の機能は、救出救助活動や人命救助活動等を最優先としてその資源を振り向けていく必要があり、さらに膨大な数の帰宅困難者に対応するには限界がある。また、大勢が一斉に動くことによる群集事故や、余震等による二次災害の危険性など、帰宅困難者自身の安全が脅かされる恐れがある。

このようなことから、「公助」に限らず民間事業者や学校などにおいて、「自助」「共助」が連携した総合的な取組が必要になる。例えば、従業員や児童・生徒を職場や学校等に待機させ、一斉帰宅を抑制し、帰宅困難者自身の安全を確保しながら社会としての混乱を防止する必要があるとともに、観光客等の来街者への対応も必要である。本編では、地震が発生した場合における帰宅困難者についての対策を示すとともに、行政機関だけではなく外出者、事業者、学校など社会全体で連携し取組を進めることにより、混乱の防止や帰宅困難者の安全な帰宅を実現する。

第1章 現在の到達状況

- 区では、上野駅周辺における滞留者問題への対策として、上野駅周辺滞留者対策推進協議会を平成21年に設立している。
- 東日本大震災時には、区有施設等で約6,800人の帰宅困難者を受入れた。
- 帰宅困難者対策における連絡体制の強化を図るため、区内鉄道事業者への防災行政無線の配備を進めている。
- 「東京都帰宅困難者対策条例」について、区のホームページによる周知を図っている。
- 浅草寺等と帰宅困難者受入れの一時滞在施設に関する協定を締結している。
- 都は、事業者等と協定を締結し、徒歩帰宅者を支援する災害時帰宅支援ステーションの確保を進めている。

第2章 課題

被害想定（都心南部直下地震）

| 被害項目 | 想定される被害 |
|--------|-------------|
| 区内滞留者数 | 最大 315,496人 |
| 帰宅困難者数 | 最大 108,428人 |

1 「東京都帰宅困難者対策条例」に基づく取組の周知

都と区は、「東京都帰宅困難者対策条例」で規定した内容について、区民や事業者などに周知徹底を図り、事業者等が従業員等の施設内待機に係る計画作成や、3日分の水・食料等の備蓄を行うよう、協力を求めていくことが必要である。

一方、東日本大震災から一定の時間が経過し、企業や都民の条例認知度が低下傾向にあり、これまで以上に防災教育や普及啓発が重要である。特に都内滞留者の大半を占める企業等の従業員に対しては、より効果的な対策が求められる。

2 一時滞在施設等の確保

台東区は、上野駅をはじめとするターミナル駅や浅草などの観光地を抱えており、観光客や買い物客等の不特定多数の帰宅困難者を受入れるための施設（避難所や一時集合場所以外）の確保が課題である。

また、発災時に確実に迅速に施設運営ができるよう、平時から施設に対する支援が重要である。

3 帰宅困難者への情報通信体制整備

携帯電話の通信規制が原因となる情報不足（家族の安否、鉄道などの交通情報）により、区民の混乱防止と帰宅困難者の一時滞在施設への誘導が課題である。

また、発災時にスマートフォンをはじめとした情報端末からの情報入手の重要性がますます高まってきており、適時適切な情報発信や通信環境の強靱化等が一層求められる。

4 帰宅支援のための対策

帰宅困難者等は、救命救助活動が落ち着く発災4日以降を目途に順次帰宅することが想定されるが、例えば、鉄道の運行が再開された場合、むやみに帰宅を開始すると駅等に滞留者が殺到するおそれがある。国、都、区、周辺地域等の広域的な連携による帰宅支援策の実施が課題である。

第3章 対策の方向性

1 「東京都帰宅困難者対策条例」に基づく取組の周知

区は、「東京都帰宅困難者対策条例」について、区のホームページや商工会議所を通じて啓発チラシを配布することで、条例に基づく取組を区民及び事業者にも周知していく。（従業員の帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保等）

特に事業所防災リーダー制度を活用し、都内滞留者の大半を占める企業等の従業員への対策徹底を図る。

2 一時滞在施設等の確保及び運営の支援

区内における区、都及び国の施設を一時滞在施設に指定するとともに、事業者に対しても、一時滞在施設確保の協力を働きかける。

今後、都内の都市開発等が進むにつれ、民間一時滞在施設が拡大していく見込みではあるが、災害はいつ生じるかわからないため、なるべく早期に確保が進むよう、特に民間事業者に対し再開発の機会等を捉えて積極的な周知啓発を図る。

また、行き場のない帰宅困難者の受入れを速やかに実施・運営できるように、平時から一時滞在施設の運営方法について支援する。

3 帰宅困難者への情報通信体制整備

交通事業者等に区の地域系防災行政無線を配置して無線網の強化を行い、発災時における情報通信体制を整備する。併せて、通信訓練を実施する。

また、国、都、区、事業者等の連携により、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤の整備を検討する。

都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発するとともに、このシステムが十分に活用できるよう、一時滞在施設における通信体制の強靱化等に努める。

4 帰宅支援のための対策

鉄道運行再開等を踏まえ、従業員等の安全な帰宅方法を検討するよう事業者に周知徹底する。

「台東区帰宅困難者防災ガイド」及び「台東区防災アプリ」を作成し、区内事業者への周知を図る。

また、都や交通事業者等からの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

第4章 到達目標

- 1 「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、区内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や家族との連絡手段、食料等の3日分の備蓄の確保などの取組みを行う。
- 2 鉄道事業者等へ区の地域系防災行政無線を配備するとともに、通信訓練を実施し、対応力の強化を図る。
- 3 観光客や買い物客等の不特定多数の帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設を確保するとともに、食料等の3日分の備蓄の確保に努める。また、発災時にもより確実に運営できる体制を整備する。
- 4 「台東区帰宅困難者防災ガイド」を区内事業者に配布、事業所防災リーダー制度等を活用等により啓発を図る。
- 5 都が開発・運用する帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、一時滞在施設等の情報通信基盤の強靱化を図ることで、発災時に滞留者や帰宅困難者が必要な情報が入手でき、円滑に安否確認や一時滞在施設の案内・誘導等が行える体制を構築する。

第5章 具体的な取組

【予防対策】

| | |
|-------------------------|-------------------|
| 1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知 | 3 帰宅困難者への情報通信体制整備 |
| 2 一時滞在施設の確保及び運営の支援 | 4 徒歩帰宅支援のための体制整備 |

1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知

(1) 対策内容と役割分担

首都直下地震への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠である。帰宅困難者等の発生による混乱を防止するための一斉帰宅の抑制などの条例に基づく取組の内容を周知する必要がある。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------------|--|
| 都 (総務局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づく取組の推進 ○ 東京都帰宅困難者対策条例の都民・事業者への普及啓発 ○ 都は、国とともに、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等連絡調整会議」を設置 ○ 「事業所防災リーダー」制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化 ○ 各駅・地域間の連携・情報共有に資するため、広域的な立場から、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会等が、参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催 ○ 駅前に多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱防止や安全確保に努めるため地元自治体と合同で帰宅困難者対策訓練を実施 |
| 都 (都市整備局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都市開発の機会を捉え、従業員用の防災品備蓄倉庫等の整備を促進 ○ 発災時の来街者保護のために屋内空間や公開空地等を柔軟に活用するエリアマネジメント団体等の活動を支援 |
| 都 (産業労働局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業の事業継続計画（BCP）策定を支援 |
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署は、計画の策定、広報及び誘導要領等に関し、駅前滞留者対策協議会等に対して必要な助言 ○ 駅前滞留者対策協議会等と連携した訓練の実施 ○ 地域版パートナーシップを活用した広報・啓発活動の推進 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防署は、駅前滞留者対策協議会等に対して指導・助言 ○ 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導 |

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「東京都帰宅困難者対策条例」の区民・事業者への周知 ○ 「台東区帰宅困難者防災ガイド」の配布 ○ 上野駅周辺滞留者対策推進協議会の設置 ○ 駅周辺の滞留者の受入れ先となる一時滞在施設等の確保 ○ 児童・生徒等の安全確保のための対策 ○ 「台東区防災アプリ」の周知 |
| 集客施設及び駅の事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 ○ 集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進 |
| 区民 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 外出時の発災に備えた必要な準備 |

(2) 取組内容

① 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知

- 都は、帰宅困難者対策に関する対策全般について、「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づき、取組みを推進する。
(資料第9「東京都帰宅困難者対策条例」資料編P49)
- 「東京都帰宅困難者対策条例」で規定した内容を実施するための事業方針及び行政の支援策等を取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」に基づく取組を推進するとともに、区民や事業者に周知していく。
- 区は、区民や事業者、そして行政機関が取組むべき基本的事項について定めた、「東京都帰宅困難者対策条例」の内容について、区ホームページ、パンフレットの配布、防災講話等の実施等により普及啓発を図る。
- 事業所防災リーダー等を通じて事業所単位の防災力の向上を図るとともに、地域と連携した共助の取組へと促していく。また、「企業防災アドバイザー」の派遣等により、個々の事業所の状況に応じた防災対策の徹底を図る。
- 帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じ、対策に協力する都民・企業等の裾野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成する。
- 一時滞在施設に指定されていない民間建物内の会議室・ホール、公開空地等を活用し、発災時に多数の来街者をより柔軟に受け入れることができるよう、エリアマネジメント団体等の活動を支援する。
- 都内中小企業の事業継続計画（BCP）の策定を支援するとともに、パンフレットの作成・配布やセミナーの開催等により、BCP の普及啓発及び継続的な取組を促進する。

【東京都帰宅困難者対策条例の概要】

- ・ 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- ・ 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- ・ 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- ・ 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- ・ 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- ・ 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- ・ 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

② 事業者における施設内待機計画の策定

- 事業者は、協議会で取りまとめた「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画を定めておく。
- その際、事業者は、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても可能な範囲において計画に明記する。
- テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
- 事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画または事業継続計画を従業員等に周知する。
- 従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するためには、必要な水、食料、毛布、携帯トイレ・簡易トイレ等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、円滑な備蓄品の配布ができるよう、備蓄場所についても考慮する。
- 高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。
- 発災後3日間は、救出・救助活動を優先させる必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げにならないよう、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。

このことから、備蓄量の目安は3日分となる。

ただし、以下の点について留意する必要がある。

- ・ 事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上以上の備蓄についても検討していく。
- ・ 事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度余分に備蓄することも検討していく。

【従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方について】

東京都帰宅困難者対策条例第7条2項において規定する知事が定めるところは、下記の通りである。

- 1 対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
- 2 3日分の備蓄量の目安
 - (1) 水については、1人当たり1日3リットル、計9リットル。
 - (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食。
 - (3) 毛布については、1人当たり1枚。
 - (4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定。
- 3 備蓄品目の例示
 - (1) 水 : ペットボトル入り飲料水
 - (2) 主食 : アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※ 水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
 - (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・毛布やそれに類する保温シート
 - ・携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
 - ・敷物（ビニールシート等）
 - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・救急医療薬品類

(備考)

 - 1 上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。
(例) 非常用発電機、燃料（危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要）、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図
 - 2 企業だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。
(例) 非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話電源

- 事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止措置等に努める。
災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。
- 事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

ア 外出する従業員等の所在確認

外出する従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより、発災時に企業等が、従業員等の居場所を把握できるような対応に努める。また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。

イ 安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、以下の手段のうち、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

(ア) 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言ダイヤル 171

(イ) 固定及び携帯電話のパケット通信ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言板、web171、災害用音声お届けサービス、

SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、IP電話、専用線の確保等

事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うようにする。

- 自衛消防訓練等を定期的に実施する際に、施設内待機に関する訓練を行い、施設内待機の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

事業者は、年1回以上の訓練を定期的に行い、その結果は必ず検証し、計画等に反映させる。

- 東京商工会議所、東京経営者協会、東京青年会議所は、ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発などを行う。また、都や区、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。

③ 駅前滞留者対策協議会の設置

- 駅周辺に多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び区が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、区、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅前滞留者対策協議会を設置し、災害時の各機関の役割を定める。区においては、平成21年に「上野駅周辺滞留者対策推進協議会」を設置した。

【駅前滞留者対策協議会の主な所掌事項】

- ・ 滞留者の誘導方法と役割分担
- ・ 誘導場所の選定
- ・ 誘導計画、マニュアルの策定
- ・ 駅前滞留者対策訓練の実施

- 駅前滞留者対策協議会では、首都直下地震等発生時の駅周辺の滞留者の安全確保と混乱防止に向けた「上野駅周辺エリア防災計画」を策定している。
- 区は、上野駅周辺滞留者対策推進協議会と共同で、「台東区帰宅困難者防災ガイド」を作成し、事業者等への周知を図っている。
(資料第130「台東区帰宅困難者防災ガイド」資料編P424)
- 都は、広域的な立場から、各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行い、都内区市町村、駅前滞留者対策協議会、警視庁、東京消防庁等を構成員とする連絡会議を設置する。
- エリア単位での活動が活発な地域を中心に、都が開発する帰宅困難者対策オペレーションシステムとの連携等も検討していく。

④ 集客施設及び駅等の利用者保護

- 事業者は、首都直下型地震帰宅困難者対策協議会で取りまとめた「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、利用者の保護に係る計画を作成し、あらかじめ事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映させておく。その際、可能であれば、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組みへの参加等についても計画に明記する。
建物所有者とテナントが存在する複合ビルの場合、事業者は、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。
事業者は、計画をマニュアル等にまとめた後、必要な箇所に配備し、発災後にすぐに確認できるようにしておく。また、事業者は、計画についてあらかじめ全従業員に周知し、理解の促進を図る。
- 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導や案内手順について、あらかじめ検討しておく。
この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人）や通学の小中学生、急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

ア 要配慮者、通学の小中学生への対応

事業者は、施設の特長や状況に応じ、必要となる物資をあらかじめ備えておくことを考慮する。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に環境の良いスペースや物資が提供されるように配慮する。

イ 外国人への対応

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内

板やアナウンス等による対応や、外国人でもわかりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を実施する。

また、多数の外国人観光客が集まる浅草地域において、災害発生時の混乱防止を目的として、地域と区が一体となった帰宅困難者対応訓練を実施する。

- 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止措置、施設内のガラス飛散防止措置等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

事業者の管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの自治体等の管理者と連携して施設の安全確保を行う必要がある。例えば、駅及び駅に接続する自治体管理のペDESTリアンデッキの安全確認など。

このため、事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成するとともに、利用者が施設内で安全に待機できる場所のリストも準備しておく。

- 各事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特長や事情に応じて、利用者保護のために必要となる飲料水や毛布等を備蓄しておくことが望ましい。
- 各事業者は、訓練等を定期的に行うことにより、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を定期的に行い、その結果を必ず検証し、計画等に反映させる。訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。

⑤ 学校等における児童・生徒等の安全確保

- 学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童・生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、校舎内での児童・生徒の安全確保に向けた体制整備や、発災時における児童・生徒の安全確保のため、あらかじめ保護者等との連絡体制を周知徹底しておく。
- 区立小中学校等においては、施設内での長時間にわたる待機に備え、飲料水、食料、毛布などの物資の備蓄を推進する。

⑥ 帰宅困難者対策訓練の実施

- 首都直下地震により、多数の帰宅困難者が発生したとの想定で、駅、駅周辺事業者、公共施設の管理者などが連携し、混乱の防止や安全確保に努めるために必要な措置を講じる。
- 地元自治体や近隣自治体と連携を図ることにより、一斉帰宅抑制、安否確認、一時滞在施設の開設・誘導、要配慮者の特別搬送、帰宅支援など帰宅困難者が発生した際に必要となる訓練を合同で実施する。

⑦ 区民における準備

- 外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認

方法の事前共有、待機または避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。特に携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。

2 一時滞在施設の確保及び運営の支援

(1) 対策内容と役割分担

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受入れるための施設（一時滞在施設）を確保する。

また、発災時に迅速な施設の開設につながるよう、一時滞在施設の運営のための支援を継続的に行う。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------------|--|
| 都 (総務局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都立施設及び関係機関の施設を一時滞在施設として指定し、周知 ○ 国、区、事業者に対して、一時滞在施設の確保について協力を要請し、民間の一時滞在施設に対しては、帰宅困難者向け備蓄品購入費用等について補助を実施 ○ 民間一時滞在施設の運営について、マニュアルの整備やアドバイザー派遣等により支援を実施 |
| 都 (主税局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間の一時滞在施設における防災備蓄倉庫に対する税制上の支援の実施 |
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管する施設を一時滞在施設として指定し、周知するとともに、事業者に対して協力を働きかける。 ○ 地元の事業者との間で、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう努める。 ○ 観光客等の多くの来街者が帰宅困難者になることを想定し、一時滞在施設となる区有施設への食料等の備蓄の確保に努める。 |
| 事業者団体 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 加盟事業者に対して、一時滞在施設確保の協力を依頼 |
| 事業者 学校等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間事業所内に留めておくよう努める。 ○ 帰宅困難者の受入れにできる限り協力する。 |
| 一時滞在施設 となる施設 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関と連携して、帰宅困難者の受入れをするための体制を整備 ○ 事業所防災リーダーへの登録 |

(2) 取組内容

- 区は、所管する施設で、避難所以外の施設で受入れが可能なものを一時滞在施設として指定する。
- 区は、区内において一時滞在施設に指定された区、都、国等が所有・管理する施設について、区民・事業者に周知する。

- 区は、地元の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設(ホール、映画館、学校など)や民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。
(資料第129「区内帰宅困難者一時滞在施設等一覧」資料編P423)

【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方】

(1) 背景

首都直下地震発生時において、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者等は、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多いことが想定されている。そのため、このような帰宅困難者等を一時的に受入れるための一時滞在施設をできるだけ多く確保するとともに、災害時における運営方法をあらかじめ明確にしていく必要がある。また、国内外の観光客や外国人を想定した対策が急務である。

(2) 用語の定義

ア 帰宅困難者

大規模地震の発生により、公共交通機関が広範囲に運行を停止し、当分の間、復旧の見通しが無い場合において、徒歩で帰宅することが困難なものをいう。具体的には、地震発生時外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者(近距離を徒歩で帰宅する人)を除いた帰宅断念者(自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人)と遠距離徒歩帰宅者(遠距離を徒歩で帰宅する人)

イ 一時滞在施設

帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受入れる施設をいう。あらかじめ公表するものと、あらかじめ公表しないものとに分けられる。

ウ 災害時帰宅支援ステーション

災害時に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報等を提供する施設をいう。

エ 避難所(災害救助法(昭和22年法律第118号)第22条1項)

地震による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者または被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するため、区市町村又は民間事業者等が開設する施設をいう。

(3) 想定される施設

例えば集会場、庁舎やオフィスビル、宿泊施設、学校等に加え、地下道等を想定。

一時滞在施設として使用する施設については、当該施設が発災時において担うべき役割、立地条件や施設ごとの特徴を踏まえるとともに、施設の安全性の観点から、耐震性(昭和56年に導入された新耐震基準)を満たした建物であることが必要である。また、平成26年4月1日に施行された建築基準法施行令において、特定天井(脱落によって重大な危害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が定める天井をいう。)の脱落防止措置が定められており、改正規定が適用される天井は脱落防止措置を講ずる必要がある。

(4) 開設基準

- ア 一時滞在施設は、発災後3日間の開設を標準とする。
- イ 一時滞在施設での受入れは、床面積当たり3.3㎡につき2人の収容（必要な通路の面積は参入しない。）を目安とする。

(5) 施設管理者の役割

施設管理者は、災害発生時の状況に応じて、可能な範囲で以下の支援を行う。

また、必要に応じて受入れ者へ施設運営の協力を要請する。

- ア 施設の安全を確認した後、帰宅困難者を速やかに受入れる。
- イ 水や食料、毛布等の支援物資を配布する。
- ウ トイレやごみの処理等の施設の衛生管理を行う。
- エ 周辺の被害状況や道路、鉄道の運行状況等の情報収集及び受入れ者に対する情報提供を行う。

(6) 要配慮者や通学中の小中学生のニーズへの対応

施設管理者は、区市町村や関係機関とも連携し、要配慮者や通学中の小中学生のニーズに対応する。

ア 要配慮者、通学の小中学生等

待機スペースの一部をこれらの者への優先スペースにすることや、一時滞在施設から緊急に避難が必要となった場合の具体的な避難誘導方法を検討する。

併せて、障害者については必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用などが考えられ、今後、関係機関とも連携しながら検討する。

イ 外国人

誘導の案内や情報提供などについては、外国人でもわかりやすいピクトグラム等の活用や、英語、中国語等の外国語の誘導案内板等による対応も検討する。

- 都は、広域的な立場から、国、区、事業者に対して、外出者の一時滞在施設の確保について協力を求める。特に、多数の帰宅困難者の発生が見込まれる主要ターミナル駅周辺を中心に、大規模な施設を有する団体等への働き掛けを強化するなどの取組を進めていく。国が所有・管理する施設については、区または都からの要請を受けて、国が一時滞在施設としての使用を許可する。
- 都は、都市開発の機を捉え、大規模な新規の民間建築物に対して、一時滞在施設の整備を促進する。既存の都市開発諸制度を活用するほか、開発に係る事業者等を対象に一時滞在施設についての周知啓発を積極的に展開する。
このほか、事業所防災リーダーを活用しながら一時滞在施設への理解促進を図り、中小企業等も含め幅広く民間事業者へ協力を求めていく。
- 事業者や学校等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入れ可能な場合は、区と協定を締結する。

事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。

- 一時滞在施設として確保した公立施設の名称や所在地等は、原則として公表する。民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。
- 都は、都の指定する一時滞在施設の運営が円滑に行われるよう、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえ、都が策定した「都立施設を活用した一時滞在施設の運用マニュアル」に基づき、災害時に帰宅困難者を受け入れるための体制を整備する。
- 要配慮者等への対応を図るため、一時滞在施設の待機スペースの一部を要配慮者への優先スペースとすることや、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用、「やさしい日本語」、英語、中国語等の誘導案内板等による対応を検討するなど受け入れのための態勢を整備する。

【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営】

平常時

(1) 運営計画の作成

施設管理者は、帰宅困難者等の受入れに係る運営計画を作成し、あらかじめこの受入れを含む事業所防災計画や事業継続計画（BCP）等の計画に反映させておく。

その際、可能であれば、他の一時滞在施設等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者対策の取組みへの参加等についても運営計画に明記する。その際、その地域がビジネス街なのか、繁華街なのか、商業地域と住宅地との混在地域なのかなど、地域の特性を反映した計画とすることも重要である。

施設管理者は、運営計画または防災計画を冊子等にまとめ、従業員等に周知する。

(2) 運営体制の取決め

施設管理者は、一時滞在施設が発災時に機能するよう、運営体制に係る次の点を運営計画に定めておくことが必要である。

ア 施設内における受入れ場所

受入場所の選定に際しては、余震等の可能性を考慮して、天井部等から物が落下するおそれのある場所を避けることが重要である。

また、受入場所については、暗がりの部屋、入り組んだ場所のように管理が行き届かない場所を避け、防犯面についても配慮しておくことが重要である。

イ 受入れ定員

約 3.3 m²あたり 2 人を目安とする。ただし、実際の定員の算出に当たっては、施設の状況や特性を考慮する。また、通路として使用する部分等についても定員の算出から除外する。

ウ 運営要員の確保

- ・ 自社ビルの施設管理者は、一時滞在施設の運営に係る要員を自社内から確保するように努める。テナントビルの場合や事業者が複数存在する複合ビルの場合の施設

所有者は、当該ビルの管理者及び占有者等と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、所有者・テナント・自治体の3者間による協定を結ぶなどして、一時滞在施設の運営に係る要員の確保に努める。この場合、運営に係る役割分担と責任についてもあらかじめ決めておくことが望ましい。

- ・ 施設に一時滞在する帰宅困難者等による運営補助やボランティアの活用等も検討する。

エ 関係機関との連絡の手順

- ・ 行政機関や関係機関との連絡方法
- ・ 行政機関、駅前滞留者対策協議会等への開設情報の提供方法

オ 帰宅困難者の受入れの手順

カ 一時滞在施設の受入れ者への情報提供の手順

キ 備蓄品の配布手順

ク 要配慮者のニーズへの対応

(3) 受入れのための環境整備

ア 耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止等による施設の安全確保

一時滞在施設として確保された施設については、災害時に帰宅困難者等を受入れられるよう日頃から耐震診断・耐震改修やオフィス家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内ガラス飛散防止措置等に努める。また、災害発生時の建物内の点検箇所（受入れのための安全確保という観点から、建物の構造部だけでなく、天井や天井設置設備等も重要となる。）をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックシートを作成する。

イ 帳票の整備

一時滞在施設には、書類・帳票等を整備し、保存しておく必要がある。詳細は、各区市町村や事業者の実情に合わせて作成する。

ウ 情報入手手段及び帰宅困難者への情報提供体制の準備

- ・ 施設には、テレビ、ラジオ、インターネットと接続したパソコンを備えておく。
- ・ 入手した情報を帰宅困難者に提供できるよう、ホワイトボードなどの掲示板を準備しておくとともに、可能であれば、館内放送等で伝達する。

エ 安否確認のための体制整備（災害時用公衆電話（特設公衆電話）、Wi-Fiなど）

- ・ 帰宅困難者が家族等と安否確認を行えるよう、災害時用公衆電話（特設公衆電話）やWi-Fi等の通信手段を整備し設営できるよう努める。
- ・ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）、災害用伝言板等の使い方を説明できる体制を整えておくことが望ましい。

オ 備蓄品、非常用電源設備等の確保

- ・ 施設管理者は、帰宅困難者の受入れに必要な水、食料、毛布、ブランケット、簡易トイレ等の物資の備蓄に努める。提供する備蓄食料については賞味期限等の一般的な衛生管理に留意することが重要である。
- ・ 施設内において3日分の備蓄場所の確保が困難な場合は、災害時の備蓄手段及

び輸送手段等の確保に努めるものとする。

- ・ 災害時の停電等に備え、非常用電源設備や電池等の確保を行うなど、停電時においても一時滞在施設の運営に支障をきたさないように努める。

カ 費用、補償、補填、弁償等

施設管理者は、運営要員の確保、損害補償、営業補填などに関する人的・物的な費用項目や支払基準等をあらかじめそれぞれ定めておくことが望ましい。

キ 防災関係者連絡体制の整備

施設管理者は、災害時の都県及び区市町村の連絡先を把握するほか、近隣の警察、消防及び他の一時滞在施設等の防災関係者連絡先一覧を事前に作成する。

(4) 訓練等による定期的な手順の確認

自衛消防訓練等を定期的実施する際に、一時滞在施設の開設に関する訓練を行い、帰宅困難者等の受入れの手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

訓練は年1回以上定期的実施し、その結果は必ず検証し、計画等に反映させる。

3 帰宅困難者への情報通信体制整備

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|---|
| 都 (総務局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 ○ 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 ○ 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者用のWi-Fi及び災害時用公衆電話(特設公衆電話)を整備。またスマートフォン充電用の蓄電池を配備 ○ 民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けのスマートフォン充電用の機器に対し補助を実施 ○ 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布 |
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備 |
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道事業者等への区の地域系防災行政無線の配備 ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び台東区防災アプリ等の情報提供ツールの周知 |
| 通信事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル(171)、災害伝言板(web171)、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施 |

(2) 取組内容

- 区は、交通事業者等に区の地域系防災行政無線を配置して無線網の強化を行い、発災時における迅速な情報通信体制を整備している。
- 都は、スマートフォンのGPS情報等を活用し発災時の人流混雑状況を把握するとともに一時滞在施設の開設・運営状況を把握する帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用し、都内の滞留者・帰宅困難者に対し適時適切な情報発信を実施する。
- 都は、帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保すべく、関係機関の役割分担・連携要領、情報提供内容の具体的イメージ等についてあらかじめ定めた帰宅困難者等への情報提供ガイドライン（本章では以下、「情報提供ガイドライン」という。）を作成した。この情報提供ガイドラインを基に、国・都・区市町村・事業者等は取組みを進めていく。
- 都及び区は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。
- 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等を活用し、情報提供を行う。
- 都は、電源途絶時でも帰宅困難者等が一時滞在施設を判別・認識できるよう、一時滞在施設専用の案内表示を作成し、施設へ展開する。
- 通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
また、災害用伝言ダイヤル、災害伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布及び利用実験を実施する。

4 徒歩帰宅支援のための体制整備

(1) 対策内容と役割分担

混乱収拾後、外出者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 都・区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、事業者等に周知 ○ 災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、事業者等に周知 ○ 帰宅支援対象道路等の沿道において帰宅支援を行う体制を整備する。 ○ 区は、所管する施設を徒歩帰宅支援施設として指定し、周知するとともに、事業者に対して協力を働きかける。 ○ 区は、「台東区帰宅困難者防災ガイド」及び「台東区防災アプリ」等により、徒歩帰宅者の支援を図る。 ○ 鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルールの事前策定について都民・事業者等に周知 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 全都立学校(島しょを除く。)を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保 ○ 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布 |

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ○ 沿道の民間施設等、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討 ○ 帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備 ○ 災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりの設置 |
| 通信事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 ○ 災害用伝言ダイヤル(171)、災害伝言板(web171)、災害用伝言板等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用実験の実施 |
| 事業者 学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 混乱収拾後の帰宅方法・ルールについて事前策定 ○ 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発 ○ 協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備 ○ 帰宅ルールを策定する。 |

(2) 取組内容

① 混乱収拾後の帰宅方法の周知

- 都は、国と共同で運営する、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等から成る「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」等において、鉄道等公共交通機関が復旧した場合に帰宅者が駅に集中することを避けるなど、混乱収拾後の適切な帰宅方法・ルールのあり方を検討し、事業所防災リーダーも活用しながら、都民・事業者に周知していく。
- 都は、事業所防災リーダーへの情報発信や、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じた都内滞留者への情報発信を通じて、徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援する。
- 事業者は、帰宅抑制ののち、混乱が収拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、以下の事例を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定しておく。

ア 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあらかじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

イ 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

② 災害時帰宅支援ステーションによる支援

【災害時帰宅支援ステーション】

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

(資料第131「災害時帰宅支援ステーション一覧」資料編P426)

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。(※ 店舗の被害状況により、実施できない場合もある。)

- 都は、全都立学校(島しょを除く。)を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。また、沿道の民間施設等と協定を締結して災害時帰宅支援ステーションの拡大を図る。
- 都は、災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう運営に関するハンドブックを事業者配布する。
- 都は、災害時帰宅支援ステーションを確保するため、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するとともに、災害時帰宅支援ステーションの円滑な運営のため、研修や意見交換などの普及啓発事業を実施する。また、機能充実のための検討を実施する。
- 都は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、関係団体の理解と協力を得て、ステッカーの統一やのぼりの設置を検討する。
- 区は、所管する施設で、避難所以外の施設で受入れが可能なものを徒歩帰宅支援施設として指定する。
- 区は、「台東区帰宅困難者防災ガイド」及び「台東区防災アプリ」により、徒歩帰宅者の支援を図る。
- 区は、単一の区内で営業する事業者と協定を締結し、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。
- 事業者は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、自治体と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営する。
- NTT 東日本は、区等が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設に災害時用公衆電話(特設公衆電話)を事前に設置することで災害時における帰宅困難者の通信手段を確保する。

③ 帰宅支援対象道路

- 都は、帰宅支援対象道路として指定した16路線について都民への周知を図る。

(資料第132「帰宅支援の対象道路(16路線)」資料編P428)

【応急対策】

| | |
|--------------------------------|-------------|
| 1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応 | 3 駅周辺での混乱防止 |
| 2 事業所等における帰宅困難者対策 | |

1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

1-1 情報収集と判断

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|---|
| 都 (総務局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置 ○ 都内滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 都内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断 |
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区内の滞留者へ発災直後からの安全確保について呼びかけ ○ 区内の混雑状況や被害状況、交通機関運行状況、一時滞在施設の安全確認状況等について情報収集したうえで、一斉帰宅抑制や一時滞在施設の開設の可否を判断 |
| 国 交通事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共交通機関の運行状況等について情報収集し、適宜都や区と共有 |

(2) 取組内容

- 都は、都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置し、対応する。
- 都及び区は、発災直後から、滞留者に対し報道機関や SNS 等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。
- 都及び区は、都内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜 DIS 等で共有する。
また、都が開発中の帰宅困難者対策オペレーションシステムについても、都本部において利用可能な機能を順次活用し、GPS 情報に基づく混雑状況や SNS 投稿情報に基づく被害状況等を収集し、対応する。
- 公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、区や交通事業者が連携して情報を共有し、滞留者へ適切に発信する。

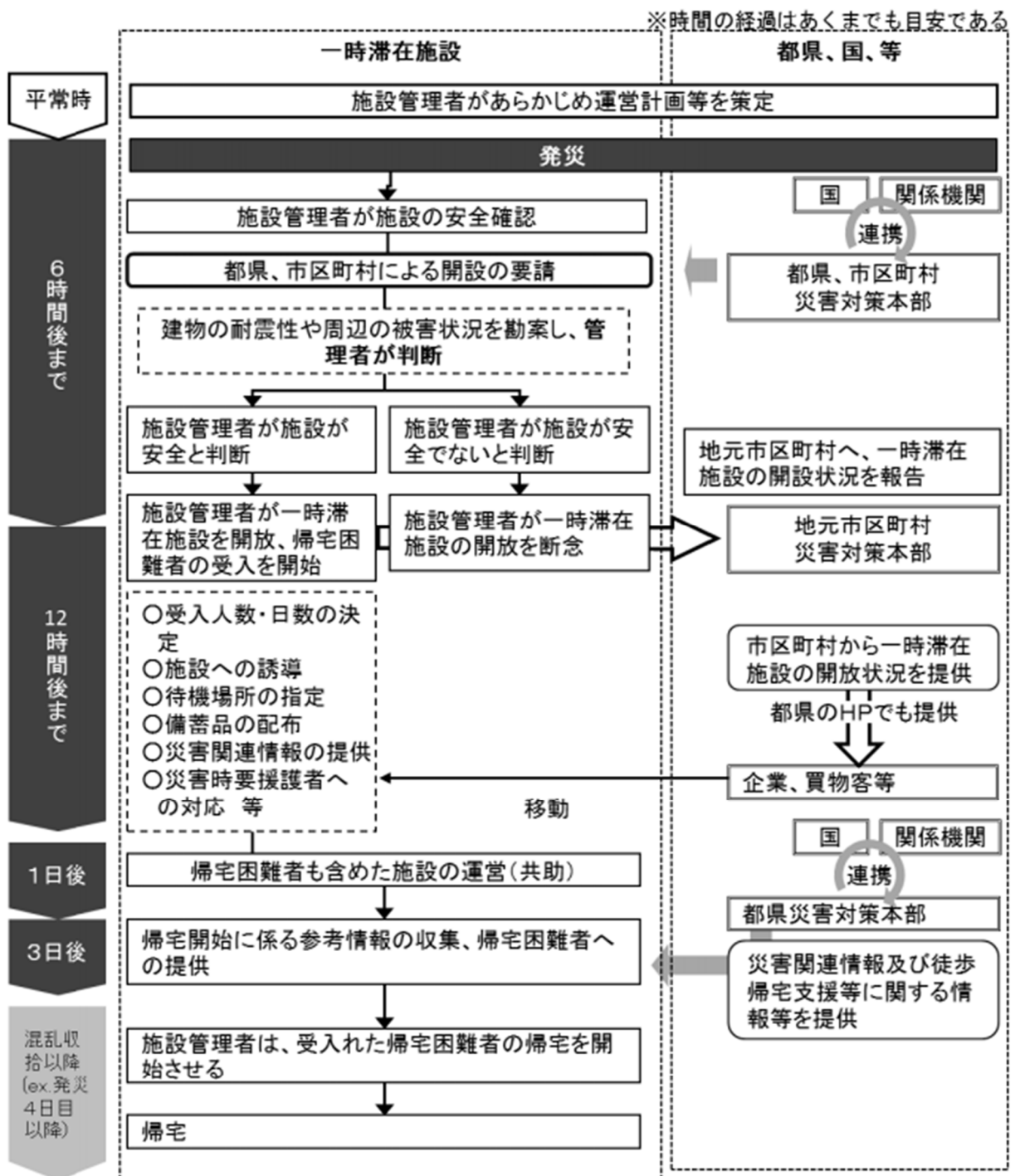
1-2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入れ

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------------|---|
| 一時滞在施設 となる施設 | ○ 施設管理者が一時滞在施設を開設し、帰宅困難者を受入れる。 |
| 都 (総務局) | ○ 都立一時滞在施設に開設要請 ○ 区を通じ、民間一時滞在施設に開設要請 ○ 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施 |
| 区 | ○ 区立の一時滞在施設や、協定を締結している民間一時滞在施設に開設要請 ○ 一時滞在施設の開設・運営状況を情報収集し、滞留者への情報提供や必要に応じて施設運営の支援等を実施 |

(2) 業務手順

【一時滞在施設運営フロー イメージ】



災害関連情報については、都県、国、市区町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。

都県や国の対策等の情報の流れ

一時滞在施設開設等の情報の流れ

(3) 取組内容

- 都災害対策本部（帰宅困難者対策部門）は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、都立一時滞在施設へ直接開設要請を行う。また、区に対し、協定を締結した民間一時滞在施設等や区立の一時滞在施設へ開設要請するよう、呼びかける。
- 区は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設等や区立の一時滞在施設に対し開設要請を行う。
- 施設の開設要請後は、施設管理者もしくは区が、都のDIS もしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。
- 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは所在地の区からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。
なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げない。
- 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れのイメージは以下のとおりとなる。
 - ① 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで）
 - 従業員の安否確認
 - 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
 - 施設内の受入れスペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定
 - 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
 - 施設利用案内の掲示等
 - 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保
 - 区等への一時滞在施設の開設報告
 - ② 帰宅困難者の受入れ等（おおむね12時間後まで）
 - 帰宅困難者の受入れ開始
 - 携帯トイレ・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置等の保健衛生活動
 - 計画的な備蓄の配布など、水、食料等の供給
 - し尿処理・ごみ処理のルール確立
 - テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入れ者へ伝達
 - 受入れ可能人数を超過した場合の区等への報告
 - ③ 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで）
 - 受入れ者も含めた施設の運営及び区等への運営状況報告
 - 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供
 - ④ 一時滞在施設の閉設（おおむね4日後以降）
 - 一時滞在施設閉設の判断
 - 帰宅支援情報の提供による受入れ者の帰宅誘導

⑤ 一時滞在施設の確保・運営に当たっての行政の支援策は以下のとおりである。

ア 一時滞在施設に関する普及啓発

都及び区は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力する、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

イ 防災関係機関への周知

都及び区は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知するよう努め、災害時における連携を図る。

⑥ 一時滞在施設の運営に係る費用等の考え方の整理

国と都は、運営に係る費用について、国庫補填の対象となる災害救助法の適用可能性や費用負担の考え方を整理する。

⑦ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、国、都、区は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討し、地域の実情に応じて支援策を具体化していくものとする。

1-3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

(1) 対策内容と役割分担

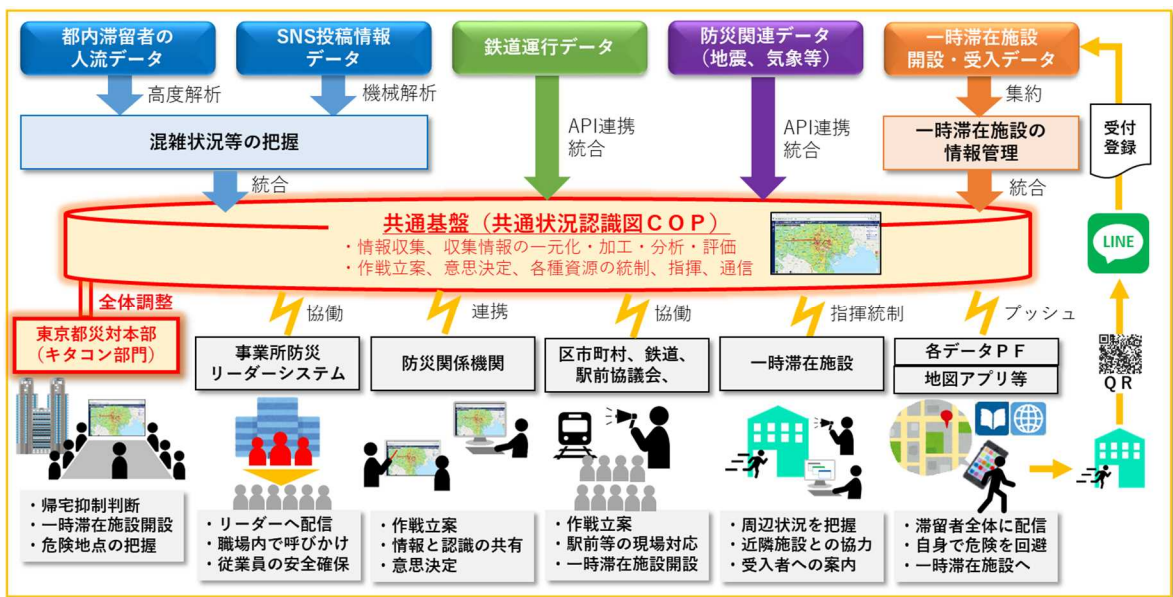
| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|---|
| 都 (総務局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者等に対し、防災ホームページや防災X、デジタルサイネージ等の広報手段を活用して情報を提供 ○ 一時滞在施設に対し、DIS のほか必要に応じて無線やメール等で随時、運営に必要な情報を共有 ○ 帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発し、利用可能な機能を順次活用して、帰宅困難者・一時滞在施設等に対し情報発信 ○ 事業所防災リーダーを通じて事業所に対し、随時災害情報等を提供 |
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅困難者や協定締結先の一時滞在施設等に対し、随時情報提供 |
| 報道機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者に提供 |

(2) 詳細な取組内容

- 都や区は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。

- 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムの整備を行い、順次利用可能な機能を実際に活用していく。令和6年度末までに、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を把握する機能について実装し、適宜帰宅困難者や一時滞在施設に提供・共有できるよう開発を進める。
情報提供に当たっては、民間の地図アプリや報道機関とも連携するなど幅広い提供方法を検討する。
- 都は、事業所防災リーダーシステムにより、事業所ごとのマイページに対し、適宜災害情報・鉄道運行情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。また、発災時の行動などについての事業所からの問合せに対し、本システムを活用し、チャットボットで対応する。

【帰宅困難者対策オペレーションシステムの全体概要】（完成イメージ）



2 事業所等における帰宅困難者対策

(1) 対策内容と役割分担

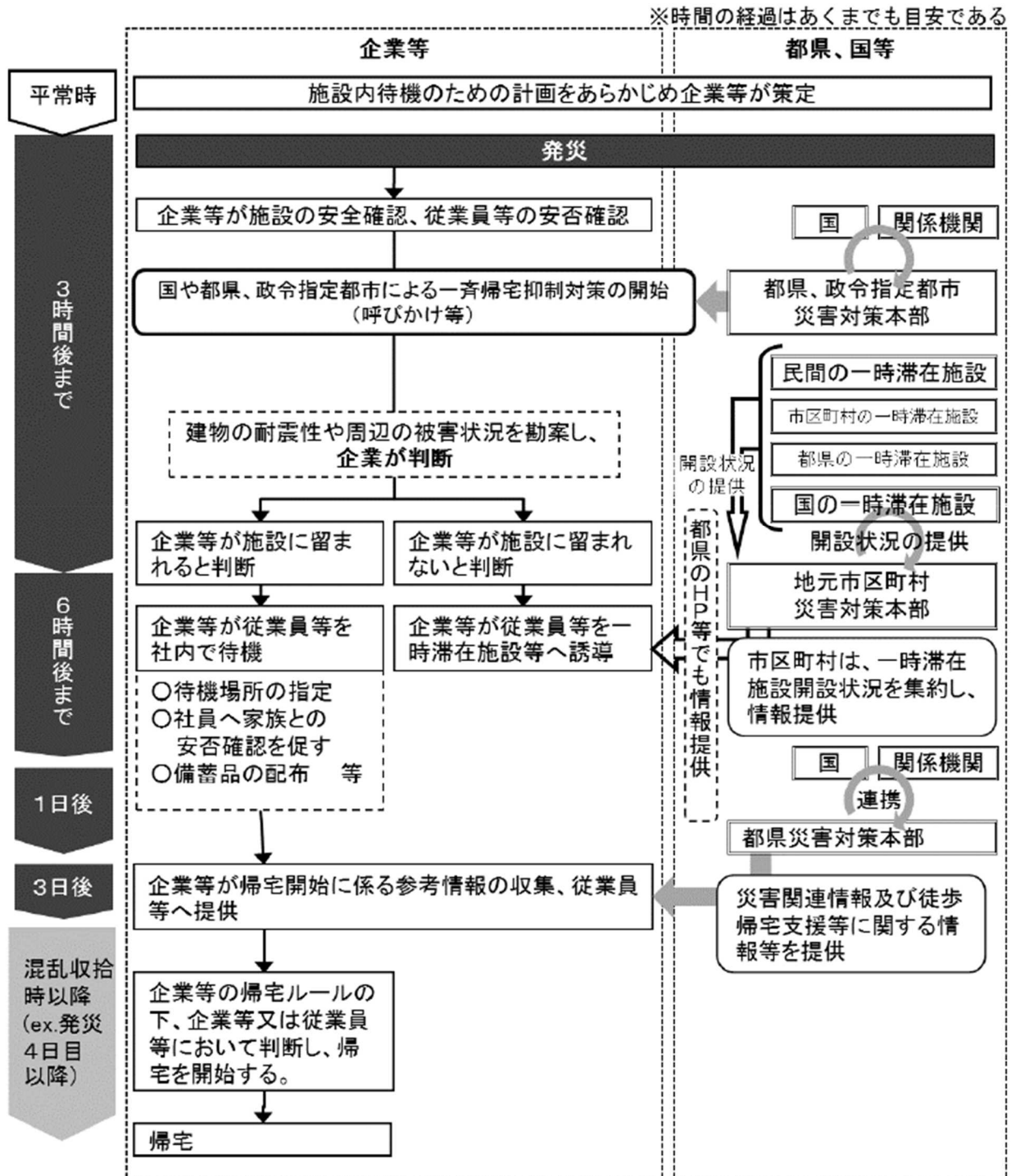
発災時には、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ることが必要であり、その対応について定める。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------------------------------|---|
| 都 (総務局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所防災リーダーを通じて、登録事業所へ災害情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報等を提供 ○ 事業者に対し、従業員、顧客に対する安全確保に努めるよう求める。 ○ 事業者団体を通じて、事業者へ基本原則の周知徹底を図る。 |
| 東京商工会議所 東京経営者協会 東京青年会議所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 加盟事業者に対して、基本原則の周知徹底を求める。 |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員等を施設内に一定期間待機 |
| 学校等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童・生徒等を保護し、保護者へ連絡 |

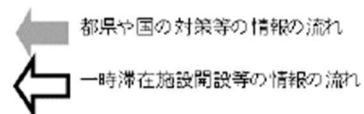
| | |
|-------|---|
| 国、都、区 | ○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく |
|-------|---|

(2) 業務手順

【一斉帰宅抑制フロー イメージ】



災害関連情報については、都県、国、市区町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



(3) 取組内容

① 事業所防災リーダーの活用

- 都は、事業所防災リーダーに登録されたメールアドレスや LINE アカウントに対して、発災時に様々な災害情報や防災行動のお願いなどを発信する。
- 各事業所防災リーダーは、都からの発信情報を参考に、一斉帰宅の抑制など事業所内で適切な災害対策を実施する。

② 事業所による従業員等の施設内待機

- 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内または他の安全な場所に待機させる。なお、各企業等の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- 来所者についても、従業員等に準じて、施設内または他の安全な場所で待機させるようにする。

③ 施設内に待機できない場合の対応

- 建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等※の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

※ 一時滞在施設、避難場所等を指す。

④ 防災活動への参加

- 事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

⑤ 情報提供体制の確保

- 事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。
- 都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していく。

⑥ 学校等の対応

- 学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定めてある手段により、保護者へ連絡する。

3 駅周辺の混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅やその周辺は多くの人々が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。

3-1 駅周辺の混乱防止

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|--|
| 都 (総務局) | ○ 帰宅困難者に対し、区や報道機関等と連携して、情報提供を行う。 |
| 区 | ○ 災害対策本部内に帰宅困難者対策本部を設置し、一時滞在施設に指定された区有施設等と連携、協力し、対応を図る。 ○ 駅周辺の滞留者の受入れ先を都や関係機関と連携して対応 ○ 帰宅困難者等に対する情報提供、誘導 |
| 各警察署 | ○ 警察署は、区等に対して、駅周辺の混乱防止対策に係る支援を行う。 |
| 各消防署 | ○ 所轄の消防署は、区等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次災害発生防止に係る支援を行う。 |
| 通信事業者 | ○ 事業者及び帰宅困難者に対し、情報提供を行う。 ○ 災害用伝言ダイヤル(171)、災害伝言板(web171)、災害用伝言板等の利用を呼びかける。 |
| 報道機関 | ○ 行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者に提供する。 |
| 事業者等 | ○ 施設内に待機している利用者を保護し、情報提供を行う。 ○ 関係機関と連携し、一時滞在施設への誘導を行う。 |

(2) 取組内容

- 区は、区災害対策本部内に帰宅困難者対策本部を設置するとともに、都や関係機関と連携し、一時滞在施設に指定された区有施設等と連携、協力し、対応を図る。
- 上野駅周辺滞留者対策推進協議会は、平時より一時滞在施設の確保に努めるとともに、運営については、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を参考に対応する。
- 上野駅周辺滞留者対策推進協議会の参加事業者等は、駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。

3-2 集客施設及び駅等における利用者保護

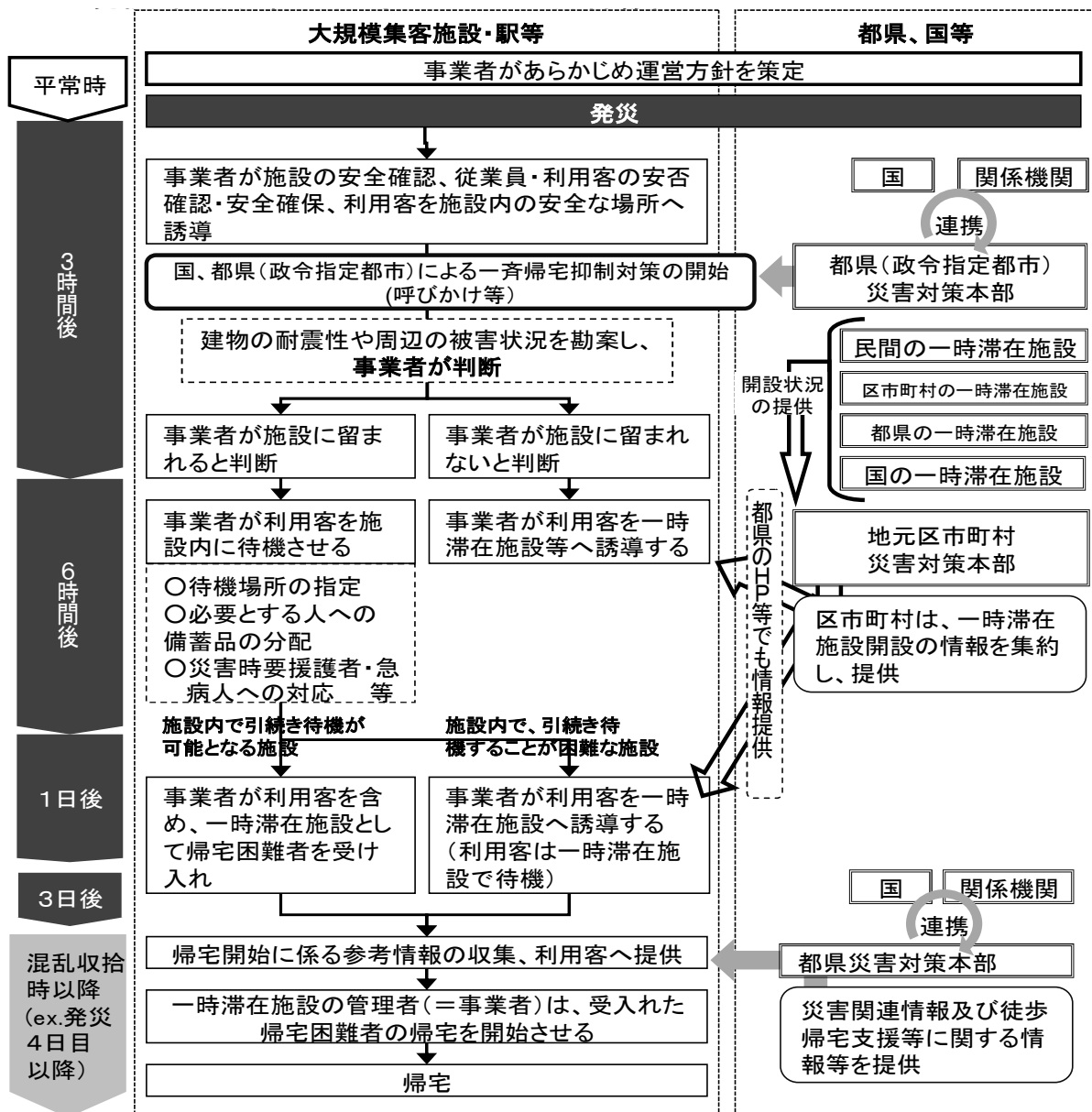
(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------------|---|
| 集客施設及び 駅等の事業者 | ○ 集客施設及び駅等において、利用者を保護 ○ 駅前滞留者を一時滞在施設等へ安全に案内または誘導 |
| 鉄道事業者 | ○ 駅利用者に必要な情報を提供 |
| 国、都、区 | ○ 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて集客 |

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| | 施設や駅利用者等へ、混雑に関する情報や一時滞在施設の開設・運営情報等を提供できるよう整備 ○ 報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者及び一時滞在施設が必要な情報を得られる仕組みを構築 |

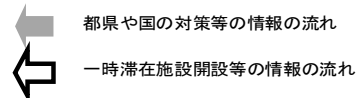
(2) 業務手順

【大規模集客施設・駅等での利用客保護フロー イメージ】



※駅前滞留者対策協議会のような企業の集合体も想定している

災害関連情報については、都県、国、区市町村、関係機関から、メディア等を通じて、随時行う。



(3) 取組内容

《集客施設及び駅等の事業者》

① 施設の安全性の確認

- 施設の安全の確認
事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。
- 施設の周囲の安全の確認
都や区の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。
- 利用者の保護
安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。
なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。

② 一時滞在施設への誘導等

ア 事業者等による誘導

保護した利用者については、区や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設へ誘導することを原則とする。

イ 利用者を保護した施設が一時滞在施設となる場合等

災害発生時、一時滞在施設への誘導が困難な場合のため、各事業者は、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設または隣接施設と連携し、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受入れる一時滞在施設となることが望ましい。

更に、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、利用者とともに、外部からの帰宅困難者等も受入れについても検討する。

ウ 帰宅困難者対策オペレーションシステムによる施設情報の提供

都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に集約・発信し、帰宅困難者等が利用可能な施設を把握・移動できるよう、開発を進める。

③ 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応

建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設や避難場所へ利用者を誘導することを原則とする。

④ 要配慮者への対応

利用者保護に当たって、事業者は、区や関係機関とも連携し、要配慮者のニーズに対応する。

ア 要配慮者、通学の小中学生等

待機スペースの一部を優先スペースにすることや具体的な避難誘導方法を検討する。
障害者については、併せて必要な支援や配慮を受けるためのヘルプカードの活用やユニバーサルデザインの掲示物の活用などが考えられ、関係機関とも連携しながら検討する。

イ 外国人

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語等の誘導案内板やアナウンス等による対応なども実施する。

⑤ 利用者に対する情報提供

事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。

例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な情報提供を行う。

《鉄道事業者》

- 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。
- 駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

《国、都、区》

- あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。
- 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて帰宅困難者等へ情報発信するほか、駅前滞留者対策協議会等に対しても災害対応に必要な情報を適宜共有できるようなシステムを構築していく。

【復旧対策】

| | |
|---------------------|------------|
| 1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進 | 2 徒歩帰宅者の支援 |
|---------------------|------------|

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

(1) 対策内容と役割分担

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。一方、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、留まっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがある。ここでは、帰宅困難者が帰宅するに当たり必要な情報提供や代替輸送手段の確保について定める。

① 帰宅ルールの周知・運用

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------------|--|
| 事業者等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員等の帰宅に際しては、災害情報を収集し、事前に策定した安全な帰宅のためのルールに基づいて実施するなど留意 ○ 事業所防災リーダーは、都から発信される情報も参考にして帰宅方法を周知 |
| 国 都 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムにより、事業所や帰宅困難者等に情報発信し、分散帰宅などの方法を周知 ○ 報道機関や様々な広報手段を用い、分散帰宅などの方法を周知 |

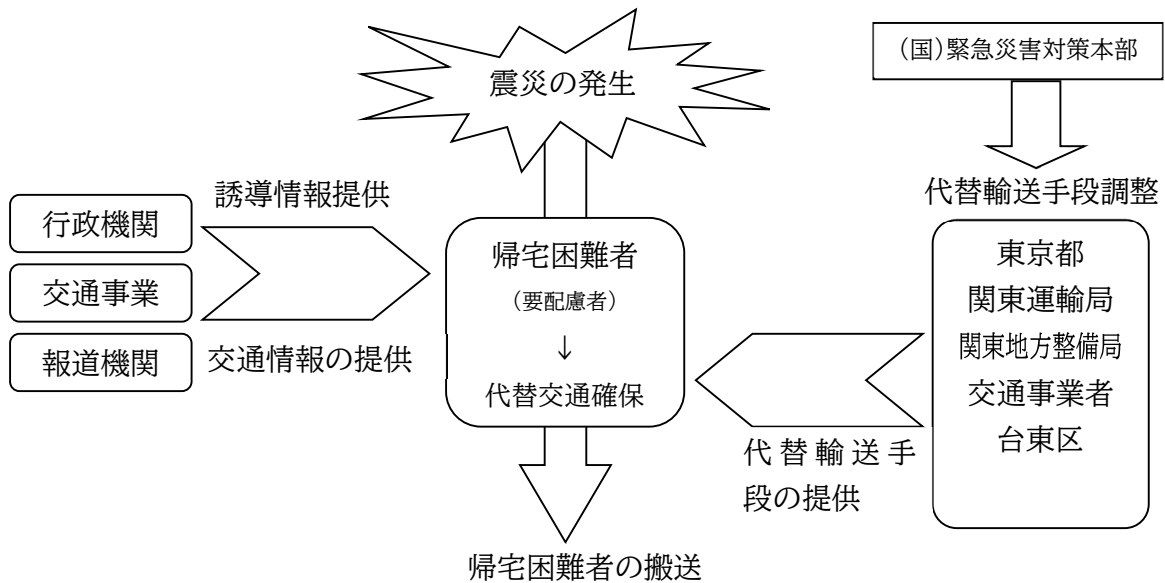
② 鉄道運行情報等の提供

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所防災リーダーを通じて、事業所に情報提供 ○ 都内の交通事業者からの情報を集約し、帰宅困難者対策オペレーションシステム、都のホームページにおける帰宅困難者対策ポータルサイト等を活用して、区、都民、一時滞在施設等に提供 |
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を誘導など支援 |
| 関東運輸局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行う。 |
| 鉄道事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供 ○ 発災後の早期運転再開に努める。 |
| バス事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供 |
| 報道機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者提供 |

③ 代替輸送手段の確保

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|---------|--|
| 都 | ○ バス・船舶による代替輸送手段を確保 |
| 区 | ○ 徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導 |
| 関東地方整備局 | ○ 船舶運行情報(利用可能な岸壁、海上経路、船舶情報等)の収集・提供を行う。 |
| 関東運輸局 | ○ 代替交通の許可等を速やかに行う。 |
| バス事業者 | ○ バス等による代替輸送手段を確保 |
| 船舶事業者 | ○ 船舶等による代替輸送手段を確保 |

(2) 業務手順



(3) 取組内容

① 帰宅ルールの周知・運用

- 事業者は、従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど呼びかけるようにする。
- 事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。
- 都は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、交通機関の運行情報や都内の混雑状況等を事業者や帰宅困難者等に発信する。その際、混雑が集中しないよう、分散して帰宅することなどを積極的に周知する。

② 鉄道運行情報等の提供

- 都は、国及び九都県市等と連携し、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関やホームページ、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
- 区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
- 関東運輸局は、所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行うとともに、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。
- 鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。国土交通省の「大規模地震発生時における首都圏鉄道の運転再開のあり方に関する協議会」の結果を踏まえ、「駅間停車列車の扱い」や「線路等の点検方法」などについて検討し、見直しが必要な事項については、鉄道防災計画地震災害編を

改訂する。

- バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供する。
- 報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者に提供する。

② 代替輸送手段の確保

- 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成のマニュアルに基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を行う。
- 国や都は、バス・船舶による代替輸送手段を確保する。
- バスの運行に当たっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送など、効率的な形態により実施する。
- 調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。
- 区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
- 関東運輸局は、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。
- 関東地方整備局は、船舶運行情報（利用可能な岸壁、海上経路、船舶情報等）の収集・提供を行う。
- バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、行政機関と連携して、バス等による代替輸送手段を確保する。
- 船舶事業者は、行政機関と連携して、船舶等による代替輸送手段を確保する。

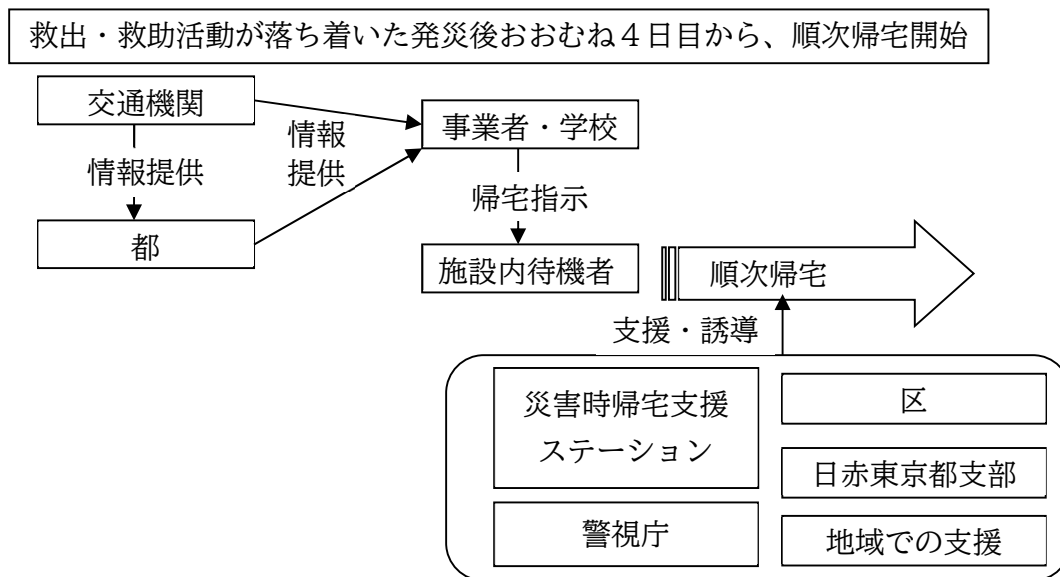
2 徒歩帰宅者の支援

（1）対策内容と役割分担

帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序だった徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------|---|
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステムによる情報提供 ○ 交通情報や災害時帰宅支援ステーションなどの情報を提供 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定された都有施設において支援を実施 |
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者と連携し、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援 |
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通規制資器材を活用した誘導経路の確保等を行う。 ○ 避難誘導を行う警察官は、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。 |
| 日赤東京都支部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）を設置し、炊き出し食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、徒歩帰宅者情報等の提供を行う。 |
| 事業者 学校 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関から提供される情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、従業員や生徒等の帰宅を開始する。 ○ 災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援 |

(2) 業務手順



(3) 取組内容

- 都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等に則り、報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
- 都は、帰宅支援の対象道路として策定した16路線について都民へ周知を図る。都は、16路線を中心に、通行可能区間などの安全情報、沿道の火災・建物倒壊などの危険情報を収集し、これら情報は災害情報提供システムなどを活用して都民に提供する。
(資料第132「帰宅支援の対象道路(16路線)」資料編P428)
- 区は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供など徒歩帰宅支援を行う。
- 警視庁は、交通規制資器材を活用した誘導路の確保等を行うとともに、被害状況等徒歩帰宅に必要と認める情報の提供を行う。
- 日赤東京都支部は、赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)を設置し、炊き出し食、飲料水の配布、応急手当、交通情報、地理情報、通過者情報等の提供を行う。
- 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関(テナントビルの場合は、施設管理者を含む。)から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。
- 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

【災害時帰宅支援ステーション】

指定されている施設は、学校等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

(資料第131「災害時帰宅支援ステーション一覧」資料編P426)

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、飲料水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※ 店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

第11編 放射性物質対策

都内には原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関しても原子力災害対策重点区域に都の地域は含まれていない。このことから、国内の原子力施設において、原子力緊急事態が発生した場合に、区は区民の避難等の対応を迫られるものではない。

しかし、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から約220km離れている区、都においても、様々な影響を受けた。本編では、この経験を踏まえ、放射性物質等による影響について、区民の動揺や混乱をできる限り低くするような対策を取る必要がある。

第1章 現在の到達状況

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への区の対応は以下のとおりとなっている。

1 区有施設等における放射線測定・放射性物質検査等

放射性物質の飛散に対処するため、各部署が適切に対応するとともに、区民の健康不安を解消するために、大気中の空間放射線量について、日常的な定点観測等を実施した。

- 学校を含む区有施設及び観光スポット等の空間放射線量の巡回測定
- 学校給食等の放射性物質検査と食材の産地表示
- 簡易放射線測定器の区民への貸出
- 区有施設における放射線量低減措置の基準値を設定

2 区民への正確な情報提供等

ホームページ等で放射線測定結果及び放射線に関する知識について、情報提供を実施するとともに、専門家による放射能に関する区民向け講演会を開催した。

第2章 課題

福島第一原子力発電所事故と同様の事態が発生した場合、速やかな放射線測定等の対応が必要である。また、測定結果の公表や相談窓口の設置など区民への情報提供を講じることが必要である。

第3章 対策の方向性

これまでに庁内関係部署でとられた様々な対応策を踏まえて、庁内における役割分担を明確化し、より機能的に対応できる区の体制を構築する。また、区民の不安を解消するための幅広い情報提供策を構築する。

第4章 到達目標

国や都との役割分担及び庁内の役割分担を明確化し、円滑かつ的確に対応できる体制を構築する。また、区民への適切な情報提供を通じて、放射性物質に関する区民の不安を解消する。

第5章 具体的な取組

【予防対策】

| | |
|-------------|-------------|
| 1 情報伝達体制の整備 | 2 区民への情報提供等 |
|-------------|-------------|

1 情報伝達体制の整備

(1) 取組内容

区は今後、原子力災害による放射性物質等の影響（以下、「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。（詳細は、応急対策を参照。）

2 区民への情報提供等

(1) 取組内容

- 庁内関係部署の役割分担を明確にした上で、必要な情報提供体制を整備する。
- 原子力防災に関する知識の普及啓発のため、次に掲げる事項について広報活動等を実施する。
 - ・ 放射性物質及び放射線の特性に関すること
 - ・ 原子力施設の概要に関すること
 - ・ 原子力災害とその特性に関すること
 - ・ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - ・ 緊急時に都や国等が講じる対策の内容に関すること
 - ・ 緊急時に住民が取るべき行動に関すること。
- 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人、その他の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女双方など多様な性の在り方の視点に十分に配慮するよう努める。
- 教育機関においては、学習指導要領に基づく原子力防災に関する教育の充実に努める。

【応急対策】

| | |
|-------------|-------------------|
| 1 情報連絡体制 | 3 放射線等使用施設の応急措置 |
| 2 区民への情報提供等 | 4 核燃料物質輸送車両等の応急対策 |

1 情報連絡体制

(1) 対策内容と役割分担

放射性物質等による影響が生じた際に、円滑かつ的確に対応できる区の体制を整備する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○国や都など各関係機関からの正確な情報収集を行う。 ○放射線影響対策検討会を開催し対応を検討する。 |

(2) 取組内容

- 国や都など各関係機関からの正確な情報収集を実施する。
- 都が構成する放射能対策チーム等から情報収集を行う。
- 庁内関係部署に速やかな情報提供を行う。
- 放射線影響対策検討会を開催し、必要な対応事項について協議する。

2 区民への情報提供等

(1) 対策内容と役割分担

モニタリング等の実施と、その結果についての情報提供を行う。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区 | ○ 放射線量の測定と結果の公表 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 放射線量の測定と結果の公表 ○ 各気象データの提供 ○ 被ばく線量の測定等に関する医療情報の提供 ○ 食品の安全性に関する情報提供 ○ 浄水場及び水道水の放射線量の測定結果の公表 |

(2) 取組内容

① 区の役割

- 区民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。情報提供にあたっては、情報の発信源を明確にするとともに、できるだけ専門用語やあいまいな表現は避け、理解しやすく誤解を招かない表現を用いるとともに、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。
- 情報手段については、第2部第8編「情報通信の確保」に定める手段を活用する。
- 区が測定した放射線量をホームページや広報誌を通じて情報提供を行う。

② 都の役割

ア 政策企画局

- 生活必需品等の価格需給動向について、情報の収集に努める。

イ 保健医療局

- 原子力規制委員会、放射線医学研究所、国の緊急被ばく医療チーム等の協力を得て、医療機関等に対し、被ばく線量の測定等に関する医療情報を提供する。
- 流通食品の検査結果についてホームページに掲載し公開するとともに、食を通じた放射性物質の影響に関する問い合わせについての窓口対応を推進する。

ウ 産業労働局

- 都内産農林水産物等の放射性物質検査の実施と情報提供

エ 水道局

- 水質センターにおいて、浄水場原水・浄水の放射性物質を測定した結果を公表するとともに、流域水道事業者の状況等について情報収集を実施する。

オ 下水道局

- 汚泥処理を行っている各水再生センター、スラッジプラントの汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射エネルギーを測定し、公表する。

3 放射線等使用施設の応急措置

(第2部第3編「安全な都市づくりの実現」P114参照)

4 核燃料物質輸送車両等の応急対策

(第2部第3編「安全な都市づくりの実現」P119参照)

【復旧対策】

| | |
|----------|-------------|
| 1 保健医療活動 | 2 放射性物質への対応 |
|----------|-------------|

1 保健医療活動

(1) 対策内容と役割分担

原子力災害時における区民の健康に関する不安を解消するため、必要と認められる場合は、次の保健医療活動を行う。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------------------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康相談に関する窓口の設置 ○ 必要に応じ、外部被ばく線量等の測定 |
| 都 (保健医療局) 東京都立病院機 構 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 健康相談に関する窓口の設置等 ○ 行政からの要請に基づき、保健所、都立病院において被ばく線量等の測定 |

(2) 取組内容

- 健康相談に関する窓口を台東保健所に設置する。
- 区は必要に応じ、公立病院、保健所において、被ばく線量の測定等を実施する。

2 放射性物質への対応

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|----------------------------|
| 区・都 | ○ 除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。 |

(2) 取組内容

- 放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や都内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、必要に応じて対応を行う。
- 区は必要に応じて、放射線影響対策検討会を開催、対応策を協議したうえで対応を行う。
- 区有施設における放射線量の低減措置については、「放射線量低減措置の実施基準について」に基づき実施する。

第12編 津波等対策

台東区においては、津波被害による人的被害、物的被害は想定されていない。本編では、主に東京都の津波対策を記載する。

第1章 現在の到達状況

隅田川については、A. P+6.3mの防潮堤工事が完成している。また、神田川については、日本橋川分流する地点を境に、A. P. +5.5mの防潮堤が整備されている。

(第2部第3編「安全な都市づくりの実現」P87)

また、東日本大震災を受け、都は、今後取組むべき新たな対策の在り方などについて、学識経験者等からなる「地震・津波に伴う水害対策に関する都の基本方針」を定めた。

更に、都建設局では、本方針に基づき、対策の検討を進め、「東部低地帯の河川施設整備計画」を策定した。

河川施設については、令和3年12月に策定した「東部低地帯の河川施設整備計画(第二期)」において、地震後に発生する高潮に備えるため、地盤高が高潮の潮位より低い地域まで範囲を拡大し、耐震・耐水対策を推進している。

第2章 課題

被害想定(大正関東地震・南海トラフ巨大地震)

令和4年5月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定」では、東京都沿岸部において津波高を防御できる水門・防潮堤等が整備されているが、大正関東地震・南海トラフ巨大地震発生時に地震動や津波により海岸や河川の堤防等が損壊した場合は、被害が拡大するおそれがあるとしている。

都は、迅速な情報伝達、避難誘導體制を構築するとともに、避難場所・避難所等の安全性の検証、河川施設、海岸保全施設等の耐震化等についての対策強化が必要であるとしている。

第3章 対策の方向性

都は、基本方針に基づき、必要に応じ将来にわたって考えられる最大級の地震動に対応し、河川施設や港湾施設における耐震・耐水対策の推進を図るとしている。また、防災行政無線や衛星画像等の多様な受信手段を用いることにより、正確な津波警報・注意報等をいち早く都民に伝達する体制を整備するとしている。

区においては、被害は想定されていないものの、国及び都の動きを注視するとともに、津波予報等の通報を受けたときは、直ちに状況判断し、防災行政無線、広報車、サイレン等により区民等に周知を行うための情報提供体制の構築を検討する。

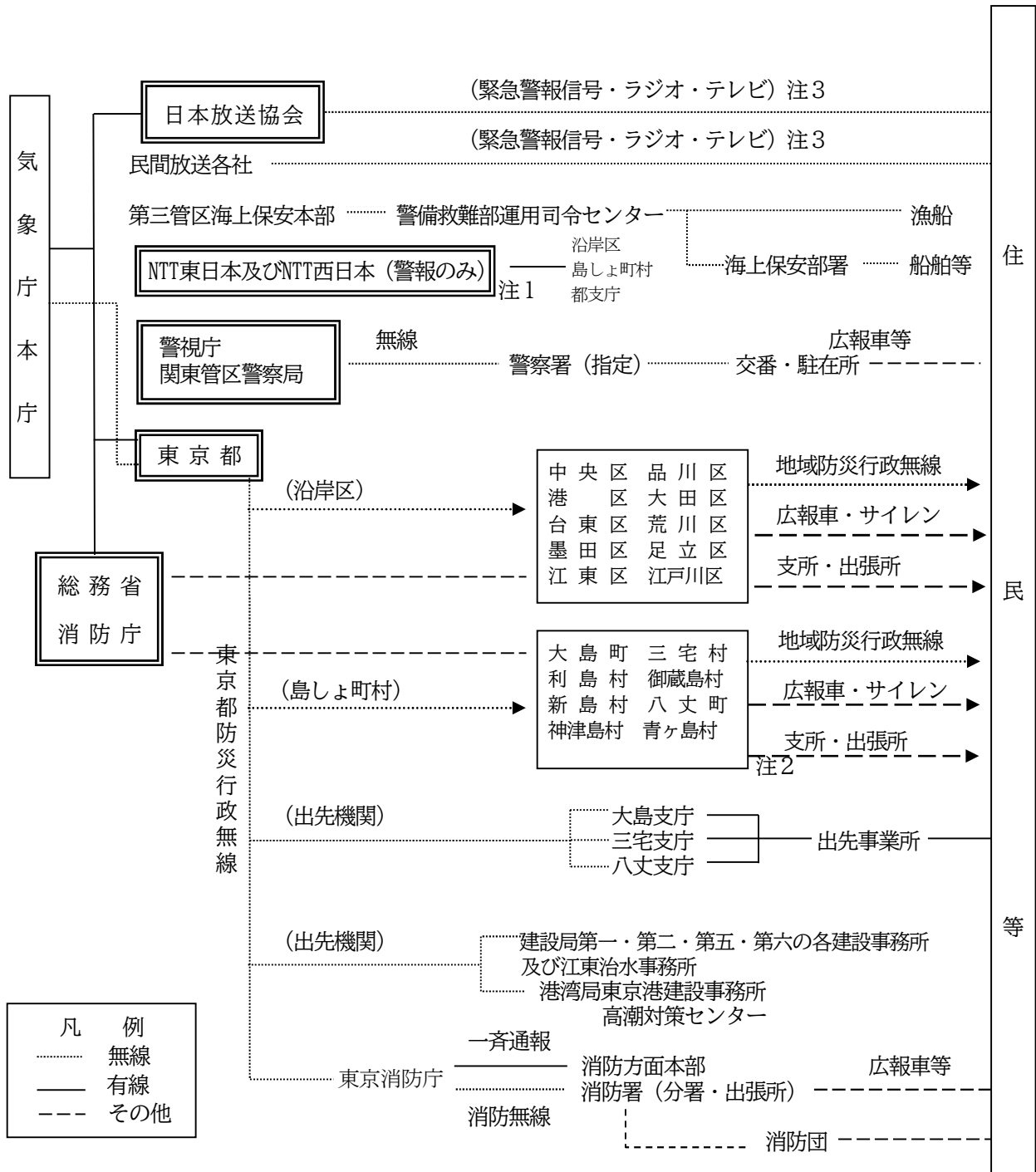
第4章 具体的な取組

【予防・応急・復旧対策】

(1) 取組内容と役割分担

| 機 関 名 | 取 組 内 容 |
|-------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区は地震を感知したら津波警報・注意報等の情報収集に努める。 ○ 津波予報等の通報を受けたときは、直ちに状況判断し、必要に応じ地域防災行政無線、広報車、サイレン等により区民等に周知し、その安全確保に努める。 ○ 震災時の水害等に対する非常配備体制等については、風水害対策における水防組織に準ずる。 ○ 震災時の水害等に対する水防活動等については、風水害対策における水防活動に準ずる。 |
| 都 (建設局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東部低地帯の河川施設整備計画(第二期)に基づき、堤防の耐震対策、水門・排水機場等の耐震対策・耐水対策を実施する。 ○ 津波警報・注意報を受けたときは、都水防計画に基づき、各建設事務所は管内区市町村へ連絡する。 ○ 水位及び潮位の観測を実施し、河川管理施設及び工事箇所被災の発見に努める。 ○ 被害を受けたときは、堤防等の崩壊による災害の発生を防止するため、また、崩壊の拡大防止のため、緊急的に応急措置が必要な場合は、応急対策工事を行う。 ○ 破損等の被害を受けた場合の復旧工事等を実施する。 |
| 都 (下水道局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「下水道施設の地震・津波対策整備計画」に基づき、下水道施設の耐震対策や耐水対策、高潮防潮扉の遠方制御による自動化を実施 ○ 水再生センター・ポンプ所等の耐震化・耐水化を推進 ○ 下水道管や水再生センター・ポンプ所等の被害に備え、災害時における応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体において必要な資器材を整備しておくよう協力を依頼 ○ 高潮防潮扉については、東京湾内湾に津波警報が発表された場合には、直ちに緊急防潮配置態勢をとり、原則閉鎖する。 ○ 下水道管や水再生センター・ポンプ所等などの被害状況を確認し、必要な応急措置を実施 ○ 下水道管や水再生センター・ポンプ所等の下水道施設の応急復旧工事等を実施 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 救助活動を要する水災に対しては、火災等の発生及び消防力の状況を勘案し、震災消防活動に準じて活動する。 ○ 東京消防庁は、都総務局からの情報に基づき、地震による津波の発生するおそれがあるときは、直ちに消防署、消防団に一斉通報する。 ○ 各消防署、消防団は区民に周知を図る。 |

【大津波警報・津波警報・津波注意報等 伝達系統図】



- (注) 1 気象庁本庁から「NTT 東日本及び NTT 西日本」への伝達は、警報が発表されたとき及びそれが解除されたときに限られる。
 2 小笠原村については、気象庁本庁から父島気象観測所あて情報を通報して、小笠原村役場を通じて防災関係機関、一般市民に通知される。
 3 緊急警報信号は、津波警報発表時のみ発信する。
 4 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 項の規定に基づく法定伝達先
 5 矢印付きの経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

(資料第 1 3 3 「東京都の津波予報区」資料編 P 429)

第13編 住民の生活の早期再建

震災後の区民の生活再建を迅速に実施するためには、被災した区民の生活環境を早期に復旧させることが重要となる。また、遺体の取扱いについては、死者への尊厳と遺族の感情を十分に考慮し、迅速かつ適切に取扱う必要がある。本章では、罹災証明書の交付、災害用トイレ及びごみや災害廃棄物処理等の区民の生活再建についての対策を示すとともに、遺体の取扱いについて対策を示す。

第1章 現在の到達状況

1 遺体の取扱い

災害時における遺体の応急処理に要する棺等葬祭用品の供給等について、葬祭業協同組合等と協定を締結している。

2 被災者の生活再建対策

罹災証明に関しては、東京都被災者生活再建支援システム利用協議会の定めた「災害時における被災者生活再建支援業務に関するガイドライン」（以下、生活再建支援ガイドラインとする。）に基づき、東京都全体で統一した取組をすすめるため、交付のシステム化を実施した。

3 し尿処理及び災害用トイレの備蓄

都下水道局は、避難所から排水を受ける下水道管の耐震化は平成25年度末で完了している。また、区では、災害用トイレを備蓄している。

- マンホールトイレ（避難所・公園）435基（令和5年4月）
- 簡易トイレ500個（令和5年4月）

4 ごみ処理、災害廃棄物処理

令和5年度の一般廃棄物の処理能力は、年間約7万tとなっている。

都は、「東京都災害廃棄物処理計画」を平成29年6月に策定し、都内の災害廃棄物の処理に関する基本的な考え方、必要となる体制、処理方法などの基本的事項を定めている。

区は、災害廃棄物の処理を迅速に、安全かつ衛生的に行うとともに、廃棄物のリサイクルや環境に留意した対応を図ることにより、区民の生活環境を確保し、速やかな復旧・復興を促進することを目的として、令和3年3月に本計画の細部計画として、「台東区災害廃棄物処理計画」（以下、「災害廃棄物処理計画」とする。）を策定した。

第2章 課題

被害想定（都心南部直下地震）

| 被害項目 | 想定される被害 |
|-------------|---------------------------------|
| 死者数 | 最大 146 人 |
| 建物倒壊棟数（全壊） | 最大 2,330 棟 |
| 災害廃棄物の推定発生量 | 最大 約 72 万 t |
| 避難人口 | 最大 65,468 人（避難所避難者数は約 43,646 人） |
| 電力の被害 | 最大 21.5%が停電 |
| 上水道の被害 | 最大 46.6%で断水 |
| 下水道の被害 | 最大 4.6%で管きよ被害 |

1 遺体の取扱い

被災による死者は、最大で 146 人と想定されており、火葬場を持たない区においては、火葬への対応が課題である。

2 被災者の生活再建対策

罹災証明書の交付のための体制整備や調査、相談等を行うための職員の育成を行う必要がある。また、被災者に対する義援金については、国、都、関係機関とともに、被害状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。

3 し尿処理及び災害用トイレの備蓄

発災時には、上水道の被害が 46.6%、下水道被害が 4.6%と想定されており、復旧までの間を乗り切るためには、被災後のトイレ機能の確保が必要である。

4 ごみ処理、災害廃棄物処理

最大で約 72 万 t 発生する災害廃棄物を処理するためには、仮置場及び最終処分場の確保が求められるが、一つの自治体だけでは対応が難しいため、特別区や都等との連携の強化はもとより、都を通じて国や他県との連携による広域的な災害廃棄物処理の枠組み作りが必要である。

また、一般廃棄物焼却施設が再稼働するためには、電気や水道の復旧が必要である。それまでの間に避難所等から発生するごみについても、一時的に集積する場所が必要となる。

第3章 対策の方向性

1 遺体の取扱い

震災時における広域火葬が実施される場合は、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。

2 被災者の生活再建対策

被災者生活再建支援業務に係るシステムを活用した罹災証明書交付までの各業務及び交付後の相談業務などの職員の育成を進めるとともに、訓練を通じて区の体制を検討する。また、住家被害認定調査を円滑に実施するために計画の策定をすすめていく。

義援金の募集・配分については、国や都、関係機関と連携し、配分の基本的な考え方や分配方法等について協議し、迅速に対応できる体制の構築を図る。

賃貸型住宅の早期供与に向けて、関係業団体等と協力し、住宅確保から入居までの適切かつ迅速に対応できる体制を構築する必要がある。

3 し尿処理及び災害用トイレの備蓄

避難所等での災害用トイレの充実を図るとともに、防災用井戸（浅井戸）や貯水タンクを設置し、トイレの使用に必要な生活用水を確保する。

4 ごみ処理、災害廃棄物処理

大量のごみや災害廃棄物の処理については、災害廃棄物処理計画に基づき、国、都、東京二十三区清掃一部事務組合（以下、「清掃一組」という。）等と連携して、一次的な集積場所や最終処分場の確保を推進する必要がある。

第4章 到達目標

1 遺体の取扱い

区・警察署及び関係機関が相互の連絡を密にして、死者への尊厳に配慮しながら迅速かつ適切な処理体制を構築する。また、都と連携し、広域火葬体制での迅速な対応の実現を図る。

2 被災者の生活再建対策

「罹災証明書」を円滑に交付できる体制を構築するとともに、デジタル技術を活用した業務迅速化に向け、都と区で連携しながら検討を進め、被災者への生活再建支援を円滑に実施するための被災者台帳を整備する。

3 し尿処理及び災害用トイレの備蓄

避難所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する。なお、発災後から3日間程度は、し尿収集車による収集・運搬が困難な状況が予測されることから、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレの確保に努める。

4 ごみ処理、災害廃棄物処理

災害廃棄物処理計画に基づき、都、清掃一組等と連携して、ごみ、災害廃棄物処理を迅速に行うための処理体制を構築する。

第5章 具体的な取組

【予防対策】

| | |
|----------------|-----------|
| 1 遺体の取扱い | 4 ごみ処理 |
| 2 生活再建のための事前準備 | 5 災害廃棄物処理 |
| 3 トイレの確保及びし尿処理 | 6 災害救助法等 |

1 遺体の取扱い

(1) 対策内容と役割分担

行方不明者や死亡者の捜索、遺体の収容、検視・検案等の各段階において、区及び関係機関が相互の役割を理解し、連携して取組む体制を整備する。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所の運営に関わる条件整備 ○ 遺体収容所の確保 ○ 棺等葬祭用品供給訓練等により、連携体制を強化 |

(2) 取組内容

① 遺体収容所の運営に関わる条件整備

- 遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。
 - ・ 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
 - ・ 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項
 - ・ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
 - ・ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項
- 区は遺体の応急的処理に要する棺等葬祭用品の供給について、全東京葬祭業連合会、東京都葬祭業協同組合、東部葬祭協同組合、東都聖典協同組合、山手葬祭協同組合と協定を締結している。

② 遺体収容所の確保

- 大規模な災害が発生し、多数の死亡者が発生したときは、死者への尊厳を十分配慮しながら、遺体の収容、検視・検案並びに火葬について、迅速かつ適切に処理する必要がある。
- 区は、遺体収容に必要なスペースを備えた区有施設を、災害時の遺体収容所として確保し、大規模災害が発生した場合は、速やかに、必要器具を用意した上で、遺体収容所として開設する体制の確立を図る。
- 遺体収容所の開設・運営等に際して、区の対応能力を超える事態を想定して、都及び関係機関との連携の充実強化に努める。

2 生活再建のための事前準備

(1) 対策内容と役割分担

① 災害時の罹災証明書交付に向けた実施体制整備

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|---------------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、罹災証明書の交付手続きを実施 ○ 生活再建支援ガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書の交付体制等を構築 ○ 住家被害認定調査や罹災証明書の交付事務手続き等に関する職員研修や訓練を実施 ○ 各消防署との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る情報収集等、連携体制の確立 |
| 都 (総務局) (主税局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活再建支援ガイドラインの実効性の向上及び継続的な見直し ○ 共同利用版のシステム利用に関する区市町村間の調整 ○ 区市町村の応援要員の確保の検討 ○ 固定資産関連情報等に関し区と調整 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災による被害状況調査体制の充実 ○ 区との協定締結や事前協議による罹災証明書交付に係る火災被害の情報収集等、連携体制の確立 |

② 義援金の配分事務

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金の募集・配分について、必要な手続きを明確にする。 |

③ 建設型応急住宅

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|---------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ あらかじめ建設候補地を決定する。 |
| 都 (住宅施策本部) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設候補地について、年1回区から報告を求める。 ○ 建設候補地の状況に基づき、建設型応急住宅の配置計画を検討 ○ 規模に対応したコミュニティ施設等の設置を検討 |

(2) 取組内容

① 罹災証明書の交付

- 区は、災害対策基本法第90条の2の規定に基づき、罹災証明書の交付手続きを実施する。そのための手順等をあらかじめ作成しておく。
- 区は、生活再建支援ガイドラインに基づき、住家被害認定調査、罹災証明書交付、被災者台帳の作成まで一貫した実施体制を検討する。
- 住家被害認定調査については、全庁的な応援体制をとる。

- 区は、都総務局が実施する被災者生活再建業務の研修に積極的に参加するとともに、住家被害認定調査業務の充実を図るため、区独自の研修も開催し、職員の育成を図る。
- 都総務局は、生活再建支援ガイドラインの実効性の向上及び継続的な見直しを行う。
- 火災による被害状況調査体制を、東京消防庁と区は協定締結や事前協議等を行い、罹災証明書交付に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。
- 区は、罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について東京都主税局と連携を図る。

② 義援金の配分事務

区は、東京都の義援金募集時に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続きを明確にする。

③ 建設型応急住宅

《区》

- 区は、あらかじめ、次の点を考慮の上、建設候補地を決定する。
 - ・ 接道及び用地の整備状況
 - ・ ライフラインの状況（埋設配管）
 - ・ 避難場所などの利用の有無

《都住宅政策本部》

- 都住宅政策本部は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておくため、年1回区から報告を求める。
- 都住宅政策本部は、区から報告を受けた際、東京消防庁に情報を提供する。
- 都住宅政策本部は、発災後迅速に建設型応急住宅を着工できるよう、区と連携して候補地における具体的な配置計画等を検討する。
- 都住宅政策本部は、国の基準や災害関連死対策の観点を踏まえ、入居者の孤立防止や団地・地域住民との交流に配慮し、規模に応じた集会室や談話室等の設置について検討する。

3 トイレの確保及びし尿処理

(1) 対策内容と役割分担

災害用トイレを確保するとともに、区は災害廃棄物処理計画に基づき、各避難所や避難場所等から収集したし尿の処理体制を確保する。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|--------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害用トイレの確保 ○ トイレに使用する生活用水の確保 ○ し尿の収集・運搬に関する現況を把握し、し尿収集車等を確保 ○ 都下水道局が管理する水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホールへの収集・運搬体制の確保等 |
| 都（総務局） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 関係各局や区と連携し、総合的なトイレ対策の推進 |

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------------|---|
| 都 (福祉局) | ○ トイレの不足等による衛生環境の悪化を防ぐ観点から、避難所などのトイレ機能を確保する取組を進める。 |
| 都 (下水道局) | ○ 避難所等から排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などの推進 ○ し尿の受入れ体制の整備 ○ 災害用トイレの設置ができるマンホールの指定拡大 |
| 都 (教育庁) | ○ 避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備を行う区を支援 |

(2) 取組内容

① 災害用トイレの確保

《区》

- 災害発生当初は、避難者 50 人当たり 1 基、その後、避難が長期化する場合には、約 20 人当たり 1 基の災害用トイレの確保に努める。
- 仮設トイレ以外の携帯トイレ・簡易トイレ・仮設トイレ・マンホールトイレ等を確保する。
- 強固な構造のトイレや防犯性の高いトイレ等の備蓄により、利用者の利便性に配慮する。
- 災害時におけるトイレ不足を解消するため、都下水道局による管きよの耐震化事業の進捗に合わせ、道路、公園にマンホール設置型トイレの整備を進める。
- 避難所、避難場所に防災震災対策用井戸（浅井戸）や貯水タンクを設置し、トイレ用水の確保を図る。
- 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
- 要配慮者の利用を想定して、車椅子利用者対応トイレ等の設置、一般トイレの洋式化、育児・介助者同伴や性別に関わらず利用できる男女共用トイレ等の設置などバリアフリー化を推進する。

《事業所及び家庭》

- 当面の目標として、最低3日分、推奨1週間分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄
- 水の汲み置き等により生活用水を確保

② 災害用トイレの普及啓発

- 区や各機関は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- 災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であり、各機関は災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施する。

（資料第134「災害用トイレ現況」資料編P430）

4 ごみ処理（被災した区民の排出する生活ごみ・避難所ごみ）

（1）対策内容と役割分担

大量に発生するごみの処理は、区が災害廃棄物処理計画に基づき実施し、必要に応じて都の支援を受け収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ごみ処理に関する窓口 ○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化を促進するとともに不足が想定されるマンパワーや資器材に対する備えを検証、確保 |

（2）取組内容

活動方針

- 区は、災害時に排出されるごみ等を迅速に処理し、被災地の衛生環境の確保を図るものとする。
- 区は、災害廃棄物処理計画に基づき、近年の災害の経験を踏まえ、区域内の関係機関と調整を図り、対処するものとする。
- 発災後、速やかに人員及び機材を確保し、関係機関との連絡・応援を含めた初動体制を早期に確立することにより、震災によって排出されたごみを迅速かつ効率的に処理し、被災地の環境衛生の確保を図る。
- 清掃一組は、ごみ処理施設の耐震強化を図るとともに、発災後速やかにごみの受入れ体制を整える。
- 区は、災害廃棄物処理計画に基づき、都・清掃一組と連携を図り、処理機能の確保やごみ処理体制の構築を促進する。

5 災害廃棄物処理（片付けごみ・災害がれき）

（1）対策内容と役割分担

人命救助・行方不明者捜索のため、速やかに道路上障害物の除去を行い、災害廃棄物処理計画に基づき、除去物を応急集積所、一次仮置場、二次仮置場に移動し、適正処理を行う。

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ あらかじめ、仮置場所候補地を指定 ○ 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資器材に対する備えを検証、確保 ○ 災害廃棄物処理計画及びマニュアルを策定するとともに国や都の動向等を踏まえ随時修正 |
| 都 (環境局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村を通して、都内全域の災害廃棄物処理体制を把握 ○ 関係局と協議し「東京都震災廃棄物処理マニュアル」を拡充 ○ 区市町村の応援要請に迅速に対応するため、関係機関と連携し都内の収集機材や中間処理施設の現況を把握し、機材の確保や処理体制の協力体制を構築 |

6 災害救助法等

（1）対策内容と役割分担

① 災害救助法の適用

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当するか、または該当する見込みがあるときはその旨を知事に直ちに報告しなければならないことから、職員は、適用基準に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備 |

② 激甚災害法の適用

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区長は、大規模災害が発生した場合は、知事に速やかにその被害の状況及びとられた措置等を報告しなければならないことから、職員は、激甚災害指定手続き等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備 |

（2）取組内容

① 災害救助法の適用

ア 災害救助法の適用基準

（ア）災害が発生した段階の適用

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、区におい

ては、次のいずれか一つに該当する場合に適用される。

- 台東区の区域内で、住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であること。
- 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、区内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であること。
- 都の区域内で、住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合または、災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと。

(イ) 災害が発生するおそれ段階の適用

災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、都が当該本部の所管区域として告示されたときに、都の区域内において災害により被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用する。

イ 滅失世帯の算定基準

(ア) 滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯と見なす。

a 住家が滅失したもの（「全壊、全焼または流失」という。）

住家の損壊、焼失若しくは、流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

b 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの（「半壊または半焼」という。）

住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

このうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

c 住家が半壊または半壊に準ずる程度に損傷したもの（「準半壊」という。）

損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

d 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

上記a及びbに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態とな

ったもの

(イ) 世帯及び住家の単位

世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

住家とは、現実とその建物を居住のために使用している者がいる建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取扱う。

(資料第135「災害救助法による救助の程度・方法及び期間早見表」資料編P431)

② 激甚災害法の指定基準

ア 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

イ 局地激甚災害指定基準

激甚災害として指定すること等の基準は昭和43年11月22日の中央防災会議にて定められている。

(資料第136「激甚災害指定基準」資料編P435)

(資料第137「局地激甚災害指定基準」資料編P437)

(資料第138「激甚法に定める事業及び関係局(都総務局)」資料編P438)

③ 災害対策基金

災害時における応急対策等に要する費用については、緊急に相当の額を必要とする。そこで区では、平成7年度から、災害の予防、応急対策及び復旧等に要する費用にあてるため、災害対策基金を積み立てている。

【応急対策】

| | |
|---------------------------|----------------|
| 1 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等 | 6 義援金の募集・受付 |
| | 7 トイレの確保及びし尿処理 |
| 2 被災住宅等の応急危険度判定 | 8 ごみ処理 |
| 3 被災宅地の危険度判定 | 9 災害廃棄物処理 |
| 4 家屋被害状況調査等 | 10 災害救助法等の適用 |
| 5 罹災証明書の交付準備 | 11 激甚災害の指定 |

1 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

(1) 対策内容と役割分担

行方不明者の搜索、遺体の検視・検案には、多くの遺体を一時的に安置する場所が必要となるため、区と都は連携して遺体収容所を開設し、火葬・埋葬手続きを迅速に実施する。

① 遺体の搜索についての取組内容

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区 | ○ 関係機関と連携し、行方不明者の搜索の総括、遺体の収容を実施 |
| 各警察署 | ○ 救助・救出活動に伴い発見・収容した遺体を適切に取扱う。 ○ 区が実施する遺体の搜索・収容に協力する。 ○ 各警察署において、行方不明の届け出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 |
| 陸上自衛隊 | ○ 都の要請に基づき、行方不明者等の救助・救出を実施、救助・救出活動に伴い発見した遺体を関係機関へ引継ぐ。 |

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

※ 上記以外の機関が、他の業務を遂行中に遺体を発見した場合は、区に連絡する。なお、上記機関が直近で活動している場合は当該機関に通報する。

② 遺体の搬送(遺体収容所まで) についての取組内容

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|------------|---|
| 区 | ○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼等を行う。 |
| 都 (総務局) | ○ 区及び関係機関等との連絡調整 ○ 状況に応じて、陸上自衛隊に対して、行方不明者の救出・救助、遺体の搬送協力の要請を行う。 |

③ 遺体収容所の設置とその活動についての取組内容

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生後速やかに遺体収容所設置準備を実施、順次開設 ○ 都及び警視庁に報告するとともに、住民等へ周知 ○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置、都等と連絡調整を実施 ○ 都及び警視庁と連携の上、遺体収容所における検視・検案体制を整備 ○ 遺体の腐敗防止、遺体収容所内の感染症防止の対策を徹底 |
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所の開設状況の情報を収集 ○ 遺体取扱対策本部を設置し、遺体収容所の開設に備えて検視班等を編成 ○ 開設された遺体収容所に検視班等を派遣 ○ 検視は、原則として台東区災害対策本部長が指定した遺体収容所で行うものとする。 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区から遺体収容所の開設、運営に関する情報を収集 ○ 区長の要請に基づき、遺体収容所の開設、運営を支援 |

(資料第139「遺体収容所における標準的な配置区分図」資料編P440)

④ 検視・検案・身元確認等についての取組内容

ア 区・都等が行う対策

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所における検視・検案を含めた運営の準備 ○ 検視・検案は、同一場所で集中的に実施できるよう、遺体収容所の配置区分、業務の体制整備等を決定 |
| 監察医務院 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警視庁遺体取扱対策本部長（刑事部長）と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣 ○ 検案班の指揮者（監察医務院長が指定した監察医等）は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整し、検案活動を実施 ○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行、その他必要な措置を講ずる。 ○ 大規模災害時においては、監察医制度の施行区域（区部）に係らず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成・派遣等を行う。 |

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------------|---|
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。 ○ 検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 |
| 都 (保健医療局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 知事は、監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成、遺体収容所等に派遣、遺体の検案等の措置を講ずる。 ○ 検案体制が都の対応能力のみでは不足する場合は、必要に応じて日本法医学会、都医師会等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、必要な措置を講ずる。 ○ 検視・検案に必要な資器材が不足する場合、関係団体に要請 |

イ 協力機関が行う対策

関係機関が協力する検視・検案活動は、警視庁及び都保健医療局（監察医務院）の検視・検案責任者の指揮に基づいて活動を行う。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------|---------------------------------|
| 区医師会 | ○ 区の要請に応じて、遺体の検案に協力 |
| 区歯科医師会 | ○ 区及び警視庁（警察署）の要請に応じて、遺体の身元確認に協力 |

ウ 身元確認に関する機関別活動内容

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 ○ 警視庁（身元確認班）より引継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（おおむね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 ○ 引取り人のない焼骨については、火葬場から引取り、引取り人が現れるまでの間、保管する。 ○ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取り人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。 |

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。 ○ 身元が判明したときは、着衣・所持金品とともに「遺体引渡班」に引継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区長に引継ぐ（引き継いだ後も身元調査は継続する。）。 |

（資料第140「遺体検視、検索活動等の発令、要請、情報連絡系統図」資料編P441）

⑤ 区民への死亡者に関する情報提供についての取組内容

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | ○ 大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁（各所轄警察署）と連携を保ち、区本庁舎・遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供を行う体制を準備する。 |
| 都 | ○ 大規模災害発生時における遺体の引き渡し等を円滑に実施するため、警視庁、区、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を、都民に速やかに提供する。 |

⑥ 遺体の遺族への引き渡しについての取組内容

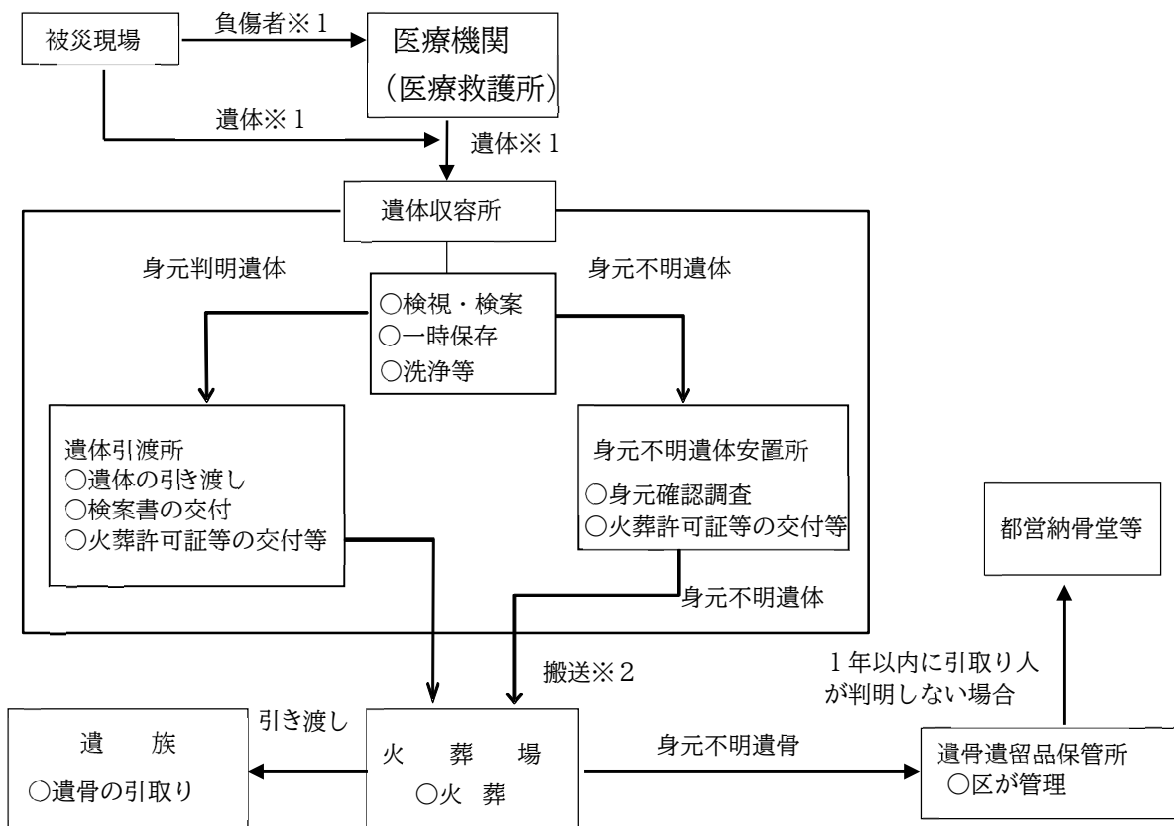
| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | ○ 警視庁や関係機関と連携し、警視庁「遺体引渡班」の指示に従って、遺体の遺族への引渡しを実施 |
| 各警察署 | ○ 区や関係機関と連携し、遺体の遺族への引渡しを実施 |

⑦ 死亡届の受理、火葬許可証の発行等についての取組内容

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺族等に引き渡された検視・検案を終えた遺体について、収容所等において死亡届を受理する。 ○ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証を発行する。 |
| 都 | ○ 区に対して、必要な支援措置を講ずる。 |

(2) 業務手順

【遺体取扱いの流れ】



※1 警視庁は、区が実施する遺体の搜索・収容等に協力する。自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引継ぐ。

※2 区の要請に基づき、都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

【遺体の搜索期間と国庫負担】

遺体の搜索期間や国庫負担の対象となる経費等については、内閣府告示「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」に基づき、下表のとおり定められている。

| 区 分 | | 内 容 |
|-----------------|---------|--|
| 搜索の期間 | | 災害発生の日から10日以内とする。 |
| 期間の延長 (特別基準) | | <p>災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内(10日以内)に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延長の期間 ・期間の延長を要する地域 ・期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) ・その他(期間延長によって搜索されるべき遺体数等) |
| 国庫負担 | 対象となる経費 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費または購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費または購入費 ○ 搜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等 |
| | 費用の限度額 | 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲 |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象 ○ いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上 |

【遺体処理の期間等と国庫負担】

| 区 分 | | 内 容 |
|-----------------|--|--|
| 遺体処理の期間 | | ○ 災害発生の日から10日以内とする。 |
| 期間の延長 (特別基準) | | ○ 災害発生の日から11日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10日以内)に内閣総理大臣(区市町村長の場合は知事)に申請する。 |
| 国庫負担の対象となる経費 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 遺体の一時保存のための経費 ○ 遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用 |

2 被災住宅等の応急危険度判定

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | ○ 地震発生後7日以内に終了することを目標に、二次災害の防止のための被害状況の把握、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（応急危険度判定）を行い、必要な措置を講じる。 |

(2) 取組内容

- 区では、災害時に円滑な判定が行えるよう、区内に登録のある応急危険度判定員に対する訓練・研修を行い、災害時の連絡体制や判定用具の確認など、準備活動にも取り組んでいる。
- 応急危険度判定による判定結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入り口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。
- 区は、判定員による応急危険度の判定結果を速やかに取りまとめ、関係機関に報告する。
- 区は、応急危険度判定の結果、応急復旧が必要な建築物の措置について相談窓口を設ける。

【応急危険度判定の実施内容等】

| 判定対象建築物 | 判 定 の 実 施 |
|---------------------|---|
| 民間の共同住宅 戸建て住宅 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区長は、台東区内を含む地域で発生した大規模地震により多くの建築物が被災した場合、応急危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、応急危険度判定を実施する。 ○ 区は、東京都防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員による被災建築物の調査を行い、対象建築物が使用できるか否かを応急的に判定する。 ○ 都知事は、区長が応急危険度判定の実施を決定した場合には、東京都防災ボランティア制度に基づく応急危険度判定員の派遣等、必要な支援を行う。 ○ 都は、区に対する支援を効果的に行うため、都本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置する。 |
| 公共の共同住宅 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区営住宅や都営住宅、独立行政法人都市再生機構等が管理する住宅等の応急危険度判定は、それぞれの建物の所有者・管理者の責任で実施する。 |
| 防災上重要な建築物 民間の事業所 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災上特に重要な建築物（消防・警察署・病院・学校等）及び民間の事業所の応急危険度判定は、それぞれの建物の所有者・管理者の責任で実施する。 |

3 被災宅地の危険度判定

(1) 判定の実施

- 区長は、災害等の発生後に、宅地の被害に関する情報に基づき、被災宅地危険度判定実施本部の設置その他必要な措置を講じ、判定を実施する。
- 被災宅地危険度判定士の派遣等の支援が必要な場合、区長は知事へ支援要請を行う。

(2) 判定結果の表示

- 被災宅地危険度判定の結果については、「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。
- 当該宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かを容易に識別できるようにする。

4 家屋被害状況調査等

(1) 対策内容と役割分担

都市復興における被害状況図や家屋被害台帳の作成等に活用するほか、住宅の応急修理、住宅の供給のための基礎資料及び住家被害認定調査の資料とするため、被災直後において、建物の被害状況を把握する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|------------------------------|
| 区 | ○ 建物の被害状況調査を行い、都本部に報告する。 |
| 東京都 | ○ 被災区市町村の行う調査への職員の応援体制を整備する。 |
| 各消防署 | ○ 火災による被害状況調査を行う。 |

(2) 業務手順及び取組内容

- 区は、あらかじめ被害認定のための具体的な調査方法や判定方法を定める。
- 区は、住家の被害状況調査を行い、都本部に報告する。
- 都は、被災区市町村の行う調査への職員の応援体制を整備する。
- 都は、必要に応じて、他の公的機関及び各学会・大学、並びに他の地方公共団体に対して、人員派遣の要請を行うなど、区市町村の業務を支援する。

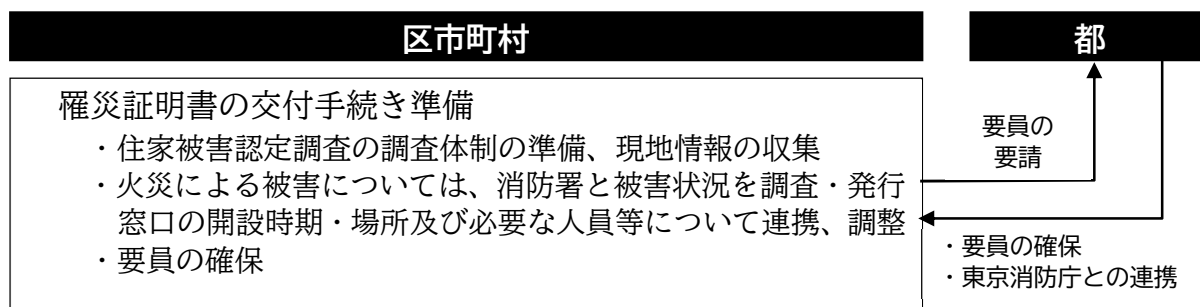
5 罹災証明書の交付準備

(1) 対策内容と役割分担

生活再建支援ガイドラインに基づき、住家被害認定調査及び罹災証明書交付のための準備を進める。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 ○ 罹災証明書の交付方針の決定 ○ 住家被害認定調査及び罹災証明書交付の実施体制を構築 ○ システム稼働に向けた準備や資機材を確保 ○ 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 火災による被害状況調査の実施に向けた、各消防署と区との調整 ○ 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有 |
| 都 (総務局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して、住家被害認定調査等の要員確保に協力を要請 ○ 職員を被災区市町村へ派遣 ○ 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害認定調査やの実施に向けて区市町村間の調整を図る |

(2) 業務手順



(3) 取組内容

- 住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員の確保も含めて体制を構築する。
- 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。
- 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。
- 火災による被害状況調査の実施に向けて、東京消防庁と連携を図る。
- 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のために東京消防庁と必要な情報の共有を図る。

6 義援金の募集・受付

(1) 対策内容と役割分担

区、都、日赤東京都支部等各機関は、被害の状況を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|---------------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。 ○ 義援金の募集・受付に関して、都、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有する。 |
| 都 (総務局) (福祉局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村等の義援金の募集・受付状況等を把握 ○ 義援金の募集・受付に関して、区市町村、日赤東京都支部、関係機関等と情報を共有する。 |

(2) 業務手順と取組内容

- 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。
- 募集が決定した場合は、募集口座を開設する。
- 義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

7 トイレの確保及びし尿処理

(1) 対策内容と役割分担

区は、災害廃棄物処理計画に基づき、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、都下水道局と連携した下水道施設（水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホール）への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。

特別区全体の災害廃棄物処理を円滑に行うため、「特別区災害廃棄物処理対策本部」（以下、「特別区対策本部」という。）を設置する。

（資料第75「災害廃棄物の共同処理等に関する協定」資料編P306）

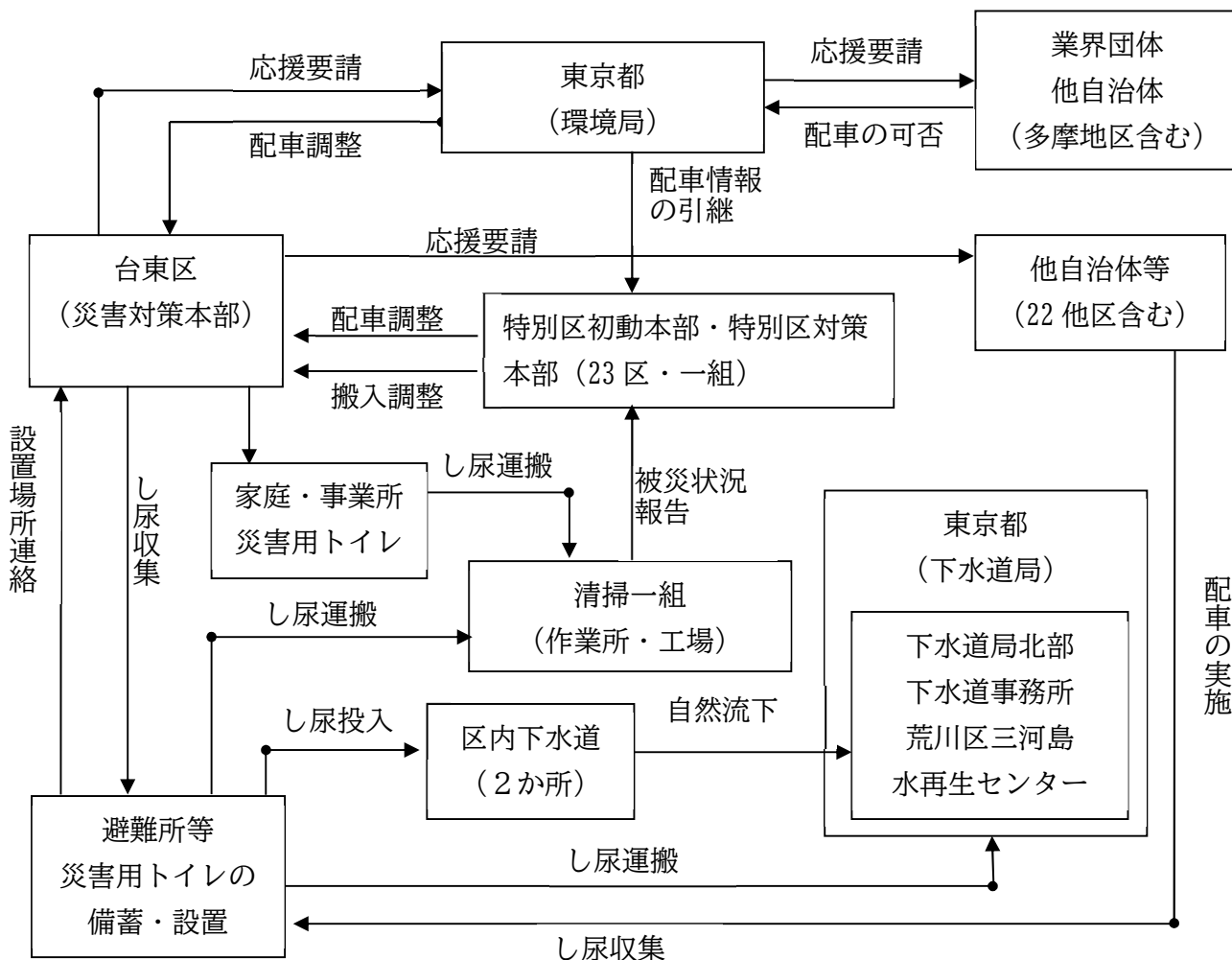
※ 災害発生初動期においては「特別区災害廃棄物処理初動本部」（以下、「特別区初動本部」という。）を設置する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------------------------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 仮設トイレ等の設置状況の把握、収集体制の整備 ○ 断水した場合には、学校のプール、防災用井戸等を活用し、災害用トイレで必要となる生活用水を確保 ○ 発災後3日目までは、し尿収集車による収集を要しない災害用トイレを避難所等に確保するよう努める。 |
| 特別区初動本部 特別区対策本部 (23区・一組) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 処理施設の被災状況把握・情報提供 ○ 施設の搬入調整 ○ し尿収集車の配車調整 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道施設の被災状況把握、情報提供 |

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|--|
| (環境局・下水道局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 水再生センターや下水道幹線におけるし尿受入用マンホールでの、し尿の受入れ・処理 ○ し尿収集車の都内での確保調整及び他県への調達要請並びに配車調整 |

(2) 業務手順

【し尿の収集・搬入の基本的な流れ】



① 災害用トイレの整備

災害時に避難所となる小・中学校等には、し尿処理の手間を省くことができるマンホール対応型仮設トイレを配置している。また、床下のピットを便槽として利用できる災害時対応型公衆トイレや組立式トイレ、簡易トイレなど、多様な災害用トイレを確保している。

(資料第134「災害用トイレ現況」資料編P430)

② 災害トイレの活用とし尿の収集・搬入

- 区は、区域内の関係機関との調整を図り、災害用トイレの備蓄・確保、災害時におけるし尿の収集・搬入を実施する。
- 区は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、汲み取りを必要とする仮設トイレ等のし尿をし尿収集車により収集し、水再生センター及び下水道幹線におけるし尿受入用マンホールなどに搬入する。
- 災害時における下水道施設へのし尿の搬入及び受入れについては、平成19年2月に東京都下水道局と覚書を締結している。
- 仮設トイレ等を設置する際には、高齢者、障害者、女性・要配慮者、子供等に配慮して、設置場所の選定等を行う。
- 携帯トイレ・簡易トイレによって排出されるし尿は、特別区対策本部の搬入調整に基づき、清掃工場へ搬入する。
- 確保できるし尿収集車のみでは対応できない場合に、区は、都に応援を要請する。
- 都は、区市町村からの要請に基づき、被災していない他の自治体や事業者団体などに対して、し尿収集車の確保等についての広域的な調整・応援要請を行う。
(資料第7-1「災害時におけるし尿の収集及び運搬に関する協定」資料編P266)
(資料第7-2「災害時におけるし尿の処理、処分等に関する協定」資料編P276)
- 区内ではし尿収集車の保有台数が少ないことから、し尿を下水道へ直接投入する方法を主として想定するなど、し尿収集車による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。

③ 避難所等における対応

ア 避難場所における対応

- 防災用井戸、雨水貯留槽等によって生活用水を確保し、下水道機能の回復を図る。
- 水洗トイレが不足する場合は、仮設トイレ等を確保し、対応する。
- 避難場所等においてマンホール対応型トイレ等を活用できる施設がある場合は、区は備蓄した仮設トイレ・マンホールトイレ等により対応する。

イ 避難所における対応

- 発災後3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- 発災後4日目からは、区は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。
- 備蓄分が不足した場合には、区は都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。
- 都は、下水道機能を確保するため、避難場所からの排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを推進している。

ウ 事業所・家庭等における対応

- 上水機能に支障が発生している場合には、排水設備に異常がないか確認した上で、汲

み置き、防災用井戸、河川水等によって水を確保し、可能な限り既設水洗トイレを使用する。

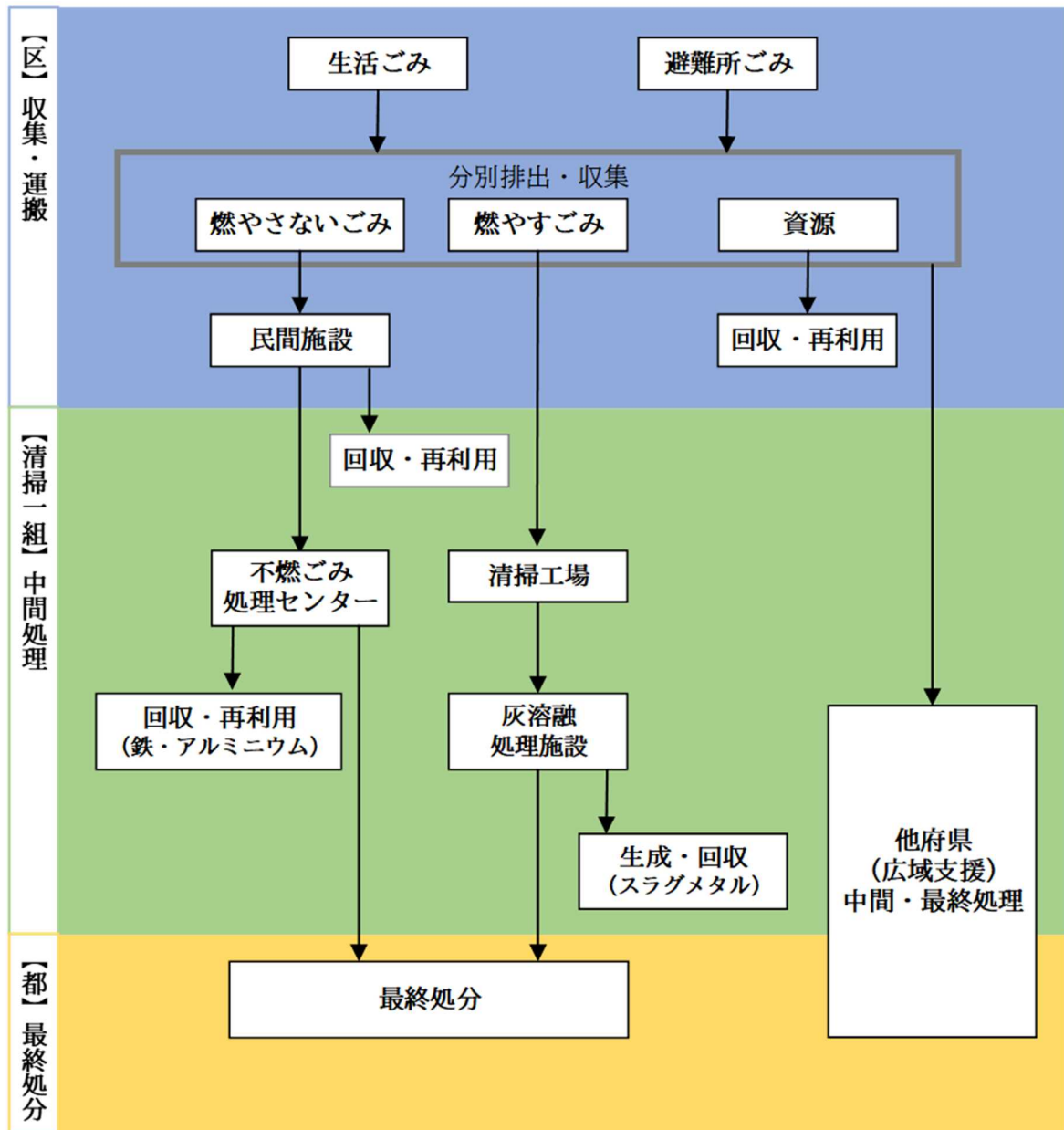
- 下水機能に支障が発生している場合には、事業所・家庭における備蓄（災害用トイレ）を活用する。

8 ごみ処理（被災した区民の排出する生活ごみ・避難所ごみ）

（1）対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------------------------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物処理計画に沿って対応 ○ 地区集積所の確保 ○ 人員・資器材の確保 ○ 道路・施設の被災状況の把握及び特別区初動本部・特別区対策本部への情報提供 ○ 避難所の避難者数及びごみ置き場の確認 |
| 特別区初動本部 特別区対策本部 (23区・一組) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一組施設、最終処分場の状況把握、情報提供 ○ 都への広域支援要請 |

(2) 業務手順



(3) 取組内容

① 生活ごみ・避難所ごみの処理

- 生活ごみは、災害廃棄物処理計画に基づき、区からの収集開始の指示があるまでは、各家庭で廃棄物を分別の上、保管に努めるよう区民へ周知する。また区は、収集・運搬体制が整い次第、分別や排出ルールに従い排出するよう区民へ周知する。
- 生活ごみ・避難所ごみの収集運搬は、平常作業からの応援及び臨時雇い上げの人員並びに機材を活用し、衛生上速やかに処理する必要がある生ごみから優先的に、収集体制確立後速やかに処理する。
- 収集開始後3週目以降に燃やすごみが滞留する場合には、状況に応じて臨時作業を継続して行う。

② 分別の徹底

- 分別を徹底するため、地区集積所には、必要に応じて資源回収用コンテナを設置する。

③ 臨時ごみ集積所の確保

被災地から発生するごみ量推計に基づき、区は収集可能な場所に地区集積所を設ける。

④ 人員・機材の確保

- 人員は、区本部の非常配備体制に基づき、第1次から第3次までの非常配備体制職員をもって構成し、被災地の状況に応じて速やかに体制を確保する。
(第2部第7編「応急対応力の強化」P248参照)
- 機材は、東京二十三区清掃協議会(以下、「清掃協議会」という。)へ毎日要請し、清掃協議会の配車調整により配車を受ける。
- 直営車両、雇上車両、協定締結先からの支援車両で足りない場合は、特別区対策本部を通じて都へ連絡する。
- 清掃車の燃料については、東京都石油商業組合台東・墨田支部と石油類等の供給に関する協定を締結しており、あらかじめ確保している。

【機材の確保】

令和5年4月1日現在

| 車種 | 配車台数 | 最大積載量 (1台あたり) | 1日1台当たり り運搬回数 | 1日当たり 収集運搬量 | 内、直営車台数 (予備車含む) |
|---------|------|------------------|------------------|----------------|--------------------|
| 新大型特殊車 | 2 | 2.70 t | 4回 | 21.6 t | --- |
| 小型プレス車 | 34 | 1.60 t | 4回 | 217.6 t | 7 |
| 新小型ダンプ車 | 6 | 0.70 t | 4回 | 16.8 t | --- |
| 軽小型ダンプ車 | 3 | 0.35 t | 4回 | 4.2 t | 3 |
| 軽小型貨物車 | 15 | 0.35 t | 4回 | 21 t | 15 |
| モートルック | 2 | --- | --- | --- | 2 |
| 指導・連絡車 | 5 | --- | --- | --- | 5 |
| 合計 | 62 | --- | --- | 281.2 t | 32 |

⑤ 被災状況の把握

災害時には、一般生活により排出されるごみに加えて、帰宅困難者や避難所生活者が排出するごみ、被災者への支援物資梱包用段ボール、壊れた家財や家電製品などにより、ごみの大量排出状況が3か月程度続くものと推定される。

⑥ ごみ量推計

- 災害時のごみ量は、1日当たり約120tと推計する。
- がれきを含めた災害廃棄物は、首都直下地震による東京の被害想定から本区の災害廃棄物を試算すると、倒壊した家屋のがれきを含めて約72万t発生すると推測されている。そのうち、壊れた家財から発生する粗大ごみ並びに家電製品が大量に排出される。

⑦ 収集運搬

災害廃棄物処理計画に基づき、収集運搬を行う。

- 生活ごみ・避難所ごみは清掃一組の搬入調整に従い、処理施設へ搬入する。
- 資源は民間処理施設の稼働状況を確認し、搬入する。

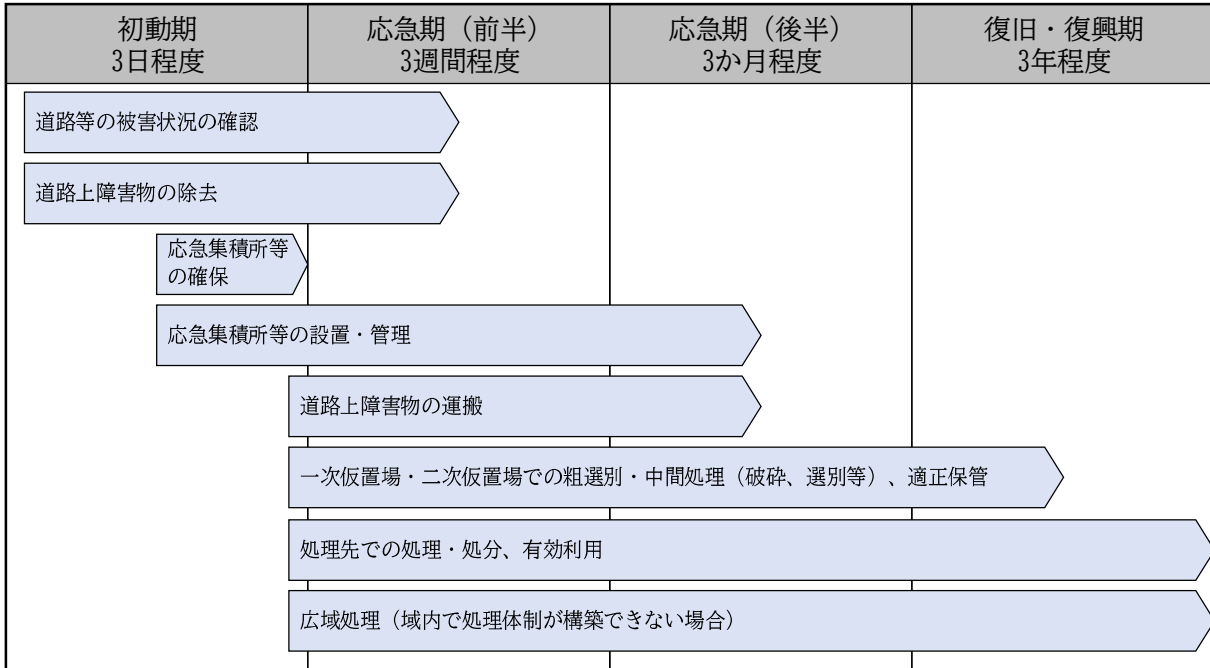
9 災害廃棄物処理（片付けごみ・災害がれき）

（1）対策内容と役割分担

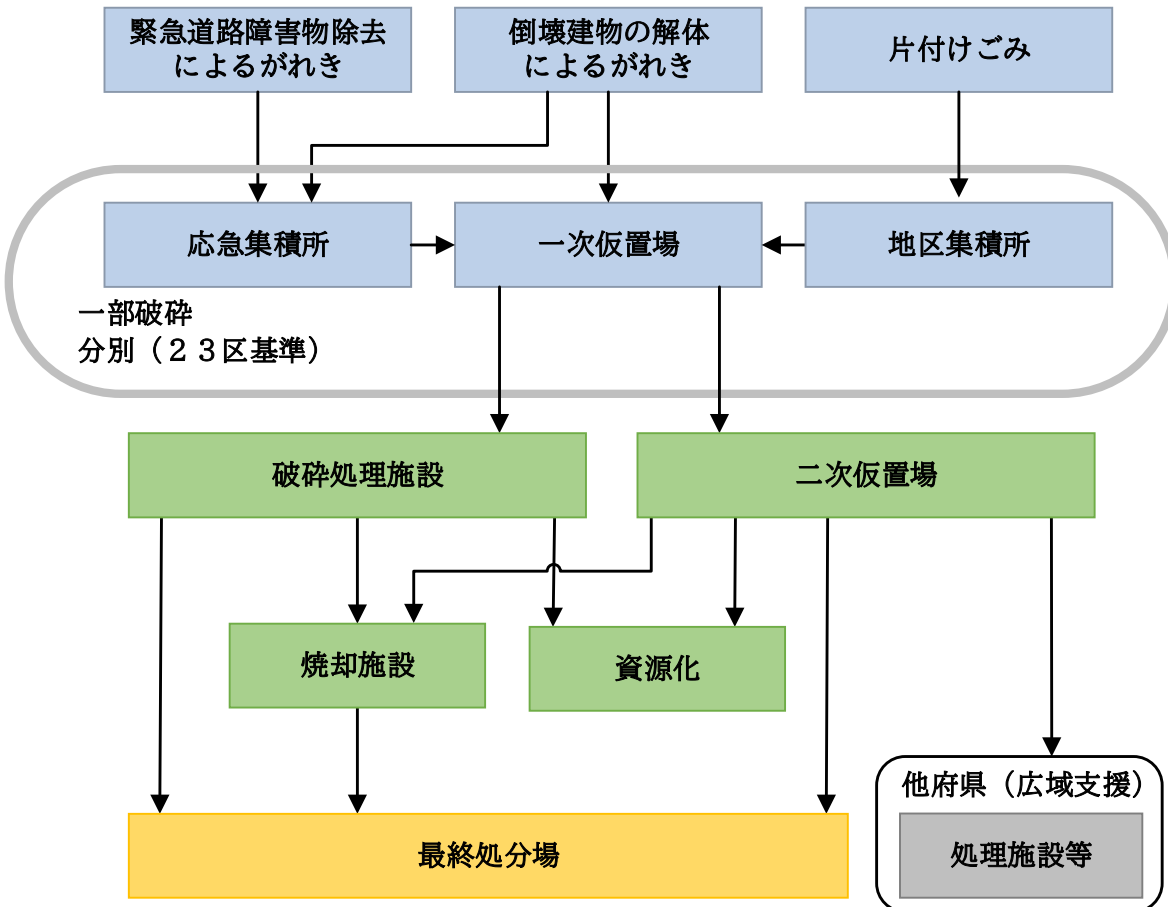
| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|--------------------------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害廃棄物処理計画及びマニュアルに沿って対応 ○ 円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・市民活動団体等と連携 ○ 被災状況を特別区初動本部・特別区対策本部、都に報告し、必要に応じて応援を要請 ○ 一次仮置場の確保、設置、運営 ○ 所管区域内の被災状況を確認し、災害がれきの発生推定量を算出、仮置場や最終処分場を決定し、「災害廃棄物処理実行計画」を策定 ○ 必要に応じて災害がれき処理方針を作成し、都及び特別区対策本部へ提出 |
| 特別区初動本部 特別区対策本部 (23区・一組) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 一組管理施設の被災状況の把握と情報提供 ○ 不燃中継所・民間処理施設の道路被災状況の情報共有 ○ 特別区全体の廃棄物処理方針を作成し、都へ提出 ○ 各区からの要請をまとめ、運搬車両の広域支援を都へ要請 |
| 都 (環境局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」を設置し、関係各局及び区市町村から被災状況等に関する情報を収集、把握 ○ 民間廃棄物処理施設の被災状況・処理能力の把握と情報提供 ○ 最終処分場の被災状況の情報提供 ○ 区市町村の要請に応じて、広域的支援を国や他府県に要請 |

(2) 業務手順

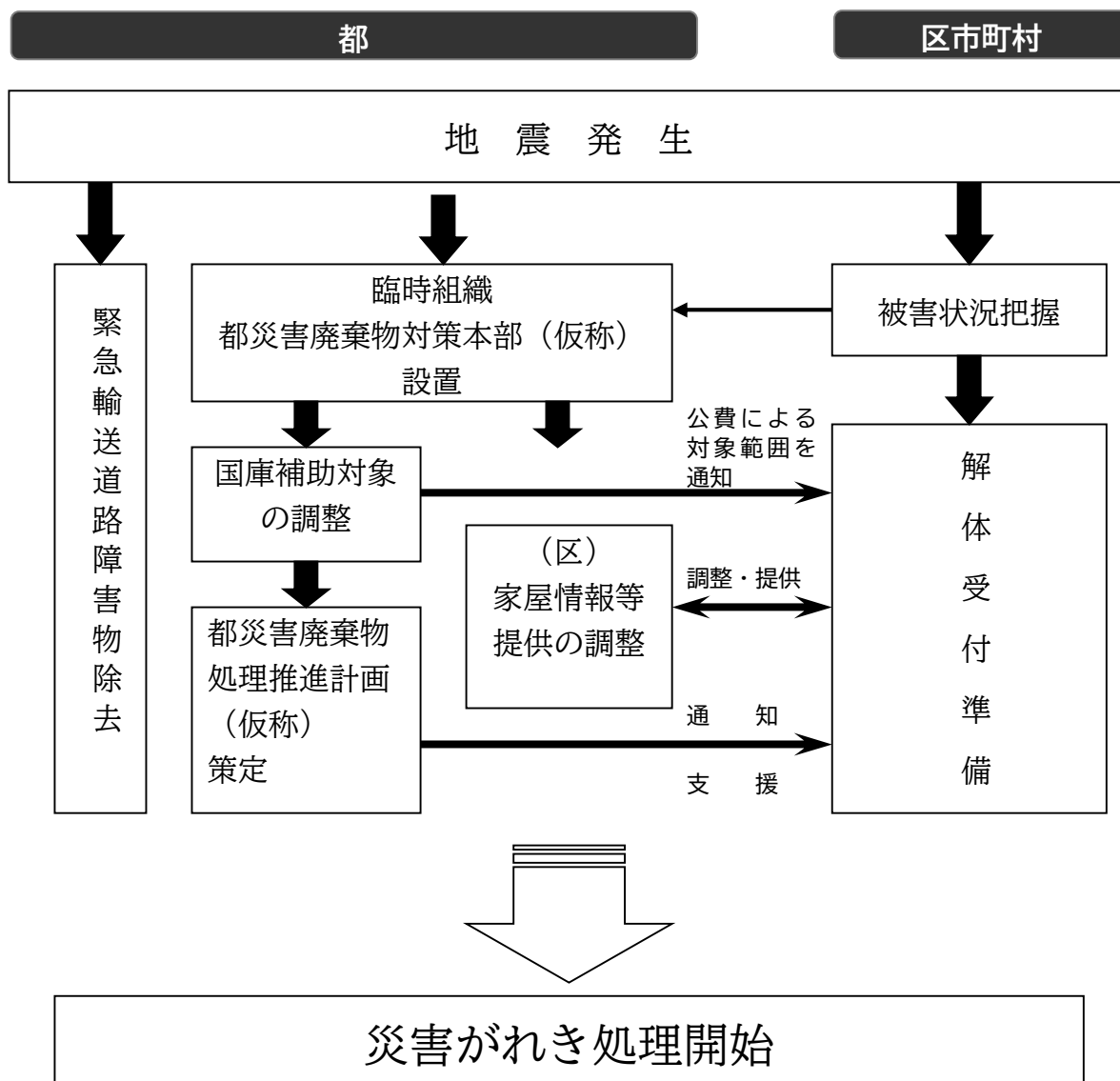
【災害がれき処理のタイムスケジュール】



【災害がれき処理の基本的な流れ】



【発災直後から3週間程度の作業行程】



(3) 取組内容

① 災害がれき処理の活動方針

災害廃棄物処理計画に基づき、被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、災害がれきの再利用、適正処理を図る。

② 推定発生量

- 被害想定に基づく、区の災害廃棄物の推定発生量は、都心南部直下地震地震（M7.3）で約72万tと推定されている。
- 発災後は、被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び災害がれき発生量を確認し、23区の特設初動本部・特別区対策本部、都に報告する。

③ 「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の設置

- 都環境局は、速やかに被災区市町村及び各機関間との連携を図り、がれき処理を円滑に実施することを目的に、都本部のもとに、東京都災害廃棄物対策本部（仮称）（以下、「都対策本部」という。）を設置する。
- 区は、（仮称）災害廃棄物処理対策室（以下、「処理対策室」という。）を設置し、特別区初動本部・特別区対策本部及び都対策本部と連携してがれき処理を行う。

④ 緊急道路障害物

発災直後は、救助活動を円滑に行うために実施する緊急道路障害物除去作業により収集した災害がれきをできる限り分別し、一時的に区が設置する応急集積所へ保管した後、一次仮置場に搬入する。

仮置場が不足することが想定されるため、仮置場に搬入段階での分別の徹底、更には、分別がなされ、処理先での受入基準を満たす状態であれば、処理施設に直接搬入することを含めて特別区対策本部と調整する。

10 災害救助法等の適用

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区 | ○ 区長は、救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告 |
| 都 | ○ 知事は、救助法の適用について、事前に内閣総理大臣にその旨を連絡 ○ 都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て救助法の適用を決定。救助法適用の際には速やかに公布 |

(2) 取組内容

① 災害救助法の適用

- 区の区域に災害が発生し、災害救助法の適用基準を超える被害が生じた場合、都知事は救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を目的として救助を実施する。
- 区長は、救助法に基づき都知事が救助に着手したときは、都知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。また、都知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する事務の一部を区長に委任する。
- 災害の事態が急迫し、都知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、区長は救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処理について都知事の指示を受けるものとする。

② 救助法の適用基準

- 救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、区においては、次のいずれか一つに該当する場合に、救助法が適用される。
 - ・ 台東区の区域内で、住家が滅失した世帯の数が100世帯以上であること。
 - ・ 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上であって、区内の住家のうち滅失した世帯の数が50世帯以上であること。
 - ・ 区都の区域内で、住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合または、災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - ・ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたこと。

③ 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、または半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの（「全壊、全焼または流出」という。）

- 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの（「半壊または半焼」という。）

- 住家の損壊または焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
このうち、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

(ウ) 住家が半壊または半焼に準ずる程度に損傷したもの（「準半壊」という。）

- 損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

(エ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態になったもの

- (ア) 及び (イ) に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または土石竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態に

なったもの

(オ) 世帯及び住家の単位

- 世帯
 - ・ 生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- 住家
 - ・ 現実にその建物を居住のため使用している者がいる建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が、遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取扱う。

④ 救助法の適用手続き

- 区の区域内における災害が、前述の救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込があるときは、区長は、直ちにその旨を都知事に報告しなければならない。
- 救助法の適用を要請する場合は、東京都総務局（総合防災部防災対策課）を經由し、次に掲げる事項についてとりあえず口頭で要請し、後日文書により処理する。

【要請事項】

- ・ 災害発生の日時及び場所
 - ・ 災害の原因及び災害の状況
 - ・ 適用を要請する理由
 - ・ 適用を必要とする期間
 - ・ すでにとった救助措置、またはとろうとする措置
 - ・ 適用を必要とする地域
 - ・ その他必要事項
- 都知事は、区長からの報告または要請に基づき救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法に基づく救助の実施について、区長及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知または報告する。
 - 都知事は、救助法を適用したときは、速やかに、次により公布する。

| |
|---|
| <p>公 告</p> <p>○月○日発生のお○災害に関し○月○日から○区の区域に 災害救助法により救助を実施する。</p> <p>○年○月○日</p> <p style="text-align: right;">東京都知事 ○○○○</p> |
|---|

- 都知事は、前述②「救助法の適用基準」及び③「被災世帯の算定基準」及びに、該当する場合に、救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣にその旨を連絡する。
- 都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て救助法を適用する。

⑤ 救助の種類

- 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

【災害救助法に基づく救助の種類】

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 避難所及び応急仮設住宅の供与 ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ③ 被服、寝具、その他生活必需品の給与または貸与 ④ 医療及び助産 ⑤ 被災者の救出 ⑥ 災害によって住居またはその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ⑦ 被災した住宅の応急修理 ⑧ 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ⑨ 学用品の給与 ⑩ 埋葬 ⑪ 死体の捜索及び処理 |
|---|

- 救助は、現物によって行うことが原則であるが、都知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

⑥ 救助程度・方法及び期間

救助の程度・方法及び期間は、資料のとおりとする。基準額については、都が規則により適宜改訂を行う。

11 激甚災害の指定

(1) 対策内容と役割分担

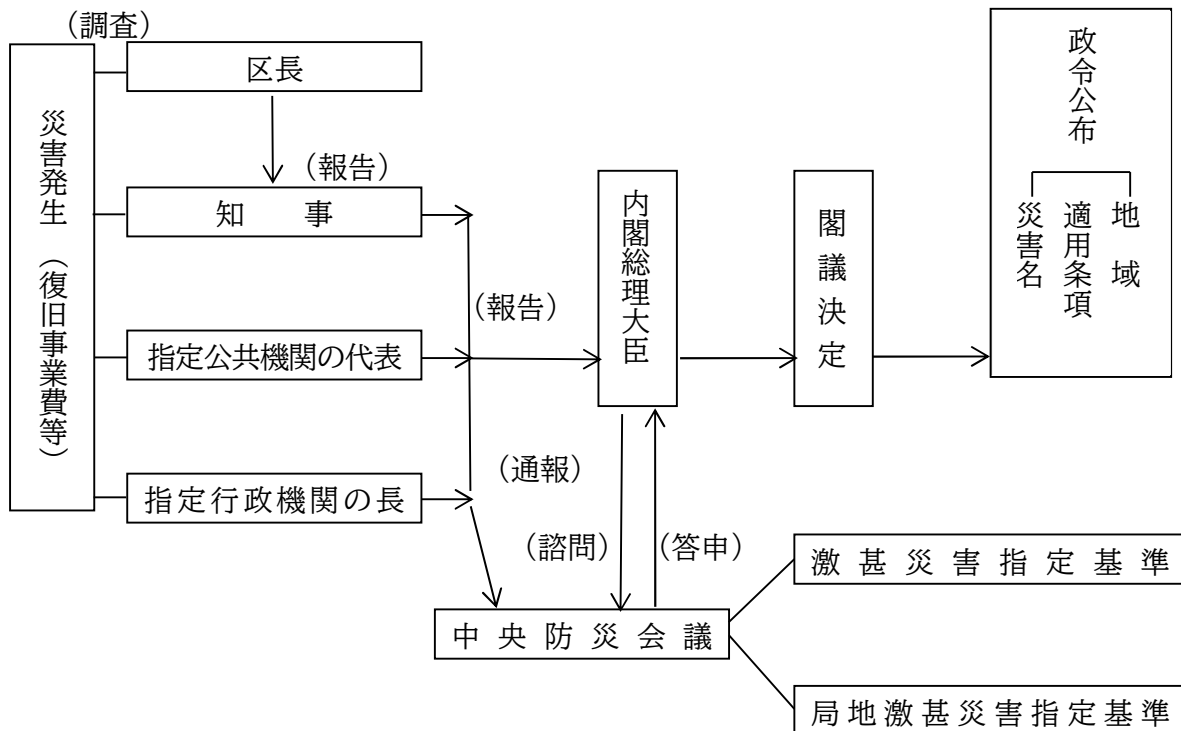
著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化及び罹災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号、以下「激甚法」という。）が制定されている。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 激甚災害に関する調査報告 区長は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、知事に報告する。 ○ 特別財政援助等の申請手続き等 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出しなければならない。 |

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------------------------|--|
| <p>都 (総務局) (関係局)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 激甚災害に関する調査報告 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都内に大規模な災害が発生した場合、知事は、区市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査を行わせる。 ・ 局地激甚災害の指定は関係各局が翌年当初に必要な調査を実施 ・ 関係各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を調査、都総務局に提出 ・ 都総務局長は各局の調査をとりまとめ、激甚災害の指定に関して都本部に付議する。 ・ 知事は、区市町村長の報告及び前記各局の調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。 ○ 特別財政援助等の申請手続き等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 都関係局は、激甚法に定められた事業を実施する。 ・ 激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続きその他を実施する。 |

(2) 業務手順

【激甚災害指定の手続きフロー図】



(3) 取組内容

① 激甚災害指定の手続き

- 区長は、災害が発生した場合は、速やかにその災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を、都知事に報告し、都知事は内閣総理大臣に報告する。
- 内閣総理大臣は、これを受けてその災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いた上、激甚災害と指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定することとなり、これにより必要な財政援助措置がとられることになるものである。

② 激甚災害に関する被害状況等の報告

- 区長は、その区域内に災害が発生した場合は、激甚災害指定基準または局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害対策基本法第53条1項に定めるところにより、速やかに、その被害状況等を都知事に報告するものとする。
- 被害状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次にあげる事項について行うものとする。
 - ・ 災害の原因
 - ・ 災害が発生した日時
 - ・ 災害が発生した場所または地域
 - ・ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める項目）
 - ・ 災害に対しとられた措置
 - ・ その他必要な事項

③ 特別財政援助等の申請手続き等

- 区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、都各部局へ提出するものとする。
 - ・ 激甚災害指定基準
(資料第136「激甚災害指定基準」資料編P435)
 - ・ 局地激甚災害指定基準
(資料第137「局地激甚災害指定基準」資料編P437)
 - ・ 激甚法に定める事業及び関係局
(資料第138「激甚法に定める事業及び関係局（都総務局）」資料編P438)

【復旧対策】

| | |
|-----------------|-----------------|
| 1 罹災証明書の交付 | 8 職業のあっせん |
| 2 火葬 | 9 区税等の徴収猶予及び減免等 |
| 3 被災住宅の応急修理 | 10 中小企業への融資 |
| 4 応急仮設住宅の供与 | 11 労働力の確保 |
| 5 被災者の生活相談等の支援 | 12 応急教育 |
| 6 義援金の募集・受付・配分 | 13 応急保育 |
| 7 被災者の生活再建資金援助等 | 14 災害廃棄物処理の実施 |

1 罹災証明書の交付

(1) 対策内容と役割分担

被災者生活再建支援ガイドラインに基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。 ○ 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について区内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。 ○ 火災被害の罹災証明書発行について各消防署と連携し、発行時期や発行場所等について調整を図る。 ○ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。 ○ 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。 ○ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、各消防署と連携を図る。 |
| 都 (総務局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 罹災証明書交付窓口の開設時期等について区市町村間の調整を実施 ○ 住家被害状況や被災者に対する支援状況の全体像の把握 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区と連携し、交付時期や交付場所等について調整を図り、火災被害に係る罹災証明書の交付手続の支援を実施 |

(2) 業務手順

- 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。
- 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や他区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。
- 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には第2次調査を実施する。
- 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。
- 火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、東京消防庁と連携を図る。

(資料第16「東京都台東区罹災証明書等交付要綱」資料編P88)

(資料第82「災害時における罹災証明書発行に関する協定書」資料編P328)

(3) 取組内容

① 交付の手続き

- 大規模災害が発生した場合、住家被害認定調査の実施とあわせ、被災者台帳を作成し、当該台帳に基づき、罹災者の申請により罹災証明書を交付する。
- 近年の災害の教訓を踏まえ、罹災証明書の交付に係る調査期間の短縮に努める。
- 消防署長は、火災による焼損状況の調査等を行い、罹災証明書の交付について区と連携を図る。
- 罹災台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料に基づき交付する。

② 証明の範囲

罹災証明書には、住家の被害の程度の欄に、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない（一部損壊）」のいずれかの区分が記載される。

③ 証明手数料

証明手数料は、免除する。

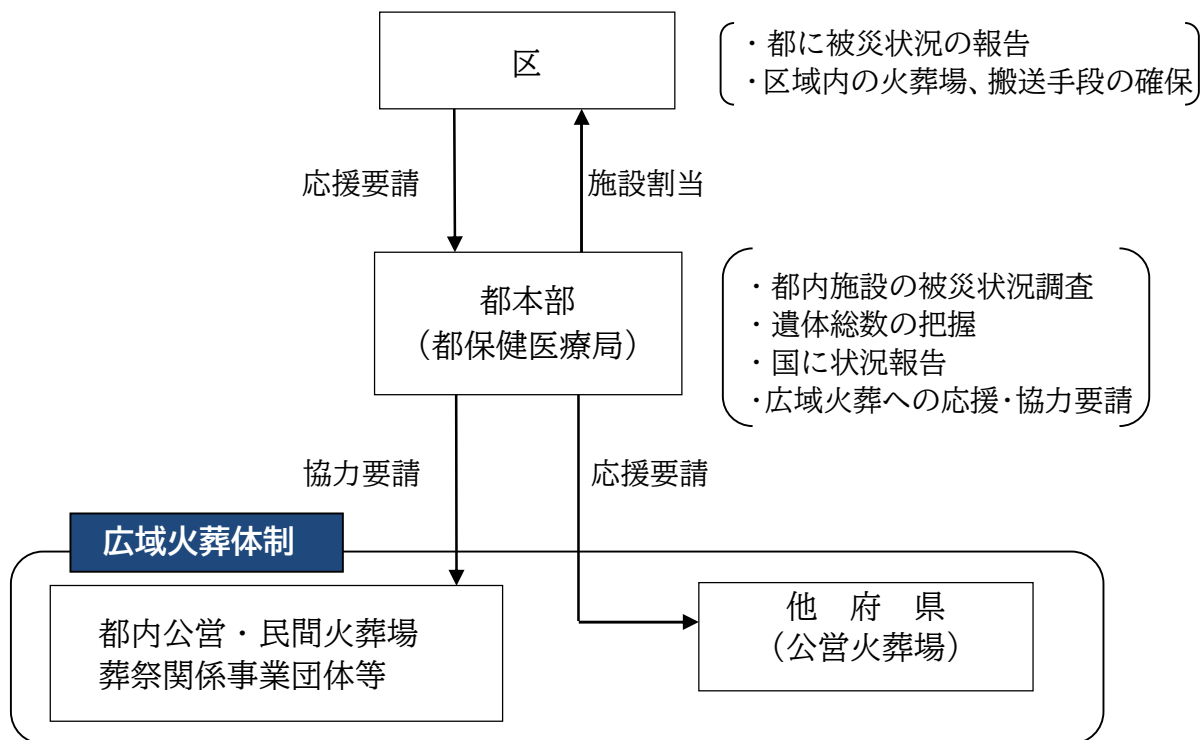
2 火葬

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の手続きが困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行 ○ 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。 ○ 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。 ○ 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。 ○ 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。 ○ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。 ○ 交通規制が行われている場合には、緊急自動車を使用。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。 |
| 都 (保健医療局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。 ○ 区市町村からの応援・協力要請に基づき、必要性を検証した上で、広域火葬の実施を決定。速やかに区市町村及び関係団体に周知するとともに、近隣県に今後の応援・協力の必要性を含めて通知する。 ○ 各火葬場の受入れ可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該県に対し協力を依頼する。 ○ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、他の区市町村及び近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 ○ 遺体の搬送について区市町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。 |

(2) 業務手順

【火葬体制】



(3) 取組内容

① 火葬

- 火葬は、災害の際に死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合に、応急的に実施する。
- 区は、「災害遺体送付票」を作成の上、遺体を指定された火葬場に送付し、火葬に付す。火葬に付した後は、「遺骨処理票」により整理の上、遺骨等を遺族に引き渡す。
- 区は、火葬場への搬送体制を確保するため、搬送手段に関する条件整備に努める。
- 区は、状況に応じて、速やかに都へ広域火葬の応援・協力を要請する。
- 広域火葬の実施において、区は、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。
- 都は、区が行う火葬場への遺体の搬送について、関係機関への支援要請など必要な支援措置を講ずる。

② 火葬許可の特例

通常の火葬では、区長が発行する「火葬許可証」が必要であるが、緊急時に通常の手続きに従っていたのでは、迅速かつ的確な処理に支障をきたし、公衆衛生上の問題が発生する可能性がある。このため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行することにより、速やかな火葬に努める。

③ 身元不明者の火葬

- 身元不明者の火葬は、区が実施し、遺骨は遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管する。
- 1年以内に引取り人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして、都営納骨堂その他別に定める場所に移管する。

3 被災住宅の応急修理

(1) 業務手順及び取組内容

① 住宅の応急修理の概要

ア 応急修理の目的

- 災害救助法が適用された地域において、災害により住家が半壊し、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
- 取り壊しに伴う災害がれきの発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。

イ 対象者

災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者

ウ 対象者の調査及び選定

区による、被災者の資力その他生活条件の調査及び区が交付する罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該区が募集・受付・審査等の事務を行う。

エ 修理

都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、区はリストより業者を指定し居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

オ 経費

1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

カ 期間

原則として、災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6か月以内）に完了する。

キ 帳票の作成

応急修理を実施した場合、都及び区は、必要な帳票を整備する。

4 応急仮設住宅の供与

(1) 取組内容

① 応急仮設住宅の供給

- 都は災害時において、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家が無い者であって、自らの資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与する。
- 区は災害時において、区有住宅等の空き家を提供し、住宅の確保に努める。

〔建設型応急住宅〕

| 事 項 | 内 容 |
|---------|---|
| 建設地 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は区市町村から報告を受けた建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。 ○ 選定に当たり、各区市町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、区市町村相互間で戸数を融通し割り当てる。 ○ 都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、東京消防庁に必要な情報を提供する。 |
| 構造及び規模等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造またはユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。 ○ 必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。 ○ 1戸当たり規模は、国の定めに基づき、地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。 ○ 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。 ○ 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、東京消防庁、一般社団法人建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会、一般社団法人日本木造住宅産業協会等と協議を行い、防火安全対策を講じる。 |
| 建設工事 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生の日から20日以内に着工する。 ○ 都は、一般社団法人東京建設業協会及び一般社団法人プレハブ建築協会、又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者に建設工事を発注する。 ○ 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。 ○ 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難しい事情がある場合には、区市町村等に委任する。 ○ 都都市整備局は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、東京消防庁に情報を提供する。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。 |

② 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

- ・ 住家が全焼、全壊または流失した者
- ・ 居住する住家がない者
- ・ 自らの資力では住家を確保できない者

使用申し込みは1世帯1か所限りとする。

③ 入居者の募集・選定

- 都は、応急仮設住宅等の入居者の募集計画を策定し、区市町村に住宅を割当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- 割当てに際しては、原則として当該区市町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。
- 住宅の割当てを受けた区は、区の被災者に対し募集を行う。
- 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき当該応急仮設住宅等が存する区が入居者の選定を行う。

④ 応急仮設住宅の管理及び入居期間

- 応急仮設住宅等の管理は、原則として、供給主体が行う。
- 区は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。
- 応急仮設住宅等の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

5 被災者の生活相談等の支援

(1) 対策内容と役割分担

被災者の生活復旧に向けて、様々な相談に対応する窓口を設ける。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-----------------------------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施 ○ 被災者のための相談窓口を設置し、被災者の生活再建に係る活動に必要な情報提供を行うとともに、支援状況等を被災者台帳に記録。 |
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を開設して、警察関係の相談に当たる。 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所で各種相談等に対応 |
| 都 (福祉局) (都市整備局) (住宅政策本部) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施 |

(2) 業務手順

区は、被災者のための相談所を設置し、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて必要な情報を提供する。

区は、相談事項や実施した支援内容等については被災者台帳に記録する。

(3) 取組内容

① 区の取組

- 避難所における避難者、在宅避難者、域外への自主避難者等の全被災者（世帯）を対象とした被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。
- 区は、被災者のための相談所を設け、効果的かつ迅速な被災者の生活再建に向けて必要な情報を提供するとともに、要望事項を聴取し、必要に応じて広聴内容を関係機関に連絡するなどして、その解決を図る。
- 相談事項や実施した支援内容等については被災者台帳に記載する。
- 区は、災害によって生じる借地・借家などの法律問題や住宅応急修繕など、専門的な問題の迅速な解決に役立てるため、弁護士等専門職で構成される台東区災害ネットワーク専門職会議の協力を得て災害区民相談を実施する。
(資料第66「災害時における特別区民相談に関する協定書」資料編P250)
- 区は、外国人相談窓口の相談員等（英語・中国語・韓国語）の協力を得て、外国人に対する災害時の相談に対応する。
- 区は、災害直後から、災害に伴う悪質商法の横行等消費生活にかかる契約、解約等に関するトラブルが発生することが考えられるため、消費生活相談所を開設する。
- 区は、警察等からの情報収集や連携を図りながら、犯罪の抑制に努める。

② 消防署の取組

各消防署は被災者に対して、出火防止として、次のような指導を行う。

- 被災建物、仮設建物及び避難所等における火災予防対策の徹底
- 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止及び機能復旧時における出火防止対策の徹底
- 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造・設備に関する点検等の強化

③ 都福祉局、都都市整備局、都住宅政策本部の取組

- 区と連携し、被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。

6 義援金の募集・受付・配分

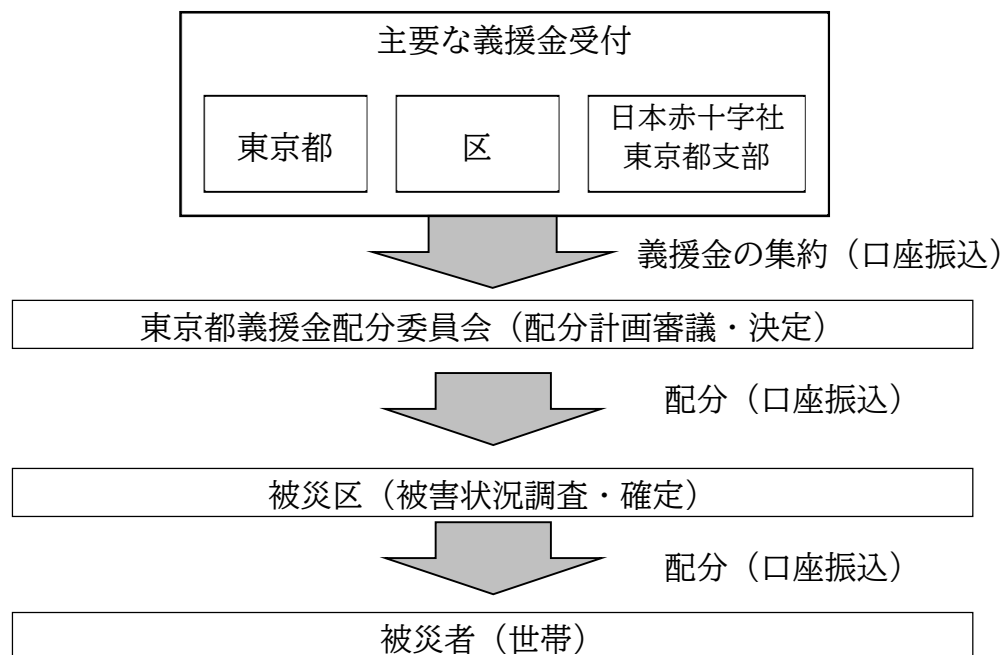
(1) 対策内容と役割分担

義援金の募集から受付、一時保管から配分まで迅速に対応する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------|--|
| 都 (福祉局) | <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都義援金配分委員会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に東京都義援金配分委員会（以下、「都委員会」という。）を設置する。 2 義援金の管理 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都福祉局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預かり金として都委員会が指定する方法で管理する。 3 義援金の配分 <ul style="list-style-type: none"> ○ 都委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災区市町村への義援金の配分計画の策定 ・ 義援金の受付・配分に係る広報活動 ・ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 ○ 義援金の送金 決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金する。 4 義援金の広報 <ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。 |
| 区 | <ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の募集・受付 <ul style="list-style-type: none"> ○ 義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取扱う。 ○ 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。 なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。 2 義援金の配分・受入れ <ul style="list-style-type: none"> ○ 都委員会から配分される義援金を受入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 3 義援金の支給 <ul style="list-style-type: none"> ○ 区は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に支給する。 ○ 区は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。 |

(2) 業務手順

【義援金受入れ・配分の流れ】



(3) 取組内容

① 義援金の募集・受付

- 災対区民部に義援金の受付窓口を開設し、義援金の受付けを行うほか、銀行等に普通預金口座を開設し、振込みによっても義援金を受付ける。(区本部の設置前または本部が設置されない場合は、区民部区民課で受付を行う。)
- 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座等への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。
- 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金の受付状況について、都委員会に報告するとともに、受け付けた義援金を委員会に送付する。ただし、協定を締結している姉妹都市等から寄託された義援金で、用途が特定されているものについては除くものとする。

② 義援金の配分・受入れ、支給

- 寄託者から受領した義援金は、都委員会に送付するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。
- 都委員会から送金された義援金は、都委員会が策定する配分計画に基づき、被災者に配分する。
- 被災者への義援金の配分状況について、都委員会に報告する。

③ 義援物資の取扱い

平成24年7月31日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

区は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容や生活必需品等の需給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討・決定し、受付・問い合わせ先等を広報するなど迅速に対応していく。

7 被災者の生活再建資金援助等

(1) 対策内容と役割分担

災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等の生活支援策を迅速に実施する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------------------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害弔慰金等の支給 ○ 災害援護資金の貸付 ○ 被災者生活再建支援金の申請受付等 ○ 生活保護の適用 |
| 都 (福祉局) 東京都社会福祉協議会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活福祉資金の貸付 |

(2) 業務手順及び取組内容

① 区による災害弔慰金等の支給

区は、自然災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また自然災害により精神的または身体的に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

| 種別 | 対象となる災害 (自然災害) | 根拠法令等 | 支給対象者 | 支給限度額 | 支給の制限 |
|-------------------------|--|--|---|--|--|
| 災害 弔 慰 金 | 1 一つの区市町村において5世帯以上の住家が滅失した災害 2 1に定める程度以上の災害に準ずる程度の災害として内閣総理大臣の定めるもの | 1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体等 (1) 実施主体区(条例) (2) 経費負担 国 1/2 都 1/4 区 1/4 | 死亡者の配偶者 // 子 // 父母 // 孫 // 祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹(死亡時その者と同居し、または生計を同じくしていた者に限る。) | 死亡者1人につき主たる生計者の場合 500万円 それ以外の場合 250万円 | 1 当該死亡者の死亡がその者の故意または重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給された場合 3 災害に際し、区長の避難の指示に従わなかったこと等区長が不相当と認めた場合 |
| 災害 障害 見 舞 金 | | | 法別表に掲げる程度の障害がある者 | 障害者1人につき主たる生計者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円 | |

② 災害援護資金等の貸付

- 災害救助法が適用となる自然災害により家財等に被害を受けた世帯の世帯主に対して、生活の立て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。
- 被災した低所得世帯を対象に、生活の立て直しのための生活福祉資金や、緊急かつ一時的に生活費が必要な場合の緊急小口資金を貸し付ける。(生活福祉資金については、災害援護資金の貸付対象となる場合は原則として対象外。)

③ 被災者生活再建支援金の支給

ア 被災者生活再建支援法

従来、災害により食料、住居、医療等を自ら確保することが困難な被災者に対しては、災害救助法に基づき、必要な物品、仮設住宅、医療等の提供など一時的、応急的救助が実施されてきた。このような応急的救助が行われた後の被災者の生活再建については、被災者の自助努力を基本とし、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害援護資金の貸付け等の低利融資を実施してきた。

しかし、その居住する住居が全壊する等生活基盤に著しい被害を受けた被災者の中には、

経済力が乏しい、高齢で自活能力が乏しい等の理由により、自立して生活を再建することが困難な場合もある。

このため、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）の制定により、被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、全国の都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対して支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援することとした。

イ 支援法の対象となる災害

支援法の対象となる災害は、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。なお、対象となる災害は、次のとおりである。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号または第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村における自然災害
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村における自然災害
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害
- ④ ①または②の区市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- ⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害
- ⑥ ①若しくは②の区市町村を含む都道府県または③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る）または2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

ウ 対象となる被災世帯

支援の対象となる世帯は、次のとおりである。

- ① 住宅が全壊した世帯
- ② 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

エ 住宅の被害認定

住宅の被害認定は、統一基準により区が行い、都が取りまとめる。

オ 支援金の支給

支援金の支給は、都が支給事務を委託している被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）が、都の区域内において被災世帯となった世帯の世帯主に対し、当該世帯主の申請に基づき、以下2つの支援金の合計額を支給する。また、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の3/4の額を支給する。

【住宅の被害程度に応じて支給する支援金】

| 住宅の被害程度 | 支給額 |
|---|-------|
| 住宅が全壊した世帯 | 100万円 |
| 住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 | 100万円 |
| 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 | 100万円 |
| 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） | 50万円 |

【住宅の再建方法に応じて支給する支援金】（中規模半壊世帯以外）

| 住宅の再建方法 | 支給額 |
|------------|-------|
| 建設・購入 | 200万円 |
| 補修 | 100万円 |
| 賃借（公営住宅以外） | 50万円 |

【住宅の再建方法に応じて支給する支援金】（中規模半壊世帯）

| 住宅の再建方法 | 支給額 |
|------------|-------|
| 建設・購入 | 100万円 |
| 補修 | 50万円 |
| 賃借（公営住宅以外） | 25万円 |

④ 生活保護

- 生活保護法の定めにより、被災者の生活保護を行うものとする。
- 職員を動員して、災害救助法発動中に、①対象者の把握、②面接・調査員等の配備、③資金の確保のための整備を行い、災害救助法発動の期間経過後の混乱を緩和するための活動を行う。
- 福祉事務所は、災害により生活に困窮する世帯に対して、生活保護法の定めるところにより、その困窮の程度に応じて必要な保護を行う。なお、災害の状況に応じて臨時窓口の開設、保護決定の迅速化、保護金品の支給等万全を期すものとする。

8 職業のあっせん

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | ○ 被災者の職業のあっせんについて、国・都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。 |

(2) 取組内容

- 区は、被災者の職業のあっせんについて、国・都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。
- 区は、区内の業界団体・組合等へ雇用の維持について要請を行う。
- 区は、避難所等において被災者の離職状況を把握し、必要に応じて臨時就業相談所の開設を国・都に要請する。

9 区税等の徴収猶予及び減免等

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区税の徴収猶予及び減免 ○ 介護保険料、介護サービス利用料の減免 ○ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料の減免 ○ 国民年金保険料の免除 ○ 保育所保育料の減額 |
| 日本郵便 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 ○ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ○ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 ○ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄付金の配分 |
| 日本放送協会 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者の受信料免除 ○ 状況により避難所へ受信機を貸与 |
| NTT東日本 | <ul style="list-style-type: none"> ○ NTTの規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 ○ 災害救助法適用地域への電話料金の支払期限の延長 |

(2) 取組内容

① 区税の徴収猶予及び減免等

- 被災した納税義務者または特別徴収義務者に対し、地方税法または東京都台東区特別区税条例により、区税の納税緩和措置として、納期限の延長、徴収猶予及び減免等適切な措置を講ずるものとする。

② 介護保険料、介護サービス利用料の減免等

ア 介護保険料の減免等

第1号被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が災害により、住宅等に著しい損害を受け保険料の納付が困難等の場合、介護保険法、台東区介護保険条例、台東区介護保険条例施行規則、台東区介護保険料徴収猶予及び減免に関する事務取扱要綱により、納付の緩和措置として徴収猶予及び減免等、それぞれの被災の状況に応じて適時適切な措置を講ずるものとする。

イ 介護サービス利用料の減免等

要介護等被保険者またはその属する世帯の生計を主として維持する者が災害により、住宅等に著しい損害を受け介護サービスに必要な費用を負担することが困難等の場合、介護保険法、介護保険法施行規則、台東区介護保険条例施行規則、台東区介護保険利用者負担額の減額及び免除に関する取扱要綱により、それぞれの被災の状況に応じて介護保険利用者負担額を減免する。

ウ 要介護認定の更新申請の特例

要介護認定を受けている被保険者が災害により、要介護認定の更新申請を有効期間内にできなかつたときは、介護保険法、介護保険法施行規則、台東区介護保険条例施行規則によりその理由のやんだ日から1ヶ月以内に限り要介護更新認定の申請を受理する。

③ 国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び一部負担金の減免等

ア 減免

災害により、生活が著しく困難となった者に対し、それぞれの被災の状況に応じ保険料等を減免する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に損害を受けた納付義務者が保険料の全部または一部を一時に納付することができないと認められる場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6月以内の期間を限って徴収を猶予する。

④ 国民年金保険料の免除

第1号被保険者が災害により財産に損害を受け、保険料を納付することが困難な事情にあるときは、第1号被保険者からの申請書を日本年金機構理事長に送付し、内容審査の上、日本年金機構理事長が免除の認定をする。

⑤ 保育所保育料の減額

災害により損失を受けた場合は、「東京都台東区保育所等保育料条例施行規則」に基づき、その損失の程度に応じて保育所保育料を減額する。

⑥ 郵便料金の免除等

- 被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- 被災者の救助を行う団体が、被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。

⑦ 受信料の免除等

日本放送協会は、災害が発生した場合に、被災者の受信料を免除することができる。また避難所等への受信機の貸与・設置することができる。

⑧ 電話料金の減免

- NTT東日本、NTTコミュニケーションズ及びNTTドコモは、料金等の減免を行ったときは、ホームページ等に掲示する他、報道発表等でその旨を周知する。

10 中小企業への融資

(1) 対策内容と役割分担

被災した中小企業に対する経営支援策を、迅速に実施する。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------|------------|
| 区 | ○ 中小企業への融資 |

(2) 取組内容

- 災害により突発的に事業資金を必要とする中小企業者には、台東区中小企業融資実施要綱及び台東区中小企業融資制度における長の特別措置運用方針に基づき、協調金融機関に対し、融資のあっせんを行う。
- 本措置に係る融資が実行となった際、区は、信用保証料及び利子の補助を行い、事業の安定を図る。

【融資内容】

| | 内 容 |
|-------|---|
| 資金使途 | 運転資金、設備資金 |
| 貸付対象者 | <p>台東区内で主に事業を営み、火災等災害により突発的に事業資金を必要とし、次の各号に該当する中小企業者。</p> <p>1 信用保険法第2条第1号、第2号、第5号及び第6号に規定するもの。</p> <p>2 次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 法人にあっては、台東区内に営業の本拠かつ本店登記を有し、引き続き1年以上同一場所で同一事業を営んでおり、今後も営業を続けるもの。</p> <p>イ 個人にあっては、台東区内に営業の本拠を有し、引き続き1年以上同一場所で同一事業を営んでおり、今後も営業を続けるもの。</p> <p>3 信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者であり、かつ、業種によっては必要な許認可を受けていること。</p> <p>4 申込みをする日までに納期の到来している法人税（所得税）、事業税及び住民税等を完納していること。</p> <p>5 個人にあっては、収入金額の過半数を当該事業から得ていること。 （給与所得者の副業と認められるものは対象外）</p> |
| 限度額 | 750万円 |
| 利率 | <p>年2.0%以内</p> <p>区補助1.3%以内 本人負担0.7% （令和5年4月1日現在）</p> |
| 期間 | <p>運転資金6年以内（含据置12か月以内）</p> <p>設備資金7年以内（含据置12か月以内）</p> |
| 信用保証 | 原則として信用保証協会の信用保証を要する |
| 信用保証料 | 全額補助 |
| 返済方法 | 毎月元金均等割賦返済 |

11 労働力の確保

（1）対策内容と役割分担

| 機関名 | 対策内容 |
|-----|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 労働供給の要請 ○ 労働者の確保 ○ 賃金の支払い |

(2) 取組内容

① 労務供給の要請

区は、必要な労働力を確保するため、東京労働局（職業安定部）及び(公財)城北労働・福祉センターに対して、所要人員を一括して労務供給の要請をする。

② 労働者の確保

- 区は、労務確保の通報受理後速やかに労働者を輸送するための配車措置を講じ、待機場所において、労働者を確保し、輸送する。
- 区は、作業終了後においても、待機場所または適宜の交通機関までの労働者の輸送に協力する。

③ 賃金の支払い

賃金については、あらかじめ予算措置を講じておき、就労現場において、作業終了後直ちに支払うものとする。

12 応急教育

(1) 業務手順

区内に災害が発生した場合、区立各学校(園)の幼児・児童・生徒の生命・身体の安全を確保しつつ教育を継続するための体制を維持する。

(2) 取組内容

① 応急教育計画等

- 校(園)長は、学校の立地条件などを考慮して、災害時の応急教育計画を策定するとともに、指導方法などについて明確な計画を作成しておく。
- 学校(園)ごとに、震災時の避難行動等についてマニュアルづくりを進める。
- 校(園)長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じる。
- 幼児・児童・生徒の避難訓練を実施するほか、地域が行う防災訓練に教職員・幼児・児童・生徒もできる限り参加し、協力する。
- 在校(園)中や休日等の部活動など、幼児・児童・生徒が学校(園)の管理下にある場合やその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づける。また、登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を立案し、周知徹底を図る。
- 教育委員会、警察署、消防署(団)及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
- 勤務時間外における教職員の連絡・参集体制及び役割分担等の計画を作成し、教職員に周知する。
- 幼児・児童・生徒の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努める。
- 日頃から学校医や地域医療機関等との連携を図る。

② 災害時及び災害復旧時の体制

ア 災害時の体制

- 校(園)長は、幼児・児童・生徒が在校(園)中や休日等の部活動など、学校の管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、幼児・児童・生徒を校内に保護し、安全確認ができた場合または確実に保護者等への引渡しができる場合には、幼児・児童・生徒を帰宅させる。また、保護者に対しては、避難計画に基づいて、幼児・児童・生徒の安全な引渡しを図る。
- 校(園)長は、災害の規模及び幼児・児童・生徒や教職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握し、教育委員会へ報告するとともに、避難所担当区職員は区災害対策本部に連絡する。
- 校(園)長は、状況に応じ、教育委員会と連絡の上、臨時休校(園)や始業を遅らせる等の適切な措置をとる。
- 校(園)長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。また、学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるよう努める。
- 校(園)長は、応急教育計画を作成したときは、教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者及び幼児・児童・生徒に周知徹底を図る。

イ 災害復旧時の体制

- 校(園)長は、教職員を掌握するとともに、幼児・児童・生徒の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。
- 教育委員会は、校(園)長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- 教育委員会は、被災学校(園)ごとの担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校(園)の運営について助言と指導に当たる。
- 教育委員会及び校(園)長は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- 校(園)長は、応急教育計画に基づき、学校(園)に収容可能な幼児・児童・生徒を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。
- 教育活動の再開に当たっては、幼児・児童・生徒の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
- 他の地区に避難した幼児・児童・生徒については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前述に準じた指導を行うように努める。
- 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- 校(園)長は、災害の推移を把握し、教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授

業（保育）に戻すよう努める。また、平常授業（保育）に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。

- 教育委員会及び校(園)長は、避難所等として提供していた学校(園)を復旧する場合は、感染症予防に留意する。
- 教育委員会及び校(園)長は、近年の災害の教訓を踏まえ、被災した幼児・児童・生徒のメンタルケアについて留意し、必要により心の健康調査等を行う。また、教職員のメンタルケアにも留意する。
- 教育委員会は、教育活動再開のために、学校(園)間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。

13 応急保育

(1) 業務手順

保育園における災害時の応急対策として、災害発生直後には園児の生命・身体の安全及び心身の安定を確保するとともに、災害時の応急対策及び復旧活動を速やかに実施して、被害状況に対応した保育を再開することにより、保育行政の万全を期する必要がある。

(2) 取組内容

① 事前の備え

- 園長は、保育園の立地条件などを考慮して災害時の応急保育計画を策定し、有事における保育内容や保育体制、保護者支援などについて明確な計画を作成しておく。
- 平常時から保護者に配布する「入園のしおり」の中に、災害時の対応を掲載し、周知に努める。
- 災害時に速やかに対応できるように、園ごとに震災時の避難行動等についてマニュアルを作成し、より一層的確な対応ができるよう努める。
- 各保育園では、避難訓練を毎月1回、保護者参加の「引取り訓練」を毎年1回実施し、災害時に適切な対応ができるよう体制を整える。また、地域が行う防災訓練に職員ができる限り参加し協力するとともに、可能であれば園児の参加も検討する。
- 災害時に保護者が園児を引取りに来るまでの食料、飲料水及び紙おむつ等の備蓄を行うとともに、保育施設の窓ガラスの飛散防止措置及び備品等の転倒・落下・移動防止金具の取付けを進める。
- 園児及び送迎保護者の安全確保を図るため、保健室（ない園は事務所）の保健衛生資器材を充実するよう努める。
- 教育委員会（児童保育課）、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡網並びに協力体制を確立する。
- 区の緊急配備体制と園及び園児の安全管理の優先度について危機・災害対策課と確認し、勤務時間外における職員の連絡・参集体制及び役割分担等を明確にしておく。
- 日頃から園医や地域医療機関等の連携を図る。

② 災害時及び災害復旧時の体制

ア 災害時の体制

- 園長は、災害の規模及び園児や職員並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握して教育委員会（児童保育課）へ報告するとともに、関係機関と連絡を密にして、保育園の管理に万全を期する。
- 園長は、園児の安全を最優先にして園児を保護し、保護者に可能な限り早く園児を引取りに来るよう呼びかけを行う。また、保護者対しては、避難行動計画に基づいて安全な引き渡しを図る。
- 園長は、園児をやむを得ず避難場所等へ避難させるときは、園児の歩行能力等を勘案し、警察官等の誘導や指示に従って、避難所または避難場所への誘導を行う。
- 園長は状況に応じ、教育委員会（児童保育課）と連絡のうえ、臨時休園や保育時間の短縮、給食提供の停止等の適切な措置をとる。
- 園長は、応急保育計画に基づき、臨時のクラス編成を行うなど、災害状況に即した応急保育を速やかに実施する。
- 園長は、応急保育計画を作成したときは、教育委員会（児童保育課）に報告するとともに、決定次第速やかに保護者等に周知徹底を図る。

イ 災害復旧時の体制

- 園長は、職員を掌握するとともに、園児の安否や被災状況を調査し、教育委員会（児童保育課）に連絡して、保育用品の確保に務める。
- 教育委員会（児童保育課）は、園長からの園舎等の被害報告に基づき、復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- 保育園舎が被災して使用できないときは、教育委員会（児童保育課）と協議し、他の施設を確保して早急に保育の再開に努める。
- 保育園での保育再開が見込めない等の状況に応じて、避難所等で簡易保育を実施することも念頭に置き、予め計画を立てておく。
- 教育委員会（児童保育課）及び園長は、連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- 教育委員会（児童保育課）は、早期の保育再開のために、保育園及び区職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。

③ 保育の再開

- 園長は応急保育計画に基づき、通園可能な園児については、保育園において保育する。保育の再開前に、園児の安否確認と通園途上の安全確認を行い、教育委員会（児童保育課）に報告する。
- 園長は、園児の心身の健康・安全に重点を置き、健康感染症予防や心のケア対策にも十分に留意する。
- 教育委員会（児童保育課）及び園長は、近年の災害の教訓を踏まえ、被災した園児・職員のメンタルケアについて留意し、必要により心の健康調査等を行う。保護者支援のも

と、保護者相談にも応じていく。

- 長期にわたり保育園舎が使用できない場合、または他施設の確保が困難な場合は、保護者との連絡を密にしつつ自宅待機の措置をとる。
- 園長は災害の推移を把握し、教育委員会（児童保育課）に連絡のうえ、なお一層園児等の安全確保を図るとともに、被災後の速やかな保育の再開に努める。また、保育再開や平常保育の時期については、早急に保護者に連絡する。
- 他地区への避難等の理由で連絡が付きにくい家庭については、可能な限り実情の把握に努める。特に支援を要する家庭については、子ども家庭支援センター等との連携のもとで定期的に連絡をとっていく。

14 災害廃棄物処理の実施

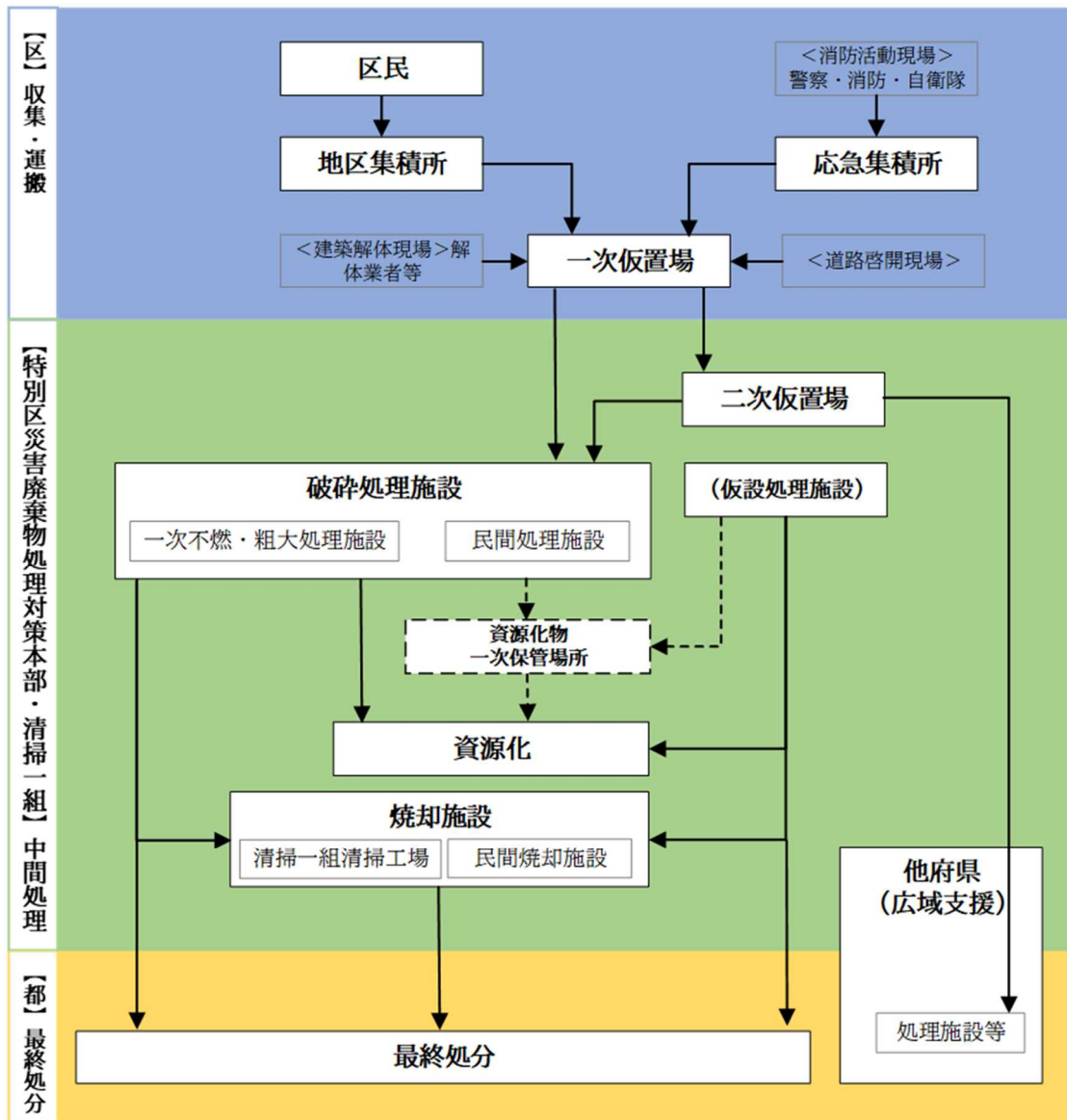
(1) 対策内容と役割分担

災害廃棄物処理は、区での一次仮置場の状況等を踏まえて、都本部及び東京都災害廃棄物対策本部（仮称）において対策を検討し、処理主体である区が適正に災害廃棄物の処理を実行できるよう、技術的支援や各種調整を行う。

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|------------------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害がれきの撤去及び倒壊建物の解体手続き ○ 応急集積所・一次仮置場の設置 ○ 一次仮置場に保管された災害がれきを二次仮置場へ運搬 ○ 処理に必要な協力体制の構築 ○ 国庫補助金を都を通じて国へ申請 |
| 特別区対策本部 (23区) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 二次仮置場の確保・設置・運営 ○ 二次仮置場・一組処理施設・民間処理施設への搬入調整 ○ 仮設処理施設の設置、運営 ○ 特別区内で処理できない場合に、東京都への広域処理を要請 |
| 都 (環境局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 有害物質対策や仮置場等の衛生管理を指導 ○ 区市町村からの各施設の被災状況報告を受け、広域処理の調整 ○ 仮置場、最終処分場の確保に関する支援 |

(2) 業務手順

【災害がれき処理の基本的な流れ】



(3) 取組内容

① 災害がれきの撤去及び倒壊建物の解体手続き

- ア 処理対策室は、災害がれきの撤去に関して、個人住宅や一部の中小事業所等に関し、住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その適正処理についての指導等を行う。
- イ 地震により倒壊した建物の解体は、原則的に所有者が行うこととする。
- ウ 個人住宅や一部の中小事業所等について国が特例措置を講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても災害がれきの撤去と同様の事務を行う。
- エ 災害がれきの撤去及び倒壊建物の解体処理についての具体的な事務の内容は、次のとおりとする。

(ア) 受付事務

- 処理対策室は、発災後速やかに広報紙、防災行政無線、広報車等を使って住民に災害がれき処理の手続き等を周知する。
- 処理対策室は、発災後速やかに住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を区役所及び区民事務所等に設置する。
- 申請受付後、当該建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。また、応急危険度の判定結果及び区が実施する罹災調査結果により、被害の程度が解体・撤去対象とすることが適当かどうか確認する。

(イ) 民間業者との契約事務

- 処理対策室は、緊急道路障害物除去作業終了後、解体・撤去することが適当と認められたものについて、建物の危険度や復旧・復興計画上の優先順位等を考慮しつつ、民間業者と解体・撤去作業の委託契約を締結する。契約は、膨大な処理を円滑に遂行していくため、解体・撤去1件ごとの契約ではなく単価契約とする。

(ウ) 適正処理の指導事務

解体・撤去作業は、災害がれきを種類別に分別して搬出し、有害物質については所定の指針に基づき適正に取扱うよう次のとおり委託業者に対し指導を徹底する。

- アスベストが使用されている建物の解体に当たっては、委託業者が専門業者に委託し、解体作業に先立って吹き付けアスベストを除去する。
- PCBを使用している機器類が存在する場合は、委託業者が事前に撤去し一時保管ののち建物の所有者に引き渡す。特定フロンを使用している冷凍・空調機器については、委託業者が専門業者に委託してフロンの回収を行い処理する。
- 災害がれきの分別の徹底と廃棄物の野焼きの禁止により、ダイオキシンの発生を防止する。

② 仮置場の設置

仮置場は、災害廃棄物の分別の徹底及び積み替えによる輸送効率の向上、再生利用施設が円滑に機能するまでの一時保管場所として、区及び特別区が連携して設置する。

ア 応急集積所

人命救助・行方不明捜索や道路啓開などの応急活動によって撤去した道路上障害物等の一時的な保管場所として応急集積所を設置する。

イ 一次仮置場

地区集積所等から収集した片付けごみおよび災害がれきを集積し、粗選別後、処理施設又は二次仮置場へ排出するまでの間、保管する場所として、一次仮置場を設置する。

区では、公園等のオープンスペースを災害がれきの一次仮置場として利用する。

- 各仮置場には簡易破碎機等を導入して、廃木材、コンクリートがらをできるだけ減量化するとともに、23区の基準に従い分別する。
- 各区は特別区対策本部の搬入調整に従い、二次仮置場等へ災害がれきを搬入する。

ウ 二次仮置場

二次仮置場は、特別区が災害がれきの共同処理を行うため、特別区内に複数箇所設置し、各区は一次仮置場から、分別された災害がれきを二次仮置場へと運搬する。

③ 処理に必要な協力体制について

災害がれきの処理に当たっては、次の業務について資器材の提供を含め、民間業者に協力を求めて効率的に実施する。

(資料第73「災害時における災害廃棄物の収集及び運搬に関する協定」資料編P286)

ア 倒壊建物の解体・災害がれきの撤去

- 倒壊建物の解体業務
- 発生災害がれきの撤去業務

イ 一次仮置場の設置

- 一次仮置場の維持管理業務
- 一次仮置場からの災害がれきの搬出

④ 災害がれきの処理

災害がれき処理にあたっては、特別区が連携し、一体となって処理する。短期間での処理を実現するため、特別区内にある既存の処理施設の活用を原則としつつも、必要に応じて広域処理、仮設処理施設の整備も検討する。

(資料第74「災害時における災害廃棄物の処理、処分等に関する協定」資料編P296)

災害がれきはできる限り資源化に努め、埋立処分量の削減を図る。

第 3 部 震 災 復 興 計 画

第1編 復興の基本的な考え方

第1章 基本的な考え方

- 重大な被害を受けたまちや人々の生活を、震災前の平穏な状態に戻すとともに、新しい生活環境の中で将来を見据えたまちづくりを、区民と区・関係機関が協力連携して行う。
- 区は社会公共施設の再建はもとより、区民を守り、支援し、持続的発展が可能なまちづくりを行うため総合的な復興対策を推進する。
- 復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めることが重要である。

第2章 区・区民・事業者の責務

「東京都台東区震災後の復興における市街地の計画的な整備に関する条例」等に、区、区民、事業者の責務は以下のように定められている。

| | 責務 |
|-----|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ① 被災前から災害復興を計画的に、かつ迅速、円滑に推進するための行動指針や手引書としてのマニュアルを常備し、常に見直すこと ② 被災後は、このマニュアルに従って災害復興に関する事務を進めること ③ 国、東京都及び関係する自治体と連携し、被災前から防災まちづくりや被災後の復興まちづくりをし、その他必要な施策を実施すること |
| 区民 | <ul style="list-style-type: none"> ① 震災前から被害を最小限にするために、総合的な防災まちづくりについて理解すること ② 被災後は復興に努め、復興まちづくりに協力すること |
| 事業者 | <ul style="list-style-type: none"> ① 事業活動を行う際には、震災後の被害を最小限にするための準備を行うとともに、総合的な防災まちづくりについて理解すること ② 被災後は事業活動を通じ復興に努め、復興まちづくりに協力すること |

第3章 復興体制

- 区長は、震災後早期に、区民の生活復興及び都市復興を円滑に行うため、本計画の定めるところにより、国・都・他区市町村等と連携・協力して、災害復興基本方針及び災害復興計画を策定し、これに基づき災害復興事業を推進する。
- このため、区長は、必要があると認めるときは、台東区災害復興本部（以下、「区復興本部」という。）を設置する。なお区復興本部の組織及び業務は下記のとおりである。

（資料第4「東京都台東区災害対策本部条例施行規則」資料編P10）

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|--|--|
| 復興危機管理室（危機管理室） | <ol style="list-style-type: none"> 1 東京都震災復興本部及び関係防災機関との連絡に関する事。 2 防災会議に関する事。 3 災害情報の収集及び関係部署への伝達に関する事。 4 災害弔慰金及び災害援護資金の貸付けに関する事。 5 部内及び他部との連絡調整に関する事。 6 部内及び他部への応援に関する事。 |
| 復興総務部（総務部、国際・都市交流推進室、会計管理室、選挙管理委員会事務局、監査事務局） | <ol style="list-style-type: none"> 1 本部長室及び本部の庶務に関する事。 2 本部活動の総括統制に関する事。 3 災害復興に係る人事計画、服務及び給食に関する事。 4 災害復興に係る派遣職員の受入れ及び職員の派遣の連絡調整に関する事。 5 災害復興に係るボランティアの受入れ及び配置に関する事。 6 職員の公務災害補償に関する事。 7 災害復興に係る広報及び広聴に関する事。 8 報道機関との連絡に関する事。 9 災害復興に係る相談所の開設及び運営の総括に関する事。 10 災害復興の記録に関する事。 11 区有財産の被害状況の総括に関する事。 12 復興に係る用地の確保及び調整に関する事。 13 物資、資材、器材等の調達に関する事。 14 車両及び舟艇の調達及び配置に関する事。 15 区有施設の被害状況の調査に関する事。 16 区有施設の復旧計画及び復旧工事に関する事。 17 被災建築物の復旧相談及び技術指導の応援に関する事。 18 建築物の応急危険度判定調査の応援に関する事。 19 住宅の修理の応援に関する事。 20 義援金品、救援物資等の受領の総括に関する事。 21 現金及び物品の出納及び保管に関する事。 22 所管施設の再建及び再開に関する事。 23 他の部、課に属しない事。 24 部内及び他部との連絡調整に関する事。 25 部内及び他部への応援に関する事。 |
| 復興企画財政部（企画財政部） | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害復興計画の策定に関する事。 2 災害復興対策の総合調整及び進行管理に関する事。 3 災害情報の収集及び関係部署への伝達に関する事。 4 復興関係の予算に関する事。 5 復興に係る財政計画の策定に関する事。 6 電子計算組織の維持管理及び保全に関する事。 7 部内及び他部との連絡調整に関する事。 8 部内及び他部への応援に関する事。 |

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|---|---|
| 復興区民部 (区民部) | <ol style="list-style-type: none"> 1 復興相談に関する事。 2 被災者実態調査に関する事。 3 家屋被害状況の調査に関する事。 4 所管施設の再建及び再開に関する事。 5 義援金品、救援物資等の配分の総括に関する事。 6 罹災証明の発行に関する事。 7 見舞金等の支給に関する事。 8 外国人への支援に関する事。 9 義援金品、救援物資等の受領及び搬送に関する事。 10 租税等の減額、徴収猶予または免除に関する事。 11 避難所運営の応援に関する事。 12 行方不明者の相談に関する事。 13 避難所の運営に関する事。 14 避難者及び被災者に対する物資の配給等援護に関する事。 15 ボランティア活動（主に避難所運営）への支援に関する事。 16 国民健康保険料、後期高齢者保険料及び一部負担金の減額、徴収猶予または免除に関する事。 17 部内及び他部との連絡調整に関する事。 18 部内及び他部への応援に関する事。 |
| 復興文化産業 観光部 (文化産業観 光部、産業振興 担当) | <ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の再建及び再開に関する事。 2 災害復興に係る観光施策に関する事。 3 区内産業（公衆浴場を除く。）の被害状況の把握に関する事。 4 区内産業（公衆浴場を除く。）の事業再開の支援に関する事。 5 区内産業（公衆浴場を除く。）の振興支援に関する事。 6 義援金品、救援物資等の配分に関する事。 7 所管施設の再建及び再開に関する事。 8 部内及び他部との連絡調整に関する事。 9 部内及び他部への応援に関する事。 |
| 復興福祉部 (福祉部) | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者実態調査の総括に関する事。 2 公衆浴場の被害状況の把握に関する事。 3 公衆浴場の事業再開の支援に関する事。 4 公衆浴場の復興支援に関する事。 5 ボランティア活動（主に福祉及び医療分野）への支援に関する事。 6 福祉に関わる人材の確保に関する事。 7 被災者に対する資金貸付けに関する事。 8 地域福祉体制の整備に関する事。 9 所管施設の再建及び再開に関する事。 10 行方不明者の相談及び調査の総括に関する事。 11 避難所の高齢者及び障害者の援助及び相談に関する事。 12 在宅の高齢者及び障害者の援助及び相談に関する事。 13 2次避難所の開設及び管理運営に関する事。 14 介護保険料の減額、徴収猶予または免除に関する事。 15 生活困窮避難者に対する援護及び相談に関する事。 16 部内及び他部との連絡調整に関する事。 17 部内及び他部への応援に関する事。 |

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|---------------------------|--|
| 復興健康部 (健康部) | <ol style="list-style-type: none"> 1 区民の健康相談体制の整備に関する事。 2 医療救護所の設営及び医療救護に関する事。 3 医療救護に必要な資材及び物資の確保に関する事。 4 地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、病院等との連絡に関する事。 5 保健対策に関する事。 6 生活環境の整備に関する事。 7 避難所等の衛生管理に関する事。 8 被災者等のメンタルケア及び健康管理に関する事。 9 愛護動物管理及び動物衛生の確保に関する事。 10 所管施設の再建及び再開に関する事。 11 部内及び他部との連絡調整に関する事。 12 部内及び他部への応援に関する事。 |
| 復興環境清掃部 (環境清掃部) | <ol style="list-style-type: none"> 1 がれき等災害廃棄物の処理計画の総括に関する事。 2 がれき等災害廃棄物の処理に係る関係機関等との連絡調整に関する事。 3 所管施設の再建及び再開に関する事。 4 ごみの収集及び処理に関する事。 5 し尿の収集及び処理に関する事。 6 道路障害物除去作業の支援に関する事。 7 復興事業に係る環境保全に関する事。 8 部内及び他部との連絡調整に関する事。 9 部内及び他部への応援に関する事。 |
| 復興都市づくり部 (都市づくり部、土木担当) | <ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況調査の総括に関する事。 2 都市復興計画の策定に関する事。 3 用地の確保に関する事。 4 市街地復興事業の推進に関する事。 5 市街地再開発事業に関する事。 6 道路等の復興事業の計画調整に関する事。 7 ライフラインの復旧状況の把握に関する事。 8 道路障害物（主に道路占有物件及び車両）の除去に関する事。 9 道路等の復興事業に関する事。 10 道路障害物の除去に関する事。 11 道路障害物、道路等の復興事業に伴うがれき等災害廃棄物の処理計画に関する事。 12 公園施設の復興事業の計画調整に関する事。 13 公園施設の復興事業に関する事。 14 公園、児童遊園、公園予定地等の土地利用の調整に関する事。 15 被災建築物の復旧相談及び技術指導に関する事。 16 建築制限の実施に関する事。 17 家屋被害状況の調査に関する事。 18 建築物の応急危険度判定調査の実施に関する事。 19 がれき等災害廃棄物の処理計画に関する事。 20 住宅の修理に関する事。 |

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|---------------------|---|
| | 21 住宅復興計画の策定及び推進に関すること。 22 応急仮設住宅の設置に関すること。 23 自力再建への支援に関すること。 24 住宅の供給に関すること。 25 部内及び他部との連絡調整に関すること。 26 部内及び他部への応援に関すること。 |
| 復興教育部 (教育委員会事務局) | 1 東京都教育庁、台東区教育委員会及び学校との連絡に関すること。 2 区立学校等教育施設の被害状況の調査に関すること。 3 区立学校等教育施設の復興計画に関すること。 4 部内及び他部との連絡調整に関すること。 5 避難所の運営に対する協力に関すること。 6 被災児童、生徒等の安否確認及び避難先調査に関すること。 7 被災児童、生徒等への学用品等の支給に関すること。 8 被災児童、生徒等への支援に関すること。 9 施設利用者への支援に関すること。 10 施設利用者のメンタルケアに関すること。 11 施設利用者の安否確認及び避難先調査に関すること。 12 所管施設の再建及び再開に関すること。 13 社会教育施設及び社会体育施設の復興計画に関すること。 14 文化財の復旧に関すること。 15 被災児童、生徒等のメンタルケアに関すること。 16 被災児童、生徒等の安全衛生及び健康の維持に関すること。 17 学校教育の早期再開の実施に関すること。 18 学校備品、教材、教具等の整備に関すること。 19 部内及び他部との連絡調整に関すること。 20 部内及び他部への応援に関すること。 |
| 復興議会部 (議会事務局) | 1 議会との連絡に関すること。 2 他自治体からの応援議員の対応に関すること。 3 他部への応援に関すること。 |

1 台東区災害復興本部の設置

(1) 区復興本部の設置

区長は、重大な震災被害により都市の復興及び区民生活の再建と安定に関する事業を速やかにかつ計画的に実施する必要があると認めるときは、被災後1週間程度を目途に区復興本部を設置する。総務部長は、震災被害の重大性に鑑み、都市の復興及び区民生活の再建と安定に関する事業の迅速かつ組織的・計画的遂行のため区復興本部を設置する必要があると認めるときは、その設置を区長に申請する。

① 区復興本部の設置の通知等

(ア) 総務部長は、区復興本部が設置されたときは、直ちにその旨、国・都・区各部長及び隣接区長、関係機関に通知しなければならない。

(イ) 総務部長は、区復興本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表するとと

もに区民への周知を図る。

(ウ) 各部長は、総務部長から区復興本部の設置の通知を受けたときは、その旨、所属職員に周知する。

(2) 区復興本部の廃止

本部長は、都市の復興及び区民生活の再建と安定が図られたと認めるときは、区復興本部を廃止する。

区復興本部の廃止の通知等は、区復興本部の設置の通知等に準じて処理する。

2 区復興本部の組織・運営

(1) 区復興本部の構成員

| 構 成 員 | | 所 掌 事 務 |
|-------|-------------|--------------------------------|
| 本部長 | 区長 | 本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。 |
| 副本部長 | 副区長 教育長 | 本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。 |
| 本部員 | 本部を構成する部の部長 | 本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。 |

(2) 区復興本部の運営組織

| 運営組織 | 構 成 員 | 所 掌 事 務 |
|------------|--------------|---|
| 復興本部 会議 | 本部長、副本部長、本部員 | ①災害復興に係る基本的な方針及び総合的な計画の審議策定 ②災害復興に関する国、東京都及び他の地方公共団体との連絡調整 |
| 部 | 本部を構成する部の部長 | 部の事務を掌理する。 |

第4章 復興計画の策定

1 災害復興基本方針の策定

復興後に目指すべき区民生活やまちの姿を示しその実現に向けての基本戦略を明らかにするため、本部設置後1週間程度を目途に災害復興基本方針を定める。

2 災害復興計画の策定

災害復興基本方針に基づいて、復興の基本目標と復興事業の体系を明らかにするため、被災後6か月を目途に災害復興計画を策定する。

また、都市の復興等具体的な事業計画を必要とする分野については、災害復興計画の策定と並行して、個別の復興計画を策定する。

第2編 都市の復興

第1章 都市の復興

都市の復興は、まちの再建であると同時に、新たなまちづくりのスタートでもある。国や都とともに、区と区民が一体となった総合的なまちづくりを推進する必要がある。そのため、平成31年3月に修正した「台東区震災復興マニュアル」に従い、効率よく効果的な応急対策から将来的なまちづくりを視野に入れた都市の復興に取り組む。

1 被害の把握

発災後、直ちに現地情報や消防・報道等からの情報をもとに区内全域の被害概況を把握する。区が甚大な被害を被り、都市復興が必要と認められた場合は災害復興本部を設置する。

2 復興基本方針の策定

被災後2週間以内に都と協議の上、生活再建、防災性の向上、生活環境の向上等を柱とした基本目標や都市基盤整備の復興方針及び市街地の復興方針等、復興に向けた区の基本的な考えを示した「都市復興基本方針」を策定し、広く区民に公表・周知する。

3 建築制限の実施

被災の激しい地区を対象に建築基準法に基づく建築制限を実施する。このため、建築制限区域原案を作成し東京都と制限区域の調整をする。

東京都は建築制限の区域指定を都全体として行う。区は、区民の理解と協力が得られるよう、きめ細かな相談や支援及び適切な情報提供を行う建築相談コーナーを開設する。

4 時限的市街地づくり

区は都と協力して被災した区民の復興に至るまでの一時的な生活の場として時限的市街地の建設を支援する。時限的市街地は、仮設の住宅や店舗等と利用可能な残存建物で構成する。

5 復興対象地区の指定

被災状況の全体像が明らかになる被災後1か月を目途に「東京都台東区震災後の復興における市街地の計画的な整備に関する条例」（以下、「復興整備条例」という。）に基づき、復興対象地区の指定を行う。

（資料第8「東京都台東区震災後の復興における市街地の計画的な整備に関する条例」

資料編P46）

また、重点復興地区及び復興促進地区内において、緊急かつ健全な復興を行う必要がある区域については、「被災市街地復興特別措置法」に基づき、被災市街地復興推進地域に指定する。

復興対象地区（復興整備条例第6条）

| | |
|--------|--|
| 重点復興地区 | 建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失または都市基盤施設の損壊等の壊滅的な被害を受け、震災復興のための建築物等の更新及び都市基盤施設の整備を緊急かつ重点的に行うことが必要な地区。 |
| 復興促進地区 | 相当数の建築物等が倒壊または焼失し、かつ、その地区内の一部の地域が建築物等の集中的倒壊若しくは面的焼失または都市基盤施設の損壊等の甚大な被害を受け、当該地域を含めた都市基盤施設の整備等を一体的に行うことが必要な地区。 |
| 復興誘導地区 | 建築物等が倒壊または焼失し、当該建築物等の更新を誘導することが必要な地区。 |

建築行為の制限及び届け出

| | |
|------------------|--|
| 重点復興地区 復興促進地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・被災市街地復興特別措置法等に基づく被災市街地復興推進地域に指定された区域は建築行為を制限し許可制とする。 ・その他の区域は建築行為の届け出を義務付ける。 |
| 復興誘導地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・建築行為の届け出を義務付ける。 |

6 都市復興基本計画の策定

大規模な被害を受けた地区を、災害に強く、良好な環境へ復興するために、復興まちづくりの計画を立案・策定する。

地区の被害の状況、被災前からの地域特性によって、復興に向けた実現手法、まちの復興イメージが異なることから、被害の程度、被災前の基盤整備状況等の指標によって地区を区分し、各々の地区ごとの復興まちづくり計画を立案・策定する。

(1) 都市復興基本計画（骨子案）の公表

区が取り組む都市復興の方向性を示した「都市復興基本計画」の骨子案を作成し、区民に周知する。

(2) 復興都市計画の策定

区民の視点からのまちづくり提案を生かしつつ、復興対象地区ごとに復興まちづくりの方向性を示した「復興まちづくり計画」、具体的な都市計画事業の内容を示した「復興都市計画」及び復興誘導地区におけるまちづくり方針を策定する。

(3) 都市復興基本計画の策定

「復興都市計画」での復興の考え方を「都市復興基本計画」骨子案に追記して、区全域における都市づくり部門の復興基本計画となる「都市復興基本計画」を策定する。

7 都市復興事業の推進

区民と策定した都市復興の計画を実現するため、事業施行期間及び資金計画など、より詳しい内容を盛り込んだ復興まちづくりの事業計画を定める。都市復興事業は、事業計画に基づき区民と協働で推進する。

8 まちづくりについての合意形成、区民参加

平常時における「協議会方式」等による参加型まちづくりを推進し、非常時においても活動できる体制を整える。そのために、地域ごとのまちづくり協議会の設置を検討し、平常時から災害に強いまちづくりのための取組みを進め、事前に非常時におけるまちづくりのための指針や計画を策定しておく。

第3編 生活の復興

第1章 生活の復興

平成31年3月に修正した「台東区震災復興マニュアル」に基づき、被災後に区民が1日も早く従前の生活を取り戻し、安定した生活を送れるよう、住宅、教育、消費生活、産業経済などの分野に係る復興に取り組む。

1 住宅

住宅は区民の生活基盤となるものであり、応急対策後は区民が主体となって復興へ取組めるよう、国や都と一体となった対応が必要となる。特に都との連携を図り効率良い対応をすすめるため、区の役割について応急対策も含め、区民の自力再建への支援・公的住宅の供給について準備を進める。

また、都が策定する東京都住宅復興計画を見据え、住宅復興のための施策として、自力による復興を基本として「応急的な住宅の確保」、「自力再建への支援」及び「公的住宅の供給」により、まちづくりと連携しながら、震災発生後できるだけ早期に被災者に対して住宅復興への道筋を明示するとともに、できるだけ多様な住宅対策を講じ、区としての住宅復興計画の準備を進める。

(1) 自力再建への支援

都が行う住宅の取得等に対する支援・マンション等の再建に対する支援・情報提供及び相談の実施に関する事務に協力する。

(2) 公的住宅等の供給

都が行う公営住宅等の供給・特定優良賃貸住宅の供給促進に関する事務に協力する。

2 教育

幼児・児童・生徒にとって学校（園）での生活は日常生活の一部である。また家族にとっても、子供たちの教育や健康管理などの不安を取り除くことは、安定した生活のための一助となる。そのために、速やかな教育活動の再開にむけて対応する。

(1) 被災・安否状況の把握

区（教育委員会）は、学校（園）長を通じて電話・家庭訪問などの活用により、幼児・児童・生徒・保護者及び教職員等の被災・安否状況と、教科書・文具等の紛失・消失状況を把握させる。

(2) 授業再開への準備

学校（園）長は、授業再開に必要なスペースなどの安全確認・整備を行い教室等の確保に当たる。

区（教育委員会）は、必要な教職員の確保及び学校給食の再開に向けて努力する。また、被災した幼児・児童・生徒等に、被害の実情に応じて教科書・文具等を学校（園）長を通じて支

給するとともに、教育活動に必要な教材・教具の調達に当たる。

(3) 応急教育計画の見直し

学校（園）長は、施設や幼児・児童・生徒・教職員の被災状況等諸般の状況を勘案し、応急教育計画を見直す。また、教育活動の再開に際しては、健康・安全教育、生活指導に重点をおくとともに、被災児童等の心のケア対策に十分留意する。

(4) 転入学等

学校（園）長は、区（教育委員会）と連携し、幼児・児童・生徒の避難先が遠距離の場合は、原則として転退学の手続きをとる（学校に通学可能な範囲の避難所に避難している児童・生徒については、原則として元の学校に籍をおく。）。なお、学校（園）長はこのことについて保護者に事前に十分周知するとともに転出入に伴う手続きについて、避難所等に掲示するなどして保護者に周知徹底する。

また、区（教育委員会）は、転入学に伴う学籍変更や入学相談について対応する。

3 消費生活

災害後の区民の消費生活をまもり安定した暮らしを確保する。便乗値上げや悪質な商法に対応するため、関係団体等と協力して対応する。

(1) 安定した商品の供給

区内商店やコンビニエンスストア等や商店街連合会への協力要請により、安定した質・量・価格での商品の供給の維持を図る。

(2) 公正な商取引の維持

便乗値上げや悪質な商法を行わないよう広報し、区民への相談窓口を開設する。報告・相談があった場合は実態を把握し注意を促す。必要により、消費者団体等に協力を要請し、監視・実態調査に努める。

4 産業経済

雇用・事業者（所）等への支援を通じて区民の生活を維持し、災害復興への基盤づくりを行う。

(1) 雇用者への支援

区は国・都と連携し施策に協力するとともに、区内の業界団体・組合等へ雇用の維持について要請を行う。

(2) 離職者への支援

区は避難所等に開設する相談所等において離職者の状況を把握し国・都に報告するとともに、状況によっては臨時職業相談所等の開設を国・都に要請する。

(3) 事業者への支援

- 都は事業者（所）の被害状況を把握し、状況に応じて一時的な事業スペースの確保・再建のための金融支援・取引等のあっせんを行う。
- 区は業界団体・金融機関・商店街組合等を通じて事業者（所）の被害状況・復旧状況を把握する。その上で、一時的な事業スペースを必要とする事業者に対しては提供可能な公共用地等を選定し、共同仮設工場や共同仮設店舗を設置して賃貸する。また、金融支援を必要とする事業者に対しては金融機関・保証協会との連携のもと利子補助等の支援を行う。

第 4 部 南海トラフ地震等 に伴う対応措置

第1編 対策の考え方

気象庁では、平成29年11月1日から「南海トラフ地震に関する情報」の運用を開始したことに伴い、東海地震のみに着目した従来の「東海地震に関する情報」の発表は行わないこととした。

ただし、東京都地域防災計画震災編（令和元年修正）「第4部 南海トラフ地震等防災対策」では、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日付変更）を受けた対応については、別途定める」こととし、「変更後の基本計画を受けた対応を別途定めるまでの間、気象庁が発表することとしていた『東海地震に関する情報』を『南海トラフ地震に関する情報』に読み替えた上で、本章の規定を基本として対応する」こととしていた。

そのため、台東区地域防災計画においても、従来の「東海地震に関する情報」を「南海トラフ地震に関する情報」に読み替えた暫定的な対応として定めるものとしていた。

令和3年5月に南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更され、東京都地域防災計画震災編からは「東海地震に関する情報」を「南海トラフ地震に関する情報」に読み替える暫定的な対応についての文言が削除された。

台東区は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定はされていないが、南海トラフ地震が起きた場合には、全国的な社会的混乱が発生することは当然予想され、区民生活の安定のための対応が必要である。

このため、台東区では、南海トラフ地震に関する情報が発表された場合に備えた対策をとることとし、以下に南海トラフ地震防災対策を記載する。

なお、東海地震については、根拠法である大規模地震対策特別措置法が廃止されていないことから、本編を充用するものである。

第2編 対応方針

- 1 区は、都市機能を極力平常どおり確保することを基本としながら、「南海トラフ地震に関連する情報」に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置をとること、及び南海トラフ地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とする。
- 2 区は、南海トラフ地震防災対策推進地域ではないことから、本計画の実施に関しては、行政指導又は協力要請で対応する。
- 3 大規模地震対策措置法に基づく警戒宣言に伴うこれまでの対応で培われた防災関係機関の計画及び連携の蓄積を、「南海トラフ地震防災対策」に継続させることとする。
- 4 南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められた際は、第4部南海トラフ地震防災対策を速やかに見直す。

第3編 南海トラフ地震に関連する情報が発表された場合の対応

1 南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件

気象庁は、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、「南海トラフ地震に関連する情報」の発表を行う。

| 情報名 | 情報発表条件 |
|------------------------|---|
| 南海トラフ地震に関連する情報 (臨時) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いで異常な現象(※)が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○ 観測された現象の調査結果を発表する場合 |
| 南海トラフ地震に関連する情報 (定例) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合(ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。) <p>※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。</p> |

- ※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。
- ※ 南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査を開始する対象となる現象

2 南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合の対応

区は、南海トラフ地震に関連する情報(臨時)が発表された場合は、内閣府、東京都がとる対応に関する情報を収集し、防災関係機関と十分な連携のもと、社会的混乱の発生の防止、地震による被害を最小限にとどめる対応をとるものとする。

- (1) 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合は、危機・災害対策課職員は情報収集にあたる。
- (2) 観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合は、情報連絡体制をとり、関連情報を収集する。情報収集の結果、必要に応じて、非常配備体制に移行する。

第4編 東海地震事前対策

第1章 策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日施行された。

この法律は、地震防災対策強化地域（以下、「強化地域」という。）の指定及び強化地域に係る地震観測体制の強化並びに警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としている。

この法律に基づき、昭和54年8月7日に、東海地震（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合、木造建築物等に著しい被害を生ずるおそれのある震度6弱以上と予想される地域（6県167市町村）が「強化地域」として指定された。

この折、東京都の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱、地域によっては震度5強程度と予想されることから、強化地域として指定されなかった。

平成14年12月中央防災会議において、東海地震に関する想定震源域が見直される報告がなされたことから、平成14年4月24日付内閣府告示第12号によって新たに1都96市町村が指定され、都下では新島村、神津島村及び三宅村が津波による強化地域に指定された。

このため、東京都は、大規模地震対策特別法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施を義務付けられ、平成14年10月、東京都地域防災計画付編「警戒宣言に伴う対応措置」を改め震災編第5部「東海地震事前対策」を策定した。

その後、国による、「東海地震対策要綱」の策定、「東海地震に係る地震防災基本計画」の修正及び「東海地震に関する新しい情報発表について」の発表など東海地震対策を取り巻く状況の変化があった。

このような情勢の変化や国による東海地震対策の方針変化を考慮し、あらためて東海地震に係る諸対策の見直しを行うため、東京都地域防災計画震災編第4部第5章「東海地震事前対策」の所要の追加及び修正を行った。

一方、台東区の地域は、東海地震が発生した場合、震度5弱程度と予想されることから、強化地域として指定されなかったため、台東区には、大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災強化計画の策定及び地震防災応急対策の実施等が義務づけられていない。

しかし、震度5弱程度の揺れであっても、局地的にかなりの被害が発生することが予想される。また、東京は首都として日本の政治、経済、文化等の中心であり、極度に人口及び都市機能等が集中していることから、警戒宣言が発せられた場合、社会的混乱の発生が懸念される。

このため、台東区防災会議は、東海地震の発生及び警戒宣言が発せられた場合に備えた対策をとることとし、「警戒宣言に伴う対応措置」を策定するものである。

第2章 基本的な考え方

本計画は、次の考え方を基本に策定したものである。

- 1 東海地震とは、南海トラフ巨大時品の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究および観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされていた。
しかし、中央防災会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」報告（平成29年9月）で、現在の科学技術では、確度の高い地震の予測はできないとされたことから、平成29年11月1日から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁から発表される運用に転換されている（従前は、前兆的な「ゆっくりすべり」を監視し、通常とは異なる変化が観測された場合に「東海地震に関連する情報」が気象庁から発表されていた）
そのため、南海トラフ沿いにおける地震に対する区の防災対応は第4部第1編から第3編における南海トラフ地震等防災対策に基づくものとする。なお、ここでは大規模地震対策特別措置法が廃止されていない状況を踏まえ、東海地震の発災前に、被害の防止及び軽減を図るための事前対策をまとめたものである。
- 2 警戒宣言が発せられた場合においても、東京の都市機能は極力平常どおり確保することを基本としながら、（1）警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置、（2）東海地震による被害を最小限にとどめるための防災措置を講ずることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的とした。
- 3 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生または警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めたものであるが、東海地震注意情報発令時から警戒宣言が発せられるまでの間においても混乱が発生することが予想されることから、この間における混乱防止のため必要な対策も盛り込んだものである。
- 4 東海地震に係る予防対策及び応急対策は、台東区地域防災計画のうち、「第2部 施策ごとの具体的計画（予防・応急・復旧）」で対処する。
- 5 台東区の地域は、大規模地震対策特別措置法が適用されないため、本計画の実施に関しては、行政指導または協力要請で対応することとする。
- 6 本計画の策定に当たっては次の事項に留意した。今後、本計画の実施に当たり十分配慮するものとする。
 - （1）警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は、特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。
 - （2）警戒宣言が発せられた時点から地震発生の可能性があるため、対策の優先度を配慮する。
 - （3）区及び各防災機関並びに隣接区等と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3章 前提条件

本計画策定に当たっての前提条件は、次のとおりとした。

- 1 東海地震が発生した場合、台東区の予想される震度は震度5弱程度である。
- 2 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。

このため、本計画においては、警戒宣言が発せられる時刻を、原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。

ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

第4章 防災機関の業務大綱

各防災機関が実施する業務等の大綱は、おおむね次のとおりである。

1 台東区

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|-------|--|
| 台東区 | 1 台東区防災会議及び台東区災害対策本部に関すること 2 東海地震対策の連絡調整に関すること 3 東海地震に係る災害の予防、応急対策に関すること 4 地震予知情報等の収集伝達に関すること 5 住民等に対する防災対策の指導に関すること |

2 東京都

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|---------------------------------|---|
| 警視庁 (第六方面本部・ 各警察署) | 1 各種情報等の収集、連絡に関すること 2 犯罪の予防その他社会秩序の維持に関すること 3 交通の混乱等の防止に関すること |
| 東京消防庁 (第六消防方面本部 ・各消防署) | 1 各種情報等の収集、連絡に関すること 2 災害の予防、警戒に関すること 3 区民の指導に関すること 4 事業所の消防計画、危険物施設の予防規程に関すること |
| 水道局 (中央支所) (文京営業所) | 1 水道施設の保全に関すること 2 応急給水の準備に関すること |
| 下水道局 (北部下水道事務所) (台東出張所) | 1 下水道施設の保全に関すること |
| 建設局 (第六建設事務所) | 1 水防に関すること 2 道路及び橋梁の保全に関すること |
| 交通局 (都営地下鉄) | 1 鉄道輸送に関すること 2 都営地下鉄施設の保全に関すること |
| 消防団 (上野消防団、浅草消 防団、日本堤消防団) | 1 各種情報等の収集、連絡に関すること 2 災害の予防、警戒に関すること 3 区民の指導に関すること |

3 自衛隊

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|------------------|------------------------|
| 陸上自衛隊 第一普通科連隊 | 1 東海地震関連情報の収集、伝達等に関する事 |

4 指定公共機関

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|---------------------------|---|
| 日本郵便 (上野郵便局、浅草郵便局) | 1 郵便事業の運行管理及び施設等の保全に関する事 |
| J R東日本 (区内各駅) | 1 鉄道施設の保全に関する事 2 鉄道輸送の確保に関する事 3 鉄道輸送の混乱防止に関する事 |
| N T T東日本 | 1 電話等の通信の確保に関する事 |
| 東京電力 パワーグリッド (上野支社) | 1 電力供給の確保に関する事 2 電力施設等の安全・保守に関する事 |
| 首都高速道路 (東京西局) | 1 首都高速道路の保全に関する事 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事 |
| 東京ガスグループ | 1 ガスの供給に関する事 2 ガス施設の保全に関する事 |

5 指定地方公共機関

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|----------|---|
| 東武鉄道 | <ol style="list-style-type: none"> 1 地震警戒体制に関すること 2 列車運行に関すること 3 要注意か所の点検に関すること 4 旅客に対する広報及び誘導に関すること 5 応急対策従事員の教育、訓練に関すること |
| 京成電鉄 | <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道輸送に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること |
| 東京地下鉄 | <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道輸送に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること |
| 首都圏新都市鉄道 | <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道輸送に関すること 2 鉄道施設の保全に関すること |

6 公共的団体

| 機関の名称 | 事務または業務の大綱 |
|-----------------------------|---|
| 医師会 (下谷医師会・浅草医師会) | <ol style="list-style-type: none"> 1 医療及び助産活動の迅速的確な体制準備に関すること |
| 歯科医師会 (台東区歯科医師会・浅草歯科医師会) | <ol style="list-style-type: none"> 1 歯科医療活動の迅速的確な体制準備に関すること |
| 薬剤師会 (下谷薬剤師会・浅草薬剤師会) | <ol style="list-style-type: none"> 1 医療活動の迅速的確な体制準備に関すること |
| 柔道整復師会 (東京都柔道整復師会台東支部) | <ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護活動の迅速的確な体制準備に関すること |
| 獣医師会 (台東区獣医師会) | <ol style="list-style-type: none"> 1 動物の医療救護活動の迅速的確な体制準備に関すること |

第5章 事前の備え

1 東海地震に備え、整備する事業

地震による被害を未然に防止するための予防対策は、台東区地域防災計画震災予防計画に基づき実施する。しかし、大規模地震対策特別措置法（昭和53年6月15日公布）の制定を契機として、地震の予知に基づく対策、特に予知情報による社会的混乱の防止という新たな課題が生じてきた。

このため、本章では、①警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱を防止するために必要な設備・資器材等の整備と、②従来から推進してきた予防対策のうち東海地震が発生した場合に備え、被害を軽減するため緊急に整備すべき事業をとりあげるものとする。

(1) 情報連絡体制の整備

| 機 関 | 内 容 |
|------|---|
| 台東区 | 正確な情報を迅速かつ円滑に伝達するため、固定系防災行政無線の屋外拡声器を設置するとともに、同じ放送が屋内でも受信できるように、防災ラジオを整備する。 |
| 各警察署 | 運転者等に警戒宣言及び地震予知情報等を伝達するため、広報用横断幕、立看板等の資器材を整備する。 |
| 各消防署 | 警戒宣言が発せられた場合等においては、区民に対し迅速かつ正確な情報を伝達する必要がある。 このため、無線機器等情報連絡用資器材の整備を検討する。 |

(2) 公共輸送施設対策

| 機 関 | 内 容 |
|--------------------|--|
| J R東日本 (台東区内各駅) | (1)地震防災体制の整備 消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画相当事項及び発災時の震災対策を定めるとともに、昼夜別の防災体制の確立を図る。 (2)危険防止対策 駅舎内外における落下・倒壊のおそれのあるか所及び火気使用施設・器具を定期的に点検し保守機関と連絡の上整備を図る。 |
| 東武鉄道 | (1)線路及び諸施設を点検し、あらたに要注意か所の有無を調査する。 (2)要注意か所の点検監視を強化するとともに、地震による被害の軽減対策の可能なか所については、逐次対策を推し進める。 (3)災害発生後の復旧を速やかにするため、管理区の復旧資材や機器等を確認整備するとともに、関係業者にこの旨を要請する。 |
| 京成電鉄 | 警戒宣言、地震予知情報等の把握並びに所属各部所に対する情報伝達を的確なものとするため、通信の整備を行う。 |
| 東京地下鉄 | |
| 都営地下鉄 | |
| 首都圏新都市 鉄道 | |

2 広報及び教育

(1) 広報

地震予知を前提とした東海地震に適切に対応するためには、区民の意識とその活動のあり方が最大の課題となる。

このため、区民が東海地震を正しく受けとめ、これに対して的確な行動がとれるよう、平常時から広報及び教育を行い、地震に関する知識と防災対応の啓発を図る。

(2) 教育

各学校（園）においては、次の事項について、関係職員及び幼児・児童・生徒に対する地震防災教育を実施し、保護者に対し連絡の徹底を図る。

① 教育指導事項

東京都教育委員会「安全教育プログラム」における、必ず指導する基本的事項に基づき指導する。

- 地震発生時の安全行動
- 登下校（園）時等の安全行動等

② 教育指導方法

児童・生徒に対しては、防災教育副読本「地震と安全」、小・中学校版防災教育補助教材「3.11を忘れない」（新版）及び高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康～3.11を忘れない～」等を活用し、地震に関する防災教育を推進する。

3 事業所に対する指導

警戒宣言が発せられた場合の社会的混乱防止等については、全ての事業所の果たす役割が非常に大きい。このため、事業所に対し、消防計画の作成等の指導を行う。

(1) 対象事業所

① 一般事業所

- 消防法及び東京都火災予防条例により消防計画等を作成することとされている事業所
- 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成しなければならない事業所

② 特定事業所

危険物施設のうち、予防規程を作成することとされている事業所

(2) 指導の内容

- 消防計画等に定める事項
- 予防規程に定める事項（危険物の規制に関する規則第60条の2第2項に規定する事項を含む）
- 事業所防災計画に定める事項

(3) 指導の方法

- 印刷物による指導
- 講習会、講演会その他各種集会における指導
- 各種業界、団体等の自主防災研修における指導
- その他立入検査等消防行政執行時における指導
- ホームページによる周知

4 防災訓練

警戒宣言時における防災措置の円滑化を図るため、警戒宣言等の情報伝達体制の確立に重点を置き、次のとおり防災訓練を実施する。

| 機 関 | 内 容 |
|------|--|
| 台東区 | <p>台東区総合防災訓練等各種訓練に、警戒宣言等に関する想定を取り入れて実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訓練と協力体制 情報の収集伝達と各防災機関・町会等密接な連絡を保つものとする。 2 総合防災訓練 区と区民、民間協力団体及び関係防災機関が一体となって防災意識の高揚、防災活動の習熟を図るため実施する。 3 個別防災訓練 自主防災組織相互間の協力関係を推進するため、合同訓練や各単位組織で訓練を実施する。 4 職員参集訓練 警戒宣言時における職員の参集訓練を実施する。 5 本部運営訓練 災害対策本部長を中心に、指揮命令が円滑に伝達されるよう、本部員の訓練を実施する。 |
| 各警察署 | <p>警戒宣言に伴う混乱を防止するため、関係防災機関及び区民と協力して合同訓練を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 参加機関 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区 (2) 区民及び事業所 2 訓練項目 訓練は、機関単独訓練及び関係機関または地域防災組織等との合同訓練に区分して行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 訓練項目 <ul style="list-style-type: none"> ○ 警備要員の招集及び部隊編成訓練 ○ 情報収集伝達訓練 ○ 警備本部設置訓練 ○ 交通対策訓練 ○ 避難誘導訓練 ○ 広報訓練 ○ 救出救護訓練 ○ 通信伝達訓練 ○ 装備資器材操作訓練 (2) 合同防災訓練 台東区及び関係機関と合同して、防災諸対策の総合的訓練を行う。 3 実施回数及び場所 毎年1回以上実施するものとし、場所はその都度決定する。 |

| 機 関 | 内 容 |
|-----------------------------|--|
| 各消防署 | <p>警戒宣言時における防災体制の迅速・的確な確立を図るため、次により訓練を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 参加機関 <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団 ○ 災害時支援ボランティア ○ 協定締結等の民間団体 ○ 区民及び事業所 ○ その他関係機関 2 訓練項目 <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常召集命令伝達訓練 ○ 通信運用訓練 ○ 参集訓練 ○ 部隊編成及び部隊運用訓練 ○ 初動措置訓練 ○ 消防団との連携訓練 ○ 情報収集訓練 ○ 協定締結時の民間との連携訓練 ○ 震災警防本部等運営訓練 ○ 各種計画、協定等の検証 3 実施回数及び場所 <p>必要に応じて実施するものとし、場所はその都度指定する。</p> |
| 水道局 (中央支所) (文京営業所) | <ol style="list-style-type: none"> 1 訓練内容 <ul style="list-style-type: none"> ○ 給水対策本部の設置に関する本部運営訓練 ○ 職員の参集及び配置替え等職員の非常参集訓練 ○ 情報連絡活動の習熟を目的とした通信連絡訓練 ○ 水道施設の保安点検及び応急給水などの訓練 2 訓練方法 <p>訓練は、各部と事業所が一体となって実施する総合訓練と事業所ごとに実施する個別訓練があり、次のとおり実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定期訓練を年1回以上実施する。なお、訓練は、職員の分担を決めた上で行う。 ○ 随時の訓練は、職員に異動があったとき及び水道施設の新設や運転方法に変更があったときなど、必要に応じて実施する。 |
| 下水道局 北部下水道事務所 (台東出張所) | 警戒宣言時の対応措置の円滑化を図るため、年1回以上防災訓練を実施する。 |
| 都営地下鉄 | <p>防災対策に従事する職員に対し、防災対策に必要な次の訓練を年1回以上実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常招集訓練 ○ 情報連絡訓練 ○ 旅客誘導案内訓練 ○ 各担当に必要な防災訓練 <p>なお、区、警察、消防等が実施する総合防災訓練等に積極的に参加、地震防災に関する知識の習得を図る。</p> |

| 機 関 | 内 容 |
|------------------------------------|--|
| <p>J R東日本 (台東区内各駅)</p> | <p>警戒宣言発令時並びに地震発生に伴う応急対策、災害復旧等に必要な判断力と技能を養成するため、次の訓練を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 局全般を対象にした総合防災訓練を年1回以上実施する。 2 現業機関 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言発令時の対応訓練 <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報連絡・伝達訓練 ○ 招集伝達・参集訓練 (2) 地震発生時の初動措置訓練 <ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止・防護訓練 ○ 重要書類・物品等の搬出訓練 (3) 応急防災訓練 <ul style="list-style-type: none"> ○ 通報連絡・初期消火・避難誘導訓練 ○ 救出救護訓練 3 都、区その他防災機関が実施する総合共同防災訓練については、積極的に参加し地震防災に関する技能の習得を図る。 |
| <p>N T T東日本</p> | <p>防災を円滑かつ迅速に実施するため、防災訓練を定期または随時に年1回以上実施する。</p> <p>訓練の内容は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言等の伝達 2 非常招集 3 宣言前の準備行動及び宣言が発せられた場合における応急措置 4 災害応急対策 5 避難及び救護 6 その他必要とする事項 <p>国又は東京都及び各区市町村等が主催して行う総合的な防災訓練に参加し、これに協力する。</p> |
| <p>東京電力 パワーグリッド (上野支社)</p> | <p>防災業務計画に定める防災訓練に当たっては、警戒宣言が発せられた場合を想定した情報連絡及び災害対策用資器材の整備・点検を主たる内容とする防災訓練を年1回以上実施する。</p> <p>また、国や区が実施する防災訓練に、積極的に参加する。</p> |

| 機 関 | 内 容 |
|----------|--|
| 首都高速道路 | <p>震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。</p> <p>1 訓練項目</p> <p>(1) 非常参集訓練</p> <p>(2) 初動対応訓練</p> <p>(3) 応急対策訓練</p> <p>(4) 避難誘導訓練</p> <p>(5) その他訓練</p> <p>2 実施時期・回数</p> <p>年1回以上</p> |
| 東京ガスグループ | <p>災害対策を円滑に推進するため、年1回以上実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、国および地方自治体等が実施する防災訓練等に積極的に参加し、連携を強化する。</p> |
| 東武鉄道 | <p>応急対策従事職員に対し、応急対策に必要な次の訓練を年2回以上実施する。</p> <p>1 非常招集訓練</p> <p>2 情報連絡訓練</p> <p>3 旅客誘導訓練</p> <p>4 その他各業務に必要な防災訓練</p> <p>なお、区、警察署、消防署等が実施する防災訓練に参加する。</p> |

| 機 関 | 内 容 |
|----------|--|
| 首都圏新都市鉄道 | <p>非常時召集要員に対し、防災対策に必要な次の訓練を年1回以上実施する。</p> <p>1 異常時総合訓練（10月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 列車防護訓練 ○ 通報連絡訓練 ○ 対策本部・現地本部設置訓練 ○ 情報収集伝達訓練 ○ 救出・避難誘導訓練 ○ 仮設電話設置訓練 ○ 支障物除去訓練 ○ 応急手当訓練 ○ 心肺蘇生訓練 ○ 軌道復旧訓練 ○ 車両脱線復旧訓練 ○ 電車線断線復旧訓練 <p>2 防災訓練（9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非常召集訓練 ○ 一旦停止訓練 ○ その他各所で訓練を実施 <p>なお、区、警察署、消防署等が実施する防災訓練に参加する。</p> |
| その他の機関 | <p>警戒宣言時の対応措置の円滑化を図るため、年1回以上防災訓練を実施する。</p> |

第6章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

東海地震に関連する調査情報（臨時）及び注意情報は、観測データの変化から段階的に気象庁から発表される。

本章においては、東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時に伴う社会的混乱を防止するため、必要に応じて実施すべき対応措置について定める。

1 東海地震に関連する調査情報（臨時）発表時の対応

（1）情報内容と区及び防災関係機関の配備体制

東海地震に関連する調査情報（臨時）は、通常とは異なるデータが観測された場合に発表される情報である。

したがって、東京都総合防災部から東海地震に関連する調査情報（臨時）の連絡を受けた場合は、区及び防災関係機関は、平常時の活動を維持しながら、情報の内容に応じた必要な情報連絡体制をとる。

（2）情報活動

区は、「情報監視体制」をとり、気象庁、都及び関係機関から情報収集を行うとともに、次章の「東海地震注意情報発表時の伝達」に準じて伝達を行う。区が夜間・休日に調査情報を受けたときは、警戒待機者及び宿直員は、危機管理室長の指示により、危機・災害対策課職員が参集するまでの対応を行う。

2 東海地震注意情報発表時の対応

東海地震注意情報（以下、「注意情報」という。）が発表された場合、区・各防災機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備体制に入る必要がある。

このため、ここでは、注意情報発表時の伝達に関して必要な事項を定める。

（1）伝達経路

各機関内部の伝達経路については、各機関であらかじめ定めておくものとする。

（2）伝達方法

伝達は、優先電話等を活用して行うものとする。

（3）伝達体制

注意情報発表時には、区及び各防災機関は、災害対策本部等の設置準備のために必要な体制をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な措置を講ずるものとする。

| 機 関 | 内 容 |
|--------------------|--|
| 台東区 | 東京都総務局総合防災部から注意情報の連絡を受けたときは、直ちに優先電話等により各部課に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に対して周知する。 |
| 各警察署 | 警視庁から注意情報の通報を受けたときは、直ちに携帯無線機若しくは一斉電話により交番等各勤務員に伝達する。 |
| 各消防署 | 東京消防庁から注意情報の通報を受けた時は、直ちに消防電話、消防無線及びその他の手段により、各消防出張所及び消防団に伝達する。 |
| J R東日本 (台東区内各駅) | 地震災害警戒本部を設置することを前提として、本部要員は非常参集して待機する。 |
| その他の機関 | 区災害対策本部から注意情報の通報を受けたときは、直ちに区内各部所及び出先機関に伝達するとともに、必要な関係機関、団体等に伝達する。 |

3 活動体制

(1) 区、警察署、消防署

| 機 関 | 内 容 |
|-----|--|
| 台東区 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置準備 注意情報が発せられた場合、または知り得た場合、直ちに緊急連絡体制をとるとともに、区災害対策本部の設置準備に入る。 なお、夜間、休日等の勤務時間外に注意情報が発せられた場合、または知り得た場合は、警戒待機者が、区幹部に連絡し、登庁を要請する。危機・災害対策課職員は、自発的に参集することになっているが、参集するまでは、警戒待機者及び宿直員が災害対策本部の設置準備等に対応するものとする。 2 職員の参集 職員の参集は、第1次非常配備体制をとる。なお、動員の伝達は、各部で定める情報伝達経路により行うものとする。 3 注意情報発表時の所掌事務 区災害対策本部が設置されるまでの間、危機・災害対策課が関係防災機関の協力を得て次の所掌事務を行う。 (1) 政府の準備活動開始の意思決定や判定会の開催等の注意情報の続報、地震予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 関係防災機関との連絡調整 |

| 機 関 | 内 容 |
|------|---|
| 各警察署 | <p>1 警備本部の設置 注意情報を受けた時点で、次により速やかに各級警備本部を設置し、指揮体制を確立する。</p> <p>(1)方面本部 方面本部長は方面警備本部を設置し、方面区内の警備指揮に当たる。</p> <p>(2)現場警備本部 各警察署長は、現場警備本部を設置し、管内の警備指揮に当たる。</p> <p>2 警備要員の参集 警備要員は、注意情報に基づく招集命令を受けたときまたは注意情報の発表を知ったときは、自所属に参集する。</p> |
| 各消防署 | <p>東京消防庁が注意情報の通報を受けた場合は、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令して次の対応を行う。</p> <p>1 震災態勢</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 情報収集体制を強化 ○ 震災対策資器材等の準備 <p>2 震災非常配備態勢 主に次の対策をとる</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全消防職員及び全消防団員の非常招集 ○ 震災消防活動部隊の編成 ○ 関係防災機関への職員の派遣 ○ 救急医療情報の収集体制の強化 ○ 救助・救急資器材の準備 ○ 情報受信体制の強化 ○ 高所見張員の派遣 ○ 出火防止、初期消火等の広報の実施 ○ その他消防活動上に必要な情報の収集 |

(2) その他の機関

注意情報を受けた場合は、各防災機関は次のとおり実情に応じた防災体制をとるものとする。

| 機 関 | 内 容 |
|-------------|--|
| N T T 東 日 本 | 注意情報の連絡を受けた場合、又は警戒宣言が発せられた場合、次のとおり対策組織を設置し、関係社員を非常招集する。 1 警戒態勢（災害の発生するおそれがある場合） 2 情報連絡室（東海地震注意報が発せられた場合） 3 災害対策本部（大規模な災害等が発生した場合） |
| 首都高速道路 | 注意情報の連絡を受けたときは、緊急体制をとり、速やかに役員及び社員の参集を実施し、緊急災害対策本部を設置する。 |
| 東京ガスグループ | 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の対応南海トラフ地震臨時情報（調査中）を受理した場合、直ちに社内関係部所に連絡するとともに、臨時体制を設置しその対応に当たる。 2 警戒体制の発令および解除 （1）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の情報受理後、社長は直ちに警戒体制を発令する。 （2）警戒体制が発令された場合は、直ちに地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）および地震災害警戒支部（以下「警戒支部」という。）を設置する。 （3）警戒本部長は警戒体制設置後、体制の継続が必要となる地震が発生しなかった場合、3日程度を目安に非常体制から臨時体制への移行、また1～2週間程度を目安に体制の解除を、それぞれ状況に応じて判断する。 |
| 東武鉄道 | 注意情報の連絡を受けたときは、伝達経路により本部関係者や応急対策従事員を非常招集する。 |
| 京成電鉄 | 1 東海地震注意情報を受けたときは、災害対策規則に基づき、災害対策本部を設置する。 2 要員を非常招集する。 |
| 東京地下鉄 | 社内規程に基づき注意情報の連絡を受けたときは、直ちに社員を非常招集して事故・災害等対策本部を設置し対応する。 |
| 首都圏新都市鉄道 | 注意情報の連絡を受けたときは、直ちに非常招集して対策本部を設置する。 |
| その他の機関 | 注意情報の連絡を受けた場合、各防災機関は要員を招集し、待機態勢をとる。 |

4 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの広報

注意情報は、前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表されるものであり、判定会がデータ分析を行っている時期であるから、住民の冷静な対応が望まれるところである。

したがって、区及び防災関係機関は住民に必要な情報を伝達するほか、冷静な行動を呼びかける等混乱の発生を防止するための広報を行う。

5 注意情報発表時の混乱防止措置

注意情報の発表等により種々の混乱が発生するおそれがあるとき、または混乱が発生したときは、これらの混乱を防止するための各防災機関の対応は、次のとおりである。

| 機 関 | 内 容 |
|--------------------|--|
| 台東区 | <ol style="list-style-type: none"> 1 混乱防止に必要な情報の収集及び伝達 2 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 3 その他 |
| 各警察署 | 注意情報発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱が予想される駅及び混乱が発生した駅等に部隊を配置する。 |
| 各消防署 | 注意情報の発表後は、消防団等と連携し、情報収集に努め、住民、事業所に対する広報及び指導を行う。 |
| N T T東日本 | <p>国や地方公共団体から発出される指示及び各種情報受け、また報道機関を通じて報道される地震予知に関する情報等を収集し、これを所定の経路により伝達して、通信の疎通確保、並びにそれぞれの地震防災応急対策に反映させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報収集と伝達 2 通信の利用制限等 3 災害用伝言ダイヤルの提供準備 4 対策要員の確保及び広域応援 5 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保 6 通信建物、設備等の巡視と点検 7 工事中の設備に対する安全措置 8 社員の安全確保 |
| J R東日本 (台東区内各駅) | <ol style="list-style-type: none"> 1 駅社員、鉄道警察職員を派遣するなど駅客扱い要員の増強を図る。 2 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 状況に応じて適切な放送を行い、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、状況判断を速やかに行い、旅客の迂回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。 |
| 都営地下鉄 | <p>主要駅、ターミナル、連絡駅等において、特に混乱が予想される場合は、次の措置を講じ旅客の安全を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察署の協力を得て、警備体制を確立する。 2 状況により、出入口の使用制限を実施する。 |

第4編 東海地震事前対策

第6章 東海地震に関連する調査情報（臨時）・東海地震注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

| 機 関 | 内 容 |
|----------|---|
| 東京地下鉄 | 1 混乱防止を図るため、社員の派遣及び警察官の派遣を要請する。 2 旅客の安全を図るため、状況により次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静に努める。 (2) 改札止め（入場制限）、階段規制、一方通行、必要なか所以外の出入口閉鎖等混乱防止に必要な事項を行う。 |
| 東武鉄道 | 1 警戒宣言が発せられる場合に備えて、駅等の対応を円滑にするため、正確に情報連絡を行う。 2 早期に警察官の派遣を要請し、旅客の混乱防止に努める。 3 駅放送、掲示板及び車内放送等により、運行状況の情報提出に努めるとともに、旅客の冷静な対応を要請する。 |
| 京成電鉄 | 1 要員を非常招集するとともに、早期に警察官の出動を要請する。 2 旅客の安全確保のため、状況により次の措置をとる。 (1) 状況を把握し、適切な放送を行う。 (2) 必要により入場規制を行う。 |
| 首都圏新都市鉄道 | 1 旅客の混乱が予測される場合は、客扱い要員の増強を図るとともに、警察官の派遣を要請する。 2 旅客の安全を図るため、状況により次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送を実施し、旅客の鎮静に努める。 (2) 状況により、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を速やかに行う。 |

第7章 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を緊急に実施する必要があると認めるときは、閣議にかけて、警戒宣言を発するとともに、地震防災対策の強化地域の県知事等に対して、各種の防災措置をとるべき旨を通知する。

東京都の区部は地震対策強化地域に指定されていないが、警戒宣言に伴う社会的混乱の発生を防止するため、的確な対応措置を講ずる必要がある。

本編においては、警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまでまたは警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定める。

1 活動体制

(1) 区の活動体制

① 災害対策本部の設置

警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の規定に基づき災害対策本部（以下、「区本部」という。）を設置する。

② 区本部の設置場所

区本部の設置場所は、研修室・災害対策本部会議室（台東区役所 10 階）若しくは庁議室（台東区役所 4 階）いずれかとする。

③ 区本部の組織

区本部の組織は、災害対策基本法、台東区災害対策本部条例、同条例施行規則の定めるところによる。

④ 本部の所掌事務

- 警戒宣言、地震予知情報及び各種情報の収集・伝達
- 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定
- 生活物資等の動向及び調達準備体制の決定
- 防災機関の業務に係る連絡調整
- 区民への情報提供

⑤ 配備体制

警戒宣言時における区本部の配備体制は、第1次非常配備体制とする。

⑥ 区本部の標示

区本部が設置された場合、「台東区災害対策本部」の標示を行う。

(2) 防災機関等の活動体制

- 指定公共機関及び指定地方公共機関等は、警戒宣言が発せられた場合、台東区地域防災計画の定めるところにより、防災対策を実施する。また、区が実施する防災対策が円滑に行われるように、その所掌事務について適切な措置をとるものとする。
- 指定公共機関等は、上記の責務を遂行するために必要な組織、防災対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておくものとする。
- 区の公共的団体または防災上重要な施設の管理者は、本計画に定めるところにより防災対策を実施するとともに、区が実施する防災対策が円滑に行われるよう、協力するものとする。

(3) 相互協力

- 警戒宣言時において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われない場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておくものとする。
- 防災機関等の長または代表者は、区に対し応急措置の実施を要請し、若しくは応援を求めようとするとき、または区若しくは他の防災機関等の応援のあっせんを依頼しようとするときは、区（危機・災害対策課）に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭または電話をもって要請し、後日あらためて文書により処理するものとする。
 - ① 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっせんを求める理由）
 - ② 応援を希望する機関名（応援のあっせんを求めるときのみ）
 - ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - ④ 応援を必要とする日時、期間
 - ⑤ 応援を必要とする場所
 - ⑥ 応援を必要とする活動内容
 - ⑦ その他必要な事項

2 警戒宣言、地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災機関が警戒宣言及び地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

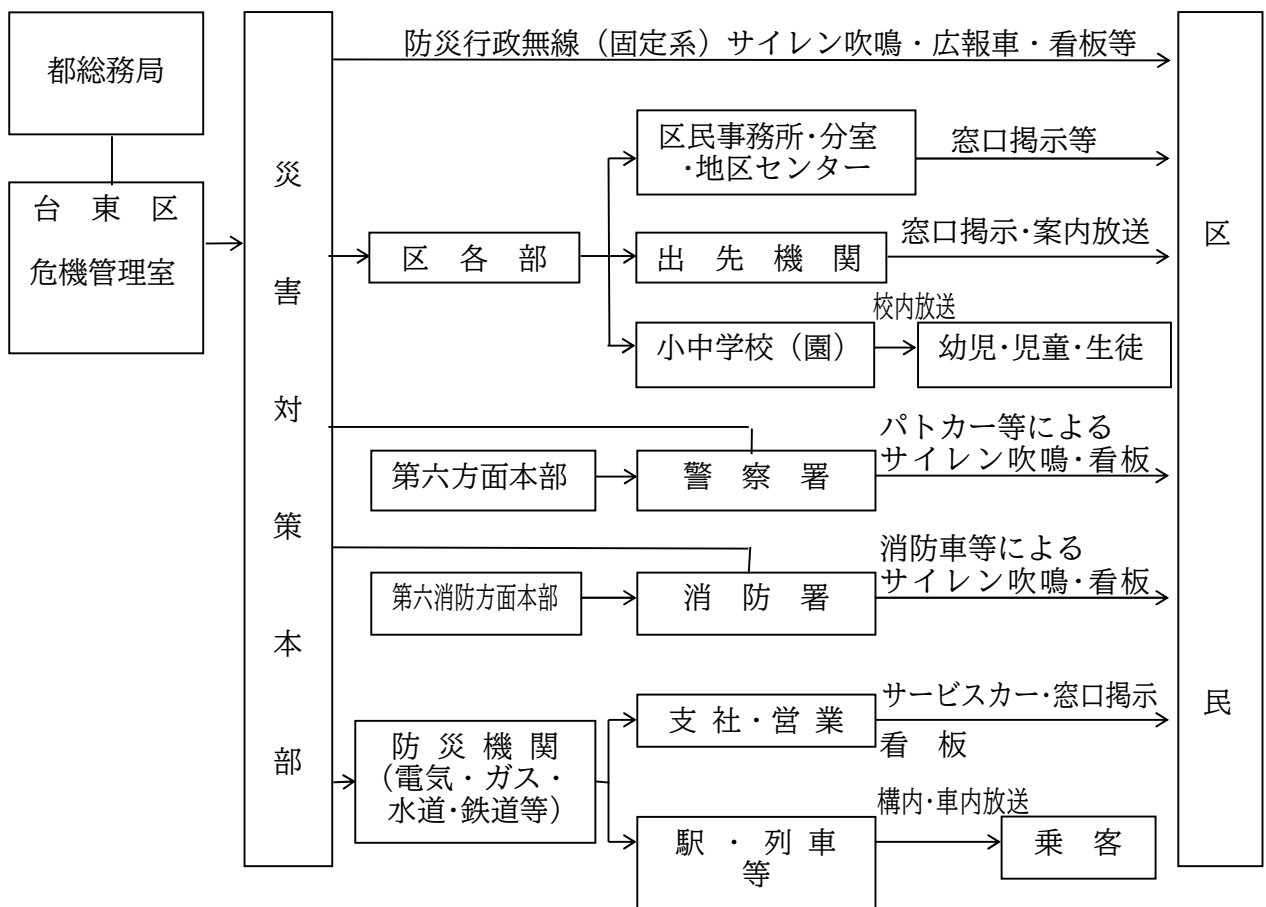
本章では、警戒宣言等の伝達及び警戒宣言時の広報に関し必要な事項を定める。

(1) 警戒宣言の伝達等

① 伝達系統

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりとする。

警戒宣言・地震予知情報等伝達系統図



② 伝達体制

| 機 関 | 内 容 |
|-----------------------|---|
| 台東区 | <ol style="list-style-type: none"> 1 都総務局から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちにその旨を各部課・出先事業所に伝達するとともに、区教育委員会に連絡する。 2 一般区民に対しては、警察署、消防署の協力を得て、サイレンの吹鳴並びに広報車、防災無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。 |
| 各警察署 | <ol style="list-style-type: none"> 1 警視庁から警戒宣言及び地震予知情報等の通報を受けたときは、直ちに警察電話、警察無線及びその他の手段により各交番等の勤務員に伝達する。 2 各警察署は、区に協力し、パトカー等の所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。 |
| 各消防署 | <ol style="list-style-type: none"> 1 情報伝達は、消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防出張所及び消防団に伝達する。 2 各消防署（所）は、区に協力し、消防車等所有車両のサイレン吹鳴による防災信号により、警戒宣言が発せられたことを住民に伝達する。 |
| J R 東 日 本 (台東区内各駅) | <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言の伝達等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し伝達する。 (2) 運行中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長が列車の停車を待って速やかに伝達する。 (3) 旅客等への伝達 <ol style="list-style-type: none"> ア 駅においては、駅頭に掲示するほか、放送をもって行う。 イ 運行中の列車の車掌は、車内の旅客に対し放送をもって行い、旅客の動揺や混乱防止に努める。 2 伝達事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言、地震予知情報の内容 (2) 列車の運転計画及び運転状況 (3) 警戒本部の設置及び警戒体制の実施 |
| 首都高速道路 | 警戒宣言が発せられたときは、非常体制をとり、速やかな役員及び社員の参集、非常災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備えます。 |
| 区医師会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 区は、都総務局から通報を受けたときは、各地区の医師会に伝達する。 2 各地区医師会は、管下の病院、診療所に伝達する。 |

| 機 関 | 内 容 |
|--------|---|
| その他の機関 | 都総務局から通報を受けたときは、直ちに部内各部課及び出先機関に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関、団体、事業所及び施設利用者に周知する。 |

③ 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- 警戒宣言の内容
- 東京での予想震度
- 防災対策の実施の徹底
- その他特に必要な事項

(2) 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、地震に備えての防災措置が実施される一方、駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の異常輻そうなどの混乱も考えられる。

これらに対処するため、テレビ、ラジオ等による広報のほか、各防災機関及び区等が広報活動を実施する。

なお、各現場で混乱発生のおそれが見込まれる場合は、各防災機関において必要な対応及び広報を行うとともに、区災害対策本部及び必要な機関へ緊急連絡を行う。緊急連絡を受けた区本部等は、必要情報を速やかに区民等へ広報するものとする。

3 消防、水防、危険物対策

(1) 消防対策

① 消防署活動体制

注意報発表時から引き続き震災態勢又は震災非常配備態勢下において、次の対策をとる。

- 1 震災態勢
 - ア 情報収集体制を強化
 - イ 震災対策資器材等の準備
- 2 震災非常配備態勢
 - ア 全消防職員及び全消防団員の非常招集
 - イ 活動部隊の編成
 - ウ 関係防災機関への職員の派遣
 - エ 救急医療情報の収集体制の強化
 - オ 救助・救急資器材の準備
 - カ 情報受信体制の強化
 - キ 高所見張員の派遣
 - ク 出火防止、初期消火等の広報の実施
 - ケ その他消防活動上に必要な情報の収集

② 区民・事業所に対する呼びかけ

| 対象 | 事項 | 内容 |
|-----|-------|--|
| 区民 | 情報の把握 | テレビ、ラジオや消防、警察、区からの情報に注意 |
| | 出火防止 | 火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整頓の確認及び危険物類の安全確認 |
| | 初期消火 | 消火器、三角バケツ、初期消火用水利等の確認 |
| | 危害防止 | 1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止措置 |
| 事業所 | | 警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼びかけを行う。 |

(2) 危険物対策

① 石油类等危険物の取扱い施設

予防規程または事業所防災計画に基づき対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- ア 操業の停止または制限
- イ 流出拡散防止資器材等の点検、配置
- ウ 緊急しゃ断装置等の点検、確認
- エ 火気使用の中止または制限
- オ 消防用設備等の点検、確認

② 化学薬品等取扱い施設

学校、病院、研究所等の事業所に対して、消防計画により対応を図るほか、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- ア 転倒、落下及び流出拡散防止等の措置
- イ 引火または混合混触等による出火防止措置
- ウ 化学薬品等取扱いの中止または制限
- エ 火気使用の中止または制限
- オ 消防用設備等の点検、確認

③ 危険物輸送

消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所等に対し、災害防止の観点から次の応急措置について検討・実施するよう指導する。

- ア 出荷、受入れの停止または制限
- イ 輸送途中車両における措置の徹底

(3) 水防対策

① 施設の点検

日本堤ポンプ所放流渠の施設点検を行う。

② 水防資器材の点検整備

備蓄資器材の点検整備を行う。

4 警備・交通対策

(1) 警備対策

① 広報活動

警戒宣言が発せられた後、現場警備本部において公聴及び広報体制を整え、区民からの問い合わせに万全を期する。

ア 広報重点地区

幹線道路、繁華街等多数の人が集合する場所

イ 広報手段及び方法

- 広報車、パトカー、ミニパトカー等の自動車による広報
- 警ら員等による広報
- 交番等の備付拡声器による広報

ウ 広報の内容

- 地震予知情報等の内容、地震に関する正確な情報の伝達
- 道路交通の概況と交通規制の実施状況
- 自動車運転者のとるべき措置及び車両運転自粛に関する事項
- 住民のとるべき行動
- 不法事案等を予防するための正確な情報の伝達
- 交通機関の運行状況その他生活関連情報等区民の不安解消を図るため緊急に広報すべき事項

(2) 治安活動

- 避難場所、犯罪の多発地域、警戒対象の多い地域その他の警備上の重点地域に対し必要により臨時交番の設置、集団警らなどを行い、地域警察活動を強化する。
- 町会、自治会、防犯協会等のリーダーに対して自警団の編成を要請し、地域の安全活動及び警戒活動に当たる。
- 地域安全活動において必要があると認められる場合は、警備業者の活用について考慮する。

(3) 交通対策

① 基本方針

警戒宣言発令時における道路交通の混乱と事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講ずる。

- 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。
- 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り抑制する。
- 非強化地域方向から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。
- 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。

② 運転者のとるべき措置

- 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。
- 現に車両を運転中の運転者は、速やかに緊急自動車専用路又は緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。
- 首都高速道路等を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。
 - ア 慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両用の通行路として空けること。）、エンジンを止める。
 - イ カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。
 - ウ 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。
 - エ カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。
- やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。
 - ア 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。
 - イ エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。
 - ウ 窓は閉め、ドアはロックしない。
 - エ 貴重品を車内に残さない。

③ 交通規制

- 警戒宣言が発令された場合は、次の規制を行う。
 - ア 環状七号線の内側の道路
都心に向かう車両は極力制限する。
 - イ 緊急交通路
日光街道、水戸街道、蔵前橋通り及び京葉道路については、必要に応じて車両の通行を制限する。
 - ウ 首都高速道路
状況により車両の流入を制限する。

- 現場警備本部長は、状況に応じて、交通規制の見直しに配慮する。

④ 交通対策の実施

警戒宣言発令後速やかに警察官を主要交差点等に配置し、かつ、必要により交通検問所を設置する。

⑤ 緊急通行車両の確認等

現場警備本部長及び交通機動隊長は、警察署、隊本部、緊急交通路の起・終点、交通要点に設ける交通検問所等において、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行う。

(4) 道路管理者のとりべき措置

| 機 関 | 措 置 |
|--------|--|
| 台東区 | <ol style="list-style-type: none"> 1 道路管理における危険箇所の点検を行う。 2 各工事現場は防災措置をとるとともに、避難、緊急活動等の支障とならないよう処置する。 3 道路啓開をはじめとする、災害応急復旧体制の準備をする。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 出動可能人員の把握 (2) 機器材の点検、配置 |
| 首都高速道路 | <ol style="list-style-type: none"> 1 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、首都高速道路の占有者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。 2 警察が実施する交通規制に協力するとともに、お客さま等に対して、規制状況等の必要な情報について広報を行う。 3 無線設備、路面排水設備、非常用電源設備、非常口扉及びトンネル防災設備等の点検を行う。 4 工事中の構造物、建築物等については、安全管理を徹底し、工事中の箇所については、工事中断の措置をとり、必要な補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講ずる。 |

5 公共輸送対策

(1) 鉄道機関

① 運行方針

防災関係機関、報道機関並びにJR東日本の協力の下に、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

② 運行措置

| 機 関 | 運 行 措 置 |
|------------------------|---|
| JR東日本 (台東区内各駅) | 地震防災対策強化地域外周部における線区は、安全な方法により、極力列車の運転を確保する。 ただし、警戒宣言が発令された場合、運転中の電車・列車は、車内放送によりお客様へ周知を図り、最寄の駅で停車する。 |
| 都営地下鉄 東武鉄道 東京地下鉄 | 1 警戒宣言当日 警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し減速運転(地上部及び地下部とも45km/h以下の注意運転)を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。 2 翌日以降 あらかじめ地震ダイヤ(仮称)を作成し、減速運転を行う。 なお、地震ダイヤは一部列車の運転中止等を考慮するので、輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。 |
| 京成電鉄 | 1 警戒宣言当日 警戒宣言が発せられたときは、現行ダイヤを使用し、減速運転を行う。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転が生じるので、輸送力は平常ダイヤより減少する。 2 翌日以降 一部列車の運転中止、特急・急行の各駅停車化を、乗入先各社と調整の上実施する。 輸送力は平常ダイヤよりかなり減少する。 |
| 首都圏新都市鉄道 | 1 警戒宣言当日 通常ダイヤを使用して減速運転を行う。これに伴う列車の遅延は運転整理で対応する。 2 翌日以降 平日ダイヤを間引きした臨時ダイヤで運転する。 |

③ 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼすことが考えられる。

このため、各機関において乗客の集中を防止するため、次の措置をとる。

- 平常時から運転計画の概要、旅行見合わせ、時差退社の協力についての広報を行う。
- 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼びかけを行う。
- 駅において、放送・掲示等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者等の徒歩帰宅を呼びかけ、協力を要請する。

④ 主要駅での対応

| 機 関 | 措 置 |
|--------------------|---|
| J R東日本 (台東区内各駅) | 1 旅客の安全を図るための措置 (1) 地震予知発令や警戒宣言が事前に発表された場合、電車・列車は運転を見合わせるため、駅内放送を強化しお客様へ周知を図り、旅客の鎮静化に努める。 (2) 状況により、改札止め・階段規制・入場制限を実施するとともに、旅客のう回案内・一方通行等を早めに行う。 (3) 状況により、警察官の応援を要請する。 2 その他の措置等 (1) 社員を派遣して、駅の旅客案内要員の増強を図る。 (2) 強化地域内着・通過となる乗車券類は発売を停止する。 (3) 状況により、全ての乗車券類の発売を停止する。 |
| 都営地下鉄 | 1 旅客の安全を図るための措置 (1) 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 (2) 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 (3) 状況により、警察官の応援を要請する。 2 その他の措置等 (1) 状況を駅管理所長に通報し、応援等を要請する。 (2) 状況により、乗車券の発売中止を行う。 |
| 東武鉄道 | 旅客の安全を図るための措置 (1) 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 (2) 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 (3) 状況により、警察官の応援を要請する。 |

| 機 関 | 措 置 |
|----------|--|
| 京成電鉄 | 1 旅客の安全を図るための措置 (1) 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 (2) 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客の迂回誘導、一方通行等を早めに行う。 (3) 状況により、警察官の応援を要請する。 2 その他の措置 (1) 状況により、乗車券の発売を制限または中止する。 (2) 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 |
| 東京地下鉄 | 1 旅客の安全を図るための措置 (1) 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 (2) 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 (3) 状況により、警察官の応援を要請する。 2 その他の措置 乗換駅における他鉄道との連絡乗換客については、関係各社、警察署等と打合せたものにより実施する。 |
| 首都圏新都市鉄道 | 1 旅客の安全を図るための措置 (1) 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 (2) 状況により、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 (3) 状況により、警察官の応援を要請する。 2 その他の措置 乗換駅における他鉄道との連絡乗換客については、関係鉄道会社、警察署等と打合せたものにより実施する。 |

⑤ 列車の運転停止措置

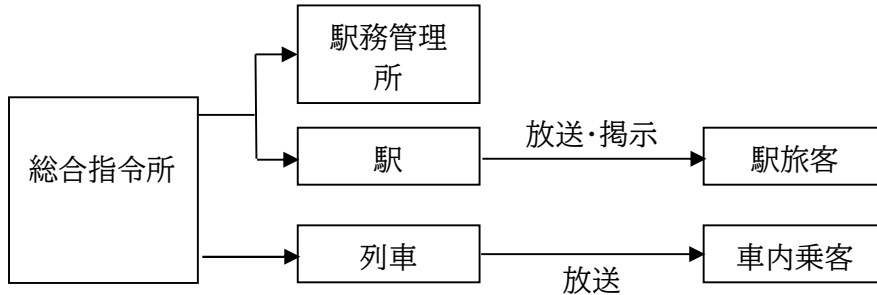
鉄道機関、警察署及び消防署等は、一致協力して、上記(1)から(4)までの措置をとり、列車運行の確保に努める。しかし、万一、駅等で混乱が発生し、人命に危険を及ぼすおそれが生じた場合及び踏切支障等が発生した場合は、各鉄道機関は、やむを得ず列車の運転を中止する場合がある。

(2) バス、タクシー等の対策

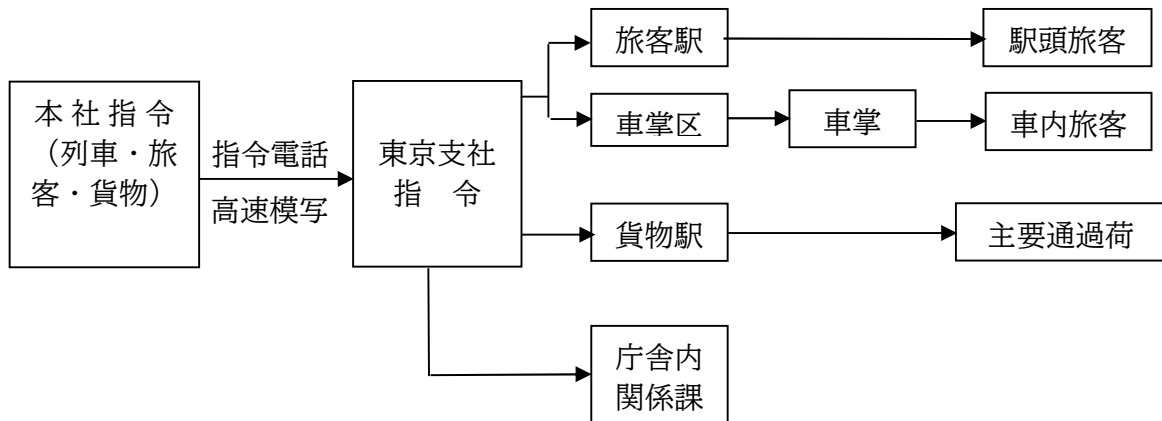
乗務員は、防災信号（サイレン）によりラジオ及び警察官等から警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

〔鉄道機関における伝達方法〕

1 都営地下鉄



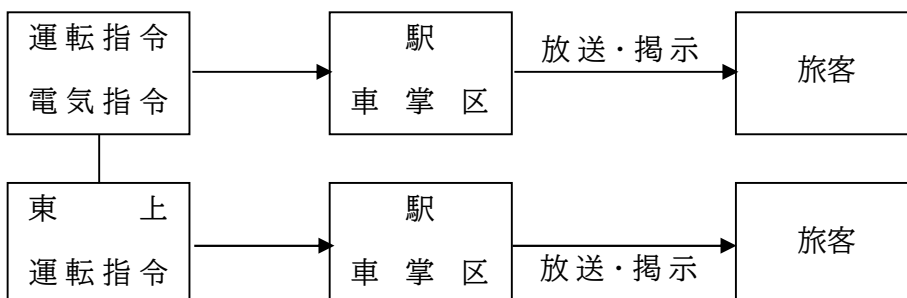
2 JR東日本



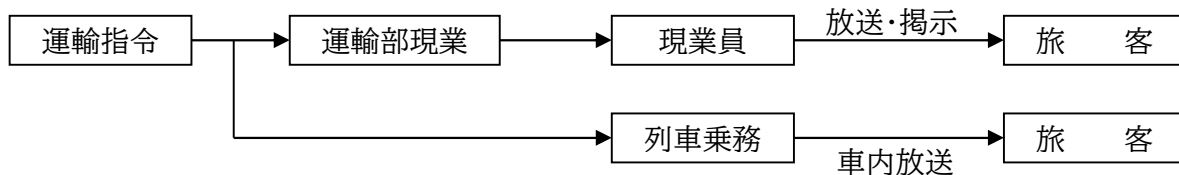
一斉情報放送装置系統及び設置駅

- 1 常磐系(上野・取手間各駅)
- 2 山手系(山手線・埼京線・川越線各駅)
- 3 中央系(庁舎内・旅客課・広報課 東京・高尾間各駅)
- 4 京浜東北系(大宮・大船間各駅 保土ヶ谷・戸塚を含む)
- 5 総武系(秋葉原・千葉間各駅及び総武快速地下駅各駅)

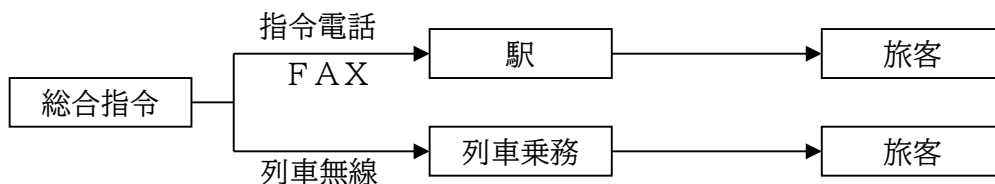
3 東武鉄道



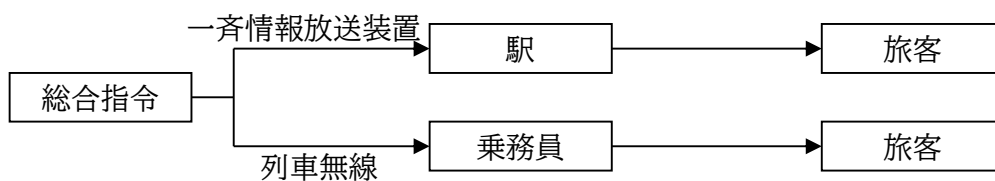
4 京成電鉄



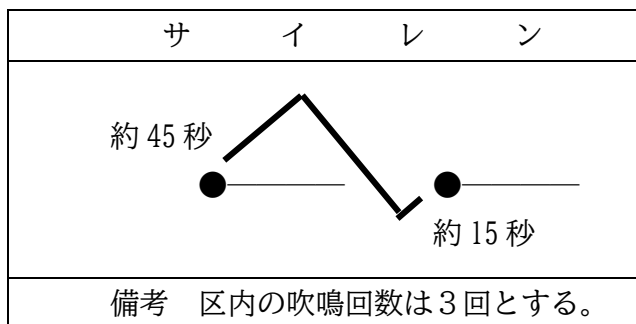
5 東京地下鉄



6 首都圏新都市鉄道



〔区防災信号(サイレン)の吹鳴パターン〕



6 学校、病院、福祉施設対策

(1) 学校（幼稚園・小学校・中学校）

① 在校（園）時

- 警戒宣言が発せられた場合は、原則として授業（保育）を打ち切り、警戒宣言の解除までは臨時休業の措置をとる。
- 警戒宣言が発せられた後、幼児・児童・生徒を計画に従って帰宅させる。
- 帰宅に当たって、幼児・児童については、あらかじめ保護者に伝達してある計画に従って、保護者または保護者が委任した代理人（以下、「保護者」という。）に帰宅先を確認してから引き渡す。保護者に引き渡すまでは、学校（園）において保護する。
- 一斉帰宅抑制により、保護者が企業等に留まる場合も想定されることから、その際の児童・生徒の校内保護の原則について、校長は、保護者にあらかじめ周知しておく。また、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル、ツイッター等の各種メディアを使用した、児童・生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保する。
- 生徒については、個々に、帰宅経路・手段（徒歩、自転車、バス、電車等）、所要時間、同伴者を確認してから帰宅させるか、あらかじめ保護者引き渡しなど帰宅方法について保護者と確認があった場合はそれに従って帰宅させる。
- 遠距離通学のため自宅以外の寄宿先が定まっている者は、寄宿先を確認して帰宅させる。
- 特別支援学級の児童・生徒については、保護者に引き渡す。引取りのない者については、学校で保護する。

② 校外指導時

- 宿泊を伴う指導時（移動教室、夏季施設、修学旅行等）の場合は、地震対策強化地域内外を問わず、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部または対策本部の指示に従う。
また、速やかに学校へ連絡をとり、校長は、対応の状況を教育委員会に報告するとともに、保護者への周知を図る。
- 遠足等の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰校（園）の措置をとる。帰校（園）後、幼児・児童・生徒を在校（園）時と同様の措置により帰宅させる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰校（園）することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に避難することなど適宜の措置をとる。
地震対策強化地域内の場合は、その地の官公署等と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。教育委員会への報告、保護者への連絡は前記と同様の措置をとる。

③ 学校（園）におけるその他の対応策

- 幼児・児童・生徒を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による

被害軽減の措置をとる。

- 学校（園）に残留し保護する幼児・児童・生徒のために必要な飲料水、食料・寝具等については、あらかじめ予想される員数を把握し、各学校（園）において準備するか、または地域の業者等から供給を受けられるよう手配しておく。
- 残留する幼児・児童・生徒の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ定めてある緊急時の教職員の役割分担に従って措置をとる。
- 残留する幼児・児童・生徒等の数、校（園）外指導時にとった措置等の必要な事項を、教育委員会へ報告する。

④ 警戒解除宣言後の連絡等

- 警戒解除宣言後の情報は、ラジオ、テレビ、都区市町村の広報等によって得るものとする。
- 警戒解除宣言後の授業再開の日時は、あらかじめ定めるところによる。

⑤ 幼児・児童・生徒に対する伝達と指導

学校（園）は、東海地震注意情報が発令された後、適切な時期に授業を学級指導・ホームルームに切りかえ、東海地震注意情報が発令されたことを伝達し、地震に対する注意事項、解除宣言後または地震後の授業（保育）の再開等について説明する。

幼児・児童・生徒の安全を図る指導に当たり、警戒宣言が発せられた場合、直ちにあらかじめ定めた下校（園）計画に従って帰宅させるよう準備を整える。

⑥ 東海地震注意情報発令時の学校（園）における対応措置の保護者への周知

東海地震注意情報が発令されると、幼児・児童・生徒の保護者が、直ちに引取りに来校（園）することが予想される。学校（園）においては、東海地震注意情報発令時は授業（保育）を継続し、警戒宣言が発せられた後に授業（保育）を中止して帰宅の措置をとる。

したがって、学校（園）は平素から、保護者に対して学校（園）の対応策を周知徹底しておく。特に保護者には、家庭において、水、食料、救急用品の準備確認、火災防止、家具の転倒防止など、地震に対する被害軽減の措置をとりながら、事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合に幼児・児童・生徒を直ちに引取りに出る準備を整えるように打合わせておくことが大切である。

なお、上記のような事前の措置をとっても、東海地震注意情報の発令で保護者が引取りに来校（園）した場合は、校（園）長の責任において臨機の措置をとる。

（2）病院、診療所

① 診療体制

病院及び診療所の外来診療については、医療機関の状況に応じ、可能な限り平常通り診療を行う。そのために必要な職員の確保は、医師会、歯科医会、各医療機関においてあらかじめ定められた緊急連絡網の方法（災害時のマニュアルに記載された方法など）により

行う。

退院や一時帰宅を希望する入院患者については、担当医師の判断により許可を与える。なお、日程の変更可能な手術、検査については、医師が状況に応じて、適切に対処するものとする。

② 防災措置

病院や診療所は、医療救護活動の重要な拠点となるとともに、入院患者等や医薬品等の安全確保等、嚴重な注意を払う必要がある。そこで、発災による被害の防止及び軽減を図るため、「病院の施設・設備自己点検チェックリスト(改訂版：平成12年3月：健康局)」等を参考に、次の項目を中心に措置を講ずる。

- 建物、設備の点検・防災措置
- 薬品、危険物の点検・防災措置
- 落下物の防止
- 非常用設備、備品の点検及び確保
- 備蓄医薬品の点検・防災措置

③ その他

患者に不安を与えないようにするため、収集した情報については必要に応じて適宜伝達する。

(3) 福祉施設等

① 保育園・こども園(長時間保育)

警戒宣言が発せられた場合、園児はあらかじめ定められた保護者等の引取り者に引き渡す。警戒宣言の解除までは基本的に臨時休園とし、ライフライン従事者家庭等への保育再開は警戒宣言発令状況等に応じて検討する。

また、園舎、設備の点検整備を図り、被害を最小限に食い止める防災措置を講ずる。

ア 対応姿勢

- 警戒宣言が発せられたときは、園長は職員全員への周知を図る。
- 職員は、あらかじめ定められた任務分担を冷静沈着に励行する。
- 園長は、職員の体制が不備と判断した場合には、あらかじめ定められた手段により関係機関に応援を依頼する。
- 園外保育中に警戒宣言が発せられたときは、速やかに園外にいる職員に連絡をとり、安全を確認しながらの帰園(状況により安全な場所への避難)を指示するとともに応援職員を向かわせる。
- 遠足等で離れた場所にいる場合には、教育委員会(児童保育課)及びその地の官公署等と連絡をとり、原則として即時帰園の措置をとる。ただし、交通機関の運行や道路の状況によって帰園することが危険と判断される場合は、近くの小・中学校等に

避難することなど適宜の措置をとる。

- 保育園は平素から、保護者に対して園の対応策を周知徹底しておく。注意情報発令時には家庭・職場においても地震に対する被害軽減の措置をとりながら事後の報道に注意し、警戒宣言が発せられた場合には直ちに園児を引取りに出る準備を整えるよう伝えておく。注意情報発令段階で保護者が園児を引取りに来園した場合は、園長の責任において引渡しを行う。
- 園外避難が必要となった場合には避難先を玄関または門扉に掲示し、可能な限り残留児保護者への電話連絡等を試みる。

イ 園児への対応

- 保護者の引取りがあるまでに帰宅の準備をさせ、保護者に引き渡すまでは不安の解消に努めながら園において保護する。
- あらかじめ定められた引取者の名簿を確認した上、引渡しをして記録する。
(入園時に配布してある「災害時引取りカード」を受取り、確認してから引き渡しを行う。)
- 一斉帰宅抑制等により保護者が企業等に留まる場合も想定されることから、園長は園内保護について保護者にあらかじめ周知するとともに、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害伝言ダイヤルやツイッター等の各種メディアを使用した安否確認手段を複数用意しておく。園と保護者との連絡手段を確保したうえで、園児の不安を軽減するために保護者の状況(現在地等)を随時伝えていく。
- 残留する園児の保護のために必要な人員の確保については、あらかじめ教育委員会(児童保育課)と協議し、緊急時の役割分担に従って措置をとる。残留児数等については、随時教育委員会(児童保育課)へ報告する。

ウ 園舎等の防災措置

- 施設設備の点検及び整備
- 備品等の転倒・落下物の防止策
- 飲料水の備蓄と確保、食料・ミルク等の在庫量の確認及び確保
- 火気・薬品・停電後の通電等による火災防止策
- 消火器及び応急備品の確認

エ その他

- 警戒宣言発令時には混乱が予測されるため、園児の引取りについては、事前に保護者と十分に確認しておく。
- 日頃から職員、園児、保護者等に対する防災教育を行っておく。
- 日頃から関係機関との緊密な連絡を行えるよう体制を整備しておく
- 警戒宣言解除後の情報は、ラジオ・テレビ・区の広報等によって得るものとする。
- 警戒宣言解除後の保育再開の日時は、教育委員会(児童保育課)との協議による。

② 児童館・こどもクラブ等

ア 平常時における対応

(ア) 保護者及び児童に対する周知

- 警戒宣言が発せられた場合の児童館・こどもクラブでの対応策を保護者にあらかじめ周知しておく。
- 災害時の帰宅経路や最終の到着場所等について、日頃から家族で話し、決めておくよう指導する。

(イ) 児童館・こどもクラブでの対応

- 児童館は入館票をきちんと書かせる。
- 医薬品、消火器等の整備点検を行う。
- 非常口の整理確認及び誘導表示を整備する。
- 飲料水を確保する。
- 緊急時における職員の分担を明確にしておく。
- 非常持出品の整備確認を行う。
- 応急救護の方法を習得しておく。
- 備品類等の転倒防止、窓ガラスの落下防止に努める。
- 日頃から指定避難先まで実際に歩いて訓練しておく。
- 医療機関の確認をしておく。
- 防災頭巾を用意させ、各児童館・こどもクラブに保管しておく。

イ 報道開始時から警戒宣言発令まで

- 警戒宣言が発せられたときは、施設長は全職員に周知する。
- 児童館は入館票の記入もれを確認し、補正する。
- 医薬品、消火器、非常口、ガス元栓、火気等の再点検を行う。

ウ 警戒宣言が発せられてから災害が発生するまで

- 児童館はマイクで放送し、入館者に警報の内容を説明する。
- 児童にあわてないように指導する。
- 児童を施設外に出さない。(児童館は、中学生以上は保護者の確認後、帰宅させる。)
- 児童館は入館票と本人の照合及び住所の確認を行う。
- 頭部等の保護や落下物に注意させる。
- 児童館は保護者が引取りにきたら引き渡して入館票にチェックし、残留児童の確認を行う。
- こどもクラブは、あらかじめ定められた保護者等の引き渡し者に児童を引き渡す。
- 施設長は、職員の体制が不備と判断した場合には、応援職員の派遣を本部に要請する。
- 児童館・こどもクラブ外に避難する場合は、避難先がわかるように玄関先に掲示し、できれば連絡員を残す。

7 劇場、高層ビル、地下公共通路等対策

(1) 劇場等

① 劇場、映画館

- 混乱防止の観点から、営業を自粛するよう要請する。ただし、駅等の混乱状況によっては、弾力的に運用するよう指導する。
- 施設利用者へ警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、混乱を防止するため、従業員による誘導を行うよう指導する。

② 浅草公会堂、区民会館

- 警戒宣言が発せられると同時に、主催者と協議の上閉館する。
- 在館者に警戒宣言の情報を伝達し、職員の誘導により退館させる。
- 職員を担当部署に配置し、施設の安全を確認の上保安要員を確保する。

③ 老人福祉センター、区民館、教育施設等

- 警戒宣言が発せられた場合、個人使用形態をとる施設においては、管理者が個人施設利用者に直接、施設利用の自粛を要請する。また、団体利用（貸切）形態をとる施設においては、主催責任者に施設利用の自粛を要請する。
- 職員の役割分担の確認を行い、危険か所の応急補強、危険物の保安措置を実施する。

(2) 高層ビル

- ビル内店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業の自粛を要請する。また、一般事務所においては、つとめて平常通り営業を継続するよう要請する。
- 店舗等の利用客に対しては、ブロックごとに必要な情報を伝達するとともに、時間差を設けて誘導する。
- エレベーター（地震時管制運転装置付を除く。）の運転を中止し、階段を利用するよう指導する。

(3) 地下公共通路等

- 地下公共通路内店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業の自粛を要請する。
- 利用客に対しては、必要な情報を伝達するとともに、従業員による誘導を実施するよう指導する。

8 情報通信対策

(1) 地域防災広報

テレビ・ラジオ放送等を通じ以下の情報提供及び必要な広告を行う。

- ① 通信のそ通状況並びに利用制限等の措置状況
- ② 災害用伝言ダイヤル等の利用方法
- ③ その他必要とする事項

(2) 地震防災応急対策

- ① 110番・119番等重要通信確保のため一般通信の利用制限
- ② 災害用伝言ダイヤル等のサービス提供開始
- ③ 対策要員の確保及び広域応援
- ④ 災害対策用機器及び資器材の確保
- ⑤ 電気通信設備・建物等の巡視と点検
- ⑥ 工事中の設備に対する安全措置
- ⑦ 帰宅困難者対策として情報提供ステーション等の公衆無線LANの無料開放

9 電気、ガス、上下水道対策

(1) 電気

① 電気の供給

警戒宣言が発令された場合においても電力の供給は継続する。

② 人員・資器材の点検確保

ア 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、東海地震注意情報または警戒宣言情報を知ったとき、速やかに所属する事業所に参集する。

なお、全ての事業所は、非常体制を発令する。

イ 資器材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車両、船艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資器材の数量確認及び緊急確保に努める。

③ 施設の予防措置

警戒宣言が発せられた場合は、地震予知情報に基づき、電力施設に関する次に掲げる予防措置を講ずる。この場合において、地震発生危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア 特別巡視、特別点検等

地震予知情報に基づき、電力施設に対する特別巡視、特別点検、機器調達等を実施する。

イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、NTT、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 応急安全措置

仕掛り中の工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた人身安全及び設備保全上の応急措置を実施する。

(2) ガス

① ガス工作物等の巡視・点検及び検査

警戒宣言が発令された場合、地震防災上巡視・点検及び検査が必要なガス工作物等については、あらかじめ定める巡視・点検及び検査要領に従い巡視点検及び検査を行う。

② 工事等の中断

警戒宣言が発令された場合、工事中または作業中のガス工作物については状況に応じ応急的保安措置を実施の上、工事または作業を中断する。

③ 対策要員の確保

- 勤務時間外の非常事態の発生に備え、あらかじめ対策要員や連絡先を整理しておく。
- 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。

④ 安全広報

お客さまに対し、不使用中のガス栓が閉止されていることの確認、地震が発生したときにおける使用中のガス栓の即時閉止等を要請する。また、テレビ、ラジオ等の報道機関に対して前述の広報内容を報道するよう要請する。更に地方自治体とも必要に応じて連携を図る。

(3) 上水道

警戒宣言が発令された場合は、次のとおり必要な措置を行う。

① 平常給水の維持

- 浄水場（所）、給水所等は、必要な配水圧力を確保する。
- 地震発生後の応急給水に備え、給水拠点の保有水量を確保する。
- 水質センターは、水質事故の発生に備え水質監視体制及び河川等水源水質の監視を強化する。

② 保安点検措置

- 水道施設の保安点検措置
- 工事現場の保安点検措置
- 水源林の保安点検措置

③ 応急給水活動の準備

- 応急給水用資器材の点検及び準備
- 関係会社の輸送用車両の手配及び受入れ

④ 応急対策支援活動の準備

- 庁舎関係の安全対策

- 関係会社への協力要請及び確認
- 書類在庫量の把握
- 広報活動
 - ア 当座の飲料水のくみ置きの要請
 - イ 地震発生後の避難に当たっての注意事項
 - ウ 地震発生後の広報等の実施方法
 - エ 地震発生後における住民への注意事項
 - オ 応急対策活動の記録及び整理

(4) 下水道

① 下水の処理

警戒宣言が発せられた場合においても、下水の処理は継続する。

② 緊急防潮配備態勢

東京湾、河川の水位情報、気象情報等から総合的に判断し、高潮防潮扉を閉鎖する。

③ 施設等の保安措置

- 管きよ、高潮防潮扉、ポンプ所、水再生センター等の施設の被害を最小限に止め、汚水及び雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、巡視、点検の強化及び整備を行う。
- 工事現場においては、工事を中断し、安全措置を講じる。
また、応急資機材の状況の把握と準備を行う。

④ 危険物に対する保安措置

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令及び関係者以外を近づけないようにする。

- 貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。
- タンクローリーから貯蔵タンクへ荷卸し中の場合は、即時中止する。

10 生活物資対策

食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店等については、極力営業を継続するように要請する。

- 1 台東区商店連合会、台東区商店街振興組合連合会を通じ、各商店街に要請する。
- 2 適正価格による円滑な供給に努めるよう指導する。
- 3 平常時から連絡を密にする。

11 金融対策

関係機関（関東財務局、日本銀行、東京都）の指導方針に基づき、各金融機関及び区民に対し、次のとおり協力依頼及び広報を行うものとする。

（1）金融機関

- 原則として平常どおり営業する。やむを得ず業務の一部を中止する場合においても、普通預金の払戻し業務については継続する。
- 店頭のお客様に対しては、警戒宣言が発せられたことを直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備えて店頭はその旨を掲示する。
- 店内のお客様及び従業員の安全を確保するため、危険か所の点検等適切な応急措置をとる。

（2）区民への広報

区内の各金融機関が原則として平常通り営業しているので、不要な預貯金の引き出しは自粛するよう広報する。

12 避難対策

警戒宣言が発せられた場合でも、台東区においては、東海地震が発生した場合の予想震度は震度5弱と予想されるので、原則として避難は行わない。

13 救援・医療救護対策

（1）食料等の配布体制

- 区及び都は、被災者の救助に必要な備蓄物資の輸送・配付を行うため、倉庫に職員を配置し、待機の体制をとる。
- 区及び都は、備蓄物資及び調達物資を輸送するため、関係輸送業者に待機の体制を要請する。
- 区は、集積地へ輸送された食料、物資を必要に応じて避難所に輸送する体制をとる。

（2）医療救護体制

警戒宣言が発せられとき、区は、災害発生に備え、自ら医療救護班の編成や備蓄している医療資器材の点検等の準備をするとともに、区医師会等に医療救護班の編成準備を要請する。区医師会等は、編成を計画している医療救護班等が速やかに出動できるよう体制を整えるものとする。

第8章 区民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、台東区の地域は震度5弱程度と予想されている。

この場合、家屋の倒壊等の大きな被害は発生しないが、ブロック塀等の倒壊、落下物、家具類の転倒などによる被害が予想されている。

台東区は、東京の代表的な下町として繁栄している反面、地形的にも地盤が軟弱な地域もあり、加えて人口密度も高い。また、古くから木造住宅が密集しており、警戒宣言及び地震予知情報による社会的混乱が発生することが予想され、混乱による人的被害の発生が危惧されている。

このため、台東区及び各防災機関は万全の措置を講ずるものであるが、被害及び混乱を防止するため、区民及び事業所の果たす役割は極めて大きい。

本編においては、平常時から警戒宣言が発せられたときに、区民、自主防災組織及び事業所がとるべき行動基準を示すものとする。

1 区民のとるべき措置

(1) 平常時

- 東海地震の発災に備え、地域内の危険か所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
- 消火器など防災用品を準備しておく。
- 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の落下防止を図っておく。
- ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
- 水（1人1日分の最低必要量3リットル）及び食料の3日分程度の備蓄、並びに医薬品・携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 家族で対応措置を話し合っておく。
 - ・ 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
 - ・ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので各自の行動予定を話し合っておく。
- 防災訓練や防災事業へ参加する。
 - ・ 区・消防署・自主防災組織等が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
- 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えがない限り事前に自主防災組織・交番等に知らせておく。

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- 情報に注意するとともに、冷静に行動する。
 - ・ テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
 - ・ あわてた行動をとらないようにする。
- 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。
- 電話の使用を自粛する。
- 自動車の利用を自粛する。

(3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 情報の把握を行う。
 - ・ 区等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - ・ 都・区・警察・消防等防災機関の情報に注意する。
 - ・ 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。
- 火気の使用に注意する。
 - ・ ガス等の火気器具類の使用は最小限にとどめ、いつでも消火できるようにする。
 - ・ 火気器具周囲の整理整頓を確認する。
 - ・ ガスメーターコックの位置を確認する。
 - ・ 使用中の電気器具（テレビ、ラジオを除く）のコンセントを抜くとともに、安全器またはブレーカーの位置を確認する。
 - ・ プロパンガスボンベの固定措置を点検する。
 - ・ 危険物類の安全防護措置を確認する。
- 消火器、三角バケツの置き場所、消火用水を確認する。
- 家具の転倒・落下・移動防止措置を確認する。棚の上の重い物をおろす。
- ブロック塀等を点検する。危険か所はロープを張るなど、付近に近寄らないような措置をとる。
- 窓ガラス等の落下防止を図る。
 - ・ 窓ガラスに荷造り用テープを貼る。
 - ・ ベランダの植木鉢等を片付ける。
- 飲料水、生活用水等のくみ置きをする。
- 食料、医薬品、防災用品を確認する。
- 火に強く、動きやすい服装にする。
- 電話の使用を自粛する。役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
- 自家用車の利用を自粛する。
 - ・ 路外に駐車中の車両はできる限り使用しない。
 - ・ 路上に駐車中の車両は速やかに空地や駐車場に移す。
 - ・ 走行中の自家用車は目的地まで走行したら後は車を使わない。
- 幼児、児童の行動に注意する。
 - ・ 幼児、児童の遊びは、狭い路地やブロック塀などの付近を避け、確認できる範囲の安全な場所にする。
 - ・ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、園、学校との事前の打合せに基づいて対応する。
- 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。
- エレベーターの使用は避ける。
- 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

- 買い急ぎをしない。

2 自主防災組織のとるべき措置

(1) 平常時

- 東海地震の発災に備え、地域内の危険か所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等にも周知しておく。
- 情報の収集・伝達体制を確立する。
 - ・区及び防災機関からされた情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - ・地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守、非常食の備蓄を図る。
- 地域内の避難行動要支援者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。区、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- テレビ、ラジオの情報に注意する。
- 地区内住民に冷静な行動を呼びかける。

(3) 警戒宣言が発せられたときから発災まで

- 各防災機関からの情報を地区内住民に伝達する。
- 自主防災組織本部の設置を行う。
- 地区内住民に区民のとるべき措置を呼びかける。
- ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動体制の準備を行う。
- 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- 老人や病人の安全に配慮する。
- 崖地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等に対して注意をする。
- 救急医薬品等を確認する。
- 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

(4) 自主防災組織未結成の地域

自主防災組織が結成されていない地域にあっては、町会、自治会等の組織が前記に準じた行動を行う。

3 事業所のとるべき措置

(1) 平常時

- 消防計画、共同防災管理協議事項、予防規程及び事業所防災計画の作成
- 従業員に対する防災教育の実施
- 自衛消防訓練の実施
- 情報の収集・伝達体制の確立
- 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
- 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
- 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
- 消防計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認または準備する。
- その他状況により、必要な防災措置を行う。

(3) 警戒宣言が発せられたときから発災までの措置

- 自衛消防組織の編成、警戒本部の設置、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
- テレビ、ラジオ等により必要な情報を入手し、利用者、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。
- この場合、百貨店等不特定多数の者が利用する施設においては、特に利用者等の混乱防止に留意する。
- 指示、案内等に当たっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、利用者、従業員等が適正な行動をとれるようにする。
この場合、障害者、高齢者等の安全確保に留意する。
- 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱い）する事業所（施設）については、原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者が利用する劇場、映画館及び高層ビル・地下街等の店舗にあっては、原則として混乱防止のため営業を自粛するものとする。
- 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全措置を講ずる。
また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出、漏えい防止のための措置を確認する。
- 建築物の防火上または避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む）等の保安措置を講ずる。
- 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒落下、破損防止措置を確認する。
- 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用を中止するとともに、特に都・区市町村・警察署・消防署（所）・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
- バス・タクシー・生活物資輸送車等区民の生活上必要な車両以外の使用は可能な限り制限する。

第4編 東海地震事前対策
第8章 区民等のとるべき措置

- 救助・救急資器材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
- 建築工事・隧道工事及び金属熔融作業、高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講ずる。
- 一般事業所の従業者は、極力平常通りの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合は、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮して、安全を確認した上で時差退社させるものとする。
ただし、近距離通勤（通学）者にとっては、徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

第 5 部 風水害予防計画

第1編 風水害予防対策

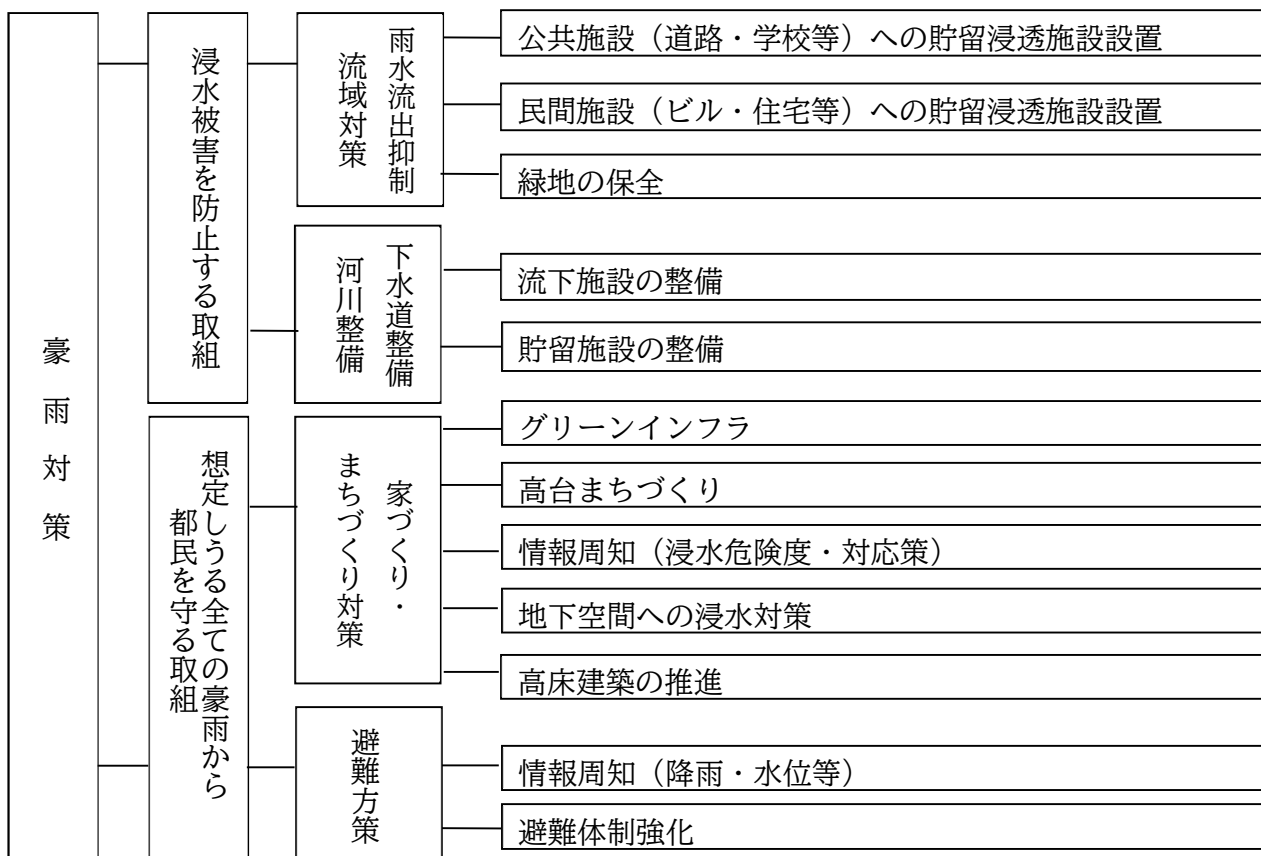
台東区では、過去には河川の氾濫による被害も含め、台風などにより浸水被害が発生し、被害をもたらしている。平成26年9月には、台東区付近で約100ミリの記録的短時間大雨情報が発表されるなどの集中豪雨による浸水被害があり、令和元年東日本台風では土砂災害警戒区域に対して避難情報を発令するなど、いわゆる都市型水害のリスクが高まっている。

そのため、都市型水害対策を含む総合的な風水害対策について、施策を推進していく。

第1章 豪雨対策

- 都では、平成17年9月の杉並区・中野区を中心とした時間100ミリを超える豪雨を受け、平成19年8月に「東京都豪雨対策基本方針」を策定した。また、平成26年6月に降雨特性に合わせた目標設定、対策強化等を定めた改定を行った。
- 今後、気候変動による降雨量の増加が見込まれる中、都では、令和5年12月に「東京都豪雨対策基本方針」を改定し、2040年代に目指す東京の姿である「気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対して安心・安全なまち」の実現に向けた基本的な考え方を示した。改定後の基本方針では、時間85ミリ（区部）の目標降雨までは、河川整備、下水道整備、流域対策の主要な施策で浸水被害を防止することとしており、目標を超える降雨に対しても、家づくり・まちづくり対策、避難方策に取り組み、もしもの備えを進めることとしている。

【豪雨対策の体系】



1 東京都豪雨対策基本方針（令和5年12月改定）

- 気候変動により激甚化・頻発化する豪雨に対応するため、豪雨対策の目標や役割分担等を見直し、強靱な都市を築くための改定を行い、豪雨対策の5つの施策「河川整備」「下水道整備」「流域対策」「家づくり・まちづくり対策」「避難方策」の加速・強化に向けた方向性を示した。

（1）基本的な考え方

- 今後の豪雨対策においては、将来においても現在設定している年超過確率（注）1/20規模を下回らないように、平成26年改定の基本方針で定めた目標降雨に対して降雨変化倍率（1.1倍）を考慮し、10ミリ引き上げて設定する。

これにより、都内全域で気候変動を踏まえた年超過確率1/20規模相当の降雨に対応するものとし、目標降雨は、区部の場合は東京管区気象台（大手町）のデータから時間85ミリとする。

（注）年超過確率…毎年1/Nの確率で○ミリ以上の雨が降ることを意味し「年経過確率1/20規模の降雨である85ミリ以上の降雨」は、年間1/20=5%の確率で85ミリ以上の雨が降ることを意味する。

（2）対策強化流域、重点地区の設定

- 刻々と進む気候変動による激甚化・頻発化する豪雨に対し東京が抱えるリスクを早期に低減させるため、河川からの氾濫（外水氾濫）及び下水道からの氾濫（内水氾濫）に対し、それぞれのリスクが高いエリアに対し、重点的に対策を進める。

外水氾濫については流域における被害・降雨・人口や資産等から「対策強化流域」、内水氾濫については地区における被害・地形・施設能力等から「重点地区」を検討することとしている。

台東区では、神田川流域が対策強化流域に、上野・浅草駅が重点地区に選定されている。

（3）家づくり、まちづくり、避難方策の強化

- 浸水危険度に関する情報の事前周知や家づくり・まちづくり対策の推進手法などの情報の共有化を行うほか、高床化等の建築物の浸水対策の促進や大規模地下街・地下鉄等における管理者間の連携強化、避難場所や活動拠点となる高台整備の推進、グリーンインフラの活用等により水害に強い「家づくり・まちづくり対策」を行う。

さらに、河川や下水道の能力を超えて、水が溢れ出しても生命の安全が確保されるよう、河川監視カメラ等観測機器の設置拡大やホームページ、YouTube、Xなどの活用により降雨・水位等の情報提供の充実を図るほか、情報発信の多様化により、あらゆる人が分かりやすい避難方法を構築、周知していくことなどを通じて地域としての防災力向上を図り、「避難方策」を強化する。

2 神田川流域豪雨対策計画(平成30年3月改定)

平成19年8月策定の「東京都豪雨対策基本方針」による七つの対策促進流域の一つとされた神田川流域において、「東京都総合治水対策協議会」は、河川や下水道の整備及び流域対策等に関する具体的な対策やスケジュールなどについて、協議・検討を行い、当面の目標水準を再設定した「神田川流域豪雨対策計画(改定)」を平成30年3月に策定している。

<神田川流域豪雨対策計画(改定)の概要>

| | | | | | | |
|-----------------------------------|---|----------------------------|------|------------------------|-----|------------------------|
| 対象 | 神田川流域 | | | | | |
| 策定年月日 | 平成30年3月 | | | | | |
| 目標年次 | (当面) 令和6年度 (長期) 令和19年度 | | | | | |
| 現況の市街化率 | 98.0% (平成22年) | | | | | |
| 整備目標 | 当面の目標(平成29年度) ・時間55ミリ降雨までは床上浸水を防止 ・既往最大降雨でも生命の安全を確保 長期の見通し(現在からおおむね30年後) ・時間60ミリ降雨までは浸水被害を防止 ・時間75ミリ降雨までは床上浸水等を防止 ・目標を超える降雨に対しても生命の安全を確保 ※ 改定した河川は、長期の見通しを整備目標とする。 | | | | | |
| 対策基準 | 施設 | 単位対策量 (m ³ /ha) | | | | |
| | 公共施設(建物) | 600 | | | | |
| | 公共施設(車道) | 290 | | | | |
| | 公共施設(歩道) | 200 | | | | |
| | 公共施設(公園) | 600 | | | | |
| | 大規模民間施設(500m ² 以上) 小規模民間施設(500m ² 未満) | 600 300 | | | | |
| 令和6年度までの雨水流出抑制の目標 (6mm/hr相当) | 台東区 | 29,000 m ³ | 千代田区 | 56,000 m ³ | 新宿区 | 251,000 m ³ |
| | 文京区 | 196,000 m ³ | 中野区 | 192,000 m ³ | 杉並区 | 364,000 m ³ |
| | 豊島区 | 81,000 m ³ | 武蔵野市 | 133,000 m ³ | その他 | 138,000 m ³ |
| | 計 1,440,000 m ³ | | | | | |
| 令和19年度までの雨水流出抑制の目標 (10mm/hr相当) | 台東区 | 56,000 m ³ | 千代田区 | 90,000 m ³ | 新宿区 | 362,000 m ³ |
| | 文京区 | 261,000 m ³ | 中野区 | 272,000 m ³ | 杉並区 | 614,000 m ³ |
| | 豊島区 | 142,000 m ³ | 武蔵野市 | 159,000 m ³ | その他 | 208,000 m ³ |
| | 計 2,164,000 m ³ | | | | | |

3 流域対策の推進

- 現在進めている総合治水対策では、河川整備や下水道整備に加え、流域対策も大きな柱となっている。流域対策とは、雨水の流出を抑制するもので、貯留施設と浸透施設に大きく分けることができる。
- 貯留施設とは、雨水を一旦貯めて、河川や下水道の水位が低下した後に、ポンプなどで排水する施設である。代表例として、大規模開発地等での防災調整池や学校の校庭の地下等がある。浸透施設は、雨水を直接、地下に浸透させ、河川や下水道への流出を抑制する施設である。代表例として、浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等がある。
- 神田川流域豪雨対策計画（改定）では、この流域対策で、令和6年度までに時間6ミリ降雨相当分、令和19年度までに時間10ミリ相当分の雨水流出抑制を目指しており、区では、道路の透水性舗装を進めるとともに、民間施設を対象に、雨水流出抑制施設の設置の指導等を行っている。

【雨水流出抑制施設の指導状況】

| 主に大規模施設 | | 主に小規模施設 | |
|--------------------------|---|---------------------|---------------------------------------|
| 条例・要綱の名称 | 指導対象（対策量） | 要綱の名称 | 内容 |
| ○東京都台東区大規模建築物建築指導要綱 | ○敷地面積 300 m ² 以上の建築物（500 m ² /ha） | ○台東区雨水貯留槽設置助成制度実施要綱 | ○雨水貯留槽価格、設置経費等の1/2（限度額1台あたり5万円。2台まで。） |
| ○東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例 | ○住戸数 50 以上の集合住宅（0.05 m ² /1 m ² ） | | |

4 河川の整備

(1) 大河川の整備

荒川などの大河川は、広い流域を形成しており、ひとたび氾濫した場合、下流域にある台東区は甚大な被害を受けるおそれがある。そのため、洪水による災害の防止に向けた治水対策を推進する。

【荒川水系の現状と計画】

| | |
|----------|--|
| 現状 | 荒川については、中流部において荒川第二・第三調節池の整備や、堤防の浸透対策としての堤防強化対策、下流部においては京成本線荒川橋りょう架替事業や高規格堤防整備を実施している。 また、上流部においては、支川の入間川で令和元年東日本台風被害を踏まえた「入間川緊急治水対策プロジェクト」を実施している。 |
| 河川整備基本計画 | 隅田川分派点である岩淵地点において、計画高水流量 7,000 m ³ /sec とし、下流の内水流量 700 m ³ /sec を加えて、河口での計画高水流量 7,700 m ³ /sec とし、東京湾に流下させる。 |
| 実施計画 | 中流部においては、荒川第二・第三調節池の整備や、堤防強化対策を実 |

| | |
|--|---|
| | <p>施する。</p> <p>下流部においては、京成本線荒川橋梁架替事業や高規格堤防整備を実施する。</p> <p>上流部においては、支川の入間川で「入間川緊急治水対策プロジェクト」に基づく遊水池整備等を実施する。</p> |
|--|---|

(2) 中小河川の整備

都内 46 河川、324km において、川幅を広げ(河道拡幅)、河床を掘り下げる(河床掘削)等の河道整備を進めてきており、引き続き時間 50 ミリに対応する河道整備を推進する。

【中小河川整備進捗】

| 事業内容 | 区域 | 全体計画 (昭和 49 年度～) | 令和元年度末 整備 | 令和 2 年度以降 整備 |
|----------------------|----|---------------------|--------------|-----------------|
| 50 ミリに対処する 護岸整備延長 | 区部 | 107.0 km | 93.5 km | 13.5 km |

- 区部で 1 時間 85 ミリ、多摩で 1 時間 75 ミリの降雨に対応する目標整備水準達成に向けた調節池等の整備を推進する。
- 目標整備水準の達成に向け、総貯留量約 560 万^mの調節池や分水路の整備が必要となり、現在、環状七号線地下広域調節池や野川大沢調節池等の 8 施設で整備を進めている。

5 下水道の整備

下水道の基本的な役割には、汚水の排除・処理による生活環境の改善や公共用水域の水質保全とともに、雨水の排除による浸水の防除がある。

このため「東京都豪雨対策基本方針(平成 26 年改定)」に基づき、おおむね 30 年後の浸水被害解消を目標に、1 時間 50 ミリ降雨に対応する下水道施設を整備している。

大規模地下街や甚大な被害が発生している地区について、整備水準をレベルアップした下水道施設を整備している。

計画規模を超える降雨に対しても、ハード・ソフト両面から対策を検討・実施し、安全を確保する。

(1) 区部下水道の浸水対策

- 区部では、都市化に伴う雨水流出量の増大によって、下水道が整備された地区でも浸水被害が発生するようになっている。このため、浸水の危険性が高い対策促進地区を選定し、1 時間 50 ミリ降雨に対応する幹線やポンプ所などの基幹施設の整備を進めている。これに加え、浅く埋設された下水道幹線の流域など、幹線からの雨水の逆流による浸水の危険性のある地区を重点地区として追加し、効果的な対策を進めている。また、特に浸水被害の大きい地下街などでは、1 時間 85 ミリの降雨に対応できる貯留施設等の整備を進める。

- 台東区内には、蔵前水再生センターにある蔵前ポンプ所のほか2か所のポンプ所があり、蔵前ポンプ所においては、排水能力増強のため、ポンプ施設の増設を実施した。
- 台東区内では、既に供用を開始している幹線管きょに接続する主要枝線の整備及び面的な再構築事業を実施中である。

(2) 区部下水道における今後の浸水対策

区民生活と高度な都市機能を浸水被害から守り、安全に安心して暮らせる東京を実現するため、以下の取組方針のもと浸水対策を推進していく。

- 「東京都豪雨対策基本方針（令和5年改定）」に基づき、時間75ミリ降雨に対応する下水道施設整備に、流域対策を加え、目標降雨（時間85ミリ降雨）に対し、内水氾濫による被害を防止する。
- 大規模地下街や甚大な被害が発生している地区について整備水準をレベルアップした下水道施設を整備する。
- 計画規模を超える降雨に対しても、ハード・ソフト両面から対策を検討・実施し、安全を確保する。

(3) 「経営計画2021」による浸水対策の推進

下水道局では令和3年度から令和7年度までの5か年を計画期間とする「経営計画2021」を策定し、浸水対策を推進することで、都市機能を確保し、安心・安全な暮らしを実現することとしている。

台東区内では、地下街対策地区として、上野・浅草駅地区において、1時間75ミリ降雨時に地下街への雨水の侵入を防止するための施設整備を推進している。

6 高台まちづくり（高台・建物群）による浸水対策

- 都は、「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」（令和2年12月策定）を踏まえ、東京低地帯において、高台まちづくりに向けて土地区画整理事業と高規格堤防整備の一体的実施や公園の整備を進めるとともに、避難スペースを確保した建築物の整備、建築物からの浸水区域外への移動を可能とする通路の整備など、浸水対策を促進している。また、道路の高架部などについて、緊急的な避難先等としての活用を検討している。

7 浸水想定区域の指定及び水深の公表

国又は都は、洪水予報河川及び水位周知河川を対象として、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定している。

8 浸水想定区域における避難体制の整備

- 水防法に基づく浸水想定区域図により、区は地域防災計画において、浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めることとされている。
 - ・ 洪水予報、警報等の伝達方法

- ・ 避難施設その他の避難場所及び、避難路その他避難経路に関すること
 - ・ 洪水、内水、高潮に係る避難訓練の実施に関すること
 - ・ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地ただし、ウに掲げる施設については、区の条例で定める用途及び規模に該当するものに限る。
 - ア 地下街等
 - イ 要配慮者利用施設
 - ウ 大規模工場その他の施設（ア、イに掲げるものを除く）
- 区では、地域防災計画に定めたア、イの施設の所有者又は管理者に対して、浸水対策の必要性を伝えていくとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な措置に関する計画を作成するように指導する。また、洪水予報等の伝達方法の整備を進めていく。

(1) 地下街等

- 地下街等は閉鎖的な空間であるため、浸水が始まれば、浸水水位の上昇が早く、水害上の危険性が極めて高い。また、地下街等にいる者は、地上の気象状況や河川の氾濫状況などの把握が困難なため、洪水の危険性の認知が遅れ、避難時の危険性も高くなるなど、人命に関わる深刻な被害も予想される。
- 水防法等に基づく、浸水想定（予想）区域図内において、地下街等（地下街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられる施設）の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる地下街等の範囲は、次のとおりとする。

（資料第141「地下街等施設一覧」資料編P442）

【地下街等の範囲】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 延べ面積が1,000平方メートル以上の地下街2 地階の床面積が5,000平方メートル以上の防火対象建物3 地階に駅舎を有するもの4 その他、区長が認めたもの |
|---|

(2) 情報の伝達及び避難確保体制の整備

① 情報の伝達

区は前記規定された地下街等施設に対し、洪水予報等を提供する。

② 避難確保計画及び浸水防止計画の作成

前記（1）に規定され、台東区地域防災計画にその名称及び所在地の定められた地下街等の所有者若しくは管理者は、単独または共同して当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難及び浸水防止を確保するため、「地下街等浸水時避難計画策定の手引き（洪水・内水・高潮編）（平成28年7月：国土交通省）」等を踏まえ、避難確保計画及び浸水防止計画を作成し、これを区長に報告するとともに、自ら公表しなくてはならない。

9 地下空間への浸水被害対策

(1) 浸水被害が大きい流域、浸水被害に脆弱な地域等における対策

① 適切な地下利用への誘導

- 都は、地下街等の浸水被害に脆弱な施設を対象に、止水板の設置方法や水のうによる簡易水防工法の例など、具体的な対策内容を示した「東京都地下空間浸水対策ガイドライン」を策定した。
- 区は、都と連携し、条例・要綱等に基づく適切な地下空間の利用の誘導方策を検討する。

② 大規模地下空間における浸水対策の促進

地下鉄や地下街などを対象に、関連する民間の管理者と行政が、施設相互間で連携した地下浸水対策の支援を行うなど、先行的に対策を促進する。

(2) 施設管理者等への情報提供

区は、地下街、地下駐車場等の地下空間の分布把握に努めるとともに、地下空間の施設管理者等に対して、浸水危険性に関する気象情報等を提供する。

(3) 普及啓発

都は、地下空間の施設管理者及び今後地下室等を新設する建築主等に対し、浸水対策の必要性等を積極的に広報していく。また、施設管理者等に浸水防止対策の先進事例等の情報を提供する。

区は、浸水に対する予防措置を図るため、地下室・半地下室における危険性を区民に周知する。周知に当たっては、建築確認申請の窓口での浸水対策のリーフレット配布等を検討する。

(4) 区市町村への支援

都は、区市町村が地下空間の浸水被害対策を実施する際に、必要な情報提供や技術的支援などを行う。

(5) 地下空間管理者による情報判断

地下空間管理者は、日頃から浸水実績図や浸水想定区域図をもとに、当該地下空間の危険性を把握し、避難誘導経路を確保するとともに、施設利用者の避難確保計画を作成し、区長に報告のうえ、公表する。

また、地下空間管理者は、降雨に関して提供される情報等を積極的に活用するとともに、出口付近の地盤高を踏まえた早めの警戒策を講じる。

10 水害ハザードマップの作成・公表

- 想定される浸水の区域や程度、避難路や避難場所などの情報を分かりやすく図示した「水害ハザードマップ」を公表し事前に区民に周知することは、区民の危機管理意識の向上や自主避難体制の確立など、洪水の被害軽減に極めて有効であるため、公表されている浸水想定（予想）区域図に基づき、水害ハザードマップを作成しホームページ等で公表している。
- 水防法の改正（平成27年5月）により、想定される最大規模の降雨を前提とした「荒川水系荒川浸水想定区域図（平成28年5月：国土交通省関東地方整備局）が公表された（平成30年9月修正）。
- 都建設局と港湾局は、水防法等の一部を改正する法律（平成27年5月31日成立、7月19日施行）を受け、平成30年3月に東京都高潮浸水想定区域図を公表した。
令和2年4月には、想定し得る最大規模の高潮に備え、海岸の水位により浸水被害の危険を周知するため、高潮氾濫危険水位を設定し、令和2年7月に高潮浸水想定区域を指定した。

【公表済みの浸水想定（予想）区域図】

| 対象となる河川 | 公表年月 | 作成主体 |
|------------------------|------------------------|------------------|
| 荒川水系荒川浸水想定区域図 | 平成28年5月 (平成30年9月修正) | 国土交通省関東地方整備局 |
| 神田川流域浸水想定区域図（改定） | 平成30年3月 | 東京都建設局 |
| 神田川流域浸水予想区域図（改定） | 平成30年3月 | 東京都都市型水害対策連絡会 |
| 隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（改定） | 令和3年3月 | |
| 高潮浸水想定区域図 | 令和2年7月 | 東京都港湾局 東京都建設局 |

【水害ハザードマップの主な内容】

| 内 容 | 活 用 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 浸水想定区域、浸水の深さ ○ 避難場所 ○ 洪水情報、避難情報の伝達方法 ○ 防災関係機関（役所、消防署、警察署等） ○ 気象情報の入手先など | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区民に事前配布し、日常から防災意識の高揚、水害時の避難行動の迅速かつ円滑化を図る。 ○ 水防計画や避難計画の検討基礎資料とし、行政機関の水防活動指示、避難誘導等を支援する。 ○ 土地利用の誘導、住まい方・建築方法などの判断材料とし、耐水型まちづくりの基礎資料として活用する。 |

11 避難体制等の整備・確立

(1) 防災拠点施設の現状の点検と浸水時における対策

- 風水害対策の要である庁舎は、浸水時に機能を果たせるよう災害対策本部機能の維持を図るため、非常自家発電設備をPHRに設置する。更に荒川氾濫時の対応として、谷中防災コミュニティセンターに災害対策本部の代替機能を確保する。
(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【具体的な取組】P225参照)
- その他防災拠点施設については、浸水しない施設を緊急避難場所として設置するなど対策の推進を行う。

(2) 資器材、物資の備蓄

- 風水害対策活動、避難活動、避難者支援のための資器材、物資を常時備蓄しておき、それらを風水害時に円滑に活用・配給できるよう充実を図る。

(3) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達

- 区は、風水害対策として迅速かつ正確な情報収集及び伝達のために、防災関係機関との連携を図る。

12 広報・啓発

- 区は、浸水予想区域図や水害ハザードマップにより、区民が浸水の危険性や避難場所・避難経路を事前に認識できるようにする。
- 区民に対しては、水害の危険性や対策の必要性をホームページやメール、アプリの配信等を通じて広める。

13 要配慮者の避難確保計画

「水防法等の一部を改正する法律(平成29年法律第31号)」の施行により、浸水想定区域内に位置して、区の地域防災計画にその名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務化された。

区では、対象となる要配慮者利用施設を指定し、施設の避難体制を構築するため、各施設の避難確保計画の整備を促進していく。

(資料第144「水防法及び土砂災害防止法に基づき指定する要配慮者利用施設一覧」
資料編P446)

第2章 高潮対策

伊勢湾台風級の台風による異常高潮を想定して、都建設局及び都港湾局は河川、海岸の堤防、護岸等の整備を推進する。

また、水門閉鎖時の内部河川及び運河の氾濫を防止するため、内水排除を行う。

1 高潮浸水想定区域図及び高潮特別警戒水位

- 都建設局と港湾局は、水防法等の一部を改正する法律（平成27年5月31日成立、7月19日施行）を受け、平成30年3月に東京都高潮浸水想定区域図を公表した。
令和2年7月には、想定し得る最大規模の高潮に備え、海岸の水位により浸水被害の危険を周知するため、高潮氾濫危険水位を設定し、高潮浸水想定区域を指定した。

2 高潮防災総合情報システム

- 高潮氾濫危険水位（高潮特別警戒水位）を周知するため、情報発信を進める。
- 都港湾局は、都民が高潮時の迅速な避難行動等に役立てるため、「高潮防災総合情報システム」を公開し、水位・風速等の観測データや海面ライブカメラの映像、水門の開閉状況等をリアルタイムで提供している。また、海面の様子はサイトで静止画を5分おきに配信するほか、YouTubeの専用チャンネルからライブ映像を配信している。
- 高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位である「高潮特別警戒水位」に到達した場合には、瞬時に画面表示するとともに、関係区・報道機関へ情報発信される。

3 内水排除

- 区内の下水道は、100%整備されている。これにより異常降雨等の雨水排除は日本堤ポンプ所において吸揚し、山谷堀に放出することによって内水の氾濫を防止し、毎時50ミリの降雨に対処し得るようになっている。
- 山谷堀は区の埋立て事業計画に基づき、昭和62年度暗きょ化工事を実施し、雨水は日本堤ポンプ所から隅田川へ強制排除されている。
- 平成9年度に、蔵前水再生センター内に雨水ポンプを設置した。これに伴い、順次、雨水をポンプ排水に切り替える事業を実施している。
- 隅田川右岸及び神田川左岸防潮堤築造工事により設置された高潮対策防潮扉の管理は、「東京都下水道局高潮対策防潮扉管理要綱」及び「同実施細則」により水害対策の万全を期するものである。

第3章 津波等対策

(第2部第12編「津波等対策」第4章【予防・応急・復旧対策】P366参照)

第4章 がけ崩れ対策

がけ、よう壁対策は、原則として所有者、管理者等が行うべきものであるが、都は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく規制指導を行い、がけ崩れ防止の推進に努めていく。

1 がけ・擁壁等の安全化

- 都は、がけ地に建築物やよう壁等を設ける場合、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行う。また、宅地造成工事規制区域内にあっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、がけ・よう壁の指導、監督を行う。新たに宅地造成工事を行う者に対しては、これらの指導を更に強化する。
- 区は、既設の危険ながけ・よう壁の所有者や管理者に対して、建築基準法及び宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、宅地の保全や災害の防止のための必要な措置をとるよう指導を行う。

(第2部第3編「安全な都市づくりの実現」第5章【予防対策】P90参照)

第5章 土砂災害に関するソフト対策

1 土砂災害防止法

- 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）は、土砂災害から生命を守るため、土砂災害の恐れのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生する恐れがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。
- 土砂災害防止法の対象となる土砂災害とは、がけ崩れ（急傾斜地崩壊）、土石流及び地すべりの三つの現象により生じる被害をいう。

2 土砂災害警戒区域等の指定

- 都は、土砂災害による被害のおそれのある箇所について、危険箇所の周知や警戒避難体制の整備に資することを目的として調査し、平成15年に土砂災害危険箇所として調査結果を公表している。このうち、傾斜度が30度以上、高さ5m以上で想定被害区域内に人家が存在するなど、一定の要件を満たすものを急傾斜地崩壊危険箇所としている。
- 区内（区境を含む）において、急傾斜地崩壊危険箇所は5か所指定されている。
(資料第95「急傾斜地崩壊危険箇所一覧」資料編P363)
- 都は、土砂災害危険箇所など、土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域について、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（以下、「土砂災害警戒区域等」という。）の指定を行っている。
土砂災害警戒区域等の指定により、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制を行い、土砂災害の発生するおそれのある箇所の増加抑制と建物の安全性を高め、土砂災害による人的被害を防止する。
- 区内（区境を含む）において、土砂災害警戒区域等は、急傾斜地の崩壊として、土砂災害警戒区域が5か所、土砂災害特別警戒区域が1か所指定されている。

【土砂災害警戒区域及び特別警戒区域一覧表】

| 区域番号 | 所在地 | 自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 | 備考 |
|-------------|--------|---------|----------|------------|------------------|
| 106001-K001 | 谷中二丁目 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | | |
| 106001-K002 | 谷中二丁目 | | ○ | ○ | |
| 105001-K099 | 池之端二丁目 | | ○ | | 所在地の一部は、文京区弥生二丁目 |
| 105001-K103 | 池之端二丁目 | | ○ | | 所在地の一部は、文京区本郷七丁目 |
| 105001-K104 | 池之端一丁目 | | ○ | | 所在地の一部は、文京区本郷七丁目 |

3 土砂災害警戒情報の提供

- 都は、下記のとおり発表基準を作成し、気象庁と都が共同して発表するための情報伝達体制を整備し、平成20年2月1日に運用を開始している。

(1) 土砂災害警戒情報（以下本節において「情報」という。）の目的

- 東京都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、区市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。

(2) 情報の基本的な考え方

- 区市町村や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、災害対策基本法に基づき大雨警報に伴って都が区市町村等へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」と、気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説とを1つに統合した情報として、都と気象庁が共同して作成・発表する情報である。
 - ・ 発表対象地域を設定する際は、災害対策基本法に基づく避難指示等の権限者である区市町村長を利用者として考える。
 - ・ 住民の自主避難の判断等にも利用できるよう留意する。
 - ・ 伝達は、発表者（都及び気象庁）から水防計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準ずる。
 - ・ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。また、大雨警報を受けての情報であることから大雨警報発表後に発表する。
 - ・ 区市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。
 - ・ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象庁が提供する降雨予測と土壌雨量指数を利用する。
 - ・ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。そのため、気象庁のデータに加えて都の持つきめ細かな雨量情報を活用する。
 - ・ 国土交通省、気象庁及び都は、区市町村をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について、連携して広報活動に努める。
 - ・ 今後、新たにデータや知見が得られた時は、土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

(3) 情報の特徴及び利用に当たっての留意事項

- 大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、情報の利用に当たっては、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に

特定するものではないことに留意する必要がある。

また、情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

(4) 情報の発表基準

- 都と気象庁は共同して、発表のタイミング、発表頻度等を検討し、利用者の意向を考慮の上、情報の警戒基準・警戒解除基準を作成・決定し、これを用いて情報の発表を行う。

(5) 情報の伝達

- 気象庁は、気象庁防災業務計画に基づき情報を専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。
- 都は、区市町村及び各支庁・建設事務所へ、防災ファックス及びDIS（災害情報システム）を利用し伝達する。

(6) 区への対応

- 情報を受けた区は、直ちに区民へ伝達し、台東区地域防災計画の定めに基づき行動する。

4 避難体制等の整備・確立

- 土砂災害の避難体制の整備にあたっては、「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」（内閣府）や「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月）」（国土交通省）に基づき、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう整備している。

5 要配慮者の避難確保計画

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、土砂災害警戒区域内に位置して、区の地域防災計画にその名称及び所在地を定めた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成と避難訓練の実施が義務化された。

区では、対象となる要配慮者利用施設を指定し、施設の避難体制を構築するため、各施設の避難確保計画の整備を促進していく。

（資料第144「水防法及び土砂災害防止法に基づき指定する要配慮者利用施設一覧」
資料編P446）

第2編 都市施設対策

電気、ガス、上下水道、通信などのライフライン施設や道路、鉄道などの施設等について、平常時からの機能が十分に発揮され、社会全体に及ぼす影響を最小限に止めるための安全化対策を行う。

第1章 ライフライン施設

1 水道施設

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】
P134 参照)

2 下水道施設

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】
P135 参照)

3 電気施設

電気施設の災害予防対策として防災業務計画では、水害、高潮並びに強風対策について、次のとおり実施している。

これらの対策は、既設設備全般にわたって実施されているわけではないが、設備の新增設または改修に当たり、その都度、重要度及び有効性を考慮して実施する。

(1) 水害対策

浸・冠水のおそれのある箇所は、機器のかさ上げまたは防水・耐水構造化を実施する。

(2) 高潮対策

1の水害対策に準じて実施する。

(3) 風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

4 ガス施設

(1) 施設の現況

都市ガス製造基地は、根岸LNG基地、袖ヶ浦LNG基地、扇島LNG基地、日立LNG基地の4箇所であり、各LNG基地とも風水害を考慮した設計を適用し、施設の安全性を確保している。

ガス供給設備は、基本的に気密構造になっており、浸水による影響を受けにくい。加えてガス輸送と圧力調整は、ガス自身の圧力差により行い、電力を利用しないため、停電による影響も受けにくい。

水害による家屋倒壊等が懸念される地区では、保安確保のために供給停を行う場合がある。

第2編 都市施設対策

第1章 ライフライン施設

5 通信施設

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】

P139 参照)

第2章 道路及び交通施設等

1 道路

(1) 一般道路

- 道路、橋りょうは、都市生活を営む上で基幹的施設である。また、災害時には緊急車両や物資の輸送路として重要な役割を有している。
- 国・都・区等の道路管理者は、水防計画をもとに、暴風雨による街路樹の倒木や飛散した障害物の除去、または道路冠水による交通の遮断や民地への浸水の予防に努めるものとする。

(2) 首都高速道路

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】
P125 参照)

2 交通施設の安全対策

(1) 地下公共通路等

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】
P126 参照)

(2) JR東日本

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】
P127 参照)

(3) 東武鉄道

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】
P128 参照)

(4) 京成電鉄

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】
P128 参照)

(5) 東京地下鉄

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】
P129 参照)

(6) 都営地下鉄

① 目的

災害発生により、都営地下鉄線内において、駅施設に被害が生じた場合の緊急点検及び応急活動を、迅速かつ的確に実施するための体制をつくり、利用者及び職員の安全確保、駅施

設の効率的な復旧と一刻も早い営業再開を図ることを目的とする。

② 計画と訓練

この目的を達成するため、計画を立てるとともに、責任分担をあきらかにし、編成表により適時訓練を実施する。訓練項目は次のとおりである。

ア 避難誘導訓練

災害発生を想定し放送機器・救急用具等を活用し、ホームまたはホールの利用者及び停車中の列車内の乗客等に事態を知らせるとともに、災害箇所付近の出入口を避け、他の安全な出入口に誘導し、速やかに退避させる。

イ 防水板取扱い訓練

地下構造の特殊性のため大雨・降雪等を予測し、各出入口に防水板を設置し、その取扱い方について、年1回程度訓練を実施する。

ウ 防水扉取扱い訓練

防水扉の取扱いについて、訓練を行う。

エ 各種電話取扱い訓練

連絡の徹底、通報の確実・迅速を図るため指令・構内・鉄道等各種電話の取扱い方の説明と実技を行う。

③ 防災設備の点検・整備

- 各駅毎に諸設備と非常用具を配備し、非常時に備え点検を行う。
- 設備・非常用具は次項のとおりである。

| | |
|------|---|
| 設備関係 | 防水扉・防水板・放送装置・通信機器・各種動力監視装置 自動浸水防止機 [集中監視盤(操作盤)の機能試験を行い、機能が完全であることを確認する。] |
| 非常用具 | 土のう・水のう・担架・非常梯子・懐中電灯・カンテラ・ハンドマイク・救急箱 |

- 本所吾妻橋駅付近にずい道内防水扉（吾妻橋三丁目防水扉）を設置しており、馬込保線管理所と浅草橋駅務区合同で、機能試験を少なくとも年1回程度実施する。
- 地上に設置してある、通風口から地下への雨水等の流入を防ぐため、浸水防止機を増設して、浸水防止を図っている。

(7) 首都圏新都市鉄道

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【予防対策】
P132 参照)

第3章 文化財等

1 文化財

(第2部第3編「安全な都市づくりの実現」第5章【予防対策】P98参照)

2 社会福祉施設等の安全対策

(第2部第9編「避難対策」第5章【予防対策】P286参照)

第3編 応急活動拠点等の整備

発災直後から応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整え災害に備える。

第1章 活動庁舎等の整備

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【予防対策】P225参照)

第2章 応急活動拠点の整備

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【予防対策】P233参照)

第4編 地域防災力の向上

区民、事業者等は「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本理念とし、災害に対する不断の備えを進めるとともに、区民、行政、事業所、ボランティア団体等との相互連携や相互支援を強め、自助、共助による区民及び地域の防災力の向上を推進していく。

第1章 自助による区民の防災力向上

区民は、「自らの命は自らが守る」という観点に立ち、平常時から次の事項に努める。

- 早期避難の重要性を理解しておく。
- 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等を収集する。
- ハザードマップや台東区防災アプリ（台東防災）などで、自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握しておく。
- 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- 災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心がける。
- 風水害においては、在宅避難を推奨しており、また高速道路の通行止め、計画運休が行われるため、震災時と同様の備蓄についても区民への啓発を進めていく。
- 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 荒川の氾濫を伴う大規模風水害の発生が予想される場合、区は、区民に対し、数日前から、自主的広域避難情報を発表し、浸水が想定されない地域の親戚や知人宅等への「縁故避難」を含む自主的な浸水区域外への避難を行うよう呼び掛ける。
- 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難場所に行く必要がなく、むやみな外出を控える、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
- 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- 都や国がインターネットやスマートフォン等に配信する、雨量、河川水位情報、河川監視映像を確認する。
- 気象情報や区の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
- 区や都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- 町会や自主防災組織などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- 避難行動要支援者がいる家庭は、差し支えない限り「避難行動要支援者名簿」に掲載する名簿情報の避難支援等関係者への提供に同意し、円滑かつ迅速な避難に備える。

第4編 地域防災力の向上
第2章 地域による共助の推進

第2章 地域による共助の推進

(第2部第2編「区民と地域の防災力向上」第5章【予防対策】P58参照)

第3章 事業所による自助・共助の強化

(第2部第2編「区民と地域の防災力向上」第5章【予防対策】P63参照)

第4章 区民・行政・事業所等の連携

(第2部第2編「区民と地域の防災力向上」第5章【予防対策】P68参照)

第5編 ボランティア等との連携・協働

被災者に対する効果的な救援活動を実施するために、ボランティアや活動団体、関係機関等との連携を推進していく。

第1章 ボランティア活動との連携

(第2部第2編「区民と地域の防災力向上」第5章【予防対策】P66参照)

第2章 応急対策

(第2部第2編「区民と地域の防災力向上」第5章【応急対策】P76参照)

(第2部第9編「避難対策」第5章【応急対策】P314参照)

第6編 防災運動の推進

区民・事業者等が自助・共助に基づく防災能力を向上するとともに、防災意識を高めるため、広報及び教育、訓練を推進していく。

各防災機関は、公助の役割を十分果たすため、防災行動能力の向上及び区民・事業者等との連携を強化する。

また、防災知識の普及、訓練を実施する際には、性別による視点の違いを配慮し、自主防災組織の育成、強化を図る際には女性参画の促進を行う。

第1章 防災意識の啓発

1 防災意識の啓発

(第2部第2編「区民と地域の防災力向上」第5章【予防対策】P50参照)

2 防災広報の充実

(1) 各防災機関が行う広報内容の主な基準

- ① 台風・津波・高潮・集中豪雨に関する一般知識
- ② 各防災機関の風水害対策
- ③ 竜巻に対する備え
- ④ ゲリラ豪雨対策
- ⑤ 家庭での風水害対策
- ⑥ 避難するときの注意
- ⑦ 地下空間における緊急的な浸水に対する心得
- ⑧ 土砂災害に対する心得
- ⑨ 台風時の風に対する対策
- ⑩ 災害情報の入手方法
- ⑪ 応急救護の方法
- ⑫ 自主防災組織の活動や防災行動力の向上方法
- ⑬ 避難指示等に関する取扱い(要配慮者向け準備情報を含む。)

(2) 各防災機関の広報

| 各 機 関 | 対 策 内 容 |
|-------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 防災パンフレット、ポスター等の配布 <ul style="list-style-type: none"> ・「たいとう区安全・安心ハンドブック」 ・「各種水害ハザードマップ」、「防災ステッカー」 ・集合住宅用「集合住宅防災ハンドブック」 ○ 東京マイ・タイムラインの周知 ○ 台東区防災気象情報（ホームページ）による、防災気象情報の提供 ○ 防災講話、講習会等の開催 ○ 防災普及指導員の活用 |

- ハザードマップ等の配布に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

3 防災教育

（第2部第2編「区民と地域の防災力向上」第5章【予防対策】P54参照）

第2章 防災訓練の充実

1 水防訓練

風水害が発生し、または発生するおそれがある場合、被害を未然に防止し、または最小限度にとどめるため、風水害対策活動の円滑な実施を期する必要がある。

(1) 水防訓練計画

① 目的

水防法及び台東区地域防災計画に基づき、水防関係機関が協力して水防工法の習熟などを目的とした訓練を実施する。

② 実施要領

【基本訓練】

各種水防資器材を使って次の訓練を実施する。

- ア 水防事情並びに水防活動に必要な事前教養
- イ 招集及び部隊編成訓練
- ウ 情報通信訓練（情報収集、監視警戒、通信連絡等）
- エ 各種水防工法訓練
- オ 水上救出及び応急救護訓練

【総合訓練】

基本訓練により修得した各種基礎技術を基にして、一定の想定のもとに総合的に実施することを主眼とし、次の事項を併せ実施する。

- ア 浸水地域内火災防ぎょ訓練
- イ 給水給食訓練
- ウ 資材調達輸送訓練
- エ 防疫訓練
- オ 情勢判断及び部隊運用訓練
- カ 防災機関との連絡、連携訓練

③ 参加機関

区、区内各警察署、区内各消防署、各消防団、民間協力団体等

④ 訓練時期

- 各機関の訓練は、各個または共同して毎年6月上旬までに実施する。
- 原則として台風シーズン前に実施する。

2 洪水予報伝達演習訓練

荒川下流部における出水時を想定し、区及び水防関係機関、地下空間管理者等との洪水予報の情報伝達演習を実施している。

第 6 部 風水害応急対策計画

時系列による主な応急復旧活動

| | 発災 被害の発生 | | | | |
|-----------------------------|---|--------|------------------|--------|-------|
| | 事前情報 収集期 | 情報監視期 | 情報連絡期 | 災害即応期 | 応急対応期 |
| 警戒レ ベル | 警戒レベル1 | 警戒レベル2 | 警戒レベル3 警戒レベル4 | 警戒レベル5 | |
| 風水 害 対 策 活 動 | <ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の収集、分析、提供 <ul style="list-style-type: none"> ○注意報の受信 ○警報の受信、伝達 ○水防本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ○水防情報連絡会議の設置 ○水防資器材の点検・準備 <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○職員の参集 ○被害状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧の実施 ○災害救助法の適用 | | | | |
| 警 消 察 防 | <ul style="list-style-type: none"> ○警備活動、交通規制(警察署) ○救出・救助活動(警察署) ○救助・救急活動(消防署) | | | | |
| 医 療 救 護 | <ul style="list-style-type: none"> ○医療救護班の派遣 <ul style="list-style-type: none"> ○防疫班等の活動 ○食品衛生 指導班等の活動 | | | | |
| 避 難 | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等避難の発令 ○避難場所の開設 <ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの受入れ ○避難指示の発令 <ul style="list-style-type: none"> ○緊急安全確保の発令 | | | | |
| 物 救 資 助 ・ | <ul style="list-style-type: none"> ○備蓄倉庫の被害状況確認 ○備蓄物資の搬送 | | | | |
| ご み 処 理 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○機材の確保 ○し尿の 収集・搬入 | | | | |
| 遺 体 の 取 扱 い | <ul style="list-style-type: none"> ○行方不明者の搜索 <ul style="list-style-type: none"> ○遺体収容所の設置 ○検視の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○火葬の実施 調整 | | | | |
| ラ イ フ ラ | <ul style="list-style-type: none"> ○応急復旧作業 | | | | |

第1編 初動態勢

風水害が発生する恐れがある場合に、水防本部及び水防情報連絡会議を設置し、避難情報の発令が想定された場合には、速やかに台東区災害対策本部に移行して迅速な初動態勢により応急活動を推進していく。

主な機関の応急復旧活動

| | 発災 被害の発生 | | | | |
|-----------|---|--------|------------------|--------|-------|
| | 事前情報 収集期 | 情報監視期 | 情報連絡期 | 災害即応期 | 応急対応期 |
| 警戒 レベル | 警戒レベル1 | 警戒レベル2 | 警戒レベル3 警戒レベル4 | 警戒レベル5 | |
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の把握、状況の監視 <ul style="list-style-type: none"> ○注意報の受信 ○風水害対策活動開始 ○水防本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ○水防情報連絡会議の設置 ○職員の参集 ○警報の受信、伝達 <ul style="list-style-type: none"> ○事前避難（避難準備） ○水防資器材の点検・準備 <ul style="list-style-type: none"> ○警戒区域の設定 ○被害状況の把握 ○応急復旧の実施 | | | | |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○気象情報、水位情報等の収集・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて水防態勢発令 ○水防活動開始 <ul style="list-style-type: none"> ○救助・救急活動 | | | | |

第1章 水防本部の設置・運営

風水害については、気象情報の収集により、一定程度の予測が可能であるため、その被害を最小限度にとどめるための初動体制が、重要な役割を果たす。

区災害対策本部が設置されるまでの応急活動体制として、水防本部を設置し被害発生の防止に当たる。

また、区は国（気象庁）、都（総務局、建設局等）に加え、地域に密着したより細かい気象情報をいち早く収集し、それに対応する応急活動を迅速に行う。

1 水防組織

(1) 水防区域

水防区域は、行政区域とする。

(2) 水防組織

気象状況により、風水害及び雪害（以下「風水害等」という。）のおそれがある時、事態に即応した活動を行うため、災害の状況に応じて都市づくり部長を本部長とする水防本部を設置する。なお、危機管理室長及び土木担当部長は副本部長として本部長を補佐する。

水防本部の活動は主として、気象情報の収集及び区内の巡視、調査、水防資器材の準備、風水害対策活動とする。

【水防体制一覧】

| 体制 | 設置基準 | 内容 | 本部長 |
|------------------------|--|---|---------|
| 水防1次本部 ・情報班 ・水防班 | 大雨、洪水、大雪、強風いずれかの気象注意報が発せられ、又は注意報が発せられる可能性が高く、区内の気象状況等により、体制の必要を認めるとき | 主として情報の収集、事態に応じた配備体制の指示及び連絡が行える体制 | 都市づくり部長 |
| 水防2次本部 ・情報班 ・水防班 | 大雨、洪水、大雪、暴風いずれかの気象警報が発せられ、又は警報が発せられる可能性が高く、区内の気象状況等から体制の必要を認めるとき | 区内の巡視、調査及び資器材点検等を行い風水害等が発生したときに直ちに風水害活動を実施できる体制 | 都市づくり部長 |

(3) 水防本部の設置、解散、統合

- ① 本部長は、次の場合に水防本部を設置する。
 - ア 大雨・洪水・大雪及び強風のいずれかの気象注意報、又は荒川氾濫注意情報が発せられるなど、気象情報等から設置の必要を認め、大雨等対策会議において決定したとき。
 - イ 大雨・洪水・大雪及び暴風のいずれかの気象警報が発せられたとき、又は、荒川氾濫警戒情報、若しくは神田川氾濫危険情報が発せられたとき。ただし、区の気象状況等により、本部長がその必要がないと認めたときはこの限りではない。
- ② 本部長は、風水害等発生の恐れが解消し、風水害対策活動がおおむね終了したと認めたときは、水防本部を解散する。
- ③ 本部長及び水防情報連絡会議座長は、河川状況や気象状況を勘案し、大規模な風水害の発生が見込まれ、災害対策本部の設置が必要と判断するときは、区長に災害対策本部の設置を要請する。
災害対策本部設置後は、水防本部はこれに包含される。

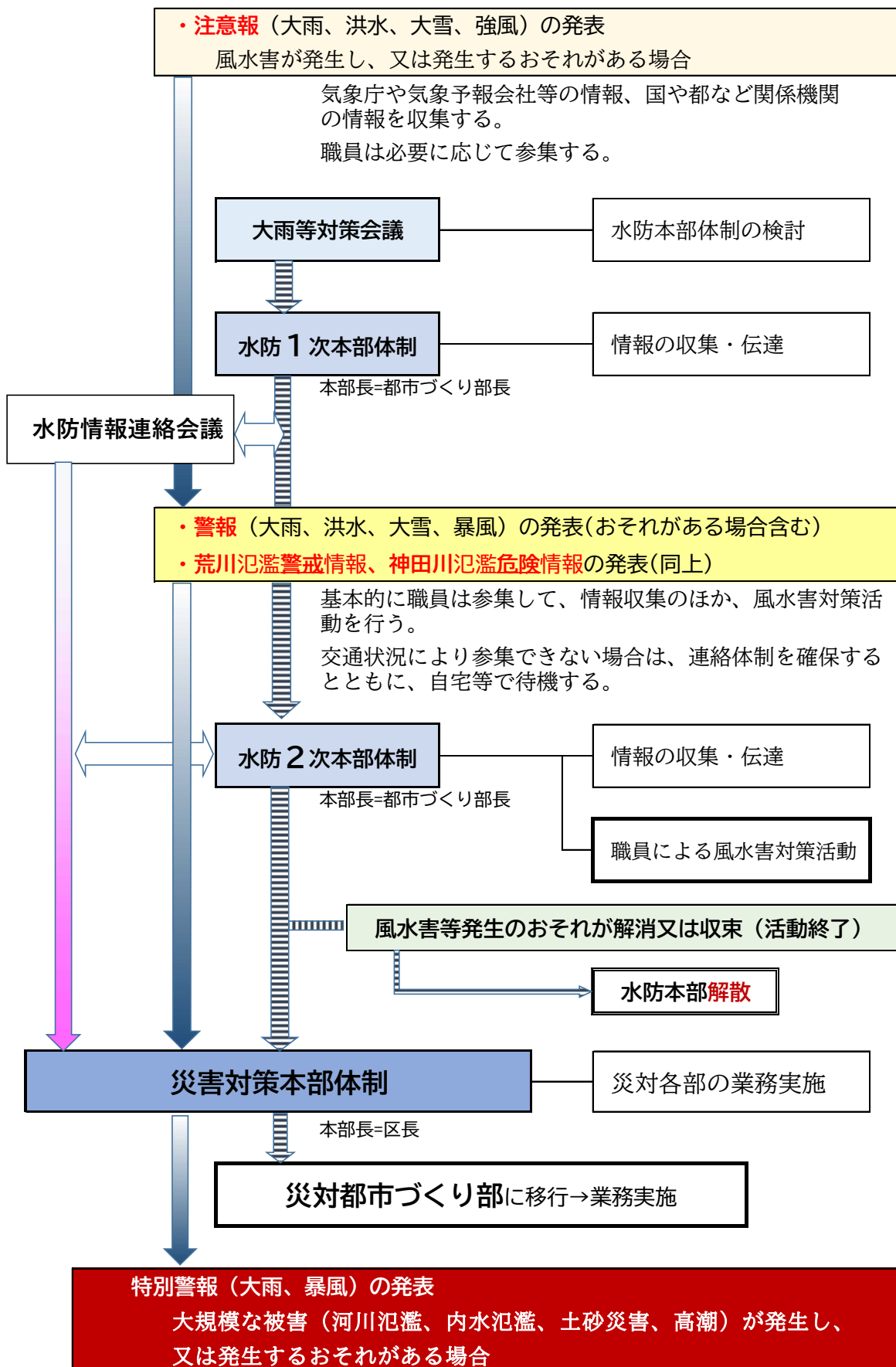
(4) 風水害時における台東区の水防体制の流れ

別表1のとおり

(5) 水防本部の組織及び主な業務内容

別表2のとおり

【別表1】風水害時における台東区の水防体制の流れ



【別表2】水防本部の組織及び主な業務内容

| |
|--------------------|
| 本部長：都市づくり部長 |
| 副本部長：危機管理室長、土木担当部長 |

| 主 な 業 務 | 所 属 課 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 水防本部の会議の運営に関する事 ➤ 気象情報及び被害状況の収集・報告に関する事 ➤ 巡回作業の班編成に関する事 ➤ 危機・災害対策課との連絡調整に関する事 ➤ 道路占用工事区域の調査・保全に関する事 ➤ 国、東京都その他関係機関との情報交換及び連絡調整に関する事 ➤ 区道及び管理通路（以下「区道等」）の通行の禁止又は制限に関する事 ➤ 資器材の手配に関する事 | 道路管理課 土 木 課 交通対策課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 業務委託先との連絡調整、指示及び監督に関する事 | 土 木 課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 区道等の保全・復旧に関する事 ➤ 危険箇所の警戒監視に関する事 | 道路管理課 土 木 課 土木事務所 交通対策課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 区立公園・児童遊園（以下「公園等」）及び街路樹等の保全・復旧に関する事 ➤ 公園等の閉鎖に関する事 | 公 園 課 公園管理事務所 |
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 区道等の保全・復旧の応援に関する事 ➤ 危険箇所の警戒監視の応援に関する事 ➤ 建築課が行う業務の応援に関する事 | 都市計画課 計画調整課 地域整備第一課 地域整備第二課 地域整備第三課 住 宅 課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般建築物、倒壊危険家屋、急傾斜地崩壊危険箇所等の被害状況の収集・報告に関する事 ➤ 一般建築物等の応急措置の相談に関する事 | 建 築 課 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報の収集、報告に関する事 ・ 防災関係機関との情報収集及び報告に関する事 ・ 区民等への情報提供に関する事（ツイッター等） | 危機・災害対策課 |

2 台東区風水害対応方針

令和元年台風19号における風水害対応では、台東区において風水害による災害対策本部が初めて設置された。しかし、避難情報の周知、職員体制、避難場所の対応等、様々な課題が明らかとなった。

そこで、区は令和2年度に「台東区風水害対応方針」を策定し、令和元年台風19号で明らかとなった課題や教訓等を踏まえ、大規模風水害時における庁内体制、風水害情報の収集・伝達、避難場所の開設及び運営などに関する事項を定め、風水害時の災害対策本部体制の充実を図るものとした。

今後、進路が定まらない台風や集中豪雨による土砂災害など、事前の想定が困難である風水害への対応について、より具体的に検討をしていく必要がある。

同方針では、次の事項について定めている。

- 風水害時の庁内体制
- 情報収集・伝達方法
- 区内避難となる風水害への対応
- 広域避難となる荒川氾濫への対応
- 避難場所の開設・運営
- 様々なニーズを持つ避難者への対応
- 避難場所における新型コロナウイルス感染防止
- 自助・共助の推進

第2章 水防情報連絡会議の設置・運営

風水害については、気象情報の収集により、一定程度の予測が可能であるため、その被害を最小限度にとどめるための初動体制が、重要な役割を果たす。

区災害対策本部が設置されるまでの応急活動体制として、水防情報連絡会議を設置し、避難場所の開設・運営等を検討して、区民の安全確保に当たる。

また、区は国（気象庁）、都（総務局、建設局等）に加え、地域に密着したより細かい気象情報をいち早く収集し、それに対応する応急活動を迅速に行う。

1 水防情報連絡会議

災害対策本部設置基準は、区内における大規模災害の発生や大雨特別警報の発令であるが、該当する事象が発生してからの本部員の参集及び情報共有は、時間的制約から困難である。そこで、全庁的な情報共有や円滑な災害対策本部への移行を可能とするため、危機管理室長は都市づくり部長及び土木担当部長と協議し、危機管理室長を座長とする水防情報連絡会議を設置し、早期に全庁的な対応を開始する。

2 タイムラインの活用

(1) タイムラインの活用

気象情報の収集により、台風等の予測が可能な風水害等においては、各課において応急業務を再確認するとともに、タイムラインを作成し、公共交通機関における計画運休の影響を考慮した人員確保、区民の早期避難、早期からの風水害対策活動の着手等、円滑に初動態勢を構築するものとする。

(2) タイムラインの作成・共有

各課は、台風等の風水害が見込まれ、危機・災害対策課よりタイムライン作成の依頼があった場合、水防情報連絡会議において作成したタイムラインを報告する。

危機・災害対策課は、提出されたタイムラインを基に全庁のタイムラインを作成し、協議事項や災害対策本部体制への移行時期の参考にする。また、議事内容や庁内体制について、全庁に共有を図り、全職員が防災行動を認知できる体制をとる。

第3章 台東区災害対策本部の組織・運営

1 台東区災害対策本部の組織・運営

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【応急対策】P236参照)

2 災害地調査

(1) 区災害対策本部長は災害地の実態を把握し、区の災害応急対策活動の円滑化を図るため調査班を編成する。ただし、班の数、構成、その他必要事項は事態に応じ適宜編成する。

(2) 調査班は、区災害対策本部長の特命により出動し、現地の状況を調査する。

(3) 調査事項

- ① 災害原因
- ② 被害状況
- ③ 災害地住民の動向及び要望事項
- ④ 応急措置状況
- ⑤ 現地活動のあい路

(4) 実施要領

特命による現地調査に当たっては、無線機等の有効適切な活用を図り、調査の結果を逐一区災害対策本部長に報告する。また被害状況は、一括して管理が行えるよう、台東区災害情報システムを活用し管理する。

第4章 防災会議の招集

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【応急対策】P245参照)

第5章 民間との協力

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【応急対策】P256参照)

第6章 救出・救助対策

1 救助・救急活動体制等

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【応急対策】P246参照)

2 大規模救出救助活動拠点等の確保・使用調整

(1) 大規模救出救助活動拠点等の確保・整備

- 都は、自衛隊、警察災害派遣隊(警察)、緊急消防援助隊(消防)、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペース(大規模救出救助活動拠点)を国や区市町村及び関係機関と協議の上、あらかじめ確保する。
- 広域支援・救助部隊等が被災者の救出及び救助等を行うための活動拠点である大規模救出救助活動拠点について、区部においては、大きな被害が想定される地域に近接し、大型ヘリコプターの臨時離発着スペース及び広域応援部隊の活動スペースとして1.5ヘクタール以上の活動面積の確保が可能な大規模な都立公園や河川敷など屋外施設16か所、車両スペースの確保が可能な清掃工場等屋内施設21か所を、候補地としている。
※ 風水害発生時においてもこれらの拠点に準じつつ、たとえば河川敷など被災が予想される場所は除外するなど、必要に応じた使用調整を実施する。
(資料第119「大規模救出救助活動拠点等一覧」資料編P405)
- ライフラインの復旧拠点と重複する大規模救出救助活動拠点については、ライフラインの復旧活動での利用にも考慮する。

(2) ヘリコプター活動拠点の確保

- 迅速な救出・救助、消防活動、物資輸送等に資するためにヘリコプターの緊急避難着陸場候補地が、都と協議の上、区内に4か所に指定されている。
(資料第111「区内災害時臨時離着陸場候補地一覧」資料編P394)

(3) 公共空間の使用調整

- 都は、風水害が発生したとき応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペース等の使用について、必要に応じて総合的に調整する。

第7章 応援協力・派遣要請

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【応急対策】P251参照)

第8章 各防災機関の活動体制

- 風水害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、区及び都が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

第2編 情報の収集・伝達

風水害においては、適切な事前避難行動、迅速な初動態勢、また応急活動を実施するためにはいずれの本部体制においてもまず気象情報の収集が不可欠である。また様々な情報提供手段を用いて、区民等に災害予警報等を伝達して人的被害を最小限にするとともに、発災後は被害状況の把握、収集に努める。

第1章 情報通信連絡体制

(第2部第8編「情報通信の確保」第5章【応急対策】P269参照)

第2章 災害予警報等の伝達

1 情報収集・伝達体制

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|---------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区で提供している「防災気象情報」ホームページなどを通じて、区に発表される気象情報等を区民へ速やかに提供する。 ○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者若しくはその発見者から通報を受けた警察官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに関係部署、都や関係防災機関に報告する。 ○ 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等及び住民等に周知する。 ○ 特別警報、警報及び重要な注意報について、都又はN T Tからの通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに管内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織等に伝達するとともに、警察、消防、都等の協力を得て、住民に周知する。 |
| 都 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。 ○ 特別警報、警報及び重要な注意報について、気象庁から通報を受けたとき又は自らその発表を知ったときは、区に通知する。 |
| 各 警 察 署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 津波に関する大津波警報・警報及び注意報について、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、関係警察署を通じて、管内住民に周知する。 ○ 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、その旨を速やかに関係区市町村長に通知する。 |

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------------------|--|
| 各 消 防 署 | ○ 都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、消防署及び消防出張所を通じて、管内住民に周知する。 |
| N T T 東 日 本 | ○ 気象業務法に基づいて、気象庁からN T T東日本に通知された特別警報及び警報を、各区市町村に通報する。 ○ 警報の伝達は、FAXにより関係機関へ通報する。 ○ 警報に関する通信は優先して取り扱う。 |
| そ の 他 の 防 災 機 関 | ○ 気象庁東京管区気象台は、既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、更に災害の危険性が切迫している場合など、都及び区市町村に対し直接厳重な警戒を呼びかける。 |

2 気象情報の早期収集

- 区で提供している「防災気象情報」（ホームページサイト）や「たいとう防災気象情報メール」を通じて、気象情報等を区民へ提供している。
- 区は、風水害発生時に防災体制の検討等を行う材料として、気象庁東京管区気象台との専用電話（以下、「ホットライン」という。）を活用する。
- 都は、ホットラインにより得られた情報や判断について、必要と認める場合には区市町村、関係機関等へ提供する。
- 気象庁の防災情報提供システムや国土交通省の河川防災情報で提供される、リアルタイム降水量や水位等の数値などの情報は、定期的又は随時に更新されることから、水防本部及び災害対策本部は、常に最新の情報の入手・把握に努め、また関係部署からの要望に対して必要な情報提供を行う。

また気象庁の情報はインターネットで容易に取得できるため、水防関係部署だけでなく、施設管理、区の関連行事などの部署も把握するように努める。

【気象に関する情報】

- 気象情報、気象注意報、警報・特別警報

| | |
|--------|--|
| 気象警報等 | 気象現象・地震・津波等によって災害が起こる恐れがあるときに発表される。注意報、警報、特別警報の3種類がある。本区においては、大雨（大雪）、洪水、強風（暴風）、高潮が対象となる。 |
| 台風情報 | 台風が発生したときに発表される。台風の位置や中心気圧等の実況および予想が記載される。日本への接近に伴い、より詳細な情報が更新頻度を上げて提供される。 |
| 府県気象情報 | 警報等に先立つ注意の呼び掛けや、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説するために、府県予報区単位で適宜発表される（本区は東京都府県予報区）。 |

○ 地点雨量

| | | |
|----------|---------------|-----|
| アメダス | 各観測地点で実測した降水量 | 気象庁 |
| リアルタイム雨量 | 各観測地点で実測した降水量 | 気象庁 |

○ 気象情報提供会社からの情報

| | | |
|----------|--------------------------------------|----------|
| 防災雨量情報 | おおむね 36 時間先までの本区の降雨傾向を予測 | 民間気象情報会社 |
| 水防体制指標 | 本区における水害履歴などから、予想降水量による水防体制指標を提供 | 民間気象情報会社 |
| 意思決定支援情報 | 台風接近時などの警戒が必要な際、意思決定に必要とされる解説情報が適時発表 | 民間気象情報会社 |

○ 流域雨量

| | | |
|--------|--------------------|-------|
| 流域平均雨量 | 河川の流域毎に面積平均した実況の雨量 | 国土交通省 |
|--------|--------------------|-------|

○ 面的な雨量

| | | |
|--------------|---|---------|
| 高解像度降水ナウキャスト | 気象レーダーにより、5分毎の60分先までの降水強度分布を予測 | 気象庁 |
| XRAIN雨量情報 | XRAIN（XバンドMPレーダ）による雨量情報 | 国土交通省 |
| 東京アメッシュ | 都内に設置されたレーダーや地上雨量計等により構成されるレーダー雨量計システム。250m解像度で5分毎に更新 | 東京都下水道局 |

3 東京都との情報共有

- 都は警報、重要な注意報、災害原因に関する重要な情報について関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係区市町村等に通報する。
- また、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときは、気象庁と都は共同して土砂災害警戒情報を発表し、区へ伝達する。
- 都では、平成 25 年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、各区市町村との間にホットラインを構築し、緊急時の連絡体制を構築している。
- 都は、区に災害情報システムを設置し、被害状況等の収集体制を整えている。

4 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報共有

(1) 気象庁では、竜巻等に対する以下のような情報提供を行っている。

○ 雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

○ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

○ 竜巻発生確度ナウキャスト

気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km 格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表する。

＜竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表（気象庁ホームページより）＞

(例) 14時から16時に戸外で行動する場合

| 時刻 | チェックすべき気象情報 | とるべき対応 |
|----------------------------|--|---|
| 前日 | 天気予報 | 明日の天気予報やその解説を確認し、積乱雲が発生しやすい気象状況かどうかを把握 キーワード 「雷を伴う」「大気の状態が不安定」「竜巻などの激しい突風」 |
| 当日 朝 | 天気予報 雷注意報 ^(※1) (随時発表) | 朝と昼の天気予報を確認し、行動時の気象状況をイメージ |
| 昼 | 天気予報 降水短時間予報 (6時間先までの雨を予想した分布図を30分毎に更新) 竜巻注意情報 ^(随時発表、向こう1時間限り) | 外出の前に、最新の気象情報を確認し、「雷注意報」の有無を調べる 戸外では空の様子に注意し、携帯端末で最新のナウキャストなどを随時確認 http://www.jma.go.jp/jp/highresrad/ http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/index.html |
| 14時 ↑ 戸外 ↓ 16時 | ナウキャスト (降水、雷、竜巻) (雨雲などの現在の様子や、1時間先までを予想した分布図を5～10分毎に更新) | 高解像度降水ナウキャスト 雷ナウキャスト 竜巻発生確度ナウキャスト <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; text-align: center;"> 空の様子に注意し、積乱雲が近づく兆しを感じたら、しばらく避難！ 自分の身は自分で守る！ </div> |

(※1) 雷注意報では、「急な強い雨」「竜巻」への注意を呼びかける場合があります。

- 激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域で必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。

したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払う。更に、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起るなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。

(2) 区での情報提供

- 区では、「防災気象情報」(ホームページ)を通じて、竜巻注意情報が発表された際の情報提供を行っている。

5 特別警報が発表された時の情報の共有

- 気象庁は平成25年8月30日から、「特別警報」の運用を開始した。特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える大雨が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表するものであり、最大限の警戒を呼びかける必要がある。

気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである（気象庁ホームページより）。

| 現象の種類 | 基準 | |
|-------|--|---------------|
| 大雨 | 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合 | |
| 暴風 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により | 暴風が吹くと予想される場合 |
| 高潮 | | 高潮になると予想される場合 |
| 波浪 | | 高波になると予想される場合 |
| 暴風雪 | 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 | |
| 大雪 | 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合 | |

- 区は、特別警報について、都、総務省消防庁、NTTから通知を受けた時または自ら知ったときは、区民へ周知を行う。

6 津波警報・注意報等の伝達体制

（第2部第12編「津波等対策」第4章【予防・応急・復旧対策】P366参照）

7 大型台風等の伝達体制

区は、大型台風等、早期から区内に被害が生じる可能性が予見される場合は、気象情報や洪水予報、河川の水位状況等を総合的に勘案し、状況に応じて、避難場所の開設情報や避難情報等を区民等へ伝達するものとする。

- ① 大型台風等により区内に被害が発生する可能性がある場合、区は、数日前から区民等に対し、適宜、台風等に関する注意喚起や台風情報、気象情報等を伝達する。
- ② 台風が接近し、「自主避難場所」の開設が必要と判断した場合、「自主避難場所」の開設場所、開設時期等を区民等へ伝達する。
- ③ 区内に被害が生じる可能性が高まった場合には、避難情報（「高齢者等避難」、「避難指示」）の発令について、全ての情報伝達手段を活用して伝達する。また、あわせて緊急避難場所の開設情報を伝達する。
- ④ 河川の氾濫や土砂災害が発生した場合は、全ての手段を用いて、災害発生情報の伝達を行う。
- ⑤ 台風等の通過により風水害の発生の危険性がなくなった場合には、気象警報や洪水警報の解除情報、避難場所の閉鎖情報等について周知する。
- ⑥ 荒川の氾濫を伴う大規模風水害の発生が予想される場合、区は、区民に対し、数日前から、自主的広域避難情報を発表し、浸水が想定されない地域の親戚や知人宅等への「縁故避難」を含む自主的な浸水区域外への避難を行うよう呼び掛ける。
- ⑦ 荒川の氾濫による避難指示の発令により、重ねて浸水区域外への避難を呼びかけるとともに、台東区内の浸水が目前に迫った場合には、避難指示（垂直避難）を避難情報として発令する。

第3章 被害状況等の報告体制

| 機 関 名 | 対策内容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|---------------------|-----------|------|------|---|-------|----|---------|---|-------|-------------------|--------|---|-------|--------|---|-------|----|------|------------------|-------------|---------------------|------|-------------|----|-----------|---|-------|-------|------|
| 区 | <p>○ 災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況等について、都に報告する。 なお、都に報告ができない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。</p> <p>1 報告すべき事項 災害の原因、災害が発生した日時、災害が発生した場所又は地域、被害状況(被害の程度は、認定基準、災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置、災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類、その他必要な事項)</p> <p>2 報告の方法 原則として、災害情報システム(D I S)の入力による。(ただし、システム端末の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX などあらゆる手段により報告する。)</p> <p>3 報告の種類・期限等 報告の種類、期限等は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">報告の種類</th> <th>入力期限</th> <th>入力画面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発</td> <td>災 通 知</td> <td>即時</td> <td>被害第1報報告</td> </tr> <tr> <td>被</td> <td>害 措 置</td> <td rowspan="2">即時及び都が 通知する期限内</td> <td>被害数値報告</td> </tr> <tr> <td>概</td> <td>況 速 報</td> <td>被害箇所報告</td> </tr> <tr> <td>要</td> <td>請 通 知</td> <td>即時</td> <td>支援要請</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">確 定 報 告</td> <td>災害確定 報 告</td> <td>応急対策を終了し た後20日以内</td> <td>災害総括</td> </tr> <tr> <td>各種確定 報 告</td> <td>同上</td> <td>被害情報、措置情報</td> </tr> <tr> <td>災</td> <td>害 年 報</td> <td>4月20日</td> <td>災害総括</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 災害救助法に基づく報告 災害救助法に基づく報告については、第2部第13編応急対策「災害救助法等の適用P399」に定めるところによる。</p> | 報告の種類 | | 入力期限 | 入力画面 | 発 | 災 通 知 | 即時 | 被害第1報報告 | 被 | 害 措 置 | 即時及び都が 通知する期限内 | 被害数値報告 | 概 | 況 速 報 | 被害箇所報告 | 要 | 請 通 知 | 即時 | 支援要請 | 確 定 報 告 | 災害確定 報 告 | 応急対策を終了し た後20日以内 | 災害総括 | 各種確定 報 告 | 同上 | 被害情報、措置情報 | 災 | 害 年 報 | 4月20日 | 災害総括 |
| 報告の種類 | | 入力期限 | 入力画面 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 発 | 災 通 知 | 即時 | 被害第1報報告 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 被 | 害 措 置 | 即時及び都が 通知する期限内 | 被害数値報告 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 概 | 況 速 報 | | 被害箇所報告 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要 | 請 通 知 | 即時 | 支援要請 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 確 定 報 告 | 災害確定 報 告 | 応急対策を終了し た後20日以内 | 災害総括 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 各種確定 報 告 | 同上 | 被害情報、措置情報 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 災 | 害 年 報 | 4月20日 | 災害総括 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 各警察署 | <p>○ 災害に関する情報を収集し、とりまとめて区に報告する。</p> <p>○ 東京消防庁、陸上自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図る。</p> <p>○ 主な収集事項は、被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況、交通機関の運行状況及び交通規制の状況、犯罪の防止に関しとった措置、その他とする。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 機 関 名 | 対策内容 |
|-------|---|
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これをとりまとめ区に報告する。 ○ 主な収集事項は、災害発生状況及び消防活動の状況、要救護情報及び医療活動情報、その他災害活動上必要ある事項とする。 |
| 各防災機関 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 各防災機関は、所管施設の被害、既にとった措置、今後とろうとする措置その他必要事項について、区に報告する。 ○ ライフライン関係機関及び交通機関関係の被害概況速報については、「災害報告取扱要領」による。 |

第4章 広報・広聴等

(第2部第8編「情報通信の確保」第5章【応急対策】P274参照)

第3編 風水害対策

災害対策基本法、水防法及び東京都水防計画に基づき、台東区地域防災計画の一環として、洪水、高潮、内水氾濫、土砂災害による風水害を警戒し、防御し、これによる被害を軽減するため、区内の河川等に対する水防上必要な事項について定める。

主な機関の応急復旧活動

| 機関名 | 発災 被害の発生 | | | | |
|------|--|-------|-------|-------|-------|
| | 事前情報 収集期 | 情報監視期 | 情報連絡期 | 災害即応期 | 応急対応期 |
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の把握、状況の監視 <ul style="list-style-type: none"> ○注意報の受信 ○警報の受信、伝達 ○職員の参集 ○風水害対策活動開始 ○水防本部の設置 <ul style="list-style-type: none"> ○水防情報連絡会議の設置 ○避難場所立上げ準備（避難準備） ○自主避難場所の開設 ○水防資器材の点検・準備 <ul style="list-style-type: none"> ○警戒区域の設定 ○被害状況の把握 ○応急復旧の実施 | | | | |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○気象情報、水位情報等の収集・伝達 <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて水防態勢発令 ○水防活動開始 | | | | |

第1章 水防情報

1 気象情報

(1) 気象情報の種類と発表基準

(令和2年5月26日現在)

| 種 類 | | 発 表 基 準 |
|------------------|--------|--|
| 特 別 警 報 | 大雨特別警報 | <p>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される時。</p> <p>(雨を要因とする特別警報の指標)</p> <p>以下、①又は②いずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合。</p> <p>① 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50格子以上出現</p> <p>② 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10格子以上出現(ただし、3時間降水量が150ミリ以上となった格子のみをカウント対象とする)。</p> <p>(①及び②についての区の基準については以下のとおり)</p> |
| | 台東区 | <p><50年に一度の値></p> <p>①48時間降水量 367ミリ ②3時間降水量 139ミリ</p> <p>③土壌雨量指数 242</p> |
| | 高潮特別警報 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合 |
| | 暴風特別警報 | 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 |

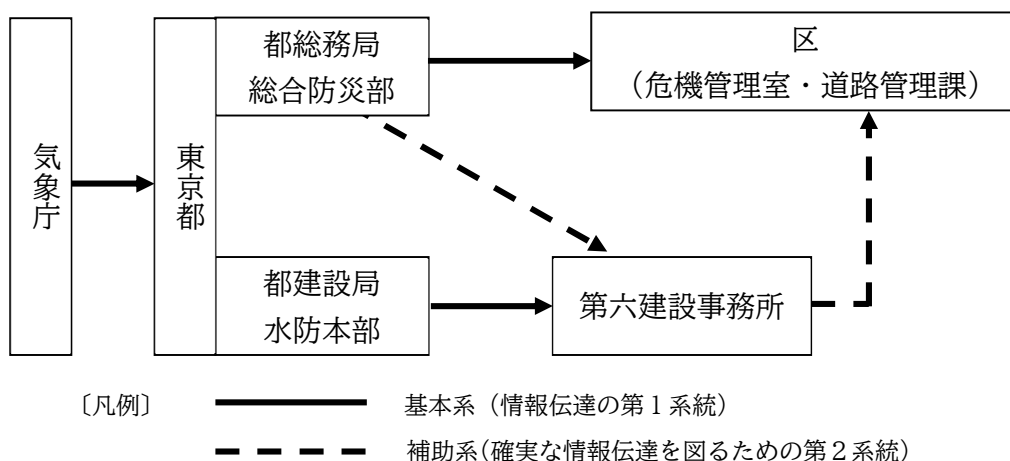
(令和3年6月3日現在)

| 種 類 | | 発 表 基 準 |
|-------------|----------|--|
| 警 報 | 大雨（浸水害） | 表面雨量指数基準：23 |
| | 大雨（土砂災害） | 土壌雨量指数基準：185 |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準：隅田川流域＝47.5 複合基準：隅田川流域＝（18，28.7） 指定河川洪水予報による基準： 荒川〔岩淵水門（上）〕 神田川〔番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋〕 |
| | 高潮 | 潮位 4.0m |
| | 暴風 | 平均風速：25m/s |
| 注 意 報 | 大雨 | 表面雨量指数基準：18 土壌雨量指数基準：131 |
| | 洪水 | 流域雨量指数基準：隅田川流域＝38 複合基準：隅田川流域＝（8，25.8） |
| | 高潮 | 潮位 2.0m |
| | 強風 | 平均風速：13m/s |
| 記録的短時間大雨情報 | | 1時間雨量 100 ミリ |

- 注1）土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生危険性を示す指数で、土壌中に貯まっている雨量の量を示す指数。
注2）流域雨量指数：降雨による洪水災害発生危険性を示す指数で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数。
注3）複合基準：（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値

（2）気象情報の伝達系統図

気象情報の伝達は下図によるものとする。



2 洪水予報

(1) 荒川洪水予報(国)

国土交通省関東地方整備局と気象庁予報部が共同で行う洪水予報は2以上の都道府県を流れる河川または流域面積の大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生じおそれのある場合に発表される。(水防法第10条2項、気象業務法第14条の2第2項)

台東区は、荒川洪水予報の区域内に存する。

【荒川洪水予報の種類と発表基準】

| 種類 | 基準地点 | 発表基準 |
|----------|----------------------|--|
| 氾濫注意情報 | 熊谷 治水橋 岩淵水門(上) | 基準地点のいずれかの水位が、氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき |
| 氾濫警戒情報 | | 基準地点のいずれかの水位が、おおむね2～3時間後に氾濫危険水位に達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれるとき |
| 氾濫危険情報 | | 基準地点のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき |
| 氾濫発生情報 | 洪水予報区域内 | 洪水予報を行う区域内において氾濫が発生したとき |
| 氾濫注意情報解除 | 熊谷 治水橋 岩淵水門(上) | 基準地点の水位が、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれがなくなったとき |

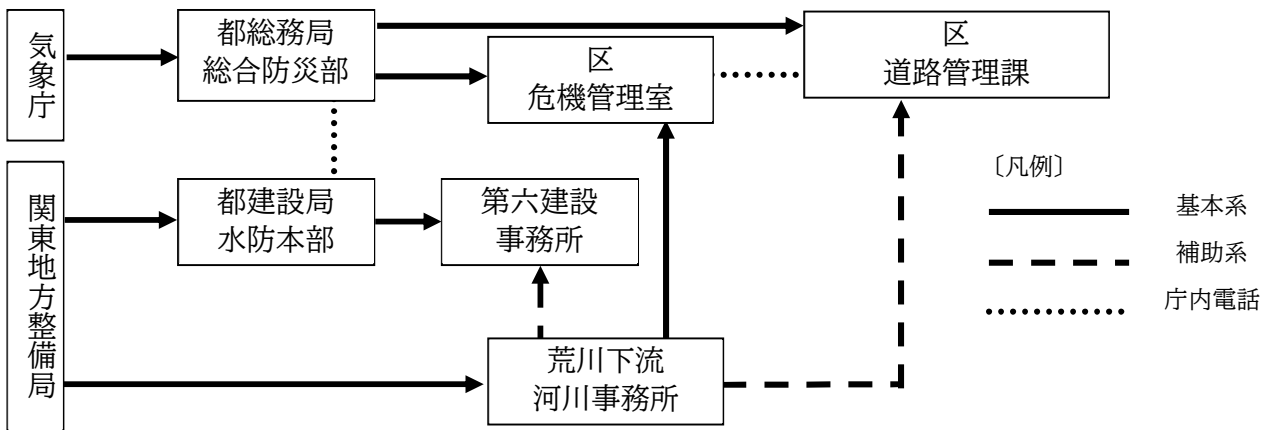
【基準地点と水位】

| 河川名 | 基準地点 | 水防団待機水位 | 氾濫注意水位(警戒水位) | 避難判断水位 | 氾濫危険水位 | 計画高水位 |
|-----|---------|---------|--------------|--------|--------|---------|
| 荒川 | 熊谷 | 3.00m | 3.50m | 5.00m | 5.50m | 7.507m |
| | 治水橋 | 7.00m | 7.50m | 12.20m | 12.70m | 14.599m |
| | 岩淵水門(上) | 3.00m | 4.10m | 6.50m | 7.70m | 8.57m |

【荒川下流タイムライン(拡大試行版)】

予見可能な災害(台風等)に対し、標準的な防災行動をあらかじめ時系列に整理したもの。各段階で、荒川下流河川事務所から台東区宛てにメールで届く。

【荒川洪水予報の伝達系統図】



第3編
第6部

- 1-1. 気象庁と国土交通省関東地方整備局が洪水予報を共同発表し、国土交通省荒川下流河川事務所にFAXと国土交通省「洪水予警報等作成システム」を活用したメールで送付
- 1-2. 気象庁と国土交通省関東地方整備局が洪水予報を共同発表し、国土交通省「洪水予警報等作成システム」を活用し、台東区にメールで送付
2. 国土交通省荒川下流河川事務所は1-1で受けた情報を、FAXで台東区に送付
3. これと併せて、区は、気象庁等が公表するホームページから情報を収集するとともに、気象庁とのホットラインを使用して情報収集する

(2) 神田川洪水予報

- 都と気象庁は、国土交通省が指定した河川以外の河川で、洪水により相当の損害を生ずるおそれのある河川を指定し（洪水予報河川）、洪水予報を共同発表する。
 - ・ 都は、洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に避難指示などの発令の目安となる氾濫危険情報を複数の首長及び各自治体の防災担当者に直接メールを送るホットメールの取組を平成30年6月より運用開始している。
- 台東区は、神田川の洪水予報区域内に存する。神田川洪水予報は平成21年3月から開始している。

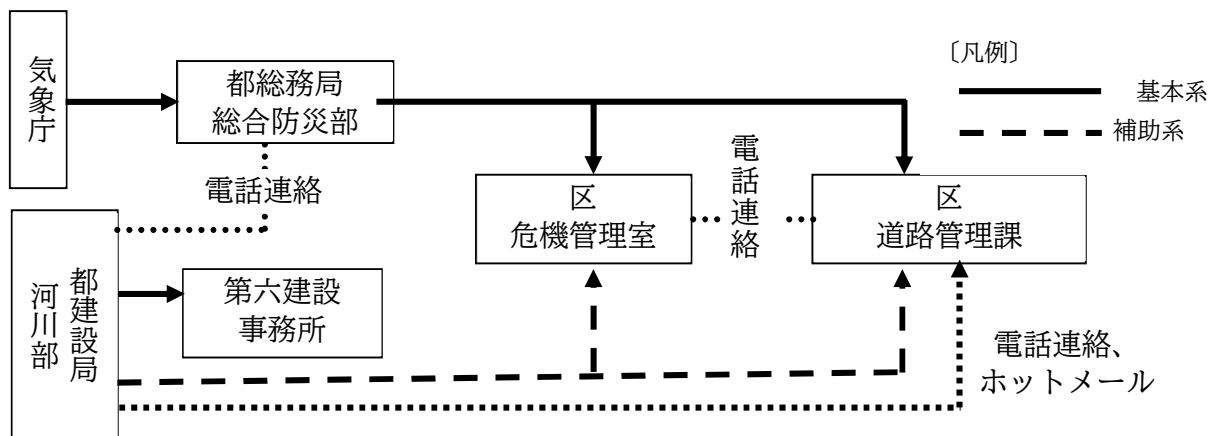
【神田川洪水予報の種類と発表基準】

| 種類 | 発表基準 |
|----------|---|
| 氾濫危険情報 | 基準地点のいずれか1地点の水位が、おおむね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、更に水位の上昇が見込まれる場合に発表する。 |
| 氾濫注意情報解除 | 全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき |

【基準地点と水位】

| 河川名 | 基準地点 | 水防団 待機水位 | 氾濫注意水位 (警戒水位) | 氾濫危険水位 | 氾濫発生水位 |
|-----|------|-------------|------------------|--------|--------|
| 神田川 | 番屋橋 | - | - | 34.10m | 34.93m |
| | 和田見橋 | - | - | 29.72m | 30.59m |
| | 南小滝橋 | - | - | 17.96m | 20.10m |
| | 飯田橋 | - | - | 3.67m | 5.27m |

【神田川洪水予報の伝達系統図】



(基本系)

1. 気象庁から都総務局総合防災部へメールによる送付
- 2-1. 都総合防災部より都防災行政無線FAXで台東区の危機・災害対策課及び道路管理課へ送付
- 2-2. 都総合防災部よりN T T回線FAXで台東区の道路管理課へ送付

(補助系) 基本系を補完するもので、送付内容は基本系と同一

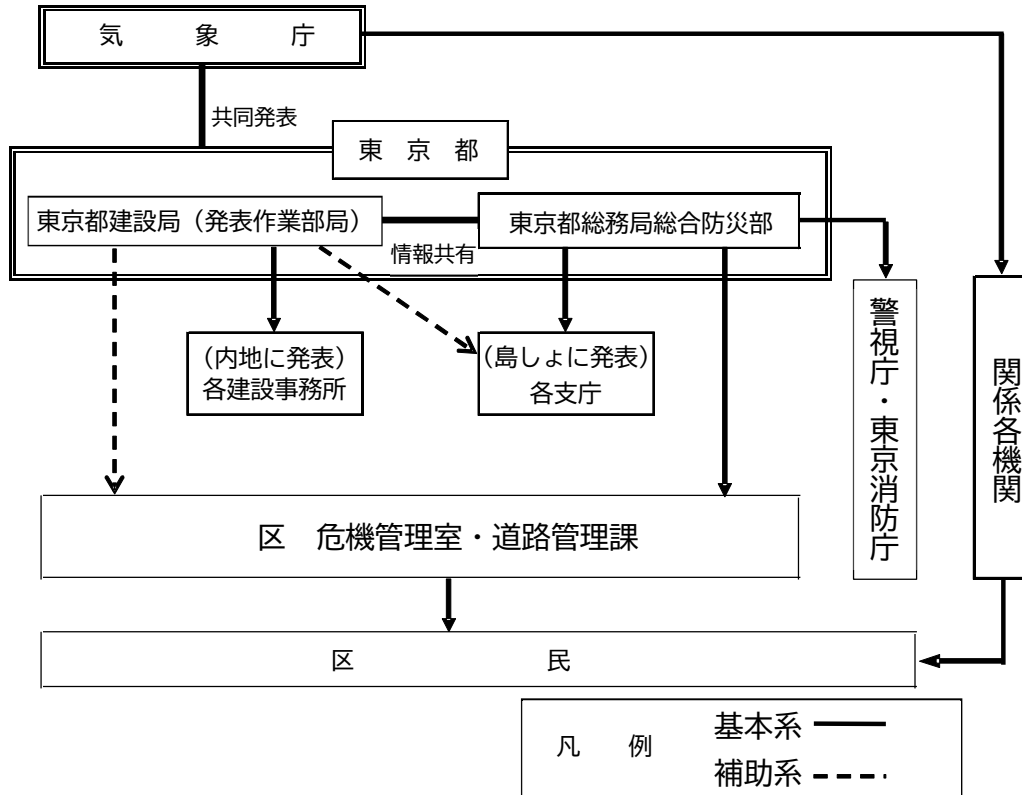
- 都水防本部より防災行政無線FAXで台東区の危機・災害対策課及び道路管理課へ送付
- 都水防本部よりN T T回線FAXで台東区の道路管理課へ送付

3 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報の伝達は以下のとおり行う。

(第5部第1編第4章「がけ崩れ対策」P522 参照)

【土砂災害警戒情報伝達系統図】



(基本系)

1. 東京都総務局総合防災部より防災行政無線FAXで送付

(補助系) 基本系を補完するもので、送付内容は基本系と同一

1. 東京都水防本部より防災行政無線FAXで台東区の危機管理室及び道路管理課へ送付
2. 東京都水防本部よりNTT回線FAXで台東区の道路管理課へ送付

○ 土砂災害警戒情報

| | | |
|----------------|--|------------|
| 土砂災害警戒判定メッシュ情報 | 2時間先までの土砂災害の危険度を1kmメッシュで表示。 | 気象庁 |
| 土砂災害警戒情報 | 土砂災害発生の危険性が高まったときに、都と気象庁から共同で発表される情報。 | 気象庁と東京都の共同 |
| 現地調査情報 | 大雨警報が発表された場合、台東区水防体制職員が、区内の急傾斜地崩壊危険個所の現地調査を実施。目視により情報収集する。 | 台東区水防本部 |

4 高潮に関する主な情報

台東区においては、高潮特別警戒水位の設定がないため、高潮氾濫危険情報は発令されない。台東区における高潮は、神田川と石神井川からの越水が想定されており、河川氾濫と同様の方式で情報を収集し、避難情報を発令する。

高潮に関する独自の情報については、高潮警報などの気象警報を収集し、河川の水位上昇が見られる場合には、高潮浸水想定区域図をもとに、対象地域に避難情報を発令する。

第2章 水防機関の活動

1 河川等の監視及び警戒

(1) 常時監視

区（都市づくり部）は、係員をして管内の河川、堤防等を巡視させ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡し、必要な措置を求めることとする。

(2) 非常監視

- ① 区（都市づくり部）は、気象条件に基づき、監視警戒を厳重にして事態に即応した措置を講ずる。
- ② 台風時以外の高潮に際しては、次の場合にも前項に準じて措置を講ずる。
 - ア 大潮の時期において、風速10m以上の南風のとき。
 - イ その他の時期において、風速15m以上の南風のとき。
 - ウ 潮位の異常上昇の兆候を認めたとき。

2 水防器具、資材及び設備

- 風水害時における水防用資器材等の備蓄倉庫として3か所を設置している。

| 水防用資器材備蓄倉庫 | 所在地 |
|------------|-----------|
| 土木事務所 | 東上野5-14-4 |
| 上野7丁目倉庫 | 上野7-15-69 |
| 北上野倉庫 | 北上野2-16-8 |

- 上記のほか、区内5箇所において、土のうステーション（置き場）を設置している。

| 土のうステーション設置場所 | 所在地 |
|----------------|------------------|
| 山谷堀公園 | 浅草6-45地内 |
| 蔵前水再生センター北側区道 | 蔵前2-1地先（浅第512号線） |
| 台東地区センター | 台東1-25地内 |
| 谷中防災コミュニティセンター | 谷中5-6地内 |
| 防災広場根岸の里 | 根岸3-12地内 |
| 生涯学習センター | 西浅草3-25地内 |

- 管内における水防活動が十分果たせるよう、水防資器材及び設備を準備し、必要に応じて、最寄りの資材業者の所在等を調査し、緊急の補給に備えるものとする。

（資料第106「水防用備蓄資器材在庫状況」資料編P389）

- 区は、あらゆる非常事態を想定し、関係各機関と協力の上、連絡経路または、資材輸送確保のため、あらかじめ万全の措置を講じておくものとする。

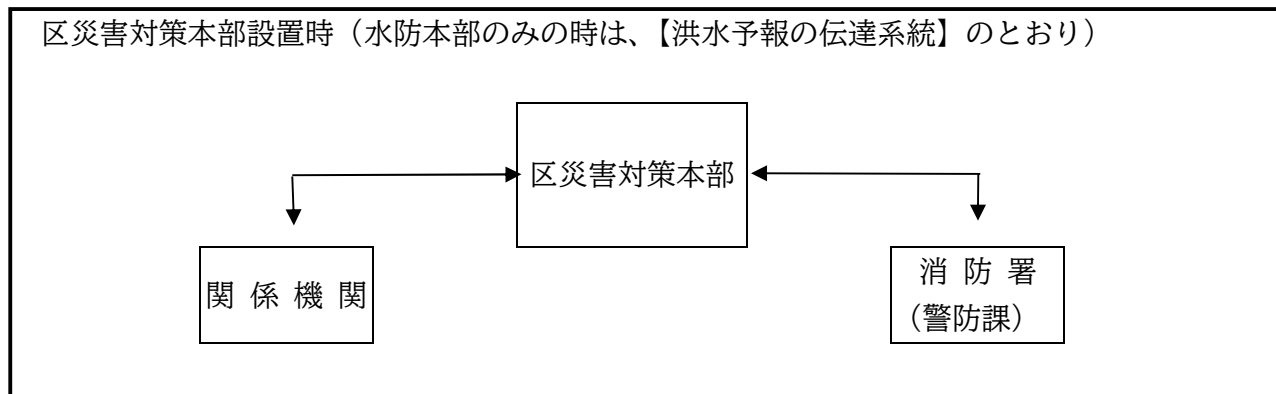
3 水防作業

- 水防活動にあたっては、区長（水防管理者）はじめ、水防関係機関の長が、それぞれの機関の所属員を動員し、作業に従事させる。
- 水防本部長は、管内の水防関係機関と緊密な連絡を保ち、風水害対策活動を実施する。
- 気象状況、洪水及び高潮の予報、河川の水位の情報及び水防警報等の連絡については、あら

かじめ定めた伝達系統により、速やかに周知徹底させるものとする。

- 職員は、水防警報により警戒を要するときは待機し、水害等発生のおそれがある場合は、警戒配置につくものとする。
- 水防上必要な技術的指導については、区の技術職員が当たり、状況に応じて、都建設局及び管内水防管理を行う事業所の技術職員の援助を受けるものとする。

伝 達 系 統 図



4 準備・出動・応援・援助

区長は次の場合、直ちに区職員及び消防機関に対し準備及び出動することを要請する。この場合は、直ちに都建設局（水防本部）に報告する。

（1）準備

- ① 水防警報により、待機または準備の警告があったとき。
- ② 河川の水位、潮位が、水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあり、出動の必要が予想されたとき。

（2）出動

- ① 水防警報により、出動または、指示のあったとき。
- ② 水位または潮位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、危険のおそれがあるとき。
- ③ その他水防上必要と認めるとき。

（3）応援

区長は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者に応援を求める。

（4）援助

区長は、水防のため必要があると認められるときは、警察官の出動を求めることができる。

5 警戒区域の設定

- （1）水防作業のため必要がある場合は、消防機関に属するものは、警戒区域を設定し、無用の者の立入りを禁止し、若しくは、制限し、またはその区域から退去を命ずることができる。
- （2）区長または消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、警戒区域内の居

住者、若しくは水防の現場にある者をして、水防に従事させることができる。

6 決壊時の措置

(1) 決壊の通報及びその後の措置

- ① 堤防その他の施設が決壊し、またはこれに準ずべき事態が発生したときは、水防管理者、警察または消防機関の長は、直ちに関係機関に通報するとともに、関係機関と相互に情報交換するなど、連絡を密にすること。
- ② 決壊後といえども、水防機関の長は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めること。

(2) 立退きの指示

洪水または高潮により著しい危険が切迫していると認められたときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、ラジオ、信号、その他の方法により立退きまたはその準備を指示するものとする。

この場合、遅滞なく管轄警察署長にその旨を通知すること。

(3) 避難誘導等

立退きまたはその準備を指示された区域の居住者については、管轄警察署長は、水防管理者と協力して救出または避難誘導を実施すること。

また、水防管理者は、区内の警察署長及び消防署長と協議の上、あらかじめ立退き先及びその経路等の必要な措置を講じておくこと。

7 公用負担

(1) 水防のため緊急の必要があるときは、区長または消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土石、竹木その他資材の使用、もしくは収用
- ③ 車両その他の運搬用機器もしくは排水用機器の使用
- ④ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担の権限を行使する場合、区長または消防機関の長にあっては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合はこれを掲示すること。

| | |
|---|---------|
| 公用負担権限委任証明書 | |
| 第 号 | 身 分 氏 名 |
| 上の者に〇〇区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。 年 月 日 | |
| 水 防 管 理 者 (または消防機関の長) 氏 名 ⑩ | |

- (3) 公用負担の権限を行使するときは、次のような公用負担命令票を作成し、その一通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずべき者に交付するものとする。
 ただし、現場の事情により、その暇のないときは事後において直ちに処理するものとする。

| 公 用 負 担 命 令 票 | | | | |
|--|-----|------------------|-----|-----|
| 住 所 | | | | |
| 氏 名 | | | | |
| 第 号 | | | | |
| 負 担 者 | | | | |
| 物 件 | 数 量 | 負担内容 (使用、収用、処分等) | 期 間 | 摘 要 |
| | | | | |
| 水防法第 28 条の規定により上記物件を収用 (使用または処分) する。 年 月 日 命令者 身 分 氏 名 ⑩ | | | | |

- (4) 公用負担権限行使によって損失を受けた者に対しては、水防管理団体は時価により、その損失を補償するものとする。

第3章 消防機関が実施する水防活動計画

1 活動方針

洪水、高潮、内水氾濫等により、大規模な水災の発生危険があるときまたは、発生したときは、関係防災機関と密接な連携のもとに水防活動を実施して、水災の被害の軽減に務めるものとする。

2 事前対策

消防方面本部長及び消防署長は、水防活動を効果的に実施するため、関係資料を整理するとともに、必要な計画を樹立し、東京消防庁の施策等を区民に認識させ、水防対策の浸透を図るものとする。

3 水防態勢及び水防非常配備態勢

水防態勢及び水防非常配備態勢は、東京消防庁の定めるところによる。(消防団も同様)

(1) 水防態勢

- ① 情報の収集
- ② 水防資器材の確認
- ③ 水防危険箇所の確認及び広報

(2) 水防第1非常配備態勢

- ① 水防部隊の編成
- ② 水防資器材の点検整備
- ③ 情報の収集
- ④ 水災発生危険箇所の把握及び広報

(3) 水防第2非常配備態勢

- ① 水防部隊の編成
- ② 水防資器材、水、食料、燃料等の準備
- ③ 水防活動、被害状況等の把握

(4) 水防第3非常配備態勢

- ① 水防部隊の増強
- ② 監視警戒の強化
- ③ 水防活動、被害状況等の把握

(5) 水防第4非常配備態勢

- ① 長期水防活動体制の確立
- ② 全水防部隊の編成
- ③ 応援体制若しくは応援受入れ体制の確立

4 水防活動

消防機関の長は、水防管理者から出動の要請を受けたときまたは自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行うものとする。

- (1) 河川、海岸、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求めるものとする。
- (2) 水防法（昭和24年法律第193号）21条に基づき消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、または退去を命ずることができるものとする。
- (3) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、直ちにこれを関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (4) 消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要があるときは、水防法第24条に基づきその区域に居住する者または水防の現場にある者を水防に従事させることができるものとする。

第4編 警備・交通規制

災害発生時における治安維持は風水害応急対策上極めて重要であるため、警察署においては、早期に警備警戒体制を確立し、各防災関係機関と緊密な連絡を保持しながら総力を上げて万全を期す。

第1章 警備活動

1 警備態勢

関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

2 災害に関する情報の収集及び活動

- 災害が発生した場合には、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施する。
- 風水害発生時における警察活動は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 河川及び沿岸水域その他危険箇所の警戒
 - (2) 災害地における災害関係の情報収集
 - (3) 警戒区域の設定
 - (4) 被災者の救出、救護
 - (5) 避難者の誘導
 - (6) 危険物の保安
 - (7) 交通秩序の確保
 - (8) 犯罪の予防及び取締り
 - (9) 行方不明者の調査
 - (10) 遺体の調査等及び検視

3 その他

(1) 警戒区域の設定

災害現場において、区長若しくはその職権を行う職員が現場にいないとき、又は、これらの者から要求があったときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を区長に通知する。

(2) 区への協力

- 区から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。
- 区の災害応急対策従事車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。

- 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。

(3) 装備資機材の調達及び備蓄

- 各警察署、機動隊に装備資機材を保有しておく。
- 災害発生時に不足する装備資機材については、別途、他警察本部の応援及び民間業者からの借り上げにより調達する。

第2章 交通規制

1 交通情報の収集と交通統制

- 道路管理者は、交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を通報する。
- 鉄道事業者は、大型の台風等が接近・上陸する場合等においては、路線の特性に応じて計画運休を実施する。また、利用者等が適切な行動を選択できるよう、実施時間など、できる限り、具体的な情報提供を適切なタイミングで行う。

2 交通規制

- 広域的災害発生の場合には、東京都公安委員会の決定に基づき必要な措置を実施する。
- 被災地及びその周辺を管轄する警察署長は、危険箇所の表示、局地的な通行禁止、一方通行等適切な交通規制を行い、被災地及びその周辺における交通の安全と円滑に努める。

3 車両検問

- 主要幹線道路における車両検問を行い、住民の緊急避難又は応急物資、応急復旧工作資材等の緊急輸送を確保するため、他の一般車両の通行を禁止し、又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

4 その他

- 交通の妨害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋等の応急補強ならびに排水等については、関係機関に連絡し、それらの復旧の促進を図る。

第5編 医療救護・保健等対策

初動医療体制、防疫及び保健衛生等の体制を整備し、災害時に迅速な医療救護等を行う。
(台東区地域防災計画震災編 第2部第6編に準じて対応する。)

第5編
第6部

主な機関の応急復旧活動

| 機関名 | 発災 被害の発生 | | | | |
|---------------|--|-------|-------|-------|-------|
| | 事前情報 収集期 | 情報監視期 | 情報連絡期 | 災害即応期 | 応急対応期 |
| 台東区 | <ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の把握、状況の監視 ○自主避難場所の開設 ○緊急医療救護班、医療救護所の設置（準備） ○医療救護班の派遣 ○医療資器材の供給 ○防疫班等の活動 ○食品衛生 指導班等の活動 | | | | |
| 消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○事前計画（タイムライン等）に基づく活動 ○救助・救急活動 | | | | |
| 警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○事前計画（タイムライン等）に基づく活動 ○救助・救急活動 ○行方不明者の捜索 ○遺体の収容に 協力 ○検視の実施 ○検索要請 | | | | |
| 歯科医師会・ 医師会 | <ul style="list-style-type: none"> ○検案に協力 | | | | |

第1章 初動医療体制

区は、緊急医療救護班及び医療救護所の設置の準備のため、発災前からの情報収集に努める。また、発災後は、人的被害及び医療機関の被害状況や活動状況の把握後、都に報告する。

(第2部第6編「医療救護・保健等対策」第5章【応急対策】P200参照)

第2章 医薬品・医療資器材の供給

第5編 医療救護・保健等対策
第3章 医療施設の確保

(第2部第6編「医療救護・保健等対策」第5章【応急対策】P213参照)

第3章 医療施設の確保

(第2部第6編「医療救護・保健等対策」第5章【応急対策】P217参照)

第4章 防疫体制

(第2部第6編「医療救護・保健等対策」第5章【復旧対策】P218参照)

第6編 避難対策

風水害時には、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策や、集中豪雨等に関する情報提供や注意喚起を講じるとともに、避難情報の発令時には速やかに避難場所等を設置し受け入れ体制を整備する。

第6編
第6部

主な機関の応急復旧活動

| 機関名 | 発災 被害の発生 | | | | |
|------------|---|--------|------------------|--------|-------|
| | 事前情報 収集期 | 情報監視期 | 情報連絡期 | 災害即応期 | 応急対応期 |
| 警戒 レベル | 警戒レベル1 | 警戒レベル2 | 警戒レベル3 警戒レベル4 | 警戒レベル5 | |
| 台東区 | <ul style="list-style-type: none"> ○気象情報の把握、状況の監視 <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等避難の発令 ○自主避難場所の開設 <ul style="list-style-type: none"> ○緊急避難場所の開設 ○都に報告（状況等） ○避難指示の発令 ○ボランティアの受入れ ○避難者把握 | | | | |
| 警察署 消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○警察官・消防職（団）員による避難誘導 | | | | |

第1章 避難体制の整備

- 区は、避難情報の発令区域、タイミング、避難場所、避難経路等の区民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な風水害が発生することを考慮するよう努めるものとする。
- 各種風水害が複合的に発生することが予測される場合でも、本区においては、荒川氾濫以外では浸水深が浅く危険性が低いことや、避難場所における感染症の感染リスクを考慮し、親戚や知人の家に避難する縁故避難や、自宅の2階以上へ避難する在宅避難を避難の基本行動とし、自主避難場所、緊急避難場所への避難が必要最小限となるよう、周知する。
なお、神田川及び墨田川における家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）と土砂災害警戒区域に

居住の区民については、在宅避難ではなく、避難場所への立ち退き避難を原則として、避難情報を発令する。

- 荒川の氾濫を伴う大規模風水害の発生が予想される場合、区は、区民に対し、数日前から、自主的広域避難情報を発表し、浸水が想定されない地域の親戚や知人宅等への「縁故避難」を含む自主的な浸水区域外への避難を行うよう呼び掛ける。
- 広域避難をするに当たっては、浸水しない地域における広域避難場所の確保や鉄道等の避難手段等を確保する必要がある。これらについては、現在、国や東京都、関係自治体等で構成される「首都圏における大規模水害広域避難検討会」において検討中の段階にあるが、令和2年5月27日に公開された中間報告では、前年の台風19号で、広域避難の困難度合いが顕在化し、課題が報告されている。

このような状況であることから、縁故避難を始めとした浸水区域外への避難を原則とし、各種広報媒体において周知していくとともに、区内の浸水しない地域に避難する方法や、やむを得ず浸水区域内に留まった場合の最終手段として、垂直避難があることも念頭に周知をしていく。

- 地域又は町会（自治会）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握する。
- 避難指示等を行ういとまがない場合の区民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定する。
- 2以上の区市町村にわたって所在する避難場所又は2以上の区市町村の被災住民が利用する避難場所の運用について、関係する区市町村と協議して対処する。
- 避難住民の安全を保持するため、災害の事態の推移に即応した適切な措置を講じるため、その内容及び方法等について定める。
 - ・ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
 - ・ 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
 - ・ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
 - ・ 区は、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
 - ・ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- 避難行動要支援者名簿について、避難支援等の実施に必要な限度で、消防署、警察署、民生委員等の避難支援等関係者に提供し、風水害時の避難誘導に活用する。
- 区は、安否確認や避難支援、情報提供について、障害者団体等と連携して取り組む。

第2章 避難情報の判断・伝達

1 避難指示等

| 機関名 | 対策内容 |
|------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 必要に応じ、高齢者等避難の発令 ○ 避難指示の発令 ○ 要配慮者に関する情報収集、安否確認 ○ 都と連携した「警戒レベル」の普及啓発 ○ 自主的広域避難情報[※]の発表（荒川氾濫が想定される場合） |
| 各警察署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ （区が避難指示できない場合等）警察官による避難指示 ○ 災害が発生するおそれがある場合には、区に協力し早期に避難の指示、指導 ○ 避難行動要支援者に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導 ○ 住民の避難誘導 |
| 各消防署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 ○ 被災状況を勘案し、避難に関する必要な情報を区、関係機関に通報 ○ 避難指示の伝達 |

※ 荒川の氾濫を伴う大規模風水害の発生が予想される場合、区は、区民に対し、数日前から、自主的広域避難情報を発表し、浸水が想定されない地域の親戚や知人宅等への「縁故避難」を含む自主的な浸水区域外への避難を行うよう呼び掛ける。

- 区では、風水害から区民の生命及び財産を守り、区における被害を最小限にとどめるため、区民等に対して的確に避難指示等を発令できるよう、避難情報の発令及び伝達について定めている。
 - ・ 避難情報の発令区域・タイミング、緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な風水害が発生することを考慮するよう努める。
 - ・ 区は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
 - ・ 避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。
- 具体的な避難情報の発令及び伝達については、「台東区風水害対応方針」に整理し、「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月改定、内閣府）や「土砂災害警戒避難ガイドライン」（平成27年4月、国土交通省）に改定があった際には、必要に応じて修正していく。
- 避難情報と取るべき避難行動について、高齢者や子供にもわかりやすく伝えられるような表現を工夫して周知する。
- 区は、気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結び

つけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。

- 区は、避難指示の発令の際には、避難場所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

＜避難情報一覧＞

| 措置 | | 根拠 | 役割 |
|--------|---|--|----------------------------|
| 高齢者等避難 | | 地域防災計画等 災害対策基本法第56条 | 区市町村長 |
| 避難指示 | ・避難のための立退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示 | 災害対策基本法 第60条第1項、第3項 | 区市町村長 |
| | (区市町村長が指示できない、 もしくは求めるとき) ・避難のための立退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示 | 災害対策基本法 第61条第1項 | 警察官、 海上保安官 |
| | 避難のための立退きの指示 | 水防法第29条 水防法第29条 地すべり等防止法 第25条 | 水防管理者 知事及びその命を 受けた職員 |

- 警戒レベル
 - ・「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月改定、内閣府)では、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や、災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進を図るため、住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して防災情報を提供するとしている。
 - ・区は、都と連携し、「警戒レベル」の普及啓発を図る。
 - ・区は、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、区民の積極的な避難行動の喚起に努める。

(1) 避難情報の考え方

- 避難情報は、風水害の種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。
- 各種風水害が複合的に発生することが予測される場合でも、本区においては、荒川氾濫以外では浸水深が浅く、危険性が低いことや避難場所による新型コロナウイルス感染症の感染リスクを考慮し、親戚や知人の家に避難する縁故避難や、荒川氾濫を除いて、自宅の2階以上で安全が確保できる在宅避難、自主避難場所、緊急避難場所への避難を組

み合わせた複合的な避難行動を周知する。荒川氾濫以外では浸水深が浅く、危険性が低いことや避難場所による新型コロナウイルス感染症の感染リスクを考慮し、親戚や知人の家に避難する縁故避難や、荒川氾濫を除いて、安全が確保できる在宅での避難、自主避難場所、緊急避難場所への避難を組み合わせた複合的な避難行動を周知していく。

- 神田川氾濫における家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）と土砂災害警戒区域に居住の区民については、在宅避難ではなく、避難場所への立退き避難を原則として、避難情報を発令する。ただし、災害が発生または災害の発生が切迫し移動することが危険な場合は、屋内での退避等の安全確保行動（屋内安全確保）を指示する。
※ 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動
- 高齢者等避難は、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）の避難にかかる移動時間等を考慮して発令する。また、夜間における避難を回避するため、避難を行うための適切な時間帯に発令する。
- 避難指示等は避難場所の開設の有無に拘わらず躊躇なく発令する。
- 避難指示等の発令・解除の判断に際し、東京都等、防災関係機関に助言を求めることができる。

（2）避難情報の発令基準

避難情報は、風水害の種別ごとに気象情報等に基づき、高齢者等避難、避難指示での発令基準を設け、発令基準を満たした場合に発令の判断を行う。

風水害の種別ごとの避難指示等の発令基準は、台東区風水害対応方針において設定している。

- ① 荒川・神田川外水氾濫
 - ・気象情報や3日間積算流域平均雨量、指定河川洪水予報等に基づき、基準を設定する。
- ② 内水氾濫
 - ・気象情報や降雨予想等に基づき、基準を設定する。
- ③ 土砂災害
 - ・土砂災害警戒情報や土砂災害警戒判定メッシュ情報などに基づき基準を設定する。
- ④ 高潮氾濫（神田川、石神井川越水）
 - ・気象情報や指定河川洪水予報等に基づき、基準を設定する。

（3）避難情報の発令対象地域

風水害の種別ごとに避難が必要な地域を示して発令する。

- ① 荒川外水氾濫
 - ・台東区荒川水害ハザードマップにおける浸水区域を対象に発令する。
- ② 神田川外水氾濫
 - ・台東区神田川水害ハザードマップにおける浸水区域を対象に発令する。
- ③ 内水氾濫
 - ・台東区内水氾濫ハザードマップにおける浸水区域を対象に発令する。
- ④ 土砂災害

- ・台東区土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域を対象に発令する。
- ⑤ 高潮氾濫（神田川、石神井川越水）
 - ・台東区高潮水害ハザードマップにおける浸水区域を対象に発令する。

<避難指示等により立退き避難が必要な住民に求める行動>

| 立退き避難が必要な住民に求める行動 | |
|--------------------|--|
| 【警戒レベル3】 高齢者等避難 | <p>【危険な場所から高齢者等は避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 |
| 【警戒レベル4】 避難指示 | <p>【危険な場所から全員避難】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※¹への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※²を行う。 |
| 【警戒レベル5】 緊急安全確保 | <p>【災害発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・区が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。 |

※1 近隣の安全な場所：緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動

2 避難情報の伝達

区民に、気象・雨量情報、河川の氾濫危険情報、土砂災害警戒情報等の災害に関する情報、避難指示等や避難場所の開設状況などの避難に関する情報を提供する。本区では、区民に確実に情報を伝達するため、複数の伝達手段を整備し、情報の緊急度に応じて下表のように活用する。

《伝達する情報と伝達手段》

| 伝達する情報 | 伝達手段 |
|----------------|---|
| 気象・雨量情報等 | <ul style="list-style-type: none"> ・区公式ホームページ（気象警報・緊急情報 欄） ・区公式ツイッター等のSNS ・たいとう防災気象情報メール、台東区防災アプリ（台東防災） |
| 自主避難場所 開設情報 | <ul style="list-style-type: none"> ・区公式ホームページ（気象警報・緊急情報 欄） ・区公式ツイッター ・区公式LINE ・たいとう防災気象情報メール、台東区防災アプリ（台東防災） ・Lアラート（災害情報共有システム） ・Yahoo!防災情報 |
| 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> ・区公式ホームページ（気象警報・緊急情報 欄） ・区公式ツイッター ・区公式LINE ・たいとう防災気象情報メール、台東区防災アプリ（台東防災） ・Lアラート（災害情報共有システム） ・Yahoo!防災情報 ・防災行政無線 ・緊急速報メール（エリアメール） |
| 避難指示 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・区公式ホームページ（気象警報・緊急情報 欄） ・区公式ツイッター ・区公式LINE ・たいとう防災気象情報メール、台東区防災アプリ（台東防災） ・Lアラート（災害情報共有システム） ・Yahoo!防災情報 ・防災行政無線 ・緊急速報メール（エリアメール） ・直接的な呼びかけ（警察、消防等の防災関係機関） ・広報車（区広報車、青色パトロール等） <p style="text-align: right;">など、全ての情報伝達手段</p> |

3 区長による指示

- 区長は、区の区域において危険が切迫した場合には、警察署長及び消防署長と協議の上、地域、避難先を定めて避難指示等を行う。この場合、区長は、直ちに知事に報告する。
- 区長は、災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、人の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めたときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの撤去を命ずる。
- 平成 25 年 6 月の災害対策基本法の改正により、区は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）や都知事に対して助言を求めることができることから、必要に応じて活用する（第 61 条の 2）。
- 区は、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」などから、各地域の特性を踏まえて避難指示等の判断・伝達のための基準や方法等を更新していく。
- 荒川や神田川といった河川ごとに、気象情報や河川水位情報等に基づき、総合的な判断を行い、区民が避難に要する時間を適切に見込んだうえでの、避難指示等を発令していく。

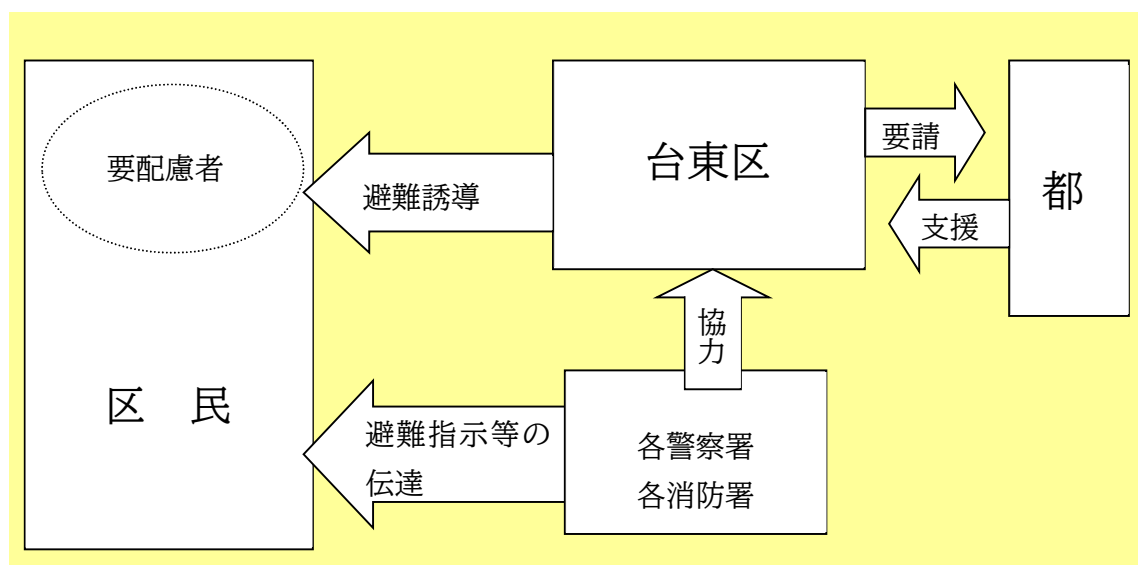
4 警察署による指示

区長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、直ちに区長に対し、避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。

第3章 避難誘導

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|---------|---|
| 区 | ○ 区民の避難誘導 |
| 各 警 察 署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区民の避難誘導 ○ 高齢者等避難、避難指示が出された場合には、区と協力し、あらかじめ指定された避難場所等に、住民を避難誘導する。 ○ 誘導経路については、事前に調査検討し安全を確認しておく。 ○ 誘導する場合は、危険箇所に標示等をするほか、要所に誘導員を配置し、事故防止に努める。 ○ 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。 ○ 避難指示等に従わない者については、説得に努め避難するよう指導する。 |
| 各 消 防 署 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者等避難、避難指示が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を、関係機関に通報する。 ○ 上記の避難経路等については、安全確保に努める。 |

【避難誘導のイメージ】



1 区

- 避難指示等を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- 避難指示等を発令した場合、区は、地元警察署及び地元消防署の協力を得て、あらかじめ指定してある避難場所に誘導する。この場合、区は、避難場所に職員を派遣し、避難場所の開設、運営を行う。
- 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。
- 区は、避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- 区は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するものとする。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努めるものとする。
- 区は、避難指示等について、国〔国土交通省、気象庁等〕、都及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。
- 区は、消防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。
- 区は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川及び水位周知河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- 区は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じていくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。
- 区は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、自主防災組織、民生委員・児童委員、事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援

計画の策定、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

2 警察署

- (1) 避難情報が出された場合には、区に協力し、あらかじめ指定された避難場所に避難誘導する。
- (2) 誘導経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。誘導する場合は、危険箇所に標示、縄張り等をするほか、要点に誘導員を配置し、事故防止に努める。また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。
- (3) 浸水地においては、必要に応じ舟艇、ロープ等の資材を活用し安全を期する。
- (4) 避難指示等に従わない者については、極力説得に努め避難するよう指導する。

3 消防署

- (1) 避難情報が出された場合は、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路及び部隊の運用状況を勘案し、避難に関する必要な情報を関係機関に通報する。
- (2) 上記の避難経路等については、安全確保に努める。

第4章 避難場所等の開設・管理運営

1 避難場所等の開設・管理運営の考え方

- 本区において、荒川氾濫を除き、風水害において多くの区民が避難を要する被害は想定されないことから、区は風水害時には、まず6か所の「自主避難場所」を開設する。避難情報の発令後は、11か所の「緊急避難場所」を追加して開設する。ただし開設箇所数については、気象状況によって適宜変更する。なお、学校の改修等で変更となる場合があるので、毎年、出水期までに広報等で周知する。
- 交通機関の計画運休等により、自宅に帰ることが困難になった者が生じた場合は、区は「緊急滞在施設」を開設する。
- 被災により自宅での生活が困難な区民がいる場合、区は、一時避難する「緊急避難場所」から生活を継続する「避難所」に転換し、自宅で生活できない者は「避難所」に避難する。
- 震災時の避難所とは異なり風水害時の避難場所は、台風や一時的な浸水が終了するまでの安全な場所の提供である。そのため、区による支援も下記のような支援となる。
 - ① 避難場所利用スペース
震災時には、自宅が倒壊や焼損してしまった区民の生活の拠点を保証するものであるが、風水害時の場合、浸水時間が経過するまでの一時的な避難場所の提供となる。また、多くの区民は在宅の避難が可能であることから、避難スペースは限定し、一般避難者には体育館、発熱等の症状がある避難者には会議室等の別室を開放する予定である。
 - ② 避難場所の支援内容
生活の拠点となるものではないため、食事等を始めとする支援物資の提供は行わず、持参させる。夜間の場合、マット、毛布を配布する。
- 避難場所の管理運営を統一的に実施するため、下記の風水害時対応マニュアルを作成する。
 - ①避難場所運営マニュアル ②避難場所管理マニュアル ③職員行動マニュアル

2 自主避難場所の開設

- 自主避難場所は、区が開設し、運営主体となる。
- 区は、集中豪雨や台風などにより起こり得る風水害時において、自主避難場所の開設及び運営が必要と認めた際に開設する。
- 自主避難場所は、災対各部係長級職員及び台東区職員住宅の入居職員等が開設・運営を行う。
- 避難情報（「高齢者等避難」、「避難指示」）の発令と同時に、その対象となる自主避難場所は緊急避難場所に切り替わる。

3 緊急避難場所の開設

- 緊急避難場所は、区が開設し、運営主体となる。
- 緊急避難場所を開設する期間は、台風通過時間、避難場所開設時間にもよるが、延べ36時間程度を見込んでいる。
- 緊急避難場所の開設は、直近の気象情報から避難情報の発令が見込まれる場合、水防情報連絡会議において事前に決定し、災対各部係長級職員及び台東区職員住宅の入居職員に加え、

災対区民部避難所運営課、災対教育委員会避難所運営協力課が加わり災害対策本部体制下において開設する。

- 大規模な土砂災害や浸水被害等で自宅の倒壊や流出が発生し、生活の拠点が失われた区民の生活拠点確保については、緊急避難場所の閉鎖後、避難所運営委員会と協議の上、避難所を開設する。

4 緊急滞在施設の開設

- 緊急滞在施設は、区が開設し、運営主体となる。
- 緊急滞在施設は、交通機関の計画運休等により、自宅に帰ることが困難になった者に対して、区が一時的に提供する避難場所である。
- 風水害については、事前に風雨の状況が一定程度分かることから帰宅困難者は発生しづらい状況ではあるが、公共交通機関の計画運休もあることから区民以外の者を受け入れる施設もあらかじめ準備する。
- 気象警報の発令や風雨の状況により移動が困難な状況下においては、緊急避難の考え方に基づき、自主避難場所や緊急避難場所でも区民に限定せず、避難を求めてきた者を受け入れる。
- 必要に応じ、路上生活者に対し、区内で宿泊所等を運営するNPOと連携して宿泊施設を提供する。

5 避難所の開設

- 避難所の開設は原則、災害対策本部の体制にて対応するものとする。
- 避難所の開設にあたっては、第2部第9編「避難対策」で指定している避難所を、災害の状況等を勘案して開設する。
- 避難所の開設・運営等については、第2部第9編「避難対策」に準じて行う。
(第2部第9編「避難対策」第5章【応急対策】P301参照)
(資料第142「風水害時における自主及び緊急避難場所、緊急滞在施設、避難所一覧」

資料編P443)

第5章 被災者の他地区等への移送

(第2部第9編「避難対策」第5章【応急対策】P316参照)

第6章 要配慮者の安全確保

1 避難行動要支援者名簿の作成

(第2部第9編「避難対策」第5章【予防対策】P282参照)

2 避難行動要支援者の避難支援体制の構築

(第2部第9編「避難対策」第5章【予防対策】P285参照)

第6編 避難対策

第6章 要配慮者の安全確保

3 避難行動要支援者の避難

(第2部第9編「避難対策」第5章【応急対策】P299参照)

4 避難生活の支援

(第2部第9編「避難対策」第5章【応急対策】P308参照)

第7章 広域避難

国は、首都圏大規模水害対策大綱に基づき、首都圏大規模水害対策協議会を立ち上げ、荒川及び利根川の洪水氾濫等の首都圏に影響を及ぼす大規模水害に対する広域避難対策の検討を開始し、都では、平成25年7月に広域避難検討会議を設置し、大規模水害の発生が予想される場合における円滑な避難を検証するためのシミュレーションや、具体的な避難対策について検討している。同協議会は、令和2年5月に「首都圏大規模水害対策協議会 中間報告書」により、検討会におけるこれまでの検討状況と、令和元年台風19号で顕在化した広域避難に関する課題を踏まえて整理した検討成果及び今後の検討課題について報告された。

荒川氾濫などの大規模かつ広範囲な水害の発生が予測される場合、区による対応のみでは限界があり、国土交通省や東京都、関係各自治体、警察、消防、気象庁、ライフライン等の関係機関との連携を密にする必要がある。現在、これらの関係機関が対応を共有する資料として「荒川下流タイムライン（拡大試行版）」を作成し、試行運用を行っている。今後は、内閣府と都が中心となり、平成30年度から検討を進めている「首都圏における大規模水害広域避難検討会」における報告を踏まえながら、荒川氾濫を想定した広域避難や垂直避難のあり方、関係機関との連携のあり方等について対策を講じていく。

1 広域避難体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|--------|---|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模水害等が住民生活に与える影響の周知 ○ 避難方法や安全な場所の住民への周知 ○ 安全に広域避難を実施するための、避難指示等の発令基準の整備 ○ 自治体間の広域避難の仕組み作り ○ 要配慮者対策 |
| 都（総務局） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域避難における区市町村間の総合的な調整 ○ 国、都県、区市町村等の連携体制の整備 ○ 円滑な広域避難の実現に向けた避難方法等の検討 ○ 区市町村間の広域避難の仕組み作りの支援 |
| 都（福祉局） | <ul style="list-style-type: none"> ○ 区市町村における避難行動要支援者名簿の作成等の要配慮者対策の強化を支援 |
| 国 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模広域避難を災害発生前に円滑に行うための制度化を検討 ○ 排水強化・垂直避難の活用等による広域避難対象者の絞込みの検討促進 ○ 民間施設の積極的活用等、広域避難時の自主避難先の確保に関する検討促進 |

(2) 取組内容

《都》

- 大規模な水害等により、自治体の区域を越える広域的な避難が必要となる場合には、広域的な視点から、都が区市町村間の調整を行う。
- 広域避難を行う際には、広域的に整合性のとれた避難対応をとる必要があるため、平時から国、都県、他自治体との連携体制を図る。
- 平時から、避難者の安全かつ効率的な避難が可能となるような方策について、関係自治体や関係機関と連携を図りながら検討を進めていく。
- 広域避難を安全かつ円滑に実施するためには、要請側自治体と受入側自治体との間で相互に協力・連携を図ることが重要であることから、広域での相互応援協定等自治体間の応援協定の改訂・締結を推進し、広域避難を実施するための仕組み作りを支援する。

《区》

- 区では、東京都 23 特別区との「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」を平成 26 年 4 月に見直し、大規模水害などを想定し、被災区の区民を広域避難として他区が受入れるとともに、避難してきた被災区の区民に対して、被災区が実施する業務に要する資材や施設の提供を、支援する区に要請することができる。

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【応急対策】P252参照)

(資料第34「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」資料編P149)

- 区では、河川の氾濫等の大規模な水害が発生した際に、区民等が浸水の影響が少ない場所に避難する時間的余裕がない場合、都営住宅を一時的な緊急避難先とすることに関し、覚書を結んでいる。

(資料第77「大規模な水害時における緊急避難に関する覚書」資料編P313)

- 区は区民に対して、居住地勢等の周知・啓発により、避難への意識づけに努める。
- 広域避難に係る避難指示等の発令タイミングについては、台東区風水害対応方針に定める避難指示等の判断基準等を踏まえ検討する。
- 近隣自治体間において、事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定めた協議等を検討していく。

2 大規模水害時に使用可能な避難所の確保

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模水害に備え、低地等の危険な場所の把握 ○ 大規模水害時に使用可能な避難所の確保 ○ 大規模水害時に被害を受けない備蓄方法の検討 |
| 都 (総 務 局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 近隣県との広域避難者受入れに向けた調整 |

(2) 取組内容

《都》

- 大規模水害の発生のおそれがある場合は、都内の避難所のほか、地理的要因から他県に近接する地域では都外への避難を行う必要も生じる可能性があることから、他県との間で広域避難実施時に円滑な協力が得られるよう、避難者の受入先等について調整を図る。

《区》

- 区民の安全な避難誘導を実施するため、河川管理者が公表する浸水想定区域図や浸水予想区域図を参考に、低地帯や堤防近接地域など、水害の危険性が高い場所の把握を進める。
- 避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や避難者収容人員数の把握などを進める。あわせて関係自治体等との連携を図りながら、自区市町村域外での避難受入先の情報について住民への周知・啓発に努める。
- 河川管理者が公表する浸水想定区域図や浸水予想区域図を参考に、浸水危険性のある備蓄場所の把握を進め、必要に応じて想定される浸水深より高い場所に移動するなどの措置を検討していく。

3 避難誘導

(1) 対策内容と役割分担

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 都本部もしくは他自治体への広域避難要請 ○ 避難指示等の発令 ○ 段階的な避難の呼び掛け ○ 警察署や消防署の協力を得て、他地域へ避難誘導 ○ 必要に応じて、屋内での待避等の安全確保措置の指示 |
| 各 警 察 署 | ○ 区民の避難誘導に対する協力 |
| 各 消 防 署 | ○ 災害状況及び消防力の余力に応じて避難指示等の伝達 |
| 都 本 部 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 広域避難の実施における総合的な調整 ○ 近隣県に対して避難者の受入れの照会・調整 ○ 交通事業者に対する避難手段の提供に関する協力要請 |
| 都 (福 祉 局) | <ul style="list-style-type: none"> ○ 避難者の受入れの照会・調整 ○ 避難者の避難方法を決定、避難手段の確保 ○ 区への要配慮者の避難に対する協力 |

(2) 取組内容

《都本部》

- 大規模な水害の発生が予想される区市町村から広域避難の要請があり、都県境を越える広域避難の必要があると考えられる場合は、都本部から近隣県に対して、避難者の受入れを照会・調整する。
- 区へ気象情報等の情報提供を行うとともに、避難指示等に関し、区からの求めに応じて助

言を実施する。

- 都交通局及び交通事業者に対して、避難手段の提供に関する協力要請を行う。

《都福祉局》

- 区から都本部を通じて広域避難の要請があった場合は、都内のその他の区市町村に対して、避難者の受入に係る照会・調整を行い、関係機関と調整の上、避難者の受入先を決定する。
- 受入先の決定後、受入先の区市町村長に対して避難者の受入体制の整備を依頼する。
- 避難者の避難方法については、当該区市町村と協議の上、被災の予想される時間や地域を考慮して決定する。なお、都交通局及び交通事業者への避難先及び期日の連絡については、都本部を通じて行う。
- 避難者の受入先及び避難方法について、要請元の区市町村へ伝達するとともに、都本部へ報告を行う。

《警察署》

- 区が主体となって行う避難誘導について、区からの協力要請に基づき、住民の避難誘導の支援を行う。警察署は、交通渋滞が発生するおそれがあるなどの場合は、必要に応じて交通誘導・整理等を実施する。

《消防署》

- 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路橋りょうの状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区及び関係機関に通報する。また、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難等を伝達し、関係機関と協力して区民が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。

《都交通局》《交通事業者》

- 都本部から協力要請を受けた都交通局及び交通事業者は、避難手段の提供について協力する。

《区》

① 浸水区域外避難の呼び掛け

- 浸水しない地域における広域避難場所の確保や鉄道等の避難手段等の確保は、現状では困難であるため、浸水区域外避難を始めとした避難を原則とし、各種広報媒体において周知していく。そのため、区は、区民に対し、自主的広域避難情報の発表をするとともに、浸水が想定されない地域の親戚や知人宅等へ避難する縁故避難するよう呼び掛ける。区内の浸水しない地域に避難する方法や、やむを得ず浸水区域内に留まった場合の最終手段として、垂直避難があることも念頭に周知をしていく。

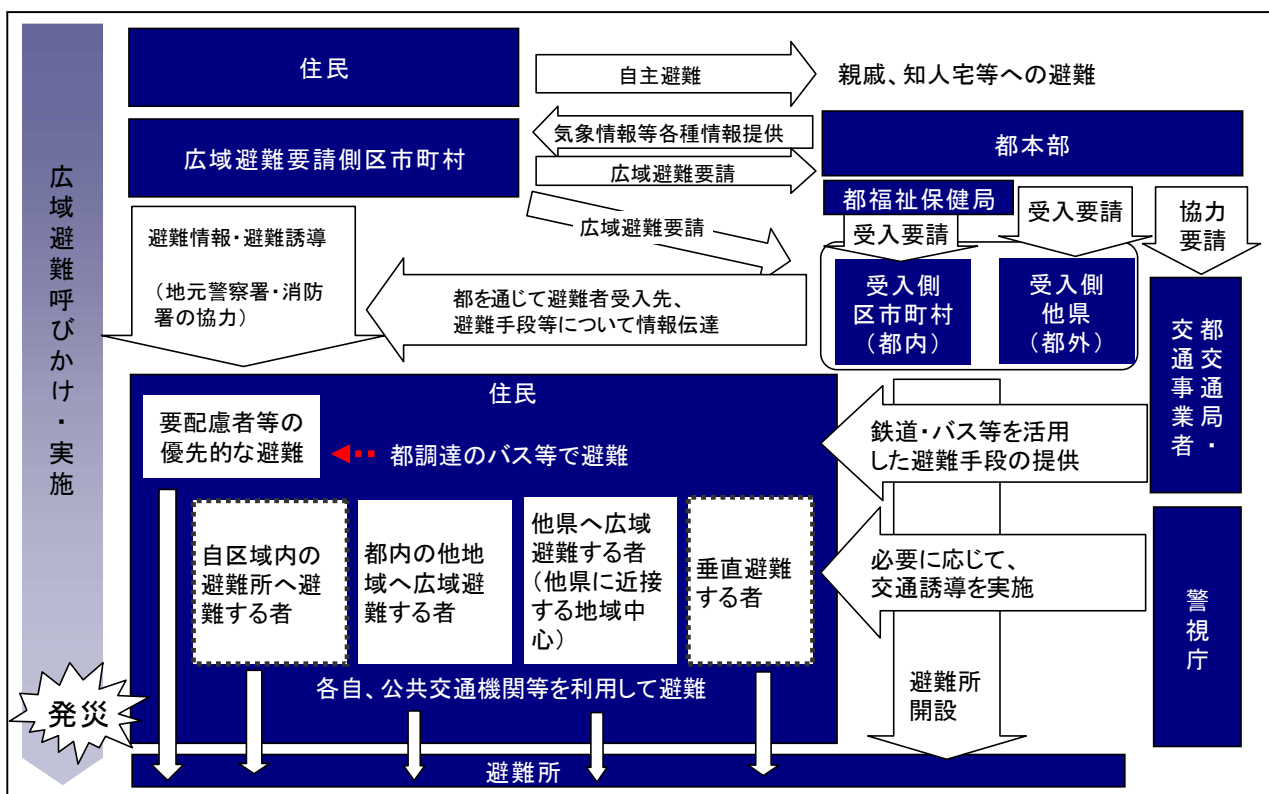
② 広域避難要請の実施

- 区長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、当該区域内で住民を避難させることが困難なときは、都本部に対して、他の区市町村の区域への広域避難の要請（広域避難要請）を行う。なお、区市町村長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先区市町村や他の区市町村に要請等をした場合についても都本部へ報告する。
- 避難者の受入先及び避難手段が確定した後、区長は必要に応じて、区域内の警察署又は

消防署に避難誘導の協力要請を行った後、住民へ避難に関する情報の発信を行う。

- 区長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、避難指示等の発令を行う。
- 避難の実施方法としては以下のとおり。なお、国の首都圏大規模水害対策協議会の検討状況等も踏まえ、具体的な実施手順等については今後検討していく。
 - ・ 要配慮者や低地等に居住する住民については優先的に避難させる。
 - ・ 水害時に使用可能な自区域内の避難所へ避難させる。
 - ・ 水害時に使用可能な都内の他区市町村の避難所へ避難させる。
 - ・ 他県に近接する地域等では、受入れの調整がついた他県の避難所へ避難させる。
 - ・ 必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、災害対策基本法第60条第3項に基づく「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行う。
- 交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民については、地域ごとに設けた拠点へ一時的に集合し、そこから都が調達したバス等で避難先へ向かう。

<広域避難における避難誘導・イメージフロー>



4 避難所の開設・運営

| 機 関 名 | 対 策 内 容 |
|-------------|---|
| 区 | (受入側) ○ 要請に基づく避難所及び二次避難所(福祉避難所)の開設 ○ 避難所運営 ○ その他、本編第4章「避難所の開設・管理運営」において区市町村の役割とされる業務への協力 (移送元) ○ 避難所への職員派遣 ○ 避難所運営への積極的な協力 ○ その他、本編第4章「避難所の開設・管理運営」において区市町村の役割とされる業務 |
| 都 本 部 | ○ 都外の避難所及び二次避難所(福祉避難所)開設状況の把握 |
| 都 (福 祉 局) | ○ 都外の避難所及び二次避難所(福祉避難所)開設状況の把握 ○ 都内避難所の管理運営 ○ その他、本編第4章「避難所の開設・管理運営」において都福祉局の役割とされる業務への協力 |
| 都 (教 育 庁) | ○ 都立学校に避難所を開設する場合の避難所運営協力 |

《区》

- 都福祉局からの要請に基づき避難所を開設する。
- 避難所の運営は原則として受入側区市町村が行い、要請側区市町村は積極的にその運営に協力する。
- その他の事項については、本編第4章「避難所の開設・管理運営」において、区の役割とされる業務に掲げた対策を講じる。

《都本部》

- 都外に避難所及び二次避難所(福祉避難所)が開設された場合、他県と連携し、都外避難所等の開設状況の把握を行う。

《都福祉局》

(開設状況の把握)

- 区市町村からの東京都災害情報システム(D I S)への入力等による報告に基づき、避難所の開設状況を把握する。
- 区市町村から開設状況を把握する際には、避難所における高齢者や障害者、乳幼児の人数等、その後の支援に資するための情報を把握する。

(二次避難所(福祉避難所))

- 区市町村の報告に基づき、二次避難所(福祉避難所)の所在地等について把握する。
- 開設済み二次避難所(福祉避難所)について、区市町村に対し、定期的に受入可能人数を確認する。

- 都立施設について、状況に応じ、地域の二次避難所（福祉避難所）としての役割を果たせるように連絡調整する。
- その他都福祉局は、本編第4章「避難所の開設・管理運営」において都福祉局が行う業務として掲げた対策を講じる。

《都教育庁》

- 避難所となる都立学校は、「学校危機管理マニュアル」及びあらかじめ定める避難所の支援に関する運営計画に基づき、区による避難所の開設・管理運営に協力する。
- 都立学校について、区市町村から臨時の避難所開設の依頼があった場合は、連絡をとり、当該区市町村と連絡をとり、開設・管理運営に協力する。

第7編 物流・備蓄対策の推進

被災者に対し、生命を守るため、食料・水・毛布等の生活必需品を確保するとともに、その物資を迅速かつ的確に避難者に供給する必要がある。

本編では、物資の備蓄や調達、備蓄倉庫、輸送手段の確保等について対策を示す。

(台東区地域防災計画 第2部第5編に準じて対応する。)

主な機関の応急復旧活動

| 機関名 | 発災 被害の発生 | | | | |
|------------|-------------|-------|-------|--------------|----------------|
| | 事前情報 収集期 | 情報監視期 | 情報連絡期 | 災害即応期 | 応急対応期 |
| 都 | | | | ○被災状況の情報収集 | ○食料等の 調達・要請 |
| (水道局) 都 | | | | ○応急給水 | |
| 区 | | | | ○備蓄倉庫の被害状況確認 | ○備蓄物資の搬送 |

第1章 備蓄物資の供給

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【応急対策】P179参照)

第2章 飲料水の供給

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【応急対策】P181参照)

第3章 物資の調達要請

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【応急対策】P184参照)

第4章 支援物資の受入れ・配分

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【応急対策】P185参照)

第5章 義援物資の取扱い

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【応急対策】P185参照)

第7編 物流・備蓄対策の推進
第6章 輸送車両の確保

第6章 輸送車両の確保

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【応急対策】P185参照)

第7章 燃料の確保

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【応急対策】P186参照)

第8章 多様なニーズへの対応

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【復旧対策】P187参照)

第9章 物資の輸送

区は、発災前からの情報収集に努め、必要に応じ、浸水想定区域内の物資や車両について、移動及び浸水防止策を講じる。

(第2部第5編「物流・備蓄対策等の推進」第5章【復旧対策】P189参照)

第8編 ごみ処理・トイレ及びし尿処理・災害廃棄物処理

災害廃棄物処理計画に基づき、災害時のごみ、障害物の処理を迅速に行うとともに、トイレの確保及びし尿の収集・運搬を行い、区民の生活環境の確保を図る。また、災害による建物の倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下、「災害廃棄物」という。）の再利用、適正処理を迅速に行い、被災地の応急対策と復旧・復興の円滑な実施を図る。

第6部
第8編

主な機関の応急復旧活動

| | 発災 被害の発生 | | | | |
|------------------|-------------|-------|-------|---|----------|
| | 事前情報 収集期 | 情報監視期 | 情報連絡期 | 災害即応期 | 応急対応期 |
| 区 | | | | ○し尿の収集・運搬 → ○ごみの収集・運搬 → ○災害廃棄物の収集・運搬・処理 → | |
| (23区・一組) 対策本部 | | | | | ○ごみの処理 → |
| 都下水道局 | | | | | ○し尿の処理 → |

第1章 ごみ処理

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【予防対策】P376参照)

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【応急対策】P392参照)

第2章 トイレの確保及びし尿処理

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【予防対策】P374参照)

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【応急対策】P389参照)

第3章 災害廃棄物処理

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【応急対策】P396参照)

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P427参照)

第9編 ライフライン施設の応急・復旧対策

上下水道、電気、ガス、通信などのライフライン関係機関における活動体制を確立する。また、ライフライン関係機関が相互に連携を保ちながら応急対策、危険防止のための諸活動を迅速に実施する。

主な機関の応急復旧活動

| 機関名 | 発災 被害の発生 | | | | |
|----------|-------------|-------|----------|-----------------------|------------------|
| | 事前情報 収集期 | 情報監視期 | 情報連絡期 | 災害即応期 | 応急対応期 |
| 都水道局 | ○気象情報の収集 | | | ○給水対策本部設置 ○被害状況の把握 | ○応急復旧作業 |
| 都下水道局 | ○気象情報の収集 | | | ○施設の状況把握 | ○応急復旧作業 |
| 都総務局 | ○気象情報の収集 | | | ○施設の状況把握 | |
| 電気・ガス・通信 | ○情報収集 | | ○警戒体制の構築 | ○対策本部設置 ○被害状況の把握 | ○点検活動 ○応急復旧作業 |
| 区 | ○浸水防止対策 | | | ○被害状況の把握 | |

第1章 水道施設

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】P153参照)

第2章 下水道施設

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】
P154 参照)

第3章 電気施設

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】
P155 参照)

第4章 ガス施設

(1) 活動態勢

- 本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各事業所に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。
- 東京ガス以外のグループ各社も、グループ各社の規定に基づき態勢をとる。

(2) 応急対策

ア 災害時の初動措置

- (ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害情報収集
- (イ) 事業所設備等の点検
- (ウ) 製造所、整圧所等における供給操作
- (エ) その他、状況に応じた措置

イ 応急措置

- 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は連携を保ちつつ施設の応急措置に当たる。
- 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。
- その他現場の状況により適切な措置を行う。

ウ 資機材等の調達

- 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により確保する。
 - (ア) 取引先やメーカー等からの調達
 - (イ) 各支部間の流用
 - (ウ) 他ガス事業者からの融通

エ 車両の確保

- 本社地区に、緊急車及び工作車を配備しており、常時稼働可能な態勢にある。

(3) 復旧対策

- ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- 社会的優先度の高い病院などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。

第5章 通信施設

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】
P160 参照)

第10編 公共施設等の応急・復旧対策

鉄道などの交通施設は、多くの乗客・物資を輸送する重要な輸送手段であり、風水害により被害を被った場合、多くの人命にかかわる大事故のおそれがある。そのため、これら交通施設及び公共土木施設並びにその他の公共施設等の被害を軽減し、早期の復旧を行うものとする。

第1章 公共土木施設等

1 道路・橋りょう

(1) 一般道路

- 区は、災害発生時の緊急車両等の通行空間確保のため、台東土木防災協力会と協力して、被害状況を速やかに把握し、対象となる道路上の障害物等を除去し、水防計画に基づき対策活動を行う。
- 上下水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が生じた場合は、当該施設管理者または道路管理者に通報する

(2) 首都高速道路

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】P145参照)

2 河川及び内水排除施設

- 洪水及び高潮等により、被害が発生した場合、各施設の管理者は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧を行い、排水を行う。

| 機 関 名 | 活動内容 |
|---------|--|
| 区 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 風水害対策活動と並行して管内の河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については、直ちに都に報告するとともに、必要な措置を講じる。 ○ 区が管理する河川施設の応急復旧については、大規模なものを除き、都の指導の下に実施する。 ○ 管内地盤高低地域図を参考に、浸水等による被害の程度に応じ、排水施設（雨水桝等）の施設機能を十分活用して、内水排除を行う。 |
| 都 建 設 局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害が発生した場合、直ちに、堤防、護岸、排水施設、防災船着場等の河川管理施設及び工事箇所の被災の発見に努める。 ○ 都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。 ○ 区の実施する応急措置に関し、必要に応じて備蓄資器材の提供、技術的助言及び総合調整を行うほか、応急復旧対策を総合的判断の下に実 |

| 機 関 名 | 活動内容 |
|-----------|--|
| | <p>施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 排水機場施設の被害をとりまとめるほか、総合的判断の下に、移動式排水ポンプ車の派遣を決定する。 ○ 河川における障害物を除去しゅんせつし、清掃船の航行可能河川における浮遊物を除去する。 ○ 巡回・点検及び応急対策については、災害時における応急対策に関する協定により対処する。 |
| 都 下 水 道 局 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 水再生センター、ポンプ所等の排水施設に被害を受けた場合は、特に、氾濫水による被害の拡大防止に重点を置き、区及び水防団体との相互の協力及び応援態勢の確立を図り、速やかに施設の復旧に努める。 ○ 被害が大規模で、復旧活動が都下水道局だけでは実施困難であり、かつ緊急を要する場合には、災害時における水再生センター等の応急復旧業務に関する協定を締結している民間団体に協力を得て対処する。 |

3 急傾斜地等

- 土砂災害発生状況等の情報収集を行い、都へ報告する。
- 土砂災害の危険性が高い箇所について、平時から関係機関や区民に周知を図り、災害のおそれがある場合は、必要な避難対策を実施する。

第2章 鉄道施設

1 地下公共通路等

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】P146 参照)

2 JR東日本

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】P146 参照)

3 東武鉄道

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】P147 参照)

4 京成電鉄

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】P147 参照)

5 東京地下鉄

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】
P148 参照)

6 都営地下鉄

(1) 目的

災害発生により、都営地下鉄線内において、駅施設に被害が生じた場合の緊急点検及び応急活動を、迅速かつ的確に実施するための体制をつくり、利用者及び職員の安全確保、駅施設の効率的な復旧と一刻も早い営業再開を図ることを目的とする。

(2) 災害発生時における初期活動

係員は、災害が発生したときは、次の事項に基づく初期活動により、災害を最小限に食い止めることに努めるものとする。

- 居室内の電熱器・電気ストーブ等は、コンセントからプラグを引き抜き、出火防止に努める。
- 駅長は、駅構内浸水の状況及び運輸指令からの運転中止等の通報により、駅構内の点検及び負傷者の有無等状況の把握に務め、運輸指令に報告する。なお、通信途絶の場合は、ラジオ・テレビ等により情報を収集し、警察署及び消防署への連絡体制をとる。
- 非常放送装置・ハンドマイク等を使用し、正確な情報等に基づく適切な案内放送を行い旅客の動揺防止に努める。

(3) 水防対策

水防対策のシステムは、都の災害対策本部が設置された場合には、その指令に基づいて体制をとる。対策本部を設けなくてもよい程度の水防体制については、通常の指令系統による。

① 防水扉

ア 防水扉の取扱い

- 防水扉の開閉をする必要がある時は、電車部長の指令を受ける。そのいとまのない時は、事後直ちに報告する。

イ 防水扉の取扱い責任者

- 区内の駅で、唯一防水扉が設置されている大江戸線の蔵前駅の防水扉の取扱い責任者は、駅長または関係責任者とする。

ウ 防水扉の警戒及び閉鎖

- 豪雨等のため、ずい道内に浸水のおそれがある場合、駅長または関係責任者は、防水扉の警戒を厳重にし、状況を運輸指令に通報する。
- 防水扉を閉鎖する必要があると判断したときは、運輸指令に通告するとともに関係保守区の出動を要請する。
- 運輸指令から防水扉「閉」の指令を受けたときは、駅長または関係責任者に対して、列車の出発を見合わせる手配をする。

- 防水扉が開くときは、排水が完了したことを確認の上、運輸指令の指示により開扉の手配をする。

② 自動浸水防止機

ア 自動浸水防止機の取扱い及び責任者

- 豪雨等のため、ずい道内に浸水のおそれがある場合または集中監視盤に作動表示があった場合、駅長は警戒を厳重にする。
- 自動浸水防止機の取扱い責任者は、集中監視盤(遠隔操作盤)による取扱いは駅務管理所長(設置駅助役を含む。)とし、手動(現場操作盤を含む)の取扱いは保線管理所長とする。
 - (ア) 自動浸水防止機が自動閉鎖したことをブザー鳴動等で確認したときは、保線管理所長及び運輸指令に通報する。
 - (イ) 台風・豪雨等で自動浸水防止機を閉鎖する必要があると判断されるときは、保線管理所長または運輸指令に係員の出動を要請する。
自動浸水防止機を閉鎖したときは、運輸指令に通報する。
 - (ウ) 駅長は、自動浸水防止機を開放するときは、浸水のおそれがなくなったこと、開いても支障がないことを確認してから保線係員により現場扱いで開放することを原則とする。
自動浸水防止機を開放したときは、直ちに運輸指令及び保線管理所長に報告すること。

③ ずい道内浸水時の列車運転方

- ア 道床面から軌条頭面下 30 ミリまでの浸水の場合
25km/h 以下の速度で注意運転する。
- イ 道床面から軌条頭面までの浸水の場合
15km/h 以下の速度で注意運転する。
- ウ 軌条頭面を超えた場合
その区間は運転中止とする。

(4) 負傷者等の対応

災害発生に伴い、負傷者等が発生した場合には次により対応する。

- ① 負傷者等は、駅長室または最も安全と思われる場所に収容し、応急措置を施すとともに、救急隊の出動を要請する。
- ② 利用者の救護に当たっては、特に障害のある人、高齢者、子供を最優先する。
- ③ 状況により、警察・消防関係及び旅客に協力を呼びかけ、避難・誘導に最善を尽くすものとする。

(5) 施設の点検及び復旧活動

浸水に伴う駅構内の被害状況を的確に把握し、営業再開に向けて効率的な復旧活動を実施する。

- ① 駅構内の主な施設の点検箇所
 - ア 出入口及びホームへの各階段部分
 - イ ホーム及び軌道内の状況
 - ウ 電気機械室の浸水の有無及び事故処置の状況
 - エ その他必要な箇所
- ② 点検箇所の異常の有無を、運輸指令に報告する。
- ③ 運輸指令は、各所からの点検結果を集約し、安全を確認した後、営業再開を指令する。

7 首都圏新都市鉄道

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】
P151 参照)

第3章 社会公共施設等の応急対策

(第2部第3編「安全な都市づくりの実現」第5章【応急対策】 P110 参照)

第11編 応急生活対策

被災者の生活の確保、被災住宅の応急修理、応急仮設住宅の供給を図る。
児童・生徒の生命及び安全並びに教育活動、区民の生活の安定を図るための応急対策を図る。

第1章 遺体の取扱い

1 行方不明者の搜索、遺体の検視・検案・身元確認等

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【応急対策】P380参照)

2 火葬

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P407参照)

第2章 被災宅地の危険度判定

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【応急対策】P387参照)

第3章 家屋被害状況調査等

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【応急対策】P387参照)

第4章 罹災証明書交付

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P387参照)

第5章 被災住宅の応急修理

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P409参照)

第6章 応急仮設住宅の供給

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P409参照)

第7章 被災者の生活確保

1 被災者の生活相談等の支援

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P411参照)

2 被災者の生活再建資金援助等

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P415参照)

3 職業のあっせん

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P418参照)

4 区税の徴収猶予及び減免等

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P419参照)

5 労働力の確保

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P422参照)

6 応急教育

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P423参照)

7 応急保育

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P425参照)

第8章 中小企業への融資

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P421参照)

第9章 義援金の取扱い

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【復旧対策】P413参照)

第12編 災害救助法の適用

第1章 災害救助法の適用

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【応急対策】P399参照)

第2章 災害対策基金

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【予防対策】P379参照)

第13編 激甚災害の指定

第1章 激甚災害の指定

(第2部第13編「住民の生活の早期再建」第5章【応急対策】P402参照)

第 7 部 火山対策計画

第1編 火山対策の方針

第1章 火山対策の目的

- 本対策は、東京都が定めた火山対策のうち、区として伊豆諸島・小笠原諸島の島外避難時の応援協力の実施方針及び区と防災機関の富士山降灰対策の推進を目的とした実施方針を定め、区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

第2章 火山対策の構成

- 火山対策は、島しょ地域における火山対策への応援協力事項、富士山噴火降灰対策があり、ここでは、これらのうち区及び防災機関として実施すべき措置事項を以下の構成でまとめる。

| 構成 | 主な内容 |
|----------------------|-----------------------------------|
| 第1編 火山対策の方針 | 火山対策の目的、火山対策の構成 |
| 第2編 島しょ地域における火山対策 | 区が行うべき措置 等 |
| 第3編 富士山噴火降灰対策 | 富士山噴火時に区及び防災機関等がとるべき 応急・復旧対策 等 |

第2編 島しょ地域の火山対策

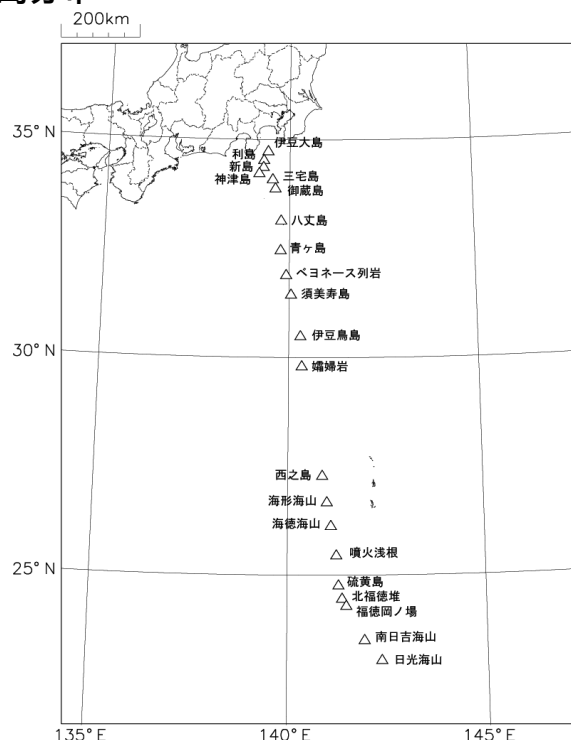
第1章 島外避難者の受入

- 東京湾から南方の太平洋上には、伊豆諸島及び小笠原諸島が連なっており、これらの地域の大部分は富士火山帯に属しているところから、多くの火山島及び海底火山が存在している。
- 火山災害の状況によっては、島外への避難が必要となることが予想される。区は、都から避難者の受入れを指示された場合は、受入れ態勢を整備する。島しょから区へ避難してきた者の避難所の運営は区が行い、移送元の町村は運営に積極的に協力する。
- 島しょ地域の火山、町村名、人口等は次のとおり。

| 区分 | 島名 | 支庁 | 町村名 | 人口(人) | 世帯(世帯) | 面積(km ²) |
|---------------|------|----|------|-------|--------|----------------------|
| 活動的火山が存在する島 | 伊豆大島 | 大島 | 大島町 | 7,150 | 4,402 | 90.76 |
| | 新島 | | 新島村 | 2,495 | 1,328 | 27.54 |
| | 神津島 | | 神津島村 | 1,813 | 924 | 18.58 |
| | 三宅島 | 三宅 | 三宅村 | 2,301 | 1,496 | 55.26 |
| | 八丈島 | 八丈 | 八丈町 | 7,053 | 4,201 | 72.24 |
| | 青ヶ島 | | 青ヶ島村 | 168 | 117 | 5.95 |
| その在の他火山が存在する島 | 利島 | 大島 | 利島村 | 317 | 187 | 4.04 |
| | 式根島 | | 新島村 | 474 | 265 | 3.88 |
| | 御蔵島 | 三宅 | 御蔵島村 | 292 | 164 | 20.39 |

- (注) 1 このほか、住民が居住していない活動的火山が存在する島として硫黄島(自衛隊駐屯地)がある。
 2 人口及び世帯は、住民基本台帳人口(令和5年1月1日現在)による。
 3 面積は、国土地理院「平成5年全国都道府県市区町村別面積調」(平成5年10月1日現在)による。
 4 伊豆大島は火山名称

第2章 東京都の火山島分布



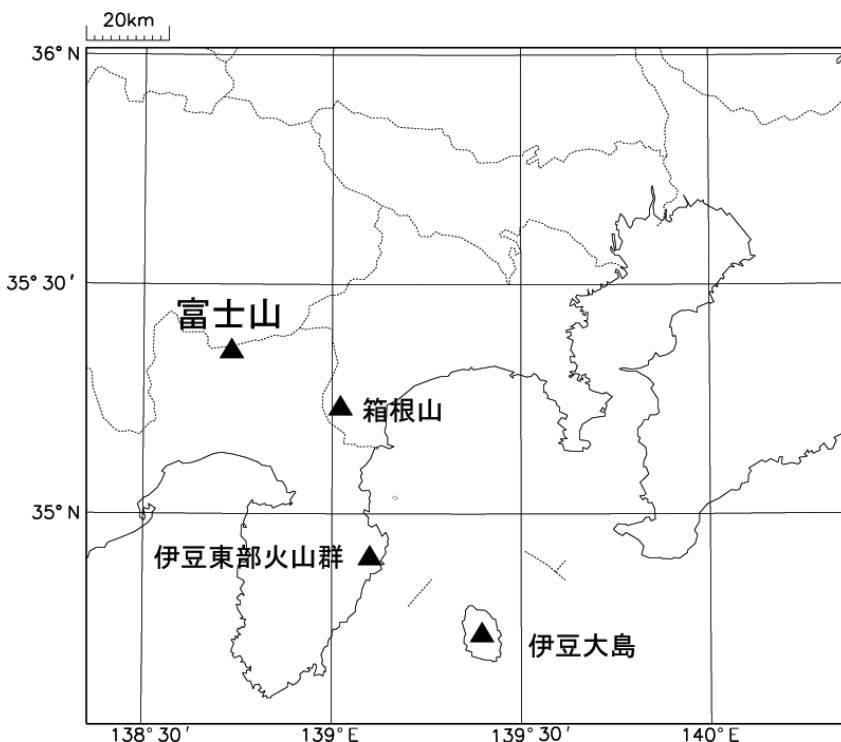
第3編 富士山噴火降灰対策

富士山について、国の火山噴火予知連絡会は、地殻変動は見られないことから、直ちに噴火等の活発な火山活動に結びつくものではないとの見解を示している。しかしながら、仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害及び影響が生じるおそれがあり、区においても降灰の被害が予想されているため、富士山降灰対策について、対策を講じる必要がある。

第1章 富士山の現況等

1 富士山の概要

- 富士山は、我が国に111存在する活火山の一つで、フィリピン海プレート、北米プレート及びユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。
- 標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500 km³で我が国の陸域で最大の火山である。
- 山腹斜面の勾配は、標高1,000m以下では10度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは40度近くとなっている。
- 都内からは、丹沢山地の背後に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っている。富士山山頂火口から都内までの距離は、最も近い檜原村の山梨県境まで約47 km、新宿区の都庁まで約95 km、台東区役所まで約103 km、最も遠い葛飾区の千葉県境まで約115 kmとなっている。



2 富士山の活動史

(1) 富士山の成り立ち

- 富士山は今から約 70～20 万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約 1 万年前に現在の美しい円すい形の火山となったと考えられている。

(2) 過去の活動

- それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかり、古文書等の歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。

(3) 富士山の区分

- 富士山は、約 10 万年から 1 万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動を続ける“新富士火山”に区分されている。
- “古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊(表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊)が発生した。
- “新富士火山”は、山頂火口及び側火口(山頂以外の山腹等の火口)からの溶岩流及び火砕物(火山灰、火山礫等の砕けた形で噴出されるもの)の噴出によって特徴付けられ、噴火口の位置及び噴出物の種類等から五つの活動期に分類できる。

〈新富士火山の主な噴火活動期〉

| 活動期 | 年代 | 主な噴火口の位置 | 噴火の特徴 |
|-----|----------------------|----------|-------------------------------------|
| I | 約11000年前 ～約8000年前 | 山頂、山腹等 | 多量の溶岩流の噴出 噴出量は、新富士火山全体の(8～9割に及ぶ。 |
| II | 約8000年前 ～約4500年前 | 山頂 | 溶岩流の噴出はほとんどなく、間欠的に比較的小規模な火砕物噴火 |
| III | 約4500年前 ～約3200年前 | 山頂、山腹等 | 小・中規模の火砕物噴火及び溶岩流噴火 |
| IV | 約3200年前 ～約2200年前 | 山頂 | 比較的規模の大きい火砕物噴火が頻発 |
| V | 約2200年前以降 | 山腹等 | 火砕物噴火及び溶岩流噴火 |

(4) 最近の活動

- 平成 12 年(2000 年)10 月から 12 月まで及び翌年 4 月から 5 月までの間にかけて、富士山直下の深さ 15 km 付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。

3 富士山における噴火の特徴

これまでに分かっている「新富士火山」の噴火の主な特徴は、次のとおり。

- 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約 2200 年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも 781 年以降 10 回の噴火が確認されている。

4 国による検討

- 平成 12 年(2000 年)10 月から 12 月まで及び翌年 4 月から 5 月までには富士山直下の深さ 15km 付近を震源とする低周波地震の多発が観測され、改めて富士山が活火山であることが認識された。仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあるため、平成 13 年(2001 年)7 月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立(後に東京都も参加)され、火山防災対策の確立のため、平成 16 年(2004 年)6 月に富士山ハザードマップが作成された。
- ハザードマップの作成においては、過去 3200 年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流等の各現象について数値シミュレーション等により到達範囲等が求められた。
- 富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがある。

| | |
|--------------|--|
| 火山活動に起因する現象 | 溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震(地殻変動)、津波、空振及び火山ガス |
| 火山活動に起因しない現象 | 斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ及び落石 |

- 平成 16 年(2004 年)6 月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、関係する県及び市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、並びに富士山が日本でも有数の観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成 17 年(2005 年)9 月に「富士山火山広域防災対策」として取りまとめられ、中央防災会議に報告された。
- 影響が広範囲に及ぶ大規模な噴火の対策として、警戒避難体制の整備や火山専門家の知見の活用や育成については、活動火山対策特別措置法にその趣旨が反映されたが、降灰対策については課題として残されていた。

このため、大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方を検討するため、平成30年8月に中央防災会議 防災対策実行会議に「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が設置され、令和2年4月に「大規模噴火時の広域降灰対策について―首都圏における降灰の影響と対策― ～富士山噴火をモデルケースに～」が報告された。

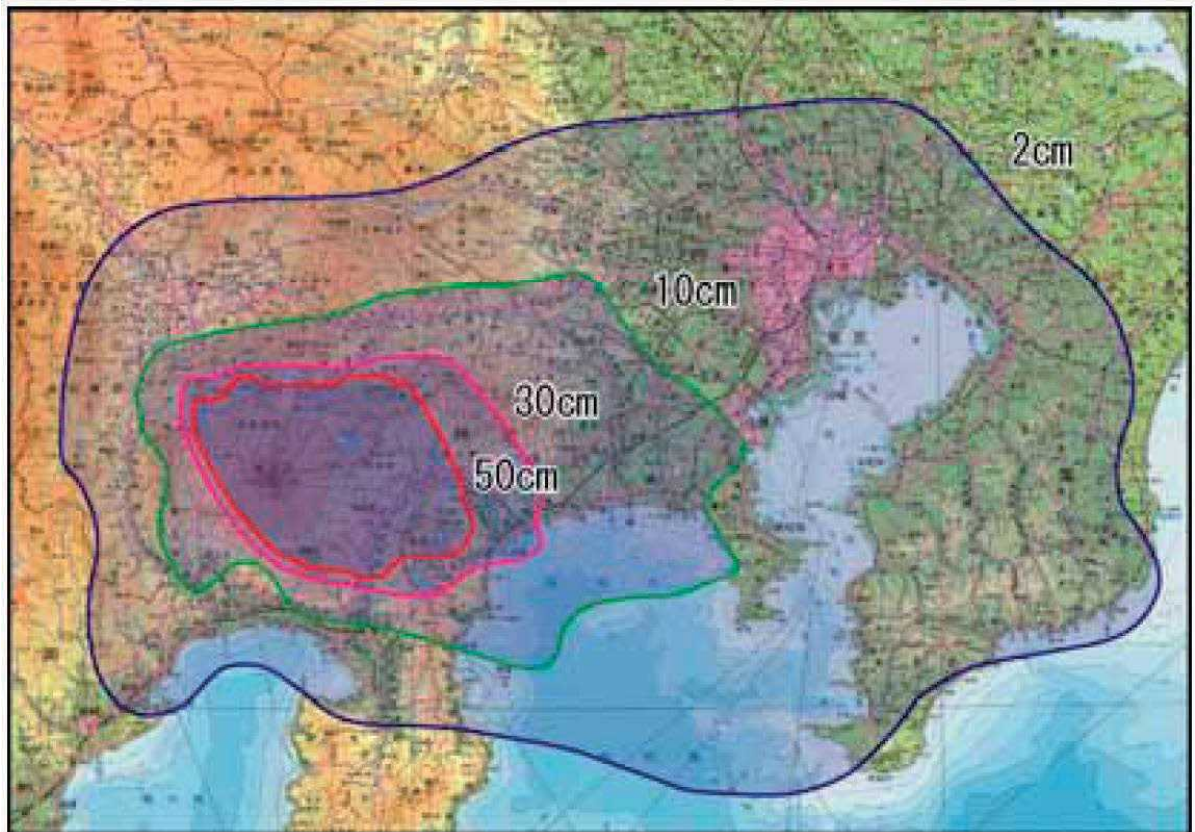
5 噴火による被害想定

(1) 被害想定

- 本計画では、国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会が、平成16年(2004年)6月に公表した「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定を計画の基礎とする。
- 東京都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。
- なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化する。
- 噴火の規模及び被害の概要は次のとおり。

| | 内容 | |
|--------|--|---------------------------------------|
| 噴火の規模等 | 規模 | 宝永噴火と同程度 |
| | 継続期間 | 16日間 |
| | 時期 | ①梅雨期 ②その他の時期 |
| 被害の原因 | 降灰 | |
| 被害の範囲 | 都内全域 | |
| 被害の程度 | 八王子市及び町田市の一部 その他の地域 (具体的範囲は別図のとおり) | 10cm程度 2～10cm程度 |
| 被害の概要 | 降灰に伴うもの | 健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響 |
| | 降灰後の降雨等に伴うもの | 洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害 |

(2) 降灰予想図(降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲)



第3編
第7部

出典富士山火山広域防災対策基本方針より

第2章 予防計画

(1) 予防計画の作成

- 富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きい。本章では、降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画を策定する。
- 予防計画の実行に当たっては、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体、防災市民組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体等のつながりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、都とともにこれらの進め方について検討していく。

(2) 火山観測

① 富士山における国の火山観測体制

- 富士山における国の火山観測体制

| 気象庁 | | 東京大学地震研究所 | | 防災科学技術研究所 | | 国の他の機関 |
|--------|---|-----------|---|-----------|---|--------------------------------------|
| ・地震計 | 6 | ・地震計 | 8 | ・地震計 | 6 | 国土地理院及び海上保安庁が地殻変動観測、水準測量等の観測を実施している。 |
| ・GNSS | 3 | ・傾斜計 | 1 | ・傾斜計 | 6 | |
| ・空振計 | 2 | ・歪計 | 1 | ・雨量計 | 4 | |
| ・傾斜計 | 2 | ・体積温度計 | 1 | ・気圧計 | 4 | |
| ・監視カメラ | 1 | ・全磁力 | 1 | ・GNSS | 6 | |

- 気象庁の実施する火山観測

| 区分 | 内容 |
|---------|---|
| 震動観測 | 地震計により、火山、その周辺に発生する火山性地震及び火山性微動を観測する。 |
| 地殻変動観測 | GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域における膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。 |
| 表面現象の観測 | 監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物等の観測を行う。また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。 |
| その他の観測 | 磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測する。 |

(3) 区民等の防災行動力の向上

地域防災計画第2部第2編第5章【予防対策】に準じた方法により、下記の事項について普及啓発していく。

- 日頃から報道機関、都、区等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等を理解しておく。
- マスク、目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。
- 降灰を屋内に浸入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認する。
- 地域で行われる防災訓練及び防災事業に積極的に参加する。
- 町会等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。
- 要配慮者がいる家庭では、事前に情報を提供しておく。

第3章 災害応急・復旧対策計画

(1) 応急活動体制

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【応急対策】P240参照)

(2) 噴火情報等の種類と発表

平成19年(2007年)12月に気象業務法(昭和27年法律第165号)が改正され、5段階の噴火警戒レベルが導入された。これにより、これまで防災上の注意事項であった火山観測情報、臨時火山情報及び緊急火山情報に代わって法律上の警報にあたる噴火警報が発表されることとなった。

| 警報 | 対象範囲を付した警報の名称 | 対象範囲 | 噴火警戒レベル(警戒事項等) | 火山活動の状況 |
|------|---------------|---------------|-------------------|--|
| 噴火警報 | 噴火警報(居住地域) | 居住地域及びそれより火口側 | レベル5(避難) | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。 |
| | | | レベル4(避難準備) | 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている。) |
| | 噴火警報(火口周辺) | 火口から居住地域近くまで | レベル3(入山規制) | 居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 |
| | | | レベル2(火口周辺規制) | 火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。 |
| 噴火予報 | 噴火予報 | 火口内等 | レベル1(活火山であることに留意) | 火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。) |

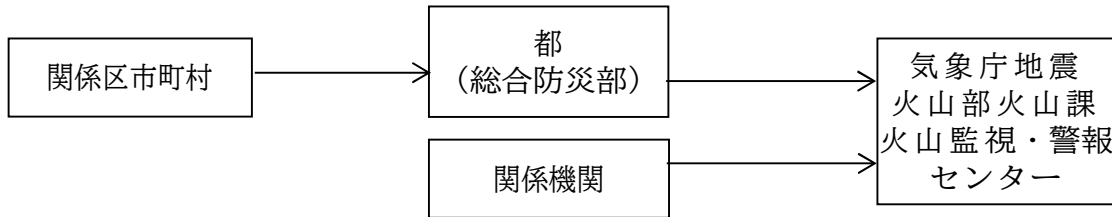
(3) 情報の収集及び伝達

降灰による被害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。

ここでは、降灰情報の伝達及び降灰による被害発生時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定める。

① 火山（降灰）情報

東京都内の降灰の状況は、下記の経路を通じて、気象庁地震火山部火山課火山・監視センターに集約される。



- 降灰調査項目は、以下のとおりとする。

調査項目

- 降灰の有無及び堆積の状況
- 時刻及び降灰の強さ
- 構成粒子の大きさ
- 構成粒子の種類、特徴等
- 堆積物の採取
- 写真撮影
- 降灰量及び降灰の厚さ※（※可能な場合）

| 階 級 | 解 説 |
|-----|--------------------------------|
| 1 | 降っているのがようやくわかる程度 |
| 2 | 降っているのが明確にわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度 |
| 3 | 降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1 mm以上積もる程度 |

- 東京都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説資料は、都、区市町村及び関係防災機関に伝達される。
- 火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果並びにこれに関する状況について、区は、次により速やかに情報の伝達を行う。

| 機関名 | 内 容 |
|-----|--|
| 区 | 降灰に関する重要な情報について、気象庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て住民に周知する。 |
| 都 | 都各局は、都総務局から受けた火山活動に関する情報を直ちに関係する所属機関等に通報する。 当該火山活動地域に所在する事業所は、収集した情報を各局に通報する。 |

② 降灰予報

気象庁は平成20年より降灰予報の発表を開始した。

平成27年3月に量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を発表することとした。

また、活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、降灰の範囲を事前情報として発表するとともに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。

気象庁が提供する降灰予報は、以下の3種類

○ 降灰予報(定時)

噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表

噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表

18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲及び小さな噴石の落下範囲を提供

○ 降灰予報(速報)

噴火が発生した火山に対して、直ちに発表

発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供

○ 降灰予報(詳細)

噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表

降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表

噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布及び降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供

降灰量階級及び降灰の厚さ

| 降灰量階級 | 予想される降灰の厚さ |
|-------|----------------|
| 多量 | 1 mm以上 |
| やや多量 | 0.1mm以上 1 mm未満 |
| 少量 | 0.1mm未満 |

③ 情報連絡体制

(第2部第8編「情報通信の確保」第5章【応急対策】P269参照)

(3) 応援協力・派遣要請

降灰により被害を受けまたは受けるおそれがある場合、各防災機関及び住民は協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救助・援護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

(第2部第7編「応急対応力の強化」第5章【応急対策】P251参照)

(4) 警備・交通規制

降灰による被害発生時には、視界不良や衝突事故などが急増し、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、都と連携し、区民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。

(第4部第4編「東海地震事前対策」第7章P485参照)

(5) 避難

○避難所の開設

(第2部第9編「避難対策」第5章【応急対策】P302参照)

○衛生管理

(第2部第6編「医療救護・保健等対策」第5章【応急対策】P206参照)

○要配慮者の安全確保

(第2部第9編「避難対策」第5章【応急対策】P285、293参照)

○防疫

(第2部第6編「医療救護・保健等対策」第5章【復旧対策】P218参照)

○動物救護

(第2部第9編「避難対策」第5章【応急対策】P313参照)

(6) 救援・救護

(第2部第6編「医療救護・保健等対策」第5章【応急対策】P200参照)

(7) 交通機関の応急・復旧対策

(第2部第4編「安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保」第5章【応急対策】P143、【復旧対策】P163参照)

(8) ライフライン等の応急・復旧対策

降灰による被害を受けた場合の対策は、「第2部第4編安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保【応急対策】・【復旧対策】」を準用する。なお、都市ガス施設の大半を占めるガス管は、道路下に埋設されているため、降灰の影響を受けない状況にある。

(9) 宅地の降灰対策

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び市民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなる。

このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。各関係機関は、平時から緊密な情報交換を行う必要がある。

宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則である。しかし、一般の住民では対応が困難な対策については、区が対応する。

各機関の対応は、次のとおりである。

| 機関名 | 内容 |
|---------------|---|
| 区 | ○ 宅地の降灰について、以下の対策を行う。 1 降灰予報及びその他火山情報の把握 2 宅地の降灰運搬 3 収集した降灰の処分 4 測定 5 被害額の算定及び報告 |
| 都都市整備局 | ○ 降灰予報及びその他火山情報火山情報の把握、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告及び進達を行う。 |
| 国土交通省都市・地域整備局 | ○ 都及び区からの降灰による宅地、公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。 |

(10) 火山灰の収集及び処分

① 火山灰の収集・運搬

- 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。
- 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。
- 火山灰の収集・運搬については、区及び各施設管理者が行うものとする。

② 火山灰の除去・処分

- 火山灰の処分の方法については、関係機関との検討を踏まえ、今後詳細に決定する。
- 都は、大量の降灰に備え、火山灰の除去・処分方法について明確な指針を示すとともに、降灰による都市基盤への影響について、的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うことを国に働きかけていくことから、区はこの方針に従うものとする。

用語集

用語集

第2部第2編 区民と地域の防災力向上

| 用語 | 説明 |
|---------|--|
| 事業所防災計画 | 東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災を最小限にとどめるため、都及び区の地域防災計画を基準として、事業者単位で作成する計画 |
| 自主防災組織 | 地域の初期消火活動や救護活動、避難場所への安全な移動など、地域の防災活動を担う組織で、町会を主体に結成されている。 |
| 大規模災害 | ライフラインや鉄道機関等に多大な影響を及ぼし、住民に大きな被害を与える危機性をはらんでいる災害をいう。 |

第2部第3編 安全な都市づくりの実現

| 用語 | 説明 |
|----------|---|
| 木造住宅密集地域 | 老朽化した木造住宅等が密集し、また公園などのオープンスペースが少なく道路が狭いなど、防災上、住環境上の課題を抱えた地域 |
| 延焼遮断帯 | 地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間 |
| 特定建築物 | 建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された建築物のうち、多数の者が利用する一定規模以上の建築物、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物をいう。 |
| 急傾斜地 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）では、傾斜度が30度以上である土地を急傾斜地と定義している。 |
| 土砂災害警戒区域 | 土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を整備すべき土地の区域 |

第2部第4編 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

| 用語 | 説明 |
|-------------|---|
| 緊急輸送道路 | 高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、又は指定拠点を相互に連絡する道路 |
| 特定緊急輸送道路 | 東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例第7条に基づき、特に耐震化を推進する必要がある道路として指定した道路をいう。 |
| (道路) 障害物除去 | 災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。 |
| 緊急通行車両 | 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第32条の2で定める次の車両をいう。 1 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車 2 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両で標章が掲示されているもの |
| 緊急道路障害物除去路線 | 原則として上下各1車線を確保し、避難・救護・救急対策等のための震災後初期の緊急輸送機能の回復を図るために、道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、障害物除去や簡易な応急復旧作業を優先的に行う、あらかじめ指定された路線 |
| 緊急輸送ネットワーク | 震災時の救助や救急、医療活動、緊急輸送を円滑に行うため、応急活動の中心となる施設（指定拠点）と指定拠点相互間を、陸・海・空・水上・地下の多ルートで結ぶネットワーク |
| 緊急交通路 | 災害対策基本法第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する道路の区間をいう。 |
| 緊急自動車専用路 | 発災直後に道路交通法による交通規制を行い、人命救助、消火活動等を行う緊急自動車等のみを通行させる路線 |

第2部第5編 物流・備蓄対策等の推進

| 用語 | 説明 |
|-------------------|---|
| 緊急輸送路 | 知事が指定する拠点（指定拠点）への輸送路、または、指定拠点を相互に連絡する輸送路 |
| 災害時給水ステーション（給水拠点） | <p>災害時の断水に備え、都が飲料水を確保している浄水場、給水所等及び応急給水槽をいう。</p> <p>居住場所から概ね半径2 km 程度の距離内に1か所ある災害時給水ステーション（給水拠点）には、応急給水用資器材を配備している。</p> |
| 応急給水槽 | 地震等の災害時に備え、住民の居住場所からおおむね半径2 km の範囲内に給水拠点のない空白地域を解消するために都が設置する応急給水のための水槽をいう。 |

第2部第6編 医療救護・保健等対策

| 用語 | | 説明 |
|---|-------------|--|
| 広域災害救急医療情報システム (EMIS) (Emergency Medical Information System:イーミス) | | 災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供するためのシステム |
| 医療救護所等 | 緊急医療救護所 | 発災後速やかに、災害拠点病院などの近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む）に設置する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所 |
| | 避難所医療救護所 | おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所（病院がない地域等は、おおむね超急性期までに設置） |
| | 医療救護活動拠点 | 急性期以降に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所 |
| 災害拠点病院等 | 災害拠点病院 | 主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される） |
| | 災害拠点連携病院 | 主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院 |
| | 災害医療支援病院 | 主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院（災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院） |
| 科災害拠点精神 | 災害拠点精神科病院 | 措置入院患者及び隔離・拘束中の患者の受け入れを行う病院で、国の示した基準等に基づき都が指定する病院 |
| | 災害拠点精神科連携病院 | 医療保護入院患者の受け入れを行う都が指定する病院 |
| 災害薬事センター | | 地区薬剤師会と連携して区が設置する。医療救護所や避難所等への医薬品等の供給拠点。 |
| 東京DMAT (東京 Disaster Medical Assistance Team:ディーマット) | | 大震災等の自然災害や交通事故等の災害現場で救命処置等を行うための専門知識を習得した医師、看護師等で編成される災害医療派遣チーム |
| 東京DPAT (東京 Disaster Psychiatric Assistance Team:ディーパット) | | 被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関等とのマネージメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム |

| 用語 | 説明 |
|---|--|
| DHEAT (Disaster Health Emergency Assistance Team:ディーヒート) | 被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所の指揮調整機能の支援のために、災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員を中心として編成する災害時健康危機管理支援チーム |

第2部第7編 応急対応力の強化

| 用語 | 説明 |
|----------------|--|
| 非常配備体制 | 災害が発生するおそれがある場合もしくは災害が発生した場合等、必要に応じて第1次から第3次までの非常配備体制をとり、災害に対応することとしている。 |
| 緊急非常配備体制 | 夜間・休日等勤務時間外に災害が発生した場合、災害対策本部が開設されるまでの間の応急対策活動を迅速に遂行するため、警戒待機及び緊急非常配備体制指定参集職員並びにその他の参集職員により編成する緊急非常配備体制をとる。 |
| 緊急非常配備体制指定参集職員 | 区役所本庁舎から5 km 圏内に住む職員を緊急非常配備体制指定参集職員としている。 |
| 図上訓練 | 防災訓練のうち、実際に現場での各種訓練行動等を行わず、ロールプレイング方式により訓練者へ一定の条件を付与することにより、応急対策業務の判断調整能力を高めるための訓練をいう。実動訓練の対語でもある。 |

第2部第8編 情報通信の確保

| 用語 | 説明 |
|------------|---|
| 緊急地震速報（警報） | 地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。 |

第2部第10編 帰宅困難者対策

| 用語 | 説明 |
|---------------|--|
| 帰宅困難者 | <p>事業所、学校等に通勤し、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。</p> <p>(東京都帰宅困難者対策条例第1条より)</p> |
| 一時滞在施設 | <p>帰宅が可能となるまで待機する場所がない帰宅困難者(駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者など)を一時的に受け入れるための施設</p> |
| 災害時帰宅支援ステーション | <p>災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設</p> |
| 帰宅支援対象道路 | <p>徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルート。都は、帰宅支援対象道路として16路線を指定している。</p> |

第2部第11編 放射性物質対策

| 用語 | 説明 |
|-------------|---|
| 原子力災害対策重点区域 | <p>国の原子力規制委員会が平成24年10月に策定した「原子力災害対策指針」において重点的に原子力災害に特有な対策を講じる区域として定められている区域である。</p> <p>当該区域内においては、平時からの住民等への対策の周知、住民等への迅速な情報連絡手段の確保、緊急時モニタリング体制の整備、退避・避難等の方法や医療機関の場所等の周知などが必要である。</p> |

第2部第13編 住民の生活の早期再建

| 用語 | 説明 |
|--------------|---|
| がれき | 震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等のこと。広義としては、緊急道路障害物除去により道路上より撤去したがれきも含む。 |
| 激甚災害（激甚災害制度） | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。 |
| 検視・検案 | 検視とは、検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。 |

第3部 震災復興計画

| 用語 | 説明 |
|--------|--|
| 災害復興計画 | 災害により重大な被害を受けた場合において、都市の復興並びに区民生活の再建及び安定を図るため、策定する計画 |

第5・6部 風水害編

| 用語 | 説明 |
|------|---|
| 水防活動 | 洪水または高潮により、堤防等に漏水、侵食または越水等が発生するおそれがある場合、その被害を最小限にとどめるために応急措置を講ずる活動のことをいう。 |
| 水防計画 | 水防法第7条の規定に基づき、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門・排水機場の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動、水防管理団体（区市町村）と他の水防管理団体とにおける協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。 |

台東区民憲章

あしたへ

江戸の昔、「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたちのまち台東区には、磨き抜かれた匠の技や気さくで人情あふれる暮らしが、今もあちらこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、伸びゆく住みよいまちを目指し、この憲章を定めます。

たからものを うけつぎ こころゆたかな まちにします

おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします

おもいやり ささえあい あたたかな まちにします

みどりを いくしみ さわやかな まちにします

いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします

(平成18年12月14日 告示 第688号)

花の心 たいとう宣言

台東区は古くから
花に親しむ心が受け継がれ
今なお 人々の暮らしの中で息づいています

花は 人の心を豊かにし
安らぎとゆとり 希望と勇気を
もたらします

全ての区民が 花を慈しむ心と
おもてなしの心を育み
心豊かで うるおいのあるまちを目指すことを願い
ここに 花の心 たいとう宣言をします

(平成二十八年四月一日 告示 第二百二十号)



東京都台東区地域防災計画 令和6年度修正〔本編〕

令和6年8月

編集 東京都台東区防災会議
発行 東京都台東区総務部危機・災害対策課
〒110-8615 東京都台東区東上野四丁目5番6号
電話 03 (5246) 1111 (代)

印刷 株式会社外為印刷

令和6年度登録第17号